

I 総括的概要

平成 20 年度のわが国経済は、前半は、原油・原材料価格の高騰に伴う企業収益の悪化に加え、輸出の減少や、個人消費に代表される内需の落ち込みなどの影響により、減速傾向で推移した。後半は、米国の金融危機に端を発した世界同時不況の大波に覆われ、商工会議所 L O B O 調査においても、21 年 2 月の全産業業況 D I が、マイナス 73.4 と平成元年の調査開始以来、最悪を記録するなど、わが国は、未曾有の経済危機に直面した。地方経済は疲弊の度を強め、特に、地域経済を支えている中堅企業や中小・小規模企業はきわめて厳しい経営環境にあり、政府に対し、大型景気対策のスピード実施と持続的な成長戦略策定を求める声が日増しに強まった。

こうした状況を踏まえ、当所では、8 月に要望書「福田改造内閣に望む」を政府・与党に提出したほか、9 月には、要望書「麻生新内閣に望む」を取りまとめ、岡村会頭が総理に直接手渡し、その実現を強く求めた。また、21 年 3 月には「当面の経済運営に関する緊急提言」を、同 4 月には、「新しい経済対策に対する第二次緊急提言」を取りまとめるなど、積極的な提言活動を展開した。

こうした働きかけの結果、政府において「安心実現のための緊急総合対策」（8 月）、「生活対策」（10 月）、「生活防衛のための緊急対策」（12 月）が相次いで決定され、実施された。また、21 年 4 月に入り、「経済危機対策」（国費約 15.4 兆円・事業費約 56.8 兆円）が決定された。小企業等経営改善資金融資（マル経）制度については、21 年度から、融資限度額の拡大（1,000 万円→1,500 万円）と融資期間・据置期間の延長が図られた。

一方で、わが国経済の持続的な発展に向けて、税制、社会保障制度、中小企業活力強化、地方分権、地域経済活性化等に関する意見・要望活動も適時実施した。税制においては、中小企業の欠損金の繰戻し還付の 20 年度前倒し復活が実現。事業承継税制については、取引相場のない株式等に係る相続税（80%）・贈与税（100%）の納税猶予制度が創設されたほか、中小企業に対する軽減税率の 2 年間引き下げ（22%→18%）が実現した。また、社会保障制度については、「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保へ向けた『中期プログラム』」が 12 月に閣議決定され、経済状況の好転後に税制抜本改革を行うこととされた。

他方、経済のグローバル化に対応するため、A S E A N 経済ミッション（9 月・マレーシア、タイ、ベトナム）を派遣した。また、世界各国・各地域間で経済連携協定（E P A）、自由貿易協定（F T A）締結の動きが加速する中、当所では、政府ならびに関係各方面に締結促進の働きかけを行った。その結果、日本インドネシア E P A、日本ブルネイ E P A は 20 年 7 月に、日本アセアン E P A、日本フィリピン E P A は 20 年 12 月に発効した。このほか、日本ベトナム E P A、日本スイス E P A が 20 年度に署名された。現在、全国に 21 の事務所を設置して、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、アセアン、フィリピンとの E P A に基づく特定原産地証明書の発給を行っている。

また、ビジネスの現場に大きな変革をもたらすデジタル化・ネットワーク化に対応するため、電子証明書の発行や、中小企業経営者向けの I T 経営気づき研修会等の開催に努めた。このほか、厳しい雇用情勢に対応し、当所に中央ジョブ・カードセンター、全国 134 の商工会議所に地域ジョブ・カードセンター等を設置し、正規雇用促進に取り組んだほか、検定拡充 5 % 運動を推進した。さらには、低炭素社会の実現に向けて、「商工会議所環境行動計画」を策定した。

商工会議所運営においては、岡村会頭が提唱した「個が光るイノベーション」を具体化するため、「商工会議所 中期行動計画」（勇気ある挑戦～イノベーションによる中小企業と地域の再生を目指して～）

を7月に策定した。本計画は、商工会議所自らの組織・活動を見直し、当面する課題に対して着実に取り組むための3カ年の行動計画（8項目43テーマで構成）であり、22年度までの3年間、日本商工会議所の役割、各地商工会議所の役割を明確にしつつ、PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルを活用しながら、着実な推進を図っていくこととした。

なお、経済危機が深刻化する中、厳しい経済情勢・経営環境に直面し、その打開を図る各地商工会議所の取り組みへの支援を強化するため、21年2月に「各地商工会議所緊急支援本部」を設置し、各地商工会議所訪問による実情把握、税制改正、委託・補助事業等の情報提供サービスの強化等に努めた。また、「不況克服・元気プロジェクト1515」（21年3月）を取りまとめ、全国商工会議所一丸となって推進した。

20年度の各種事業項目についての総括的概要は以下のとおりである。



麻生首相に再三にわたり、経済危機打開を要望する岡村会頭
（写真左は20年10月、同右は21年3月、いずれも首相官邸）

1. 国や自治体に取り組むべき施策の積極的な提言

(1) 地域経済情勢・景気動向の迅速かつ的確な把握と、適時適切な経済・財政政策の実施を提言・要望

①経済・財政政策に関する提言活動

7月に鴨下環境大臣、9月には二階経済産業大臣と与謝野経済財政政策担当大臣、11月には公明党、12月には麻生総理大臣との懇談会・意見交換会を開催したほか、政府・与党等における審議会・委員会・研究会等での意見陳述や要望書の提出等を通じて、わが国経済の持続的発展や地域再生、中小企業の活力強化に向けた諸施策の実現について強く訴え続けた。

このうち、「福田改造内閣に望む」（20年8月8日）については、政府の「安心実現のための緊急総合対策」（20年8月29日）において、補正予算により事業規模11.5兆円（財政支出1.8兆円）の対応が行われ、多くの要望項目が実現した。

また、「麻生新内閣に望む」（20年10月9日）については、生活者、金融対策と中小企業零細企業等企業活力向上、地方の3つを重点分野とした政府の「生活対策」（20年10月30日）において、補正予算により事業規模27兆円（財政支出6兆円）の対応が行われることとなった。

世界同時不況が深化する中、21年3月に「当面の経済運営に関する緊急提言」を取りまとめ、岡村会頭が総理に直接手渡し要望した。その中で、わが国の新たな最優先課題は、「雇用や仕事の増大をもたらす新たな有効需要の創出」であり、同時に、政府は、わが国が将来目指すべき「中期的な成長シナリオ」を明確に提示し、企業や国民に明るい将来展望を抱かせ、潜在活力を引き出して、

わが国経済を「内外需バランスのとれた成長」に導くことが重要とし、Ⅰ．経済・財政・金融・税制対策の大胆な総動員、Ⅱ．スピード感をもって実施すべき具体的な即効策、の2項目を当面の課題として、早急に対策を講じるよう求めた。

続いて、21年4月には「新しい経済対策に対する第二次緊急提言」を取りまとめ、要望を行った。その中で、あらゆる政策を総動員し、「雇用や仕事の増大をもたらす新たな有効需要を創出」することが重要とし、Ⅰ．社会インフラ整備の複数年度前倒し執行、Ⅱ．中小企業・中堅企業の金融対策を柱とする事業継続支援の大幅な拡充、Ⅲ．経済波及効果の大きい消費等の拡大に向けた一層の支援、Ⅳ．革新的技術開発・普及による低炭素社会の構築、Ⅴ．「国民生活の安心・安全の確保」のための政策、6．地方の実情に応じた地域の再生・活性化、の6項目を当面の課題として、その実現を求めた。

この結果、政府の「経済危機対策」（21年4月10日）において、内需下支えによる「底割れ」の防止、財政出動に関する国際協調の実践、予想される失業率悪化への対処、民需主導経済への円滑な移行などを考慮し、多年度による対応も視野に入れ、補正予算により、国費 15.4 兆円程度（事業費 56.8 兆円程度）の対応が行われることとなった。本対策の総合的な経済効果として、21年度実質GDP成長率の2%程度の押上げ、また、需要拡大による40～50万人程度（1年間）の雇用創出が見込まれている。



二階経産大臣に要望書を説明する岡村会頭(写真中)



麻生首相と懇談する岡村会頭
(写真左から2人目)ら経済界首脳

② L O B O 調査等による地域の景気動向等の把握

平成元年4月にスタートした商工会議所 L O B O（早期景気観測）調査については、商工会議所イントラネットを活用し、迅速かつ的確な調査・集計を行った。20年度には調査対象の一層の拡充を図った（21年3月現在、405商工会議所管内の2,585業種組合等が参加）。また、7月から、四半期毎に、札幌、仙台、新潟、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、高松、福岡の各商工会議所の協力を得て12大都市の地域の経済動向・実態を把握する調査を開始した。これらにより景気動向の的確な把握に努めるとともに、調査結果を各種政策提言等の裏付けとして有効に活用し、要望活動を展開した。

(2) 国民の安心を確保する社会保障制度改革のあり方について提言・要望

わが国の社会保障制度については、年金、医療、介護の一体改革を通して、少子高齢化社会に対応した国民が信頼できる「持続可能な制度」を実現することが求められている。そこで当所では、

政策委員会および社会保障小委員会において社会保障制度の在り方について検討を行い、10月2日に提言『わが国の社会保障制度改革のあり方』～『持続可能な社会保障制度』の実現に向けて～』を取りまとめた。

提言では、社会保障制度改革にあたっての基本認識として『社会保険方式の自助と共助を基本とする』という考え方を堅持し、自己負担と保険料負担で足りない部分を公的負担で補う」として、いる。また、当面は、16年の法改正で決まった基礎年金の国庫負担割合の2分の1引き上げを21年度に完成することが重要であり、今後の少子高齢化社会に対応できる「持続可能な国民皆年金」については、今後30年間を見据えた制度設計を講ずる必要があると提言している。具体的な改革の方向として、年金については、①一定の保険料納付を義務付ける枠組み(社会保険方式)を維持、②無年金問題の解消のために、給付の最低加入年数を現行25年から10年に短縮、年金未納(未加入)期間は、受給資格者に2分の1を限度に年金を支給、③納税者番号(社会保障番号)の導入。医療・介護については、①効率化等による給付総額の抑制、②医療従事者不足対策等を提言している。

こうした働きかけに対し、「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保へ向けた『中期プログラム』」が12月24日に閣議決定され、安心強化と財源確保のため、経済状況の好転後に税制抜本改革を行うこととされた。年金については、国庫負担割合の2分の1引き上げる法案が国会に提出されており、平成21年度は財政投融资特別会計を財源に充当することとなっている。医療については、21年度予算に医師確保、救急医療対策として78%増の措置がされ、医師派遣等推進事業、産科医療確保対策等が盛り込まれた。

(3) 中小企業の活力強化にとって望ましい税制の実現に向けた提言・要望

毎年度実施している税制改正要望について、商工会議所へのアンケート調査等に基づき、税制小委員会で検討を行い、9月に「平成21年度税制改正に関する要望」を取りまとめ、政府・与党等に対し、わが国中小企業の活力強化に資する税制措置等の実現を要望した。また、事業承継税制については、当所事業承継対策特別委員会において、制度化に向けた具体的な検討を行い、9月に「平成21年度事業承継円滑化のための税制改正に関する要望」を取りまとめ、「平成21年度税制改正に関する要望」とともに、政府・政党に提出した。

その後、10月から12月にかけて、全国の商工会議所とともに積極的な陳情活動を展開。この結果、わが国経済全体の活性化の観点から12月に税制改正大綱が取りまとめられ、特に、事業承継税制の制度化をはじめ、中小企業の経営基盤強化に資する税制措置が実現されることとなった。

まず、商工会議所が昭和39年以来、要望し続けてきた「事業承継税制の抜本的拡充」について、「取引相場のない株式等に係る相続税の80%納税猶予制度」が、経営承継円滑化法の施行日(20年10月1日)に創設、さらに、生前一括贈与を促進するため「取引相場のない株式等に係る贈与税の100%納税猶予制度」が、21年4月1日に創設された。なお、相続税の基礎控除額・税率の見直しについては、さらに検討を進め、税制抜本改革の際に実現を図るものとされた。

経済危機の克服に向け、特別に盛り込んだ「景気回復に資する特別要望」に関し「設備投資・研究開発・耐震化促進等のための税制措置」として、人材投資促進税制・中小企業等基盤強化税制・中小企業新事業活動促進法に基づく措置の延長の2年延長や、中小企業の欠損金の繰戻し還付の20年度前倒し復活が実現したほか、耐震改修促進税制が拡充・延長された。「住宅取得・消費拡大のための税制措置」として、住宅ローン減税の延長・拡充等、長期優良住宅の新築に係る投資型減税制

度の創設、住宅リフォームに係る投資型減税制度の創設、住宅省エネ改修促進税制・住宅のバリアフリー改修促進税制の5年延長が講じられた。「証券市場の活性化のための税制措置」として、現行証券優遇税制の3年延長、少額投資優遇措置の創設などが実現した。

「企業の競争力・成長力の強化」に関し、中小企業に対する軽減税率の2年間引き下げ（22%→18%）、中小企業の事業再生を支援する新たな認定スキームの創設に基づく税制措置が講じられた。なお、役員給与の損金算入制度の見直しについては、業績悪化改訂事由の明確化や事前確定届出給与に係る届出が簡素化された。また、省エネ・低炭素経営の促進に向け、エネルギー需給構造改革設備等の即時償却制度の創設、資源生産性向上促進税制の創設が実現。環境税の導入は見送られた。さらに、海外子会社配当益金不算入制度が創設された。

「従業員に配慮した企業年金・退職金制度の充実強化」に関し、企業型確定拠出年金に導入されるマッチング拠出（事業主負担の範囲内でかつ事業主と合わせて拠出限度額の範囲内で行う個人拠出）の掛金の所得控除、確定拠出年金の拠出限度額（企業型で他の企業年金がない場合：4.6万円→5.1万円等）の引き上げなど、確定拠出年金が拡充された。

「地域経済の活性化」に関し、「固定資産税の負担軽減等」については、固定資産税の負担調整措置や商業地等に係る固定資産税の条例減額制度の延長が3年間延長されるとともに、条例による商業地等および住宅用地に係る固定資産税額の上昇を抑制する制度が創設された。

「不動産の流動化促進」については、21～22年中に取得した土地等の長期譲渡所得の1,000万円特別控除制度が創設されたほか、21～22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例が創設された。さらに、土地の売買等に係る登録免許税の軽減措置が据え置かれた。事業用の長期保有土地等の買換え特例の延長が3年延長された。「地域産業の振興」について、中小企業地域資源活用・農商工連携・企業立地促進に係る特例が2年延長された。「商店街の活性化」について、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律の制定に伴い、土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の適用対象に、同法の認定を受けた商店街活性化事業計画または商店街活性化支援事業計画に基づく事業の用に供するために土地等を譲渡した場合が追加された。

「経済社会の変化への対応」に関し、「少子化対策・子育て支援」について、事業所内託児施設等の割増償却制度が2年延長された。なお、子育て・低所得就業者支援に向け、給付付き税額控除制度の導入が検討されることとなり、同制度に欠かせない納税者番号制度の導入の検討がなされることとなった。

(4) 中小企業に一層の活力をもたらすための諸施策に関する提言・要望

経済活力の源泉である中小企業に一層の活力を与え、地域の人々の雇用を守り、地域の活性化を実現するため、中小企業において事業継続と絶え間ないイノベーションへの挑戦が可能となる政策面での環境整備が強く求められている。このため、6月に「平成21年度中小企業関係施策に関する要望」、9月には、「平成21年度中小企業・小規模事業対策の拡充強化に関する要望」を取りまとめ、その実現に努めた。

20年10月に国民生活金融公庫、中小企業金融公庫などが統合・設立された「株式会社日本政策金融公庫」の法制定審議において、当所は、中小企業金融に係る新たな貸付残高の縮減目標を設定しないこと、中小企業の危機対応時に機動的かつ円滑に資金供給が受けられるよう必要十分な財政措置を講じることなどを各地商工会議所とともに要望。その結果、それらの要望が附帯決議に盛り

込まれて法案が成立した。

(5) 小規模事業対策予算の十分な確保を要望

三位一体改革による国から地方への税源移譲により、多くの地域において小規模事業対策予算が削減されている中で、各地商工会議所の同予算の十分な確保に向け、当所として、政府、全国知事会等に対し引き続き要望活動を行った。また、11月には中小企業関係四団体連名により、小規模対策予算等の拡充・強化について、全国知事会、各都道府県知事宛に要望書を提出し、予算の十分かつ確実な確保措置を強く求めた。

(6) 労働関係法規の見直しへの対応

産業構造の変化が進展する中で、19年度に引き続き、厚生労働省を中心に労働関係法規の見直しについて検討が行われた。当所では、中小企業が置かれている現状を考慮したうえで労働法制の検討が行われるよう、審議状況に合わせて労働小委員会を開催し、委員からの意見を踏まえ、審議会等の場を通じて意見を反映させるとともに、労働法制の改正等に対する中小企業の円滑な対応や中小企業の実態に即した雇用・労働環境の整備を支援するため、法制度等の周知・啓発を行った。

時間外労働の割増賃金率の見直しなどを規定した改正労働基準法が、20年12月に成立した（22年4月施行見込み）。月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が現行の25%以上から50%へ引き上げられることとなったが、中小企業は適用から除外され、法施行後3年間経過後に適用するか否か検討することとなった。当所は、そもそも割増賃金率引き上げには反対と主張していたが、結果として、企業の経営実態などを訴えた商工会議所の意見が斟酌され、中小企業への配慮が盛り込まれた。

労働者派遣制度のあり方について、日雇派遣（30日以内の期間を定めて派遣元事業主に雇用される形態）の原則禁止などを盛り込んだ労働者派遣法改正の政府案が国会に提出された。当所は、労働政策審議会において、日雇派遣が禁止され、民間の職業紹介事業による労働者と企業とのマッチングに支障が出た場合には、政府がハローワークなどを通じて責任を持って必要な措置を講じるべき、また、改正法の成立から施行までに十分な準備期間を確保すべきなどと主張した。

障害者雇用の促進について、法定雇用率に満たない企業に課される障害者雇用納付金制度の適用対象を現行の301人以上から拡大すること、法定雇用率の維持、および短時間労働者の雇用率算入などを盛り込んだ改正障害者雇用促進法が、20年12月に成立した。当所は、労働政策審議会において、障害者雇用納付金制度の適用対象の拡大については、中小企業の支払い能力や、厳しい経営環境を強いられている中小企業の実態を踏まえ、納付金の額を恒久的に大企業とは別立てとすべきことを主張し、施行から3年間に限り、大企業5万円に対し、中小企業4万円とされた。また、法定雇用率を超えて障害者を雇用する企業に対して支払われる調整金については、中小企業は非常に厳しい経営環境の中、障害者雇用に積極的に取り組んでおり、大企業と同額にすべきと主張し、その主張が取り入れられ、大企業と同額とされた（超過一人1カ月あたり27,000円）。

仕事と子育ての両立支援について、21年4月、育児・介護休業法改正法案が国会に提出された。具体的には、（ア）3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度の設置を事業主の義務とし、労働者から請求された時の所定外労働免除を制度化、（イ）父母ともに育児休業を取得する場合、1歳2か月（現行1歳）までの間に、1年間育児休業を取得可能とすることなどが盛り込まれ

た。当所は、労働政策審議会において、保育施設の拡充や、事業主に対する支援策などとも関連付けて、法制化・施行していくべき、また、少子化対策は喫緊の課題だが、改正法の施行までに十分な準備期間を確保するとともに、中小企業に対する十分な支援策が必要であると主張した。

短時間労働者（パートタイム労働者）について、労働条件の明示、通常の労働者との均衡待遇確保（賃金－努力義務、職務に必要な訓練－義務、など）、通常の労働者への転換を推進するための措置の義務化などを盛り込んだ改正パート労働法が、20 年 4 月に施行された。当所は、賃金の均衡確保は支払い能力が前提であることなどを条件に、法改正を容認した。

最低賃金制度について、地域別最低賃金の決定にあたり生活保護との整合性も配慮すべきこと、罰金額の上限引き上げ（2 万円→50 万円）、産業別最低賃金は最低賃金法の罰則は適用しないものの存続すること等を盛り込んだ改正最低賃金法が 20 年 7 月に施行された。当所は、最低賃金の中長期的な引き上げに当たっては、経済・企業・雇用動向、中小企業の生産性向上の進展状況、経営環境の変化等を踏まえた実態を十分に把握した上で進めるべきであり、現下の情勢における最低賃金の大幅引き上げに反対、と主張している。また、20 年度の最低賃金水準については、中央最低賃金審議会および成長力底上げ推進戦略円卓会議において検討が進められ、（ア）生活保護額が最低賃金額を上回る 12 都道府県（北海道、青森、宮城、秋田、埼玉、千葉、東京、神奈川、京都、大阪、兵庫、広島）については、その乖離額を解消期間で除して得た金額と、以下の（イ）における金額とを比較して大きい方の額、（イ）上記（ア）以外の 35 県については、A ランク 15 円、B ランク 11 円、C ランク 10 円、D ランク 7 円という結論となった。その結果、全国平均で 16 円という引き上げ幅となった。

雇用保険制度については、事業主負担 100%の雇用保険二事業について、廃止を原則として徹底的な評価を行い、そのあり方について抜本的な見直しを行うよう主張した。また、雇用保険料率引き下げについては、21 年度に限り、料率を 0.4%引き下げることとなった。

法制度等の周知・啓発について、上記の一連の法改正および最低賃金の審議の動向などについて、商工会議所イントラネットなどを通じて、積極的な普及啓発活動を行った。

(7) 外国人労働者の受け入れのあり方についての検討および提言・要望

外国人労働者の受け入れについて、20 年 6 月、「外国人労働者の受け入れのあり方に関する要望」を発出し、中長期的な対策として、不足が想定される分野における外国人労働者の就業を認める新たな制度の創設を、また、当面の措置として、外国人研修・技能実習制度の改善を求めた。

(8) 中小企業に係る適正な取引の推進に向けた検討および提言・要望

20 年 3 月に閣議決定された独占禁止法改正案では、当所の要望が反映され、不当廉売や優越的地位の濫用等の不公正な取引方法について抑止力の強化を図るために、これらの違反行為を新たに課徴金の対象とすること等が盛り込まれた。当所では、こうした動きに対応して、独占禁止法改正案の早期成立を求めた。同法案は、20 年の通常国会では、継続審議、同年臨時国会においては廃案となったものの、21 年通常国会において新たに提出され審議された結果、21 年 6 月 3 日に可決、同 6 月 10 日に公布された。

下請取引の適正化については、取引適正化小委員会での検討を踏まえ、「下請適正取引推進ガイドライン」の各業界における普及・浸透に向けて、その活用状況・効果等が定期的に検証・公表さ

れ、しっかりとフォローアップが行われるなど実効ある方策が講じられるよう、要望活動を実施した。

建築基準法関連では、19年6月に施行された改正建築基準法による建築確認手続き遅延が裾野の広い建築関連業種に甚大な影響を及ぼし、建築確認件数が回復する状況下でも資金繰りが不安定な状況が続いている状況に鑑み、影響が顕著化する前の段階から新しい建築確認手続きに関するガイドライン「新しい建築確認手続きの要点」の一層の周知徹底や、大臣認定プログラムの早期開発を促して審査の迅速化を図ること、新設の「指定構造計算適合性判定機関」における審査体制の拡充などを要望した。政府においては、順次対策が講じられ、資金繰りにおいてもセーフティネット保証の対象業種拡大などが行われた。

(9) 地方分権や行財政システム効率化のための行財政改革に向けた調査・研究および提言・要望

行財政改革小委員会と政策委員会において地域活性化に資する真の地方分権改革や道州制の実現について検討を行った（提言は21年4月16日に発表）。政府は、内閣府に設置された地方分権改革推進委員会において、今後政府が策定する地方分権改革推進計画に対する勧告として、国と地方の役割分担の基本的な考え方や重点行政分野の抜本的見直しに関する「第1次勧告～生活者の視点に立つ「地方政府」の確立～」（20年5月28日）、義務付け・枠付けの見直しや国の出先機関の見直しに関する「第2次勧告～「地方政府」の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大～」（20年12月8日）等を取りまとめた。また、道州制ビジョン懇談会においては、道州制導入に向けた検討が進められている。

国家公務員制度改革については、内閣府に設置された国家公務員制度改革推進本部の顧問会議に岡村会頭が参画し、幹部人事の一元管理等に関する報告（20年11月14日）を取りまとめ、内閣人事・行政管理局を22年4月を目途に内閣官房に新設すること等を盛り込んだ公務員制度改革に係る「工程表」（21年2月3日）を決定した。本行程表に基づき、21年3月31日に、「国家公務員法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され国会に提出された。

(10) 地方幹線道路等をはじめとした社会資本の早期整備実現に向けた検討

前年度に引き続き、地方幹線道路等の早期整備に向けて、中小企業施策要望や税制改正要望、新内閣要望、経済危機対策緊急提言などあらゆる機会において、道路整備の要望項目を盛り込むとともに、全国の商工会議所と一丸となって政府・政党への要望活動を繰り広げた。

第169回国会（20年1月～）において、現行の税率水準（暫定税率）の維持を含む租税特別措置改正法案等歳入関連法案は、衆議院で可決されたものの参議院で議決されないまま4月1日を迎えたため、暫定税率は期限切れにより失効した。その後、同法案は4月30日に衆議院で再可決され、5月1日より暫定税率が復活した。さらに、道路特定財源の根拠となる道路整備財源特例法改正案（道路財政特別措置法）は5月13日に成立し、20年度以降10年間の措置として、揮発油税等の税収が道路整備に充当されることなどが決定された。

しかしながら、5月13日に福田内閣は、①道路関連公益法人や道路整備特別会計関連支出の無駄を徹底排除、政府全体で公益法人の集中点検実施、②21年度からの一般財源化、道路財源特例法の適用は20年度まで、③税率については今年の抜本改革で検討、④最新の需要推計に基づく5年間の整備計画を再策定等からなる「道路特定財源等に関する基本方針」を閣議決定した。

これを受け当所は、「平成21年度中小企業関係施策に関する要望」（6月19日）において、「道

路特定財源制度が21年度から一般財源化されるとしても、無駄を排し最小限のコストで整備する等の改善を行いつつ、地方幹線道路等の必要と判断される道路については、十分な道路整備予算を確保した上で、着実かつ早急に整備すべきである」と要望。さらに、「新たな整備計画にあたっては、最新の需要予測のデータ等に基づき策定することは当然であるが、費用対便益だけではなく、幹線道路とそのネットワークが持つ波及効果を重要視すべきである」と強く求めるとともに、「福田改造内閣に望む」（8月8日）、「平成21年度税制改正に関する要望」（9月17日）、「平成21年度中小・小規模企業対策の拡充強化に関する要望」（9月17日）、「麻生新内閣に望む」（10月9日）においても、同様の要望を行った。

政府・与党は12月8日、「道路特定財源の一般財源化等について」を取りまとめ、①道路関連支出の無駄の排除、②21年度予算から道路特定財源の廃止、③新たな中期計画は社会資本整備重点計画と一体化、④21年度政府予算において1兆円程度の「地域活力基盤創造交付金（仮称）」の創設、⑤既存高速道路ネットワークの有効活用・機能強化、⑥一般財源化に伴う関係税率のあり方については今後の税制抜本改革の際に検討することとなった。

当所では、21年3月6日に取りまとめた「当面の経済運営に関する緊急提言」で「雇用や仕事の増大をもたらす新たな有効需要の創出」等を要望。具体的には、大きな雇用創出効果が期待される社会インフラ整備として、交通・物流効率化のための大都市の環状道路や地域間格差の是正や地域活性化のための地方幹線道路や整備がきわめて遅れている地域の道路整備を強く求めた。

その結果、政府・与党による「経済危機対策」（21年4月10日）において、「国土ミッシングリンクの結合（三大都市圏環状道路整備、主要都市間の規格の高い道路等）」が盛り込まれた。さらに、経済危機対策を受け、国土交通省は21年4月27日、高速道路の建設計画などを審議する、国土開発幹線自動車道建設会議を開催、東京外かく環状道路の関越（練馬）－東名（世田谷）間16km（事業費1兆2,820億円）など4路線711kmを基本計画区間から整備計画対象区間に格上げすることを決めた。このほか、交通量が多く渋滞や事故が多発している暫定2車線区間である6路線190kmの4車線化も決定した。

(11) 少子化対策など国民の生活・福祉・健康に係わる諸問題についての調査・研究および提言・要望

当所では、急速に進む少子高齢化社会への迅速な対応と少子化に歯止めをかけることが我が国の最重要課題であるとの認識の下、仕事と子育ての両立支援等について機会あるごとに要望活動を展開。中小企業関係施策に関する要望では、仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む中小企業に対する顕彰制度、子育て支援助成金の拡充、税制面での優遇措置の付与、低利の融資制度の創設等、中小企業の自主的な両立支援への取り組みを支援する政策の拡充を要望した。また、「当面の経済運営に関する緊急提言」（21年3月6日）と「新しい経済対策に対する第二次緊急提言」（21年4月2日）において、児童・家族関係予算の倍増、児童手当の増額・支給期間の延長、待機児童の解消、産婦人科の医師不足の解消などを提言した。

こうした働きかけに対し、政府は20年度補正予算で、子育て支援対策として79億円（厚労省分）、20年度第2次補正予算において、出産・子育て支援の拡充として2,400億円を計上（厚労省分）し、22年度までの集中重点期間において15万人分の保育所や認定こども園の整備を推進すること等を目的として都道府県に安心こども基金を創設した。また、21年度の政府の少子化社会対策関係予算は、出産育児一時金の4万円引き上げ等、各種子育て支援策が盛り込まれた結果、1兆6,183億円

(20 年度比で約 3 %増) 計上されるとともに、21 年度補正予算においても子育て応援特別手当の拡充等、子育て支援として 2,788 億円が計上された。

(12) 教育問題全般についての調査・研究

将来の日本を担う人材の育成の観点から「教育のあり方」について、教育小委員会等を中心に検討を重ねるとともに、各地商工会議所で実施されている教育支援活動の一層の推進を図るため「商工会議所における『教育に対する支援・協力活動』に関するアンケート」を実施し、事例を収集、情報提供を行った。また、経済産業省と文部科学省が連携して進める「産学人材育成パートナーシップ」や文部科学省の中央教育審議会キャリア教育・職業教育特別部会に出席し、商工会議所の教育支援活動の紹介や、産業界と教育界が連携して地域が一体となって取り組むことの重要性を訴えた。さらに、文部科学省が子どもたちの勤労観、職業観を育てるために取り組んでいる「キャリア・スタート・ウィーク」(中学校で 5 日間以上の職場体験)などを支援した。

政府は、教育基本法に示された教育の理念の実現に向けて、今後 10 年間を通じて目指すべき教育の姿を明らかにするとともに、今後 5 年間に取り組むべき施策を総合的・計画的に推進するため、政府として初めて「教育振興基本計画」を策定した(20 年 7 月 1 日閣議決定)。また、政府の教育再生懇談会においては、21 世紀にふさわしい教育のあり方について議論するとともに、教育再生会議の提言のフォローアップが行われ、「これまでの審議のまとめ(第一次報告)」(20 年 5 月 26 日)、「教科書の充実に関する提言(第二次報告)」(20 年 12 月 18 日)、「これまでの審議のまとめ(第三次報告)」(21 年 2 月 9 日)が取りまとめられた。

2. 中小企業の経営課題へのきめ細やかな支援

(1) 中小企業に対する創業・経営革新の支援

中小企業庁の補助事業として、創業人材育成事業(創業塾・経営革新塾)を実施した。創業予定者に対し、創業に係るビジネスプランを完成させ、創業に必要な実践能力を習得してもらうことを目的とした創業人材育成事業「創業塾」(30 時間程度)を全国で延べ 139 回(受講者 4,561 人)開催。また、既に事業を営んでいる者や若手後継者等に対し、新事業を展開するために必要な経営戦略、組織マネジメント等の知識・ノウハウを体得させ、その上で、実現可能な経営革新アクションプランを完成させることを目的とした「経営革新塾」(20~30 時間程度)を全国で延べ 129 回(受講者 3,478 人)開催した。さらに、管内人口 10 万人未満の商工会議所で、過去 3 年間に経営革新塾を開催したことのない商工会議所を対象とする「小規模会議所向け経営革新塾モデル開催」を全国 3 商工会議所で実施した。

(2) 地域力連携拠点事業を推進

20 年 5 月末より新たに「経営力向上・事業承継等先進的支援体制構築事業」(地域力連携拠点事業)がスタートした。同事業は、応援コーディネーターが中心となり国の支援制度の活用や高度専門人材の派遣を行うなど、中小企業の前向きな取り組みを支援するもの。各経済産業局が実施機関を公募し、中小企業庁が全国で 316 の中小企業支援機関(商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、地方自治体支援センター、金融機関等)を地域力連携拠点として選定。うち、商工会議所は 119

カ所が指定を受けた。当所では、9月に同事業実施商工会議所担当者連絡会議を東京で開催し、情報交換、取組事例紹介等を行った。

(3) 「新現役チャレンジ支援事業」を推進

20年度からスタートした「新現役チャレンジ支援事業」（企業等OB人材＜新現役人材＞の持つ知識・ノウハウを地域・中小企業にマッチングし、その人材需要を満たすもの）について、情報提供等により事業実施28商工会議所を支援した。

(4) 下請取引適正化を推進（取引適正化小委員会）

中小企業庁や財団法人全国取引振興協会と連携し、「下請かけこみ寺」や同ガイドラインについて各地商工会議所を通じて事業者向けに周知を図るとともに、同ガイドラインの説明会や下請代金法セミナーの開催についての案内を行った。また、同ガイドラインの更なる改善に向けたフォローアップを行うとともに、下請代金法の運用強化に向けた取り組みや取引慣行等の改善に係る検討を行うため、経済産業省が20年11月に設置した「下請取引適正化推進会議」と2つのワーキンググループ（「取引慣行WG」と「手形支払WG」）に委員として出席。数次にわたる会合で、下請代金法等の法律上の問題点等を抽出し、通達や運用基準の見直し等を検討した。

(5) 中小・小規模企業の資金調達の円滑化を促進

金融・中小企業政策小委員会で、「過度に不動産等に依存しない担保のあり方」や「中小企業にとって活用しやすい保証制度」等について検討したほか、金融庁の金融審議会金融分科会（協同組織金融機関のあり方に関するワーキンググループ）の議論の動向を踏まえ、「協同組織金融機関のあり方」について意見交換を行った。

当所が手形同様の仕組みが整備されるよう要望している電子記録債権制度について、利用者である一般企業等のニーズを確認するため、事業会社や有識者等をメンバーとする「電子記録債権利用推進等懇談会」（事務局：みずほ銀行、全国銀行協会）が20年5月に設置され、6月以降計3回、懇談会が開催された。また、電子記録債権利用推進等懇親会委員企業へのニーズ調査の結果を踏まえ、「電子債権記録機関要綱」が21年3月に取りまとめられ、利用者が安心して使用するための運用ルールが策定された。今後、全国銀行協会により、同要綱に基づきシステム開発が行われ、24年度上期を目途に「電子債権記録機関」が設立される見通しとなっている。

当所が活用の推進を要望しているABL（アセットベースドレンディング：動産・債券担保融資）については、20年10月以降、経済産業省主催により、「ABLテキスト作成委員会」「ABL実態調査委員会」が各2～3回開催され、①ABLの取り組み状況の実態把握やABLを推進するにあたっての課題把握、②「事業者向けのABLテキスト」の作成が行われた。

(6) 小企業等経営改善資金融資制度（マル経）の活用を促進

経営指導を金融面から補完する小企業等経営改善資金融資（マル経）制度について、中小企業庁・日本政策金融公庫・全国商工会連合会・日商の4者（事務レベル）において、制度の改善・強化策の検討を行った。関係各方面への働きかけの結果、21年度から、融資限度額の拡大（1,000万円→1,500万円）と融資期間（運転資金5年以内→7年以内、設備資金7年→10年）・据置期間（運転資金

6 カ月→1 年、設備資金 6 カ月→2 年)の延長が図られることとなった。当所では、各地の現場において改正内容の円滑な運用・推進が図られるよう、資料提供等を通じて周知徹底を行った。20 年度の商工会議所におけるマル経制度の推薦実績は、件数で 26,269 件(前年度比 99.98%)、金額で 1,175 億 9,072 万円(同 121.5%)、全国の融資実績(商工会を含む)は 1,856 億 2,500 万円(同 117.2%)で、当初貸付規模 3,900 億円に対する消化率は 47.6%となった。

(7) 中小企業再生支援協議会の支援および活用を促進

「中小企業再生支援全国本部」との情報交換を通じて、各地の協議会の機能強化を促すとともに、産活法改正で実施される「第二会社方式」による再生に対する支援措置について、中小企業委員会や各地商工会議所への情報提供を通じて周知徹底を図った。中小企業再生支援協議会の 20 年度の相談企業数は 3,164 件(前年度比 115.9%)、また、15 年 2 月の発足以来の計画策定完了件数は 2,105 件であった。

(8) 経営安定特別相談事業等を推進

経営安定特別相談室を設置している 221 商工会議所の 20 年度の相談受付件数は合計で 2,564 件あり、そのうち 1,920 件が商工調停士等のアドバイスによって倒産を回避することができた。業種別では、製造業(678 件)、建設業(648 件)、小売業(471 件)の順に多く、規模別では小企業が依然半数以上を占めており、次いで小規模事業者、中小企業の順となっている。経営不振に陥った原因として挙げられた主なものは、受注・販売不振、関連企業の倒産などであった。

(9) 地域中小企業の技術革新への取り組みを促進

中小企業の技術開発を促進し、新事業の創出に寄与する支援策として有用な中小企業技術革新制度(SBIR)の普及を図るため、情報提供の場として、「SBIR推進セミナー」を 20 年 12 月に東京で、21 年 2 月には広島でそれぞれ開催。東京は 91 人、広島では 34 人の参加者があった。

(10) 中小企業・小規模事業対策に携わる職員の資質向上

各地商工会議所職員の資質向上に資するため、中小・小規模企業対策に携わる職員を対象とした会議を実施した。10 月には「小規模事業者から評価され、満足度の高い経営改善普及事業のあり方」をテーマに特定商工会議所中小企業相談所直面問題会議を開催し、各地で抱える課題を共有するとともに意見交換を通じて問題の解決を図った。また、10 月～12 月には、全国 9 ブロックでブロック別中小企業相談所長会議を開催し、中小企業施策に関する意見交換、効果的な小規模対策の取り組み事例発表等を行い、今後の相談体制のあり方について検討した。

(11) 「中小企業の会計に関する指針」の見直しおよび中小企業への周知・普及

17 年 8 月に策定した「中小企業の会計に関する指針」について、企業会計基準委員会が公表した各種の企業会計基準等のうち、中小企業にとって重要な企業会計基準第 15 号「工事契約に関する会計基準」に対応した会計処理の見直しの検討を行い、その検討結果を公開草案として平成 21 年 1 月にパブリックコメントとして公表した。広く各界から寄せられたコメントを分析・検討した上で、

3月の中小企業委員会で本指針の改正を承認し、4月に本指針の改正版を公表した。

3. 急速に進む国際化・グローバル化への対応

(1) ハイレベルミッション、実務型ミッション等の見直しおよび経済交流を促進

A S E A N経済ミッション（団長・吉野浩行日商特別顧問・東商副会頭・本田技研工業取締役相談役）を、9月21～27日の日程でマレーシア、タイ王国、ベトナム社会主義共和国の3カ国に派遣した。日本と同様に政権の移行期にあたったタイを除いて首相、主要経済閣僚を表敬したほか、各国経済界や現地日本人商工会議所と会談、日系企業や現地工業団地を視察するなど精力的に活動した。マレーシアでは、アブドゥラ・バダウィ首相、ムヒディン・ヤシン通産相と相次いで会談。3回目の訪問となるタイでは、新内閣の発足直前だったため、閣僚表敬に代わって政府高官と会談した。ミッションとして初めての訪問となるベトナムでは、グエン・タン・ズン首相、ヴォー・ホン・フック計画投資相を表敬訪問し、意見交換を行っている。

また、21年1月には、岡村会頭が麻生首相に随行して訪韓ミッションに参加し、李大統領ら韓国政財界要人と懇談。2月には、来日中のタイ・アピシット首相と会談するなど、国際経済交流促進に努めた。



麻生首相の訪韓ミッションに同行する岡村会頭（写真左）



タイ・アピシット首相との懇談会を開催

(2) E P Aの早期締結に向けた支援活動

日本ペルー経済委員会が要望していた日本・ペルー投資協定が11月に締結された。両国では、続いて経済連携協定（E P A）の締結に前向きに取り組むことを公表し、第8回日本ペルー経済協議会では、その締結促進に向けて両国委員会が活動することで一致した。

日豪経済委員会では、日豪E P A締結促進のため、5月に麻生太郎・衆議院議員（当時）を基調講演者に迎え、「日豪シンポジウム」を開催。10月の第46回合同会議では、両国委員会の意見として早期締結を望む共同声明を採択した。

日印経済委員会では、10月に来日したマンモハン・シン首相歓迎昼食会を日商、経団連と共催し、日印E P A締結への期待を示した。

20年度はE P Aの署名と発効が相次いだ。20年7月に日本インドネシアE P Aと日本ブルネイE P Aが発効。日本アセアンE P Aも20年4月に署名され、12月に発効した。また、18年に署名され発効が待たれていた日本フィリピンE P Aも20年12月に発効された。さらに日本ベトナム、

日本スイスEPAが20年度に署名された。今後、日本ベトナム、日本スイスEPAの発効、インドや豪州、韓国等とのEPA早期署名・発効に向けた交渉の進展が期待されている。

(3) EPAに基づく特定原産地証明書発給業務の簡素化および調査・研究

EPAに基づく特定原産地証明書発給手続きについて、EPA制度の利用促進に向けて、経済産業省等と発給業務のさらなる円滑化に向けて定期的に協議した。それらを踏まえ、20年7月の日本インドネシアEPA発効に合わせ、申請者の利便性向上と費用対効果に資する汎用性の高い新しい発給システムを開発・導入。日本メキシコEPA用発給システムについては、21年4月に新発給システムに統合した。また、貿易関係証明小委員会等で適正かつ利用しやすい特定原産地証明書の発給業務のあり方、持続可能な発給体制の環境整備に関する調査・研究を行った。

(4) 多国間・二国間経済委員会活動の拡充・強化

日本・エジプト経済委員会は、4月に第8回日本・エジプト経済合同委員会会議およびエジプトビジネスセミナーを東京で開催した。7月には、日本マレーシア経済協議会が第28回合同会議を横浜で開催。日馬両国の官民から約120人が参加した。

10月には、日本ニュージーランド経済委員会と日豪経済委員会が、それぞれ第35回日本ニュージーランド経済人会議をネルソンで、また、第46回日豪経済合同委員会をパースで開催した。ニュージーランドとの会議には、両国合せて約100人、オーストラリアとの会議には約350人が参加した。

日比経済委員会は、21年2月に「第28回日比経済合同委員会」をマニラで開催。日比両国の官民から約100人が出席した。開会式ではアロヨ大統領による基調演説が行われた。同じく2月には第8回日本ペルー経済協議会が開催された。

(5) 中小企業の国際ビジネスを支援

中小企業国際ビジネス小委員会において、委員から国際関係事業の取り組み事例の発表があり、事業の国際化に関する問題点を洗い出した。このほか、中小企業基盤整備機構、国際協力銀行等の協力のもと、中小企業の国際化に資する施策やと中小企業の抱える問題点の解決に向けた具体策について検討した。また、日商サイト内に「中小企業国際化支援ナビゲーター」を開設。中小企業に対する施策の紹介、セミナーの案内等、各種情報提供を開始した。

セミナーや勉強会等を通じて、インド・中国等の重要関心国における中小企業の国際ビジネス支援を行った。4月にはインド人材活用セミナーを東京で行い、215人が参加した。また、日印EPAワーキンググループを通じて日印EPAの早期締結に向けて協力し、かつ日印間の貿易投資状況について情報収集を行った。全国中国ビジネス研究会では、計3回の勉強会を行い、変動の激しい中国の経済状況、貿易・投資環境についてレクチャーを行ったほか、メールマガジン等による会員への情報提供や会員同士の交流促進に努めた。

(6) 人材育成研修への協力およびアジア地域の人的ネットワーク形成を支援

21年1月にAOTS（海外技術者研修協会）が実施した商工会議所機能強化研修コースに協力。アジア各国の商工会議所等経済団体による中小企業支援と支援体制の充実を図ることを目的に、インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナム、カンボジア、ミャンマー、パキスタンの各商工会議所

等から参加した約 20 人に対して、各種研修プログラムを提供した。また、6 月には日本政府の「21 世紀東アジア青少年大交流計画」に基づき、日豪経済委員会と日本ニュージーランド経済委員会が、オーストラリアとニュージーランドの若手社会人それぞれ 50 人の受け入れに協力した。

(7) 2016 年オリンピック開催都市招致活動に協力

20 年 6 月 4 日に開催された国際オリンピック委員会（I O C）・理事会で、「2016 年第 31 回オリンピック競技大会」の立候補都市の一つに、東京が選定されたことから、6 月 19 日に開催した第 573 回常議員会で、「2016 年第 31 回オリンピック競技大会の東京招致に関する決議」を採択し、招致活動の支援を表明した。また、12 月に開催した第 578 回常議員会で、東京招致に関する P R 活動の展開について説明を行ったほか、21 年 2 月には、東京オリンピック・パラリンピック招致委員会河野一郎事務総長による講演等を実施。オリンピック開催都市を決定する 21 年 10 月に開催される I O C 総会に向け、日本国内における招致機運の盛り上げに貢献するため、各地商工会議所に対してオリンピック招致実現に向けた P R への協力を依頼した。このほか、9 月の会員総会や 11 月に開催した第 40 回全国商工会議所女性会連合会全国大会では、東京招致を P R するチラシおよびピンバッジを配布し、東京招致を P R した。

活動の一環として、21 年 3 月には岡村正会頭、渡邊佳英特別顧問、北京大会陸上銅メダリストの朝原宣治氏、アテネ大会と北京大会の 2 大会連続銅メダリストの中村礼子氏による特別座談会を開催。月刊「石垣」3 月号に掲載するとともに、3 月の会員総会で座談会部分を特別号として配布した。

なお、同じく招致活動に協力したラグビーワールドカップについては、31(2019)年の日本開催が実現した。

4. ビジネス現場に大きな変革をもたらすデジタル化・ネットワーク化への対応

(1) 情報通信技術の効果的な活用支援と電子政府・電子自治体への対応促進

中小企業の電子政府・電子自治体への対応等を支援するため、日商が実施しているビジネス認証サービスでは、国税電子申告・納税システム（e-Tax）と地方税ポータルシステム（eLTax）、国土交通省のワンストップサービス、厚生労働省申請システムなどへの対応など、電子証明書の利用範囲の拡大を図ったほか、取り次ぎ商工会議所における中小企業向け利用普及説明会の開催や J I P D E C（財団法人日本情報処理開発協会）開催セミナーへの講師あっせんなど、電子政府・電子自治体への対応と本サービスの普及促進に努めた。

(2) 中小企業経営者に「I T 経営」を普及

経営資源の有効活用を I T の利活用により実現する I T 経営について、その必要性を中小企業経営者に普及するために、I T コーディネーターや日商マスター等（I T 経営支援者）を講師とする「I T 経営気づき研修会」を開催し、全国で 245 回 2,801 人（うち商工会議所主催は 145 回 1,809 人）が参加した。これと並行して、I T 経営の実現により、経営成果をあげた中小企業を顕彰するために、経済産業省が創設した「中小企業 I T 経営力大賞 2009」に共催団体として参画、22 企業等

が経済産業大臣賞、日商会頭賞等を受賞、そのほか、130 社・4 組織が I T 経営実践認定企業として認定された。

一方、I T 経営気づき研修会事業説明会を全国 4 カ所で開催し、支援機関としての商工会議所職員の I T 経営への理解を深めた。同時に I T 経営支援者とのマッチングを行うとともに、12 月 2、3 日には I T 経営サポーターズ研修会を実施し、先進地商工会議所等の事例紹介により、気づき研修会受講者に対するフォローアップ研修のための情報共有を行った。



I T 経営気づき研修会を全国で開催

(3) 「商工会議所WE B2.0 研究会」を開催

各地商工会議所職員および学識経験者等からなる「商工会議所WE B2.0 研究会」を設置し、I T 経営応援隊事業、J－S a a S 事業および情報ネットワークセキュリティ等の経済産業省等における中小企業の I T 支援施策について情報共有するとともに、WE B2.0 を迎えたネット社会において、各地商工会議所が提供可能な情報・サービス等を研究した。

5. 中小企業の人材育成・確保

(1) 正規雇用促進に向けた取り組みを強化

非正規雇用から正社員への登用を通じて定着率の高い優秀な人材の確保を図る意欲ある中小企業を支援するため、20 年度に創設された国の施策であるジョブ・カード事業の推進のため、当所に中央ジョブ・カードセンターを、全国 134 の商工会議所に地域ジョブ・カードセンターおよび同サポートセンターを設置。7 月下旬から、事業を通じて人材の育成・確保に取り組む企業（協力企業）の開拓などを本格的に推進した。

中央ジョブ・カードセンターでは、研修会を 6 回開催するとともに、47 都道府県の地域ジョブ・カードセンターや労働局等を訪問して、個別の業務指導や意見交換を行い、事業の円滑な実施体制を整備した。あわせて、訓練実施計画の作成などに関する問い合わせに対応するため、専用サイトを開設したほか、各種マニュアルを作成し、迅速かつ確かな情報提供に努めるとともに、実際に取り組んだ事業主や訓練生の声などを盛り込んだリーフレットやDVD等を制作、各センターに送付し、地域における中小企業を対象としたPR活動を支援した。また、各地域において商工会議所と専修学校・各種学校との連携協力関係を構築し、ジョブ・カード制度の普及推進をはじめ職業教育や職業能力開発等の充実・振興を図るため、7 月に当所と全国専修学校各種学校総連合会とで「ジョブ・カード制度推進等に係る連携合意書」を締結した。

制度の普及に向け、「ジョブ・カード制度普及促進研究会」を設置。各地域の課題等を報告書として取りまとめるとともに、それを踏まえ、PR活動の強力な推進、訓練生の速やかな確保、申請書類の簡素化などを国に対し提言した結果、訓練対象要件の緩和などの措置が図られた。

さらに、職業訓練の実施事業主に対する経費の負担軽減措置と弾力的運用、キャリア・コンサルティングの実施体制の整備などを「平成 21 年度中小・小規模企業対策の拡充強化に関する要望」等

に盛り込み、国など関係各方面に働きかけた結果、若年者等正規雇用化特別奨励金の創設やキャリア形成促進助成金の助成率の拡充、訓練実施計画の認定要件の緩和などが実現した。

各地域ジョブ・カード（サポート）センターでは、企業への個別訪問（１社平均で４回程度）や普及促進フェア等を実施した結果、協力企業数は、目標（２,０００社）を大きく上回る４７都道府県の３,５０７社（うち約８０％が中小企業）に達した。このうち５６０社では、訓練実施計画が雇用・能力開発機構から認定を受け、３１０社が職業訓練を実施、訓練修了者数は２１０人にのぼった。訓練修了者のうち、訓練を実施した企業等での正規雇用は１６６人、約８割が正規雇用に結びついている。正規雇用に結びつけた企業を顕彰する制度も創設。２１年３月に開催した通常会員総会で表彰した。



ジョブ・カード事業が全国で本格スタート

(2) 地域中小企業の人材育成を支援

２０年６月、産業人材小委員会では、商工会議所がこれまで取り組んできた産業人材の育成強化を一層推進するための当面の具体的方策を示す「商工会議所の産業人材育成・確保事業への取り組みについて―産業人材小委員会中間報告書―」を取りまとめた。報告書では、(ア) 商工会議所検定を産業人材育成・確保事業の柱とし、５年後に１００万人の年間受験者達成を目指して「検定拡充５％運動」を展開する、(イ) そのため、会員企業を含め商工会議所における全所的な取り組み体制の再構築を図る、(ウ) ジョブ・カード制度の普及推進について商工会議所全体で取り組む、ことなどを提言。

同小委員会ではこのほか、産業人材の育成・確保の効果的な方策について、人材を(ア) 新卒・第二新卒、(イ) 正規雇用者、(ウ) パート・アルバイト・契約社員など非正規雇用者、(エ) 子育て後の女性、(オ) 高齢者人材、の５つのカテゴリーに分け、求人求職のミスマッチ回避による人材確保や、体系的な研修などの人材育成の取り組み、優秀な社員の離職を防ぐ工夫など、それぞれの人材カテゴリーごとに具体的な好事例を収集・分析。２１年３月には、これまでの検討結果を踏まえた最終報告書「商工会議所における地域中小企業の人材育成支援への取り組みについて」を取りまとめ、各地商工会議所やマスコミ等に配布するとともに、当所の公式サイトにも掲載した。

(3) 検定拡充５％運動を推進

検定拡充５％運動は、検定事業とジョブ・カード制度を合わせて推進していくことで、その相乗効果により、(ア) 域中小企業の人材育成・確保支援の拡充等が図られる、(イ) 検定受験者数の拡大が図られる、(ウ) ひいては地域活性化の促進につながる―という３つの効果を期待するもの。各地商工会議所の事業収入の柱となっている検定事業の受験者数拡大は、商工会議所の財政基盤強化と中小企業振興事業の充実に結びつくことから、企業における検定資格の活用など会員企業の協力と、検定資格取得者のジョブ・カード記載促進などジョブ・カード制度の活用により、２５年度に商工会議所検定の年間受験者数１００万人とすることを目標に、全国の商工会議所において毎年５％の受験者増に向けて取り組むこととした（２０年度の年間受験者数の目標は８１万人）。

具体的には、受験者数全体の９割を占める①簿記、②販売士、③日商ＰＣの３検定を中心に、各

地商工会議所と協力して拡充運動を推進し、20 年度の検定受験者数は、目標を大きく上回る 86.3 万人（対前年度比 6.3%増）となった。各地商工会議所へのヒアリングやアンケート調査によると、具体的に数値目標を設定して計画的に同運動に取り組んでいる地域では、検定試験の受験者数の増加率が全国平均より高いなど、具体的な効果が表れている。なお、21 年度は、商工会議所中期行動計画の目標数を 1 年前倒しし、89 万人を年間受験者数の目標に設定した。

(4) ネット試験会場を学習センターと位置付けた人材育成・確保支援事業を推進

各地商工会議所との連携のもと、大学、高校、専門学校、パソコンスクール等の教育機関に働きかけてネット試験会場を拡大（21 年 3 月末現在、全国で約 1,850 カ所）。これらネット試験会場を地域における人材育成の拠点と位置づけ、集合研修や e ラーニングによるキャリアアップ教育をはじめ、各種検定試験による能力の評価・認定、さらには就職支援までをワンストップで提供する「学習センター」構想を推進した。

(5) 日商 P C 検定試験を普及推進

企業実務で I T を利活用する実践的な知識、スキルの修得に資する「日商 P C 検定試験」を 18 年度よりネット試験として施行しており、20 年度においては、「検定拡充 5 % 運動」の一環として、各地商工会議所の協力のもと、資格取得の効果、メリット等についてきめ細かく周知するなど、その普及を推進した。

試験会場の指導者等に対しては、全国各地で説明会を開催し（計約 300 会場参加）、同検定試験の上位級取得までつながる体系的な指導法について説明したほか、学習支援のツールとなる各種の e ラーニングコンテンツを紹介。また、指導者からの要望に応じて、受験前に実力確認ができる実技科目の模擬試験プログラムや知識科目の問題集などの教材を作成し提供した。

(6) 販売士検定試験を普及推進

経済産業省・中小企業庁後援の販売士検定試験は、小売・流通業を取り巻く環境変化に対応し、一層実践的で実務的な内容とするため科目体系の改定を進めており、18 年度の 3 級の科目体系の改定、19 年度の 2 級の科目体系の改定に引き続き、21 年 2 月施行の第 36 回 1 級試験を新しい科目体系で施行。また、20 年度から、販売士 1 級受験料を改定した。

さらに、明治大学と連携して、販売士をはじめ小売・流通業に従事する者を対象に、高度な専門知識の修得を目指す連続講座「販売士アカデミー」を、19 年度に引き続き、社団法人日本販売士協会と共催で開催した。大学教授による講演 4 回、企業役員・管理職等による講演 4 回の合計 8 回のセミナーとして開講。参加者は延べ 100 人で、修了者には修了証を授与した。

(7) 各種検定試験の P R 活動を積極的に推進

会報や検定ホームページ、P R ポスター（12 万枚）、「商工会議所検定試験ガイド」（20 万部）、メールマガジン「QUALI（クオリ）」（毎月 1 回、約 4,000 人に配信）等による情報提供を随時実施。検定ホームページの年間総ページビュー数は、19 年度の 15% 増となる 3,000 万ページビューに達するなど広報活動の成果が数字として表れている。また、電話で検定試験に関する情報を確認できる「検定情報ダイヤル」の利用についても、19 年度の 33.9% 増となる 19,023 件となった。

(8) 各種検定試験の厳正施行等

「商工会議所検定試験に係る管理規則」(13年9月制定)に基づく施行の徹底と、身分証明書による受験者の本人確認の厳格な実施により、施行上の大きなトラブルはなく、企業や教育機関等から、商工会議所の検定試験は厳正公正である、という高い信頼と評価を得ている。検定試験の厳正施行については、年度当初にイントラネットを通じて各地商工会議所へ周知したほか、検定担当職員研修会や業務・検定担当者会議などの諸会議において、コンプライアンスの徹底についても注意喚起し、理解と協力を求めた。また、試験の直前には、改めてイントラネットやEメール等で注意喚起するなど、周知徹底に努めた。

(9) 大学等との産学連携による人材育成事業を推進

企業が求める実践的な人材や地域づくりに貢献できる人材育成を目指し、(ア)雇用のミスマッチの解消、(イ)地方に立地する企業の人材確保、(ウ)就業能力の向上と強化、の3点を人材育成の基本的な考え方として、特に地域活性化と人材育成の重要な役割を担う大学等との連携を図り、学生のキャリアアップ教育、能力評価、就業支援にワンセットで取り組んだ。

モデル事業として、17年度に法政大学、18年度に明治大学商学部とそれぞれ産学連携の包括協定を締結して地域づくりに貢献する学生の人材育成支援スキームを構築し、全国の商工会議所のネットワークを活用して、地方出身の学生が地元に戻り会員企業に就職したり、家業を担う後継者に育つことなど、地方への円滑な人材還流・供給を図る事業を展開。7月には、学校法人立命館とグローバルな産業人材育成・確保支援スキームに係る包括協定を締結し、21年度から本格的に事業を推進する。

6. 地域資源を活かした地域活性化への取り組み支援

(1) コンパクトでにぎわいのあるまちづくりを推進

各地において、改正まちづくり3法を活用した、コンパクトでまちづくりに向けた動きが活発化する中、当所が実施した「中心市街地活性化協議会未設置地域におけるまちづくりの推進体制、取り組み状況に関する調査結果」(20年5月)を踏まえて、各地の状況に応じたきめ細かな支援を強化した。具体的には、「平成21年度中小企業関係施策に関する要望」(6月)、「平成21年度中小・小規模企業対策の拡充強化に関する要望」(9月)において、中心市街地活性化の促進のための各種施策の拡充等を要望した。

また、6月には、「まちづくり・観光振興担当者研修会」を開催、87商工会議所、4自治体から105人が参加した。このほか、日商サイト「まちづくり情報ナビゲーター」やイントラネットを通じて、各地のまちづくり情報や各省庁の支援施策等に関する情報を発信した。

こうした活動の結果、21年8月末時点で全国81市(83地域)の中心市街地活性化計画が認定され、138地域に中心市街地活性化協議会が設置されている。

(2) 計画的な土地利用制度の確立を要望

改正まちづくり3法の実効性を高めるため、計画的な土地利用制度の確立の観点に立って、農振・農転制度の厳格な運用の実現、改正都市計画法の周知・徹底の実現を目指し、要望活動を継続

した。

具体的には、「平成 21 年度中小企業関係施策に関する要望」（6 月）、「平成 21 年度中小・小規模企業対策の拡充強化に関する要望」（9 月）において、計画的な土地利用制度の確立を要望した。特に、21 年 2 月に政府、国会等に提出した、「持続的なまちづくりに資する農地政策に関する要望」においては、農振・農転制度の一層の厳格化、大規模な農地転用案件を引き続き国の許可とすること、などを求めた。これらの事項については、農林水産省が第 171 回通常国会に提出した農地法等の一部を改正する法律案に反映されることとなった（同法案は 21 年 5 月衆議院可決）。

また、都市計画法の見直しについては、国土交通省が「社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会 都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会」を設置して検討を開始しているが、これに対応して、まちづくり特別委員会において検討を続けた。

(3) 商店街への支援を強化

商店街への支援については、「平成 21 年度中小企業関係施策に関する要望」（6 月）、「平成 21 年度中小・小規模企業対策の拡充強化に関する要望」（9 月）において、福祉・社会政策の観点に立った地域・商業対策の推進などを求めた。

その後、中小企業庁は、中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会商業部会の報告書「『地域コミュニティの担い手』としての商店街を目指して」を踏まえて、空き店舗対策の強化、人材育成など総合的な商店街支援を通じて、商店街の地域コミュニティの担い手としての役割を強化する「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（地域商店街活性化法）」（案）を第 171 回通常国会に提出（21 年 7 月 8 日成立）。当所では、他の中小企業関係団体と連携し、21 年 2 月、同法案の早期成立を求める要望を政府、国会等に提出した。また、こうした動きを踏まえ、全国商店街振興組合連合会などの中小企業関係団体とともに、商店街に対する支援策等を策定する「未来志向型中小商業振興協議会」の設立と、同協議会が策定した支援事業の実行機関としての「株式会社全国商店街支援センター」の設立（21 年 4 月）に積極的に取り組んだ。同センターでは、商店街のリーダー人材の育成をはじめ商店街の自立化（自主財源づくり）支援、活性化のためのノウハウ提供などの事業を実施していくこととしている。

(4) 観光振興への取り組みを支援

20 年 10 月、日商がかねてから要望してきた観光庁が創設された。観光庁の設置にあたり、要望書「観光庁に望む～観光振興による地域の活性化を～」を政府等に提出し、地域密着型の積極的な観光行政の推進、国際競争力のある観光地づくりのための環境整備などを求めた。また、「平成 21 年度観光振興施策に関する要望」（6 月）、「平成 21 年度中小・小規模企業対策の拡充強化に関する要望」（9 月）において、インバウンド振興策の推進、観光振興のための基盤整備などを要望した。また、「各地における観光振興への取り組み状況等



全国商工会議所観光振興大会を
鹿児島・宮崎・熊本で開催

に係る調査」(6～7月)を実施し、その結果を対外発表するとともに、各地商工会議所の観光振興への取り組みの参考に供した。

5回目を迎えた観光振興大会については、11月に、全国の商工会議所関係者等1,200人の参加を得て、「全国商工会議所観光振興大会2008 in 南九州」として開催した。同大会は、「地域連携で実践する観光の新たな魅力づくり」をテーマに、初めての試みとして、鹿児島、熊本、宮崎の広域連携により開催した。大会では、20年度に創設した「全国商工会議所きらり輝き観光振興大賞」の表彰式を行った(受賞会議所は後掲)。

また、日商ホームページ「観光振興ナビゲーター」で全国から収集した各地商工会議所の観光振興事例、観光イベント情報や各省庁等の支援施策等に関する情報を発信した。

【第1回「全国商工会議所きらり輝き観光振興大賞」受賞商工会議所】

- 「大賞」 京都商工会議所(京都府)
- 「振興賞」 小樽商工会議所(北海道)
- 茅野商工会議所(長野県)
- 「審査員奨励賞」 藤沢商工会議所(神奈川県)、三島商工会議所(静岡県)、
鳥羽商工会議所(三重県)、大阪商工会議所(大阪府)、
倉敷商工会議所(岡山県)、下関商工会議所(山口県)、
福岡商工会議所(福岡県)

(5) JAPAN ブランド事業等ものづくり振興への取り組みを支援

① 「JAPAN ブランド育成支援事業」

地域が一丸となって素材・技術等の地域の強みを活かし、地域産品の魅力をさらに高めて世界に通用するブランド力を確立していこうとする取り組みを総合的に支援するため、昨年度に引き続き、「JAPAN ブランド育成支援事業」(中小企業庁補助事業)を実施した。20年度は、各地商工会議所が40件のプロジェクトを実施した。

また、各地商工会議所が実施するプロジェクトの側面支援事業として、各プロジェクトのブランドと製品を紹介するイベント「TOUCH! JAPAN BRAND 日本にふれ、日本をしる。」(10～11月)の開催や、参画事業者と欧州のバイヤーなどとのマッチングを行う初の海外共同展示商談会「JAPAN ブランドエキジビション in Paris」の開催(21年1月)、欧米の消費者・流通関係者に向けて認知度拡大と現地でのトレンド・価格などのマーケティング調査を行う「海外テストマーケティング」のニューヨーク(1月)、ミラノ(3月)、パリ(3月)での実施など、JAPAN ブランド製品の認知度拡大と海外販路拡大をサポートした。

あわせて、雑誌やホームページを活用した情報発信、国内6カ所での「JAPAN ブランド・フォーラム」の開催、国内外の著名なデザイナーとのコラボレーションによるデザイン開発支援の実施、事業評価事業の実施などを通じ、各プロジェクトを総合的に支援した。

さらに、各地商工会議所がものづくり支援機関として地域・中小企業の総合的なコーディネーターの役割を果たせるよう、日商ホームページ「ものづくり情報ナビゲーター」やイントラネット等を通じ、各地商工会議所のものづくり振興や地場産業の活性化に向けた取り組み事例、行政等の各種支援策などの情報を提供した。

② 「地域資源∞全国展開プロジェクト」

地域資源を活かした新商品の開発や観光資源の開発など、地域の魅力の全国展開を目指す取り組みを支援するため、昨年度に引き続き「地域資源∞全国展開プロジェクト（小規模事業者新事業全国展開支援事業）」（中小企業庁補助事業）を実施し、20年度は、各地商工会議所が96件のプロジェクトを実施した。これまで実施してきた「本体事業」に加え、次年度の事業実施を視野に入れ事業計画の策定を行う「調査研究事業」を創設したほか、農林漁業者と商工業者が連携した取り組みを支援する「農商工等連携枠」を設けて、農商工等連携の啓発・普及を目的としたセミナーや勉強会・講習会および交流会等の開催を支援する「調査研究事業（農商工等連携に係るセミナーおよび交流会等開催事業）」も実施した。

また、各地商工会議所が実施するプロジェクトの側面支援事業として、調査研究事業に対するコンサルタントの派遣、専門家派遣ニーズを有するプロジェクトへの専門家派遣による事業基盤の強化支援、18～20年度実施プロジェクトの取り組み状況に関する調査・分析の実施と次年度以降本事業に取り組もうとする際の手引きである「実践ガイドライン」の取りまとめを行った。また、各プロジェクトで開発された特産品や観光商品などを集めた共同展示商談会「feel NIPPON 新しい食・旅、そして技」を国内最大級の見本市「東京インターナショナルギフトショー」と同時開催（2月）することにより流通関係者に向けての認知度向上と販路開拓をサポートした。

このほか、本プロジェクトを紹介するホームページを「feel NIPPON」と題してリニューアルオープンし、特集記事を掲載するなど質の向上に努めた。また、観光関連雑誌や街歩き関連雑誌、中高年向け情報誌、流通・小売業界、飲食店業界向け雑誌・会報誌での特集記事の掲載、全国紙でのプロジェクト紹介、キャリアックや経済産業省ロビーでのパネル展示などにより、全国への認知度向上と各プロジェクトの販路開拓を総合的に支援した。

なお、農商工連携に関しては、12月に法政大学地域研究センターと共催で「地域活性化シンポジウム～農商工連携は新たなステージへ～」を開催（参加者74人）し、農商工連携による新しいビジネスの創出や、地域活性化への効果等を検証した（法政大学との連携事業は4回目）。



東京ビックサイトで各地商工会議所による
共同展示商談会を開催（21年2月）



米ニューヨークで JAPAN ブランド製品の
テストマーケティングを実施（21年1～2月）

7. 地球環境問題への対応

(1) 商工会議所環境行動計画を策定

わが国の地球温暖化対策については、14 年 3 月に策定された「地球温暖化対策推進大綱」と、17 年 4 月に閣議決定（その後、18 年 7 月、20 年 3 月に改定）された「京都議定書目標達成計画」のいずれにおいても、基本的考え方として、『環境と経済の両立』に資するような仕組みの整備・構築を図る」ことが示されている。京都議定書の目標達成には、ライフスタイルの変更など、国民一人ひとりの意識と行動に大きな変革を求めることが不可欠であり、産業界としても引き続き地球温暖化対策に積極的に取り組むことが必要である。

当所は、地域や中小企業における自主的・継続的な地球温暖化対策の取り組みを促進するため、6 月に「商工会議所環境行動計画～地域・中小企業における地球温暖化対策の推進～」を策定するとともに、全国の商工会議所にもそれぞれの環境行動計画を策定し、推進することを呼びかけた。「商工会議所環境行動計画」の推進にあたっては、会員中小企業等が、自社の事業活動による二酸化炭素排出量を把握できるよう、電気・ガス・ガソリン・軽油などの使用量を入力することで、二酸化炭素排出量などを自動計算できる「CO₂チェックシート」を作成してインターネット上で提供し、その普及に努めた。

(2) 国内クレジット制度の普及を推進

会員中小企業等の省エネや二酸化炭素排出削減を具体的に進める仕組みの一つとして、10 月に開始された「国内クレジット制度」の普及・推進に努めた。その一環で、20 年度補正予算による「国内クレジット制度推進のための中小企業等に対するソフト支援事業」を受託し、21 年 1 月から 5 月にかけて、再委託先である全国 20 商工会議所とともに同事業を実施し、200 を超える企業の取り組みを支援した。

(3) 環境税導入反対を表明

「平成 21 年度税制改正に関する要望」において、「二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの総排出量に応じて課税する新たな税は、『環境と経済の両立』を阻害するものであり、『環境』を名目に、事業者・国民に対して新たな税負担増を求めることには反対である」旨の意見を表明した。こうした活動の結果、21 年度税制改正での環境税導入は見送られ、20 年 12 月に公表された与党税制改正大綱には、「税制抜本改革に関する議論の中で、税制全体のグリーン化を図る観点から、様々な政策的手法全体の中での位置づけ、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存の税制との関係等に考慮を払いながら、納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討する」と記載された。

8. 新時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化

当所では、現場に立脚した活動を推進し、「個が光るイノベーション」の実現を目指す中で、全国の商工会議所の総合調整機関としての機能を十分に果たすことができるよう、会頭・副会頭会議（10 回）、

常議員会（10回）、議員総会（5回）、会員総会（2回）を開催したほか、各ブロック総会等の機会に意見交換の場を設定し、全国の商工会議所会頭等役員との活発な討議を行った。また、各種媒体を活用し、各地商工会議所の先進的な取り組み事例の紹介や各種調査結果のフィードバックなど積極的に情報発信を行っている。個別テーマについては、以下の通り。

(1) 「商工会議所 勇気ある挑戦 中期行動計画」を策定・実行

岡村会頭が提唱した「個が光るイノベーション」を具体化するため、特別委員会や小委員会等での専門的な議論を踏まえ、「商工会議所 中期行動計画」（勇気ある挑戦～イノベーションによる中小企業と地域の再生を目指して～）を7月に策定した。

この中期行動計画は、商工会議所自らの組織・活動を見直し、当面する課題に対して着実に取り組むための3カ年の行動計画として、8項目43テーマで構成されている。

【商工会議所 中期行動計画の8項目】

- I. 国や自治体に取り組むべき施策の積極的な提言
- II. 中小企業の経営課題へのきめ細やかな支援
- III. 急速に進む国際化・グローバル化への対応
- IV. ビジネスの現場に大きな変革をもたらすデジタル化・ネットワーク化への対応
- V. 中小企業の人材育成・確保
- VI. 地域資源を活かした地域活性化への取り組み支援
- VII. 地球環境問題への対応
- VIII. 新時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化

22年度までの3年間、全国の商工会議所、そしてその管内の会員企業、行政、住民等が地域の将来ビジョンを共有し、中小企業の活性化に向けてきめ細かく対応していくための「道しるべ」として各テーマで数値化できるものは具体的に目標を定めるとともに、日本商工会議所の役割、各地商工会議所の役割を明確にし、PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルを活用することで、本計画の着実な推進を図る。

(2) 各地商工会議所の組織運営・諸事業活動への支援等

① 各地商工会議所緊急支援本部を設置

21年2月、当所内に「各地商工会議所緊急支援本部」を設置し、経済危機の打開を図る各地商工会議所の取り組みへの支援を強化した。全国の商工会議所が一丸となった取り組みを推進するため、3月の通常会員総会で、景気対策、雇用対策、地域活性化に向けた「緊急決議」を取りまとめたほか、地域経済再生に向けて活躍する商工会議所活動の存在を広く社会にアピールする「全国商工会議所 不況克服・元気プロジェクト」を開始。各地商工会議所の不況克服・地域再生に向けた取り組み1515事例を「全国商工会議所 不況克服・元気プロジェクト“1515”」として取りまとめ、日商サイトに特設コーナーを設置し、公開した。

② 各地商工会議所の各種取り組み・成果等の情報発信を充実

21年2月に取りまとめた日本商工会議所「緊急行動計画」に沿って、日商役職員の各地商工会議所訪問を強化し、各地の実情把握に努めるとともに、3月には日商ホームページのリニューアルを実施し、各地商工会議所における各種取り組み内容・成果等の情報発信を充実させた。また、税制改正、各種委託・補助・助成等の情報提供サービスも強化した。

③ 各地商工会議所におけるビジョンづくりを支援

先行事例の紹介等を通じて、中小企業支援や地域活性化等の諸事業に取り組む各地商工会議所が、地域の企業、行政、住民など関係者と共有し、活動の「道しるべ」となるビジョンや中期行動計画を策定するための支援を強化した。

④ コンプライアンスの徹底、危機管理の強化等各地商工会議所の取り組みを支援

「商工会議所規程準則集」「補助・委託事業の適正な執行についての指針」「商工会議所事業の監事監査のための手引き」などを示すとともに、「日本商工会議所内部通報制度」を整備し、商工会議所運営におけるコンプライアンス（法令遵守）の徹底や危機管理対策の強化を図る各地商工会議所の取り組みを支援。また、6月に発生した「岩手・宮城内陸地震」で被害を受けた東北地方を支援するため、10月に盛岡市で移動常議員会を開催したほか、日商ホームページ内に「東北地方観光復興支援情報」コーナーを設置し、風評被害の払しょくに努めた。

⑤ 商工会議所職員の人材育成に向け研修体系を整備

商工会議所職員に必要な能力や専門知識を整理した上で、日本商工会議所、ブロック連合会、都道府県連合会が役割分担して実施する各地商工会議所職員の研修体系・プログラムを策定。各種研修事業の実施を通じて、各地商工会議所職員の人材育成に努めた。

⑥ 各地商工会議所の運営を支援

商工会議所法ならびに関係法令、定款等の運用に関する相談をはじめ、会員サービス事業、特色ある事業への先進的な取り組みに関する事例の照会など、商工会議所運営上の各種問題についての相談に対し、的確な対応を図った。また、運営委員会や、全国商工会議所専務理事・事務局長会議（於：京都市）等を通じて、「商工会議所の事業・組織のあり方～最近の諸問題を中心に～」をテーマに意見交換を行うなど、各地商工会議所の運営支援に努めた。さらに、各地商工会議所の会員数等の状況および財政状況を調査し、情報提供を行うとともに、役員・議員選任、資産運用、職員の育成・研修、事業活動、会員の入・退会、商工会議所等との合併、それぞれの状況について実態を調査した。このほか、運営小委員会にワーキング・グループを設置。各地商工会議所における小規模事業対策等の現状調査を実施するとともに、今後の経営改善普及事業のあり方に関して議論・検討した。

⑦ chambers カード事業、休業補償プラン等を普及促進・改善

9年12月に商工会議所の会員事業所向けサービス事業として創設した全国商工会議所の休業補償プランは、商工会議所ならではのスケールメリットを活かした割安な所得補償保険という特徴を

活かし、中小企業における従業員の福利厚生支援策の一つとして、広く全国の会員事業所に定着してきている。20 年度も引き続き、商工会議所における導入促進ならびに会員事業所における一層の普及奨励を図り、各地商工会議所での加入促進活動を支援した。21 年 3 月末現在、413 商工会議所で実施され、加入件数（人数）は 18,695 人となっている。

チェンバーズカード事業については、全国約 5,300 店舗の優待店で割引サービスが受けられることに加えて、経理事務の省力化や手許現金の圧縮による資金運用の効率化、予算・経費管理の合理化が図れることから、普及に努めた。21 年 3 月末現在、151 商工会議所で実施され、カード発行枚数は約 42,900 枚となっている。

また、7 年から実施の安価な掛金で葬儀など各種慶弔に関するサービスを受けることのできる慶弔サービス制度の 21 年 3 月末現在の加入者は、193 事業所（413 人）となっている。

⑧ 商工会議所向け個人情報漏えい賠償共済制度への加入を促進

各地商工会議所における個人情報の管理体制の構築・強化を支援するため、引き続き、「商工会議所向け個人情報漏えい賠償共済制度」への加入促進に努めた。また、過去の保険金支払歴実績に鑑み、21 年度分から保険料水準が 20 年度分と比較し平均 10%程度割引されることとなった。21 年 3 月末現在の加入実績は、299 商工会議所となっている。

なお、「商工会議所向け災害補償共済制度」「テナント災害補償共済制度」については、募集を見送り、改めて各地商工会議所のニーズにより適合した補償内容とすべく再検討を行うこととした。

⑨ 日本商工会議所表彰制度の利用を促進

「商工会議所中期行動計画」で掲げた、「商工会議所表彰制度の活用促進」を踏まえ、イノベーション（勇気ある挑戦）に取り組む商工会議所を顕彰するため、商工会議所表彰制度（日本商工会議所表彰規則第 5 条：当該商工会議所会頭の推薦（自薦）にもとづく「運営・事業活動表彰」）について、具体的な表彰対象分野の例示を定め、その活用促進を呼び掛けた。

また、同規則第 7 条第 8 号の規定による「連名表彰」（非会員であっても、「その他、日本商工会議所会頭が特に必要と認めたもの」であれば、幅広く日商会頭と各地商工会議所会頭との連名で表彰できる制度）についても、例示項目を追加した。

⑩ イン트라ネットの活用等による情報収集・情報提供を充実

日商公式サイトや商工会議所イン트라ネットの操作性・機能性の改善による情報提供機能の強化を行うため、「日商ホームページ等リニューアルワーキンググループ」を設置。中小企業支援や商工会議所の広報活動強化等に資する情報提供機能強化の方策等について検討を行い、21 年 3 月の第一次リニューアルを経て、7 月から本格的にリニューアルオープンした。

⑪ T O A S（商工会議所トータル O A システム）の改善と活用を支援

Windows 版の後継バージョンとして 14 年にリリースした W e b 版について、ユーザー商工会議所から寄せられた意見等を反映し、プログラムの改善に努めた。また、各地商工会議所における T O A S の円滑な運用と活用的高度化を支援。T O A S / W e b 版ホームページやメーリングリスト、イン트라ネット等を通じた情報提供を行うとともに、システムサポートを行う T O A S パートナー

との連携等によりユーザー商工会議所におけるトラブル等に対応したほか、TOAS研修会の開催など、導入や活用のためのスキルアップを支援した。

⑫ 日本商工会議所青年部（日本YEG）の活動を支援

20年度の日本商工会議所青年部（日本YEG）は「Let's TRY! YEGスクラムで、ビジネスフィールドを突っ走れ!」をスローガンに、以下の3テーマを中心に活動を展開した。

第1のテーマは、「YEGスクラムの強化」。各地商工会議所青年部（YEG）の連合体組織として、フェイストゥフェイスとネット上の両方の場で、交流と連携を深める機会の増加を図るとともに、YEG間のコミュニケーションを円滑にし、情報が双方向に流れるよう努めた。

第2のテーマは、「ビジネスフィールドの拡大」。全国26,000人のYEGメンバーのネットワークを生かし、メンバー間の連携による新たな事業展開の支援を行った。また、YEGメンバーの商売につながる具体的なビジネスチャンスやビジネスヒント等を積極的に提供した。

第3のテーマは、「真の経営者・リーダーづくり支援」。YEGメンバーは、地域の中小企業の経営者として他の模範となる重要な役割を担っている。日本YEGは、研修プログラムの実施、有効な研修情報の提供等を通じて、真の経営者・リーダーづくりの支援を行った。

具体的な活動としては、会員相互の「親睦・交流」「研修・研鑽」を促進し、各地のYEG活動の活性化を図ることを目的として、全国9ブロックにおいてブロック大会を開催した。また、11月に滋賀県大津市で「第28回全国大会びわ湖大津大会」を開催し、3,812人の参加を得た。さらに、21年2月には、静岡県浜松市で1,374人の参加を得て「第26回全国会長研修会浜松会議」を開催し、各地商工会議所青年部の意識高揚、連携強化を図った。また、日商が「商工会議所環境行動計画」を策定し環境問題への取り組みを本格的に開始したことを受け、青年部においても第53回会員総会で「商工会議所青年部環境行動宣言」を採択し、地球温暖化対策に積極的に取り組むこととした。このほか、地域やビジネスの活性化や青年部活動の模範となる事業に取り組んだ青年部を表彰するYEG大賞や、青年部会員を対象に経営能力やプレゼンテーション能力の資質向上を図るビジネスプランコンテスト等、多岐にわたる活動を展開した。

21年3月末現在の青年部設置数は444カ所（設置率86.0%）、うち日本商工会議所青年部加入は402カ所（加入率90.5%）となっている。

⑬ 全国商工会議所女性会連合会（全商女性連）の活動を支援

11月に沖縄県宜野湾市で、「第40回全国商工会議所女性会連合会沖縄全国大会」を開催し、全国から約2,700人が参加した。大会では、各委員会委員長（全商女性連副会長）からそれぞれの活動について報告があった。具体的には、上西総務委員長（大阪商工会議所女性会会長）から、日商が7月に策定した「中期行動計画」に基づく活動の活性化と、全商女性連表彰について、秋山政策委員長（横浜商工会議所女性会会長）から、環境問題と教育問題について、西尾広報委員長（京都商工会議所女性会会長）から、ホームページのリニューアルと各地女性会活動の広報強化について、加藤企画調査委員長（名古屋商工会議所女性会会長）からは、「女性起業家大賞」をはじめとする女性起業家の支援、「女性起業家支援基金～女性の輪を広げよう～」の活用と同基金への募金について、それぞれ報告があった。

「第7回女性起業家大賞」の表彰式も同時に開催。最優秀賞（日本商工会議所会頭賞）の河合と

も子氏(株式会社ズーム・ティー代表取締役)、優秀賞(全商女性連会長賞)の森田祥子氏(株式会社 Terrace 代表取締役、スタートアップ部門)、同じく優秀賞の菅原あけみ氏(株式会社マスカル代表取締役、グロース部門)に、それぞれ盾と副賞が贈られた。

各地の功労者や優れた取り組みなどを表彰する「全商女性連表彰」では、特別功労者 29 人、会員増強など組織強化に取り組んだ 12 女性会等を表彰。今年度から新たに行動する女性会の積極的な展開を図るため、個として光り、他の範となる事業や活動をしている女性会の表彰も実施。最優秀賞(日本商工会議所会頭賞)には、徳島女性会の小学生(環境・ゴミ問題)作文・絵画・標語コンクールが輝いた。優秀賞(全商女性連会長賞)には、竹原女性部(子育て支援ネットワーク)と長崎女性会(文化に親しむタベ)が表彰され、20 年以上の長きにわたり、公園での湯茶サービスを実施している玉島女性会は会長特別賞に輝いた。

このほか、全国大会では、19 年 11 月からスタートした第 19 期の主要取り組み課題である「地球温暖化問題」と「教育再生」について、「商工会議所女性会 環境行動宣言」と「商工会議所女性会 活動宣言～『子どもたちの笑顔と元気があふれるように』～」を満場一致で採択している。

21 年 3 月末現在の女性会設置数は 498 カ所、うち、全商女性連加入数は 403 カ所(加入率 93.9%)となっている。



全商女性連全国大会で「女性起業家大賞」の表彰式を実施

⑭ 財団法人日本対がん協会との医産連携事業の推進

「がん対策基本法」の施行(19 年 4 月)を踏まえ、社会貢献活動を通じて商工会議所の一層のブランド・アップを図り、商工会議所会員サービスの拡充と会員加入促進等に資するため、財団法人日本対がん協会と包括協定を締結し、各地商工会議所と同協会の支部が連携して、地域事情とニーズに合わせ、中小企業における健康管理の向上に資する事業を推進した。

21 年度においても、引き続き、各地商工会議所をはじめ同協会および同協会支部と連携して、医産連携事業を積極的に推進する。

⑮ 各方面より利用が進むキャリアック

キャリアック(商工会議所福利研修センター)は、商工会議所、会員企業をはじめ各方面から幅広い利用があった。20 年度は 18,849 人に利用され、会員事業所の研修・福利厚生を支援する共同施設として、利用者から好評を得ている。

当所においても、各種セミナーや研修会等の開催にあたり積極的に利用するとともに、「石垣」「会議所ニュース」での記事掲載やインターネットを利用した PR や関連団体、企業を中心とした PR 活動を積極的に展開し、利用促進に努めた。

また、各地商工会議所が取り組む地域活性化事業等に関する各種情報を幅広く展示し、キャリアックを訪れる全国商工会議所関係者等に情報交換の場を提供するため、19 年 4 月に設置した「商工会議所地域活性化情報センター」において、各地の地域活性化等に関する資料を公開したほか、4～11 月の 8 カ月間、19 年度「地域資源∞全国展開プロジェクト(小規模事業者新事業全国展開支援事業)」実施商工会議所の事業紹介パネルを展示し、各地のプロジェクトを利用者にアピールした。

(3) 商工会議所の役割や存在意義等を周知するための情報発信機能を強化

「会議所ニュース」(旬刊)、「石垣」(月刊)、ホームページ、会頭記者会見、各種プレスリリースなどを通じて、商工会議所活動の積極的なPRを行った。

「会議所ニュース」については、3月に文字を大きくしさらに読みやすい紙面づくりに努めるとともに、当所や各地商工会議所の活動を中心としたきめ細かな情報提供を行った。「石垣」では、地域経済の中枢で活躍する全国の商工会議所関係者に対し、企業経営や地域振興・産業振興に役立つ情報や問題解決のヒントを提供。厳選した特集企画、さらには人気コーナー「まちの解体新書」における各地域のまちづくりの事例紹介など内容の充実を図った。

また、各地商工会議所の正副会頭・常議員・監事(希望登録制)に会頭コメント、会頭記者会見、重要会議等の内容を直接電子メールで速報する「ニュースファイル」の送信件数は85回に及んだ(21年3月末送信登録先1,690)。

さらに、商工会議所の認知度を高めるため、日商が19年度に制作した全国共通で利用できる「商工会議所CMコンテンツ」を、20年度も各地商工会議所、都道府県商工会議所連合会に提供した(21年3月末現在、10商工会議所、4商工会議所連合会が利用)。

そのほか、編集実務の初級者を対象にした「会報編集担当者研修会」を開催し、会報づくり等による商工会議所の広報活動のあり方等について情報提供に努めたほか、各地商工会議所会報の発行を支援する「所報サービス」(記事提供システム)の一層の充実を図った。

Ⅱ 事 項 別 状 況

1. 法人の概要

(1) 所 在 地

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3丁目2番2号

T E L (03)3283-7823

F A X (03)3211-4859

U R L <http://www.jccci.or.jp>

E-mail : info@jccci.or.jp

(2) 沿 革

①変 遷

わが国商工会議所制度は、明治11年に当時の関税不平等条約改正等の問題について、商工業者の意見を代弁する機関として、東京商法会議所が設立されたことに始まる。その後、全国の主要都市に相次いで設立され、明治25年には15の商工会議所がその連合体として「商業会議所連合会」を結成した。

日本商工会議所は、大正11年6月に「商業会議所連合会」を母体として誕生し、名称・組織の変更など様々な変遷を経て、昭和29年に現行「商工会議所法」に基づく特別認可法人として改編、現在は平成13年12月に閣議決定された特殊法人等整理合理化計画により民間法人化され、今日に至っている。

②根拠法

ア．設立根拠法

商工会議所法（昭和28年法律第143号）

イ．業務関連法

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）

③主管省庁名

経済産業省 経済産業政策局経済産業政策課

④設立年月日

大正11年6月29日

⑤目 的

日本商工会議所は、全国の商工会議所を会員とする総合経済団体であり、全国の商工会議所を総合調整し、その意見を代表し、国内および国外の経済団体と提携すること等によって商工会議所の健全な発達を図り、もってわが国商工業の振興を図ることを目的としている。

⑥主な事業内容（定款第6条）

- 1 全国の商工会議所の意見を総合してこれを公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること
- 2 行政庁等の諮問に応じて、答申すること
- 3 国民経済及び国際経済に関する調査研究を行なうこと
- 4 国民経済及び国際経済に関する情報又は資料の収集又は刊行を行なうこと
- 5 国内商事取引に関して商工会議所の行なう事業に関し、連絡又はあつ旋を行なうこと
- 6 国内及び国外において、博覧会、見本市等を開催し、又はこれら等の開催のあつ旋を行なうこと

- 7 国際商事取引の紛争に関するあっ旋、調停又は仲裁を行なうこと
- 8 商工会議所の行なう商工業に関する技術及び技能の普及又は検定に関する指導を行なうこと
- 9 商工会議所の行なう商工相談事業に関する指導を行なうこと
- 10 国内における経済団体との提携又は連絡を行なうこと
- 11 国外における商工会議所その他の経済団体等との提携又は連絡を行なうこと
- 12 商工業に関して、観光事業の総合的な改善発達を図ること
- 13 国際親善に関する事業を行なうこと
- 14 商工会議所が設置する施設等に係わる債務の保証及びそれに付帯する事業を行なうこと
- 15 特定原産地証明書の発給に関する事務及びそれに付帯する事業を行うこと。
- 16 前各号に掲げるもののほか、本商工会議所の目的を達成するために必要な事項を行なうこと

⑦国庫補助金等（各年度とも実績額）

（単位：万円）

区 分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
国庫補助金等	国 庫 補 助 金	193,832	83,551	615,416
	その他(委託費)	139,812	203,626	172,014
	計	333,644	287,177	787,430
	一 般 会 計	333,644	287,177	646,326
	特 別 会 計	—	—	141,103
	特別会計名	—	—	労働保険特別会計 雇用勘定
政 府 出 資 金 額		—	—	—
財 政 投 融 資		—	—	—
借 入 金 等 (借 入 先)		0	0	0

2. 定款および規約等

(1) 定 款

20 年度においては、定款の変更は行われなかった。

(2) 規 約（規則・規程）

平成 20 年 3 月 19 日開催の第 571 回常議員会・第 204 回議員総会において、日本商工会議所表彰規則および日本商工会議所事務規則の一部変更について承認された。

（日本商工会議所事務規則の一部変更について）

①変更理由

近年、経済社会環境が大きく変化する中で、産業政策部が所管する産業経済政策、経済法規、金融、税制、労働、環境問題などへの対応がより専門化、複雑化するとともに、業務量が格段に増大してきて

おり、各地商工会議所の意見を集約しつつ、これらの重要課題に適時適切に対応していくためには、事務局体制を整備する必要がある。このため、当所事務規則を一部改正して同部を2部に再編し、各地商工会議所活動に対する支援および政策実現機能の強化を図ることとする。具体的には以下のとおり。

- (1) 産業政策部を、産業政策第一部と産業政策第二部の2部体制とする。
- (2) 産業政策第一部は、主に産業経済政策、税制等を担当する。産業政策第二部は、主に雇用・労働政策、エネルギー・環境政策等を担当する。

②変更箇所（※アンダーラインの部分）

第2章 事務分掌

（組織）

第2条 会議所事務局に次の部を置き、部のもとに、必要に応じプロジェクトチーム（担当）を置くことができる。

- (1) 総務部
- (2) 広報部
- (3) 企画調査部
- (4) 国際部
- (5) 産業政策第一部
- (6) 産業政策第二部
- (7) 流通・地域振興部
- (8) 中小企業振興部
- (9) 事業部
- (10) 情報化推進部

2 前項に規定するもののほか、必要に応じ組織横断的なプロジェクトチーム（担当）を置くことができる。

（産業政策第一部の事務分掌）

第7条 産業政策第一部においては、次の事務を分掌する。

- (1) 産業経済政策に関すること。
- (2) 産業経済法規に関すること。
- (3) 財政、金融、税制に関すること。
- (4) 前各号に規定するもののほか、産業経済に係る政策事項に関すること。

（産業政策第二部の事務分掌）

第8条 産業政策第二部においては、次の事務を分掌する。

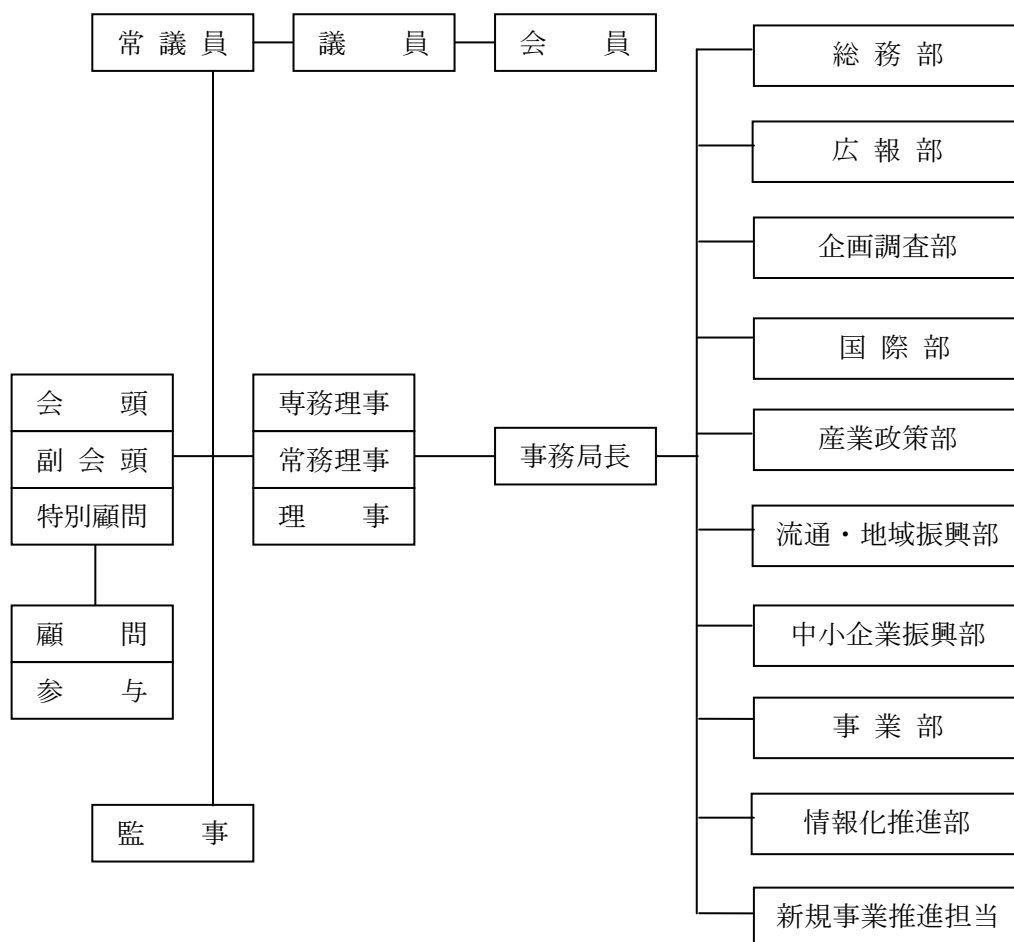
- (1) 雇用・労働政策に関すること。
- (2) エネルギー・環境政策に関すること。
- (3) 前各号に規定するもののほか、雇用・労働、エネルギー・環境に係る政策事項に関すること。

（以下1条ずつ繰り下げ）

附則

この規則は、平成21年4月1日から実施する。

3. 組 織



※平成21年4月1日より、産業政策部は産業政策第一部と産業政策第二部となった（平成21年3月19日改正）。

(1) 会 員（平成21年 3月31日現在）

平成20年度末における日本商工会議所の会員数は、516商工会議所で、地域別会員数は下表のとおり。

都道府県別	会員数	都道府県別	会員数	都道府県別	会員数
北海道地区	42	東京都	8	岡山県	12
東北地区	46	神奈川県	14	広島県	13
青森県	7	山梨県	2	山口県	14
岩手県	10	静岡県	16	四国地区	27
宮城県	6	東海地区	49	徳島県	6
秋田県	6	岐阜県	15	香川県	6
山形県	7	愛知県	22	愛媛県	9
福島県	10	三重県	12	高知県	6
北陸・信越地区	49	近畿地区	71	九州地区	79
新潟県	16	福井県	7	福岡県	19
富山県	8	滋賀県	7	佐賀県	8
石川県	7	京都府	8	長崎県	9
長野県	18	大阪府	20	熊本県	9
関東地区	102	兵庫県	18	大分県	10
茨城県	8	奈良県	4	宮崎県	9
栃木県	9	和歌山県	7	鹿児島県	11
群馬県	10	中国地区	51	沖縄県	4
埼玉県	15	鳥取県	4		
千葉県	20	島根県	8	合 計	516

なお、平成20年度における商工会議所の合併は以下のとおり。

平成20年 4月 1日 伊予三島、川之江が合併（伊予三島が存続。名称を四国中央に変更）

(2) 特別会員（平成21年 3月31日現在）

平成20年度末における特別会員は次のとおり。

商工会議所（国外）（17）	商工会議所連合会（15）	その他団体・法人（4）
盤谷日本人商工会議所	北海道	協同組合連合会日本専門店会連盟
ソウル・ジャパン・クラブ	富山県	全国米穀販売事業共済協同組合
フィリピン日本人商工会議所	長野県	全国青色申告会総連合
在仏日本商工会議所	茨城県	株式会社商工組合中央金庫
デュッセルドルフ日本商工会議所	栃木県	
ニューヨーク日本商工会議所	群馬県	
南加日系商工会議所	埼玉県	
ブラジル日本商工会議所	千葉県	
シドニー日本商工会議所	神奈川県	
リオ・デ・ジャネイロ日本商工会議所	静岡県	
マレーシア日本人商工会議所	三重県	
シンガポール日本商工会議所	福井県	
パラード日系商工会議所	滋賀県	
在亜日本商工会議所	山口県	
メキシコ日本商工会議所	愛媛県	
南アフリカ日本人商工会議所		
中国日本商會		

(3) 第27期＜平成19年11月1日～平成22年10月31日＞役員（平成21年3月31日現在）

役員の役職、定数、氏名、経歴は次のとおりである。（敬称略）

役 職	定 数	氏 名	経 歴
会 頭 (非常勤)	1 人	岡 村 正	(東京商工会議所会頭) ㈱東芝取締役会長
名誉会頭 (非常勤)	1 人	山 口 信 夫	(東京商工会議所名誉会頭) 旭化成㈱代表取締役会長
副会頭 (非常勤)	5 人	野 村 明 雄	(大阪商工会議所会頭) 大阪ガス㈱代表取締役会長
		岡 田 邦 彦	(名古屋商工会議所会頭) ㈱松坂屋代表取締役会長
		佐々木 謙 二	(横浜商工会議所会頭) 日本発条㈱代表取締役会長
		立 石 義 雄	(京都商工会議所会頭) オムロン㈱代表取締役会長
		水 越 浩 士	(神戸商工会議所会頭) ㈱神戸製鋼所代表取締役会長
副会頭に 準ずる者 (非常勤)	6 人	綾 田 修 作	(高松商工会議所会頭) ㈱百十四銀行取締役会長
		高 向 巖	(札幌商工会議所会頭) ㈱北洋銀行代表取締役会長
		丸 森 仲 吾	(仙台商工会議所会頭) ㈱七十七銀行相談役
		河 部 浩 幸	(福岡商工会議所会頭) ㈱九電工代表取締役会長
		敦 井 榮 一	(新潟商工会議所会頭) 北陸ガス㈱代表取締役社長
		大 田 哲 哉	(広島商工会議所会頭) ㈱広島電鉄代表取締役社長
専務理事 (常勤)	1 人	中 村 利 雄	平成14年9月 財団法人2005年日本国際博覧会協会副事務総長 平成15年10月 財団法人2005年日本国際博覧会協会事務総長 平成19年11月 日本商工会議所・東京商工会議所専務理事
常務理事 (常勤)	1 人	宮 城 勉	平成15年7月 近畿経済産業局長 平成18年7月 内閣府大臣官房審議官 平成20年7月 日本商工会議所常務理事
常 議 員 (非常勤)	51人	高 野 洋 藏	(函館商工会議所会頭) ㈱道水代表取締役会長
		鎌 田 力	(小樽商工会議所会頭) 小樽信用金庫会長
		高 向 巖	(札幌商工会議所会頭) ㈱北洋銀行代表取締役会長
		新 谷 龍 一 郎	(旭川商工会議所会頭) 新谷建設㈱代表取締役社長
		林 光 男	(青森商工会議所会頭) 青森三菱電機機器販売㈱代表取締役社長
		永 野 勝 美	(盛岡商工会議所会頭) ㈱岩手銀行代表取締役会長
		丸 森 仲 吾	(仙台商工会議所会頭) ㈱七十七銀行相談役
		山 澤 進	(山形商工会議所会頭) ㈱ヤマザワ代表取締役社長
		瀬 谷 俊 雄	(福島商工会議所会頭) ㈱東邦銀行取締役会長
		敦 井 榮 一	(新潟商工会議所会頭) 北陸ガス㈱代表取締役社長
		犬 島 伸 一 郎	(富山商工会議所会頭) ㈱北陸銀行特別参与
		深 山 彬	(金沢商工会議所会頭) ㈱北國銀行代表取締役会長
		加 藤 久 雄	(長野商工会議所会頭) ㈱本久代表取締役社長
		井 上 保	(松本商工会議所会頭) ㈱井上代表取締役社長
		加 藤 啓 進	(水戸商工会議所会頭) 茨城日産自動車㈱代表取締役会長
		築 郁 夫	(宇都宮商工会議所会頭) ㈱福田屋百貨店取締役会長
		曾 我 孝 之	(前橋商工会議所会頭) 中屋商事㈱代表取締役社長

監 事 (非常勤)	3 人	川 本 宜 彦	(さいたま商工会議所会頭)	(株)サイサン取締役会長
		千 葉 滋 胤	(千葉商工会議所会頭)	(株)ケーブルネットワーク千葉代表取締役会長
		西 岡 浩 史	(川崎商工会議所会頭)	(株)東芝顧問
		上 原 勇 七	(甲府商工会議所会頭)	(株)印傳屋上原勇七代表取締役会長
		松 浦 康 男	(静岡商工会議所会頭)	(株)静岡銀行代表取締役会長
		御 室 健 一 郎	(浜松商工会議所会頭)	浜松信用金庫理事長
		小 島 伸 夫	(岐阜商工会議所会頭)	(株)十六銀行取締役頭取
		磯 村 直 英	(豊橋商工会議所会頭)	ユタカコーポレーション(株)代表取締役社長
		佐々木 光 男	(一宮商工会議所会頭)	ササキセルム(株)会長
		齋 藤 彰 一	(四日市商工会議所会頭)	(株)三重銀行取締役会長
		川 田 達 男	(福井商工会議所会頭)	セーレン(株)代表取締役社長
		宮 崎 君 武	(大津商工会議所会頭)	大津板紙(株)代表取締役社長
		夜 久 亢 宥	(吹田商工会議所会頭)	アサヒビール(株)吹田工場名誉顧問
		尾 上 壽 男	(姫路商工会議所会頭)	グローリー(株)代表取締役会長
		西 口 廣 宗	(奈良商工会議所会頭)	(株)南都銀行代表取締役頭取
		島 正 博	(和歌山商工会議所会頭)	(株)島精機製作所代表取締役社長
		八 村 輝 夫	(鳥取商工会議所会頭)	(株)鳥取銀行取締役相談役
		丸 磐 根	(松江商工会議所会頭)	(株)山陰合同銀行特別顧問
		岡 崎 彬	(岡山商工会議所会頭)	岡山瓦斯(株)取締役社長
		大 田 哲 哉	(広島商工会議所会頭)	(株)広島電鉄代表取締役社長
		林 孝 介	(下関商工会議所会頭)	サンデン交通(株)代表取締役社長
		近 藤 宏 章	(徳島商工会議所会頭)	総合ビル・メンテム(株)代表取締役
		綾 田 修 作	(高松商工会議所会頭)	(株)百十四銀行取締役会長
		麻 生 俊 介	(松山商工会議所会頭)	(株)伊予銀行代表取締役会長
		西 山 昌 男	(高知商工会議所会頭)	高知トヨタ自動車(株)代表取締役会長
		河 部 浩 幸	(福岡商工会議所会頭)	(株)九電工代表取締役会長
		重 渕 雅 敏	(北九州商工会議所会頭)	TOTO(株)代表取締役会長
		指 山 弘 養	(佐賀商工会議所会頭)	(株)佐賀銀行取締役会長
		松 藤 悟	(長崎商工会議所会頭)	松藤商事(株)代表取締役社長
		中 尾 保 徳	(熊本商工会議所会頭)	(株)鶴屋百貨店代表取締役会長
			(大分商工会議所会頭)	
		中 島 勝 美	(宮崎商工会議所会頭)	雲海酒造(株)代表取締役社長
		諏 訪 秀 治	(鹿児島商工会議所会頭)	鹿児島トヨタ自動車(株)代表取締役社長
		國 場 幸 一	(那覇商工会議所会頭)	(株)國場組代表取締役社長
		渡 邊 靖 彦	(秋田商工会議所会頭)	秋田中央交通(株)取締役社長
		木 村 忠 昭	(横須賀商工会議所会頭)	(株)エイヴィ代表取締役
		光 井 一 彦	(宇部商工会議所会頭)	宇部マテリアルズ(株)取締役相談役
理 事 (常勤)	4 人 以内	坪 田 秀 治	平成12年4月	日本商工会議所産業政策部長
			平成14年6月	日本商工会議所理事・産業政策部長
			平成19年4月	日本商工会議所理事・事務局長
		近 藤 英 明	平成8年4月	日本商工会議所中小企業振興部長

	平成12年 4 月	日本商工会議所企画調査部長
	平成16年 4 月	日本商工会議所理事・企画調査部長
青 山 伸 悦	平成12年 4 月	日本商工会議所事業部長
	平成19年 4 月	日本商工会議所産業政策部長
	平成19年11月	日本商工会議所理事・産業政策部長
高 橋 和 憲	平成12年 4 月	日本商工会議所流通・地域振興部長
	平成19年11月	日本商工会議所理事・流通・地域振興部長

(4) 第27期＜平成19年11月 1 日～平成22年10月31日＞議員（平成21年 3 月31日現在）

議員商工会議所名（※印は議員に準ずる者）、定数は次のとおりである。

選挙区名 ()内は議員数	商 工 会 議 所 名
北 海 道 (8)	函館、小樽、札幌、旭川、室蘭、釧路、帯広、稚内、※紋別
東 北 (9)	青森、八戸、盛岡、大船渡、仙台、秋田、山形、※酒田、福島、郡山
北陸信越 (9)	新潟、上越、長岡、※柏崎、富山、高岡、金沢、上田、長野、松本、※飯田、※佐久
関 東 (22)	水戸、石岡、※ひたちなか、宇都宮、足利、高崎、前橋、桐生、川口、さいたま、狭山、 ※本庄、千葉、佐原、茂原、野田、八王子、立川、川崎、相模原、甲府、静岡、浜松、沼津
東 海 (10)	岐阜、大垣、高山、岡崎、豊橋、一宮、※豊田、春日井、四日市、津、伊勢、※尾鷲
近 畿 (14)	福井、※敦賀、大津、宮津、亀岡、高槻、※堺、※東大阪、※泉大津、吹田、泉佐野、 北大阪、姫路、尼崎、明石、加西、奈良、和歌山
中 国 (10)	鳥取、松江、岡山、倉敷、※津山、広島、呉、福山、※府中、※東広島、下関、宇部、徳山
四 国 (5)	徳島、高松、※丸亀、松山、今治、高知
九 州 (13)	福岡、久留米、北九州、大牟田、佐賀、長崎、佐世保、熊本、※人吉、別府、大分、宮崎、 鹿児島、鹿屋
沖 縄 (2)	那覇、沖縄
定 数	102（※議員に準ずる者は18）

(5) 第27期＜平成19年11月1日～平成22年10月31日＞委員会（平成21年3月31日現在）

委 員 会 名	委 員 長（商工会議所）	副 委 員 長
＜委 員 会＞		
政 策	児 玉 幸 治（日本・東京）	大阪、名古屋、横浜、倉敷、 大前 孝治（社団法人全国信用金庫協会会長）
産 業 経 済	立 石 義 雄（京 都）	〔委員長代理〕 築 郁 夫（宇都宮） 釧路、石巻、三条、上田、桐生、川崎、長崎
国 際 経 済	大 橋 信 夫（東 京）	千歳、花巻、水戸、横須賀、赤穂、新居浜、那覇
観 光	高 向 巖（札 幌）	〔委員長代理〕 丸 磐 根（松 江） 小樽、新庄、日光、浜松、倉敷、高知、宮崎
中 小 企 業	西 村 貞 一（大 阪）	〔委員長代理〕 井 上 裕 之（東 京） 北見、燕、本庄、青梅、東大阪、松山、久留米
地 域 活 性 化	岡 田 邦 彦（名古屋）	〔委員長代理〕 松 村 保 雄（柏 崎） 弘前、小松、諏訪、熊谷、松阪、津山、今治
税 制	西 澤 宏 繁（東 京）	〔委員長代理〕 奥 原 征一郎（呉） 十日町、石岡、豊橋、福知山、尼崎、飯塚、島原
労 働	伊 藤 雅 人（東 京）	〔委員長代理〕 渡 辺 祥 二（豊 田） いわき、佐久、古河、高崎、立川、大垣、福井
情 報 化	小 嶋 淳 司（大 阪）	〔委員長代理〕 田 辺 隆一郎（八王子） 米沢、加茂、土浦、北大阪、豊中、府中、日南
環境・エネルギー	大 田 哲 哉（広 島）	〔委員長代理〕 重 渕 雅 敏（北九州） 帯広、八戸、高岡、小田原箱根、富士、樫原、岩国
国 民 生 活	河 部 浩 幸（福 岡）	〔委員長代理〕 松 浦 康 男（静 岡） 栗山、さいたま、船橋、上野、亀岡、鳥取、延岡
教 育	水 越 浩 士（神 戸）	〔委員長代理〕 島 村 元 紹（東 京） 苫小牧、青森、太田、桑名、八尾、岡山、尾道
運 営	佐々木 謙 二（横 浜）	〔委員長代理〕 海 野 肇（ひたちなか） 恵庭、郡山、小千谷、泉大津、東広島、丸亀、諫早
＜特別委員会＞		
行 財 政 改 革	丸 森 仲 吾（仙 台）	〔委員長代理〕 山 本 忠 安（日 立） 稚内、松戸、岡崎、津、伊勢、徳山、徳島
事 業 承 継 対 策	神 谷 一 雄（日 本）	〔委員長代理〕 大和田 達郎（石岡） 大阪、京都
広 報	綾 田 修 作（高 松）	〔委員長代理〕 篠 塚 清（堺） 旭川、盛岡、松本、川口、四日市、大田、福山
信 用 基 金 管 理	敦 井 榮 一（新 潟）	〔委員長代理〕 中村 利雄（日 本） 酒田、福島、上越、蒲郡、相生、出雲、中間
表 彰	中 村 利 雄（日 本）	
ま ち づ く り	高 橋 光 壽（守口門真）	〔委員長代理〕 田 村 巖（長 岡） 足利、敦賀、
幹線道路網の整備 促進に関する	児 玉 幸 治（日 本）	森地 茂（政策研究大学院大学 教授、 財団法人運輸政策研究機構 運輸政策研究所 所長）

(6) 第27期＜平成19年11月1日～平成22年10月31日＞特別顧問（平成21年3月31日現在）

杉 山 和 男	（電源開発㈱顧問）	吉 野 浩 行	（本田技研工業㈱相談役）
小 島 順 彦	（三菱商事㈱社長）	井 上 裕 之	（愛知産業㈱社長）
池 田 守 男	（㈱資生堂相談役）	小 柴 和 正	（㈱伊勢丹相談役）
上 條 清 文	（東京急行電鉄㈱会長）	池 田 彰 孝	（SMK㈱会長）
本 庄 八 郎	（㈱伊藤園社長）	渡 邊 佳 英	（大崎電気工業㈱会長）
田 中 順一郎	（三井不動産㈱常任相談役）	児 玉 幸 治	（財機システム振興協会会長）
市 野 紀 生	（東京ガス㈱会長）	神 谷 一 雄	（松久㈱社長）
中 村 胤 夫	（㈱三越相談役）	齋 藤 朝 子	（㈱山翠楼会長）
宮 村 眞 平	（三井金属鉱業㈱相談役）	馬 場 彰	（㈱オンワードホールディングス 名誉顧問）
西 澤 広 繁	（㈱東京都民銀行相談役）	大 橋 信 夫	（三井物産㈱会長）
村 田 純 一	（村田機械㈱会長）	佐々木 幹 夫	（三菱商事㈱会長）

(7) 第27期＜平成19年11月1日～平成22年10月31日＞顧問・参与（平成21年3月31日現在）

①顧 問

御手洗 富士夫	（社）日本経済団体連合会会長）	桜 井 正 光	（社）経済同友会代表幹事）
白 川 方 明	（日本銀行総裁）	勝 俣 宣 夫	（社）日本貿易会会長）
林 康 夫	（独）日本貿易振興機構理事長）		

②参 与

高 橋 淑 郎	井 川 博	谷 村 昭 一	植 松 敏	守 屋 一 彦
西 川 示 貞 一	波田野 雅 弘	佐々木 修	中 島 芳 昭	下 島 松 雄
篠 原 徹				

4. 選挙および選任等

(1) 議 員

選任は行われなかった。

(2) 常議員

那覇商工会議所会頭交代に伴い、平成20年4月8日付けで國場幸一氏が常議員に就任した。

旭川商工会議所会頭交代に伴い、高丸修氏が退任し、平成21年3月30日付けで新谷龍一郎氏が常議員に就任した。

福井商工会議所会頭交代に伴い、江守幹男氏が退任し、平成21年3月31日付けで川田達男氏が常議員に就任した。

(3) 役員等

①会頭・副会頭

選任は行われなかった。

②監事

選任は行われなかった。

③特別顧問

選任は行われなかった。

④専務理事・常務理事・理事

篠原徹常務理事の退任に伴う後任者について、平成20年7月17日開催の第205回議員総会において諮り、宮城勉氏が選任された。

(4) 顧問・参与

顧問の委嘱について、平成20年4月17日開催の第572回常議員会において諮り、白川方明日本銀行総裁に委嘱した。

佐々木幹夫(社)日本貿易会会長の退任に伴う顧問の委嘱について、平成20年6月19日開催の第573回常議員会において諮り、勝俣宣夫(社)日本貿易会会長に委嘱した。

参与の委嘱について、篠原徹常務理事の退任に伴い、平成20年7月17日開催の第574回常議員会に諮り、同氏に委嘱した。

5. 事務局

事務局機構および主な横成員（平成21年3月31日現在）

①国内事務所

部（室）	役 職	氏 名	部（室）	役 職	氏 名
総 務 部	理事・事務局長	坪 田 秀 治	産 業 政 策 部	理事・部長	青 山 伸 悦
	部 長	朽 原 克 彦		副 部 長	佐 藤 健 志
	課 長	荒 井 恒 一		課 長	加 藤 正 敏
	課 長	篠 原 崇	流 通 ・ 地 域 振 興 部	理事・部長	高 橋 和 憲
広 報 部	課 長	稲 垣 明 美		副 部 長	會 本 尚
	部 長	宇津井 輝 史		課 長	高 山 祐志郎
	副 部 長	間 部 彰 成	中 小 企 業 振 興 部	部 長	五十嵐 克 也
企 画 調 査 部	課 長	湊 元 良 明		課 長	塩 野 裕
	課 長	高 野 晶 子		課 長	大 内 博
	理事・部長	近 藤 英 明		主任調査役	番 田 幸 博
国 際 部	副 部 長	岡 山 英 弘	事 業 部	部 長	小 野 明
	課 長	森 まり子		担 当 部 長	菊 地 敏 義
	主任調査役	塩 見 広太郎		IT 検定担当 部 長	岩 崎 浩 平
	理 事	近 藤 英 明(兼)		検 定 担 当 部 長	立 松 裕 之
	担 当 部 長	栗 原 博	情 報 化 推 進 部	課 長	岩 間 信 弥
	副 部 長	中 村 仁		部 長	小 松 靖 直
	課 長	西 谷 和 雄		課 長	市 川 晶 久
	課 長	藤 澤 英 行		部 長	小 野 明(兼)
	課 長	蔵 方 康太郎	新 規 事 業 推 進 担 当		
	課 長	山 内 清 行			
	主任調査役	小 室 至			
	主任調査役	塩 見 広太郎(兼)			
	主任調査役	内 田 一 雄			
	主任調査役	今 井 明 良			

②駐在員事務所

・ソウル事務所 所 長 渡 邊 泰 一

Seoul Office of The Japan Chamber of Commerce and Industry

C/o SJC (Seoul Japan Club)

8th fl, Press Center Bldg, 25 1-ku, Taepung-ro, Chung-ku, Seoul, THE REPUBLIC OF KOREA

T E L 82-2-3210-2411

F A X 82-2-3210-2413

E-mail : jcciseo@kornet.net

③事務局員数（平成 21 年 3 月 31 日現在）

平成 19 年度	平成 20 年度	増 減
94	93	▲ 1

【注】定数なし

④国際部特定原産地証明担当事務所所属職員数（平成 20 年 3 月 31 日現在）

平成 20 年度
98

（※うち、地方事務所所属職員は 87）

【注】定数なし

6. 庶 務

(1) 文 書

平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの発信および受信数は次のとおり。

月 別	発 信 数		計	月 別	受 信 数		計
	国 内	国 外			国 内	国 外	
4 月	13,214	383	13,597	4 月	5,097	479	5,576
5 月	9,424	365	9,789	5 月	3,853	456	4,309
6 月	13,494	319	13,813	6 月	4,342	399	4,741
7 月	15,988	294	16,282	7 月	4,540	367	4,907
8 月	16,579	328	16,907	8 月	3,776	410	4,186
9 月	11,952	407	12,359	9 月	3,849	509	4,358
10 月	17,814	333	18,147	10 月	4,291	416	4,707
11 月	12,662	275	12,937	11 月	3,521	344	3,865
12 月	21,139	262	21,401	12 月	3,791	327	4,118
1 月	8,307	214	8,521	1 月	6,287	268	6,555
2 月	17,376	134	17,510	2 月	3,500	167	3,667
3 月	12,757	182	12,939	3 月	4,531	228	4,759
計	170,706	3,496	174,202	計	51,378	4,370	55,748

(2) 叙勲・国家褒章・表彰

①叙 勲（順不同・敬称略、日商推薦のみ、役職名は発令時のもの）

ア．春の叙勲（4月29日発令）

○旭日小綬章

釧路商工会議所（元）会頭 両角 靖二

日立商工会議所会頭 山本 忠安

松原商工会議所会頭 塩野 昭三

福江商工会議所会頭 才津 爲夫

八戸商工会議所会頭 橋本 昭一

甲府商工会議所（元）会頭 荻野 浩

柳井商工会議所会頭 藤麻 功

○旭日双光章

天童商工会議所（元）会頭 石島 聰一

下諏訪商工会議所（元）会頭 宮川 昭二

龍野商工会議所（元）会頭 浅井 良平

大川商工会議所（元）会頭 松田 忠次

氷見商工会議所（元）会頭 清水 五郎

結城商工会議所副会頭 山中 昭吾

紀州有田商工会議所会頭 野口 義信

イ．秋の叙勲（11月3日発令）

○旭日中綬章

福井商工会議所会頭 江守 幹男

下松商工会議所会頭 山田 宏

○旭日小綬章

砂川商工会議所（元）会頭 山田 昇

柏崎商工会議所会頭 松村 保雄

高山商工会議所会頭 蓑谷 穆

笠岡商工会議所会頭 關藤 篤志

久慈商工会議所会頭 細谷地 諄吉

狭山商工会議所会頭 小高 弘安

武生商工会議所会頭 三田村 俊文

有田商工会議所（元）会頭 蒲地 昭三

○旭日双光章

伊達商工会議所（元）会 頭 川南 忠三

川口商工会議所（元）副会頭 小嶋 隆善

豊中商工会議所（元）副会頭 高尾 正敏

西条商工会議所（元）副会頭 高橋 秀一

三条商工会議所（元）会頭 羽二生 良夫

市川商工会議所（元）会頭 佐藤 フジエ

洲本商工会議所（元）副会頭 廣井 昌晃

沖縄商工会議所（元）会頭 平良 幸雄

○旭日単光章

小田原箱根商工会議所 女性会会長 鈴木 智恵子

②国家褒章（順不同・敬称略、日商推薦のみ、役職名は発令時のもの）

ア．春の褒章（4月29日発令）

○藍綬褒章

魚津商工会議所（元）副会頭 伊東 紀一

犬山商工会議所（元）副会頭 伊藤 英男

川越商工会議所副会頭 川目 宰一郎

イ．秋の褒章（11月3日発令）

○藍綬褒章

青梅商工会議所（元）副会頭 小澤 禎一郎

鳥栖商工会議所（元）副会頭 廣松 敏生

③表彰

ア. 第 108 回日本商工会議所表彰（平成 20 年 9 月 18 日表彰）

表 彰 の 種 類		人 数	
規則第 1 条（商工会議所に特に功労のあった者）		1 商工会議所・	1 名
規則第 2 条第 2 項 （永年勤続役員・議員）	50 年	2 商工会議所・	3 名
	40 年	11 商工会議所・	14 名
	30 年	52 商工会議所・	79 名
	20 年	99 商工会議所・	278 名
規則第 2 条第 1 項 （退任役員・議員）		116 商工会議所・	291 名
規則第 3 条 （永年勤続職員）	40 年	10 商工会議所・	10 名
	30 年	98 商工会議所・	136 名
	20 年	96 商工会議所・	135 名
	10 年	89 商工会議所・1 連合会・	144 名

○商工会議所表彰（マル経資金関係、検定事業）

・マル経資金関係：10 商工会議所

浦河、糸魚川、砺波、下諏訪、上尾、東金、柏、豊岡、津山、小林

・検定事業推進：16 会議所

白石、白山、駒ヶ根、石岡、飯能、船橋、市川、柏、習志野、半田、大津、守山、広島、吉野川、八幡浜、沖縄

・受験者数拡大：16 会議所

滝川、亀田、高岡、駒ヶ根、小山、飯能、上尾、東京、八王子、豊田、東海、大津、守山、城陽、御坊、八幡浜

イ. 第 109 回日本商工会議所表彰（平成 21 年 3 月 19 日表彰）

表 彰 の 種 類		人 数	
規則第 1 条（商工会議所に特に功労のあった者）		1 商工会議所	1 名
規則第 2 条第 2 項 （永年勤続役員・議員）	50 年	2 商工会議所・	2 名
	40 年	8 商工会議所・	9 名
	30 年	23 商工会議所・	34 名
	20 年	104 商工会議所・	278 名
規則第 2 条第 1 項 （退任役員・議員）		85 商工会議所・	166 名
規則第 3 条 （永年勤続職員）	40 年	6 商工会議所・	6 名
	30 年	34 商工会議所・	41 名
	20 年	33 商工会議所・	45 名
	10 年	40 商工会議所・	49 名

○商工会議所表彰（組織強化関係・事業活動）

・会員増強：16 商工会議所

会津喜多方、滑川、黒部、塩尻、日立、川口、浜松、中津川、土岐、豊田、津、上野、尾鷲、武生、宇部、日田

・高組織率：16 商工会議所

大船渡、大館、氷見、伊那、石岡、春日部、八千代、三浦、静岡、神岡、各務原、春日井、福井、多度津、大川、臼杵

(3) 慶弔・その他

慶弔電報等

	慶 祝	弔 慰
電報・メッセージ等	128 件	19 件
出席	41 件	0 件

7. 会 議

(1) 会員総会

①第 108 回通常会員総会

○日 時 平成 20 年 9 月 18 日（木） 9 時 30 分～12 時

○場 所 帝国ホテル（3 階「富士の間」）

○来 賓

<政府>

経済産業大臣 二 階 俊 博 殿

<政党>

自由民主党政務調査会長 保 利 耕 輔 殿

民主党幹事長 鳩 山 由紀夫 殿

公明党代表 太 田 昭 宏 殿

社会民主党党首 福 島 みずほ 殿

国民新党幹事長 亀 井 久 興 殿

○出席者 349 商工会議所・586 名

委任状による出席 146 商工会議所

○議 長 岡村会頭

○議事録署名人 前橋商工会議所・曾我会頭、筑後商工会議所・玉木会頭

○表 彰

日本商工会議所第 108 回表彰（表彰の項参照）

○議 事

中村専務理事より開会の宣言。岡村会頭から挨拶が述べられた後、岡村会頭が本総会の議長に選任された。

議長から、議事録署名人に前橋商工会議所・曾我会頭ならびに筑後商工会議所・玉木会頭を指名した。

（議案第 1 号）平成 19 年度事業報告（案）について

（議案第 2 号）平成 19 年度収支決算（案）について

議案第 1 号については中村専務理事から、引き続き議案第 2 号については宮城常務理事から一括して説明があり、秋田商工会議所・渡邊会頭の監査報告の後、両案とも異議なく承認された。

なお、議案第 2 号の「収支決算（案）」について、収入総計（一般会計と広報特別会計の合計）は 56 億 8,202 万円となり、予算対比で 9 億 805 万円の減（▲13.8%）、前年度決算対比で 5 億 3,184 万円の減（▲8.6%）、また、支出総計（同じく、一般会計・広報特別の会計）は 55 億 5,922 万円となり、予算対比で 10 億 3,085 万円の減（▲15.6%）、前年度決算対比では 5 億 7,184 万円の減（▲9.3%）となり、収支 1 億 2,280 万円となったこと等の説明があった。

○宣 言

商工会議所環境行動計画

次に、中村専務理事から「商工会議所環境行動計画」の宣言について説明がなされた。本件は 6 月

の当所常議員会で承認された同計画の推進を図るため、改めて全国商工会議所が集う、通常会員総会の場で、その開始を宣言するものである。概要は、「環境と経済の両立」の大原則のもと、日商は、各地商工会議所およびその会員企業等が、地球温暖化に具体的に取り組むためのメニューおよび情報の提供を行うとともに、各地商工会議所では、地域の実情に応じてメニューを選択し、または独自のメニューを企画するなどして、地域における地球温暖化対策に参加することで、商工会議所の活動と存在を、政府・自治体はもとより、広く社会に対してアピールしていくものである。

②第 109 回通常会員総会

○日 時 平成 21 年 3 月 19 日（木）15 時～17 時 30 分

○場 所 帝国ホテル 3 階「富士の間」

○来 賓

<政府>

内閣総理大臣 麻 生 太 郎 殿

経済産業大臣 二 階 俊 博 殿

○出席者 395 商工会議所・778 名
委任状による出席 114 商工会議所

○議 長 岡村会頭

○議事録署名人 一宮商工会議所・佐々木会頭、四国中央商工会議所・井川会頭

○表 彰
日本商工会議所第 109 回表彰（表彰の項参照）

○議 事
中村専務理事より開会の宣言。岡村会頭から挨拶が述べられた後、岡村会頭が本総会の議長に選任された。

議長から、議事録署名人に一宮商工会議所・佐々木会頭ならびに四国中央商工会議所・井川会頭を指名した。

（議案第 1 号）平成 21 年度事業活動計画（案）について

中村専務理事から、平成 21 年度事業活動計画（案）について、「商工会議所 中期行動計画」の副題「勇気ある挑戦～イノベーションによる中小企業と地域の再生を目指して～」をスローガンに掲げ、2 月に策定した「緊急行動計画」のもと、「直面する最大の課題である早期の景気回復の実現、地域経済の再生、苦境にある中小・小規模企業の経営改善・経営基盤強化、さらには厳しい経営に直面している各地商工会議所の積極的な支援などに緊急かつ、集中的に取り組んでいる」ことを述べたうえで、「引き続き、全国の商工会議所間のネットワークとコミュニケーションを強化し、総力を結集して取り組んでいく。」「さらに、急激な環境変化の背景にある構造的な中長期的課題にもしっかりと対応し、時代を切り開く原動力となる」としており、これらを実現させるため、（１）国や自治体に取り組むべき施策の積極的な提言・実現、（２）「中小企業の経営課題へのきめ細やかな支援」、（３）「急速に進む国際化・グローバル化への対応」、（４）「ビジネス現場に大きな変革をもたらすデジタル化・ネットワーク化への対応」、（５）「中小企業の人材育成と雇用の確保」、（６）「まちづくり・観光・ものづくり等地域資源を活かした地域活性化への取り組み支援の強化」、（７）「地域・中小企業における地球温暖化対策の推進」、（８）「新時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化」の 8 項目を重

点活動テーマとして取り組んでいく旨、説明がなされた。

(議案第2号)平成21年度収支予算(案)について

宮城常務理事から、「平成21年度収支予算(案)」について、全体の予算規模は、一般会計、広報特別会計合わせて、78億6,889万円となり、前年度予算と比べ、2億3,066万円の減(▲2.8%)となっており、主な要因として、「国内排出削減量認証制度基盤整備事業費」や「中小企業経営革新基盤整備委託費」が金額未確定などの事情により計上されていないこと、などが説明された。

以上、議案第1号および第2号についてそれぞれ説明が行われた後、両案につき審議したところ、いずれも異議なく承認された。

(議案第3号)「緊急決議(案)」について

岡村会頭から、わが国経済はまさに戦後最大の危機に直面しており、この苦境を乗り越え、地域経済が元気を取り戻すためには、全国の商工会議所が一丸となって、もてる力を結集し、商工会議所の声を国や地方の施策に反映させていくことが必要であり、ついては、本会員総会において緊急決議(案)を決議したい旨の提案がなされた。決議に先立ち、出席の商工会議所を代表して札幌商工会議所高向会頭、豊田商工会議所渡辺会頭から、地域の厳しさ、深刻さを踏まえ、それぞれの地域が元気を出していくための方策や取組みについて意見発表をいただいた後、名古屋商工会議所岡田会頭から、緊急決議(案)が読み上げられた。緊急決議(案)は、1.「30兆円規模の財政措置を伴う大型景気対策のスピード実施を」、2.「社会インフラ整備の複数年度前倒し執行を」、3.「中小企業の金融対策を柱とする事業継続支援の大幅な拡充を」、4.「地方の実情に応じた地域の再生・活性化を」の4事項の早急な実現を、政府および国会、都道府県および議会に対して要望するものであり、万雷の拍手を持って満場一致で採択された。決議の採択後、議長から、商工会議所の声を実際の政策に反映させるためには、各地域で声をあげていただくことが重要であり、各地商工会議所におかれては、この決議の実現のため、それぞれの地元において、国会議員や地方自治体に対して、積極的な働きかけをお願いしたい旨の依頼がなされた。

最後に議長から、地域を活性化させ、日本経済の活力向上を図っていくことは、商工会議所に求められている役目であり、商工会議所自身も、元気な中小企業を一社でも増やし、地域全体を明るくしていくために、自分たちができることはすべてやる、という気概で臨む必要があり、そのような地域が元気を出すための各地商工会議所における実際の取り組み事例1,515件を「不況克服・元気プロジェクト1515」として取りまとめたので、各地商工会議所におかれては、他の地域の例も参考にしながら、地域のため、中小企業のために、大いに汗をかいていただきたい旨の依頼がなされた。

○記念講演 「近代史に見るリーダーシップ」

作家 半藤 一利氏

(2) 議員総会

①第 205 回議員総会

- 日 時 平成 20 年 7 月 17 日（木）12 時 00 分～13 時 50 分
- 場 所 国際会議場（東京商工会議所ビル 7 階）
- 出席者数 105 名
- 議 長 岡田副会頭
- 議事録署名人 豊橋商工会議所・磯村会頭、熊本商工会議所・中尾会頭
- 議 事

(1) 商工会議所中期行動計画について

中村専務理事から「商工会議所中期行動計画」について説明がなされ、異議なく追認された。本件は、7 月 16 日に開催された「全国商工会議所 役員・議員セミナー」において採択されたものであり、概要は、(1) 国や自治体に取り組むべき施策の積極的な提言、(2) 中小企業の経営課題へのきめ細やかな支援、(3) 急速に進む国際化・グローバル化への対応、(4) ビジネスの現場に大きな変革をもたらすデジタル化・ネットワーク化への対応、(5) 中小企業の人材育成・確保、(6) 地域資源を活かした地域活性化への取り組み支援、(7) 地球環境問題への対応、(8) 新時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化の 8 分野で構成され、合計 43 の具体的なテーマにおいて日商と各地商工会議所が連携して 3 カ年で取り組む具体的な行動計画を盛り込んでいる。

(2) 第 108 回日本商工会議所表彰（案）について

篠原常務理事から「第 108 回日本商工会議所表彰（案）」について、特別功労者表彰、役員・議員表彰、職員表彰、商工会議所表彰（マル経資金関係、検定事業）の被表彰者について説明がなされ、異議なく承認された。各表彰の被表彰者は、9 月開催の第 108 回通常会員総会にて表彰されることとなった。

(3) 労働問題の動向について

中村専務理事から「労働問題の動向」について報告がなされた。概要は、(1) 「最低賃金」に関し、6 月に政府の「成長力底上げ戦略円卓会議」（以下、円卓会議）において、「中小企業の生産性向上と最低賃金の中長期的な引き上げの基本方針」が合意された。その内容は、一部で報道された「最低賃金を高卒初任給並みに引き上げる」ものではなく、「社会経済情勢を考慮しつつ、生活保護基準との整合性、小規模事業所の高卒初任給の最も低位の水準との均衡を勘案し、当面 5 年程度で引き上げることを目指す」ものである。また、小規模事業所の定義に関しては、日商は、中小企業基本法に即した「従業員数 20 人以下とすべきである」と主張しており、政府は 20 人以下の事業所の高卒初任給の実態についての調査を検討することになった。これらを踏まえ 6 月 30 日に中央最低賃金審議会が開催され、今年の最低賃金改定に関する議論が始まったが、労働側は時間当たり 50 円引き上げを主張する一方、日商では、企業を取り巻く環境が大変厳しくなっている状況を踏まえ、「中小、零細企業では賃金を大幅に引き上げる状況にはなく、無理な引き上げを行えば、雇用や賃金、ひいては企業の存続自体に影響が及ぶことになりかねない」と主張していること、(2) 「労働者派遣制度」については、政府、国会等において規制を強化すべきとの議論が盛んに行われており、厚生労働省は、秋の臨時国会に改正法案を提出するため、7 月末から労働政策審議会において議論を開始する予定になっている。日商としても、労働小委員会での議論を基に、審議会を通じて意見

を述べていきたいこと、(3)「労働基準法改正」については、「時間外労働の割増賃金率の見直し」が焦点になっており、政府案の内容は、月 80 時間超の時間外労働について大企業は 50%とし、中小企業は適用除外としている。一方で、民主党は企業規模に関わらず割増賃金率を引き上げるよう主張する等意見の違いが大きい。そのため、6 月 17 日に自民・公明両党が大企業について、割増賃金率引き上げの区分を 80 時間超から 60 時間超に修正することで合意したが、日商が要望していた中小企業への適用除外は維持されていること、などである。

(4) 学校法人立命館との産学連携包括協定の締結について

(5) 全国専修学校各種学校総連合会とのジョブ・カード制度推進等に係る連携合意書の締結について
篠原常務理事から「学校法人立命館との産学連携包括協定の締結」および「全国専修学校各種学校総連合会とのジョブ・カード制度推進等に係る連携合意書の締結」について、一括して説明がなされ、異議なく承認された。

「学校法人立命館との産学連携包括協定の締結について」の概要は、(1)日商および学校法人立命館は「産学連携事業協力についての協定書」を締結し、グローバル時代における国際的な産業人材育成・確保支援および中小企業等の国際化支援等を目指す「日商と立命館とのグローバルな産業人材育成・確保支援スキーム」を立ち上げ、産学連携の協働事業に取り組むこと、(2)産学連携事業においては、わが国産業界と密接な関係があるアジア地域における留学生の受け入れ拡充ならびに就職支援やインターンシップ等を活用した地域経済の活性化を担いうるグローバル人材の育成や商工会議所の各種資格講座、検定試験制度等との連携により産業界の発展を担う実務能力の高い人材の育成を行うこと、(3)商工会議所と大学との連携は、社会的意義はもとより、商工会議所会員サービスの拡充や会員加入促進、検定試験の受験者数の増大等につながる意義を有していること、である。

また、「全国専修学校各種学校総連合会とのジョブ・カード制度推進等に係る連携合意書の締結について」の概要は、(1)日商と全国に約 2,600 校の専修学校・各種学校を会員に持つ全国専修学校各種学校総連合会が連携協力してジョブ・カード制度の普及に取り組むことで、企業、求職者双方で制度の活用が進み、就職マッチングの円滑化や雇用のミスマッチが改善されるとともに、地域中小企業の人材育成・確保に寄与してくことが期待されることから、今般、両組織が相互に連携協力してジョブ・カード制度の普及を推進する合意書を締結したこと、(2)具体的には、日商は「地域ジョブ・カードセンター」設置商工会議所・連合会に対して、また、全国専修学校各種学校総連合会はその構成員である都道府県協会に対して、地域事情に応じた連携体制を構築し相互に協力して地域における「ジョブ・カード制度」の普及推進を図るように要請すること等、である。

(6) 大型店・チェーン店等の商工会議所への加入促進要請について

(7) 改正まちづくり三法の活用に関する進捗状況について

篠原常務理事から「大型店・チェーン店等の商工会議所への加入促進要請」および「改正まちづくり三法の活用に関する進捗状況」について、一括して報告がなされた。

「大型店・チェーン店等の商工会議所への加入促進要請について」では、6 月の常議員会において、大型店等への入会要請に関して各地商工会議所からのアプローチが足りない状況にあることから、日商においても本社等に要請するものの、まずは各地商工会議所においてより積極的に会員加入要請を行うことについて承認されたことを受けたその後の取り組み状況等について報告した。具体的には、(1)各地商工会議所から入会して欲しい希望が寄せられた企業 411 社に対し、商工会議

所活動への理解、協力と会員加入を要請する日商名の文書を発出したこと、(2) 411 社のなかで、2 か所以上の商工会議所から加入要請先として要望があった 207 社のうち、首都圏に本社等がある 111 社については、日商の役職員が直接訪問し加入要請を行うこととしており、昨日現在で 54 社に訪問し、36 社がスケジュール調整中であること、(3) 本社が地方にある企業等に対しても、役職員の出張の機会を利用して可能な限り訪問し加入要請を行うので、各地商工会議所においても、加入して欲しい企業に対し、繰り返し要請する等積極的なアプローチを行っていただきたいこと、である。

また、「改正まちづくり三法の活用に関する進捗状況について」の概要は、「改正まちづくり三法」が施行されて 2 年が経過したが、(1) 「中心市街地活性化基本計画認定状況」については、54 地域の基本計画が総理大臣認定されていること、また、当初、大都市や小規模な都市では認定は困難ではないかとの指摘もあったが、実際には、大都市から人口 5 万人未満の小規模都市までまんべんなく認定されていること、(2) 「中心市街地活性化協議会設置状況」としては、中心市街地活性化基本計画認定の予備軍である「中心市街地活性化協議会」が、44 都道府県 108 地域に設置されていること、(3) 「大型店・チェーン店等の地域貢献・社会的責任問題への対応」として、日商から業界団体および経済産業省に対し、大型店の地域貢献・社会的責任に関する業界自主ガイドラインのフォローアップや、ガイドラインを作成する業界団体の増加等を要請していること等、(4) 「地方自治体における計画的な土地利用の推進状況」として、コンパクトシティ実現のため、全国 85 市町において、準工業地域の大規模集客の立地を規制する「特別用途地域」が指定されている、あるいはその動きがある等、である。

(8) 「ミャンマー・サイクロン災害義援金」および「中国・四川大地震義援金」について

篠原常務理事から、5 月 14 日から 6 月 30 日にかけて各地商工会議所および商工会議所連合会を対象にご協力をお願いした両義援金の結果について報告がなされた。概要は、(1) 「ミャンマー・サイクロン災害義援金」については、116 商工会議所・20 商工会議所連合会から 6,644 万 7,810 円、「中国・四川大地震義援金」については、123 商工会議所・23 商工会議所連合会から 1 億 41 万 6,614 円の義援金が集まったこと、(2) いただいた義援金については、7 月 18 日に中村専務理事が日本赤十字社・近衛社長を訪問して目録と寄付者リストを手渡すとともに、日商から日本赤十字社に送金すること、(3) ミャンマー連邦商工会議所、在日中国大使館に対し、義援金の贈呈を日本赤十字社を通じ行った旨の報告を行うこと、である。

(9) 常務理事の選任および参与の委嘱について

このたび辞任の申し出があった篠原常務理事の後任として、宮城勉氏を常務理事に選任すること、および篠原徹氏の参与への委嘱について異議なく承認された。引き続き、篠原常務理事ならびに宮城新常務理事からそれぞれ挨拶があった。

(10) その他

中村専務理事から、政府の「原油等価格高騰対策」において、特に価格転嫁の問題等障壁が大きい中小企業への対策について、ご意見・ご要望があれば、引き続き日商までご連絡いただきたい旨説明がなされた。

②第 206 回議員総会

- 日 時 平成 20 年 9 月 17 日（水）11 時 30 分～12 時 30 分
- 場 所 国際会議場（東京商工会議所ビル 7 階）
- 出席者数 107 名
- 議 長 岡村会頭
- 議事録署名人 盛岡商工会議所・永野会頭、一宮商工会議所・佐々木会頭
- 議 事
- 議 案(1) 第 108 回通常会員総会への提案事項について

第 108 回通常会員総会への提案事項である「平成 20 年度事業計画（案）」について中村専務理事から、引き続き、「平成 20 年度収支予算（案）」について篠原常務理事から、それぞれ説明がなされた後、いずれも承認され、原案通り会員総会に付議することとなった。

なお、「平成 20 年度事業活動計画（案）」は、(1)「国や自治体に取り組むべき施策の積極的な提言」、(2)「中小企業の経営課題へのきめ細やかな支援」、(3)「急速に進む国際化・グローバル化への対応」、(4)「ビジネスの現場に大きな変革をもたらすデジタル化・ネットワーク化への対応」、(5)「中小企業の人材育成・確保」、(6)「地域資源を活かした地域活性化への取り組み支援」、(7)「地球環境問題への対応」、(8)「新時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化」の 8 項目を重点課題としている。

「平成 20 年度収支予算（案）」は、全体の予算規模は 76 億 8,800 万円となり、前年度予算対比で 10 億 9,791 万円増 (16.7%)、前年度決算見込対比で 16 億 5,766 万円増 (27.5%) となる。

(2) 平成 21 年度税制改正に関する要望（案）について

西澤税制委員長から「平成 21 年度税制改正に関する要望（案）」について説明がなされ、異議なく承認された。本要望は、日本経済は停滞し、景気後退の危機に直面しており、そのなかでも特に中小企業は仕入価格の高騰による収益や採算の悪化等、極めて厳しい状況にあるなかで持続可能な経済社会を実現するために、(1)早期の景気回復や企業の体質改善、(2)中小企業の生産性向上、(3)地域経済の活性化、を実現する税制措置が必要であるという基本認識を持ち、そのなかでも特別項目として、緊急かつ早期の景気回復を図るため、(1)設備投資・研究開発・耐震化促進等、(2)住宅取得・消費拡大、(3)証券市場の活性化を促進する税制措置、を強く要望するものである。また、あわせて「3つの大項目」として、「1. 企業の競争力・成長力の強化」では、平成 20 年度税制改正大綱で決定された「非上場株式の相続税の納税猶予制度」について最大限、中小企業にとって使いやすい制度となり、来年の通常国会で税法を成立し、確実に本年 10 月 1 日に遡及適用されるよう強く求める「事業承継税制の確実な制度化」等の 7 項目、「2. 地域経済の活性化」では、「中心市街地等の魅力向上のための税制措置」等の 7 項目、「3. 経済社会への変化の対応」では「大規模地震対策の促進」等 7 項目の要望からそれぞれ構成されている。

本要望は、政府・与野党等、関係各方面に提出することとなり、また、年末の与党税制改正大綱の策定に向け、地元選出国會議員への働きかけ等、各地商工会議所にご協力いただきたい旨の依頼がなされた。

(3) 平成 21 年度中小・小規模企業対策の拡充強化に関する要望（案）について

小池中小企業委員長から「平成 21 年度中小・小規模企業対策の拡充強化に関する要望（案）」について説明がなされた。

重点要望項目は、(1)金融セーフティーネットの一層の拡充等の資金繰り対策強化等を求める「中小企業の経営基盤強化」、(2)経営改善普及事業について今後とも各都道府県において十分な予算措置がとられるよう国の指導力発揮等を求める「小規模企業対策予算の確保と多様な経営課題への対応力強化」、(3)中小企業が自主的に省エネに取り組めるような業種別のマニュアル作成・普及、省エネ・排出削減を促進するための設備導入への補助や融資制度の拡充等を求める「中小企業の省エネ・低炭素経営への取り組み支援」、(4)仕事と子育ての両立を応援する中小企業への支援、ジョブ・カード制度を活用した人材育成等を求める「中小企業の雇用環境整備と人材確保・育成等の支援」、(5)EPA（経済連携協定）の戦略的かつ早急な拡大、特定原産地証明制度の普及と円滑な発給体制への支援等を求める「グローバル経済下の中小企業の国際ビジネス展開への支援等」、(6)「ジャパンプランド」や「地域資源∞全国展開プロジェクト」といった地域産業振興策の拡充等を求める「まちづくりの推進と地域産業の振興」、(7)地域間格差是正や国際競争力強化のための地方幹線道路等の早期整備であり、異議なく承認され、政府等関係先に提出することとなった。

(4) 国が関与する職業訓練に関する意見について（追認）

宮城常務理事から「国が関与する職業訓練に関する意見」について説明がなされた。概要は、閣議決定により現在、厚生労働省所管の独立行政法人雇用・能力開発機構の存廃が検討されていることに関し、就職が困難な者が職業能力を身につけるための職業訓練や、高度なものづくりの技術の職業訓練については、引き続き国の関与が必要であり、また、職業訓練機能について、民間への移管、国と地方自治体の役割分担の見直し、無駄の排除を求めており、異議なく追認された。

報告事項(1) 二階経済産業大臣と中小企業関係団体との懇談会の結果概要について

9月8日に、都内ホテルで開催した「二階経済産業大臣と中小企業関係団体との懇談会」に関し、中村専務理事から報告がなされた。経済産業省側からは、二階大臣、松村大臣政務官、望月事務次官、長谷川中小企業庁長官をはじめとする幹部 20 名、中小企業関係 4 団体側からは、16 名が参加。当所からは、野村副会頭（大阪・会頭）、水越副会頭（神戸・会頭）、井上特別顧問（東京・副会頭）および中村専務理事が出席し、二階大臣から緊急総合対策では中小企業経営の命綱である資金繰り対策と下請け問題を目玉として打ち出しており、足りない部分があれば各団体から要望を挙げて欲しい旨発言があった。これに対し、野村副会頭から緊急総合対策の迅速な実行や金融セーフティーネットの拡充等について、他の 3 団体からは「小規模事業対策の強化・拡充」、「商店街活性化策の拡充」、「下請対策の強化」等について要望がなされた。

(2) 安心実現のための緊急総合対策について

中村専務理事から「安心実現のための緊急総合対策」について報告がなされた。この緊急総合対策は、8月1日の福田改造内閣発足後、福田総理が与謝野経済財政担当大臣に取りまとめを指示し、8月29日に政府・与党で取りまとめられたものであり、当所では、8

月 8 日に「福田改造内閣に望む」を緊急に取りまとめ、井上特別顧問が町村官房長官、与謝野大臣に直接要望書を提出し、陳情を行った。また、与謝野大臣からは、緊急総合対策に対する商工会議所の要望を承りたいとの特別の要請を受けたため、「機動的な経済財政運営」「金融セーフティネットの拡充」「下請適正取引の推進」「省エネ促進策」等について要望した結果、緊急総合対策にはその多くが盛り込まれている。

- (3) 全国商工会議所青年部連合会ならびに全国商工会議所女性会連合会活動報告について
日本 Y E G 会長の工藤会長、全商女性連の吉川会長からそれぞれ活動内容について報告がなされた。

- (4) 10 月開催常議員会等（盛岡開催）について

中村専務理事から、本年 6 月から 7 月にかけて 2 度の地震災害に見舞われた東北地方において、風評被害による観光客の落ち込み等の影響が出ていることから風評被害を取り除く一助とするため、東北六県商工会議所連合会の協力のもと、10 月 15 日（水）から 10 月 16 日（木）にかけて 10 月の定例会議を岩手県盛岡市で開催することを報告した。

③第 207 回議員総会

○開催趣旨

平成 20 年 6 月から 7 月にかけて、2 度の地震災害に見舞われた東北地方の風評被害を取り除く一助とするため、東北六県商工会議所連合会のご協力のもと、10 月の定例会議を、岩手県盛岡市において開催することとした。

- 日 時 平成 20 年 10 月 16 日（木）10 時 00 分～12 時 00 分
○場 所 ウェルカムプラザホール（盛岡グランドホテル 1 階）
○出席者数 104 名
○議 長 野村副会頭
○議事録署名人 函館商工会議所・高野会頭、松山商工会議所・麻生会頭
○議 事
議 案(1) 「麻生新内閣に望む」について（追認）

中村専務理事から、「麻生新内閣に望む」について説明がなされ、異議なく追認された。本要望は、麻生新内閣の発足にあたって緊急にとりまとめ、10 月 9 日に岡村会頭が麻生総理大臣等を訪問のうえ提出したもの。具体的な項目は、(1) 厳しい経済状況が続く資金繰りに苦しむ中小企業を支援するための補正予算の成立、追加経済対策として大規模な投資減税や社会インフラの整備を求める「緊急総合対策の速やかな実施と機動的な経済財政運営」（なお、補正予算は 16 日の参議院本会議で可決・成立）、(2) セーフティネット保証制度の抜本的拡充をはじめとする金融支援のさらなる強化や下請け取引の適正化の推進、また、経営改善普及事業における国・都道府県の役割と責任を明確化したうえで十分な予算措置を求める「中小企業の成長力と活力強化」、(3) コンパクトなまちづくりの一層の推進や必要とされる幹線道路等の十分な予算確保と早期かつ着実な整備を求める「地域活性化と地域間格差の是正」、(4) 信頼できる社会保障制度の確立、抜本的な税制改革、次世代を担う人材の育成等を求める「持続可能社会の実現に向けて」である。

(2) 「わが国の社会保障制度改革のあり方」

～「持続可能な社会保障制度」の実現に向けて～提言について（追認）

中村専務理事から、「わが国の社会保障制度改革のあり方」～「持続可能な社会保障制度」の実現に向けて～提言について説明がなされ、異議なく追認された。本提言は、年金、医療、介護の一体改革を通じて少子高齢化社会に対応した国民が信頼できる「持続可能な制度」を実現するために、総論として（１）「社会保険方式の自助と共助を基本とする」考え方を堅持し、足りない部分は公的負担で補う、（２）政府は、行財政改革の徹底により歳出削減を図り、2011年度のプライマリーバランスの黒字化を達成するよう努力すべきである、（３）増大する社会保障費への公的負担を支える安定財源の検討にあたっては、広く手段を求めるとともに、景気が安定軌道に乗った段階で消費税を含む抜本的改革を行うことを考えるべきであり、安易な増税には反対である、（４）人口動態がほぼ正確に予想できる今後30年間の枠組みでの新たな社会保障制度の抜本的な制度改革を行うことが肝要である、という基本認識に立ち、各論として、わが国の社会保障制度が直面している最近の環境変化と課題について「少子高齢化社会の進行」「現行の社会保障制度に対する国民の不信と不安の増大」「働き方や家族のあり方の構造変化への対応」「公的負担の増大要請」「新たな財源の必要性和国民の理解について」「新たな負担に対する中小企業の危機の払拭と景気への配慮」の6点を指摘している。基本認識を踏まえたうえで「改革の方向」としては、年金改革においては、（１）一定の保険料納付を義務付ける枠組み（社会保険方式）の維持、（２）無年金問題の解消、（３）納税者番号（社会保障番号）制度の導入、また、医療・介護改革においては、国民の関心が高く、景気動向とは無関係に給付費が増大することから社会保障制度の一体改革の中で、年金よりも医療・介護に公的負担増大の優先度を与えることが必要であるとした上で、（１）効率化等による給付総額の抑制、（２）社会保障番号制度の導入をそれぞれポイントとした具体的な提言を掲げている。

(3) 「『観光庁に望む』～観光振興による地域の活性化を～」について（追認）

宮城常務理事から、「観光庁に望む」～観光振興による地域の活性化を～」について説明がなされ、異議なく追認された。本要望は、10月1日に観光庁が創設されたのを機に、地域活性化につながる契機として一層の観光振興の実現を求めるものであり、概要は、（１）官民連携・協働の中核組織としてのワンストップ機能の発揮や、観光立国推進基本計画の達成状況を点検するための中央及び地域経済界・関係省庁による協議の場の設置の検討といった「地域密着型の積極的な観光行政の推進を」、（２）広域観光の重要性に留意した交通、宿泊、案内・情報提供の整備等といった「国際競争力のある観光地づくりのための環境整備を」、（３）インバウンド観光の一層の推進のための「ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクト」の拡充や国際会議の誘致等といった「『訪日観光客2000万人』実現のためのさらなる取り組みを」の3点からなっている。

報告事項(1) 訪ASEAN経済ミッションの概要報告について

中村専務理事から、中小企業国際化支援の一環として経済活力のあるASEAN3カ国の政府、経済界との新たな関係の構築を図ることを目的に、9月21日から28日にかけて吉野特別顧問を団長とする総勢37名がマレーシアのクアラルンプール、タイのバンコク、ベトナムのハノイを訪問した「訪ASEAN経済ミッション」について報告がなされた。

マレーシアでは、アブドゥラ首相、ムヒディン国際貿易産業大臣と、両国間の貿易・投資の拡大、マレーシアの中小企業育成や外国人雇用等について懇談するとともに、経済界と、4月に署名がなされた日ASEAN包括的経済連携協定を活用した両国経済関係の一層の拡大等について意見交換を行った。タイでは、政局混乱に伴う新内閣の組閣と重なったため首相等主要閣僚への訪問ができなかったが、プラモード工業省工業振興局長、ナンタワン商務省監察統官といった政府要人と、タイにおける外資導入策や日タイ経済連携協定について懇談し、また経済界と、小売業に対する外資規制の緩和、知的財産権保護の強化等について意見交換を行った。ベトナムでは、ズン首相、フック計画投資大臣と両国の経済連携協定の早期締結、裾野産業の育成等について、また経済界と、政治・経済・社会の安定化、道路・電力等のインフラの整備促進等について、意見交換を行った。

(2) 労働法制をめぐる最近の動きについて

宮城常務理事から「労働法制をめぐる最近の動き」について報告がなされた。概要は、以下の通り。

①労働者派遣制度の見直し

今年7月末から9月にかけて行われた労働政策審議会において、特に日雇派遣について、日商は、「引越やイベント業務等、繁閑の差が大きい業務や一時的・突発的な業務は日雇派遣が禁止されると影響が大きい」と主張し、それに対し、建議では、30日以内の期間を定めて雇用する労働者派遣を日雇派遣として原則禁止としたうえで、さらに、日雇派遣が常態であり労働者保護に問題のない情報処理システム開発、機械設計等の18業務を例外的に認めることとした。また、「日雇派遣を禁止しても、日雇の直接雇用であれば、労働者と企業のマッチングは民間の職業紹介事業により可能」という厚生労働省側の説明に対しては、日商として、「全国どの地域でも、マッチングが担保されなければならない」と強く主張し、結果、建議には、「日雇労働派遣労働者等の雇用安定を図るため、公共職業安定所または職業紹介事業者の行う職業紹介の充実等、必要な措置を講じる」旨が明記された。日商としては、引き続き、日雇業務の労使のマッチングが円滑に行われるよう、改正労働者派遣法が施行されるまで、強く厚生労働省側に働きかけを行っていく。

②平成20年度地域別最低賃金

今年6月末から8月初旬にかけて中央最低賃金審議会において、「最低賃金を大幅に引き上げる状況にはない」とする日商等使用者側と労働者側との意見の隔たりが大きく、結果的に公益委員見解が取りまとめられた。最低賃金と生活保護との逆転現象が生じている12都道府県については、生活保護との乖離額を、原則2年、経済情勢等により3年ないし5年で解消するものとし、一年あたりの解消額と「引き上げ額の目安」を比べて大きい方を目安にする、とされた。その後、各都道府県の審議会で審議が行われた結果、最低賃金は、全国加重平均で時間額16円の引き上げにより703円、各県別では、7円～30円の引き上げとなった。今後、日商としては、最低賃金に関する基本的な統計類が整備されていないという状況に鑑み、最低賃金が中小企業の実態に即したものになるよう、関係省庁に対し、最低賃金で働く労働者等の実態把握や最低賃金の引き上げが中小企業の経営に与える影響の分析を行うよう働きかけを行い、さらに、各都道府県の審議会で

これまで以上に地域の経済実態を反映した審議が行われるよう、地方と中央の審議会委員との意見交換を行っていくこととしたい。

③労働基準法改正

「時間外労働の割増賃金率の引き上げ」について、衆議院で継続審議となっている改正法案では、月 80 時間以上超の時間外労働について大企業は 50%とし、中小企業は適用除外、法施行後 3 年間経過した後に検討する、となっているが、「80 時間」の基準については、自民党と公明党が 60 時間に引き下げることに合意したため、今後、60 時間に修正のうえ、改めて法案が提出される。なお、「中小企業の適用除外」については変更がない。

④雇用・能力開発機構に係る議論の状況

政府の「行政減量・効率化有識者会議」では、雇用・能力開発機構を廃止し、「職業能力開発促進センター」および「職業能力開発大学校・職業能力開発短期大学校」を、段階的に都道府県・民間に移管するとしている一方、厚生労働省の「雇用・能力開発機構のあり方検討会」では、「財源や指導する人材をどうするかの見通しがないまま、性急な方向付けをすべきではない」として、年内に結論を出すべく議論を続けるとしている。

④第 208 回議員総会

- 日 時 平成 21 年 1 月 15 日（木）12 時 00 分～13 時 50 分
- 場 所 国際会議場（東京商工会議所ビル 7 階）
- 出席者数 108 名
- 議 長 岡村会頭
- 議事録署名人 長野商工会議所・加藤会頭、長崎商工会議所・松藤会頭
- 議 事

議 案（1） 平成 20 年度第 2 次補正予算案および 21 年度政府予算案について

宮城常務理事から、政府の「平成 20 年度第 2 次補正予算案および 21 年度政府予算案」について、3 つの緊急経済対策およびその中に盛り込まれた雇用対策、平成 21 年度の経済見通し、平成 21 年度予算案（中小企業関係予算、道路関係予算）のそれぞれのポイントを中心に報告がなされた。概要は以下のとおり。

① 3 つの緊急経済対策のポイント

3 つの緊急経済対策は、「安心実現のための緊急総合対策」（平成 20 年度第 1 次補正予算で措置）、「生活対策」（平成 20 年度第 2 次補正予算等で措置）、「生活防衛のための緊急対策」（平成 21 年度予算・税制改正等で措置）であり、事業規模総額 75 兆円、財政支出総額 12 兆円になる。

その内容は、中小企業資金繰り対策や税制改正等からなる「中小企業等の支援」、道路特定財源の一般財源化にあわせて創設された地域活力基盤創造交付金等からなる「地域活性化支援」、1 兆円の経済緊急対応予備費や雇用対策等からなる「家計対策・雇用支援」の大きく 3 つに分類される。

このうち、雇用対策に関しては、平成 20 年度第 2 次補正予算等のなかに、各都道府県においてその地域の実情に応じて求職者等を雇い入れ、雇用機会を創出する取組を支援

する「ふるさと雇用再生特別交付金」（予算額：2,500億円）や、非正規労働者、中高年者等の一時的な雇用・就業機会創出等のための「緊急雇用創出事業」（要求額：1,500億円）が盛り込まれている。

②平成21年度の経済見通しのポイント

政府としては、平成20年度の実質GDPは、マイナス0.8%、21年度は、ゼロ成長を想定している。

③平成21年度予算案（中小企業関係予算案、道路関係予算案）のポイント

中小企業関係予算では、中小企業がおかれた厳しい状況を踏まえ、1,890億円と対前年度比で129億円（+7.3%）の増額となっている。内容としては、「中小企業金融の基盤強化」や「中小企業者と農林漁業者との連携」に関する施策等に重点配分されている。

道路関係予算では、平成21年度から道路特定財源制度が廃止される関係等も有り、1兆7,466億円と対前年度比で3,658億円（▲17%）の減額となったが、地方の裁量によって道路整備にも活用可能な「地域活力基盤創造交付金」（9,400億円）が創設されるほか、「経済緊急対応予備費」（1兆円）は、社会資本整備等を使途としており、道路整備に充てられる可能性がある。

（2）「中小企業の支援体制のあり方等に関する検討会」中間報告について

宮城常務理事から、「中小企業の支援体制のあり方等に関する検討会」中間報告について以下のとおり報告がなされた。

①昨年5月28日に出された政府の地方分権改革推進委員会の第一次勧告において「商工会議所と商工会の一元化を含めた新たな商工団体制度を設けるなど、地域の商工団体のあり方について必要な検討を行い、平成20年度中に結論を得る」と指摘されている。これは、具体的には、商工会議所と商工会の合併に係る法整備の必要性の是非について問われているもの。

②地方分権改革推進委員会の勧告を受けた経済産業省から、両当事者間による検討の要請があり、昨年10月に急遽、日商および全国商工会連合会共同で「中小企業の支援体制のあり方等に関する検討会」（座長：鎌田彰仁茨城大学教授、商工会議所側：佐々木謙二・横浜商工会議所会頭をはじめ会頭6名、商工会側：6名が委員として参画）を設置し、3回の討議を経て、昨年末に中間報告を取りまとめた。

③中間報告のポイントとしては、商工会議所と商工会は、地区内の商工業者の自発的意思により組織された団体で、それぞれが存立する地域のニーズや事業のウエイトが異なることから、両団体に求められる役割や使命も異なってきている。特に、近年の社会・経済環境の変化に伴い両団体の役割の違いは顕著であるため、両団体の合併に係る法整備を行うことについては、より一層慎重であるべきとの結論に至った。

また、今後の中小企業の支援体制の方向性としては、両団体が、地域の中小・小規模企業や地域住民等から頼られ、なくてはならない存在であり続けるために、各々が機能強化に向けた不断の努力を行っていくことが必要である。なお、商工会議所と商工会が同一行政区域内に併存している地域においては、異なる存立基盤にある両団体が無理に合併・統合するのではなく、地域の実情に応じて、相互の特徴・強みを活かしつつ、自主的な取り組みを進めることが重要である、としている。

④中間報告の内容は以上であるが、日商としては、自主的に合併に取り組まれている各地商工会議所の支援を今後も引き続き行っていく。

(3) 「ＬＯＢＯ調査 12 月結果」等について

中村専務理事から、「ＬＯＢＯ調査 12 月結果」等について報告がなされた。概要は、①全産業合計の業況ＤＩは、▲70.2 と、1989 年 4 月の調査開始以来、最悪の水準となり、全産業合計の売上ＤＩ、採算ＤＩ、資金繰りＤＩも調査開始以来最悪の水準を記録したこと、②業種別に見ると、特に製造業の落ち込みが激しく、製造業の業況ＤＩは、自動車の販売不振が影響し、調査開始以来、最悪の水準を記録したこと、③全産業合計の従業員ＤＩは、▲16.3 と、03 年 3 月以来の水準を記録し、過剰感が大幅に強まっていること、④また、日商正副会頭商工会議所 12 カ所を対象に四半期ごとにヒアリングを行った「地域経済四半期動向（12 大都市）」での景況感においては、前期（2008 年 7 月～9 月）では 8 都市から「悪い」との回答があったが、今期（2008 年 10 月～12 月）は、すべての都市から「悪い」との回答があったこと。

(4) その他

宮城常務理事から、「中小企業向け平成 21 年度税制改正のポイント(チラシ)」について、報告がなされた。概要は、①商工会議所の活動の成果を世間にＰＲするために、21 年度税制改正に関する中小企業向けのチラシを 55 万部印刷し、全国各地のすべての商工会議所にお届けしていること、②チラシでは、商工会議所の長年の要望活動により税制改正が実現したことが強調されており、特に「欠損金の繰戻し還付」の復活、「軽減税率の 2 年間引下げ」、「事業承継税制の抜本的拡充」等について詳細に解説していること、③このチラシを、常議員会・議員総会、部会・委員会等の会議での配布や会報への折込、窓口や巡回指導時における配布等、あらゆる機会を捉えてＰＲいただき、商工会議所の活動成果をアピールいただきたいこと。

⑤第 209 回議員総会

○日 時 平成 21 年 3 月 19 日（木）11 時 30 分～12 時 30 分

○場 所 帝国ホテル 2 階「孔雀西の間」

○出席者数 104 名

○議 長 岡村会頭

○議事録署名人 高知商工会議所・西山会頭、鹿児島商工会議所・諏訪会頭

○議 事

議 案(1) 平成 20 年度一般会計収支補正予算（案）について

(2) 平成 20 年度人材対策基金特別会計収支予算（案）について

「平成 20 年度一般会計収支補正予算（案）」と、「平成 20 年度人材対策基金特別会計収支予算（案）」について宮城常務理事から一括して説明がなされ、異議なく承認された。なお、概要は(1)平成 20 年度中に、経済産業省から、「国内排出削減量認証制度基盤整備事業」、「中小企業経営革新基盤整備事業（ＩＴ経営実践促進事業）」および「中小・小規模企業のための人材対策事業費（人材対策基金事業）」の 3 つの事業を新たに実施することから、平成 20 年度予算の補正および特別会計の新設を行う。(2) 中小企業等の二酸化炭素排出削

減を促進するための「国内排出削減量認証制度基盤整備事業」や、I T経営の導入により中小企業・小規模企業の生産性や経営力の向上を図る「中小企業経営革新基盤整備事業（I T経営実践促進事業）」の補正予算額は、合計で約4億1,155万円であり、平成20年度一般会計の収入の部と支出の部にそれぞれ計上されている。（3）政府の第2次補正予算を受け、日商をはじめ、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会の中小企業関係4団体が雇用や人材育成に資する諸事業を展開することに対する補助金として、3年間で総額140億円の予算がついた。4団体が分担して補助金を受け事業を実施することになるが、公募により実施者を選定することになっている。日商では、3年間分の補助金の受け皿として基金を作るため、今般、「人材対策基金特別会計」を設け、区分経理を行うが、未だ国において補助金額が固まらないことから、収入・支出とも、仮の数字として、1,000円を計上することとしている。金額が確定次第、改めて報告する予定である。

（3） 第109回通常会員総会への提案事項について

①平成21年度事業計画（案）

②平成21年度収支予算（案）

第109回通常会員総会への提案事項である「平成21年度事業計画（案）」について中村専務理事から、また「平成21年度収支予算（案）」について宮城常務理事からそれぞれ説明がなされ、一括審議を行ったところ、異議なく承認された。この二つの議案については、いずれも原案どおり会員総会に付議することとなった。第109回通常会員総会への提案事項である「平成21年度事業計画（案）」について中村専務理事から、また「平成21年度収支予算（案）」について宮城常務理事からそれぞれ説明がなされ、一括審議を行ったところ、異議なく承認された。この二つの議案については、いずれも原案どおり会員総会に付議することとなった。

（4） 第109回通常会員総会への提案事項について

③「緊急決議（案）」について

（5） 「当面の経済運営に関する緊急提言」について（追認）

第109回通常会員総会への提案事項である「緊急決議（案）」および「当面の経済運営に関する緊急提言」（以下、「緊急提言」）について、中村専務理事から一括して説明がなされ、審議を行った。議案3③「緊急決議（案）」については、原案どおり会員総会に付議することとなり、議案4の「緊急提言」については追認がなされた。概要は、（1）現下の経済状況を鑑み、3月6日に、麻生内閣総理大臣に「緊急提言」を提出した。第109回通常会員総会に付議する「緊急決議（案）」は、「緊急提言」の内容を要約したものになっている。

（2）「緊急提言」では、現下の最優先課題は、「雇用や仕事の増大をもたらす新たな有効需要の創出」であり、新たな需要を創出するためには、わが国の需給ギャップが拡大している状況を踏まえ、「30兆円規模の財政措置を伴う大型景気対策のスピード実施」を行うことを要望している。また「中期的な成長シナリオ」を早急に提示し、企業や国民に明るい将来展望を抱かせ、わが国経済を「内外需バランスのとれた成長」に導くことが重要であるとしている。（3）また、「中期的な成長シナリオ」につなげるためには、「社会インフラ整備の複数年度前倒し執行」、「革新的技術開発・普及による低炭素社会の構築」や「国

民生活の安心・安全の確保に資する政策の推進」を図る必要があること。さらに、中小企業の資金繰り改善に向けた借入金返済の猶予や条件変更等の「中小企業の金融政策を柱とする事業継続支援の大幅な拡充」の実現や「地方の実情に応じた地域の再生・活性化」に向け、大型景気対策予算の相当分を地方に配分し、地方の裁量により事業を実施できるようにすること等を要望している。(4) なお、「緊急提言」については、すでに岡村会頭をはじめ日商幹部から麻生総理をはじめ、政府、政党に対して実現方の要請がなされており、麻生総理からは、「要望の趣旨はよく承った。いずれも重要な問題であるので、参考にさせていただきたい」との発言がなされた。(5) 第109回通常会員総会において採択を予定している、「緊急決議(案)」については、決議後、各地商工会議所のそれぞれの地元において、地元選出国會議員や都道府県知事・議会に対する陳情活動を行っていただきたい。

(6) 未来志向型中小商業振興協議会の設立について(追認)

宮城常務理事から、「未来志向型中小商業振興協議会の設立」について説明がなされ異議なく追認された。概要は、(1) 厳しい経営状況におかれ、存続も危ぶまれている商店街等の地域商業について、中小企業政策審議会商業部会は、1月30日に、商店街が「地域コミュニティの担い手」として、地域住民の生活の利便を高める試みを支援し、地域と一体となったコミュニティづくりを促進し活性化を図っていく旨の報告書をまとめた。その後、政府は3月6日に「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律案」を閣議決定し、通常国会に提出していること、(2) 法案の「商店街の意欲ある人材を育成・確保」として、国から20億、独立行政法人中小企業基盤整備機構から50億円、合計70億円の予算をつけて、商店街の人材育成を行っていくこととしており、全国商店街振興組合連合会を中心に日商等の中小企業関係4団体が協力し、「未来志向型中小商業振興協議会」が設立されたこと、(3) 今後は、「未来志向型中小商業振興協議会」を中心に、商店街を支える人材育成を支援するための「全国商店街支援センター」(仮称)が設立され、各種事業が開始されていく予定であること等。

報告事項(1) 産業人材小委員会報告について

平本産業人材小委員会委員長(町田商工会議所会頭)の代理として、同小委員会の大久保委員から、「産業人材小委員会報告」がなされた。概要は、(1) 昨年6月の「中間報告書」において、「検定拡充5%運動の展開」や「ジョブ・カード制度の普及に向けた積極的な推進」等について提唱した結果、平成20年度の検定試験の受験者数は、目標を大きく上回る約862,000人になる見通しとなっていること、また、ジョブ・カード制度を活用し、人材育成や確保に取り組む企業は、2,600社を超えていること、(2) 中間報告以降、産業人材の育成の効果的な方策について、雇用問題と少子高齢化による労働力人口の減少と雇用のミスマッチという構造的問題の両面から検討を行ったこと、(3) 雇用情勢が悪化するなかで、優秀な人材が労働市場に流出していることを踏まえ、優秀な人材を確保するチャンスととらえる企業もあることから、「ジョブ・カード制度」の一層の推進を図ることが必要であること、また、経営環境と雇用情勢が厳しさを増すなかにおいて、商工会議所の検定試験への関心が高まっており、商工会議所の検定試験の活用を地域中小企業や教育機関に働きかけていくことも重要であること、(4) 今後は、報告書を活用いただき、各地商工会議所が地域中小企業の人材育成に係るセミナーや研修事業を実施する際の参考に供して

いただきたいこと等。

(2) その他

任期満了により 3 月末をもって退任する日本 Y E G の工藤会長から、「全国商工会議所青年部連合会の活動（平成 20 年度後期活動報告）」として、第 28 回全国大会、第 26 回全国会長研修会、商工会議所青年部環境行動宣言の採択等について報告がなされた。

(3) 常議員会

回数・日時	場所・出席者数 (議事録署名人)	議 事
第 572 回 4. 16 12 時～ 13 時 50 分	国際会議場 出席者数 54 人(委任 状提出による代理出 席を含む) (小樽・鎌田会頭 浜松・御室会頭)	議案 (1) 顧問の委嘱について (2) 商工会議所におけるコンプライアンスの徹底について 報告事項 (1) 「全国商工会議所観光振興大会」について (2) 成長力強化への早期実施策について (3) 商工会議所の組織・財政の現状について (4) その他 ※昼食懇談会 演題：「今後の温暖化対応戦略」 ゲストスピーカー：財団法人 地球環境産業技術研究機構 副理事長 茅 陽一 氏
第 573 回 6. 19 12 時～ 13 時 50 分	国際会議場 出席者数 52 人(委任 状提出による代理出 席を含む) (青森・林会頭 川崎・西岡会頭)	議案 (1) 顧問の委嘱について (2) 「平成 21 年度中小企業関係施策に関する要望(案)」について (3) 「2016 年第 31 回オリンピック競技大会の東京招致に関する決議(案)」について (4) 「外国人労働者の受け入れのあり方に関する要望(案)」について (5) 商工会議所の産業人材育成・確保事業への取り組みについて (産業人材小委員会中間報告) (6) 大型店やチェーン店と地域の共存・共生をめざした協議の場づくりについて (7) 大型店・チェーン店等の商工会議所への加入促進について (8) 「平成 21 年度観光振興施策に関する要望(案)」について (9) 「平成 19 年度保証事業等事業報告書(案)」および「平成 19 年度信用基金特別会計収支計算書(案)」について (10) 「商工会議所環境行動計画(案)」について (11) 「ミャンマー・サイクロン災害義援金募金」および「中国・四川大地震義援金募金」について(追認) 報告事項 (1) 「全国商工会議所役員・議員セミナー(7 月 16 日(水)・17 日(木)開催)」について ※昼食懇談会 演題：「天地人を語る ～上杉家に伝わるイノベーションの系譜」 ゲストスピーカー：作家 火坂 雅志 氏
第 574 回 7. 17 12 時～ 13 時 50 分	国際会議場 出席者数 46 人(委任 状提出による代理出 席を含む) (豊橋・磯村会頭 熊本・中尾会頭)	○「商工中金の株式会社化について」 商工中金 理事長 江崎 格 氏 (1) 商工会議所中期行動計画について (2) 第 108 回日本商工会議所表彰(案)について (3) 労働問題の動向について (4) 学校法人立命館との産学連携包括協定の締結について (5) 全国専修学校各種学校総連合会とのジョブ・カード制度推進等に係る連携合意書の締結について (6) 大型店・チェーン店等の商工会議所への加入促進要請について (7) 改正まちづくり三法の活用に関する進捗状況について

		(8) 「ミャンマー・サイクロン災害義援金」および「中国・四川大地震義援金」について (9) 常務理事の選任および参与の委嘱について (10) その他 ※昼食懇談会 演題：「ASEANの魅力」 ゲストスピーカー：三菱東京UFJ銀行 企画部経済調査室 次長 佐久間 浩司 氏
第 575 回 9. 17 11 時 30 分 ～12 時 30 分	国際会議場 出席者数 55 人(委任状提出による代理出席を含む) (盛岡・永野会頭 一宮・佐々木会頭)	議案 (1) 「第 108 回通常会員総会への提案事項について」 (2) 平成 21 年度税制改正に関する要望(案)について (3) 平成 21 年度中小企業・小規模事業対策の拡充強化に関する要望(案)について (4) 国が関与する職業訓練に関する意見について(追認) 報告事項 (1) 二階経済産業大臣と中小企業関係団体との懇談会の結果概要について (2) 安心実現のための緊急総合対策について (3) 全国商工会議所青年部連合会ならびに全国商工会議所女性会連合会活動報告について (4) 10 月開催常議員会等(盛岡開催)について
第 576 回 10. 16 10 時～12 時	盛岡グランドホテル ウェルカムプラザホール 出席者数 35 人(委任状提出による代理出席を含む) (函館・高野会頭 松山・麻生会頭)	議案 (1) 「麻生新内閣に望む」について(追認) (2) 「わが国の社会保障制度改革のあり方」 (3) 「「観光庁に望む」～観光振興による地域の活性化を～」について(追認) 報告事項 (1) 訪ASEAN経済ミッションの概要報告について (2) 労働法制をめぐる最近の動きについて ※昼食懇談会 演題：「平泉、世界遺産への道」 ゲストスピーカー：盛岡大学教授 平泉郷土館長 大矢 邦宣 氏
第 577 回 11. 20 12 時～ 13 時 50 分	国際会議場 出席者数 51 人(委任状提出による代理出席を含む) (水戸・加藤会頭 松江・丸会頭)	議案 (1) 中小企業委員長および情報化委員長の委嘱について (2) 「小規模企業対策予算の確保に関する要望(案)」等について (3) 「日本ペルー経済連携協定(EPA)に関する意見」について(追認) (4) 平成 21 年度各種検定試験の施行日(案)について 報告事項 (1) 税制改正の動向について (2) 地球温暖化についての総理と主要産業界との意見交換について (3) 「生活対策」(中小・小規模企業対策)について (4) まちづくり問題の現状と課題について ※昼食懇談会 演題：「金融危機を乗り越えて」 ゲストスピーカー：日本銀行 前総裁 福井 俊彦 氏
第 578 回 12. 18 12 時～ 13 時 50 分	国際会議場 出席者数 53 人(委任状提出による代理出席を含む) (福井・江守会頭 徳島・近藤会頭)	(1) 平成 21 年度税制改正について (2) 総理と産業界の雇用等に関する懇談会について (3) 雇用対策について (4) 2016 年第 31 回オリンピック競技大会の東京招致に関するPR活動の展開について (5) その他 ※昼食懇談会 演題：「米国新政権と今後の日米関係」 ゲストスピーカー：株式会社双日総合研究所 取締役副所長・主任エコノミスト 吉崎 達彦 氏
第 579 回 21. 1. 15 12 時～ 13 時 50 分	国際会議場 出席者数 52 人(委任状提出による代理出席を含む) (長野・加藤会頭 長崎・松藤会頭)	(1) 平成 20 年度第 2 次補正予算案および 21 年度政府予算案について (2) 「中小企業の支援体制のあり方等に関する検討会」中間報告について (3) 「LOB調査 12 月結果」等について (4) その他 ※昼食懇談会 演題：「新年経済の展望」

		ゲストスピーカー：三菱UFJ証券株式会社 参与・景気循環研究所長 嶋中 雄二 氏
第 580 回 2. 19 12 時～ 13 時 50 分	国際会議場 出席者数 52 人(委任 状提出による代理出 席を含む) (さいたま・川本会 頭 奈良・西口会頭)	議案 (1) 持続的なまちづくりに資する農地政策の見直しに関する要望(案)について (2) 当面の雇用問題に関する意見について(追認) (3) 第2次補正予算の速やかな執行について(追認)等について (4) 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(案)の速やかな成立について(追認) (5) 特定原産地証明書発給システムの統合等(案)について (6) 日本商工会議所「緊急行動計画」(案)について (7) 日本商工会議所事務規則の一部改正(案)について (8) 第109回日本商工会議所表彰(案)について 報告事項 (1) 「全国商工会議所観光振興大会2010」開催地について ※昼食懇談会 演題：「東京2016年招致の計画とオリンピック・パラリンピックのレガシー」 ゲストスピーカー：特定非営利活動法人 東京オリンピック・ パラリンピック招致委員会 事務総長 河野 一郎 氏
第 581 回 3. 19 11 時 30 分～ 12 時 30 分	帝国ホテル孔雀西の間 出席者数 54 人(委任 状提出による代理出 席を含む) (高知・西山会頭 鹿児島・諏訪会頭)	議案 (1) 平成20年度一般会計収支補正予算(案)について (2) 平成20年度人材対策基金特別会計収支予算(案)について (3) 第109回通常会員総会への提案事項について (4) 「当面の経済運営に関する緊急提言」について(追認) (5) 未来志向型中小商業振興協議会の設立について(追認) 報告事項 (1) 産業人材小委員会報告について (2) その他

(4) 監事会

- 日 時 平成20年9月16日(火) 10時45分～11時50分
- 場 所 401 会議室
- 出席者 6 名
- 内 容 平成19年度事業報告・同収支決算について、事務局から事業報告書(案)および収支決算書(案)に基づいて説明があった後、出席監事3名により監査が行われた。

(5) 委員会

期 日	委 員 会 名	出席者数	議 題 ・ 講 師 等
4. 16	第 5 回地域活性化・第 3 回 税制・第 1 回環境・エネルギー 合同委員会	128 名	(1) 会計参与制度について 日本税理士会連合会 常務理事 赤羽根 純明 氏 (2) 京都議定書目標達成計画と省エネ法等の改正について 経済産業省 産業技術環境局 環境経済室長 藤原 豊 氏 (3) 名古屋市の「大規模小売店舗地域貢献ガイドライン」について 名古屋市 市民経済局 産業部長 安井 孝治 氏 (4) その他
4. 16	第 4 回国際経済・第 3 回情 報化・第 6 回運営合同委員 会	128 名	(1) 商工会議所におけるコンプライアンスの徹底について 日商事務局 (2) 中小企業の I T 化支援事業について 日商事務局 (3) 日韓中小企業情報交流センターの開設について 日韓産業技術協力財団 日韓中小企業情報交流センター 所長 讃井善郎 氏 (4) 立法委員選、総統選後の台湾の政治経済情勢と日台関係 台北駐日経済文化代表処 代表 許 世楷 氏 (5) その他
4. 17	第 6 回産業経済・第 2 回観 光・第 6 回中小企業合同委 員会	99 名	(1) 「きらり 輝き観光振興大賞」の実施要綱案および細則案に ついて 日商事務局 (2) 最近の観光振興施策の動向について 観光専門委員会 委員長 須田 寛 氏 (3) 軽油価格高騰に対処するためのトラック運送業における緊急 措置について 国土交通省 自動車交通局 次長 神谷 俊広 氏 (4) その他
6. 18	第 7 回中小企業委員会	117 名	(1) 平成 21 年度中小企業関係施策に関する要望（案）について 日商事務局 (2) その他
6. 18	第 7 回産業経済・第 8 回 中小企業合同委員会	131 名	(1) 中小企業白書 2008 年度版の概要について 中小企業庁 事業環境部 調査室長 川上 一郎 氏 (2) 不公正な取引方法に係る経済産業省と公正取引委員会の協力 スキームについて 経済産業省 経済産業政策局 競争環境整備室長 藪内 雅幸 氏 (3) その他
6. 18	第 2 回労働委員会	133 名	(1) 外国人労働者の受け入れのあり方に関する要望（案）につい て 日商事務局 (2) 成長力底上げ戦略推進円卓会議の動向について 日商事務局 (3) その他
6. 18	第 3 回観光委員会	131 名	(1) 横浜開港 150 周年記念テーマイベント「開国・開港 Y150」に ついて (財) 横浜開港 150 周年協会 常務理事 倉田 好明 氏 (2) 平成 21 年度観光振興施策に関する要望（案）について 日商事務局 (3) その他
6. 18	第 27 期関係委員会合同委 員会	130 名	(1) 「商工会議所 中期行動計画（仮称）」（案）について 日商事務局 (2) その他

6. 18	第3回環境・エネルギー委員会	130 名	(1) 京都商工会議所の環境への取り組みに関する事例発表 京都商工会議所 専務理事 奥原 恒興 氏 (2) 国内クレジット推進協議会の活動について 日商事務局 (3) 商工会議所環境行動計画（案）について 日商事務局 (4) その他
6. 18	第5回税制委員会	129 名	(1) 人材投資促進税制の概要について 中小企業庁 経営支援部 経営支援課 課長補佐 松田 剛 氏 (2) その他
6. 19	第9回産業経済・第7回地域活性化合同委員会	101 名	(1) 地域資源テストマーケティング・ショップ「R i n」について （独）中小企業基盤整備機構 地域活性化グループ長 宇田川 文男 氏 (2) 街なか居住再生ファンドの活用について （社）全国市街地再開発協会 プロジェクト業務部長 鈴木 和政 氏 (3) 流通BMSの最新動向について （財）流通システム開発センター 専務理事 井上 孝 氏 研究開発部長 坂本 尚登 氏 (4) 商工会議所の産業人材育成・確保事業への取り組みについて （産業人材小委員会中間報告） 産業人材小委員会委員長（町田商工会議所会頭） 平本 勝哉 氏 (5) その他
9. 16	第10回産業経済・第8回地域活性化・第4回環境・エネルギー・第4回労働合同委員会	114 名	(1) 農商工等連携促進法について 中小企業庁 経営支援部新事業促進課 課長補佐 兼子 秀顕 氏 (2) 商業問題について ①今後の商業政策について 中小企業庁商業課 課長補佐 古金谷 敏之 氏 ②これからの商店街等におけるボランティアチェーンの役割について （社）ボランティア・チェーン協会 会長 宮下 正房 氏 (3) 環境問題への取り組みについて ①各地商工会議所の取り組み（事例発表） 滋賀県商工会議所連合会 専務理事 若林 勲 氏 滋賀環境ビジネスメッセ実行委員会 事務局次長 二反田 隆治 氏 ②商工会議所環境行動計画の推進 日商事務局 (4) 独立行政法人雇用・能力開発機構に関する要望について （追認）（仮称） 日商事務局 (5) その他
9. 16	第6回税制委員会	107 名	(1) 平成21年度税制改正に関する要望（案）について 日商事務局 (2) その他
9. 16	第2回国民生活・第2回行財政改革特別合同委員会	108 名	(1) 消費者庁の設置について 内閣官房 (2) 規制改革集中受付月間について 内閣府 規制改革会議 米田 雅子 氏 (3) その他

9. 16	第 8 回運営委員会	82 名	(1) 平成 19 年度事業報告（案）および平成 19 年度収支決算（案）について 日商事務局 (2) その他
9. 17	第 10 回中小企業・第 11 回産業経済合同委員会	100 名	(1) 商工中金の取組みについて 商工中金 組織金融部長 菊地 慶幸 氏 (2) 『安心実現のための緊急総合対策』の中小企業支援策について (3) 平成 21 年度中小・小規模企業対策予算の概算要求について 中小企業庁長官官房参事官 横田 俊之 氏 (4) その他
9. 17	第 11 回中小企業委員会	100 名	(1) 平成 21 年度中小・小規模企業対策の拡充強化に関する要望（案）について 日商事務局 (2) その他
11. 19	第 9 回地域活性化・第 9 回運営合同委員会	130 名	(1) 中小企業等における危機管理について ①中小企業における危機管理の動向 株式会社インターリスク総研 コンサルティング第二部 課長代理 古池 祥蔵 氏 ②商工会議所の B C P（事業継続計画）に関する事例発表 八王子商工会議所 専務理事 河合 和郎 氏 （平成 19 年度関東商工会議所連合会 プロジェクトチーム委員） (2) 商業・地域振興問題について ①商店街活性化支援施策等について 中小企業庁 経営支援部 商業課 企画官 白川 一雄 氏 ②（事例発表）地域資源∞全国展開プロジェクト「かんぴょう」の食材化と「かんぴょううどん」開発 小山商工会議所 事務局長 大関 幸秀 氏 (3) その他
11. 19	第 6 回国際経済・第 12 回中小企業合同委員会	97 名	(1) 「生活対策」における中小企業支援策について 中小企業庁 長官官房参事官 横田 俊之 氏 (2) 相談現場からみた中小企業国際ビジネスの現状と課題 中小企業基盤整備機構 経営基盤支援部 経営相談課 国際化支援専門員 島田 邦夫 氏 (3) 新型インフルエンザ対策について 東商新型インフルエンザ対策専門委員会 齋藤 實 氏 （東京都総務局総合防災部情報統括担当課長） (4) その他
11. 20	第 12 回産業経済・第 5 回環境・エネルギー合同委員会	101 名	(1) 平成 21 年 5 月 21 日に施行される「裁判員制度」について 最高裁判所 事務総局 総務局参事官 吉崎 佳弥 氏 (2) 地球温暖化問題について ①排出量取引の統合市場の試行的実施について 経済産業省 大臣官房参事官（環境経済手法担当） 藤原 豊 氏 ②商工会議所環境行動計画の推進について 日商事務局 ③電力・ガス料金制度をめぐる動向について 日商事務局 (3) その他
11. 20	第 10 回運営委員会	101 名	(1) 平成 21 年度各種検定試験の施行日（案）について 日商事務局 (2) 「検定拡充 5 % 運動」における P R 活動等について 日商事務局 (3) その他

12.17	第13回中小企業・第5回労働合同委員会	139名	(1) 地域力連携拠点事業について ①地域力連携拠点事業の成果と今後の事業方針について 中小企業庁 経営支援部 小規模企業政策室長 桜町 道雄 氏 ②地域力連携拠点事業に関する事例発表について 草加商工会議所 専務理事 昼間 勝夫 氏 (2) 中小企業金融の円滑化に関する取り組みについて 金融庁 検査局長 畑中 龍太郎 氏 (3) 雇用対策について 厚生労働省 職業安定局 総務課長 宮川 晃 氏 (4) その他
12.17	第7回税制・第5回情報化・第11回運営合同委員会	128名	(1) 平成21年度税制改正について 中小企業庁 事業環境部 財務課長 佐藤 悦緒 氏 (2) 行政手続きにおけるオンライン利用の促進とe-Taxの普及拡大について 国税庁 長官官房企画課長 上斗米 明 氏 (3) 会員増強に関する取り組みについて 富士宮商工会議所 専務理事 望月 利浩 氏 (4) 平成21年度日本商工会議所事業計画（たたき台）について 日商事務局 (5) その他
12.18	第6回環境・エネルギー・第3回行財政改革特別合同委員会	95名	(1) 環境問題について ①エコ通勤の普及拡大について 国土交通省 総合政策局 交通計画課長 野俣 光孝 氏 ②国内クレジット制度の申請事例 経済産業省 大臣官房 参事官（環境経済手法担当） 藤原 豊 氏 ③環境行動計画の実践例 近江八幡商工会議所 専務理事 岡田 啓子 氏 (2) 官民人材交流センターについて 内閣府 大臣官房 官民人材交流センター及び再就職等監視委員会準備室 参事官 池森 啓雄 氏 (3) その他
21.1.14	第10回地域活性化・第12回運営合同委員会	143名	(1) 今後の商店街活性化支援策について 中小企業庁 経営支援部 商業課長 和田 純一 氏 (2) 平成21年度 都市再生・まちづくり関係支援策について 国土交通省 都市・地域整備局 まちづくり推進課長 佐々木 昌二 氏 (3) 弘前商工会議所の地域活性化の取り組みについて 弘前商工会議所 専務理事 工藤 茂起 氏 (4) 「中小企業の支援体制のあり方等に関する検討会」中間報告について 日商事務局 (5) その他

1. 14	第 13 回産業経済・第 8 回 税制・第 6 回労働・第 3 回 国民生活合同委員会	135 名	(1) 今後の道路行政について 国土交通省 道路局 企画課長 徳山 日出男 氏 (2) 税制改正について ①平成 21 年度税制改正（国税）について 財務省 主税局 総務課長 佐川 宣寿 氏 ②平成 21 年度税制改正（地方税）について 総務省 自治税務局 固定資産税課長 大橋 秀行 氏 (3) 消防団への協力について 総務省 消防庁 国民保護・防災部 防災課長 飯島 義雄 氏 (4) 地域における雇用対策について 厚生労働省 職業安定局 地域雇用対策室 ふるさと雇用再生特別交付金室長 福士 亘 氏 (5) その他
1. 15	第 14 回中小企業・第 6 回 情報化合同委員会	101 名	(1) 平成 21 年度中小企業対策関連予算案および財政投融资計画 の概要について 中小企業庁 長官官房参事官 横田 俊之 氏 (2) 中小・小規模企業の人材確保・育成に関する支援策の具体的 展開について 中小企業庁 経営支援部 経営支援課長 岸本 吉生 氏 (3) 小規模企業経営支援情報・金融連携事業の推進について 中小企業庁 経営支援部 経営支援課 課長補佐 刃禰 正樹 氏 (4) その他
2. 18	第 14 回産業経済・第 11 回地域活性化・第 13 回運 営合同委員会	106 名	(1) 営業秘密に係る刑事的措置の見直しの方向性について 経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室長 中原 裕彦 氏 (2) 地方都市の空洞化の進む中心街のまちづくり会社による再 生事業の支援について 経済産業省 商務情報政策局 商務流通グループ 中心市街地活性化室長 田所 創 氏 (3) 商工会議所におけるジョブ・カード制度の取り組み等につ いて 横浜商工会議所 中小企業相談部長 楠井 俊明 氏 明治大学 商学部 教授（商学科長） 山下 洋史 氏 日商事務局 (4) その他
2. 18	第 7 回国際経済・第 14 回 運営合同委員会	103 名	(1) 特定原産地証明書発給システムの統合等（案）について 日商事務局 (2) アジア商工会議所連合会（CACCI）第 23 回総会について 横浜商工会議所 議員 ・アジア商工会議所連合会（CACCI）事業検討小委員会委員長 李 宏道 氏 (3) その他
2. 18	第 7 回労働・第 15 回運 営・第 2 回広報特別合同委 員会	106 名	(1) 川崎商工会議所運営事例について 川崎商工会議所 専務理事 埜瀬 武 氏 (2) 雇用問題における留意点 丸尾法律事務所 弁護士 丸尾 拓養 氏 (3) 中小企業を危機から守るクライシス・コミュニケーション 東京商工会議所 常務理事 宇津井 輝史 氏 (4) その他
2. 18	第 16 回運営委員会	106 名	(1) 日本商工会議所「緊急行動計画」（案）について 日商事務局 (2) 日本商工会議所事務規則の一部改正（案）について 日商事務局 (3) その他

2.19	第5回観光・第15回中小企業合同委員会	86名	(1) 「新しい観光」と商工会議所 観光専門委員会委員長 須田 寛 氏 (2) 中小企業ものづくり人材育成について ①今後の中小企業向けものづくり人材育成施策について 中小企業庁 経営支援部 創業・技術課長 喜多見 淳一 氏 ②中小企業ものづくり人材育成に向けた取り組みについて 鈴鹿商工会議所 専務理事 堀口 幸一 氏 (3) 日本政策金融公庫の取り組みについて 日本政策金融公庫 中小企業事業本部 営業推進部長 鎌村 公彦 氏 (4) その他
3.18	第15回産業経済・第16回中小企業合同委員会	123名	(1) 中小・小規模企業の人材確保育成事業（人材対策事業）について 日商事務局 (2) 産業活力再生特別支援措置法（産活法）改正案について 経済産業省 経済産業政策局 産業再生課 課長補佐 遠藤 幹夫 氏 (3) 産業人材小委員会報告について 町田商工会議所 会頭 平本 勝哉 氏 （産業人材小委員会委員長） (4) その他
3.18	第17回運営委員会	149名	(1) 平成20年度一般会計収支補正予算（案）および平成20年度人材対策基金特別会計収支予算（案）について 日商事務局 (2) 平成21年度事業計画（案）および収支予算（案）について 日商事務局 (3) その他
3.18	第12回地域活性化・第9回税制・第8回労働合同委員会	141名	(1) 新たな商店街振興策について 日商事務局 (2) 事業承継税制等をめぐる最新動向について 中小企業庁 事業環境部 財務課 課長補佐 弁護士 柏原 智行 氏 (3) 雇用関係の助成金について 兼子・山下経営労務事務所 社会保険労務士 兼子 憲一 氏 (4) その他

(6) 特別委員会

特別委員会名	期 日	出席者数	議 題 等
第2回まちづくり特別委員会	5.21	30名	(1) 日商「中期行動計画」におけるまちづくり関係項目について (2) 「平成21年度中小企業関係施策に関する要望」（案）のまちづくり関係項目について (3) 大型店等の地域貢献・社会的責任問題について (4) その他
第2回信用基金管理特別委員会	6	22名（書面表決）	(1) 平成19年度保証事業等事業報告書（案）について (2) 平成19年度信用基金特別会計収支計算書（案）について
第2回事業承継対策特別委員会	7.3	8名	(1) 講演「事業承継税制について」 中小企業庁 事業環境部 財務課長 佐藤 悦緒 氏 (2) 討議「平成21年度事業承継円滑化のための税制改正に関する要望項目（案）」について

第2回表彰特別委員会	7.16	14名	(1) 第108回日本商工会議所表彰（案）について －特別功労者表彰、役員・議員表彰、職員表彰 －商工会議所表彰（マル経資金関係、検定事業） (2) その他
第3回事業承継対策特別委員会	9.2	9名	(1) 講演①「事業承継支援センターの活動について」 東京商工会議所 経営支援部 副部長 山下 昌敏 氏 講演②「事業承継 当事者の10カ条」 東京事業承継支援センター 応援コーディネーター・中小企業診断士 内藤 博 氏 (2) 討議「平成21年度事業承継円滑化のための税制改正に関する要望（案）」について (3) その他
第3回まちづくり特別委員会	10.23	30名	(1) まちづくり関係の最近の動きおよびまちづくり推進のための計画的な土地利用の実現に関する要望（項目案） (2) 講演 今後の市街地整備の目指すべき方向性 国土交通省 都市・地域整備局 市街地整備課 市街地整備制度調整室 室長 永井智哉 氏 (3) 富山市の概要説明 －富山市が取り組むコンパクトなまちづくり 富山市長 森 雅志 氏 －富山市中央通りが進めるまちづくり 富山商工会議所 常議員 黒田輝夫 氏（特別委員会委員） (4) その他
第4回まちづくり特別委員会	21.1.16	30名	(1) 土地利用問題について ①農地改革プランについて 農林水産省 農村振興局 農村計画課 調査官 南嶋 崇郎 氏 経営局 構造改善課 経営調査官 上田 弘 氏 ②都市計画制度の抜本的見直しについて ～土地利用制度の課題と検討の方向性～ 国土交通省 都市・地域整備局 都市計画課 課長 由木 文彦 氏 ③持続的なまちづくりに資する農地政策の見直しに関する要望（素案）について (2) まちづくり取組み状況調査（仮称）の実施について (3) その他
第4回事業承継対策特別委員会	1.23	8名	(1) 講演「事業承継税制の全体像について」 中小企業庁 事業環境部 財務課長 佐藤 悦緒 氏 (2) 会頭挨拶
第2回広報特別委員会	2.18	106名	(1) 中小企業を危機から守るクライシス・コミュニケーション 東京商工会議所 常務理事 宇津井 輝史 氏 (2) その他
第3回表彰特別委員会	2.18	15名	(1) 第109回日本商工会議所表彰（案）について －特別功労者表彰、役員・議員表彰、職員表彰 －商工会議所表彰（組織強化関係） (2) 日本商工会議所表彰制度の活用促進について (3) その他

第3回信用基金管理特別委員会	3	22名（書面表決）	(1) 平成20年度保証事業等事業計画（案）について (2) 平成20年度信用基金特別会計収支予算（案）および資金計画（案）について

(7) 小委員会等

委員会名	期日	出席者数	講師・議題等
第1回環境小委員会	4.10	13名	(1) 地球温暖化問題の動向 ①講演「地球温暖化防止対策について－京都議定書の目標達成のために－」 経済産業省 産業技術環境局 環境経済室長 藤原 豊 氏 ②講演「地域における地球温暖化対策への取組について」 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 課長補佐 名倉 良雄 氏 (2) 各地商工会議所の取り組み (3) 今後の進め方 (4) その他
第1回外国人労働者小委員会	4.14	19名	(1) 労働小委員会「研修・技能実習制度ワーキンググループ」報告 (2) 講演「外国人労働者問題について～外国人研修生・技能実習制度を中心に～」 経済産業省 経済産業局 産業人材参事官 守本 憲弘 氏 (3) その他
第2回産業人材小委員会	4.15	15名	(1) 「商工会議所の産業人材育成事業への取組みについて－産業人材小委員会報告書－（骨子素案）」について (2) 質疑応答および意見交換 (3) その他
第2回運営小委員会	4.16	21名	(1) 商工会議所におけるコンプライアンスの徹底について (2) 大型店・全国展開チェーン店の商工会議所加入促進に関する調査結果について (3) 中期行動計画の策定について (4) その他
第1回金融・第1回中小企業政策合同小委員会	4.17	21名	(1) 金融小委員会・中小企業政策小委員会の委員等について (2) 電子記録債権について ①電子記録債権について 全国銀行協会 理事・事務局長 和田 耕志 氏 業務部長 辻 松雄 氏 ②電子記録債権の活用に関する研究会報告について ③意見交換 (3) ABL／停止条件付連帯保証について ①商工中金 組織金融部・審査第一部 担当部長兼法務室長 中村 庸平 氏 ②意見交換 (4) その他
第2回税制小委員会	4.21	13名	(1) 中小企業等の活力強化に資する税制のあり方について 日本税理士会連合会 調査研究部 副部長 上西左大信税理士事務所 税理士 上西左大信 氏 (2) 消費税をめぐる諸課題Ⅰについて ①現行事務手続きの簡素化について ②中小企業特例（免税点・簡易課税）について (3) その他

第1回労働小委員会	4. 23	19 名	(1) 講演「最近の労働法制について」 厚生労働省 大臣官房 政策評価審議官 杉浦 信平 氏 (2) 最低賃金制度をめぐる動向について (3) その他
第2回環境小委員会	5. 9	15 名	(1) 事例発表「札幌商工会議所における環境問題への取組」 札幌商工会議所 常議員 / 環境・エネルギー委員長 株式会社 つうけん 取締役会長 久保田 俊昭 氏 (2) 省エネルギー法、地球温暖化対策推進法の改正について (3) 国内クレジット推進協議会の設立について (4) 環境行動計画（仮称）骨子（たたき台）について (5) その他
第2回外国人労働者小委員会	5. 20	13 名	(1) 自民党国家戦略本部「外国人労働者問題」PT 長勢座長（案）について (2) 外国人労働者の受け入れのあり方に関する要望骨子（たたき台）について (3) 中小企業における外国人留学生の活用について (4) その他
第3回環境小委員会	5. 23	15 名	(1) 講演「東京都の地球温暖化対策について」 東京都環境局 都市地球環境部長 大野 輝之 氏 (2) 「商工会議所環境行動計画（仮称）」（素案）について (3) その他
第2回観光専門委員会	5. 29	27 名	(1) 「平成 21 年度観光振興施策に関する要望」項目（案）について (2) 日商「中期行動計画」における観光関係項目（案）について (3) 「全国商工会議所観光振興大会 2008 in 南九州」について ①準備状況 ②「平成 20 年度各地における観光振興への取り組み状況等に係る調査」（案）及び「全国商工会議所 きらり輝き観光振興大賞」公募について (4) 講演「産業観光とまちづくり・まちづかい ～産業観光推進会議報告書（第二次）～」について 観光専門委員会 学識委員 丁野 朗 氏 (5) その他
第3回税制小委員会	5. 26	11 名	(1) 平成 21 年度税制改正における地方税の課題と展望について 総務省 自治税務局 都道府県税課長 米田 耕一郎 氏 (2) 消費税をめぐる諸課題Ⅱについて (3) その他
第2回金融・第2回中小企業政策合同小委員会	5. 30	16 名	(1) 金融行政における過度に不動産担保・個人保証に依存しない融資の推進について 金融庁 監督局 銀行第二課長 長谷川 靖 氏 (2) 政策金融における無担保・無保証（第三者保証人非徴求）融資について 国民生活金融公庫 融資部 次長 小林 壮一 氏 (3) 信用保証協会の審査・再生支援に関する取組みについて 中小企業庁 金融課長 寺澤 達也 氏 (4) 経営改善普及事業の人件費・事業費削減問題について (5) その他

第2回労働小委員会	6.3	18名	(1) 労働法制（労働基準法改正、労働者派遣法改正、障害者の雇用の促進等に関する法律改正）の動向について (2) 最低賃金制度の動向（円卓会議の結果等）について (3) 日商・平成21年度中小企業関係施策に関する要望（案）について (4) 日商・中期行動計画（案）について (5) その他
第3回産業人材小委員会	6.3	14名	(1) 関連する小委員会からの報告（外国人労働者小委員会・労働小委員会・教育小委員会） (2) 産業人材小委員会中間報告書（案）について (3) 今後のスケジュールならびに検討課題（案）について (4) その他
第2回教育小委員会	6.4	9名	(1) 各地商工会議所における「教育に対する支援・協力活動」に関するアンケート調査中間集計結果報告 (2) 各地域における教育支援活動事例発表 ①各務野立志塾の取り組みについて 各務原商工会議所 副会頭 榎本 行雄 氏 ②大阪商工会議所の教育支援活動 大阪商工会議所 常議員 立野 純三 氏 ③地域の企業で生徒を育てる「桑名方式」のインターンシップ事業 桑名商工会議所 常議員 桑原 亮一 氏 (3) 意見交換 (4) 日商中期行動計画（案）について (5) その他
第2回社会保障小委員会	6.5	12名	(1) 社会保障制度改革の主要課題 年金・医療・介護保険を中心に 国際基督教大学教養学部 教授 八代 尚宏 氏 (2) 意見交換 (3) その他
第4回環境小委員会	6.10	15名	(1) 講演『『エコ通勤』推進の取り組みについて』 国土交通省 総合政策局 交通計画課 課長 野俣 光孝 氏 (2) 商工会議所環境行動計画（案）について (3) 商工会議所中期行動計画（素案）について (4) 平成21年度中小企業関係施策に関する要望（案）について (5) 国内クレジット推進協議会の活動について (6) その他
第2回行財政改革小委員会	6.10	9名	(1) 地方分権改革について 全国知事会地方分権推進特別委員会 委員長 京都府知事 山田 啓二 氏 (2) 意見交換 (3) その他
第3回外国人労働者小委員会	6.12	16名	(1) 外国人労働者の受け入れのあり方に関する要望（案）について (2) 日商・中期行動計画（案）について (3) その他
第3回運営小委員会	6.18	22名	(1) 大型店・全国展開チェーン店等の商工会議所加入促進に関する調査結果と今後の対応について (2) 今後の経営改善普及事業のあり方に関するワーキンググループの設置について (3) 特定退職金共済の法制化の動向について (4) その他

第3回貿易関係証明小委員会	6.19	18名	(1) 特定原産地証明書発給事務の今後の対応について (2) 平成21年度予算要望(案)について (3) その他
第4回税制小委員会	6.30	9名	(1) 中小企業の活性化を促す税制のあり方について 早稲田大学大学院 会計研究科 教授 品川 芳宣 氏 (2) 消費税をめぐる諸課題Ⅲについて (3) その他
第4回運営小委員会	7.16	26名	(1) 「今後の経営改善普及事業のあり方に関するワーキンググループ」における検討状況と今後の検討の方向について (2) その他
第3回労働小委員会	7.17	18名	(1) 今後の高齢者雇用対策について 厚生労働省 高齢・障害者雇用対策部 企画課長 長門 利明 氏 (2) 労働者派遣制度について 厚生労働省 職業安定局 需給調整事業課長 鈴木 英二郎 氏 (3) 平成20年度最低賃金の動向(円卓会議の結果、中央最低賃金審議会の審議状況等)について (4) 外国人労働者の受け入れのあり方に関する要望について (5) その他
第5回税制小委員会	7.28	11名	(1) 今後の経済情勢と消費税のあり方について 株式会社日本総合研究所 調査部 主任研究員 小方 尚子 氏 (2) 「平成21年度税制改正に関する要望項目(たたき台)」について (3) その他
第5回環境小委員会	9.2	16名	(1) 事例発表「会議所の環境活動の必要性」 近江八幡商工会議所 専務理事 岡田 啓子 氏 (2) 商工会議所環境行動計画の推進について (3) 「平成21年度中小企業・小規模事業対策の拡充・強化に関する要望(案)」(抜粋)について (4) 講演「洞爺湖サミット後の地球温暖化防止対策の動向」 経済産業省 大臣官房参事官(環境経済手法担当) 藤原 豊 氏 (5) その他
第3回社会保障小委員会	9.2	7名	(1) 社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プランについて～ 内閣官房 内閣参事官 伊藤 善典 氏 厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室 政策企画官 度山 徹 氏 (2) 協議 「わが国の社会保障制度改革のあり方」～「持続可能な社会保障制度」の実現に向けて～提言(案) (3) その他
第6回税制小委員会	9.4	9名	(1) 平成21年度税制改正の見通しについて 経済産業省 経済産業政策局 企業行動課長 柳瀬 唯夫 氏 (2) 平成21年度税制改正に関する要望(案)について (3) その他

第4回労働小委員会	9.5	18名	(1) 労働者派遣制度に係る審議状況について 厚生労働省 職業安定局需給調整事業課長 鈴木 英二郎 氏 (2) 育児・介護休業制度の見直しについて 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 職業家庭両立課長 定塚 由美子 氏 (3) 平成20年度地域別最低賃金改定の目安について (4) 日商・平成21年度中小企業・小規模事業対策の拡充強化に関する要望(案)について (5) その他 ①高齢者雇用に係る審議状況について(継続雇用の特例期間など) ②労働基準法改正の動向について(時間外労働割増賃金率改定) ③雇用・能力開発機構の存廃に係る審議状況について
第3回金融・第3回中小企業政策合同小委員会	9.8	19名	(1) 金融審議会WG(協同組織金融機関のあり方)における議論のポイント ①協同組織金融期間に期待されている役割 ②利用者ニーズについて ③理事長・総代会の機能/ガバナンス ④「非営利」「協同組織」の線引き(銀行との差別化) ⑤地区の制限 (2) 団体からの意見 社団法人全国信用金庫協会 常務理事 小此木 良之 氏 社団法人全国信用組合中央協会 常務理事 小安 宏 氏 (3) 意見交換 (4) その他
第3回行財政改革小委員会	9.16	10名	(1) 地方分権改革の現状の取組みについて 内閣府地方分権改革推進委員会事務局 参事官 柴崎 澄哉 氏 (2) 意見交換 (3) その他
第5回運営小委員会	9.17	25名	(1) 商工会議所職員の教育研修体系について (2) 商工会議所のPR活動強化の方策について (3) 今後の経営改善普及事業のあり方について (4) その他
第3回観光専門委員会	9.30	22名	(1) 観光庁設置に係る要望(案)について (2) 平成20年度「全国商工会議所きらり輝き観光振興大賞」本審査 (3) 「全国商工会議所観光振興大会2008 in 南九州」について ①準備状況について ②大会アピール(案)について ③各地商工会議所における観光振興事業の傾向と今後の方向性(案)について (4) その他
第4回産業人材小委員会	10.8	12名	(1) 講演「産業人材育成における課題―若者から見た就業問題を中心に―」 独立行政法人労働政策研究・研修機構 人材育成部門 統括研究員 小杉 礼子 氏 (2) 新卒・第二新卒(正規雇用者)の人材育成・確保の方策に係る意見交換 (3) その他

第3回教育小委員会	10. 21	6 名	(1) 教育再生懇談会における検討状況 内閣官房教育再生懇談会担当室 室長 吉田 大輔 氏 (2) 学校支援地域本部事業について 文部科学省生涯学習政策局社会教育課 地域・学校支援推進室 室長 佐藤 弘毅 氏 (3) その他
第5回労働小委員会	11. 11	15 名	(1) 育児・介護休業制度に係る審議状況について 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 職業家庭両立課長 定塚 由美子 氏 (2) 労働者派遣制度に係る審議結果について (3) 労働基準法改正の動向について（時間外労働割増賃金率改定） (4) 雇用・能力開発機構に係る審議状況について (5) 労働問題全般に対する今後の対応について (6) その他 ①追加経済対策における労働・雇用対策について（雇用保険料率引き上げなどについて） ②高齢者雇用に係る審議状況について
第6回運営小委員会	11. 19	23 名	(1) 小規模事業者から評価され満足度の高い経営改善普及事業のあり方について (2) 商工会議所活動のPR強化の方策について (3) その他
第4回貿易関係証明小委員会	11. 20	14 名	(1) 今後の特定原産地証明発給事業の対処方針(案)および手数料見直し(案)について (2) 経済連携協定発効と特定原産地証明書発給の状況等について (3) その他
第5回産業人材小委員会	12. 10	11 名	(1) 調査結果概要報告 ①「商工会議所の産業育成・確保事業に関する実態調査」 ②「中小企業における人材育成実態調査」（東京商工会議所産業人材育成委員会） (2) 講演「中小企業におけるダイバーシティ・マネジメントの推進」 独立行政法人労働政策研究・研修機構 統括研究員 伊藤 実 氏 (3) 「正規雇用者」「パートタイマー、アルバイト、契約社員など」「高齢者人材」の育成・確保の方策等に係る意見交換 (4) その他 ジョブ・カード事業の進捗状況
第4回社会保障小委員会	12. 25	5 名	(1) 社会保障国民会議における最終報告について 内閣官房 内閣参事官補佐 清水 幹治 氏 (2) その他
第4回行財政改革小委員会	21. 1. 15	12 名	(1) 地方分権改革推進委員会における第2次勧告について 内閣府地方分権改革推進委員会事務局 次長 枝廣 直幹 氏 参事官 前田 一浩 氏 (2) 意見交換 (3) その他

第6回産業人材小委員会	1. 23	8 名	(1) 講演「中小企業の人材活用―子育て後の女性等―」 独立行政法人労働政策研究・研修機構 統括研究員 奥津 眞里 氏 (2) 意見交換 (3) 産業人材小委員会報告書の構成について (4) その他 ・ジョブ・カード事業の進捗状況
第4回教育小委員会	1. 27	6 名	(1) 子どもの携帯電話の利用のあり方について及び教育再生懇 談会における検討状況について 教育再生懇談会 委員 篠原 文也 氏 (2) 意見交換 (3) その他
第7回税制小委員会	1. 30	9 名	(1) 税制改正をめぐる今後の課題と展望について 経済産業省 経済産業政策局 企業行動課長 糟谷 敏秀 氏 (2) その他
第6回労働小委員会 兼 労 働政策審議会委員との懇談 会	2. 6	21 名	(1) 労働法制 ①最近の動向について ②今後の対応について (2) 雇用問題 ①これまでの対応についての報告 ②雇用問題をどのように考えていくか (3) その他
第4回観光専門委員会	2. 13	22 名	(1) 講演「観光立国の実現に向けた取り組みについて」 観光庁 次長 神谷 俊宏 氏 (2) 全国商工会議所観光振興大会について ①全国商工会議所観光振興大会 2008 in 南九州」につい て ②「全国商工会議所観光振興大会 2010」の開催地について ③「全国商工会議所観光振興大会 2009 in 神戸」の準備状 況等について (3) 観光専門委員会の平成 21 年度事業計画及び今後の検討課題 等について ①平成 21 年度観光専門委員会等観光振興関連事業年間スケ ジュール（案）について ②観光振興に関する各地の実態調査（案）と平成 22 年度観光 振興施策に関する要望事項調査（案）について ③「新たな提言」に関する論点について (4) その他
第5回貿易関係証明小委員 会	2. 18	12 名	(1) 特定原産地証明書発給システムの統合等（案）について (2) その他
第7回産業人材小委員会	3. 3	11 名	(1) 産業人材小委員会報告書（案）について (2) 講演「不況下における求人・求職のミスマッチとその解消 策」 独立行政法人労働政策研究・研修機構 統括研究員 伊藤 実 氏 (3) その他 ・企業におけるジョブ・カード制度の活用について 等
第8回税制小委員会	3. 5	9 名	(1) 「納税者番号制度」および「給付付税額控除の意義と課題」 について 中央大学法科大学院 教授 森信 茂樹 氏 (2) その他

第5回社会保障小委員会	3. 10	7 名	(1) 全国健康保険協会の事業活動について 全国健康保険協会 理事 貝谷 伸 氏 (2) 適格退職年金の企業年金への移行～中小企業の退職金を守るために～ 厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課 課長 西村 淳 氏 (3) その他
第7回運営小委員会	3. 18	21 名	(1) 経営改善普及事業問題について (2) 特定退職金共済の法制化の動向について (3) その他
第2回取引適正化小委員会	4. 18	11 名	(1) 「下請かけこみ寺」の活動について ①全国中小企業取引振興協会 参事・総務グループ長 星野 満 氏 ②意見交換 (2) 取引適正化事例について ①経済産業省 製造産業局 素形材産業室 課長補佐 内田 隆 氏 ②意見交換 (3) 意見交換 (4) 「取引適正化推進等のためのガイドラインの実効ある普及と国によるフォローアップを望む（案）」について (5) その他
第3回取引適正化小委員会	6. 5	10 名	(1) 不公正な取引方法（優越的地位の濫用、下請法）に関する規制に係る制度・運用の概要について ①公正取引委員会 経済取引局 取引部 企業取引課長 保住 正保 氏 ②意見交換 (2) 中小企業における適正な取引の推進（中期行動計画）について ①事務局 ②意見交換 (3) その他

(8) 政策委員会

期 日	委 員 会 名	出席者数	議 題・講 師 等
4. 7	第2回政策委員会	34 名	講演「社会保障改革の課題と方向」 株式会社日本総合研究所 調査部長 藤井 英彦 氏
5. 12	第3回政策委員会	30 名	講演「年金の信頼を取り戻すために ～日経・年金制度改革研究会報告から～」 日本経済新聞社 編集委員兼論説委員 大林 尚 氏
6. 23	第4回政策委員会	29 名	講演「社会保障制度のあり方について」 東京大学大学院経済学研究科 教授 岩本 康志 氏
7. 25	第5回政策委員会	27 名	協議 提言「わが国の社会保障制度改革のあり方」 ～「持続可能な社会保障制度」の実現に向けて～（仮題） 論点整理について
9. 4	第6回政策委員会	23 名	協議 「わが国の社会保障制度改革のあり方」 ～「持続可能な社会保障制度」の実現に向けて～提言（案） について

10. 7	第 7 回政策委員会	22 名	講演「地方分権と道州制」 筑波大学大学院人文社会科学部研究科 教授 岩崎 美紀子 氏
11. 20	第 8 回政策委員会	21 名	講演「地方の活性化につながる地方分権改革について」 内閣府地方分権改革推進委員会 委員・佐賀県多久市長 横尾 俊彦 氏
12. 12	第 9 回政策委員会	23 名	講演「地域の活性化につながる道州制について」 関西学院大学経済学部 教授 林 宜嗣 氏
21. 1. 29	第 10 回政策委員会	22 名	講演「地方分権改革と日本の再生」 慶應義塾大学法学部政治学科 教授 片山 善博 氏
2. 16	第 11 回政策委員会	20 名	協議 提言「地方分権改革と道州制についての基本的考え方」 (たたき台) について
3. 16	第 12 回政策委員会	20 名	協議 提言「地域活性化に資する地方分権改革と道州制の推進について」(案) について

(9) 日本商工会議所会頭・副会頭会議

回 数	期 日	出席者数	議 題
387	4. 17	16 名	商工会議所におけるコンプライアンスの徹底について、ほか
388	6. 19	12 名	成長力底上げ戦略推進円卓会議の動向について（討議）、ほか
389	7. 17	13 名	商工会議所中期行動計画について（追認）、ほか
390	9. 17	13 名	平成 19 年度事業報告（案）および平成 19 年度収支決算（案）について、ほか
391	10. 16	8 名	麻生新内閣に望むについて（追認）、ほか
392	11. 20	15 名	「小規模企業対策予算の確保に関する要望（案）」等について、ほか
393	12. 18	15 名	平成 21 年度税制改正について、ほか
394	21. 1. 15	15 名	平成 20 年度第 2 次補正予算案および 21 年度政府予算案について、ほか
395	2. 19	14 名	「持続的なまちづくりに資する農地政策の見直しに関する要望（案）」について、ほか
396	3. 18	13 名	平成 20 年度一般会計収支補正予算（案）について、ほか

(10) その他の会議

①日本商工会議所と連合との懇談会

○期 日 4月17日 ○場 所 東商スカイルーム ○出席者 34名

○懇談事項 「景気の現状と中小企業の経営」「取引関係の適正化」「中小企業生産性向上」「中小企業の賃金（最低賃金）」等

②中小企業関係4団体長懇談会

○期 日 5月14日 ○場 所 東京會館 ○出席者 10名

○懇談事項 「事業承継円滑化のための包括的な事業承継税制等の確立」「地方幹線道路等の早期整備」「中小企業の底上げと小規模企業政策の再構築」「まちづくりへの支援」等

③環境省と日本商工会議所との懇談会

○期 日 6月19日 ○場 所 東商スカイルーム ○出席者 40名

○懇談事項 「商工会議所の環境問題への取り組み」「商工会議所環境行動計画について」等

④第1回今後の経営改善普及事業のあり方に関するワーキンググループ

○期 日 7月9日、10日 ○場 所 日商会議室A

○内 容 「経営改善普及事業と経営指導員の業務の実態把握および効果的な説明資料構築に向けて」「経営改善普及事業など商工会議所が行う中小企業・小規模事業者支援事業の課題と対応の方向について」等

⑤第2回今後の経営改善普及事業のあり方に関するワーキンググループ

○期 日 8月12日 ○場 所 日商会議室A

○内 容 「小規模対策の現状に関するアンケート調査の中間集計」「第62回全国商工会議所専務理事・事務局長会議での討議に向けて」等

⑥全国商工会議所 役員・議員セミナー

○期 日 7月16日、17日 ○場 所 ホテルニューオータニ ○出席者 450名

○内 容 第1部 中期行動計画 採択

第2部 記念シンポジウム「中小企業の活力強化と商工会議所の果たす役割」

コーディネーター：

・東京理科大学専門職大学院 教授 伊丹 敬之 氏

パネリスト：

・福井商工会議所 会頭 江守 幹男 氏

・府中商工会議所 会頭 松坂 敬太郎 氏

・法政大学大学院経営学研究科 教授、法政大学経営学部 教授 川喜多 喬 氏

・中小企業診断士、㈱スプラム 代表取締役 竹内 幸次 氏

⑦規模別商工会議所専務理事・事務局長懇談会

○期 日 8月20日 ○場 所 国立京都国際会館（京都市）

○内 容 「自主的に設立された経済団体である商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化へ向けた各地商工会議所の取り組みについて」

「経営改善普及事業など商工会議所が行う中小企業・小規模事業者支援事業の課題と対応の方向について」

・A Bグループ① <出席者> 55名

・A Bグループ② <出席者> 62名

・Cグループ <出席者> 88名

・Dグループ① <出席者> 63名

・Dグループ② <出席者> 61名

・Eグループ <出席者> 86名

⑧第62回全国商工会議所専務理事・事務局長会議

○期 日 8月21日 ○場 所 グランドプリンスホテル京都（京都市）

○出席者 416名

○内 容

・規模別商工会議所専務理事・事務局長懇談会の報告・事例発表

<規模別懇談会各グループ座長>

松山商工会議所 専務理事 門田 誓 氏（A Bグループ①座長）

徳島商工会議所 専務理事 田村 忠之 氏（A Bグループ②座長）

今治商工会議所 専務理事 大野 義信 氏（Cグループ座長）

阿南商工会議所 専務理事 上杉 豊久 氏（Dグループ①座長）

丸亀商工会議所 専務理事 藤井 公雄 氏（Dグループ②座長）

小松島商工会議所 専務理事 村田 順子 氏（Eグループ座長）

・講演 「一期一会の心得」 講師 茶道裏千家 家元 千 宗室 氏

⑨二階経済産業大臣と中小企業関係団体との懇談会

○期 日 9月3日 ○場 所 ANA インターコンチネンタルホテル東京 ○出席者 36名

○懇談事項 経済産業大臣からの挨拶、各団体からの要望等

⑩与謝野経済財政政策担当大臣と日本商工会議所幹部との懇談会

○期 日 9月18日 ○場 所 役員会議室 ○出席者 16名

○懇談事項 「安心実現のための緊急総合対策について」「リーマン・ブラザーズ破綻問題」「世界的な金融危機への対応」等

⑪中小企業の支援体制のあり方等に関する検討会

<第1回>

○期 日 10月22日 ○場 所 第一ホテル東京 ○出席者 22名

○内 容 「検討会設置の趣旨等について」等

<第2回>

○期 日 11月20日 ○場 所 パレスホテル ○出席者 22名

○内 容 「商工会議所、商工会の取り組みに関する事例紹介」等

<第3回>

○期 日 12月11日 ○場 所 ニューオータニ ○出席者 20名

○内 容 「中小企業の支援体制のあり方等に関する検討会 中間報告（案）について」等

⑫全国商工会議所観光振興大会 2008 in 南九州

○期 日 11月13日、14日 ○場 所 南九州地域（鹿児島県・熊本県・宮崎県）

○内 容 観光振興大会「地域連携で実践する観光の新たな魅力づくり～広域観光のススメ～」

13日 大会・交流会 城山観光ホテル <参加者>1200名

14日 分科会

①鹿児島分科会Ⅰ：「地域間競争に打ち勝つための宿泊・交通のインフラ戦略」

城山観光ホテル エメラルドホール

②鹿児島分科会Ⅱ：「近代化産業遺産の広域ネットワーク構築」

城山観光ホテル ロイヤルガーデン

③熊本分科会：「熊本城を核とした観光の実践」

熊本城・本丸御殿他

④宮崎分科会：「地域の資源を活かした観光の取組」

ウェルシティ宮崎（宮崎厚生年金会館）

⑬公明党幹部と日本商工会議所幹部との懇談会

○期 日 11月19日 ○場 所 ホテルニューオータニ ○出席者 31名

○懇談事項 「世界金融・経済危機」「生活対策について」「平成21年度税制改正について」「中小企業・小規模事業対策予算の拡充」等

⑭国民新党幹部と日本商工会議所幹部との懇談会

○期 日 12月11日 ○場 所 ホテル ルポール麹町 ○出席者 22名

○懇談事項 「中小企業資金繰り対策」等

⑮渡海文部科学大臣と日本商工会議所幹部との懇談会

○期 日 2月21日 ○場 所 東京會館 ○出席者 27名

○懇談事項 「キャリア教育」「青少年に対するモノづくり教育」「教育再生会議報告へのフォローアップ等」「大学改革の在り方」等

⑯中小企業関係4団体長懇談会

○期 日 平成21年3月17日 ○場 所 帝国ホテル

○懇談事項 「中小企業をめぐる諸課題について」

⑰代表専務理事会議

第 569 回・4 月 16 日、第 570 回・6 月 7 日、第 571 回・6 月 18 日、第 572 回・7 月 16 日
 第 573 回・9 月 16 日、第 574 回・10 月 15 日、第 575 回・11 月 19 日、第 576 回・12 月 17 日
 第 577 回・1 月 14 日、第 578 回・2 月 18 日、第 579 回・3 月 17 日

⑱各部別会議

国 際 部

開催期日	会 議 名
4. 23	第 5 回特定原産地証明に関する研究会（東京）
5. 21	第 6 回特定原産地証明に関する研究会（東京）
6. 10	第 7 回特定原産地証明に関する研究会（東京）
7. 10	第 8 回非特惠原産地証明書等に関する研究会（東京）
8. 27	第 9 回特定原産地証明に関する研究会（東京）
9. 30	第 10 回特定原産地証明に関する研究会（東京）
10. 15	第 1 回非特惠原産地証明に関する研究会（東京）
10. 28	第 11 回特定原産地証明に関する研究会（東京）
11. 13	第 12 回特定原産地証明に関する研究会（東京）
21. 1. 21	第 13 回特定原産地証明に関する研究会（東京）
2. 1	第 2 回非特惠原産地証明に関する研究会（東京）
3. 11	第 14 回特定原産地証明に関する研究会（東京）

産業政策第一部

開催期日	会 議 名
4. 30	産業懇談会
5. 30	産業懇談会
6. 27	産業懇談会
7. 30	産業懇談会
8. 29	産業懇談会
9. 30	産業懇談会
10. 29	産業懇談会
11. 28	産業懇談会
12. 26	産業懇談会
21. 1. 30	産業懇談会
2. 27	産業懇談会
3. 30	産業懇談会

中小企業振興部

開催期日	会 議 名
9. 24	地域力連携拠点事業連絡会議
10. 17	S B I R 推進協議会第 14 回幹事会
12. 8	S B I R 推進セミナー（東京）
21. 2. 10	S B I R 推進セミナー（広島）

事 業 部

	会 議 名
7. 30 福岡 8. 1 神戸 9. 3 袋井 9. 3 島田 9. 12 秋田 10. 18 倉敷 10. 23 盛岡 12. 3 松山 12. 15 鳥取 12. 16 米子	商工会議所検定を核とした産業人材育成・確保事業の推進等に関する地方意見交換会

各 種 検 定 関 係 会 議 等

検定名	会 議 名	開 催 期 日
珠 算	珠算能力検定試験作問委員会 1 級満点合格審査会	5/14, 6/29, 9/10, 11/3, 12/15, 2/4 7/31, 11/26, 3/11
簿 記	簿記検定部会 第 119 回簿記検定試験 1 級審査会 第 120 回簿記検定試験 1 級審査会 簿記検定参与および委員打合会	8/22, 9/5, 9/12, 9/19, 9/26, 10/3, 11/7, 2/20, 2/27, 3/6, 3/13, 3/27 7/8 12/12 12/12
販 売 士	中央検定試験委員会（1 級合否判定会議） 試験問題検討ワーキンググループ・リーダー会議	3/12 5/9, 5/10, 5/16, 5/28, 7/17, 7/19, 7/24, 7/29, 8/19, 10/24, 10/25, 10/31, 11/11, 11/14, 11/18, 11/21, 12/15, 12/17
日 商 P C	日商 P C 検定部会 日商 P C 検定ワーキング	10/23, 3/5 4/17, 5/1, 5/22, 7/1, 7/4, 7/11, 7/23, 8/12, 8/21, 9/16, 9/29, 9/30, 10/16, 10/23, 11/10, 11/13, 12/4, 12/5, 12/24, 12/25, 1/6, 1/9, 1/29, 1/30, 2/18, 2/20, 2/21, 2/25, 2/26, 3/5

ネス英語 日商 ビジ	日商ビジネス英語検定部会	7/4, 8/29, 10/22, 11/17, 2/23
実務 電子 会計	部会 ワーキング	9/10 5/16, 7/2, 7/25, 9/11, 10/14, 11/12, 12/10, 1/20, 2/18

情報化推進部

開催期日	会議名
8.27	平成20年度IT経営応援隊研修会事業第1回タスクフォース
21.3.9	平成20年度ビジネス認証サービス管理運営委員会及びIT研究会
3.27	平成20年度IT経営応援隊研修会事業第2回タスクフォース

8. 事業

(1) 各種事業活動

1. 国際会議等

(1) アジア商工会議所連合会（C A C C I）

1) C A C C I 第 22 回総会

10 月 22 日～23 日 テーマ：「グローバル経済におけるアジア太平洋地域の役割」

招致者（ホスト）：フィリピン商工会議所（P C C I）

出席者：約 200 名（総会出席者）

日本からの出席（村田日商特別顧問（京都商工会議所名誉会頭））以下代表団 34 名

- ・横浜商工会議所 13 名
- ・日本商工会議所青年部、各地商工会議所青年部 18 名
- ・日商事務局 2 名

参加国・地域：18 カ国・地域（順不同）

オーストラリア、バングラデシュ、グルジア、香港、インド、インドネシア、イラン、日本、韓国、マレーシア、モンゴル、ネパール、ニュージーランド、フィリピン、ロシア、シンガポール、スリランカ、台湾
（欠席：ブルネイ、カンボジア、パキスタン、パプアニューギニア、タイ、ウズベキスタン、ベトナム）

開催地：マニラ（フィリピン）

2) 10 月 22 日 C A C C I 第 74 回理事会

議 題 a. 役員人事

b. C A C C I 定款変更について

3) 10 月 23 日 C A C C I 第 75 回理事会

議 題 a. 次回理事会について

b. これからの C A C C I の活動について

4) 12 月 9 日 C A C C I 企画委員会

議 題 a. 横浜総会について

b. 2009 年の C A C C I の活動について

c. 副会長の役割について

d. C A C C I ファンデーションについて

開催地：横浜

5) 商工会議所機能強化研修コース

- a) 受入れ研修 商工会議所機能強化研修コースの実施。海外技術者研修協会（A O T S）に講師派遣・見学先紹介等の協力を行う形で実施している研修。

1 月 12 日～1 月 23 日

プログラム：

<講義等>

- a. オリエンテーション
- b. カントリーレポート発表
- c. 日本の中小企業施策について
- d. 商工会議所の役割と事業概要について
- e. 最終発表会

開催地：日商・東商

<視 察>

視察先：東商足立支部、中小企業基盤整備機構、中小企業大学校東京校、京都商工会議所、彦根商工会議所等

参加国：7か国 25名（カンボジア、インドネシア、ミャンマー、パキスタン、フィリピン、タイ、ベトナム）

b) 研修への講師派遣

1月25日～2月7日

フィリピン商工会議所（P C C I）が企画した各地商工会議所の人材育成

事業に日商OB 2名（藤波 洋氏、畔上 弘氏）を講師として派遣。実施主体はA O T S。

プログラム：

<講義等>

- a. 会員企業への経営相談、企業診断・指導
- b. 会員企業の人材育成支援、研修/検定制度及び具体例
- c. 起業支援、経営改革支援の仕組み
- d. ビジネスマッチング

参加者：約 120 名（首都圏：9 会議所、北ルソン：6 会議所、南ルソン：8 会議所、ビサヤ：7 会議所、ミンダナオ：10 会議所。計 40 会議所からの 120 名）

開催地：4ヶ所：バギオ（35 名）、マニラ（30 名）セブ（20 名）、カガヤンデオロ（30 名）

(2) A S E A N ・日本経済協議会日本委員会

1) 日 A S E A N 包括的経済連携タスクフォース第 7 回会合

6 月 10 日（22 名） 議 題 日 A S E A N 包括的経済連携協定の署名について

講 話 経済産業省 通商政策局 経済連携課 課 長 田中 繁広 氏
課長補佐 前岡 扶衛 氏

開催地：東京

2) 東アジア・ビジネスカウンスル（E A B C）

6 月 16 日（19 名） 第 11 回会合（ソウル）

出席者：栗原国際部担当部長、西谷国際部課長

8 月 28 日（20 名）A S E A N + 3 経済閣僚と E A B C 委員との懇談（シンガポール）

出席者：鈴木シンガポール日本商工会議所副会頭、戸田国際部部長

1 月 15 日～1 月 16 日 第 12 回会合（バンコク）

出席者：栗原国際部担当部長、西谷国際部課長

(3) 日印経済委員会

1) インド人材活用セミナー開催

4月9日(215名) 基調講演 a. 外務省南部アジア部長 渥美 千尋 氏

b. インド工科大学ボンベイ校学長 アショック・ミスラ博士

議 題 a. 日本政府のインド工科大学(IIT)への協力について

b. IITの教育方針、欧米企業のIIT人材活用、日本企業での活躍の可能性について

パネル・ディスカッション 「インド人材の活用と育成について」

～日本企業とインド企業とのビジネスをいっそう拡大させるには—
多角的に議論する中で、そのヒントを模索する～

モデレータ:(株)インド・ビジネス・センター 代表取締役社長 島田卓 氏

パネリスト:インド工科大学ボンベイ校 学長 アショック・ミスラ 氏

九州大学 副学長・理事 柳原正治 氏

日本ユニシス株式会社 代表取締役常務 佐伯基憲 氏

開催地:東京

2) インド「デリー・ムンバイ間産業大動脈構想」セミナー開催

10月21日(215名) 基調講演 a. インド商工省工業次官 アジャイ・シャンカール 氏

b. IL&FS社長 ハリ・サンカラシ 氏

c. ジェトロ・ニューデリーセンター所長 野口直良 氏

議 題 a. デリー・ムンバイ間産業大動脈構想の現状

b. インド企業からみた本プロジェクトへの期待

c. 最近のインドの投資環境

開催地:東京

3) インド・シン首相歓迎昼食会開催

10月22日(230名) 基調講演 インド首相 マンモハン・シン 氏

議 題 インドの現況と日本への期待

参加者:日本側180名、インド側50名

開催地:東京

4) テーマ別ワーキング・グループ

a. 経済連携協定ワーキング・グループ

6月3日(30名) 日印EPAワーキング・グループとロイ・インド政府顧問との懇談会

9月30日(62名) 第9回ワーキング・グループ会議—関係4省庁(外務省、経済産業省、財務省、農水省)の関係者を招き、10月6日—9日に東京で行われる第10回政府間交渉に向けて要望事項の伝達

11月21日(21名) インドの通関問題に関する日印EPAワーキング・グループと財務省との懇談会

2月4日(115名) インド特別追加関税に関する経済産業省による日印EPAワーキング・グループ委員等への説明会

b. インフラ・ワーキング・グループ

2月27日(75名) デリー・ムンバイ間産業大動脈プロジェクト・インド側タスクフォースとの懇談会

5) 「インディア・ケム 2008」

7月9日(14名) 第1回出展者会議開催

6) 懇談会・セミナー

4月21日(28名) インド競争委員会ダル委員長との懇談会

5月12日(39名) インド商業会議所ITミッションとの懇談会

7月25日(52名) インド財務省スバラオ次官との懇談会

10月15日(48名) タミル・ナドゥ州投資セミナー

1月22日(158名) 堂道駐インド日本大使の講演会

7) 常設委員会 アドバイザリー・グループ会合

4月10日、6月12日、9月12日、11月12日、12月19日、2月26日

(4) 日本・パキスタン経済委員会

1) 臨時総会

4月17日(21名) 議題 a. 高話「最近のパキスタン情勢について」

外務省アジア大洋州局南部アジア部南西アジア課長

大鷹 正人 氏

b. 委員の異動について

c. 日パ共同研究会の活動実績と第2回日パ共同研究会実施のための特別協賛金のご依頼について

d. 平成19年度収支決算見込(案)および平成20年度収支予算(案)について

2) 第二回日パ共同研究会

7月21日(34名) 議題 a. 「パキスタンのマクロ経済情勢」

丸紅経済研究所 副所長 美甘 哲秀 氏

b. 「パキスタン製造業の重要性と方向性」

アジア経済研究所地域研究センター

専任調査役 小田 尚也 氏

c. 「パキスタンにおける産業の可能性：自動車産業の展望」

東京大学大学院経済学研究科ものづくり経営研究センター

特任研究員 伊藤 洋 氏

K. I. J. ACCESS CORP.

代表取締役社長 今泉 濤 氏

d. 「調査結果：パキスタン経済に関する見解」

丸紅(株) 市場業務部課長アジア大洋州チーム

岡村 仁 氏

前日本貿易振興機構（ジェトロ）カラチ事務所

所長 宮川 裕之 氏

e. 「パキスタンにおける合弁事業立ち上げの経験」

パキスタン投資庁 名誉投資顧問 山村 彰 氏

日本側：19名、パキスタン側：15名

開催地：カラチ

7月22日（34名） 議題 a. 「パキスタンにおけるODA」

国際協力銀行（JBIC）イスラマバード駐在員事務所

首席駐在員 大竹 智治 氏

国際協力機構（JICA）パキスタン事務所

川谷 暢宏 氏

b. 「日本からの技術協力」

（財）海外技術者研修協会（AOTS）ニューデリー事務所

所長 鈴木 保己 氏

（財）海外貿易開発協会（JODC）

派遣業務部主任調査役 石田 貴 氏

c. 「教育の必要性」

カラチ経営大学院 客員教授 藤田 俊夫 氏

d. 「農業に関する議論」

ダニッシュマンド氏

ヘマン氏

ロハノ氏

e. 「対パキスタン投資の促進に関する提言」

前日本貿易振興機構（ジェトロ）カラチ事務所

所長 宮川 裕之 氏

f. 討議の総括と提言書案に関する提案

参加者：日本側19名、パキスタン側15名

開催地：カラチ

4月9日（9名） 和田在カラチ総領事の日パ共同研究会表敬

4月28日（14名） 第二回日パ共同研究会事前勉強会Ⅵ

5月9日（16名） 第二回日パ共同研究会事前勉強会Ⅶ

5月30日（24名） 第二回日パ共同研究会事前勉強会Ⅷ

6月4日（20名） 第二回日パ共同研究会事前勉強会Ⅸ

6月18日（19名） 第二回日パ共同研究会事前勉強会Ⅹ

7月2日（20名） 第二回日パ共同研究会事前勉強会Ⅺ

7月16日（14名） 第二回日パ共同研究会最終打合せ

8月7日（28名） 第二回日パ共同研究会報告会

3) 第三回日パ共同研究会

11月10日(25名) 議題 a. 第三回日パ共同研究会の進行について
b. 「平島レポート」について
日本側:17名、パキスタン側:8名
開催地:東京

11月11日(32名) 議題 a. 開会セッション
b. セッションⅠ
日本側提言書案スケルトンについて
c. セッションⅡ
パキスタン側提言書案について
d. セッションⅢ
提言書の仕上げ・まとめについて
e. 閉会セッション

参加者:日本側23名、パキスタン側9名

開催地:東京

9月19日(13名) 第1回提言書作成委員会

10月24日(17名) 第2回提言書作成委員会

1月23日(12名) 第3回提言書作成委員会

3月19日(12名) 第4回提言書作成委員会

4) 懇談会

2月5日(32名) タリーン財務担当首相顧問との懇談会

2月23日(32名) ヌール・ムハマト・ジャドマニ駐日パキスタン大使との昼食懇談会

(5) 日本・バングラデシュ経済委員会

1) セミナー

5月13日(110名) バングラデシュ投資セミナー

2) 懇談会

8月18日(28名) バングラデシュ国防大学研修団一行による日本・東京商工会議所訪問

3) 要人表敬

11月5日 井上駐バングラデシュ大使による丹波日本・バングラデシュ経済委員会委員長表敬

3月24日 井上駐バングラデシュ大使による丹波日本・バングラデシュ経済委員会委員長表敬

(6) 日本・スリランカ経済委員会

1) 懇談会

3月18日(11名) 荒井駐スリランカ大使との懇談会

2) 要人表敬

3月6日 高橋新駐スリランカ大使の藤田日ス経済委員会委員長表敬

3月9日 高橋新駐スリランカ大使の藤田日ス経済委員会委員長表敬
3月19日 パリパーナ駐日スリランカ大使の藤田日ス経済委員会委員長表敬

(7) 日本マレーシア経済協議会

1) 日本マレーシア経済協議会幹事会

5月15日 議 題 a. 日本マレーシア経済連携協定発効後の実行状況について
経済産業省 通商政策局経済連携課 課長補佐 中山正幸 氏
b. 日本マレーシア経済協議会第28回合同会議について
c. 幹事会について

2) 日本マレーシア経済協議会 第28回合同会議

7月9日 出席者：総勢約120名（代表・随員・来賓・オブザーバー等）
日本側：佐々木幹夫日本マレーシア経済協議会JAMECA会長ほか47名
マレーシア側：アズマン・ハシムマレーシア日本経済協議会MAJECA会長ほか70名
来 賓：ムヒディン・ヤシン マレーシア国際貿易産業大臣等
議 題 a. マレーシア経済連携協定の進捗状況 ～問題点と将来の展望～
b. 食料とエネルギー分野における日本マレーシア両国の協力体制について
開催地：横浜

(8) 日比経済委員会

1) 訪問

6月20日 桂 誠駐フィリピン大使の萩原代表世話人表敬訪問
10月15日 コンフィアド・フィリピン大使館公使の萩原代表世話人表敬訪問

2) 第28回日比経済合同委員会事前打合わせ会

2月20日（25名） 議 題 a. 最近の比情勢等についてのブリーフィング
外務省 アジア大洋州局 南部アジア部南東アジア第二課長
石川 浩司 氏
経済産業省 通商政策局 アジア大洋州課長補佐
豊福 健一朗 氏
b. 第28回日比経済合同委員会について
日程、両国参加者、予算(案)について
c. その他

3) 第28回日比経済合同委員会会議

2月27日（123名） 議 題 a. 世界的金融危機および日比経済連携協定下における日本・フィリピンの経済情勢
b. 環境保護支援プロジェクトとカーボンクレジットの創出
c. 代替エネルギー源の開発
d. 日本の海運業界の支援によるフィリピン上級船員養成プロジェクト
e. 食の安全保障/日比間の食品分野における協力

f. 文化交流オリエンテーション

参加者：日本側 49 名、比側 74 名

開催地：フィリピン（マニラ）

4) 研修受入れ

11 月 7 日 「フィリピン・貿易産業省中小企業カウンセラー人材育成」に係る J I C A 研修受入れ

(9) 日豪経済委員会

1) 第 23 回日豪／豪日経済委員会運営委員会

10 月 12 日（31 名） 議 題 a. 「第 46 回日豪経済合同委員会会議の日程・議題」

b. 「第 47 回日豪経済合同委員会会議の日程」

c. 「第 24 回日豪／豪日経済委員会運営委員会（T V 会議）の日程」

d. 「豪州側委員会サブコミッティの活動について」

e. 「日本側委員会の活動について」

f. 「日豪 E P A 交渉の現状とドーハラウンド決裂後の日豪両国におけるその他の F T A 交渉について」

g. 「グローバル経済の見通し：サブプライムローン問題の余波」

参加者：日本側 12 名、豪州側 19 名

開催地：パース

2) 第 24 回日豪／豪日経済委員会運営委員会

3 月 24 日（25 名） 議 題 a. 「第 47 回日豪経済合同委員会会議の日程・議題」

b. 「第 48 回日豪経済合同委員会会議の日程」

c. 「訪日 豪州インフラ・ミッションの報告」

d. 「クエスタコン設立 20 周年記念イベントの報告」

e. 「ドーハラウンドの最新状況、ならびに日豪 E P A／F T A 交渉および両国の他の F T A 交渉」

f. 「気候変動目標と排出権取引制度に関する政府の決定と産業界の反応」

g. 「グローバル経済の見通し」

h. 「教育産業の将来と日豪の協力」

参加者：日本側 12 名、豪州側 13 名

開催地：東京～メルボルン・パース（T V 会議）

3) 幹事会

4 月 16 日（19 名） 議 題 a. 「最新の豪州情勢と日豪関係」

外務省 アジア大洋州局大洋州課

首席事務官 高橋 政司 氏

b. 「日豪経済連携協定」

経済産業省 通商政策局企画官 松室 寛治 氏

c. 「第 46 回日豪経済合同委員会会議」

d. 「日豪シンポジウム（5 月 27 日）の開催について」

- e. 「豪州からの若手社会人招聘計画について」
- 12月19日（13名） 議 題 a. 「第24回日豪／豪日経済委員会運営委員会（TV会議）」
b. 「運営委員会のメンバー構成」
c. 「訪日 豪州インフラ・ミッション」
d. 「クエスタコン設立20周年記念イベントへの協力について」
- 4) 拡大幹事会
- 8月7日（26名） 議 題 a. 「最新の豪州情勢と日豪関係～ラッド首相など豪州の要人訪日に関する概要と成果」
外務省 アジア大洋州局大洋州課
首席事務官 高橋 政司 氏
b. 「日豪EPA第6回交渉の概要」
外務省 経済局 南東アジア経済連携協定交渉室
（総合外交政策局総務課 外交政策調整官） 田島 浩志 氏
経済産業省 通商政策局企画官（南西アジア・大洋州担当）
関根 仁博 氏
農林水産省 大臣官房国際部経済連携チーム 国際交渉官
横井 誠一 氏
c. 「第46回日豪経済合同委員会会議」
d. 「豪州からの若手社会人招聘プログラム（結果）について」
- 5) 平成20年度総会兼第46回日豪経済合同委員会会議日本代表団結団式
- 9月30日（60名） 議 題 a. 「最近の豪州政治経済情勢」
外務省 アジア大洋州局 参事官 小原 雅博 氏
経済産業省 通商政策局 大臣官房審議官 新美 潤 氏
農林水産省 大臣官房参事官 原口 和夫 氏
b. 「第46回日豪経済合同委員会会議について」
c. 「平成20年度日豪経済委員会総会について」
①次期会長の選任について
②委員異動一覧
③活動報告
④平成19年度収支決算（案）ならびに平成20年度収支予算（案）
⑤クエスタコン（豪州国立科学技術センター）への協力について
- 6) 第46回日豪経済合同委員会会議
- 10月12日～14日 議 題 a. 「国内の経済改革は、日／豪のグローバルな競争力を強化しているか」
(317名) b. 「特別レポート：Australia and Japan—Beyond the Mainstream」
c. 「気候変動への対応」
d. 「エネルギー：微妙な需要供給バランス」
e. 「Technology Exposition—基調講演：イノベーションとコラボレーション：未知への冒険」

- f. 「ナレッジマネジメント：企業における重要資産の形成」
- g. 「東アジアにおけるイノベーションとコラボレーション：教育」
- h. 「東アジアにおけるイノベーションとコラボレーション：観稿/
ICT/金融/サービス」
- i. 「イノベーションとコラボレーション：エネルギーと資源」

日本側参加者：149 名 豪州側参加者：168 名

開催地：パース

7) その他の会議・イベント

5 月 30 日 (252 名) 日豪シンポジウム「わが国の食料と資源のパートナー：オーストラリア」

基調スピーチ

衆議院議員 麻生 太郎 氏

パネル・ディスカッション

モデレータ：早稲田大学大学院 教授 浦田 秀次郎 氏

パネリスト：丸紅経済研究所 所長 柴田 明夫 氏

三井物産㈱ 顧問 上島 重二 氏

トヨタ自動車㈱ 相談役 石坂 芳男 氏

明治学院大学 経済学部 教授 神門 善久 氏

オーストラリア酪農産業協議会会長 アラン・バージェス 氏

6 月 11 日 (170 名) オーストラリア首相ケビン・ラッド閣下歓迎晩餐会

3 月 2 日 オーストラリア・ヴィクトリア州の大規模山火事被害に対する義捐金の贈呈

8) 共催・協力・後援

6 月 17 日～29 日 オーストラリアからの若手社会人招聘プログラム（豪研修生 48 名参加）

3 月 2 日 (171 名) 日豪コラボレーション・フォーラム「日本のインフラ整備と豪州民間資金の活用」

議 題 a. 「オーストラリアのインフラファンドを含む民間資金のインフラへの活用」

b. 「官民連携 - オーストラリア政府の経験」

c. 「官民連携 - オーストラリア民間セクターの経験 P a r t I」

d. 「基調スピーチ：オーストラリアのインフラストラクチャー」

e. 「官民連携 - オーストラリア民間セクターの経験 P a r t II」

パネルディスカッション

3 月 14 日～16 日 「クエスタコン 20 周年記念 日豪ロボコン交流事業」への協力

9) 意見活動

10 月 14 日 第 46 回日豪経済合同委員会会議共同声明採択

10) 表敬・懇談

4 月 16 日 佐藤在パース総領事の下島事務総長表敬

4 月 24 日 日根井在ブリスベン総領事の下島事務総長表敬

10 月 2 日 豪日議員連盟ジェイソン・クレア会長の今井会長への表敬

(10) 日本ニュージーランド経済委員会

1) 幹事会

5月21日(20名) 拡大幹事会

議 題 a. 日本NZパートナーシップフォーラムの概要・成果について

在日ニュージーランド大使館公使 マーク・ピアソン 氏

b. ヘレン・クラーク首相訪日の成果について

外務省アジア大洋州局 大洋州課

課長補佐 大西 善治 氏

c. 最近の両国経済関係について

経済産業省通商政策局 企画官 松室 寛治 氏

d. 最近の日NZ農水産物貿易と農業分野での両国協力について

農林水産省大臣官房国際部 国際経済課経済連携チーム

国際交渉官 瀬戸口 昭彦 氏

e. 第35回日本ニュージーランド経済人会議について

f. ニュージーランドからの若手社会人招聘計画について

8月5日(16名) 議 題 a. 最近のニュージーランド情勢について

外務省 アジア大洋州局 大洋州課

課長補佐 笠原 謙一 氏

b. 最近の両国経済関係について

経済産業省 通商政策局

アジア大洋州課企画官 関根 仁博 氏

c. WTO農業交渉の概要と今後のEPA交渉への影響

農林水産省大臣官房国際部 国際経済課経済連携チーム

国際交渉官 横井 誠一 氏

d. 第35回日本ニュージーランド経済人会議について

e. ニュージーランドからの若手社会人招聘プログラム報告

f. その他

2) 平成20年度総会兼第35回日本ニュージーランド経済人会議日本代表団結団式

9月24日(25名) 議 題 a. 開会挨拶

b. 来賓ブリーフィング

外務省アジア大洋州局大洋州課長 岩間 公典 氏

経済産業省通商政策局アジア大洋州課企画官 関根 仁博 氏

農林水産省大臣官房国際部経済連携チーム国際交渉官

横井 誠一 氏

c. 第35回日本ニュージーランド経済人会議について

d. 日本ニュージーランド経済委員会委員の異動について

e. 日本ニュージーランド経済委員会平成19年度収支決算(案)

および平成20年度収支予算(案)について

f. その他

3) 第 35 回日本ニュージーランド経済人会議

10 月 5 日～8 日 (95 名) 議 題 a. 開会式

b. 第 1 回全体会議「両国経済情勢」

c. 第 2 回全体会議「両国関係の進展」

d. 第 3 回全体会議「食の問題」

e. 第 4 回全体会議「両国における協力」

f. 第 5 回全体会議「グローバル経済の統合と日 NZ 関係」

参加者：日本側 50 名、NZ 側 45 名

開催地：ニュージーランド・ネルソン

4) 表敬・懇談

7 月 3 日 ケネディ・駐日ニュージーランド大使の下島事務総長表敬

9 月 24 日 スティーブン・ジャコービ・NZ インターナショナル・ビジネス・フォーラム専務理事
の下島事務総長表敬

11 月 4 日 キャメロン・ムーア・NZ 製造業・輸出業者協会役員（外務省 21 世紀パートナーシ
ップ招聘）との懇談

3 月 25 日 (17 名) 高橋利弘・駐 NZ 大使との懇談会

5) その他

5 月 14～15 日「日本・ニュージーランド・パートナーシップフォーラム」後援・参加

6 月 5～13 日「ニュージーランドからの若手社会人招聘プログラム」への協力

(11) 日智経済委員会

1) 平成 20 年度総会

9 月 17 日 平成 20 年度日智経済委員会日本国内委員会総会（紙上総会）

2) 実務担当者会合

6 月 5 日 (25 名) 議 題 a. 「チリの最新動向について」

外務省 南米カリブ課長 高杉 優弘 氏

b. 「日智 EPA ビジネス環境整備小委員会（ビジ環）第 1 回サンチャ
ゴ会議報告」

外務省 南米カリブ課 外務事務官 了泉庵 達士 氏

c. 「チリ・サンチャゴ駐在帰朝報告」

JETRO 貿易国際部 開発支援課長（JETRO サンチャゴ前事務所長）

大久保 敦 氏

d. 「第 26 回日智経済委員会の準備状況について」

11 月 25 日 (30 名) 議 題 a. 「最近のアルゼンチン情勢」（日亜と合同）

日本アルゼンチン協会 常務理事 荒尾 保一 氏

b. 「アルゼンチン及びチリの金融・経済最新動向について」

国際金融情報センター 中南米部長 桑原 小百合 氏

c. 「第 22 回日亜経済合同委員会について」

d. 「第 26 回日智経済委員会について」

3) 表敬・懇談

1月30日 林 渉・駐チリ大使との懇談会

4) 共催・協力・後援

6月4日 ProChile、チリ大使館 商務部主催「チリ ワインイベント2008」

12月11日 チリ大使館、米州開発銀行アジア事務所等主催チリ投資セミナー「日本・チリ経済連携協定（JCEPA）により更に広がる農業・鉱業分野への投資ビジネスチャンス」

5) その他

4月28日 日智 EPA 第1回ビジネス環境整備小委員会への山田事務総長の参加
開催地：サンチャゴ

(12) 日亜経済委員会

1) 平成20年度総会

9月17日 平成20年度日亜経済委員会総会（紙上総会）

2) 実務担当者会合（日智と合同）

11月25日（30名） 議 題 a. 「最近のアルゼンチン情勢」

日本アルゼンチン協会 常務理事 荒尾 保一 氏

b. 「アルゼンチン及びチリの金融・経済最新動向について」

国際金融情報センター 中南米部長 桑原 小百合 氏

c. 「第22回日亜経済合同委員会について」

d. 「第26回日智経済委員会について」

3) 表敬・懇談

1月30日 石田仁宏駐アルゼンチン大使との懇談会

4) 協力

10月10日 源氏物語「情炎」 タンゴ×能×新内が織りなす源氏物語

(13) 日本ペルー経済委員会

1) 平成20年度総会

2月18日（29名） 議 題 年次総会

a. 高話

外務省 中南米局長 佐藤 悟 氏

経済産業省 通商政策局 大臣官房審議官 新美 潤 氏

b. 第8回日本ペルー経済協議会事前打合せ会

c. 委員の移動について

d. 活動報告

e. 平成19年度収支決算／平成20年度収支予算について

2) 幹事会

10月28日（23名） 議 題 a. 高話「最近のペルー情勢と日本ペルー投資協定について」

外務省 中南米局 南米課長 高杉 優弘 氏

経済産業省 通商政策局 中南米室室長補佐 野本 成保 氏

- b. 日本ペルー経済委員会意見書(案)について
- c. ジェトロ主催「ペルー展」他について
- d. 第8回日本ペルー経済協議会について

12月17日(23名) 議 題 a. 高話

経済産業省通商政策局中南米室長 本間 英一 氏

- b. 日本ペルー／ペルー日本経済委員会委員長会議の報告
- c. ジェトロ主催「日本ペルー経済連携協定研究会」について
- d. ジェトロ主催「ペルー展」他について
- e. 第8回日本ペルー経済協議会

3) 講演会・セミナー

2月2日(27名) 目賀田周一郎・駐ペルー大使講演会

講演「最近のペルー情勢と日・ペルー関係」

ペルー共和国駐劬特命全権大使 目賀田 周一郎 氏

4) 第8回日本ペルー経済協議会

2月25日(90名) 議 題 a. 開会式

- b. 基調講演「新たな日本・ペルー経済関係強化」
- c. 第1回全体会議「世界金融危機が日本、ペルーに与える影響」
- d. 第2回全体会議「日本ペルー経済連携協定(EPA)締結に向け
- e. 最終全体会議

参加者：日本側56名、ペルー側34名

開催地：東京・ジェトロ会議室

5) 表敬・懇談

1月16日 カプニャイ駐日ペルー大使の宮村委員長表敬

2月2日 目賀田ペルー共和国大使の宮村委員長表敬

6) その他

11月12日 「日本ペルー経済連携協定(EPA)に関する意見」の提出

11月22日 日本・ペルー投資協定署名式への宮村委員長参加(於：ペルー・リマ)

2月24～27 日ジェトロ主催「ペルー展」後援

(14) 日本・エジプト経済委員会

1) 平成20年度総会兼第8回日本・エジプト経済合同委員会会議打合せ会

4月7日(23名) 議 題 a. 来賓ブリーフィング

外務省 中東アフリカ局長 奥田 紀宏 氏

経済産業省 通商政策局中東アフリカ室長 中川 純一 氏

- b. 第8回日本・エジプト経済合同委員会会議について
- c. 日本・エジプト経済委員会について

2) 第8回日本・エジプト経済合同委員会会議／エジプトビジネスセミナー

4月23日(149名) 議 題 a. 開会セッション

- b. 全体会議 I

「エジプトビジネスの機会」

投資・フリーゾーン庁 推進管理局長 タハニ・シャムロウラ 氏

「運輸セクターにおける投資機会と官民協力（PPP）」

運輸省 国際協力担当顧問 アボウ・バクル・ヘフニ 氏

c. 全体会議Ⅱ

「日本・エジプト間の貿易・投資の拡大についての提案と要望」

エジプト日本商工会 会長 佐藤 雅之 氏

在日エジプト大使館 全権商務公使 アラー・ケナウィ 氏

「多国間貿易協定とEUおよび地域市場へのアクセスについて」

アラブ投資家連合 事務総長 ガマル・バヨウミ 氏

d. 全体会議Ⅲ

「開発と大規模建設のための新しい機会」

Hamza Associates 副会長 アハマド・ラシッド 氏

エジプト・日本経済委員会 副委員長 モハメド・シャケル 氏

「地球温暖化：中東経済に対する影響」

元駐日エジプト大使 メルバット・タラウィ 氏

「再生可能エネルギー “ジョイントベンチャーの

ための潜在的な可能性”」

国立研究所 教授 ハムディ・エルゲタニ 氏

「エジプトにおける成功事例」

Toshiba El Arabi 事業部長 ファルーク・トルキー 氏

Cleopatra Group Assistant Chairman メドハト・アザム 氏

e. 閉会セッション

参加者：日本側 130 名、エジプト側 19 名

開催地：東京

(15) 大メコン圏ビジネス研究会

1) 平成 20 年度総会ならびに第 1 回勉強会

7 月 17 日（25 名） 平成 20 年度総会

a. 議 題 平成 19 年度事業報告(案)および収支決算(案)について

平成 20 年度事業計画(案)および収支予算(案)について

第 1 回勉強会

「東西回廊と第 2 東西回廊」

山九株式会社 ロジスティクス・ソリューション事業本部 営業部 海外営業部グループ

マネージャー 福田 規保 氏

「カンボジアをどう見るか」

日本・東京商工会議所国際部主任調査役 今井 明良 氏（丸紅(株)前プノンペン出張所所長）

開催地：東京

2) 第2回勉強会

12月15日(25名)「最近のミャンマー情勢と今後の展望」

大阪産業大学経済学部教授 アジア共同体研究センター長 桐生 稔 氏

開催地：東京

3) 第3回勉強会

3月26日(20名)「CLMV諸国の現状、経済開発と日本の役割」

経済産業省通商政策局参事官 幸田 淳 氏

「最近のミャンマーのビジネス環境について自分の経験から」

双見通信工業株式会社社長 中井 文雄 氏

4) 懇談会、セミナー、視察会等の開催

7月20日～25日 大メコン圏ビジネス研究会 藤田会長ミッション

タイ(バンコク)、ベトナム(ハノイ、ホーチミン)

1月19日 ミャンマー政府投資企業関係局一行との懇談会

2月8日～15日 平成20年度新市場開発ミッション派遣事業

「メコン圏中小企業事情調査ミッション」(主催：貿易研修センター)

ベトナム(ハノイ、ホーチミン)、カンボジア(プノンペン)

5) その他

毎月、新聞資料サービスや月刊誌「ミャンマーフォーカス」「ベトナムの経済情勢」等を送付

(16) 全国商工会議所中国ビジネス研究会

会員企業の対中ビジネスの支援強化等を目的とし、実際のビジネス交渉やトラブル解決などの相談先の紹介、中国進出成功事例、模倣品対策、中国各地の経済開発区や地方自治体の投資環境情報等の提供を行う。

1) 第1回中国ビジネス研究会セミナー

6月19日

議 題 a. 講演「中国の環境問題と環境ビジネス」

日本経団連国際第二本部アジアグループ長 青山 周 氏

B. 講演「上海臨港産業開発区について」

野村総研(上海)咨询有限公司 コンサルタント 杜 蓉 氏

開催地：東京

2) 第2回中国ビジネス研究会セミナー兼会員交流会

8月29日

議 題 講演「中国における事業立ち上げと人材育成」

(株)バリューアッド 代表取締役社長 植田 史郎 氏

開催地：東京

3) 第3回中国ビジネス研究会セミナー兼会員交流会

3月27日

議 題 講演「華南の加工貿易の現状と将来」

開催地：東京

4) その他

研究会登録メンバー数：530（2月末現在）

随時、本研究会会員企業宛にメールマガジンを配信（3月16日時点で第80号を発行）

(17) 全国商工会議所台湾ビジネス連絡会

第二回交流会

4月16日（25名）講演「各分野における日本の地方自治体との交流についての台湾側の構想」

台北駐日経済文化代表処 外交部首席課長 蘇 啓誠 氏

「日台企業のASEAN投資について」

台北駐日経済文化代表処 経済部長 許 銘海 氏

(18) 研修の受け入れ

4月22日～27日（30名） 韓国商工会議所事務局長日本研修団

中村専務理事表敬訪問

篠原常務理事によるブリーフィング

東商中央支部、那覇商工会議所訪問

(19) その他国際関係会議

4月21日（36名） 第1回日韓ビジネスサミット・ラウンドテーブルへの岡村会頭の参加（東京）

6月18日 米国イリノイ州投資セミナー共催（東京）

8月15～16日（50名） APEC投資専門家会合（IEG）セミナー「投資環境改善のベストプラクティス共有のための包括的キャパシティ・ビルディング」の開催（於：ペルー・リマ、東京商工会議所・経済産業省共催）

10月6～7日（175名） 第45回日米財界人会議への参加（東京）

10月10日（29名） 第2回日韓ビジネスサミット・ラウンドテーブルへの井上副会頭の参加（ソウル）

1月30日 中南米地域駐箚大使との懇談会への参加（東京）

3月26日（82名） アジア・大洋州地域大使との懇談会の開催

(20) 使節団派遣

1) 訪ASEAN経済ミッション

①訪ASEAN経済ミッション 事前調査

7月22日～27日

タイ（バンコク）、ベトナム（ハノイ、ホーチミン）、マレーシア（クアラルンプール）

②訪ASEAN経済ミッション 連絡担当者会議

8月1日（22名） 講話 マレーシア、タイ、ベトナムの政治・経済情勢について

国際協力銀行 企業金融部 中堅・中小企業支援室 室長 瀬藤 芳哉 氏
室長代理 洲濱 隆 氏

③ ミッション結団式

9月11日(38名) 講話 「マレーシア、タイ、ベトナムの政治情勢ならびにこれからの日本とASEANの関係について」

外務省 アジア大洋州局審議官 石川 和秀 氏
「マレーシア、タイ、ベトナムの経済情勢ならびにこれからの日本とASEANの経済関係について」

経済産業省 通商政策局長 岡田 秀一 氏

④ 訪ASEAN経済ミッション

9月21日～9月27日

メンバー：吉野浩行特別顧問を団長に（本田技研工業㈱取締役相談役）総勢37名（随員、随行者、記者、事務局、通訳等を含む）

訪問地：マレーシア（クアラルンプール）、タイ（バンコク）、ベトナム（ハノイ）

内 容 1) マレーシア（クアラルンプール）

- a. 堀江大使・マレーシア日本人商工会議所幹部との朝食懇談会
- b. ムヒディン国際貿易産業大臣との懇談
- c. 日本マレーシア ビジネスフォーラム
- d. アブドゥラ首相表敬訪問
- e. 産業訓練校視察
- f. OYLマニファクチャリング社視察
- g. 堀江大使主催夕食懇談会

2) タイ（バンコク）

- a. 小町大使主催夕食懇談会
- b. バンコク日本人商工会議所幹部との朝食懇談会
- c. プラモード工業省工業振興局長との懇談
- d. ラチャネ商務省輸出振興局長・ナンタワン商務省監察統官との懇談
- e. オオタテクノパーク視察
- f. 日本タイ ビジネスミーティング
- g. 泰日工業大学視察
- h. バンコク伊勢丹視察

3) ベトナム（ハノイ）

- a. ベトナム日本商工会幹部との朝食懇談会
- b. ベトナム商工会議所との懇談会
- c. フック計画投資大臣表敬訪問
- d. ズン首相表敬訪問
- e. 坂場大使主催夕食懇談会
- f. ホアラックハイテクパーク視察
- g. 野村ハイフォン工業団地視察

2) 麻生首相同行訪韓ミッション

1月11日（8名）

メンバー 岡村正会頭、井上裕之特別顧問（東京商工会議所副会頭）、河部浩幸副会頭（福岡商工会議所会頭）など

- a. 韓国経済4団体主催昼食会
- b. 日韓財界新年歓談会
- c. 両首脳と両国経済人の懇談
- d. 李明博大統領主催晩餐会

2. レセプション・懇談会等

日 時	内 容
4月 3日	グラウアー・ブルームバーグ会長の岡村会頭表敬
4月 7日	アラグチ駐日イラン大使の岡村会頭表敬
4月 8日	石塚在仏日本商工会議所会頭の中村専務理事表敬
4月 9日	スケンデル 駐日スロヴェニア大使の中村専務理事表敬
4月 15日	ペラー・カナダ商工会議所会頭とのディナー・ミーティングへの特別顧問の参加
4月 16日	辜濂松・（財）台日経済貿易発展基金会董事長の岡村会頭表敬
4月 21日	ヴズィャク スロヴェニア経済大臣の藤田東商特別顧問表敬
4月 21日	日韓ビジネス・サミット・ラウンドテーブル
4月 21日	日韓両国首脳と財界人との懇談会
4月 21日	李明博韓国大統領歓迎昼食会
4月 23日	大韓商工会議所事務局長日本研修団
4月 28日	ハジアフメトビッチ ボスニア・ヘルツェゴビナ対外貿易会議所副会頭の中村専務理事表敬
5月 7日	中華人民共和国胡錦濤国家主席歓迎昼食会
5月 15日	第40回日韓経済人会議
5月 16日	ゴフ・ニュージーランド貿易担当大臣の中村専務表敬
5月 20日	中部フィンランド商工会議所対外貿易委員会との懇談
6月 5日	李上甲（財）台日経済貿易発展基金会董事兼常任特別顧問との昼食会
6月 9日	若尾南加日系商工会議所会頭の戸田国際部長表敬訪問
6月 26日	スレサレンコ 伯連邦上院議員の戸田国際部長表敬
7月 10日	南部スーダン政府一行の戸田国際部長表敬
7月 24日	チョードリー ネパール産業連盟会長の戸田国際部長表敬
8月 4日	小田野次期EU日本政府代表部大使の中村専務理事表敬
9月 16日	中国対外貿易中心一行の栗原担当部長訪問
10月 4日	クレイ ドイツ・チューリンゲン州開発公社代表の戸田国際部長表敬
10月 31日	馮寄台・台北駐日経済文化代表処代表の岡村会頭表敬
11月 18日	「中南米日系研修プログラム」研修生の東商訪問受入れ
12月 3日	バルベリス イタリア商工会議所連合会副会頭の蔵方国際経済担当課長表敬
12月 4日	マラカー ネパール商工会議所会頭の栗原国際担当部長表敬
12月 17日	中国対外貿易中心一行の栗原担当部長訪問
1月 19日	ミャンマー政府投資企業関係局一行との懇談会
1月 20日	孫韓国貿易協会アジア室長の栗原担当部長表敬訪問
1月 21日	フィリピン ファビラ貿易産業長官の岡村会頭表敬

1月 26日	ヴェラ ベラルーシ訪日代表团団長の近藤理事表敬
1月 28日	デンベレル・モンゴル商工会議所会頭の岡村会頭表敬訪問
1月 30日	辜濂松（ジェフリー・クー）CACCI 名誉会長の岡村会頭表敬訪問
2月 2日	フリード駐日カナダ大使の岡村会頭表敬訪問
2月 5日	フィソール 駐日モナコ大使の中村専務理事表敬
2月 6日	グラ フランス経済・財務・雇用省の栗原国際担当部長表敬
2月 16日	カプニャイ駐日ペルー共和国大使の岡村会頭表敬
2月 17日	ドナルド・ツアン香港特別行政区行政長官訪日昼食講演会
2月 19日	中国昆山市巴白鎮一向の栗原担当部長表敬
2月 25日	ベキャロール トルコ大使館商務参事官の栗原国際担当部長表敬
3月 3日	ドバイ商工会議所一行による栗原国際担当部長表敬
3月 4日	ドゥラネ駐日エチオピア大使の中村専務理事表敬
3月 30日	モロッコ エクスポート輸出促進ミッションの一行との懇談

3. 貿易振興事業

海外との商取引の拡大に資するため、日本の関係企業・業界の紹介等を行うとともに、海外の企業の情報を提供した。また、経済連携協定の締結が活性化している中、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給体制について、検討・構築を行った。

(1) 海外取引照会

- ① 海外からの取引商談を促進するため、海外の企業向けにインターネットの日商ホームページ（英文）の中に日本の関係企業の情報を掲載した。
- ② 手紙・ファクス・電子メール・電話を通じて、あるいは直接来所して取引の斡旋を依頼する海外の企業に対し、日本の関係企業・業界等の紹介を行った。
- ③ 海外より受信した手紙・ファクス・電子メールは4,559通で国別内訳は次のとおり。

・国別内訳

アメリカ合衆国	843 通
アラブ首長国連邦	500 通
インド	463 通
中国	324 通
イギリス	222 通
パキスタン	217 通
香港	116 通
シリア	70 通
バングラデシュ	68 通
その他	1,736 通

また、輸出入取引に係る商品別・地域別の内訳はそれぞれ次のとおり。

・海外商取引照会の商品別・地域別内訳（1,947 件）

―日本からの輸入希望―

地域別 商品別	アジア	北米	中南米	欧州	アフリカ	中近東	大洋州	国籍不明	合計
電機	15	2	0	5	16	6	1	5	50
輸送用機器	7	1	2	7	18	8	0	7	50
光学・精密機器	4	1	1	4	15	1	0	0	26
一般機器	31	0	0	6	19	9	2	9	76
鉄鋼	14	0	0	3	12	2	1	1	33
化学製品	8	1	0	2	5	0	0	3	19
繊維	11	0	0	2	18	5	1	0	37
皮革	6	0	1	1	18	1	1	0	28
木材	4	0	0	3	7	0	1	1	16
プラスチック	10	1	1	1	13	0	0	1	27
セメント	3	0	0	4	6	2	1	0	16
食料品	8	2	0	3	12	1	2	1	29
宝飾品	8	2	0	3	12	1	2	1	29
その他	1	0	0	0	6	0	0	0	7
合計	126	9	7	45	180	39	11	30	

―日本への輸出希望―

地域別 商品別	アジア	北米	中南米	欧州	アフリカ	中近東	大洋州	国籍不明	合計
電機	210	166	0	16	8	6	10	64	330
輸送用機器	18	3	2	18	5	2	0	8	56
光学・精密機器	37	1	0	4	3	1	0	39	85
一般機器	41	1	0	12	3	2	2	7	68
鉄鋼	63	0	1	3	13	1	1	4	86
化学製品	54	9	0	7	1	0	0	6	77
繊維	112	2	1	10	7	2	1	11	146
皮革	66	2	2	10	5	1	1	33	120
木材	34	7	19	17	6	17	5	16	121
プラスチック	42	1	3	4	9	1	0	18	78
セメント	23	0	1	4	12	0	1	0	41
食料品	51	3	4	16	15	4	3	6	102
宝飾	91	6	1	7	25	2	1	27	160
その他	22	1	0	1	1	0	1	4	30
合計	864	52	34	129	113	38	26	243	1500

—その他の照会—

合併	80
投資	103
その他	3,245

(2) 特定原産地証明書の発給体制の構築

① 経済連携協定に基づく特定原産地証明書発給体制の構築

平成18年7月の日本マレーシア経済連携協定（日マEPA）発効に伴い、各地商工会議所の協力を得て、日商による一元的な特定原産地証明書発給体制が構築された。日商による一元的発給体制においては、日商の事務所を札幌、仙台、黒部、千葉、東京、横浜、浜松、清水、富士、名古屋、蒲郡、豊川、四日市、福井、京都、大阪、神戸、広島、福山、高松、福岡の各地商工会議所内（21ヵ所）に設置した。平成20年度は、新たに日本インドネシア経済連携協定（7月発効）、日本ブルネイ経済連携協定（7月発効）、日本アセアン経済連携協定（12月発効）、日本フィリピン経済連携協定（12月発効）が発効し、それぞれ発給機関の指定を受け、特定原産地証明書の発給を開始した。

このため、事前に、上記4協定に基づく特定原産地証明書の発給手続きに関する説明会をJETRO、各地商工会議所と協力して開催した。説明会の開催状況、並びに証明の発給件数は以下のとおり。

○日本インドネシア経済連携協定に基づく特定原産地証明書発給手続き説明会

期 日	開催場所	参加者数（名）	主 な 内 容
6.17	東京商工会議所	375	○「日インドネシア経済連携協定と原産地規則の概要について」（経済産業省貿易経済協力局原産地証明室国際係長 出雲晃氏） ○「特定原産地証明書の発給手続きについて」（日本商工会議所国際部課長 山内清行）
6.25	大阪商工会議所	338	○「日インドネシア経済連携協定と原産地規則の概要について」（経済産業省貿易経済協力局原産地証明室長 鈴木啓之氏） ○「特定原産地証明書の発給手続きについて」（日本商工会議所国際部課長 山内清行）

○日本インドネシア・日ブルネイ経済連携協定に基づく特定原産地証明書発給手続き説明会

期 日	開催場所	参加者数（名）	主 な 内 容
7.9	東京商工会議所	315	○「日インドネシアEPA・日ブルネイEPAと原産地規則の概要について」（経済産業省貿易経済協力局原産地証明室国際係長 吉野欣臣氏） ○「特定原産地証明書の発給手続きについて」（日本商工会議所国際部課長 山内清行）
7.15	大阪商工会議所	204	○「日インドネシアEPA・日ブルネイEPAと原産地規則の概要について」（経済産業省通商政策局経済連携課係長 植松健氏） ○「特定原産地証明書の発給手続きについて」（日本商工会議所国際部課長 山内清行）

○日本アセアン包括的経済連携協定に基づく特定原産地証明書発給手続き説明会

期 日	開催場所	参加者数（名）	主 な 内 容
11. 11	東京商工会議所	554	○「日アセアン包括的経済連携協定（A J C E P）協定について」 （経済産業省通商政策局経済連携課課長 三田紀之氏） ○「原産地規則について」 （経済産業省通商政策局経済連携課課長補佐 前岡扶衛氏） ○「特定原産地証明書の発給手続きについて」 （日本商工会議所国際部課長 山内清行）
11. 27	大阪商工会議所	520	○「日アセアン包括的経済連携協定（A J C E P）協定と原産地規則について」 （経済産業省通商政策局経済連携課係長 植松健氏） ○「特定原産地証明書の発給手続きについて」 （日本商工会議所国際部課長 山内清行）
12. 9	大阪商工会議所	481	○「日アセアン包括的経済連携協定（A J C E P）協定と原産地規則について」 （経済産業省貿易経済協力局原産地証明室長 鈴木啓之氏） ○「特定原産地証明書の発給手続きについて」 （日本商工会議所国際部課長 山内清行）
12. 19	東京商工会議所	383	○「日アセアン包括的経済連携協定（A J C E P）協定について」 （経済産業省通商政策局経済連携課課長 三田紀之氏） ○「原産地規則について」 （経済産業省通商政策局経済連携課課長補佐 前岡扶衛氏） ○「特定原産地証明書の発給手続きについて」 （日本商工会議所国際部課長 山内清行）

○日本フィリピン経済連携協定に基づく特定原産地証明書発給手続き説明会

期 日	開催場所	参加者数（名）	主 な 内 容
12. 3	東京商工会議所	199	○「日フィリピン経済連携協定について」 （経済産業省通商政策局経済連携課課長補佐 井澤俊和氏） ○「原産地規則について」 （経済産業省通商政策局経済連携課課長補佐 宮崎拓夫氏） ○「特定原産地証明書の発給手続きについて」 （日本商工会議所国際部課長 山内清行）
12. 9	大阪商工会議所	177	○「日フィリピン経済連携協定と原産地規則について」 （経済産業省貿易経済協力局原産地証明室国際係長 吉野欣臣氏） ○「特定原産地証明書の発給手続きについて」 （日本商工会議所国際部課長 山内清行）

○特定原産地証明書発給件数

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
日メキシコ（17 年 4 月発効）	5,928	5,761	5,737
日マレーシア（18 年 7 月発効）	1,018	5,335	6,194
日チリ（19 年 9 月発効）		1,503	4,460
日タイ（19 年 11 月発効）		6,677	20,977
日インドネシア（20 年 7 月発効）			8,133
日ブルネイ（20 年 7 月発効）			0
日アセアン（20 年 12 月発効）			487
日フィリピン（20 年 12 月発効）			225
計	6,946	19,276	46,213

② 新発給システム導入についての検討

平成 20 年 6 月まで、旧日商システム（JCCI 特定原産地証明書発給システム）において、日本マレーシア、日本チリ、日本タイ協定に基づいた特定原産地証明書を発給してきたが、日本インドネシア協定の発効に伴い、新発給システムを導入することを検討。経済産業省における特定原産地証明書の発給簡素化の一環として、判定に必要なデータ入力簡素化が実施されることを受け、新システムにおいては、申請者の利便性向上と費用対効果を目的として開発を行った。既発効の 3 協定（マレーシア、チリ、タイ）に係る証明書の発給は、6 月 30 日から、新規発効の日本インドネシア協定については、7 月 1 日から運用を開始した。

また、平成 17 年 4 月の協定発効以降、別システムで運用してきた日本メキシコ協定については、申請者からの要請もあり、他の協定と同様に新発給システムでの発給ができるよう、システムの統合に向けた準備を進めた。その結果、平成 21 年 4 月に統合することとなった。

加えて、発給システムの統合にあたり、手数料体系の見直しにつき検討を行ったが、昨今の経営環境の激変等に鑑み、抜本的な見直しは見送ることとした。

③ 審議・検討体制

経済連携協定に基づく特定原産地証明書並びに非特惠原産地証明書等貿易証明の発給等に係る事項については、国際経済委員会の下に設置された「貿易関係証明小委員会」、同委員会の下に設置された「特定原産地証明に関する研究会」、「非特惠原産地証明等に関する研究会」で審議・検討した。

4. 在外日本(人)商工会議所等との連携

海外で事業活動を行っている日本企業は、国や地域別に日本(人)商工会議所等を組織し、日系企業相互の連携を図るとともに、現地政府・経済界との交流を推進し、当該国との相互理解に努めている。

当所は、これらの在外日本(人)商工会議所等の事業活動を積極的に支援している。79 カ所の在外日本(人)商工会議所等と資料の送付等を通じ常時情報交換を行うとともに、その内 18 カ所の商工会議所等については、当所の特別会員として相互の連携を深めている。フィリピン日本人商工会議所、中国日本商会、シドニー日本商工会議所には、現地からの要請により当所職員を事務局長として出向させている。

さらに、各地商工会議所はじめ関係団体の経済ミッション派遣が活発化している中、当所ではこれら各地商工会議所等の要請に応じて、在外日本(人)商工会議所等および現地商工会議所等に対し、次表のとおり便宜供与の依頼を行った。

平成 20 年度便宜供与リスト

依頼元	期日	依頼先	内容
浜松商工会議所	4 月 25 日	ホーチミン日本商工会	懇談会
茨城県商工会議所連合会	5 月 15 日	大連日本商工クラブ	懇談会
札幌商工会議所	7 月 20 日	在英日本商工会議所	懇談会
豊田商工会議所	8 月 21 日	マドリッド水曜会	懇談会
豊田商工会議所	8 月 25 日	バルセロナ水曜会	懇談会
高崎法人会	9 月 12 日	ソウル・ジャパン・クラブ	調査協力、交流会
札幌商工会議所	2 月 27 日	トルコ実業家協会 (TUSIAD)	ブリーフィング
金沢商工会議所	3 月 12 日	大連日本商工会	懇談会

5. 中小企業国際化対策事業

(1) 海外事業

中小企業庁の支援を受け、昭和 58 年度より海外駐在員事務所において、海外進出後の中小企業に対し、現地社会への融和・定着を図るための個別相談やコミュニティ活動等を実施してきたが、日系中小企業が現地で活動するうえで隘路事項となっている法制、税制、為替管理等の改善を図り、中小企業の円滑な現地化を支援する必要性から、12 年度より事業内容を組み替え、当所ソウル事務所、インドネシア、中国、上海、フィリピン、マレーシアの各日本人商工会議所等において、アジア地域へ進出している日本企業、これから海外進出を検討している日本企業への情報提供など、以下の事業を行った。

① 中小企業経営インフラ整備事業

海外日本人商工会議所等に「中小企業委員会」を設置。進出日系企業からの意見聴取、各地における実態調査を行い、日系企業の経営活動上の隘路事項について、当該国政府および政府関係機関等に対する要望を取りまとめた。

各地の事業の実施状況

国・地域名	中小企業委員会等	実態調査
韓国	3 回	1 件
中国（北京）	9 回	2 件
中国（上海）	4 回	2 件
インドネシア	1 0 回	0 件
フィリピン	1 4 回	1 件
マレーシア	1 2 回	1 件
合計	5 2 回	7 件

② 中小企業専門指導事業

進出後の中小企業が直面する業種別問題、専門的問題および広域的な問題について、現地コンサルタントと連携して指導を行った。特にインターネットおよび電子メールによるオンラインの指導体制を整備し、指導を通じて得られた意見・要望事項について、中小企業委員会と連携して対応した。

各地における専門指導実施状況

国・地域名	主な相談内容	件数
韓国	会社・事務所照会（連絡先等） 労働・労務問題に関する相談 韓国でのビジネス上の相談 商工会議所、JETRO 等日系相談機関照会等	151
中国（北京）	労務関連 法務関連 取引照会、信用調査、現地法人設立、販路拡大、現地情報、 日系企業進出状況について	39
中国（上海）	労務関連 税務関連 中小企業ネット掲示板 法務関連	27
マレーシア	労務問題について 企業等の紹介依頼 法務関連について 税務・会計について 融資について	32
フィリピン	労務 税務・会計 法務 取引照会 現地事情照会 進出準備 入管（ビザ）	102
インドネシア	労働・労務問題 税法問題関連 投資について ビザと就労許可	130
合計		481

6. 情報化推進事業

(1) ビジネス認証サービス（電子証明書発行事業）を通じた電子政府・電子自治体への対応

① ビジネス認証サービスタイプ1のサービス拡充

ビジネス認証サービスでは、現在、電子入札コアシステム対応電子証明書（タイプ1-A）、一般行政手続用電子証明書（タイプ1-E）および行政書士用電子証明書（タイプ1-G）の3種類の電子証明書を発行している。行政機関（中央省庁、自治体等）における電子入札や電子申請等に対応するため、これら電子証明書の利用範囲の拡大を図るとともに、容器包装リサイクル協会の電子入札への対応や行政書士会単位での割引販売など20年度も引き続きその普及とサービス拡充に努

めた。特に、電子認証セットの改版（新バージョンのOS（Windows Vista）とブラウザ（Internet Explorer 7）への対応等）を実施したほか、タイプ1-Aの利用で必要となる電子認証セット（ICカードリーダーライターとCD-ROMのセット）の価格改定（従来10,500円→現行9,240円）など、電子政府・電子自治体への対応と利用促進のためのサービス拡充に努めた。

1) 利用料金

ビジネス認証サービスタイプ1に関する料金は、次のとおり。

		タイプ1-A (有効期間 1年30日)	タイプ1-A (有効期間 2年30日)	タイプ1-E (有効期間 2年30日)	タイプ1-G (有効期間 2年30日)
通常料金	会員	14,700円	26,250円	12,600円	12,600円
	非会員	15,750円	29,400円	14,700円	14,700円
複数枚割引料金	会員	—	25,200円	11,550円	11,550円
	非会員	—	28,350円	13,650円	13,650円
失効・再発行割引料金 (残り有効期間1年以上)	会員	—	21,000円	10,500円	10,500円
	非会員	—	24,150円	12,600円	12,600円
失効・再発行割引料金(残り有効 期間半年以上1年未満)	会員	—	23,100円	11,550円	11,550円
	非会員	—	26,250円	13,650円	13,650円
電子認証セット(ICカードリー ダーライターとCD-ROM)	会員	9,240円	9,240円	—	—
	非会員	9,240円	9,240円	—	—

注：送料・消費税込みの価格

② ビジネス認証サービス管理運営委員会の開催

運用規程第14条で設置が定められており、同規程等に改定・変更がある場合には、本委員会の検討・承認を経て実施されることになっている。また、他の認証局との相互接続の開始決定を行う機関としても位置づけられている。20年度においては、1回開催した。

1) 委員構成

5 商工会議所（郡山、富山、東京、浜松、福岡、） 5名

2) 開催日

第1回 3月9日

3) 検討結果

i)平成20年度のビジネス認証サービスの運用状況、ii)電子認証セットの改版による改善点、iii)配達記録郵便廃止に伴う新運用、iv)タイプ1-G電子証明書の利用申請時における「登録事項証明書」提出の廃止等について説明の上、了承されるとともに、指定調査機関および監査人からの指摘事項とその対応について報告が行われた。

③ 電子入札対応認証セミナー・パソコン操作講習会開催への支援

商工会議所等による電子認証に関するセミナーならびにパソコン操作講習会の開催にあたり、当所から旅費と謝金を負担して講師の派遣等の支援を行った。20年度は、各地商工会議所で計22回のセミナー・講習会を開催した。

(2) 商工会議所情報基盤の整備・商工会議所情報ネットワークの充実と活用推進

商工会議所間における情報基盤の強化を目的に運営している「商工会議所イントラネット」について、掲載情報をさらに充実させ、情報の共有と活用推進に努めた。

(3) オンラインマーク制度の運用

オンラインマーク制度は、インターネットショッピングの急速な普及に伴うトラブル増加に対応して、消費者保護および健全なEC（電子商取引）市場の発展と事業者の育成に資することを目的に12年5月から実施されている。本制度では、事業者の実在が確認され、なおかつ特定商取引に関する法律（旧訪問販売法）を順守している通信販売事業者のホームページに「認証マーク」が発行される。20年度の地域センター（各地商工会議所）は全国370ヵ所。

1) 運用体制

当所は「総合センター」として、制度運用の総合調整、認証システムの開発・運用管理、不正使用者対策、消費者相談、運用状況の把握分析等の業務を行っている。各地商工会議所は「地域センター」として、申請受付、審査、実態調査、適正化指導、認証情報の登録、マークの発行、マーク使用契約の締結、料金の徴収、更新手続き等の業務を行っている。

2) 制度の終了

本制度は創設以来8年が経過し、適正なネット商取引慣習の普及・啓蒙という役割を十分に果たしたことから、20年3月末をもってマークの新規発行と年度更新の受付を終了するとともに、21年4月末に本制度を終了した。

(4) 商工会議所WEB2.0研究会（旧：IT研究会）の開催

SaaS・ASPや地域SNS、携帯電話等の普及した、WEB2.0時代のビジネス環境を踏まえて、ITを活用した地域の活性化ならびに中小企業の生産性向上の方策を検討するとともに、そのために必要な商工会議所会員サービス事業および事務局の体制整備・人材育成等について研究・検討を行った。

① 委員構成

10商工会議所（札幌、郡山、松本、市川、東京、横須賀、浜松、大阪、北大阪、福岡） 10名

② 開催日

第1回 4月17日

第2回 5月21日

第3回 7月4日

第4回 11月12日

③ 検討結果

WEB2.0時代における会員サービス事業モデルとして、横須賀商工会議所における「WEBマネジメント認定制度」や浜松商工会議所における「IT経営応援隊事業と地域力連携拠点事業の連携スキーム」、大阪商工会議所における「ビジネスモールとの連携」をピックアップし、次年度における実証方法等について協議した。

(5) IT関連知識の向上に資する標準パッケージの各地商工会議所への提示

経済産業省の委託を受けた特定非営利法人日本ネットワークセキュリティ協会に協力し、中小企業の情報セキュリティ対策のレベル向上に資するために、商工会議所職員を含む中小企業支援者を対象とした指導者育成セミナーを全国16ヵ所17回（うち13ヵ所で地元商工会議所協力）開催した。セミナーには824名が参加し、3商工会議所では相談コーナー等を開設した。

また、経済産業省が推進している J－S a a S 事業の委託を受けた株式会社新社会システム総合研究所に協力し、商工会議所職員向けの J－S a a S 普及指導者研修会を東京（84 名）・大阪（70 名）で 21 年 3 月に開催した。

(6) イン트라ネットの活用等による情報収集・情報提供の充実

日本商工会議所ホームページや商工会議所イントラネットの操作性・機能性の改善による情報提供機能の強化を行うため、「日商ホームページ等リニューアルワーキンググループ」を設置し、日商のホームページ及びイントラネットの位置づけ、中小企業支援ならびに商工会議所の広報活動強化等に資する情報提供機能強化の方策等について検討を行った。また、21 年 3 月 18 日に、日商ホームページの第一次リニューアルを行った。

(7) TOAS（商工会議所トータルOAシステム）の改善と活用支援

① TOAS に関する運用管理について

TOAS の開発、改善、マニュアルの作成等にかかる経費は、12 年度から「TOAS 運用管理費」としてユーザー商工会議所で分担することとし、20 年度においては 294 商工会議所に負担いただいた。

② プログラムの改善

1) 日々寄せられるユーザー商工会議所からの要望に対してプログラムを改善し、その提供により対応した。

③ ユーザー商工会議所、TOAS パートナーへの情報提供

TOAS ユーザー商工会議所、TOAS パートナーに対して、Web サイト (<http://www.jcci.or.jp/toas/web/>) ならびにメーリングリスト (toas@cin.or.jp) を通じて、適宜情報提供を行った。なお、「TOAS パートナースhip制度」に登録している事業者は、全国で 50 社（21 年 4 月現在）となっている。

④ TOAS Q&A 専用受付メールの対応

TOAS ユーザー商工会議所や TOAS パートナーから寄せられるシステム設定や操作、エラー対処方法などに関する問い合わせに対し、TOAS Q&A 専用の受付メール (toasqa@cin.or.jp) で 1,027 件の質問を受付・回答し、充実したサポートに努めた。

⑤ TOAS 研修会の開催

1) TOAS／Web 版コード等の設定研修会の開催

各地商工会議所が TOAS を運用するにあたり必要となる初期設定や、組織団体への加入登録方法、会費請求に関する設定、経理システムにおける年度繰越処理等に関する研修を実施した。

開催日：平成 20 年 10 月 21 日～22 日（於：富士通オフィス機器株式会社研修室）

組織団体・会費/データ活用編（参加者数：24 名）

経理編（参加者数：24 名）

平成 20 年 11 月 27 日～28 日（於：富士通オフィス機器株式会社研修室）

組織団体・会費/データ活用編（参加者数：23 名）

経理編（参加者数：20 名）

平成 21 年 1 月 22 日～23 日（於：日商アキバオフィス研修室）

組織団体・会費/データ活用編（参加者数：23名）

経理編（参加者数：19名）

7. 中小企業景況調査事業

本調査事業は、中小企業庁・中小企業基盤整備機構が、昭和55年から四半期毎に行っている全国の中
小企業の景況調査の一環として協力・実施しているもので、調査には152商工会議所、約8,000企業が
参加している。

平成20年度においても、調査実施商工会議所の経営指導員が景況感等の聞き取り調査を行い、その結
果を報告書に取りまとめ中小企業基盤整備機構に報告するとともに、各地商工会議所、調査対象企業な
どに配布した。

8. CCI—LOBO調査事業

平成元年4月より、地域の景気動向を迅速・的確に把握し、政策提言や企業経営に役立たせるために、
全国の商工会議所間に構築された「商工会議所早期景気観測システム（CCI—LOBO（Chamber of
Commerce and Industry—Quick Survey System of Local Business Outlook）」を活用して景気調査を行
っている。

毎月、原則として20日～25日に調査参加商工会議所を通して業種組合等に対し経営状況等のマイ
ンドについてヒアリングを実施し、同月末までにその結果を取りまとめ、関係各方面に公表するととも
に、政策提言活動の裏付け資料として活用した。

20年度（21年3月現在）の参加状況は次の通り。

対象商工会議所：405カ所

対象業種組合等：

建設業	382	製造業	617	卸売業	236
小売業	736	サービス業	614	合計	2,585組合等

9. 地域経済四半期動向調査事業

平成20年7月より、四半期毎に、商工会議所の政策提言活動等に有効に活用するために、札幌、仙台、
新潟、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、高松、福岡の各商工会議所の協力を得て全国12
大都市の地域の経済動向・実態を把握する計量事業を行っている。

年4回（7月、10月、1月、4月）、当該月の上旬に実施し、その結果を取りまとめ、日商の定例会見
（原則第3木曜）などで結果を公表するとともに、政策提言活動の裏付け資料として活用した。

10. PL保険制度

「中小企業PL保険制度」、「全国商工会議所PL団体保険制度」の一層の加入・普及の促進を図るた
め、ホームページや「会議所ニュース」等を通じてPL保険制度ならびにPL事故例等について情報提
供を行った。

平成 20 年度（20 年 7 月～21 年 3 月）の加入状況は、「中小企業 P L 保険制度」、「全国商工会議所 P L 団体保険制度」ともに、加入件数については前年度をやや下回ったものの、保険料は前年度を上回った。また、海外での P L 事故をカバーする「全国商工会議所中小企業海外 P L 保険制度」については、加入件数、保険料ともに前年度を上回った。

保険制度名	加入者件数		保険料	
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
中小企業 P L 保険制度	38,867 件	38,136 件	2,480,700,158 円	2,484,512,133 円
全国商工会議所 P L 団体保険制度	90 件	88 件	43,773,000 円	46,475,102 円
全国商工会議所 中小企業海外 P L 保険制度	60 件	76 件	36,850,790 円	43,215,440 円

11. 日商・個人情報漏えい賠償責任保険制度、商工会議所向け個人情報漏えい賠償共済制度、商工会議所向け災害補償共済制度、テナント災害補償共済制度

(1) 日商・個人情報漏えい賠償責任保険制度

平成 19 年 11 月 1 日から募集を開始した（保険始期は 20 年 3 月 1 日）本保険制度は、加入者に個人情報管理体制の現状分析や漏えい防止策などをアドバイスする「リスク診断サービス」を無料で提供、また、万一、個人情報の漏えい事故が発生した場合には、損害賠償金や謝罪広告の掲載費用、見舞金・見舞品購入費用などについて保険金が支払われる。

19 年度および 20 年度の本保険制度の加入件数および保険料は次のとおり。

保険制度名	加入件数		保険料	
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
日本商工会議所 個人情報漏えい賠償責任保険制度	2,281 件	2,066 件	334,914,790 円	312,560,530 円

(2) 商工会議所向け個人情報漏えい賠償共済制度

平成 19 年 12 月 26 日から募集を開始した（保険始期は平成 20 年 3 月 31 日）本共済制度は、商工会議所等を加入対象にしたもので、各地商工会議所における個人情報保護法への取組状況をチェックする、「個人情報リスク診断サービス」を無料で提供、また、万一、個人情報漏えい事故が発生した場合には、損害賠償金・訴訟費用・弁護士への着手金・成功報酬、事故解決のため要した費用などについて保険金が支払われる。

19 年度および 20 年度の本共済制度の加入者及び保険料は次のとおり。

共済制度名	加入件数		保険料	
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
商工会議所向け個人情報漏えい賠償共済制度	302 件	304 件	19,347,590 円	18,829,170 円

(3) 商工会議所向け災害補償共済制度、テナント災害補償共済制度

19 年 12 月 26 日から募集を開始した（保険始期は平成 20 年 3 月 31 日）本共済制度は、商工会議所とそのテナントを加入対象にしたもので、(1) オプションとして地震保険に加入可能、(2) 保険料の低廉化（個別加入の約 8 割水準、および「個人情報漏えい賠償共済制度」とセット加入の場合はそれぞれ 5 % の割引）、(3) 火災・水災・破損の場合でも実損害額まで補償、の 3 点を特徴としている。

20 年度（20 年 4 月～21 年 3 月）の加入状況は次の通り。

共済制度名	加入件数	保険料
商工会議所向け災害補償共済制度	4 件	408,400 円
テナント災害補償共済制度	3 件	60,900 円

12. 国内排出量削減量認証制度基盤整備事業（国内クレジット制度の利用促進のための中小企業等に対するソフト支援事業）

中小企業等が大企業等と連携して二酸化炭素の排出削減を行う「国内クレジット制度」の利用促進を図るため、経済産業省が 20 年度 1 次補正予算に盛り込んだ「国内排出量削減量認証制度基盤整備事業（国内クレジット制度の利用促進のための中小企業等に対するソフト支援事業）」を受託し、再委託先の商工会議所や診断機関とともに、200 を超える企業等の取り組みを支援した。

(1) 省エネルギー診断

中小企業等が自社の事業において、二酸化炭素排出やエネルギー使用について、どのような効率改善を図ることができるのかを把握できるよう、専門家による省エネルギー診断を実施し、二酸化炭素の排出削減や省エネの取り組みを促すもの。210 件の取り組みを支援した。

(2) 排出削減事業計画の作成支援

省エネルギー診断を受けた中小企業等に国内クレジット制度への参加を促すため、制度参加の申請に際して必要となる排出削減事業計画について、専門家による作成支援を行うもの。11 件の取り組みを支援した。

(3) 排出削減事業計画の審査にかかる費用の一部支援

作成した排出削減事業計画については、国内クレジット認証委員会に登録された審査機関または審査員の審査を経る必要があるが、この審査費用の 2 分の 1 を、50 万円を上限として支援するもの。1 件の取り組みを支援した。

※再委託先 20 商工会議所（順不同）。

札幌、原町、松本、さいたま、飯能、船橋、東京、静岡、沼津、豊川、豊田、熊野、大阪、東大阪、豊中、北大阪、倉敷、広島、福岡、北九州

※再委託先診断機関（順不同）

財団法人省エネルギーセンター、株式会社日本環境取引機構、日本テピア株式会社、株式会社山武

13. 公害健康被害補償業務の徴収業務に関する委託業務

平成 20 年度まで各地商工会議所（平成 20 年度は 156 商工会議所）が独立行政法人環境再生保全機構から受託していた、汚染賦課量賦課金の徴収業務に関する業務について、平成 21 年度業務からは民間競争入札により実施団体が決定される（平成 21 年 3 月 1 日から 5 年契約）こととなったため、当所で入札に参加し、落札した。平成 21 年度業務は、157 商工会議所において実施される。

14. 商工会等児童健全育成活動助成事業

（財）こども未来財団による助成を活用し、7 商工会議所において幼児または小・中学生に対する健全育成活動を企業の厚生施設、広場公園、公的集会場等や山野を活用して実施する事業を支援した。助成総額は 240 万円（内訳：@40 万・5 カ所、@20 万円・2 カ所）。

平成 20 年度商工会等児童健全育成活動助成事業実施会議所リスト

会議所名	事業内容	参加者数（人）
加 茂	「越後加茂川夏祭り」 「地域ふれあい広場」	幼 500
		小 250
		中 50
		高 50
		老 100
		その他 400
		1,350
射 水	「集まれ～！射水ちびっ子オリンピック」 「家族船釣大会～自然体験を通しての触合い、親子との一時を楽しみましょう～」	幼 0
		小 58
		中 0
		老 0
		その他 32
		90
大 野	「Summer カントリースクール」 「自然観察会」	幼 0
		小 64
		中 0
		老 0
		その他 11
		75
洲 本	「サンドアート体験」 「洲本大好き！ワクワク海体験!!」 「光の街・洲本 2008」	幼 571
		小 64
		中 0
		老 0
		その他 0
		635
尾 道	「リーダー講習会」 「キャンプ講習会」 「第 46 回市子連大運動会」 「第 27 回市子連球技大会」	幼 150
		小 2,700
		中 22
		老 0
		その他 1,277
		4,168
伊 那	「高尾公園つつじ祭り 歌のお姉さんと歌おう」 「八幡町ハロウィン 2008」	幼 200
		小 450
		中 0
		老 0
		その他 100
		750

中 津	「めじろんクリーンUP 大作戦～地産地消フェア～」 「クリーンアップ大作戦！＋中津城見学ツアー」	幼	35
		小	131
		中	51
		高	20
		老	2
		その他	230

15. 商工会等育児支援助成事業

(財)こども未来財団による助成を活用し、2商工会議所において幼児または小学生を対象に、商店街の空店舗を利用して、子どもを一時的に遊ばせたり、世代間の交流を図るような場所を確保するための事業を支援した。助成総額は100万円（内訳：@50万・2カ所）。

平成20年度商工会等育児支援活動助成事業実施会議所リスト

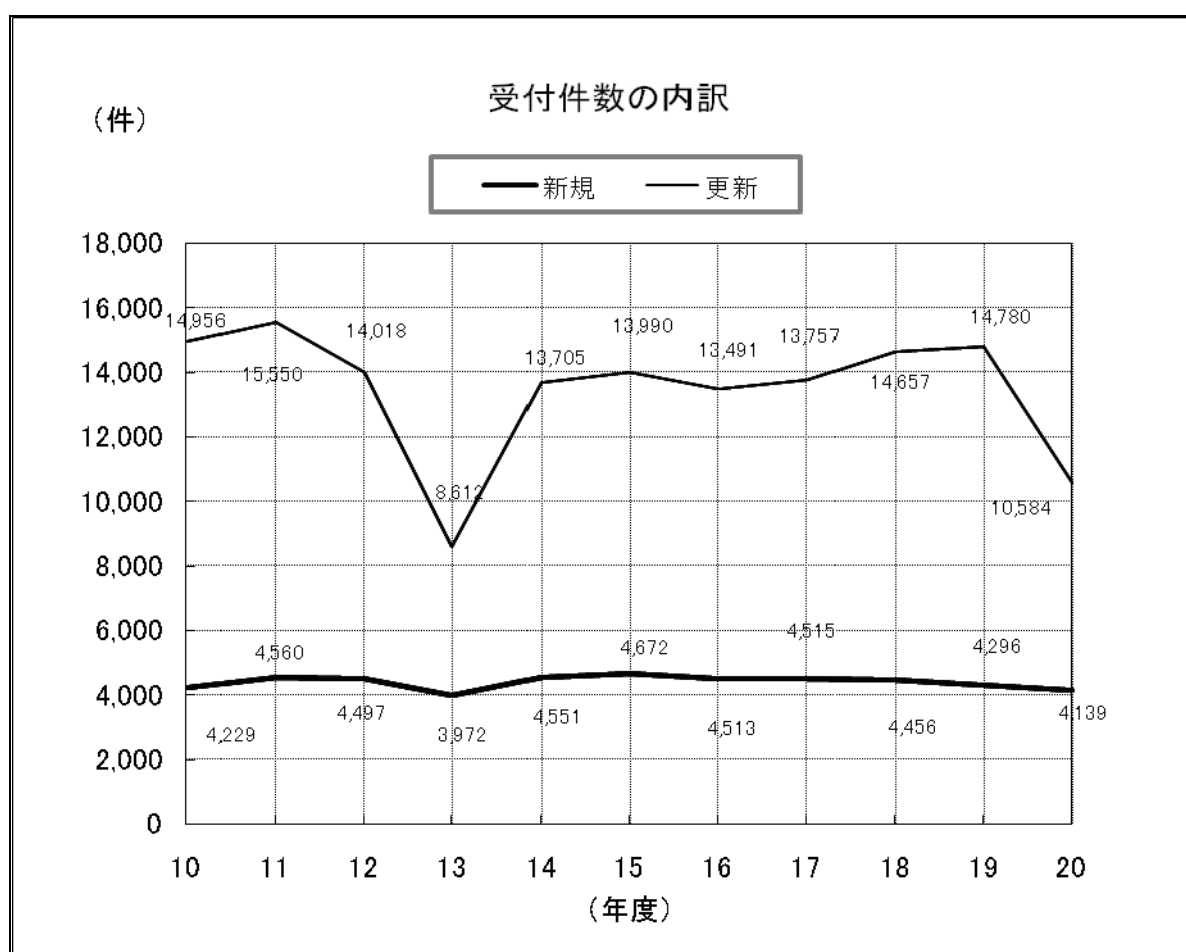
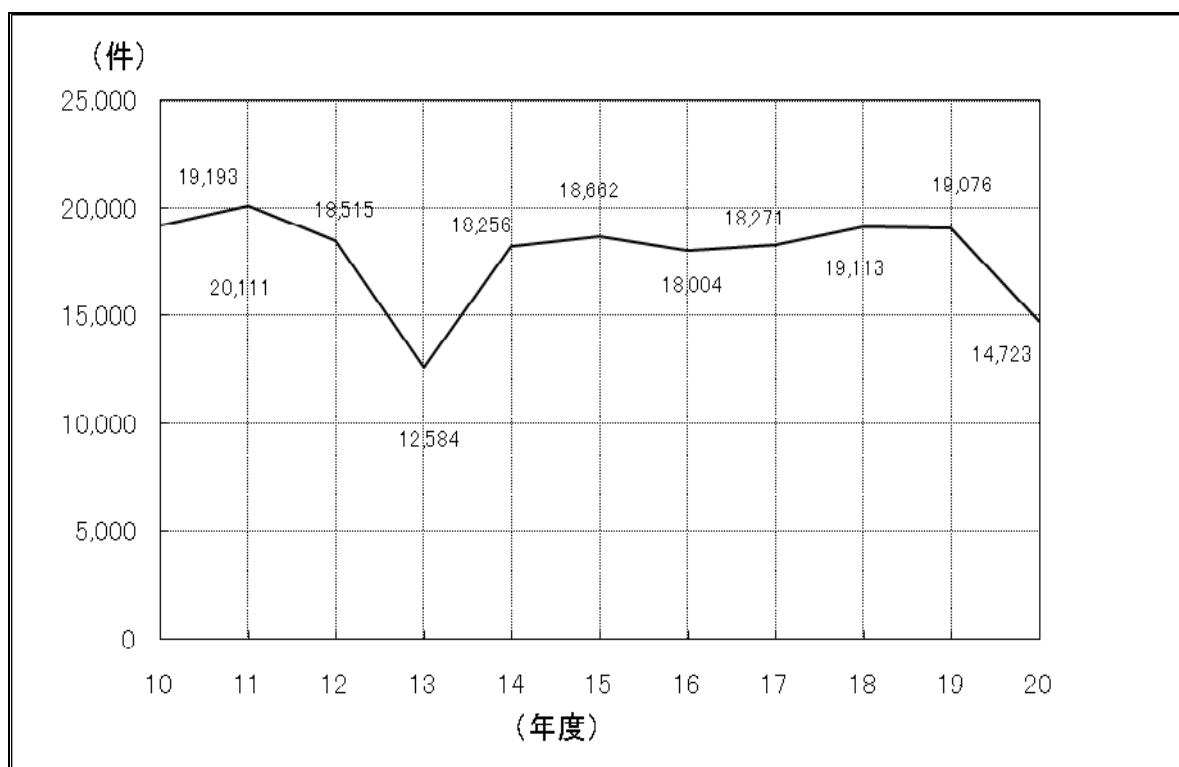
会議所名	事業内容	利用者数（人）
桐 生	名称：えほんのへや「あひるのこ」 ① 赤ちゃんとお母さんが絵本を楽しむ場の提供 ② 絵本の読み聞かせ、わらべうたあそびの提供	24 (開催日1日あたりの平均)
神 戸	名称：ひらのっ子 ファミリーステーション ① 地域の子どもたちが誰でも自由に入出りできる居場所を提供。(学校の宿題や地域の伝承遊び等、幅広い目的で使用) ② お母さんの子育てサロン、サークル作り、子育て発達プログラム等を実施 (開設場所は平野市場の空き店舗を利用)	20 (開催日1日あたりの平均)

16. JAN企業（メーカー）コードの登録受付業務

昭和60年8月から(財)流通システム開発センターの委託を受けて開始したJAN企業（メーカー）コード登録受付業務については、POS（販売時点情報管理）機器を導入する小売店が増加してきたことに伴い、実施商工会議所は当初の218商工会議所から20年度末にはほとんど全ての商工会議所が受付窓口となっている。各地商工会議所で受け付けた登録申請書は、当所を経由して(財)流通システム開発センターへ送付され、付番・管理される。

本年度の商工会議所の登録受付件数は合計14,723件で、受付開始以来の累計は、374,886件に達している。

新規登録	更新登録	合 計
4,139	10,584	14,723



17. 経営安定特別相談事業

20年度の企業倒産件数（負債総額1千万円以上）は16,146件（前年度14,091件）、負債総額は14兆0,189億円（同5兆7,279億円）で、6年ぶりに1万6千件を上回った（㈱東京商工リサーチ調べ）。

業種別では、建設業の倒産が全倒産の3割近くを占めており、10産業中全ての業種で前年度比増加となった。原因別では、販売不振が1万0,603件で全体の6割以上を占めた。

このような中、全国商工会議所221カ所の相談室における受付件数は2,564件。業種別では製造業(648件)、建設業(594件)、小売業(471件)の順に多く、経営不振に陥った原因の内訳をみると、不況型倒産にみられる「受注・販売不振」が1,480件、構成比57.7%と最も高い割合となっている。次いで「関連企業の倒産」が多く200件、同7.8%であった。

さらに、広報用ポスター・パンフレットを作成、配布して当事業の普及を促した。また、各相談室が実施する講習会の資料用に「自己チェックリスト」「ミニガイド」を作成、配布した。

① 事業実績

	件 数	構 成 比
受 付 件 数 (内 訳)	2,564 件	—
受注・販売不振	1,480 件	57.7%
関連企業の倒産	200 件	7.8%
既往のしわよせ	186 件	7.3%
高利・融手の利用	44 件	1.7%
支払条件の悪化	84 件	3.3%
経営計画の失敗	121 件	4.7%
放 漫 経 営	77 件	3.0%
そ の 他	372 件	14.5%
処理終結件数 (内 訳)	2,403 件	—
倒 産 回 避	1,920 件	79.9%
調 停 不 能	307 件	12.8%
整 理	176 件	7.3%

② 経営安定特別相談事業に係る広報・普及活動（全国商工会連合会と共同作成）

種 類	作成部数
ポスター	5,698 枚
パンフレット	151,195 部
自己チェックリスト	91,545 枚

18. 創業人材育成事業

(1) 創業塾・経営革新塾

「創業塾」は各地商工会議所と日本商工会議所が主催し、創業を希望する者を対象に開催する講座で、事業開始の心構え、ビジネスプラン（事業計画）作成研修、融資制度や創業事例の紹介など、実際の創業に役立つ内容を提供している。さらに女性のみを対象とした女性塾や高齢者を対象としたシ

ニアコース、より専門的・実践的な内容の習得を希望する者を対象としたステップアップコースを実施している。平成 20 年度は、全国 120 商工会議所で延べ 139 回開催した。

「経営革新塾」は各地商工会議所と日本商工会議所が主催し、既に事業を営んでおり、かつ将来を見据えて新しい事業にチャレンジしたい二代目経営者や若手後継者、あるいは、新事業の展開などを実現しさらなる飛躍を図りたい経営者、既に創業し第二の成長段階へのステップを踏み出したい経営者などを対象に開催する講座で、成功のための経営戦略、組織マネジメント等の知識・ノウハウの体得を支援している。平成 20 年度は、全国 114 商工会議所で延べ 128 回、日本商工会議所青年部実施の 1 回と合わせ計 129 回開催した。

このほか、管内人口 10 万人未満の小規模会議所のうち平成 17 年度から 20 年度までの間に、創業・経営革新塾を開催したことの無い商工会議所を対象とする「小規模会議所向け経営革新塾モデル開催」（経営革新塾と同じスキーム、参加人数 10 名程度）を全国 3 会議所で延べ 3 回開催した。

①創業塾

会議所名	開催日	フォローアップ [○]	応募者	全講座出席者
札幌①	5/28, 29, 31, 6/3, 4, 7, 14		51	25
札幌②(シニア)	7/1, 2, 3, 8, 9, 10, 12, 19		41	16
札幌③(女性)	7/23, 24, 25, 29, 30, 31, 8/2, 9		27	20
札幌④(ステップ)	10/8, 9, 10, 15, 16, 17, 23, 24		21	7
旭川	9/28, 10/4, 5, 11, 12		20	13
むつ	10/25, 11/1, 8, 15, 22		13	8
盛岡	9/6, 7, 14, 20, 21		42	32
仙台	10/20, 21, 22, 23, 24, 27, 28, 29, 30, 31		40	11
古川	11/10, 14, 18, 21, 25, 12/1, 6, 13	1/8, 9	22	5
秋田①	8/30, 9/6, 13, 20, 27		28	9
秋田②(女性)	6/14, 21, 29, 7/5, 13		24	12
酒田	11/15, 16, 29, 12/6, 13	12/20	22	10
鶴岡(ステップ)	9/1, 6, 16, 24, 27, 10/4, 14, 25	11/17, 28	15	2
福島	9/20, 27, 10/4, 11, 18	10/25	24	11
郡山	9/6, 13, 20, 27, 10/4	10/11	48	14

いわき	7 /5, 9, 11, 16, 23, 30, 8 /6, 20, 27		18	2
新潟	8/30, 9/6, 13, 20, 27		42	13
新発田	10/12, 19, 26, 11/2, 9	12/7	30	21
燕	1/9, 13, 16, 20, 23, 27, 30, 2/3, 6, 10		24	6
高岡	10/5, 7, 9, 12, 16, 19		20	10
小松	9/6, 11, 18, 20, 27, 10/2, 4		39	10
加賀	7/12, 18, 19, 25, 26, 8/2		28	11
松本	6/21, 28, 7/5, 12, 19		38	27
諏訪①	6/21, 28, 7/5, 13, 27		24	7
諏訪②(ステップ)	1/17, 24, 31, 2/1, 8	2/11	17	16
伊那(ステップ)	8/30, 31, 9/6, 20, 27	10/19, 11/9	24	13
栃木	10/7, 9, 14, 16, 21, 23, 28, 30, 11/4, 6		26	13
宇都宮	8/31, 9/7, 14, 21, 28, 10/5	11/23, 11/30	40	13
足利	6/3, 5, 10, 12, 16, 19, 24, 26, 30, 7/3		29	7
鹿沼(女性)	9/2, 9, 16, 24, 30, 10/7, 14, 21, 28, 11/5		16	1
日光	9/28, 10/4, 5, 11, 18		17	3
大田原	9/2, 4, 9, 11, 16, 18, 22, 25, 30, 10/2, 7, 9		38	11
佐野	8/28, 9/4, 11, 18, 25, 10/2, 9, 16, 23, 30	9/17, 10/15, 11/19	22	5
高崎	8/20, 25, 27, 29, 9/1, 3, 5, 8, 10, 12, 17, 19, 22, 24, 26	10/15	42	10
前橋	10/19, 26, 11/2, 9, 16	11/16	37	20
伊勢崎	9/14, 21, 28, 10/5, 12		17	9
太田	10/7, 9, 14, 16, 21, 23, 28, 30, 11/4, 6, 11		25	8
熊谷	11/16, 23, 30, 12/7, 14	12/21	23	10
さいたま(女性)	7/19, 26, 8/2, 9	8/18, 19	25	17
飯能	10/11, 18, 25, 11/8, 15, 22		25	11

千葉	6/28, 7/5, 12, 19, 26	8/2	24	10
松戸	10/18, 25, 11/1, 8, 15		33	11
東金	6/28, 7/12, 26, 8/10, 24, 9/13	9/27	20	3
習志野①	9/27, 28, 10/4, 5, 11		45	22
習志野②(女性)	1/10, 17, 18, 24, 25		36	30
成田	10/25, 11/1, 8, 15, 22	11/29	42	20
八千代	10/25, 11/1, 8, 15, 22	11/29	23	9
東京①	6 /28, 7 /5, 12, 19, 26		91	26
東京②	9/13, 20, 27, 10/4, 11		83	18
東京③	1/10, 17, 24, 31, 2/7		74	38
八王子	9/13, 14, 20, 21, 27	10/11	36	25
武蔵野	8/24, 31, 9/7, 14, 15	9/20	36	20
青梅	7/5, 6, 12, 13, 19		55	38
立川	9/21, 28, 10/5, 12, 19	11/9	49	25
町田	10/5, 12, 19, 11/2, 9, 23	11/23, 30	40	17
小田原箱根	10/4, 11, 18, 25, 11/1		17	11
平塚	8/30, 9/6, 13, 20, 27		35	20
藤沢	10/4, 12, 18, 26, 29, 11/2, 8	11/15	44	16
茅ヶ崎	10/4, 11, 19, 25, 29, 11/1, 8	11/15	41	15
相模原①	6/7, 14, 21, 28, 7/5	7/12, 19, 26, 8/2, 9	23	10
相模原②	10/4, 18, 25, 11/1, 8	11/22, 29, 12/6, 13, 20	19	8
海老名	9/7, 14, 21, 28, 10/5	11/2, 24	39	28
甲府	6/7, 8, 14, 21, 7/5		42	22
静岡	7/12, 19, 26, 8/2, 9	10/25, 12/20	52	36
浜松	9/30, 10/3, 7, 10, 14, 17, 24, 28, 31, 11/4		40	33

沼津	10/4, 11, 18, 25, 11/1		18	6
三島	7/5, 6, 12, 13, 19		20	14
島田	9/6, 7, 20, 21, 27		20	13
岐阜	11/1, 8, 15, 22, 29	1/17	35	20
各務原	9/1, 4, 8, 9, 12, 17, 18, 25, 29, 10/2, 3		42	12
名古屋①	7/6, 13, 19, 27, 8/3		52	23
名古屋②(女性)	9/6, 13, 20, 27, 10/4		46	23
名古屋③(ステップ)	10/18, 25, 11/1, 8, 15		45	24
一宮	9/6, 13, 20, 27, 10/4		43	22
豊川	10/4, 5, 11, 12, 25		24	11
刈谷	9/27, 10/4, 12, 18, 25		40	14
豊田	10/11, 18, 25, 11/1, 8		29	10
四日市	9/21, 27, 10/4, 11, 18		44	21
伊勢	6/21, 22, 28, 29, 7/5		30	18
鈴鹿	10/19, 25, 11/1, 9, 22		40	20
桑名	9/6, 7, 13, 14, 20		25	6
福井	5/31, 6/1, 14, 28, 29, 7/3		25	1
敦賀(女性)	9/13, 20, 27, 10/4, 11		18	4
京都	8/2, 9, 23, 30, 9/6	9/12, 13	46	27
福知山	11/3, 9, 16, 30, 12/7, 23		25	13
宇治	9/6, 13, 20, 27, 10/4		24	10
堺	8/30, 9/6, 13, 20, 27	12/6	33	12
茨木	8/23, 30, 9/6, 13, 20	10/11, 12/14	44	19
豊中	1/24, 25, 2/1, 7, 14		32	24
泉佐野	7/26, 27, 8/2, 3, 9		27	14

神戸	6/21, 28, 7/5, 12, 19, 26		45	22
姫路①	6/28, 7/5, 12, 19, 26		23	10
姫路②(女性)	10/11, 18, 25, 11/1, 8		20	11
尼崎	10/18, 25, 11/1, 8, 15, 22	11/29	43	19
明石①	10/3, 7, 11, 14, 17, 21, 25, 28, 31, 11/4, 8		39	6
明石②(女性)	8/1, 5, 8, 12, 19, 22, 26, 29		28	11
西宮(女性)	8/23, 30, 9/6, 20, 27	11/29	33	19
伊丹	9/27, 10/4, 11, 18, 25		28	13
三木	10/11, 18, 25, 11/8, 15, 22		31	7
高砂	8/23, 30, 9/6, 13, 20	10/18, 25	21	8
加古川①	7/19, 26, 8/2, 9, 23		20	8
加古川②	11/8, 22, 29, 12/6, 13		17	4
小野	8/2, 9, 23, 30, 9/6		32	7
橿原	10/11, 18, 25, 11/1, 8		37	13
鳥取	7/13, 20, 27, 8/3, 10		32	13
米子	8/23, 31, 9/6, 7, 15, 21		21	7
松江	3/7, 8, 14, 15		20	7
岡山①	6/21, 29, 7/5, 12, 19	8/9	49	26
岡山②(女性)	11/1, 8, 15, 22, 29	12/6	42	28
倉敷(女性)	6/22, 29, 7/6, 13, 20		33	17
広島	9/20, 21, 27, 28, 10/4		39	28
福山	9/13, 20, 27, 10/4, 11, 18		40	19
下関	9/16, 19, 26, 30, 10/3, 7, 14, 21, 24, 28		39	10
宇部	7/23, 30, 8/2, 6, 20, 27, 9/4, 10, 17, 10/1, 4	9/27, 28	51	5
山口①	8/3, 10, 17, 30, 9/7		40	20

山口②(ステップ)	9/18, 25, 28, 10/2, 5, 16, 18		25	8
防府	9/1, 4, 8, 11, 18, 22, 27, 10/4, 11/6		19	7
徳島	8/23, 26, 28, 30, 9/2, 4, 6	10/4	21	1
阿南(女性)	10/2, 3, 9, 14, 17, 21, 23, 27, 28, 30		20	4
高松	6/21, 28, 7/5, 12, 19, 26		52	8
善通寺①	9/13, 14, 20, 21, 27		30	8
善通寺②(女性)	7/12, 13, 19, 20, 27		25	8
松山	9/7, 13, 14, 20, 21, 28		75	24
福岡①	7/19, 26, 27, 8/2, 3		51	14
福岡②	10/4, 11, 12, 18, 19		45	32
大牟田①	8/30, 31, 9/6, 7, 13		24	14
大牟田②	1/24, 25, 31, 2/1, 7		20	18
飯塚	9/6, 14, 21, 23, 10/5		16	8
鳥栖	9/14, 16, 17, 23, 25, 30, 10/3, 5		25	11
長崎	9/3, 5, 8, 10, 12, 17, 19, 22, 24, 26	10/5, 18	32	5
佐世保	10/4, 5, 11, 12, 18	10/21, 24	29	12
大分	10/11, 12, 18, 19, 25		24	12
津久見	10/11, 18, 25, 11/1, 8		18	6
宮崎	8/18, 21, 25, 28, 9/1, 4, 8, 11, 16, 25	10/4	47	14
鹿児島	8/1, 4, 7, 9, 11, 18, 20, 22, 23	8/25, 9/3	41	16
出水	9/5, 13, 20, 27, 10/4, 11		16	9
霧島	9/21, 22, 23, 24, 25, 26, 27		22	15
那覇	8/31, 9/7, 14, 21, 10/5	9/28	33	13
浦添	11/16, 24, 30, 12/7, 14		38	15
		計	4, 561	1, 981

②経営革新塾

会議所名	開催日	フォローアップ	応募者	全講座 出席者
札幌	9/3, 4, 10, 11, 12, 17, 18, 24, 25, 26		21	4
網走	10/27, 28, 11/5, 6, 11, 14, 18, 20, 26, 27		31	1
余市	10/7, 15, 20, 23, 30, 11/5, 10, 13, 19, 27		31	5
盛岡	10/7, 14, 21, 28, 11/4		37	20
一関	11/5, 8, 15, 19, 22, 29, 12/6	12/13	19	5
水沢	10/22, 29, 11/5, 13, 19, 26		23	8
仙台	10/3, 8, 17, 20, 30		24	13
秋田	7/19, 20, 27, 8/2, 10		17	7
酒田	10/28, 29, 11/4, 5, 11, 12, 18, 19, 25	12/2	18	8
鶴岡	10/21, 24, 28, 31, 11/11, 20, 27, 12/4		36	8
米沢	9/6, 8, 9, 10, 11, 13		30	5
長井	9/27, 10/1, 18	10/22	18	10
福島	11/8, 10, 13, 17, 20, 25, 27, 29	12/6	18	3
郡山	10/25, 11/1, 8, 15, 29	12/6	30	9
いわき	10/10, 15, 22, 29, 11/5, 12, 19, 26		28	7
白河	10/16, 20, 23, 27, 30, 11/6, 10, 12, 17, 20		31	8
原町	9/3, 10, 17, 24, 10/1, 8, 15, 22, 29, 11/5	11/12	24	3
須賀川	9/3, 9, 11, 16, 18, 25, 30, 10/1		34	8
新潟	10/3, 7, 15, 21, 29, 11/5, 12, 19, 26		36	6
柏崎①	7/4, 5, 8/1, 2, 9, 19	11/19	20	5
柏崎②	10/22, 27, 30, 11/4, 10, 13, 17, 20, 27, 12/4	2/13	20	16
柏崎③	10/29, 11/5, 20, 1/14, 28	2/25	16	6
三条	9/9, 12, 16, 17, 26, 10/3, 7, 16, 17		44	9
新津	10/7, 8, 14, 15, 20, 21, 28, 29, 11/4, 5	11/18	37	17
燕	11/18, 21, 25, 28, 12/2, 5, 9, 13		15	5

糸魚川①	7/10, 16, 23, 31, 8/7, 20, 27, 9/18, 24, 10/9	10/30	30	2
糸魚川②	7/17, 8/21, 28, 10/16, 11/6, 17, 12/10	12/15	25	6
新井①	7/1, 8, 15, 22, 29		30	19
新井②	9/5, 18, 10/2, 16		24	10
加茂	10/15, 22, 29, 11/5, 12, 19, 26	12/3	21	6
五泉	9/2, 4, 9, 11, 16, 18, 25, 30, 10/4		21	9
富山	7/14, 15, 16, 17, 23, 24, 28, 29, 31		38	12
高岡	9/8, 11, 12, 17, 19, 22, 25		26	17
加賀	6/25, 7/30, 8/27, 9/24, 10/23, 11/20, 12/15, 1/21		42	5
諏訪	1/19, 22, 26, 29, 2/2, 9, 12, 16		21	7
伊那	10/28, 11/5, 6, 10, 13, 18, 21, 25, 28	12/10, 12/11	25	6
小諸	9/10, 17, 24, 10/1, 8, 15, 22, 29, 11/5, 12	2/25	35	4
古河	8/27, 9/3, 10, 17, 24, 10/1, 8, 15, 22, 29	11/9, 13, 16	21	7
石岡	8/4, 7, 11, 18, 21, 25, 28, 9/1, 6, 11, 18, 25, 29	10/2, 6, 10, 17, 20	25	0
下館	7/24, 8/7, 21, 28, 9/4, 11, 18		27	3
栃木	9/2, 4, 9, 11, 16, 22, 25, 30, 10/2		37	12
足利	11/11, 13, 18, 20, 25, 27, 12/2, 4, 9, 11		22	2
日光	10/23, 30, 11/6, 13, 20, 27, 12/4, 11, 18		27	7
佐野	8/26, 9/2, 9, 16, 22, 30, 10/7, 14, 21, 28	9/17, 10/15, 11/19, 12/9	28	5
さいたま	9/1, 4, 8, 11, 16		21	9
上尾	10/4, 11, 18, 25		21	11
草加①	6/4, 11, 13, 18, 20	6/25, 27	19	7
草加②	9/3, 5, 10, 12, 17	9/19, 26	18	8
草加③	11/7, 12, 14, 19, 21	11/26, 28	18	7
春日部	9/22, 25, 29, 10/2, 6, 9, 14, 16, 20, 23	10/27, 30	23	4
千葉	10/18, 25, 11/1, 8, 15		23	8

松戸	10/22, 29, 11/5, 12, 19, 26, 12/3, 10		24	10
野田	10/20, 23, 27, 29, 11/6, 10, 13, 17, 20, 27		21	5
東金	6/25, 7/23, 8/20, 9/17, 10/15, 11/19		24	10
柏	7/2, 14, 8/5, 26, 9/2, 22	10/2, 23, 11/5	28	12
習志野	10/18, 25, 11/1, 8		23	14
八千代	9/4, 11, 18, 25, 10/2, 9, 15, 23, 30, 11/6	11/13	23	10
八王子	10/2, 7, 9, 14, 21, 23, 28, 30, 11/4, 6	11/18, 28, 12/3, 12, 15, 17, 1/16	21	6
立川	11/1, 8, 22, 29		23	9
町田	10/3, 10, 17, 24, 31, 11/7, 14, 21	11/26	60	11
川崎	9/18, 25, 10/2, 9, 16, 23, 30, 11/6	11/13, 14	28	8
小田原箱根	8/26, 27, 9/2, 3, 9, 10, 16, 17		15	7
相模原①	6/4, 11, 18, 25	6/30, 7/14, 28, 8/7	21	13
相模原②	6/5, 12, 19, 26	7/1, 8, 22, 29	20	11
相模原③	10/7, 16, 21, 28	10/30, 11/5, 7, 13	19	9
相模原④	10/8, 17, 22, 29	10/31, 11/6, 12, 14	16	8
甲府	7/8, 10, 15, 17, 22, 24, 29, 31, 8/5, 7		24	2
静岡	10/18, 22, 23, 31, 11/6, 7, 13, 14, 21, 28	12/11, 15, 16, 17	26	7
浜松	9/2, 8, 9, 16, 24, 10/2, 7, 14, 15	12/17	23	7
沼津	9/25, 27, 30, 10/2, 7, 9, 14, 16, 21		20	5
島田	10/11, 13, 18, 25		20	12
美濃	10/20, 21, 24, 11/10, 14	12/8	21	18
土岐	10/5, 12, 19, 26	11/4, 18	26	9
各務原	6/4, 9, 16, 25, 7/1, 8, 17, 22	7/1, 2, 16, 17	32	6
可児	7/2, 9, 11, 16, 18, 23, 25, 30, 8/1, 6		24	0
名古屋①	6/25, 7/2, 9, 16, 23, 30, 8/6		49	15
名古屋②	10/15, 22, 29 11/5, 12		46	25

蒲郡	11/2, 3, 8, 9, 15		20	6
津島	11/2, 9, 16, 23	1/18	21	9
大府	8/19, 21, 26, 28	9/2, 4, 9, 11	26	11
津	11/4, 6, 11, 13, 18, 20, 27, 12/2	12/11	23	4
京都	10/2, 17, 29, 11/12, 28, 12/9	12/18, 19	50	21
舞鶴	10/14, 21, 28, 11/4, 11, 18, 25, 26	12/2	31	6
岸和田	6/19, 6/27, 7/4, 7/11, 7/18, 7/25, 8/1, 8/6, 8/9		15	3
大東	10/11, 18, 25, 11/1, 12	11/26, 12/3, 4	23	5
神戸①	9/22, 10/20, 27, 11/10, 17, 12/1, 15	12/16, 19	27	9
神戸②	9/3, 17, 10/8, 22, 11/5, 19, 12/3, 17		37	11
姫路	9/11, 18, 10/2, 9, 16, 23, 30		18	2
尼崎①	8/28, 9/16, 11/6, 12, 12/10, 2/13		25	15
尼崎②	9/24, 10/9, 23, 11/6, 28, 12/4		24	4
三木	10/23, 30, 11/6, 13, 27, 12/4, 11		24	6
小野	9/25, 30, 10/1, 7, 8, 14, 15, 28, 29, 11/5		26	8
米子	7/11, 15, 18, 22, 25, 29, 8/1, 5		30	12
出雲	10/14, 15, 21, 22, 28, 29, 11/4, 5, 11, 12	11/26, 27	34	8
岡山	8/19, 22, 26, 29, 9/5, 9, 12, 19, 26, 28	10/10	22	14
広島	10/18, 19, 25, 26, 11/1		27	12
福山	11/8, 15, 22, 29, 12/6, 13		21	8
下関	8/7, 21, 9/4, 11, 18, 25, 10/2, 9		28	7
宇部	7/1, 8, 15, 22, 8/5, 19, 26, 9/2, 16, 30	7/25, 9/6, 24	23	6
山口	8/18, 21, 25, 28, 9/1, 4, 8, 11, 19, 22, 10/3	10/31	19	9
防府	10/1, 8, 15, 22, 29, 11/5, 12, 19, 23, 26, 12/3		17	2
徳島	7/28, 30, 8/1, 4, 7, 11, 18, 20, 25, 28	9/24	20	2
鳴門	9/11, 26, 10/2, 10, 17, 23, 30		22	2

阿南	2/4, 9, 10, 17, 18, 24, 25, 27		27	9
高松	8/27, 30, 9/6, 13, 20, 27		55	5
善通寺①	8/19, 21, 22, 26, 28, 9/1, 3, 4, 8, 10		20	2
善通寺②	10/16, 17, 20, 21, 23, 28, 30, 11/4, 6, 7, 11, 13		37	0
新居浜	10/21, 23, 28, 30, 11/4, 6, 11, 18, 25, 27	12/12	20	3
大洲	9/4, 11, 18, 25, 10/2, 9, 16, 23, 30, 11/6		32	4
高知	9/3, 10, 17, 24, 10/1, 8, 15, 22, 29		116	24
土佐清水	9/2, 9, 16, 23, 30, 10/7, 14, 21, 28	11/4	26	8
飯塚	10/20, 22, 24, 27, 29, 31, 11/5, 7, 10, 12		16	3
朝倉	10/7, 10, 14, 17, 21, 24, 28		26	4
伊万里	8/20, 27, 9/3, 10, 17, 24, 10/1, 7, 15, 22	11/22	24	3
鳥栖	8/26, 28, 31, 9/9, 11, 18, 22, 23		30	1
武雄	8/19, 26, 28, 9/2, 4, 9, 16, 19, 25, 10/1,	10/3, 8	38	0
津久見	9/10, 17, 24, 10/1, 8, 15, 22, 29, 11/5, 12, 18		33	11
都城	9/4, 11, 18, 10/2, 17, 29, 11/4, 17, 25, 26		31	2
宮崎①	10/1, 7, 14, 21, 29, 11/4, 11, 14	11/25	43	7
宮崎②	12/13, 20, 1/10, 17, 30	2/7	20	14
延岡	10/26, 11/2, 9, 16, 23	1/16	15	4
日南	8/12, 9/16, 25, 10/28, 29, 11/26, 27	10/5, 11/1, 22	34	9
鹿児島	10/17, 18, 25, 31, 11/1, 8, 9		34	10
鹿屋	8/19, 20, 26, 27, 9/2, 3, 9, 10, 24, 25		20	4
南さつま	8/23, 24, 30, 31, 9/6	10/4	33	29
指宿	9/29, 10/3, 6, 10, 14, 17, 20, 23		26	14
那覇	10/21, 23, 28, 30, 11/4, 7, 10, 13, 17, 20		33	7
浦添	8/27, 9/3, 10, 17, 24, 10/1, 8, 15, 22, 29		33	4
		計	3, 478	1, 021

③小規模会議所向け経営革新塾モデル開催

会議所名	開催日	フォローアップ	応募者	全講座 出席者
留辺蘂	1/23, 24, 30, 31, 2/5, 6		14	6
上砂川	2/19, 24, 26, 28, 3/11, 12		14	3
平田	1/29, 2/5, 12, 19		10	8
		計	38	17

(2) 平成 20 年度創業人材育成事業担当者説明会

創業人材育成事業の事業趣旨の徹底、効果的・効率的実施のためのノウハウの共有等を目的とする「平成 20 年度創業人材育成事業担当者説明会」を実施した。

日 時：平成 20 年 5 月 16 日（金）

場 所：東京商工会議所ビル 7 階「国際会議場」

参加者数：188 名

19. ジョブ・カード事業

当所は、厚生労働省から「職業能力形成システム普及促進事業」（ジョブ・カード事業）を受託し、当所に中央ジョブ・カードセンターを、全国 134 の商工会議所に地域ジョブ・カードセンターおよび同サポートセンターを設置し、本制度を活用して人材の育成・確保に取り組む企業（協力企業）の開拓などを中心とした本事業に積極的に取り組んだ。

その結果、協力企業は、全ての都道府県にわたり、その数は「中期行動計画」における目標（2,000 社）を大きく上回る 3,507 社を数え、中小企業が 80%を占めた。また、業種別では、製造業（29%）が最も多く、以下は、卸売・小売業（16%）、サービス業（14%）、人手不足が深刻化している介護・医療・福祉（12%）、建設業（9%）などの順で、幅広い業種にわたっている。

協力企業のうち、地域ジョブ・カード（サポート）センターの支援によって作成した訓練実施計画が雇用・能力開発機構から認定を受けたのは 560 社。このうち、310 社が実際に訓練生を雇い入れて職業訓練を実施、訓練修了者数は 210 人にのぼる。訓練修了者のうち、訓練を実施した企業等で正規雇用されたのは 166 人で、80%が正規雇用に結びついている。

そのほか、事業の一環として、全国において、約 640 回の普及促進フェア、約 120 回の訓練指導・評価担当者講習、約 80 回の職場見学・体験講習等を実施した。

○地域ジョブ・カード（サポート）センター一覧

都道府県	地域ジョブ・カードセンター	地域ジョブ・カードサポートセンター	都道府県	地域ジョブ・カードセンター	地域ジョブ・カードサポートセンター
北海道	札幌	函館、旭川、釧路	福井	敦賀	武生、大野、小浜
青森	八戸	青森	滋賀	滋賀県連合会	長浜
岩手	盛岡	宮古、北上	京都	京都	福知山
宮城	仙台	（設置せず）	大阪	大阪	茨木、豊中、北大阪
秋田	秋田	大館、横手	兵庫	神戸	（設置せず）
山形	山形	鶴岡、米沢、長井、天童	奈良	奈良	（設置せず）
福島	福島	会津若松	和歌山	和歌山	紀州有田
新潟	新潟県連合会	上越、長岡	鳥取	鳥取	（設置せず）
富山	富山	高岡	島根	松江	出雲
石川	金沢	（設置せず）	岡山	岡山	倉敷、津山
長野	松本	長野	広島	広島	呉、福山、庄原、大竹
茨城	水戸	結城	山口	山口県連合会	宇部、山口、徳山、岩国
栃木	宇都宮	足利	徳島	徳島	鳴門、小松島、吉野川、阿南
群馬	前橋	館林、伊勢崎、太田、藤岡	香川	高松	多度津
埼玉	埼玉県連合会	本庄、春日部	愛媛	松山	新居浜
千葉	千葉	船橋、松戸、柏	高知	高知	安芸、須崎、土佐清水
東京	東京	八王子、立川、町田	福岡	福岡	久留米、北九州、飯塚、直方
神奈川	横須賀	横浜、川崎、平塚、藤沢、厚木、相模原、海老名	佐賀	佐賀	鹿島
			長崎	長崎	佐世保
山梨	甲府	（設置せず）	熊本	熊本	（設置せず）
静岡	静岡	浜松、沼津	大分	大分県連合会	（設置せず）
岐阜	岐阜	大垣、羽島	宮崎	宮崎	（設置せず）
愛知	名古屋	岡崎、半田、春日井	鹿児島	鹿児島	川内、鹿屋、霧島
三重	四日市	津、上野	沖縄	那覇	沖縄、宮古島

○協力企業・訓練実施計画認定済企業数、訓練修了者数・就労状況等

協力 企業数 (社)	計画 認定済 企業数 (社)	訓練実施 企業数 (社)	訓練 修了者 数 (人)	訓練終了後の 正規雇用 (人)		訓練実施 企業で 採用 検討中 (人)	求職中 (人)	非正規 雇用 (人)
				訓練実 施企業	他の企 業			
3,507	560	310	210	165	1	7	28	9
				合計	166			

20. 中小企業知的財産啓発普及事業

知的財産の活用に問題を抱える中小企業のため、18年度より全国の商工会議所には知財の活用ノウハウや問題解決の相談窓口「知財駆け込み寺」が設置されている。

19年度の「知財駆け込み寺」における相談実績は、20年3月16日から21年3月15日までの累計で3,176件であった。

21. Chambers カード事業・慶弔サービス事業

Chambers カード事業については、全国138万の会員ネットワークを生かし、全国5,300店舗における割引等の優待サービスを展開。個人カード、および企業を対象とした、社用経費の削減効果を持つ事業所カードと個人・法人両部門を幅広くカバーできるカードとして広く認知されている。未実施商工会議所には、カード導入を要請するとともに、利用促進を図るための「会議所ニュース」等での広告やパンフレット、インターネット掲載など、広報媒体により一層の普及に努めた。なお、21年3月末現在で、Chambers カード事業実施の覚書を締結した商工会議所数は151、カードの発行実績は口座数で30,875、枚数で42,863枚となっている。

また、7年10月から実施の安価な掛金で葬儀など各種慶弔に関するサービスを受けることのできる慶弔サービス制度の21年3月末現在の加入者は、193事業所（413人）となっている。なお、保険業法の改正（根拠法のない共済の契約者保護ルールの導入）に伴い、サービスの提供方法等を再検討する視点から、現在、慶弔サービス制度については新規加入を一時停止しており、18年3月末までに加入された者のみを対象とするサービスとなっている。

22. 休業補償プラン

9年12月に商工会議所の会員事業所向けサービス事業の1つとして創設した「全国商工会議所の休業補償プラン」は、商工会議所ならではのスケールメリットを活かした割安な所得補償保険という特徴を活かし、中小企業における従業員の福利厚生支援策の一つとして、広く全国の会員事業所に定着している。

20年度も引き続き、商工会議所における導入促進ならびに会員事業所における一層の普及奨励を図り、

各地商工会議所での加入促進活動を支援した。21 年 3 月末現在、413 商工会議所で実施され、加入件数（人数）は 18,695 名となっている。

また、平成 20 年 6 月から、東京海上日動火災保険㈱の協力を得て、より充実した補償を得られる上級コースとして、休業補償プランに「VIP タイプ」を追加し、会員メリットの向上および各地商工会議所の収益面への一層の貢献を図っていくこととした。

23. 広報事業

(1) 広報紙（誌）等

① 「会議所ニュース」（新聞型）

創 刊 昭和 28 年 4 月（平成 21 年 3 月通算 2314 号）

サ イ ズ ブランケット判（一般紙と同じ）

ペ ー ジ 平均 6 ページ

発行頻度 旬刊（1・11・21 日発行）、平成 20 年度発行回数 31 回（うちカラー版 25 回）

主な読者・配布先 全国の商工会議所役員・議員・会員、関係団体、中央官庁、地方自治体など

② 「石垣」（雑誌型）

創 刊 昭和 55 年 6 月（平成 21 年 3 月通算 346 号）

サ イ ズ 変型 A 4 判

ペ ー ジ 平均 68 ページ

発行頻度 月刊（毎月 10 日発行）

主な読者・配布先 全国の商工会議所役員・議員・会員、中央官庁など

③ 「所報サービス」（各地商工会議所が発行する会報の紙（誌）面づくりに協力するため、記事情報を提供）

提供記事本数：毎月 7 本（うち 1 本は隔月）

利用商工会議所数：380 商工会議所（平成 21 年 3 月現在）

④ 「日商ニュース・ファイル」（日商の最近の動きを、希望する各地商工会議所正副会頭・常議員・監事へメールで紹介）

送信回数：85 回 利用人数：1,690 人

⑤ 「商工会議所 CM」（商工会議所の認知度を高めるため、日商が制作した全国共通で利用できる CM コンテンツを各地商工会議所、都道府県商工会議所連合会に提供した）

利用商工会議所、商工会議所連合会数：10 商工会議所、4 商工会議所連合会（平成 21 年 3 月現在）

(2) 記者会見

① 会頭・副会頭定例会見

	開催日	内 容	出席者数
一 木 会	4月3日	景気認識、道路特定財源	23名
	10月2日	米国金融システム不安、追加経済対策、国会論戦、総選挙の争点、解散時期	15名
	11月6日	米国大統領選挙、経済情勢、金融機能強化法改正案、定額給付金への所得制限導入、消費税率の引き上げ、地方農政局の見直し	15名
	1月8日	雇用問題、中小企業の資金繰り、定額給付金	20名
	2月5日	雇用問題、産業活力再生特別措置法、景気認識	20名
	3月5日	追加経済対策、株価対策、中国経済、為替相場、小沢民主党代表の秘書逮捕、東京中央郵便局建て替え問題、定額給付金、雇用問題	15名

	開催日	内 容	出席者数
会 頭 会 見	4月17日	Jパワー株買い増し問題、日商と連合との懇談会、道路特定財源、給油所などに対する支援策、読売新聞の年金改革提言	15名
	9月17日	リーマン・ブラザーズの経営破綻、景気認識、政治情勢、排出量取引試行、日雇派遣、汚染米、二階大臣の日本経団連に対する賃上げ要請	22名
	10月22日	景気認識、日本版排出量取引、主要国会議員・米国の提案	12名
	11月26日	第2次補正予算案の先送り、景気認識、雇用問題	15名
	12月18日	雇用問題、為替相場、自動車産業、中小企業の資金繰り	22名
	1月15日	景気認識、労使トップ会談、ワークシェアリング、韓国経済界との交流	21名
	2月19日	春季労使交渉、政治情勢、来年度補正予算、景気認識、地球温暖化問題	15名
	3月18日	春季労使交渉、追加経済対策、東芝の人事	19名

② その他記者会見

開催日	内 容	出席者数
7月16日	全国商工会議所役員・議員セミナー記者会見（於：ホテルニューオータニ）〔各地の経済状況、岩手・宮城内陸地震、中期行動計画、消費税・社会保障、原油高対策〕	18名
1月6日	経済3団体長記者会見（於：ホテルニューオータニ）〔景気見通し、雇用問題、政治に求めるもの、株価・為替の見通し、少子化対策、米国型経営の見直し〕	45名

(3) 会頭コメントの発表

発表日	内 容
4月7日	日銀総裁候補の新たな提示について
4月9日	日銀総裁人事の国会同意について
4月27日	衆院山口2区補選結果について
4月30日	租税特別措置法改正案の再可決について
8月1日	内閣改造（福田改造内閣）について
8月5日	「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会の公益委員見解」について
8月8日	北京オリンピック開幕について
8月11日	政府の総合経済対策の基本方針について
8月13日	4－6月期GDP速報について
8月29日	政府の「安心実現のための緊急総合対策」について
9月1日	福田首相の辞任について
9月22日	自民党の新総裁決定について
9月24日	麻生新内閣の発足について
10月7日	日経平均株価1万円割れについて
10月27日	株価の続落（バブル崩壊後最安値を記録）について
10月30日	政府の「生活対策」について

10月31日	日銀の利下げ決定について
11月5日	米国大統領選挙結果について
11月10日	日本ペルー二国間投資協定の実質的合意について
11月16日	緊急首脳会合（金融サミット）について
12月12日	平成21年度与党税制改正大綱について
12月19日	日銀の利下げ決定について
12月20日	平成21年度予算財務省原案について
1月21日	オバマ米国新大統領の就任について
2月17日	中川財務相の辞意表明について
3月27日	2009年度予算成立について

(4) 会頭インタビュー・取材

月 日	媒 体 名	内 容
10月27日	毎日新聞	株価の続落(バブル崩壊後最安値を記録)について
10月31日	日本経済新聞	米国発の金融危機の影響、追加経済対策等について
11月12日	日刊工業新聞	中小企業に100年に1度の危機
11月27日	財界（1月27日号）	2009年“試練の経済”にどう立ち向かうか？
12月15日	TKC（戦略経営者2月号）	「個」が光るイノベーションを促す
12月16日	日本経済新聞	春季労使交渉を聞く
12月17日	産経新聞	景気、雇用、組織の運営方針等について
1月13日～16日	日刊工業新聞（「広角」への寄稿、全4回）	①今こそイノベーションを②経済再生の鍵は中小企業③個が光る地域の創造④将来への安心を築け
1月16日	日経ビジネス（1月26日号）	派遣法、ワークシェア等について
2月6日	日本経済新聞社	シンポジウム「どうする雇用」パネリスト
3月9日	共同通信社	現在の政局等について
3月15日	NHK（「総理にきく」生出演）	「当面の経済運営に関する緊急提言」等について

(5) 記者発表

発表日	形態	内容区分	内容・標題
4月1日	資料配布	その他	合併により新たに発足する商工会議所について
4月9日	資料配布	その他	第7回『女性起業家大賞』の募集を開始
4月11日	資料配布	取材依頼	日本商工会議所と日本労働組合総連合会（連合）との懇談会について
4月21日	資料配布	その他	「地域資源∞全国展開プロジェクト」72件を採択 ～平成20年度支援プロジェクトを決定～
4月30日	記者レク	調査結果	商工会議所LOBO（早期景気観測）調査結果
4月30日	資料配布	その他	行事予定表
5月2日	資料配布	その他	「中小企業の会計に関する指針（平成20年版）」の公表について
5月15日	資料配布	その他	「ミャンマー・サイクロン災害」および「中国・四川大地震」に対するミャンマーおよび中国への義援金について
5月19日	資料配布	取材依頼	日豪シンポジウム「わが国の食料と資源のパートナー：オーストラリア」の開催について
5月21日	資料配布	その他	平成20年度「JAPANブランド」支援プロジェクト決定／JAPANブランド多言語情報発信の開始について
5月30日	記者レク	調査結果	商工会議所LOBO（早期景気観測）調査結果
5月30日	資料配布	その他	行事予定表
6月5日	資料配布	取材依頼	オーストラリア首相ケビン・ラッド閣下歓迎晩餐会の開催について (取材のお願い)

6月12日	資料配布	取材依頼	環境省と日本商工会議所との懇談会について（取材のお願い）
6月13日	資料配布	取材依頼	基地立地商工会議所連絡懇談会の開催について（取材のお願い）
6月16日	資料配布	調査結果	商工会議所における「教育に対する支援・協力活動」に関するアンケート調査結果～教育再生を担う商工会議所は190ヵ所（対前回調査比2.2倍）～
6月19日	記者レク	その他	2016年第31回リビック競技大会の東京招致に関する決議
6月19日	資料配布	提言・要望	「平成21年度観光振興施策に関する要望」について
6月19日	資料配布	提言・要望	「平成21年度中小企業関係施策に関する要望」について
6月19日	資料配布	提言・要望	「外国人労働者の受け入れのあり方に関する要望」について
6月19日	記者レク	その他	商工会議所環境行動計画 ～地域・中小企業における地球温暖化対策の推進～
6月30日	記者レク	調査結果	商工会議所L O B O（早期景気観測）調査結果
6月30日	資料配布	その他	行事予定表
7月3日	資料配布	取材依頼	全国商工会議所 役員・議員セミナーの開催について（取材のお願い）
7月7日	資料配布	取材依頼	「日本商工会議所『訪ASEANミッション』同行取材のお願い」の一部変更について
7月15日	記者レク	取材依頼	日本商工会議所と学校法人立命館との産学連携によるグローバルな産業人材育成・確保事業の構築について～地域経済の活性化を担うグローバル人材の育成・確保支援モデル事業（取材のお願い）
7月17日	資料配布	その他	「ミャンマー・サイクロン災害」および「中国・四川大地震」に対する義援金について
7月17日	資料配布	その他	役員人事について
7月31日	記者レク	調査結果	商工会議所L O B O（早期景気観測）調査結果
7月31日	資料配布	その他	行事予定表
8月8日	資料配布	提言・要望	福田改造内閣に望む
8月12日	資料配布	その他	「JAPANブランド・フォーラム」の開催について
8月14日	資料配布	その他	平成20年度「地域資源∞全国展開プロジェクト」（農商工等連携枠・調査研究事業）14件を採択
8月29日	記者レク	調査結果	商工会議所L O B O（早期景気観測）調査結果
8月29日	資料配布	その他	行事予定表
9月11日	資料配布	取材依頼	第108回通常会員総会の開催について（取材のお願い）
9月12日	資料配布	提言・要望	「国が関与する職業訓練に関する意見について
9月17日	資料配布	提言・要望	「平成21年度税制改正に関する要望」について
9月17日	資料配布	提言・要望	「平成21年度中小・小規模企業対策の拡充強化に関する要望」
9月17日	資料配布	提言・要望	第108回通常会員総会について
9月30日	資料配布	その他	第46回日豪経済合同委員会会議の開催について
9月30日	記者レク	調査結果	商工会議所L O B O（早期景気観測）調査結果
10月1日	記者レク	提言・要望	「観光庁に望む ～観光振興による地域の活性化を～」について

10月2日	記者レク	提言・要望	「わが国の社会保障制度改革のあり方」 ～「持続可能な社会保障制度」の実現に向けて～について
10月6日	資料配布	その他	行事予定表
10月7日	資料配布	取材依頼	「TOUCH! JAPAN BRAND」展の開催について TOUCH! JAPAN BRAND 日本にふれ、日本をやる。
10月9日	資料配布	提言・要望	麻生新内閣に望む
10月22日	資料配布	調査結果	地域経済四半期動向（12大都市）－2008年7月～9月－
10月23日	資料配布	事業	平成20年度地域資源∞全国展開プロジェクト「調査研究事業」（農商工等連携に係るセミナーおよび交流会等開催事業）5件を採択
10月28日	記者レク	事業	第1回「全国商工会議所きらり輝き観光振興大賞」受賞商工会議所の決定について
10月30日	資料配布	事業	第7回『女性起業家大賞』受賞者決定について ～感動・変革への挑戦～
10月31日	記者レク	調査結果	商工会議所LOBO（早期景気観測）調査結果
10月31日	資料配布	その他	行事予定表
11月5日	資料配布	取材依頼	「第4回日本商工会議所・法政大学連携事業 2008年度地域活性化シンポジウム」の開催について（12/5）
11月5日	記者レク	調査結果	平成20年度「各地における観光振興への取り組み状況等に係わる調査」の集計結果について
11月7日	資料配布	取材依頼	「全国商工会議所観光振興大会 2008 in 南九州－広域観光のスズメー」の開催について（取材のお願い）
11月28日	記者レク	調査結果	商工会議所LOBO（早期景気観測）調査結果
11月28日	資料配布	その他	平成20年12月の主な行事予定について
12月2日	資料配布	取材依頼	「JAPANブランド・エキジビション in Paris」の開催について～ TOUCH! JAPAN BRAND 日本にふれ、日本をやる。～
12月15日	資料配布	事業	平成20年度（第49回）全国推奨観光土産品審査会入賞品の決定について
12月19日	資料配布	その他	平成21年「岡村会頭年頭所感」について
12月25日	資料配布	取材依頼	地域資源∞全国展開プロジェクト共同展示商談会（2/3～2/6）
12月26日	記者レク	調査結果	商工会議所LOBO（早期景気観測）調査結果
12月26日	資料配布	その他	平成21年1月の主な行事予定について
1月15日	資料配布	その他	日韓商工会議所首脳会議・日韓中小企業CEOフォーラムについて
1月16日	資料配布	その他	「中小企業の会計に関する指針」の改正に関する公開草案の公表について
1月30日	記者レク	調査結果	商工会議所LOBO（早期景気観測）調査結果
1月30日	資料配布	その他	平成21年2月の主な行事予定について
2月4日	記者レク	その他	「当面の雇用問題に関する意見」について
2月19日	資料配布	提言・要望	「持続的なまちづくりに資する農地政策の見直しに関する要望」について
2月27日	記者レク	調査結果	商工会議所LOBO（早期景気観測）調査結果
2月27日	資料配布	その他	平成21年度3月の主な行事について
3月6日	記者レク	提言・要望	「当面の経済運営に関する緊急提言」について
3月9日	資料配布	取材依頼	第109回通常会員総会の開催について（取材のお願い）

3月9日	資料配布	事業	第8回「女性起業家大賞」の募集を開始 ～「感動・変革への挑戦」をキーワードに、女性起業家を表彰
3月18日	資料配布	事業	第109回通常会員総会について
3月31日	記者レク	調査結果	商工会議所L O B O（早期景気観測）調査結果
3月31日	資料配布	その他	平成21年4月主な行事予定について
3月31日	資料配布	その他	日商・東商の事務局人事について（4月1日付）

24. 1級販売士資格更新講習会

販売士検定試験は、5年ごとの資格の更新制度を採用しており、資格を更新するためには、「資格更新講習会」または「資格更新通信教育講座」を受講する必要がある。このうち、1級の「資格更新講習会」は、当所主催で開催しており、20年度の開催地、受講者数等は下表のとおり（2級・3級は各地商工会議所で開催）。

開催地	開催日	会場	受講者数
大阪A	平成20年11月7日（金）	大阪商工会議所	127名
東京A	平成20年11月28日（木）	日精ホール	176名
福岡	平成21年1月9日（金）	福岡商工会議所	59名
大阪B	平成21年1月16日（金）	大阪商工会議所	77名
東京B	平成21年1月21日（木）	日精ホール	155名
合 計			594名

※ 20年度の1級資格更新対象者数は899名で、このうち、66.1%にあたる594名が講習会を受講した。

25. DCプランナー資格更新通信教育講座

DCプランナー認定試験（1級、2級）は、2年ごとの資格の更新制度を採用しており、資格を更新するためには、「資格更新通信教育講座」等を受講する必要がある。資格登録者のうち、資格の有効期間が平成21年3月31日で満了となる1級DCプランナー（1,112名）と2級DCプランナー（2,225名）を対象とした「資格更新通信教育講座」を商工会議所年金教育センターおよび社団法人金融財政事情研究会の協力のもと、開講した。

また、1級に関しては、19年度に引き続き「資格更新研修会」を商工会議所年金教育センターの協力のもと開催した。本研修会の参加者は、「資格更新通信教育講座」の受講を免除される。

20年度の受講者数等は下表のとおり。

	級	開催月	受講者数
資格更新通信教育講座	1級	平成20年10月	818名
	2級	平成20年10月（第1次募集）	830名
		平成20年12月（第2次募集）	778名
	小 計		2,426名
資格更新研修会	1級	平成20年11月	157名
合 計			2,583名

※ 2級の10月と12月は同じ内容で、受講対象者の都合により、開催月を選択できる。

26. 全国統一演習研修事業（経営指導員 Web 研修）

全国の経営指導員等が、地域中小企業・小規模事業者の高度化・多様化するニーズに対応し、創業・経営革新につながる提案型指導ができるよう、平成 16 年度に経営指導員向けに開発した“E ラーニングによる Web 研修システム”の運用が開始された。この Web 研修の一層の普及・活用を図るとともに事業承継支援などのコンテンツの充実やシステムの改善を実施した。

27. 青年部関係事業

＜日本商工会議所青年部の組織＞

会 長 工藤 哲弘（大分商工会議所青年部）

会 員 数 402 青年部（平成 21 年 3 月 31 日現在）

特別会員数 54 連合会 ※ブロック連合会 9 道府県連合会 45（同上）

(1) 会員総会

① 第 52 回会員総会（WEB）

期 日 平成 20 年 8 月 16 日～平成 20 年 8 月 22 日

場 所 日本商工会議所青年部が使用している I T 連絡ツール「エンジェルタッチ」を使用し
WEB 上で開催

出席者 402 青年部

議 事

審議事項

- (1) 平成 19 年度事業報告（案）について（議案第 1 号）
- (2) 平成 19 年度収支決算（案）について（議案第 2 号）
- (3) 平成 20 年度補正予算（案）について（議案第 3 号）
- (4) その他

報告事項

- (1) 第 29 回（平成 21 年度）全国大会の開催期日について
- (2) 第 27 回（平成 21 年度）全国会長研修会の開催期日について
- (3) その他

② 第 53 回会員総会

期 日 平成 20 年 11 月 7 日

場 所 滋賀県民交流センター ピアザホール（滋賀県大津市）

出席者 342 青年部（うち委任状出席 207 青年部）

議 事

審議事項

- (1) 平成 21 年度役員の選任（案）について
- (2) その他

報告事項

- (1) 第 27 回（平成 21 年度）全国会長研修会開催地・開催日について
- (2) 第 29 回（平成 21 年度）全国大会開催地・開催日について

- (3) 平成 21 年度ブロック大会開催地・開催日について
- (4) 第 28 回（平成 22 年度）全国会長研修会開催地について
- (5) 第 30 回（平成 22 年度）全国大会開催地について
- (6) 平成 19 年度事業報告・決算の日商総会承認について
- (7) 平成 20 年度ブロック代表理事会議報告
- (8) 岩手・宮城内陸地震の災害に関する義援金について
- (9) 平成 20 年度各委員会活動報告
- (10) その他

③ 第 54 回会員総会

期 日 平成 21 年 2 月 21 日
 場 所 アクトシティー浜松 中ホール
 出席者 317 青年部（うち委任状出席 159 青年部）
 議 事

審議事項

- (1) 平成 21 年度役員選任に関する件
- (2) 平成 22 年度会長候補者選任に関する件
- (3) 平成 21 年度事業計画（案）に関する件
- (4) 平成 21 年度収支予算（案）に関する件
- (5) その他

報告事項

- (1) 平成 20 年度ブロック活動報告
- (2) 平成 20 年度委員会報告
- (3) その他

(2) 第 28 回全国大会

期 日 平成 20 年 11 月 6 日～8 日
 場 所 滋賀県立芸術劇場 他（滋賀県大津市）
 参加者 3,812 名
 主なプログラム 記念講演（講師 原総一郎氏）
 分科会・びわ湖商人道市・Y E G ビジネス交流プラザ 他

(3) ブロック大会

① 中国ブロック大会（周南）

期 日 平成 20 年 9 月 5 日～6 日
 場 所 周南市文化会館 他
 参加者 1,071 名
 主なプログラム 記念講演（講師 バルセロナ五輪金メダリスト 古賀稔彦氏）
 式典、分科会、物産展

② 四国ブロック大会（坂出）

期 日 平成 20 年 9 月 6 日～7 日

場 所 坂出市民ホール 他

参加者 544 名

主なプログラム 記念講演（講師 前宮城県知事・慶応義塾大学教授 浅野史郎氏）
式典、分科会、物産展

③ 近畿ブロック大会（橋本）

期 日 平成 20 年 9 月 12 日～13 日

場 所 和歌山県立橋本体育館 他

参加者 1,013 名

主なプログラム 記念講演（講師 評論家 宮崎哲弥氏）
式典、分科会、物産展

④ 東北ブロック大会（須賀川）

期 日 平成 20 年 9 月 19 日～21 日

場 所 須賀川市文化センター 他

参加者 1,157 名

主なプログラム 式典、分科会（分科会講師 ぴあ株式会社 代表取締役社長 矢内廣氏 他）

⑤ 北陸信越ブロック大会（滑川）

期 日 平成 20 年 9 月 26 日～27 日

場 所 滑川市総合体育センター 他

参加者 801 名

主なプログラム 記念講演（講師 ワタミ株式会社 代表取締役・CEO 渡邊美樹氏）
式典、分科会、物産展

⑥ 北海道ブロック大会（岩見沢）

期 日 平成 20 年 10 月 3 日～4 日

場 所 岩見沢平安閣 他

参加者 471 名

主なプログラム 記念講演（講師 桃知利男氏）
式典、分科会、物産展

⑦ 九州ブロック大会（荒尾）

期 日 平成 20 年 10 月 9 日～11 日

場 所 荒尾総合文化センター

参加者 1,208 名

主なプログラム 記念講演（講師 ソネットエンタテインメント株式会社
代表取締役社長 吉田憲一郎氏）
式典、分科会、物産展

⑧ 関東ブロック大会（真岡）

期 日 平成 20 年 10 月 17 日～18 日

場 所 真岡市民会館 他

参加者 1,273 名
 主なプログラム 記念講演（講師 春風亭小朝氏）
 式典、分科会、物産展

⑨ 東海ブロック大会（関）

期 日 平成 20 年 10 月 24 日～25 日
 場 所 関市文化会館 他
 参加者 1,233 名
 主なプログラム 記念講演（講師 ヨシダグループ会長兼 CEO 吉田潤喜氏）
 式典、分科会、物産展

(5) 第 26 回全国会長研修会

期 日 平成 21 年 2 月 20 日～21 日
 場 所 アクトシティ浜松 大ホール（静岡県浜松市）
 参加者 1,374 名
 主なプログラム 記念講演（講師：阪神タイガース オーナー付シニアディレクター 星野仙一氏）
 対象者別研修会（第一楽章～第四楽章）
 式典、物産展

(6) 役員会

回	開催日	場 所	出席者数	回	開催日	場 所	出席者数
183	4. 18	大分商工会議所 （大分県大分市）	66 名	188	12. 6	日本交通協会大会議室 （東京都千代田区）	69 名
184	5. 23	コラボしが 21 （滋賀県大津市）	65 名	189	21. 2. 20	アクトシティ浜松 コンGRESセンター （静岡県浜松市）	68 名
185	7. 12	日本交通協会大会議室 （東京都千代田区）	66 名	190	20. 3. 14	彦根プリンスホテル （滋賀県彦根市）	68 名
186	8. 23	東商ビル特別会議室 A・B （東京都千代田区）	69 名				
187	11. 7	ピアザ淡海 （東京都千代田区）	68 名				

(7) 平成 20 年度新規加入青年部

会員（2 青年部）：名寄、西都

(8) 平成 20 年度ブロック代表理事会・各委員会の活動状況

① ブロック代表理事会

1. 第 28 回全国大会（大津）、第 26 回全国会長研修会（浜松）支援、協力
2. 各地ブロック大会支援、協力
3. 単会、県連、ブロックと日本 Y E G の現状と今後について
4. 各地ブロック間における情報交換および連携と協力
5. 青年部未設置地域における設置促進、日本 Y E G 未加入青年部の加入促進

② 各委員会

ア. 総務委員会

1. 日本Y E G諸会議の運営
2. Y E G事業データベースの充実とY E G大賞事業の企画・運営
Y E G事業データベース登録数 564 件（平成 21 年 3 月 31 日現在）
Y E G大賞：応募総数 92 事業
3. 日本Y E G規約等の整備
4. Y E Gグッズの紹介
5. エンジェルタッチの普及・利用促進
6. 日本Y E G会員拡大と連携強化
7. 各種対応窓口業務

イ. 企画委員会

1. 平成 20 年度全国大会びわ湖大津大会に関する各種調整
2. 平成 20 年度全国会長研修会（静岡県浜松市）に関する各種調整
3. 平成 22 年度全国会長研修会ならび平成 22 年度全国大会開催地現地調査等
4. 平成 21 年度全国大会および全国会長研修会主管地に関する各種調整
5. 各地 9 ブロック大会への協力・共催
6. 各大会の「開催手引き書」の見直し検討
7. 全国大会および全国会長研修会の開催地等決定方法の検討
8. 全国大会、全国会長研修会、ブロック大会の本質検討
9. 平成 21 年度より実施される日本Y E G主催の各種大会スケジュール変更を円滑に行うための問題点の検討及び環境の整備

ウ. 研修委員会

1. 各地Y E Gで活用可能な研修ツールの構築
2. 第 6 回Y E Gビジネスプランコンテスト開催
104 プラン応募
集合研修会：参加者 37 名、平成 20 年 8 月 8 日、9 日、10 日
3. 翔生塾の企画・開催
平成 20 年 8 月 23 日、24 日 参加者 105 名
4. 全国会長研修会における研修内容基本プログラムの構築
5. 各地Y E Gのオリエンテーション資料収集・紹介

エ. 広報委員会

1. ホームページの充実・更新
2. メールマガジンの発刊および登録会員の増大
3. 翔生、石垣等を活用しての広報活動
4. Y E G外部への情報発信とY E Gブランドの認知促進活動
5. 会長会議用DVD作成、報告用DVD作成
6. サーバー管理システム検討・契約内容等協議
7. 各大会、事業等ビデオ、写真記

オ. ビジネス推進委員会

1. 「ご縁満開ビジネスサイト」の充実および実質的成果の向上促進
2. 全国YEGメンバー事業所紹介
3. 金融商品等の会員メンバーサービスの検討
4. ビジネス交流会の実施（YEGビジネスネットワーク支援室との連絡窓口）

カ. YEGビジョン推進委員会

1. 日本YEGの組織および活動のあり方の検討（YEG地域支援活動）
2. 国会議員および関係省庁の若手公務員との交流と連携
3. 日本商工会議所国際部およびCACCI（アジア商工会議所連合会）との連絡窓口
4. 組織運営改善のための継続的見直し

28. 女性会関係事業（全国商工会議所女性会連合会）

(1) 組 織

会 長 吉川稲美（東京商工会議所女性会会長）

会員数 403 商工会議所女性会（平成 21 年 3 月末日現在）

平成 20 年度新入会員 五泉商工会議所女性会、金沢商工会議所女性会

(2) 会 議

全商女性連のより円滑な運営と会員交流を促進するため、総会、役員会などを開催するとともに、各委員会活動の強化を図った。

① 全国大会

第 40 回全国大会

期 日：平成 20 年 11 月 28 日（金）

場 所：沖縄コンベンションセンター（沖縄県宜野湾市）

参加者：約 2,700 名

○主な次第：(1) 内閣総理大臣メッセージ（代読）

経済産業大臣メッセージ（代読）

(2) 委員会活動報告

- ・「中期行動計画」に基づく活動の活性化、全商女性連表彰について
- ・女性会等の位置づけや女性会設置と全商女性連への加入促進等
- ・食育、少子化問題、省エネルギー問題への取り組みについて
- ・ホームページリニューアルをはじめとする広報の拡充等
- ・「がん・生活習慣病の予防に関する啓発活動支援」による社会的アピール等
- ・第 7 回女性起業家大賞をはじめとする女性起業家への支援等

(3) 第 7 回女性起業家大賞授賞式

(4) 全国商工会議所女性会連合会表彰制度授与式

(5) 「商工会議所女性会 環境行動宣言」

(6) 商工会議所女性会 活動宣言～「子どもたちの笑顔と元気があふれるように」～

(7) 次回開催地（長野）女性会への会旗引渡し

○記念講演会 テーマ：「沖縄の長寿と食文化」

琉球大学 名誉教授 尚 弘子氏

② 常任理事会（3回）

7月3日（於 カリアック）、11月27日（於 沖縄）、2月26日（於 東京）

③ 理事会（3回）

7月3日（於 カリアック）、11月27日（於 沖縄）、2月26日（於 東京）

④ 会長・副会長会議（1回）

8月28日（於 東京）

⑤ 監事会

7月3日 出席者：5名

⑥ 委員会

ア．総務委員会

第1回 平成20年7月3日（木） 出席者：21名

第2回 平成21年2月26日（木） 出席者：17名

イ．政策委員会

第1回 平成20年7月3日（木） 出席者：19名

第2回 平成21年2月26日（木） 出席者：16名

ウ．広報委員会

第1回 平成20年7月3日（木） 出席者：10名

第2回 平成21年2月26日（木） 出席者：10名

エ．企画調査委員会

第1回 平成20年7月3日（木） 出席者：16名

第2回 平成21年2月26日（木） 出席者：11名

⑦ その他会議

ア．「第7回女性起業家大賞」本審査会

期日：平成20年10月6日（月） 出席者：10名

(3) 商工会議所女性会 環境行動宣言および教育に関する活動宣言（沖縄大会で採択）

昨年11月からスタートした第19期主要取組み課題に「地球温暖化問題」と「教育再生」が掲げられていること、7月に開催した今年度第1回目の理事会において沖縄全国大会で2つの採択することを決議したことを踏まえ、「商工会議所女性会 環境行動宣言」と商工会議所女性会 活動宣言～「子どもたちの笑顔と元気があふれるように」～を採択。

(4) 「個として光る」女性会事業表彰の実施

今年度から新たに行動する女性会の積極的な展開を図るため、個として光り、他の範となる事業や活動をしている女性会の表彰を行うこととし、最優秀賞（日本商工会議所会頭賞）には、徳島女性会の小学生（環境・ゴミ問題）作文・絵画・標語コンクールが輝いた。

(5) 女性起業家を支援

19年度に引き続き「女性起業家大賞」を実施した。20年度で第7回となる。

「女性起業家大賞」受賞者（敬称略）

最優秀賞 河合 とも子 （株式会社ズーム・ティーン 代表取締役）

＜スタートアップ部門(創業5年未満)＞

- 優秀賞 森田 祥子(株式会社Terrace 代表取締役)
奨励賞 上野 賢美(株式会社共立 代表取締役)
浅原 真弓(岡山玉島市場有限責任事業組合 職務執行者)
特別賞 山内 美雪(株式会社ミユキ・エマ임 代表取締役)
浦川 嘉子(株式会社はなのわ 代表取締役)

＜グロース部門(創業5年以上10年未満)＞

- 優秀賞 菅原 あけみ(株式会社マスカル 代表取締役)
奨励賞 貴島 清美(株式会社ディプロム 代表取締役)
牛来 千鶴(有限会社SOHO総研 代表取締役)
特別賞 大堀 和子(株式会社DucO 代表取締役)
栗屋 しのぶ(企業組合オフィスケイ(トラベルネット) 代表理事)

女性の創業・起業の促進のため、各地商工会議所女性会や都道府県・ブロック女性会連合会が、女性起業家大賞受賞者を講師に招いて講演会等を実施する場合、「女性起業家支援金～女性の輪を広げよう～」から女性起業家大賞受賞者に対する講師謝金(1回の講演当たり1人5万円(手取り))に充当することとしたが、20年度利用はなかった。

(6) 環境保全の推進

「環境・ゴミ問題」をテーマとして各地女性会で実施する小学生作文・絵画コンクールに対し、表彰状を贈呈した。(贈呈女性会数14ヵ所)

＜作文部門＞日商会頭・各地商工会議所会頭連名賞3点、全商女性連会長・単会女性会会長連名賞7点

＜絵画部門＞日商会頭・各地商工会議所会頭連名賞5点、全商女性連会長・単会女性会会長連名賞14点

(7) 対外広報活動の促進

女性会に対する理解の促進、単会の組織強化に寄与するため、商工会議所女性会パンフレットを作成し頒布(実績98ヵ所、6,257冊)するとともに、女性会活動の活性化を図るため、「石垣(月刊誌)」「会議所ニュース(旬刊紙)」の有効活用を通じて、各地女性会活動の広報に努めた。また、商工会議所あるいは、女性会のことを多くの方々に知っていただき、その活動に参画していただくために、全商女性連ホームページを12月にリニューアルした。

がん・生活習慣病等の予防に関する啓発活動の一環として、各地女性会のパンフレットや機関誌等に所定の統一クレジット記載の勧奨をした。

29. 全国商工会議所観光振興大会 2008 in 南九州

平成16年3月にとりまとめた「地域における『ニュー・ツーリズム』展開に関する提言」を踏まえ、商工会議所会員の観光に対する意識改革と普及啓発を図り、まちづくり運動の一環として観光振興を促進することを目的に、平成20年11月13日～14日、鹿児島・熊本・宮崎の南九州3県において、「全国商工会議所観光振興大会 2008 in 南九州」を開催した。初めての広域開催となる本大会では、「地域連携で実践する観光の新たな魅力づくり」などをテーマに、全国から商工会議所会員や観光関係者ら約1200人が参加。観光庁が創設された「観光立国」元年であることを踏まえ、商工会議所自らイニシアティブを取り、広域な地域連携ならではの魅力づくりを一層取り組んでいくことを踏まえた「南九州アピール」を採択した。

(1) 内容

11月13日（1日目）

① 本大会（13：00～17：45）

場所 城山観光ホテル「エメラルドホール」

内容

- ・ 歓迎セレモニー 『篤姫ピアノ演奏』吉俣 良 氏
- ・ 開会の辞 日本商工会議所 会頭 岡村 正
(代読：日本商工会議所 常務理事 宮城勉)
- ・ 歓迎挨拶 鹿児島商工会議所 会頭 諏訪 秀治
- ・ 来賓挨拶 経済産業大臣 二階 俊博 氏
(代読：九州経済産業局長 橘高 公久 氏)
観光庁長官 本保 芳明 氏
(代読：観光庁次長 神谷 俊広 氏)
鹿児島市長 森 博幸 氏
- ・ 日商報告 日本商工会議所観光専門委員会委員長 須田 寛
- ・ 基調講演 「道州制をにらんだ広域型観光の促進と地域活性化」
九州観光推進機構会長・田中 浩二 氏

- ・ パネルディスカッション
テーマ 「競争と協調による広域観光力の強化を考える」
コーディネーター (社)日本観光協会 常務理事・総合研究所所長・丁野 朗 氏
パネリスト (株)ジェイテービー代表取締役社長・田川 博己 氏
(株)ANA総合研究所社長・浜田 健一郎 氏
(社)国際観光旅館連盟副会長・中原 國男 氏
コメンテーター 九州経済産業局長 橘高 公久 氏
九州運輸局長 福本 啓二 氏
- ・ 南九州アピール採択 日商観光専門委員会委員長代理 滝沢 靖六
- ・ 2009年開催地挨拶 神戸商工会議所副会頭 岩田 弘三

② 交流会（18：30～20：00）

場所 城山観光ホテル「ロイヤルガーデン」・「レインボーホール」他

内容

- ・ 第1回全国商工会議所きらり輝き観光振興大賞表彰式
(大 賞) 京都商工会議所
(振 興 賞) 小樽商工会議所、茅野商工会議所
(審査員奨励賞) 藤沢商工会議所、三島商工会議所、鳥羽商工会議所、
大阪商工会議所、倉敷商工会議所、下関商工会議所
福岡商工会議所
- ・ 余興

島唄 朝崎 郁恵 氏
・交流会

11月14日（2日目）

③ 分科会（鹿児島・熊本・宮崎）

ア．鹿児島分科会Ⅰ：「地域間競争に打ち勝つための宿泊・交通のインフラ戦略」（217名参加）

会 場：城山観光ホテル エメラルドホール

コーディネーター：鹿児島商工会議所 観光部会長 岩崎 芳太郎

パネリスト：観光庁国際会議担当参事官 大滝 昌平 氏

PwCアドバイザリー（株）パートナー 大澤 真 氏

鹿児島県企画部交通政策課長 田口 芳郎 氏

イ．鹿児島分科会Ⅱ：「近代化産業遺産の広域ネットワーク構築」（209名参加）

会 場：城山観光ホテル ロイヤルガーデン

基調報告：鹿児島県企画部企画課長 佐々木 克之 氏

オフィスフィールドノート社長・砂田 光紀 氏

コーディネーター：鹿児島商工会議所 副会頭 島津 公保

パネリスト：九州観光推進機構 事業本部長 大江 英夫 氏

オフィスフィールドノート社長・砂田 光紀 氏

NP0 かがしま探検の会 理事長 東川 隆太郎 氏

日本商工会議所観光専門委員会委員長 須田 寛

<視察（鹿児島分科会終了後）>

○仙巖園・尚古集成館コース

○まち歩きコース

- ・幻の宰相“小松帯刀”と島津77万石の城址を偲ぶ
- ・鹿児島の魅力再発見！天文館周辺の建築遺産見て歩き
- ・ぶらり天文館なるほど物語

○指宿コース

ウ．熊本分科会：「熊本城を核とした観光の実践」（175名参加）

内 容 会 場：熊本城・本丸御殿他

形 式：郷土芸能の演舞、講演

講 師：富田 紘一 氏

演 題：「歴史が語る熊本城」

伝統 芸能：邦楽 祭囃子（鼓） 中村 花誠 氏

：獅子舞 新町獅子舞保存会

視察先 熊本城周辺のまち歩き

エ. 宮崎分科会：「地域の資源を活かした観光の取組」（186名参加）

内 容 会 場：ウェルシティ宮崎（宮崎厚生年金会館）

形 式：講演

講 師：東国原 英夫 氏（宮崎県知事）

視察先 講演前：「蔵元 綾 酒泉の杜」

講演後：宮崎総合産業展、宮崎県庁見学

④ 夜楽塾（鹿児島、指宿、熊本、宮崎）18：00～20：00

かごしま夜楽塾（178名参加）

	テーマ	講 師	会 場
第1	篤姫塾「曲づくりと篤姫の想い」	①吉俣 良 氏（篤姫・音楽プロデューサー） ②原口 泉 氏（鹿児島大学・教授） ③よし俣 とよしげ 氏（MBC タレント）	リバティクラブ
第2	黒文化塾「黒薩摩と黒豚をとことん語る」	①西郷 隆文 氏（鹿児島県陶業協同組合理事長） ②妹尾 洋介 氏（㈱JA 食肉かごしま食肉事業部長）	レクストン鹿児島
第3	焼酎文化塾「薩摩焼酎～造り手と飲み手の熱き想い」	①本坊 和人 氏（本坊酒造㈱代表取締役専務） ②小正 芳嗣 氏（小正醸造㈱常務取締役） ③中村 朋美 氏（フリーアナウンサー）	さつま路
第4	屋久島・奄美塾「大自然の贈り物～美しき自然遺産に魅せられて～」	①小野寺 浩 氏（鹿児島大学学長補佐） ②日下田 紀三 氏（屋久杉自然館館長） ③永 志保 氏（島唄演者）	温泉ホテル 中原別荘

いぶすき夜楽塾（21名参加）

テーマ	講 師	会 場
「篤姫と豪商濱崎太平次」 ～明治維新の舞台裏～ 「滞在型スポーツイベントと日本一のおもてなし」 ～菜の花マラソン大会を育てて27年	向吉 保 氏（太平次顕彰ヤマ木の会会長） 田原迫 要 氏（指宿市長）	長寿庵

くまもと夜楽塾 (91 名参加)

	テーマ	講 師	会 場
第 1	「熊本の食材を使った肥後の楽膳」	斉藤 隆士 氏 (㈱熊本ホテルキャッスル 代表取締役社長)	熊本ホテルキャッスル
第 2	「宮本武蔵 終の棲家 熊本」	末吉 駿一 氏 (㈱マインド・代表取締役)	五山
第 3	「熊本の新しいエネルギー～街のにぎわい創出」	葉山 耕司 氏、長江 浩史 氏 (ストリートアート プレックス実行委員会)	壺之倉庫

みやざき夜楽塾 (82 名参加)

	テーマ	講 師	会 場
第 1	「宮崎の食文化と焼酎」 ～黒潮と豊かな大地の恵みを語る～	森 松平 氏 (杉の子オーナー)	ふるさと料理 杉の子
第 2	「スポーツランドみやざき」	山倉 和博 氏 (元読売巨人軍)	宮崎観光ホテル
第 3	「神話の里 みやざき」 ～神話で学ぶ日本の歴史～	岡田 勝運 氏 (宮崎市神話語り部ボランティア協会会長)	隠れ里の懐石料理 わらしべ

11 月 15 日 (3 日目)

⑤ オプショナルツアー (各地)

ア. 主 催

日本商工会議所、全国商工会議所観光振興大会 2008 in 南九州実行委員会 (鹿児島・熊本・宮崎商工会議所)

イ. 後 援

国土交通省、観光庁、経済産業省、中小企業庁、(社) 日本観光協会、(社) 日本ツーリズム産業団体連合会、日本政府観光局 (J N T O)

ウ. 協 賛

アクサ生命保険株式会社、商工組合中央金庫、全日本空輸株式会社、株式会社日本航空、財団法人伊勢神宮式年遷宮奉賛会

30. 「全国展開プロジェクト」等による新製品・観光開発のバックアップ

平成 18 年度より実施している「地域資源∞全国展開プロジェクト（小規模事業者新事業全国展開支援事業・中小企業庁補助事業）」を引き続き実施した。

同事業は、地域資源を活かし、新製品や観光資源の開発等、地域の魅力を P R し全国規模の市場展開を図るため、各地商工会議所が地域の事業者と一丸となって行う市場調査、専門家招聘、試作品開発、商談会・展示会の開催等の取り組みを総合的に支援するもの。

平成 20 年度は、96 件のプロジェクトを決定した（参考：商工会については、全国商工会連合会で 174 件を採択）。

【本体事業】（71 件）

旭川、網走、士別、富良野、伊達、青森、弘前、五所川原、仙台、塩釜、横手、福島、須賀川、新潟、新津、燕、小松、七尾、輪島、岡谷、諏訪、飯山、鹿沼、小山、桐生、佐倉、小田原箱根、浜松、下田、焼津、瑞浪、西尾、鳥羽、大津、京都、宮津、城陽、大阪、堺、吹田、神戸、出雲、大田、江津、津山、備前、府中、庄原、廿日市、山口、萩、小松島、高松、松山、八幡浜、福岡、北九州、八女、大川、筑後、伊万里、平戸、八代、本渡、豊後高田、延岡、高鍋、日南、鹿児島、枕崎、指宿

【農商工等連携枠】（5 件）

札幌、茅野、川口、尾鷲、日向

【調査研究事業】（9 件）

留萌、盛岡、米沢、長野、常滑、熊野、和泉、いちき串木野、霧島

【調査研究事業農商工等連携に係るセミナーおよび交流会等開催事業】（11 件）

札幌、網走、小松、珠洲、飯能、浜松、敦賀、浜田、山口、柳井、大村

また、各プロジェクトの円滑な事業展開を図るため、下記事業を実施した。

○セミナーの開催

本事業の事務的説明とともに、地域資源のブランド化による地域活性化の取り組みの参考となるような内容で、採択商工会議所以外からも広く参加を呼びかけ実施した。

- ・日程：平成 20 年 7 月 3 日（木）～4 日（金）
- ・場所：全国町村議員会館、サンプルラボ・R i n
- ・参加者数：92 名

○広報事業

事業の周知および認知度向上を目的とした広報事業を実施し、全国各地の地域資源を活かした新たな特産品開発や観光資源開発の取組み支援を行った。

①地域資源∞全国展開プロジェクトホームページの運営・開設

本事業の認知度向上、各地実施プロジェクトのプロモーション支援を目的に、昨年度から引き続きホームページで広報事業を実施。平成 21 年 3 月 30 日に「地域資源∞全国展開プロジェクト」に取組む各地商工会議所の情報を一元的に発信するサイト「feel NIPPON 新しい食・旅、そして技」としてリニューアルオープンした。

②パネル展示

平成 20 年 4 月 1 日～11 月 30 日の間、商工会議所福利研修センター（カリアック）において、昨年度から引き続きパネル展示を実施。企業や学生等、研修などで本施設を利用した約 15,000 名に対し、

地域資源∞全国展開プロジェクトで開発した各地の観光資源・特産品をPRした。

また、7月16日～17日に都内ホテルで開催した「全国商工会議所役員・議員セミナー」において、当事業のパネル展示を行い、各地商工会議所に対し全国の地域資源を活かした観光・特産品開発の意欲の喚起、および事業のヒントの提供に努めた。

③経済産業省ロビー展

平成21年2月2日～20日（商工会議所分は10日まで）の間、経済産業省1階ロビーにおいて、“出会うふれあう地域の魅力キャンペーン”の一環として「地域資源∞全国展開プロジェクト」の事業紹介と48プロジェクトのパネル展示を実施。経済産業省来省者へのPRを行うとともに、同時期に東京ビッグサイトで開催された共同展示商談会のガイドブック等を配布し、同展示商談会への誘客を図った。

④「4travel」での特集掲載

国内最大級の旅行クチコミサイト「4travel」が1月9日に発刊したトラベルコミュニティマガジン「4travel」vol.1にて「地域資源∞全国展開プロジェクト」の採択プロジェクトで開発された商品や観光資源を取り上げた特集を掲載。また、4travelのWEBサイトとも連携し、旅行者の視点に立った「旅の魅力」を発信した。

⑤大人のウォーカー、東京・横浜・千葉ウォーカーでの特集掲載

「旅・食・文化」を中心に、大人向けの情報誌「大人のウォーカー（東京版、東海版、関西版、九州版）」の4月号（3月6日発売。九州版のみ7日発売）にて地域資源∞全国展開プロジェクトで開発された特産品の特集を掲載。また、3月31日発売の東京・横浜・千葉ウォーカーにて、首都圏在住者が日帰り圏内で体験ができる産業観光プロジェクトを紹介した。

⑥ぐるなびでの特集掲載

約6万3千店の飲食店会員を持つグルメ情報検索サイト「ぐるなび」にて、全国各地の商工会議所が「地域資源∞全国展開プロジェクト」で生み出した特産品などを紹介する特集企画「feel NIPPON 地域資源いただきます」を3月13日より実施。また、ぐるなび会員向け会報誌「ぐるなび通信」100号記念号においても特集企画を掲載し、飲食店への訴求を図った。

⑦流通・小売業界向け雑誌での特集掲載

3月24日発売のコンビニ産業向け経営専門誌月刊コンビニ、4月1日発売の経営専門誌月刊商業界5月号にて、地域資源∞全国展開プロジェクトで開発された特産品や観光事業の特集を掲載し、流通・小売業界への訴求を図った。

⑧朝日新聞への広告掲載

3月30日の地域資源∞全国展開プロジェクトホームページのオープンにあわせ、同日の朝刊に広告を掲載。最近よく聞く「地域ブランド」とは何かを説明する切り口で、具体的なプロジェクトを紹介し、ホームページへの誘導を図った。

○事業評価・専門家派遣事業

平成18～20年度に採択された各実施機関の取組状況について、今後の支援事業等の実施に資することを目的に、調査および調査結果の分析等を行った。また、調査研究事業に対する事業基盤強化支援、専門家派遣ニーズを有するプロジェクトへの専門家派遣支援を実施し、各地プロジェクトへの実践的支援を行った。

○共同展示商談会の開催

2月3日～6日の4日間、東京・有明の東京ビッグサイトで「地域資源∞全国展開プロジェクト」を通じて開発された特産品や観光商品などを集めた共同展示商談会「feel NIPPON」を開催。43 プロジェクトが参加し、「新しい食・旅、そして技」を首都圏バイヤーなどに広くアピールした。

31. JAPANブランド育成支援事業

平成 16 年度より実施している「JAPANブランド育成支援事業（中小企業庁補助事業）」を引続き実施した。

同事業は、地域の特性を活かした製品の魅力・価値を更に高め、全国さらには海外のマーケットにおいても通用する高い評価（ブランド力）を確立すべく、商工会議所・商工会等が地域の企業等をコーディネートしつつ行う、マーケットリサーチ、専門家の招聘、コンセプトメイキング、新商品開発・評価、デザイン開発・評価、展示会参加等の取組みを行うプロジェクトについて、総合的に支援を行うもの。

当所と全国商工会連合会の連携・協力体制のもと、商工会議所・商工会等から支援すべきプロジェクトの提案書を募集し、民間有識者等により構成されるプロジェクト採択審査委員会を開催し、審査のうえ、実施機関 59 カ所（商工会議所 40 カ所、商工会 19 カ所）のプロジェクトを決定した。

平成 20 年度 JAPANブランド育成支援事業 40 件（商工会議所が実施主体のもの）は以下の通り（順不同）

戦略策定支援事業	(4件) : 小山、東京、高知、武生
ブランド確立支援事業	1年目(9件) : 弘前(刃物)、新津、長野、鹿沼、静岡(お茶)、堺、東広島、人吉、佐伯
ブランド確立支援事業	2年目(8件) : 足利、甲府、静岡(家具)、豊橋、蒲郡、瀬戸、大野・勝山、鯖江
ブランド確立支援事業	3年目(5件) : 札幌、盛岡、泉佐野、神戸、今治
先進的ブランド	(14件) : 弘前(漆器)、山形、会津若松、燕、加茂、川口、富士吉田、高山、一宮、輪島、京都、松江、府中、大川

また、各プロジェクトの円滑な事業展開を図るため、下記の事業を実施した。

- ・各プロジェクトにおける効果的な実施を支援するため、事業担当者・参画事業者等を対象にセミナーを7月23日に青山・こどもの城で開催した。
- ・各プロジェクトに携わる専門家による「JAPAN ブランドプロデューサー会議」を1月に開催し、各プロデューサーの携わる事業の取組みや現状、課題などについて意見交換を行った。
- ・平成 20 年度 JAPANブランド育成支援事業の採択プロジェクトの概要および製品、全国団体実施事業等を取りまとめた報告書を作成した。
- ・関連情報を総合的に発信する公式サイト「JAPAN BRAND ウェブサイト」において、各プロジェクトの活動情報、新着情報等の掲載等、参画事業者、一般消費者等への情報提供およびイメージ訴求を行った。
- ・日本各地のものづくりを取材するオンライン・インタビュー・マガジン「PingMagMAKE」において、参画プロジェクトの取組みについて、日・英2カ国語による情報発信を行った。
- ・ウェブサイトを活用した新製品開発等支援事業（「CUUSOO JAPAN BRAND」サイトの運営）を実施した。
- ・国内外における各プロジェクトの販路開拓を支援するため、一般消費者、流通関係者、来日する海外デザイナー等に広く周知する国内展示会、欧州のバイヤーなどとのマッチングを行う海外共同展示商談会

を開催するとともに、欧米市場におけるトレンド・価格調査等を目的としたテストマーケティング事業を実施した。

①国内展示会「TOUCH!JAPAN BRAND 展」

期 日 平成 20 年 10 月 30 日(木)～11 月 3 日(火)

会 場 東京・表参道 地域資源アンテナショップ「Rin」

②海外展示商談会「TOUCH!JAPAN BRAND in Paris」

期 日 平成 21 年 2009 年 1 月 22 日(木) ～24 日(土)

会 場 パリ・三越エトワール

③海外テストマーケティング

1) アメリカ・ニューヨーク

期 日 平成 21 年 1 月 25 日(日)～2 月 7 日(土)

会 場 フェリシモ・デザインハウス

2) イタリア・ミラノ

期 日 平成 21 年 3 月 2 日(月)～3 月 14 日(土)

会 場 URUSHI Milano

3) フランス・パリ

期 日 平成 21 年 3 月 20 日(金)～3 月 29 日(日)

会 場 エリック・ミルシェールギャラリー

- ・事業のコンセプトを周知するとともに、各プロジェクトにおける取組みや製品の紹介等、展示会開催、各種広報媒体等で活用できる、効果的なプロモーションに資する映像作品を制作。
- ・角川ザテレビジョン「別冊カドカワ特別編集 mono-log」の特集記事として「特集・ジャパン・ブランド 新しい伝統の創造」を掲載。
- ・マガジンハウス「CASA BRUTUS」の特集記事として「JAPAN BRAND ×Casa Brutus」を 10 月 10 日発売分より継続して掲載。また、デザイナー・村上隆氏がデザインを手がけた製品を特別付録とするコラボレーション企画により、広く事業および製品、技術の PR を図った。
- ・J A P A Nブランド育成支援事業への参画を検討している事業者や団体、関係機関などを対象に、JAPANブランドの認知度向上とともに、各種事業を推進できる人材の育成や新たな案件の発掘を目的とするセミナー「JAPANブランド・フォーラム」を9月～11月にかけて全国6カ所(仙台・東京・金沢・京都・広島・福岡)で開催した。
- ・各地プロジェクトの取組みを通じて開発された製品をウェブ上で登録・閲覧可能な、ウェブ製品カタログを作成した。
- ・海外デザイナーとの連携による商品開発・デザイン開発支援として、プロダクツ、インテリアデザインを手がけるフランス人デザイナー、ロナン・ブルーレック、エルワン・ブルーレック両氏とのコラボレートにより、採択プロジェクトの新製品デザイン開発支援を行った。
- ・平成 20 年度および過年度に採択された各実施機関の取組状況等について、現地調査および調査結果の分析等を行い、今後の支援事業等の実施に資することを目的とした調査を行った。

32. 産学連携による人材育成支援事業

当所では、各地商工会議所との協力の下、人材育成の重要な役割を担う大学等との連携により、学生のキャリアアップ教育、能力評価、就業支援をワンセットで取り組み、地方人材の育成・強化、地元での就職の促進などを目指した産学連携事業を推進している。

17 年 12 月、地域づくりに貢献できる人材の育成、地方への円滑な人材の還流、供給を目指すこと等を目的に、法政大学と産学連携の包括協定を締結し、同大学生を対象とした職業資格取得やキャリアアップを支援するモデル事業を創設し、各種事業を展開している。20 年度においては、地域活性化に関するシンポジウム、販売士 2 級・3 級養成講座、日商 P C 検定試験の学内実施、文部科学省「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」における日商 e ラーニングの活用、地方企業の就職情報の提供など、一層の事業推進を図った。

19 年 1 月、明治大学商学部と産学連携の包括協定を締結し、人材育成支援スキームを立ち上げ、各種事業を推進している。20 年度は、経営戦略、C S R、人材育成、地域活性化等に関するセミナー、小売・流通業従事者向けの特別講座、各地域で特徴的な企業や商工会議所の役員企業による事業継承と人材育成をテーマにした企業人講座・交流セミナー、地域活性化に係るシンポジウム、地方インターンシップ、地方物産展、日商簿記検定の団体受験日商ビジネス英語の学内実施など積極的に事業を展開した。

さらに、20 年 7 月、学校法人立命館と産学連携の包括協定を締結し、「日商と立命館とのグローバルな産業人材育成・確保支援スキーム」を立ち上げた。21 年度、留学生への地方企業の就職情報の提供、日商簿記検定や日商 P C 検定の学内実施など、事業の本格実施を推進することとしている。

33. 平成 20 年度 I T 経営応援隊事業の実施

経済産業省がわが国経済の基盤を支える中小企業に対する I T 利活用の普及促進を図ることを目的として実施している「中小企業経営革新基盤整備事業（I T 経営実践促進事業）」における研修事業を受託し、当所が事務局となって I T の利活用が遅れている業種、規模の企業の経営者等を対象に、I T 経営への気づきの機会提供や I T 利活用の意識向上を図ることを目的とした簡易型の「I T 経営気づき研修会」および I T 経営の導入に関心のある中小企業等の経営者、C I O 機能を担う人材等を対象に、企業競争力の強化や生産性の向上を図ることを目的とした公募型の「経営者・C I O 育成研修会」を実施した。なお、「I T 経営気づき研修会」については、I T 利活用を拒絶し、ためらいを感じている経営者等を対象とした「入門編」と既に I T 経営に「気づき」をもった経営者等を対象とした「基礎編」の 2 コースに区分して実施した。

同事業は、当所と各地商工会議所の連携により「I T 経営気づき研修会」については延べ 2,801 名が、「経営者・C I O 育成研修会」については延べ 1,171 名がそれぞれ参加した。

○研修内容

・ I T 経営気づき研修会

《入門編》

時間	内 容	ねらい
60 分	1. 『ネット社会の概要について』 (1) 動き出したネット社会 (2) 仕事は紙から電子データへ (3) これからビジネスで必要なこと (4) ネット社会に対応した人材インフラの整備	小規模企業の経営者等に対して最新のネット社会の動向を説明し、本格的なネット社会が到来したことを体感してもらう。また、ビジネスインフラが紙媒体から電子メールやホームページ等の電子媒体に変わったことやそれに対応した人材育成の重要性を説明する。
60 分	2. 『I T 経営とは』 (1) I T 経営とは何か (2) I T 経営のススメ (3) I T 経営応援隊	「I T 経営」とは何か、I T 経営を導入するとどうなるのか、具体的な事例に基づいて解説し、I T 経営をより身近に感じてもらう。その上で経営者がまずやるべきことは何か、導入の流れを説明する。
60 分	3. 『I T、ネットワークの活用事例』 (1) I T でコミュニケーションが変わる (2) I T で営業が変わる (3) I T で取引が変わる (4) I T 経営の実践 (5) 電子申告	I T を自らのビジネスにどのように導入すべきかということについて、ネットワーク活用や I T ツール活用の具体的な事例などデモを交えて説明し提示する。また、I T 経営を実現する上で有効と思われる、簡単かつ安価なツールを紹介する。

《基礎編》

時間	内 容	ねらい
120 分	1. ケーススタディで体験する『I T 経営』 (1) 社長の思いと方向の再確認 (2) わが社の強み・弱み、好機と脅威の再確認 (3) 儲ける仕組み（経営戦略を立てる） (4) I T 利活用による問題解決（I T 利活用の戦略を立てる） (5) 個人演習またはグループによる演習	具体的な企業事例を用いたケーススタディにより、「経営戦略」「I T の利活用戦略」を策定する流れを疑似的に体験してもらう。インターネット、携帯電話、表計算ソフト活用など安価で簡単な I T 導入による小規模事業者における経営改革の進め方を研修し、自社の発展や事業の見直しにおいて、I T を利活用した経営がいかに有効か、自社においても実現可能であることを体感してもらう。
60 分	2. 自社で体験する『I T 経営』 (1) 自社の I T 経営度（I T の利活用による経営レベル）を診断する (2) 個人演習	ケーススタディで学んだ事業分析手法を用いて、自社の強み・弱みの把握、自社経営における I T 活用レベルの診断、評価を行う。自社をモデルとした体験により、I T 経営への取り組みの手がかり（ストーリー）をつかみ、自社での実践へのモチベーションを高める。

・経営者・C I O 育成研修会

研修内容については、特定非営利活動法人 I T コーディネータ協会の教材を「標準教材」として実施した。

○ I T 経営気づき研修会事業の実施結果

研修種別	開催商工会議所数 (箇所)	開催件数 (回)	受講者数 (人)	1 件あたり平均受講者数 (人)
入門編	99	157	2,093	13.3
基礎編	46	58	708	12.2
合計	145	215	2,801	13.0

○経営者・C I O 育成研修会の実施結果

研修種別	開催商工会議所数 (箇所)	開催件数 (回)	受講者数 (人)	1 件あたり平均受講者数 (人)
経営者 研修会	6	105	1,104	10.5
C I O 育成 研修会	—	6	67	11.2
合計		111	1,171	10.5

○「I T 経営気づき研修会事業説明会」の開催

本研修会事業の開催にあたり、講師を養成するための説明会を開催した。

開催地	開催日	会 場	受講者数
大 阪	平成20年 9 月 30 日 (火)	大 阪 商 工 会 議 所	41 名
盛 岡	平成20年10 月 3 日 (金)	盛 岡 商 工 会 議 所	13 名
東 京	平成20年10 月 7 日 (火)	東 京 商 工 会 議 所	59 名
福 岡	平成20年10 月 8 日 (水)	福 岡 商 工 会 議 所	17 名
		合 計	130 名

34. 財団法人日本対がん協会との医産連携事業

商工会議所による国民の健康福祉増進に寄与する社会貢献活動および商工会議所会員サービスの拡充と会員加入促進等のため、19 年 3 月、当所と財団法人日本対がん協会は、「医産連携による地域健康支援モデル事業創設」に関する基本合意書を締結した。当所は、同合意書に基づき、各地商工会議所と同協会の支部の連携のもと、商工会議所会員である事業主や従業員、その家族等の健康管理の向上に資する事業を行うスキームを創設し、各種事業を展開している。

20 年度は、全国商工会議所女性会連合会と連携し、同連合会会員に対して、乳がんをはじめとするがん予防に関する啓発活動や情報提供を行った。さらに、太田・熊本等各地商工会議所および静岡商工会議所女性会等において、地元の協会支部との連携を通じ、地域事情とニーズに合わせた形で、健康啓発普及セミナーや高度ながん検診の実施、がん予防や生活習慣病等に関する健康情報提供等の各種連携事業を実施した。

21 年度においても、引き続き、各地商工会議所をはじめ同協会および同協会支部と連携して、医産連携事業を積極的に推進する。

(2) 意見活動

- 第1号（4月30日） 取引適正化推進等のためのガイドラインの実効ある普及と国によるフォローアップを望む
- 第2号（6月19日） 平成21年度中小企業関係施策に関する要望
- 第3号（6月19日） 外国人労働者の受け入れのあり方に関する要望・報告書
- 第4号（6月19日） 商工会議所環境行動計画 ～地域・中小企業における地球温暖化対策の推進～
- 第5号（6月19日） 平成21年度観光振興施策に関する要望
- 第6号（6月19日） 2016年第31回オリンピック競技大会の東京招致に関する決議
- 第7号（8月8日） 福田改造内閣に望む
- 第8号（9月12日） 国が関与する職業訓練に関する意見
- 第9号（9月17日） 平成21年度中小・小規模企業対策の拡充強化に関する要望
- 第10号（9月17日） 平成21年度税制改正に関する要望
- 第11号（10月1日） 観光庁に望む ～観光振興による地域の活性化を～
- 第12号（10月2日） 「わが国の社会保障制度改革のあり方」～「持続可能な社会保障制度」の実現に向けて～提言
- 第13号（10月9日） 麻生新内閣に望む
- 第14号（1月30日） 「営業秘密に係る刑事的処置の見直しの方向性について(案)」に関する意見
- 第15号（2月4日） 当面の雇用問題に関する意見
- 第16号（2月4日） 第2次補正予算の速やかな執行について(緊急要望)(中小企業関係4団体)
- 第17号（2月12日） 『商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律』(案)の速やかな成立について(要望)(中小企業関係4団体)
- 第18号（2月18日） 「リコール促進の共通指針(案)」に関する意見
- 第19号（2月19日） 持続的なまちづくりに資する農地政策の見直しに関する要望
- 第20号（3月6日） 当面の経済運営に関する緊急提言
- 第21号（3月19日） 緊急決議

1. 取引適正化推進等のためのガイドラインの実効ある普及と 国によるフォローアップを望む

平成 20 年 4 月 30 日

日本商工会議所

取引適正化小委員会

親事業者との取引関係において交渉力の弱い中小企業は、最近の原油・原材料価格高騰のような局面でも、その分を価格転嫁できずに、多くの中小企業の収益が圧迫され、一層厳しい経営を余儀なくされている。商工会議所早期景気観測（L O B O）調査の結果をみても、年明けから景況感が極端に悪化し、仕入単価の上昇は調査開始以来、最悪の水準を記録するなど、中小企業の厳しい実態を裏付けている。中小企業は、わが国の企業数の 99.7%、雇用の 7 割を占めており、中小企業の活力強化なくして、わが国経済の持続的な成長発展は望めない。

昨年 2 月にとりまとめられた政府の「成長力底上げ戦略」においては、生産性の向上の成果を中小企業に波及させ、中小企業全体の底上げを図るためとして、下請取引の適正化の必要性が強く打ち出された。その結果、昨年 6 月に素形材、自動車産業等 8 業種について下請適正取引推進ガイドラインが策定され、これまで、合計 10 業種にまで拡充されたことを評価するものであり、当所として、全国の商工会議所を通じ、親事業者および下請事業者に普及すべく周知を図ってきたところである。

このたび、経済産業省製造産業局により、「平成 19 年度素形材関連取引実態調査（下請取引ガイドラインフォローアップ調査）」がとりまとめられたことで、素形材、自動車、産業機械等の業界における活用状況や課題が鮮明となったことは意義深いものである。

ガイドラインの目的は、中小企業がこれを活用して親事業者に対する交渉力の向上を図り、適切な価格協議などを行えるようになるなど、親事業者と下請事業者との取引の適正化を推進することである。

ついては、国の責任において、ガイドラインが各業界に広く拡充され、普及・浸透するよう、さらに実効ある方策を講じるとともに、その活用状況・効果等を定期的に検証・公表しつつ、必要に応じて改訂を行うなど、しっかりとしたフォローアップを行っていただくよう強く要望する。

以 上

<提出先>

経済産業省、中小企業庁、国土交通省

<実現状況>

○平成 21 年 2 月に「放送・コンテンツ製作業」について新たに下請ガイドラインが策定され、策定業種が合計 11 業種となった。

（さらに、化学・紙・鉄鋼・アニメ産業・印刷産業の 5 業種で新たにガイドライン策定が検討されている）。

○「素形材、自動車、産業機械・航空機等」の 3 つのガイドラインの改訂が実施され、(i)問題があると

思われる取引慣行事例等、(ii)ベストプラクティス事例、(iii)「下請法の対象外となる資本金規模の企業間取引」や「不公正な取引方法に係る経済産業省と公正取引委員会との協力スキームの構築」が追加された。

- 「素形材、自動車、産業機械・航空機等、繊維、建材・住宅設備、情報通信機器産業、情報サービス・ソフトウェア産業、広告業」の8つのガイドラインにおいて、認知度・活用度等に係るフォローアップを実施し、平成20年12月24日に開催された「第1回下請取引適正化推進会議」において、その結果が発表された。
- 「素形材、自動車、産業機械・航空機等、情報通信機器産業、情報サービス・ソフトウェア産業、広告業」の6業種について、各業界への説明会や業界団体におけるマニュアル整備等、これまでに実施された普及活動の内容が、平成21年3月17日に開催された「第2回下請取引適正化推進会議」において発表された。

2. 平成21年度中小企業関係施策に関する要望

平成20年6月19日

日本商工会議所

わが国経済は、原油・原材料価格の高騰や、サブプライムローン問題とともに、地域間・企業規模間で業況における格差が拡大してきており、地域経済や中小企業をめぐる状況は厳しさを増している。また、金利や為替の動向、米国経済の減速など、先行きの経済に対する下振れリスクも存在しているなど再び景気後退が懸念される。

こうした中、政府が推進する「成長力底上げ戦略」等の実効を高めるためには、全企業数の99.7%、従業者数の69.4%を占める中小企業の活力の推進、とりわけ中小企業の大多数を占める小規模事業者の底上げが不可欠である。

しかしながら、中小企業対策予算の政府予算全体に占める割合はわずか0.37%に過ぎず、その規模はあまりにも小さい。また、小規模事業対策予算については、本来の三位一体改革の趣旨が徹底されないまま、各都道府県の財政事情等により、この3年弱の間で大きく削減された地域が見られる。

わが国が自律的な成長と健全な社会の発展を図るためには、中小企業が本来持っているダイナミズムとバイタリティーを最大限に発揮し、勇氣あるイノベーションを引き起こすことができるような環境整備が必要である。このため、中小企業の底上げと活性化を図るべく、国と地方自治体が果たすべき役割と責任の分担を再構築した上で、中小企業・小規模事業対策予算を十分かつ安定的に確保して、相談指導事業を一層強化するとともに、創業・経営革新、技術開発、人材確保、事業承継の円滑化への支援など諸施策を大幅に拡充強化すべきである。

以上の観点を踏まえ、日本商工会議所は、平成21年度中小企業関係施策に関して、下記事項の実現を強く要望する。

＜重点要望事項＞

I 中小企業・小規模事業対策予算の十分かつ安定的な確保等

- ◆三位一体改革後も小規模事業対策に関する法律・政策体系に変更がない中で、都道府県において一方的な同対策予算の削減が見られることは問題
- ◆国は、小規模事業対策に関する国と地方の役割分担を改めて明確にするとともに、同対策予算の十分な確保に尽力すべき

II 中小企業の生産性向上の推進と事業承継への支援強化等

- ◆地域力連携拠点事業および事業承継支援事業の拡充・強化
- ◆改正独占禁止法案の早期成立・施行と下請取引等の適正化推進
- ◆企業の支払能力を無視した最低賃金の引き上げ反対

III 中小企業におけるIT利活用の総合的推進

- ◆地域ITベンダーの組織化による中小企業のIT化支援
- ◆中小企業の電子政府・電子自治体への取り組み支援
- ◆中小企業の情報セキュリティの向上支援

IV 中小企業金融機能の維持・強化と中小企業の再生

- ◆金融セーフティネットの充実と資金調達手段の多様化
- ◆中小企業再生支援協議会による支援の拡充
- ◆地域中小企業再生支援における連携強化

V 中小企業の活力増進のための税制改革

- ◆事業承継税制の抜本拡充の円滑な施行
- ◆中小法人税制等の拡充
- ◆地域の中小企業の活力増進を阻害する税制の是正
- ◆増税なき財政再建の実現

VI 中小企業の雇用環境整備と人材確保・育成支援等

- ◆仕事と子育ての両立支援に取り組む中小企業への支援の拡充
- ◆ジョブ・カード制度（職業能力形成システム）の拡充・強化
- ◆不足が想定される分野における外国人労働者受け入れ制度の創設
- ◆中小企業における企業年金制度の充実強化

VII グローバル経済下の中小企業の海外展開支援

- ◆経済連携協定（EPA）利用促進のためのPR強化ならびに支援拡充
- ◆国際ビジネスを展開する中小企業への支援の拡充
- ◆中小企業の輸出振興のための各種支援の拡充

Ⅷ 中小企業の環境問題への取り組み支援

- ◆中小企業の地球温暖化防止対策等への取り組みに対する支援
- ◆「環境」を名目にした新税導入反対

Ⅸ まちづくりの推進と地域産業の振興

- ◆改正まちづくり 3 法を活用したコンパクトなまちづくりの一層の推進
- ◆福祉・社会政策の観点に立った総合的な地域・商業対策の推進
- ◆地域資源を活用した新事業展開に対する支援策の拡充強化

X 地域間格差是正のための地方幹線道路等の早期整備

個別要望事項について

I 中小企業・小規模事業者対策予算の十分かつ安定的な確保等

わが国の経済産業社会の大宗をなす中小企業、とりわけその大多数を構成する小規模事業者は、地域経済社会の基盤を支える存在であり、その底上げと活力強化を図ることは地域の活性化、ひいては日本経済の成長発展にとって必要不可欠である。

経営改善普及事業は、平成 18 年度から実施された三位一体改革での税源移譲により、国から地方への補助金が廃止（一般財源化）され、補助金の額が各都道府県の裁量で定められることとなった。しかしながら、国の判断として、経営改善普及事業の必要性や具体的内容等を変更したものではないにもかかわらず、都道府県の財政事情等により小規模事業者対策予算の削減が行われている地域が多く見られる。平成 17 年度を基点として三位一体改革後の 3 年間をみると、2 ケタの削減率となっているところが 47 都道府県中 30 に上り、地域経済の一層の停滞が懸念される。

（１）経営指導員を中心に実践してきた小規模事業者支援や地域活性化

そもそも、「中小企業支援法（昭和 38 年 7 月施行）」では、毎年、国（経済産業大臣）が、中小企業支援計画を策定し、それを受けて地方（都道府県知事）も中小企業支援計画を定め、地域の中小企業団体等との協力と役割分担のもとに、適切に中小企業支援事業が行われるよう配慮しなければならないことが規定されており、平成 20 年度の国の中小企業支援計画の中でも、「三位一体改革により、都道府県においては地域の実情を踏まえた支援を更に深めていくことが期待されており、国の事業との相乗効果を図りつつ、中小企業者に対する適切な支援が確保されるよう必要な予算の確保やより効果的な事業の実施に努めること」とされている。また、経営指導員等の設置に対する補助金が地方交付税として都道府県に税源移譲（一般財源化）されたのと同じ平成 5 年に成立を見た「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（小規模事業者支援促進法）」において、商工会議所は小規模事業者の経営の改善・発達を支援する主体として位置付けられており、同法成立の過程では、衆議院・参議院の各院において、経営指導員の人件費補助に関し政府が適切な配慮をすべき旨の附帯決議も行われている。

このように、わが国において経営改善普及事業は、小規模事業者対策として法律および政策に明確に

位置付けられ、すでに半世紀の長きにわたり地域経済を下支えしてきた。全国にネットワークを有する商工会議所は、そうした国の小規模事業施策の実施を担うにふさわしい団体として、補助金という形式をとっているものの、国と地方の財政分担により設置された経営指導員を中心に、その一翼を担ってきた。

さらに、小規模事業者支援促進法に基づいて経済産業大臣が定める基本方針において、経営改善普及事業は、「これまでの個別の小規模事業者に対する経理、税務等に関する指導等を中心とした体系から、村おこし、街おこしといった小規模事業者の集団を対象とした指導、情報の提供等をも含めた多面的な体系への拡充していくことが必要」とされ、商工会議所は、小規模事業者の経営を金融・税務等の個別相談・指導を行うだけでなく、創業・経営革新、事業承継、倒産防止、事業再生、人材育成、ビジネスマッチング、IT化および国際化など経営力強化のための様々な支援を行うとともに、地域資源活用や農商工連携等を通じた中小企業振興、商店街活性化、まちづくりおよび観光振興など、多種多様な国・地方の施策実施を担い、まさに現在政府が最重要課題に上げている地域経済の底上げに向け、地に足の着いた貢献を果たしてきたところである。

(2) 都道府県による経営改善普及事業予算の一方的な削減は国の法律・政策体系と整合しない

商工会議所は、経営指導員を中心として、小規模事業施策のみならず、地域の活性化のための諸事業の実務を担ういわばプラットフォーム的な役割を果たしており、また、国と地方が役割を分担して小規模事業者を支援する法律・政策体系の根本の考え方は、地方に税源が移った今も変わっていない。

国から地方に税源移譲がなされたのを機に、各都道府県の都合で一方的に経営改善普及事業予算を削減する地域が見られるが、これにより小規模事業対策に関するこれまでの法律・政策体系が歪められることが懸念される。また、都道府県が予算を削減すれば、中小企業支援計画で謳われている「国の事業との相乗効果」も減殺される。

このように経営指導員を中心に実施されている小規模事業施策等が円滑に行われなくなることによって困るのは、地域の小規模事業者および広く当該地域全体である。経営が立ち行かない小規模事業者が増えれば、生産・サービス・消費など全ての経済活動にブレーキがかかり、地域経済は疲弊の度を増し、成長力底上げどころか日本経済全体の停滞がもたらされることが必至である。

(3) 経営改善普及事業予算ならびに経営指導員等の人件費の十分かつ安定的な確保

このように、経営指導員は、中小企業・小規模事業者の経営支援ならびに地域振興について、裏方として地道で時間のかかる事業・活動を実践してきた、なくてはならない人的基盤であることを踏まえ、今後とも、商工業および地域経済の総合的な発展が円滑に図られるよう、各都道府県においては、商工会議所に対する経営改善普及事業予算ならびに経営指導員等の人件費について十分かつ安定的な確保を図られたい。

現在、国をあげて取り組んでいる中小企業の底上げを図るためには、まず、基盤となる既存の中小企業の維持・育成を図ることが肝要であり、なかでも小規模事業者の経営力の向上が不可欠である。このため、特に生産性の低い小規模事業者に対し、総合的な底上げ対策を強力に推進されたい。

国においては、地域活性化にも資する小規模事業対策について、国と地方自治体それぞれの責任の所在、役割分担等を改めて明確にするとともに、地域によって小規模事業対策の水準等に大きな格差が生じないように、国としての基準や考え方を指針等の形で都道府県に明示されたい。そうした明確な方針に基づき、地方自治体において小規模事業対策予算の十分な確保に尽力されたい。

Ⅱ 中小企業の生産性向上の推進と事業承継への支援強化等

1. 中小企業の生産性向上の推進等

(1) 地域力連携拠点事業の拡充・推進

平成 20 年度より、中小企業の生産性を向上するため、先進的なモデル支援拠点を全国に整備し、中小企業が直面する様々な課題に対してきめ細かな支援を行う地域力連携拠点事業が開始された（20 年度は 316 ヲ所）。本事業では、IT 導入や知的資産経営など新たな経営方法の導入、経営革新、地域資源活用、農商工等連携などの新事業展開、創業・再チャレンジ、事業承継等極めて多岐にわたる分野での支援の実施が求められている。各拠点における支援体制を充実させ施策が実効あるものとなるよう、一層の予算確保を図られたい。

また、専門家派遣事業等においては、「新現役チャレンジプラン」と効果的な連携を図り、技術・ノウハウを有する団塊世代の企業OBなどの活用が進むよう努められたい。

(2) 創業・経営革新・新連携支援策の拡充

新規創業や経営革新を強力に支援するため、創業人材育成支援事業（創業塾・経営革新塾）予算の一層の拡充を図られたい。また、同塾への参加に至らない潜在的な創業や経営革新のニーズの掘り起こしを目的とする「創業・経営革新セミナー」の事業化を図られたい。

加えて、創業時における資金調達が円滑に行われるよう政策金融機関の支援策や信用補完制度において対象要件の緩和や金利・保証料の優遇等拡充策を講じるとともに、地域の新事業創出を支援する「地域中小企業応援ファンド」の設立には地域によってバラツキが見られることから、地方自治体や地域金融機関からの出融資の呼び水となるよう、設立に向けた積極的な取り組みを促進されたい。

また、中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画の承認、新連携計画の認定については、地域によって難易度に差が生じないように措置を講じるとともに、承認・認定、各種支援施策の審査等が速やかに、かつ円滑に行われるよう徹底されたい。

さらに、創業・経営革新・新連携企業について新製品・新技術の研究開発補助金に特別枠を設けたり、経営革新承認企業、新連携認定企業に対する信用保証について責任共有制度の適用除外とする（保証割合を現行の 80% から 100% に戻す）など、各種支援施策の拡充を図られたい。

(3) 事業承継支援センター事業の拡充と研修・セミナーの強化

平成 20 年度より開始された事業承継支援センター事業（20 年度は 102 ヲ所）については、廃業と開業のマッチング事業が大きくクローズアップされているが、事業承継問題に直面する事業者の課題抽出、課題対応等の個別相談支援を一層充実させ、事業の継続・発展に向けた総合的なサポートができるよう配慮されたい。

あわせて中小企業経営者および後継者向け等の研修・セミナーの強化を図られたい。

(4) 小規模事業者の経営力強化・金融支援との連携のための情報システム整備

小規模事業者の経営力強化のためには、貸借対照表や資金繰り表を整備するなど財務の透明性を図り、経営課題を明確化することが重要である。そのため、IT の活用により記帳・会計等の効率化を促進するとともに、財務データや経営指導情報を蓄積し分析することで、マル経融資において一定水準以上の事業者に対し、融資枠や貸付期間の拡充、金利優遇等金融サポート機能を拡充されたい。

なお、具体的なシステムの設計や運用においては、すでに商工会議所で運用されている各種情報管理システムを活かし、情報の利用者および管理者の負担に配慮されたい。

(5) S B I R制度の高度化

中小企業の技術力、研究開発力を強化するために、中小企業新事業活動促進法に基づく中小企業技術革新制度（日本版S B I R制度）について、特定補助金等のメニューの拡充、ならびに個々の特定補助金等の応募実績と採択実績を踏まえた枠の拡大、公募に係る照会窓口開設や説明会開催などの各制度の周知、募集期間を十分に確保するなど中小企業の募集の利便性のさらなる向上を図られたい。また、技術開発の成果の事業化や、販路拡大につながる取引マッチングなど、新たな市場創出といった出口意識を向上させる支援を推進されたい。

(6) 改正独占禁止法案の早期成立・施行

今年の通常国会に上程された改正独占禁止法案は、今回、成立していないが、同法案には、差別対価、不当廉売、優越的地位の濫用などの不公正な取引方法に対する課徴金の新設が盛り込まれており、適正な取引の推進に寄与することが期待されていることから、同法案の早期成立・施行を図られたい。また、その際、現行の審判制度は、公正取引委員会がいわば検事と裁判官を兼ねている状態で公平性・中立性に欠けるため、審判制度は廃止し、司法に移管すべきである。

(7) 下請取引等の適正化推進

親事業者と下請事業者間の取引に限らず、交渉力の弱い売り手と買い手といった取引関係を含め、不公正な取引等に対する取締りを一層強化すべく、機動的に対応できるよう関係省庁間の連携体制を拡充するとともに、本年度から設置された「下請かけこみ寺」を実効あるものとすべく、その状況を検証の上、駆け込み寺機能を強化されたい。

また、独占禁止法や下請代金支払遅延等防止法をはじめとする関係法規は、不当なしわ寄せを強いる側の「やり得」といったことがないよう実効ある抑制のための改正を必要に応じて行い、さらに業種別の下請適正取引推進ガイドラインの普及・運用に消極的な事業者に対する指導や、助言を行うなどの取り組みを強化されたい。

併せて、国の責任において、業種別の下請適正取引推進ガイドラインの策定が、あらゆる業種に拡充され、普及・浸透するよう、さらに実効ある方策を講じるとともに、それらガイドラインの活用状況・効果等を定期的に検証・公表しつつ、必要に応じて改訂を行うなど、しっかりとした体制強化を図られたい。

(8) 企業の支払能力を無視した最低賃金の引き上げに反対

日本経済の減速傾向が強まり、ますます厳しい経営環境に置かれている中小企業にとって、「最低賃金引き上げありき」の議論は、企業の支払能力を全く考慮しておらず、非現実的である。また、各地域の雇用実態はそれぞれ異なり、最低賃金を一律に引き上げることは、地域間格差を一層拡大させるだけである。まずは中小企業、特に小規模事業者の底上げを行うべきであり、高い成長力を維持し、付加価値および利益を生み出すような経済環境を早急に整備することが第一である。最低賃金の引き上げは、企業の賃金体系自体の引き上げにつながり、企業にとってのコスト負担は甚だ大きいことから、中小企業の経営実態を無視した最低賃金の引き上げには反対である。

また、最低賃金の決定に関して、最低賃金法の改正により、生活保護に係る施策との整合性に配慮することが盛り込まれたが、改正法の施行にあたっては、各種データを基にして、生活保護の基準を如何にとらえるかを、生活保護の積算根拠と最低賃金のそれとを掘り下げ、徹底的に議論すべきである。

なお、産業別最低賃金は、法改正により最低賃金法の罰則が適用されないこととなったが、地域別

最低賃金が全国 47 都道府県で設定されている中で、屋上屋を重ねるものであり、早期にこれを廃止すべきである。

2. ものづくり技術力強化支援

(1) ものづくりに対する戦略的・重点的支援の強化

「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に基づき、重要産業分野の競争力を支える基盤技術の高度化に向け、「戦略的基盤技術高度化支援事業」や、「中小企業ものづくり人材育成事業」の予算拡充など、中小企業のものづくりに関する支援措置を一層強化されたい。

(2) 中小企業における円滑な知的財産権の取得等のための環境整備

企業の競争力強化のためには、新技術などイノベーションの加速が不可欠であり、国内外における企業の知的財産の創出やその保護・活用が重要である。そのため、既存政策における適用要件の緩和や特許流通の促進策を含め、制度の一層の充実化を図るべきである。とりわけ、中小企業は人的・資金的資源に乏しいため、国内外における特許取得費補助の適用要件緩和などの支援措置を拡充するとともに、海外における模倣品被害等も含めた総合的な相談窓口の体制強化や、被害実態の調査における費用面からの支援体制拡充を図られたい。

さらに、会社内で保有する営業秘密・技術情報などの外部流出を防ぐために、不正競争防止法や営業秘密管理指針などのさらなる普及啓発によって、中小企業経営者における営業秘密等の適正な管理のあり方に関する意識向上を図る必要がある。

併せて、既存の施策の周知徹底のためにも、「地域知財戦略本部」や「知財駆け込み寺」など、中小企業にとって身近な相談窓口となる機関について、一層の機能強化を図られたい。

3. 中小企業振興のための環境整備の促進

(1) 裁判員制度の円滑な施行に向けた環境整備

裁判員制度の辞退事由に関し、現在、従業員数などを基準とした一律の辞退は認められていないが、中小企業の従事者から業務に著しい支障が生じる恐れがあるとの辞退の申立てがあった場合には、弾力的な対応をなされたい。また、制度開始後も引き続き、中小企業への同制度の普及浸透を図るとともに、裁判員に選任された者に対する経済的支援、生命身体安全の十分な確保、裁判過程における心理的な安心の確保を図りつつ、裁判に拘束される期間を極力短縮するなど中小企業の従事者が対応しやすい制度・運用とされたい。さらに、審理を円滑に進めるために、法廷内の映像設備等の設置を一層進められたい。

(2) ADR（裁判外紛争解決手続）制度の活用促進

ADR（裁判外紛争解決手続）の活用促進の観点から調停・仲裁等の業務に対応できる人材の育成やセミナー・フォーラムの開催等を通じた周知・普及活動を積極的に支援すべく、予算措置を拡充強化されたい。

(3) 中小企業への緊急時企業存続計画（BCP）の普及

BCP導入のインセンティブを高める施策を幅広く講じることなどにより、中小企業において一層BCPが広く普及するよう努められたい。そのため商工会議所が行う普及啓発セミナー開催や計画策定を支援する商工会議所の経営指導員のノウハウ蓄積のための費用について予算措置を講じられたい。

また、小規模事業者にとっては、災害等の緊急時に経営にかかる負担が重く、企業単体では事業継続が困難な場合が多いことから、そうした緊急時に商工会議所などの支援機関が会員相互の協力・連携を進め地域全体でのBCPが図られるような体制の整備を支援されたい。

(4) 中小企業における新型インフルエンザ対策支援

新型（鳥）インフルエンザの感染懸念に対し、政府は全国民分のワクチンの備蓄を急ぐとともに予防接種体制を整備されたい。

他方、中小企業は大企業のように十分な危機管理体制を整えることが困難であることから、感染拡大の際の影響を最小限に抑えるべくBCPの策定支援に加え、激甚災害と同様の無利子融資など特別措置の制度を早急に構築されたい。

(5) 「中小企業の会計に関する指針」の普及

平成17年8月に日本商工会議所をはじめとする民間4団体が策定した「中小企業の会計に関する指針」は、毎年度改正を行っていることに鑑み、中小企業への同指針の普及浸透のために、同改訂版を反映させたパンフレットの作成・配布、セミナー・研修会の開催等を引き続き実施されたい。また、同指針に関する相談・指導を行う人材の育成、さらには金融機関における活用の促進に向けた取り組みをより強化されたい。

Ⅲ 中小企業におけるIT利活用の総合的推進

1. 中小企業のIT化支援

(1) 地域ITベンダーの組織化による中小企業のIT化支援

規模の小さい地域ITベンダーを組織化し、中小企業からのIT導入・運営支援の共同受注等を行える体制をつくり、中小企業のIT化を支援する仕組みを構築されたい。

(2) 「オンラインによるIT支援専門相談体制」の構築

中小企業のIT化を支援する専門家（以下「IT支援専門家」という。例えば中小企業診断士やITコーディネータなど）は東京、大阪、名古屋といった3大都市圏に集中しており、それ以外の地域のIT支援専門家の数は限られている。中小企業の日々の経営活動から生じるIT関連の疑問等を現場において早期に解決に導くために、IT支援専門家とパソコン等のオンラインによる相談が可能な仕組み（「オンラインによるIT支援専門相談体制」）を構築されたい。

2. IT利活用環境の整備促進

(1) 中小企業の電子政府・電子自治体への取り組み支援

政府は、省庁間の業務を横断した「ワンストップ電子行政サービス」を実現し、また、インターネットを活用したソフトウェア提供サービス（SaaS）を活用して、専門知識のない中小企業・小規模事業者でも、財務会計や人事給与、顧客管理等の業務革新を行い、公的手続きの電子申請まで行えるような基盤システムの開発を行っているところである。

については、これらシステム整備の実効を上げるため、電子証明書の取得やインターネット利用環境の整備、電子政府・電子自治体サービス利用方法など電子申請に関する全般について、一元的な相談支援が可能なサポート体制を構築し、専門知識のない中小企業の利用促進に万全を期されたい。

(2) 電子申請等の利用率アップのためのインセンティブの付与

電子政府・電子自治体の普及のためには、電子定款の導入による印紙税4万円の免除、あるいは電子署名添付の電子申告者に対する所得税額5,000円免除といった施策が利用率の拡大に効果があった前例を踏まえ、引き続き各種手続きにおける印紙税等の免除や電子行政手続きに関する手数料等の引き下げ、処理期間の短縮などといったインセンティブを積極的に講じられたい。

(3) 中小企業の情報セキュリティの向上支援

中小企業では、人的、資金的な経営資源の不足から、サーバやパソコンで取り扱う顧客情報等の管理体制の整備が遅れ、情報漏洩等のリスクを抱えている。このため、広く中小企業の経営者等に情報機器の管理や従業員教育の必要性等に関する情報セキュリティの運営指針を示し、その普及の徹底を図られたい。

IV 中小企業金融機能の維持・強化と中小企業の再生

1. 中小企業金融の円滑化

(1) 金融セーフティネットの拡充と資金調達手段の多様化

政府は、引き続き幅広い範囲で金融セーフティネットを張り巡らすことで、万全かつ円滑・安定的な中小企業への資金供給に取り組まれたい。

また、不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資の普及に引き続き努め、民間金融機関による目利き能力の一層の涵養を図り、無担保・無保証人融資制度の促進、ABL（Asset Based Lending＝動産・債権担保融資）や停止条件付連帯保証スキームの活用、事業開始時における金利の負担を軽減する融資制度の推進等によって、ベンチャー企業から再生を目指す企業まで企業のライフサイクルに合わせた資金調達の円滑化・多様化に注力されたい。

(2) 実効ある地域密着型金融の推進

地域密着型金融（リレーションシップバンキング）は、地域の特性や実情に合致したビジネスモデルが各地域金融機関で自主的かつ積極的に展開されるよう指導されたい。

金融行政においては、民間金融機関に対し、地域中小企業に対する金融について、短期的な視点で現状が赤字だからといった理由だけで慎重になるのではなく、事業価値を見極めるなど目利き能力を発揮させるよう、日常の監督の中でフォローアップすることが必要であり、金融庁等の検査においても、現場の検査官がこのような地道な取り組みを評価するよう徹底すべきである。

(3) 信用補完制度の拡充

保証料率の見直しに加え、昨年10月より責任共有制度が導入されたが、中小企業の資金調達への影響等について定期的フォローアップを行い、貸し渋り等中小企業者の資金調達が阻害されることのないよう取り組まれたい。

セーフティネット保証対象業種の機動的追加や指定期間の延長、責任共有制度において定められた適用除外保証（100%保証）に、地方公共団体の制度融資や経営革新・新連携・地域資源活用関連融資など政策性の高い支援融資に係る保証を加え、さらには小口零細企業保証の限度額についても業種や資金用途などを考慮し、その拡大を含め柔軟な対応を図られたい。また、制度が異なる複数口の既往保証の一本化には柔軟な対応が可能となるよう制度を整備されたい。

(4) 政策金融改革で発足する新機関の中小企業金融支援機能の発揮についてのフォローアップ

今年 10 月に政策金融改革が実施段階に入るが、今後、政策金融が縮減する部分に対し、民間金融機関が代替し得るか、また危機対応機能が円滑に実施される体制にあるかについて常にチェックされたい。

さらに、法律および附帯決議の趣旨・内容が的確に運用面で反映され、統合して設立する機関について、新たな中小企業向け貸出残高縮減目標を機械的に設定したり、利用者である中小企業者の利便性が損なわれるような店舗の統廃合などが行われることのないよう取り組まれない。

(5) 中小企業・小規模事業者が安心して利用できる電子記録債権制度の創設ならびに環境整備

電子記録債権法が成立し、金融機関を中心に記録機関設立に向けた検討に入っているが、中小企業・小規模事業者にとって、導入負担が少なく、導入後も安価で安心して利用できるよう、料金面やセキュリティ面等に配慮しつつ、取引している金融機関で資金決済できるような記録機関が設立・運営されるべく、検討状況を注視のうえ、必要に応じて適切に指導されたい。

また、その際には、記録する企業の事前審査や、債権の期限に支払えない債務者への一定の制裁など、現在の手形同様の信頼性を確保し、債権の譲渡が円滑に行われるよう譲渡禁止特約を設けない制度にすべきである。

さらに政府は、下請事業者など債権者にとって不公正な取引が強いられることがないように、電子記録債権が現在の手形同様、下請代金支払遅延等防止法上の、親事業者が下請事業者に対し行ってはならない行為として対象となることを明示すべきである。

(6) 小規模企業共済制度ならびに中小企業倒産防止共済制度の拡充

小規模企業共済制度は、個人事業主が後継者に事業承継させる場合の共済金等の受取額が、事業を廃止した場合等よりも劣後する現在の仕組みでは、共済による将来の手当という本制度の活用には弾みが見つからない。現在の法の趣旨が、事業の廃止等に対する経営者の生活の安定化という弱者対策であることから、将来のリスク対策の選択肢として事業承継を位置づけ、今日的経営課題に本共済制度が適合するよう、法改正も視野に入れた見直しを図るべきである。

また、昭和 57 年まで加入が認められていた配偶者専従者を復活するとともに、事業承継予定者を追加されたい。配偶者専従者については、共同経営者として認定すべき明確な基準を策定すべきである。事業承継予定者の追加については、先代からの事業承継時期にとらわれず、後継者として共同経営する時点から長いスパンで掛金を積み立てられるように整備すべきである。

中小企業倒産防止共済制度は、自然災害に関連した売掛債権の回収困難や買掛債務の支払困難、取引先の私的整理および夜逃げによる売掛債権の回収困難を貸付事由に追加されたい。

また、掛金限度額および共済金貸付限度額の引き上げや、掛金権利消滅の割合（現行は 10%）の引き下げなど制度の拡充と、より一層の事務の迅速化など運用面の改善を図られたい。

2. 中小企業の再生の促進

(1) 中小企業再生支援協議会による支援の拡充

中小企業再生支援全国本部は、再生・経営人材の確保・派遣や、的確な資産査定の実施支援、先進的な再生ノウハウ等の共有等を通じ、地域における再生支援機能をさらに強化されたい。

また、中小企業再生支援協議会が関与している事案に対して、地域金融機関の体力差から債権放棄

等に協力できず調整が難航することのないよう、金融行政において適切に指導されたい。

(2) 地域中小企業再生支援における連携強化

中小企業再生支援協議会、整理回収機構、創設が検討されている地域力再生機構（仮称）は、それぞれの役割のもと、第三セクターを含め、地域の事業再生に向けた取り組みが効果的に進展するよう連携されたい。

また、小規模事業者の再生においては、中小企業再生支援協議会は、信用保証協会との連携を一層強化しつつ、商工会議所等に設置されている経営安定特別相談室による倒産防止の取り組みや、今年度より地域力連携拠点事業に組み込まれた再チャレンジ相談窓口と役割や機能に合わせて連携することで再生の実効性を高めるべきである。

(3) 地域再生・活性化のためのファンドの設立促進

中小企業基盤整備機構の「中小企業再生ファンド」の積極的な活用と、地方自治体の財政状況や地域中小金融機関の体力から再生ファンドへの資金拠出が難しい地域のための広域再生ファンドを設立し地域再生を図られたい。

V 中小企業の活力増進のための税制改革

1. 事業承継税制の抜本拡充の円滑な施行

事業承継税制の抜本見直しについては、本年1月の閣議決定において、中小企業の経営の承継の円滑化に関する法律の制定（本年5月成立。本年10月1日施行）を踏まえた上で、平成21年度税制改正時に「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」が創設されることが決定された。本制度が中小企業経営者にとって使い勝手のよい制度となり、本年10月1日から遡って円滑に施行されるよう所要の税法改正を行うなど諸準備を進められたい。併せて、取引相場のない株式の評価方法の見直しを図られたい。

2. 中小法人税制等の拡充

(1) 中小企業の経営基盤強化のための税制措置

わが国の中小企業は、少子高齢化の進展や経済のグローバル化による国際競争の激化、原油価格や素材価格の高止まり傾向など、厳しい構造変化に直面しながらも、必死の経営努力を続け、雇用の維持や地域経済の安定化に大きな役割を果たしてきている。

今後とも、経営資源が脆弱ながらも、新事業創出や新分野への進出、経営革新・グローバル競争への対応などに真摯に取り組む意欲的な中小企業の存在は、わが国経済の成長力強化や雇用の確保、国際競争力の向上に必要不可欠である。このため、法人税の中小企業軽減税率（22%）の引き下げや適用所得金額（800万円）の引き上げ、中小企業等基盤強化税制・人材投資促進税制の延長、国際租税制度の見直し等、中小企業の経営基盤強化のための税制措置を講じられたい。

ちなみに、韓国では、法人税率の引き下げ等の税制改正案を検討する予定にしており、同改正案が実現すると、今年から、課税標準2億ウォン（約2,000万円。現行1億ウォン（約1,000万円））以下の中小企業等の法人税率は11%（現行13%）となり、さらに、2010年からは10%に引き下げられる。

(2) ベンチャー・新規創業支援のための税制措置の拡充

わが国経済の活力を将来にわたって維持・強化していくためには、ベンチャー・新規創業企業の存在が極めて不可欠である。平成 20 年度税制改正において、エンジェル税制が大幅に拡充されたが、創業後 5 年間に生じた欠損金の無期限の繰越控除の創設等、さらにベンチャー・新規創業企業のスタートアップを支援するための税制措置を講じられたい。

(3) 役員給与の損金算入制度の見直し

損金算入が認められている役員給与（定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与）のうち、同族会社は「利益連動給与」が認められていない。

一方、「定期同額給与」では、損金算入が認められる改定事由として、通常改定事由（会計期間開始日から 3 カ月経過日までにする改定）、臨時改定事由（平取締役から社長等への職制上の地位の変更等）、業績悪化改定事由に厳しく限定されている。

また、「事前確定届出給与」の届出期限は、通常の届出期限（株式総会決議日から 1 カ月経過日等）、臨時改定事由による届出期限（その事由が生じた日から 1 カ月経過日）や業績悪化改定事由による届出期限（内容変更を決議した株式総会日から 1 カ月経過日）が定められており、弾力的に対応できない状況にある。

さらに、業績悪化改定事由については、現在のところ、明確な基準が示されていないため、例えば、従業員の賞与を減額する場合に役員給与も併せて減額改定したときや、事業再生計画に則り役員給与を減額改定したとき、設備投資の増大等により資金繰りが悪化したときなどが、損金算入要件に該当するの可否が判断が困難であり、実務上の障害となっている。

以上のとおり、役員給与の損金算入については、厳しい制約が課せられているが、中小企業を取り巻く競争環境がますます激化する中、経営基盤が不安定な中小企業が、経営の実態を踏まえて弾力的に役員給与を改定できるようにすべきであり、少なくとも「業績悪化改定事由」の基準を早急に明確にするなど、役員給与の損金算入制度を見直すべきである。

(4) 大規模地震対策の促進

中国の四川省で起きた大地震では、家屋や建物が軒並み倒壊し、大災害の恐怖を改めて思い知らされた。近年、わが国において、大規模な地震が頻発しており、日頃の地震対策が大変、重要であることを再認識する必要がある。現在、耐震改修促進法の認定計画に基づく特定建築物（事務所、百貨店など多数の者が利用する一定規模以上の建築物）の耐震改修を行った場合には、その工事に伴って取得等をする建物部分について、10%の特別償却ができる措置が講じられているが、特定建築物以外については、対象外となっている。

このため、特定建築物以外の事務所や工場等の建築物について、耐震改修を早期促進する観点から、その耐震改修に係る資本的支出については、時限的に全額損金算入を認めるなど、思い切った措置を講じるべきである。

3. 地域の中小企業の活力増進を阻害する税制の是正

(1) 固定資産税の負担軽減等

商業地等における固定資産税の負担は高水準で推移し、地価水準とのかい離が続いており、平成 21 年度に固定資産税の評価替えを迎えるにあたり、地域経済の活力増進の観点から、商業地等に係る固

定資産税の評価方法の改善や税率引き下げ、負担水準の上限の引き下げ等により、税負担の軽減措置を講じるべきである。家屋に係る課税については、取得価額や収益力等を基準とするなど、評価方法の抜本的な見直しが必要である。なお、償却資産への課税については、国際的にも例外的な制度であり、わが国産業の国際競争力を削ぐことから、即刻、撤廃されたい。

(2) 事業所税の廃止

事業所税は、人口の多い都市部にのみ課税され、自治体間の公平性の観点から問題であるとともに、対象都市部への新規開業や事業所の立地を阻害している他、固定資産税との二重課税となっているため、早急に廃止すべきである。特に負担感が大きい中小企業については、直ちに廃止すべきである。

(3) 法人への安易な超過課税・独自課税導入への反対

地方自治体においては、歳入確保のため、標準税率を超えた税率を設定したり、森林環境税などの独自課税を導入したりするところもあるが、新たな税負担を求める場合には、まず行政において、人件費を含めた徹底的な歳出を削減することはもちろん、自治体の財政状況や独自税制の政策目的を住民等に対し十分説明することが、自治体の当然の責務である。ましてや、十分な説明もなく、安易に法人にのみ課税するようなことは到底許されない。

4. 簡素な税制による必要最小限の納税事務負担

わが国では、申告納税方式のもと、事業者は税の納付事務を担っているが、近年、税制が簡素という基本原則から離れ複雑化するとともに、その納税事務負担が煩雑になってきている。また、国税、地方税、社会保険料の徴収機関は縦割りとなっており一体的徴収を進めている欧米諸国と比べて納税者側・徴収側双方に余計なコストがかかっていること等により、特に人的資源に乏しい中小零細事業者にとっては、納税事務の負担感は大きく、同事業者の生産性向上を阻害している。したがって、税制改正にあたっては、納税者にとって分かりやすい簡素な税制にするとともに、納税者の事務負担を軽減すべきである。

5. 活動実態を踏まえた非営利法人課税の実施

中小企業・小規模事業者の振興や地域の再生・活性化に取り組んでいる商工会議所のような特別法に基づいて設立された特に公益性の高い非営利法人については、その公益的な活動を促進するために、現行課税制度を維持した上で、むしろ、特定公益増進法人等以上の寄附金優遇を認めるなど寄附金制度を拡充すべきである。

6. 増税なき財政再建の実現

財政再建やそのための税体系の抜本的改革は、わが国にとって重要な政策課題の一つであるが、まずは、極力高い経済成長の達成による税収の自然増を図り、あわせて徹底的な歳出削減の実施により、増税に頼ることなく、2011年度までの基礎的財政収支の均衡化を図ることを基本とすべきである。

なお、現在、今後の社会保障制度のあり方の検討の中で消費税の改正の議論があるが、まずは、将来にわたって国民が安心して暮らせる持続可能で信頼性の高い社会保障制度を設計した上で、その財源の

あり方をしっかり議論する必要がある。その関係で消費税の検討を行う際には、国・地方合わせた歳出削減の進捗状況、消費税の改正がわが国の景気に与える影響、消費税の改正に伴う中小企業等への悪影響（価格転嫁が困難、事務負担増大等）の排除措置や逆進性対策等を、国民や事業者に明確に提示し、十分な理解を得ることが必要不可欠である。

Ⅵ 中小企業の雇用環境整備と人材確保・育成支援等

1. 仕事と子育ての両立支援に取り組む中小企業への支援の拡充

両立支援に積極的に取り組む中小企業に対する顕彰制度や子育て支援助成金の拡充、税制面での優遇措置の付与、低利の融資制度の創設、公共事業の入札要件への一定の評価、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「認定マーク」の付与への柔軟な対応等、中小企業の自主的な両立支援への取り組みを支援する政策を拡充されたい。

また、東京都の認証保育所制度等を参考に、都市型の多様な保育ニーズに対応し、保育を必要とするだれもが利用できるよう、現行の認可保育所制度を抜本的に見直し、直接契約制度の導入、保育料設定の原則自由化、地域の実情に応じた面積基準や保育従事者資格基準の緩和、施設設置運営に対する国の財政支援等、政府は、企業の従業員等が仕事と子育てを両立しやすい環境整備を進められたい。

2. 若年者・障害者等の人材育成・就業促進対策の強化

（１）ジョブ・カード制度（職業能力形成システム）の拡充・強化

若年者等の職業能力の向上および求人企業と求職者とのマッチングの促進を図ることを目的として、平成 20 年度からジョブ・カード制度がスタートしたが、引き続き十分な予算措置のもとで継続実施が図られるとともに、円滑な人材の橋渡しにより中小企業の人材育成およびその確保に資するよう、以下の措置を講じられたい。

① 訓練実施事業主に対する訓練経費の負担軽減措置と弾力的な運用

雇用型訓練を実施する事業主に支給する「キャリア形成促進助成金制度」について、助成率の引き上げなどの拡充を図られたい。

また、中小企業がジョブ・カード制度を利用しやすくするため、使い勝手がよく、過大な負担にならないよう事務手続きの簡素化を含め弾力的な運用を図られたい。

② キャリア・コンサルティング実施体制の整備

企業における従業員のキャリア形成を支援するとともに、ジョブ・カード取得希望者が身近にいつでも質の高いコンサルティングを受けられるようにするため、地域ジョブ・カードセンター等にキャリア・コンサルタントを配置できるよう、養成講習の拡充を含めキャリア・コンサルティング実施体制を整備するための十分な予算措置を講じられたい。

③ 雇用型訓練を活用した先進的な地域モデル事業の構築支援

地域の業界団体等による有期実習型訓練や実践型人材養成システムを活用した中小企業の人材育成・確保に取り組む先進的なモデル事業の構築に向けた取り組みを支援されたい。

④ 関係機関の連携体制の一層の強化

本事業を円滑に推進するため、内閣府、厚生労働省、経済産業省、総務省、文部科学省など関係

省庁の十分な連携・協力体制を一層強化されたい。

また、地域において、地域ジョブ・カードセンターと都道府県、労働局、雇用・能力開発機構、ハローワーク等との緊密な連携が必要であることから、関係省庁から各地の関係機関に引き続き十分な情報提供、周知が図られるとともに、必要な連携・協力体制が講じられるよう一層の徹底を図られたい。

⑤ 制度の効果的な推進体制の構築とPRの徹底

訓練実施企業と求職者のマッチングが円滑に促進されるよう、ジョブ・カードのＩＣカード化を図るとともに、求職者が訓練実施企業に関する必要十分な情報を随時入手できるよう、インターネットによる情報提供システムの一層の整備を図られたい。

また、ジョブ・カードセンターと連携し、求人企業と求職者向けに、利用のメリットを含め簡潔で分かりやすい制度内容のPRの徹底について、各種媒体を積極的に活用し、一層大規模かつ集中的に取り組まれたい。

(2) ジョブカフェの機能拡充を通じた若年者雇用の促進

ジョブカフェに、ワンストップサービスセンターとしての機能に加え、人材育成を担う各種教育機関と人材を活用する企業とを結びつけるコーディネーターとしての機能や企業が採用した若者の職場定着を支援する機能を持たせるなど、地域企業における若年人材の確保に向けた支援を強化されたい。

併せて、地方自治体においては「ジョブカフェモデル事業」や「若者と中小企業のネットワーク構築事業」の成果を活かすなどにより、若年者の就職支援に関する具体的な取り組みを進められたい。また、中小企業に入社する最近の若者のコミュニケーション能力不足等に鑑み、大学における社会人基礎力の育成・評価の取り組みを引き続き推進するとともに、高校等の教育段階へも拡大されたい。

(3) トライアル雇用・紹介予定派遣制度の拡充

若年者の就業促進やミスマッチの解消に有効なトライアル雇用、紹介予定派遣などの仕組みについて、中小企業による活用が促進されるよう実施期間の延長や対象の拡大、試行雇用奨励金の増額など、制度を拡充するとともに、あらゆる機会を通じて制度の周知広報を図られたい。

(4) 産学連携による人材育成の推進

中小企業をはじめ社会で活躍する人材の産学連携による育成を強化するため、関係府省が連携して、「産学人材育成パートナーシップ」を着実に推進し、産学間の課題解決に向けた具体的取組についてフォローアップを行う体制を作るとともに、モデルプログラムの開発等に必要な予算の拡充を図られたい。

(5) キャリア教育・職業教育の推進

インターンシップや日本版デュアルシステム、実践型人材養成システム（実習併用職業訓練）などの制度について、より一層の周知を図るとともに、教育機関や受け入れ企業が連携してキャリア教育・職業教育を推進できるよう、省庁の壁を越えた政策連携を強化するとともに、地域産業の発展、地域の活性化を担う人材を育成していくうえで重要な役割を果たしている商工会議所のインターンシップ等の事業に対して、予算の拡充を図られたい。

また、平成20年度から、人材投資促進税制が改正されたところであり、引き続き中小企業等へ周知・普及されたい。

(6) 障害者雇用促進に対する支援

障害者雇用を促進するにあたっては、企業内施設のバリアフリー化など雇用に先立つ職場環境の整

備に関する十分な予算措置をはじめ、障害者の職業能力開発の機会の充実、雇用してからの体制整備など、それぞれの段階に応じて、かつ、企業規模に応じて、障害者の雇用を進めやすい環境の整備を図るため、中小企業に対する支援策を拡充されたい。

なお、障害者の雇用の促進等に関する法律の政府改正案では、法定雇用率に満たない企業に課される障害者雇用納付金制度の適用対象を、現在、適用除外とされている従業員300人以下の企業にも拡大することが盛り込まれているが、中小企業の支払能力や厳しい経営環境を強いられている中小企業の実態を踏まえ、大企業との納付金額の差を十分に設けるとともに、インセンティブである調整金の額は本来企業規模にかかわらず同額であるべきことを基本に検討すべきである。

(7) 労働者派遣制度の拡充

派遣労働者として働きたい労働者が一定程度存在していることから、現行制度の維持を基本に、事前面接解禁など、労使のミスマッチをなくす方向で制度を改善されたい。

3. 不足が想定される分野における外国人労働者受け入れ制度の創設

わが国の労働力人口減少が見込まれる中、とりわけ中小企業は地域や業種によって人材確保が困難であり、地域経済の維持および発展のためには人手不足に悩む中小企業への支援が必要である。具体的には、短・中期的な観点から、不足が想定される分野における人材の受け入れについて、一定の管理のもとに外国人労働者の就業を認める制度を導入し、長期的には、移民の受け入れについても検討すべきである。なお、不足が想定される分野における人材受け入れの実現に時間を要する場合には、当面の対応として、再技能実習制度の導入など現行の研修・技能実習制度の適正化・拡充をすべきである。

また、専門的・技術的分野の人材受け入れの一環として、国際化を図る中小企業のビジネスの拡大および人材確保を支援するため、外国人留学生の日本企業への就職を支援すべきである。

さらに、地方自治体が外国人労働者を生活者として受け入れるための体制を整備できるよう、地方自治体に対しても一定の支援を行うべきである。

なお、外国人労働者の受け入れのあり方については、別途、要望を行う予定。

4. 雇用保険制度における国庫負担の継続および雇用保険二事業の抜本的見直し

雇用保険制度の保険料は、労使折半による負担とともに国庫負担によりまかなわれているが、これは、失業の予防および対策において、政府がその責任の一端を担うべきであるとの考え方に基づくものであり、国は雇用保険制度の安定的運営のために財政的責任を負っている。

現在、財政制度等審議会において、雇用保険制度の国庫負担の廃止が検討されているが、現状でも国庫負担は本来の負担額の55%に引き下げられており、国庫負担の廃止もしくはさらなる減額は到底容認できない。

また、雇用保険二事業については、失業の予防や雇用安定に有効に機能しているかどうか等の観点から、引き続き、廃止を原則として徹底的な評価を行い、料率の引き下げを含め、そのあり方について抜本的な見直しを行われたい。

5. 中小企業における企業年金制度の充実強化

(1) 適格退職年金制度の廃止に伴う退職給付制度の見直しの重要性についてのPR強化

多くの中小企業が加入している適格退職年金制度は、平成24年3月末までに廃止し、他の制度に移行しなければならないが、移行期間は残すところ4年を切っているにもかかわらず、加入している中小企業の対応は、必ずしも十分とはいえない状況にある。

こうした状況を放置することは、中小企業における退職給付制度を維持、向上させていく観点からマイナスであり、ひいては中小企業の健全な発展に支障をきたし、社会的な不安の増大を招く必要もあるため、適格退職年金制度の廃止に伴う退職給付制度や退職金・年金規程の見直しの重要性についての周知広報を従来以上に強化されたい。

(2) 最適な企業年金制度を構築しやすい環境の整備

わが国の雇用の7割を支えている中小企業における企業年金制度を充実させることは、国民の老後の生活の充実と安定に繋がることに鑑み、中小企業が最適な企業年金制度を構築しやすい環境の整備を図られたい。

具体的には、①特別法人税の撤廃、②確定拠出年金制度の拠出限度額の一段の引き上げ、③中途引き出し要件の一層の緩和、④マッチング拠出の創設、⑤年齢・加入期間による制約の緩和、⑥個人型確定拠出年金の対象拡充などの支援措置を講じられたい。

(3) 特定退職金共済制度の早急な法的整備の実現

特定退職金共済制度は、所得税法施行令を根拠としているが、将来的に安定した制度とするためにも、受給権の保護等を担保する仕組みなどを盛り込んだ早急な法的整備を図り、適格退職年金の非課税移換を実現されたい。

VII グローバル経済下の中小企業の海外展開支援

1. 海外との経済連携の戦略的展開

わが国企業の対外ビジネスの円滑な展開を可能とするため、政治のリーダーシップのもと、経済的に相互依存関係の深い東アジア諸国をはじめ、エネルギーおよび食料安全保障の観点から重要な国・地域との間で、貿易・サービスの自由化のみならず投資や知的財産分野のルール整備、中小企業分野での連携、さらには経済協力などを含む質の高いEPAを、戦略的、かつ、スピード感をもって拡大されたい。また、WTO新ラウンド交渉についても、早期再開が望まれる。

他方、こうしたEPA等の進展に伴い、国内の農業、地域産業や中小企業が、厳しい環境に直面することも予想されるが、中小企業等がそれに対応できる体質強化のための環境整備に努められたい。

このため、締結されたEPAが幅広い規模・業種の企業に活用され、その便益が享受できるよう、原産地規則や特定原産地証明書の取得手続きなどの制度の内容および活用のメリットを積極的に広報されたい。

2. 国際ビジネスを展開する中小企業への支援の拡充

中国、アセアンなど東アジア諸国等へ海外展開を図ろうとする中小企業およびすでに進出済みの現地法人等に対して、国内関係機関や在外日本人商工会議所などによる現地の投資・経営環境に関する情報

提供や相談・支援、低利融資制度の活用促進、専門家派遣事業等による現地日系企業の人材育成など各種支援措置をさらに拡充するとともに、関係機関の連携のもと、それらの措置が有効に活用されるよう一層の周知に努められたい。また、地域においても、中小企業が国際ビジネスを展開する際に、相談・情報提供などそのサポートができる人材の育成や体制の整備を図られたい。さらに、わが国における留学生の採用等活用が促進されるような環境整備や制度の構築を図られたい。

3. 中小企業の輸出振興のための各種支援の拡充

今後、財のみならず金融、輸送、コンサルティングなどのサービスの輸出の拡大によって、中小企業における労働生産性の向上を図ることが期待されるが、輸出を行おうとする中小企業に対して、現地市場等に関する情報提供、関係機関の専門家等による相談指導、海外見本市への出展に係る助成、海外向け広報・情報発信に関する支援など、各種支援措置をさらに拡充されたい。また、それらの措置が有効に活用されるよう一層の周知に努められたい。

VIII 中小企業の環境問題への取り組み支援

1. 中小企業の地球温暖化防止対策等への取り組みに対する支援

「京都議定書目標達成計画」に示された「環境と経済の両立」という大原則のもと、中小企業が環境に配慮した経営に、自主的、前向きに取り組むとともに、省エネルギー化の推進によって生産性向上や基盤強化につなげていくことは極めて重要である。そのためにも、以下に掲げる支援措置の拡充をはじめ、政府系金融機関の活用による資金面の援助や技術開発面等の支援、税制措置の拡充などを講じられたい。その際、既存の助成金の受付期間を通年化するなど、利用しやすい制度となるよう手続き面についても改善するとともに、各地域において積極的な情報提供等により中小企業の取り組みや環境教育等の推進を図られたい。

(1) 中小企業による温室効果ガス排出の実態把握の推進

中小企業自らが温室効果ガス排出の実態を把握するため、排出量測定に関するマニュアルを作成、普及されたい。

(2) 中小企業による省エネルギー化・温室効果ガス削減の推進

中小企業が省エネルギー化や温室効果ガスの削減に自主的に取り組むため、以下の措置を講じられたい。

- ・業種別の実施マニュアルの作成、普及。
- ・温室効果ガス排出削減等に関する説明会等の開催支援。
- ・中小企業の省エネルギー化等を促進するため、「エコ相談」に対応する専門家の登録、派遣の支援。
- ・中小企業による環境ビジネスへの進出を促進するため、専門家の登録、派遣の支援。
- ・事業所、住宅等への省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入に対する補助制度に係る補助対象者の条件の緩和。
- ・中小企業による「エコ通勤」推進の取り組みを促進するための支援制度の充実。

(3) 国内クレジット制度の利用促進等のための支援措置の拡充

大企業の資金・技術を活用し、中小企業の二酸化炭素排出削減を進める仕組みである「国内クレジ

ット制度」について、中小企業の利用しやすい仕組みとされたい。また、制度普及・広報のための措置をはじめ、二酸化炭素排出削減量の審査・認証を行う人材育成など、本制度の運用基盤の構築に係る支援や、省エネ、二酸化炭素排出削減に寄与する設備機器の導入に対しての予算補助の措置を講じられたい。

(4) 省エネ・排出削減のための設備等の導入に係る税制措置・融資制度の拡充

中小企業による省エネルギー化や温室効果ガス排出削減に資する設備・施設の導入を促進するため、「エネルギー需給構造改革投資促進税制」等の税制措置や低利融資制度について、抜本的に拡充されたい。

(5) 技術開発に対する補助制度の利便性向上

中小企業による環境・エネルギー分野の技術開発を促進するための補助制度について、公募期間を通年化するなど、利便性の向上を図られたい。

(6) 新エネルギー等の利用促進

太陽光発電、燃料電池など、先進的な新エネルギー等の導入事業を行う事業者に対し、事業費の一部を補助する「新エネルギー等事業者支援対策事業」について、募集期間の通年化など、利用者の利便性の向上を図られたい。

また、温室効果ガスの発生を伴わない風力発電や太陽光発電などの、再生可能エネルギーから電気を得ることによる環境付加価値を証書化した「グリーン電力証書」の購入費用について、税務上損金算入を可能とするとともに、証書の購入を省エネルギー法や温暖化対策法等における省エネルギーや温室効果ガスの排出抑制への取り組みとして位置付けられたい。

(7) 環境負荷の低い自動車の普及促進

排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする「自動車税のグリーン化」を一層進められたい。

(8) 住宅の省エネ改修の促進

「住宅の省エネ改修促進税制」について、所得税からの控除額および固定資産税の減額幅を拡充されたい。

(9) 省エネ型の家電製品やガス・石油機器等の普及促進

省エネ型の家電製品や照明器具、ガス・石油機器等への買い替えを促進するため、税制面等から支援されたい。

2. 「環境」を名目にした新税導入反対

温室効果ガスの総排出量に応じて課税する環境税は、「環境と経済の両立」を阻害するものである。既存の政策の取り組みと効果を検証し、その有効活用を図ることが先決であり、「環境」を名目に、国民に対して新たな税負担増を求めることには反対である。

Ⅷ まちづくりの推進と地域産業の振興

1. まちづくりへの支援

(1) コンパクトなまちづくりの推進

- ① 中心市街地活性化と低炭素社会を実現するよう、中心市街地活性化基本計画の策定や中心市街地活性化協議会立ち上げ・運営のための人的・財政的支援を一層強化されたい。
- ② 「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業」「暮らし・にぎわい再生事業」「まちづくり交付金」「街なか居住再生ファンド」等について、対象事業の拡大、事業費増額等、支援策を拡充されたい。
- ③ 環境負荷が小さく快適な中心市街地を形成するため、公共交通機関の利便増進、自転車の利用環境の整備、電線地中化・共同溝等の整備、アーケード等へのソーラーパネル・風力発電装置設置等への補助等、各種支援策を拡充されたい。
- ④ まちづくり会社やNPOなどの民間のまちづくり組織によるにぎわいづくりや安全安心のまちづくり事業等に対する支援を強化するとともに、まちづくりに係る資金調達の円滑化のための支援策を講じられたい。また、民間都市開発推進機構の「まち再生出資」、都市再生ファンドによる民間都市開発事業への支援策等を拡充されたい。

(2) 計画的な土地利用の実現

- ① 都道府県に対し、改正都市計画法に基づく大規模集客施設の立地に関する都道府県知事による広域調整のための基準づくりや準都市計画区域の指定促進について、引き続き強力に指導されたい。また、市町村に対し、特別用途地区、用途地域変更等の都市計画制度の活用促進を指導されたい。他方、少子高齢社会に対応した持続可能な都市づくりのため、現行の都市計画法等における問題点等をレビューし、都市計画制度の見直し・改善を推進されたい。
- ② 農振除外・農地転用に関する制度・手続きが厳正に運用されるよう対応を図られたい。加えて、地球環境対策、食糧の安全保障の観点に立ち、公共転用を農地転用の許可対象にするなど、農地制度の見直しを推進されたい。

(3) 大型店等の社会的責任・地域貢献の確保

政府は、大型店等の地域貢献活動を推進するため、業界団体等による自主ガイドラインの作成を促進されるとともに、その周知徹底、地域貢献活動状況について継続的にフォローされたい。加えて、業界団体を持たない企業の店舗、業界団体に所属しないアウトサイダー・全国チェーン店等の店舗においても地域貢献の取り組みが促進されるための仕組みづくりを積極的に進められたい。

また、地方自治体による、地域の実情に応じた計画的な土地利用を目指す「ゾーニング」条例・ガイドライン、大型店・全国チェーン等による地域貢献のあり方等を定める条例・ガイドラインの制定を促進されたい。

2. 地域・商業対策の推進

(1) 福祉・社会政策、安全・安心の観点に立った総合的な地域・商業対策の推進

- ① 都市・農村を問わず全国的に崩壊の危機にある地域コミュニティを存続・再生するため、政府・自治体・民間の役割を網羅した基本的な法制度を創設されたい。
- ② 各省連携、各種施策の深掘り・パッケージ化による、少子高齢社会に対応した「21世紀型モデル

商店街事業」(仮称:先進的な環境対策、バリアフリー対策等がとられる商店街)を創設するとともに、限界的な地域への「ライフライン・ステーション」(仮称:最低限の消費機能、防犯・防災を含む安全・安心機能、ファーストエイド機能、コミュニティ機能等を備えたワンストップステーション)を創設されたい。

- ③地域コミュニティ機能の維持・拡充に取り組む商店街振興組合、NPO、まちづくり会社等に対する支援の強化、およびソーシャルビジネス・コミュニティビジネスへの支援を強力に推進されたい。

(2) 商店街における新陳代謝の促進

- ①商店街等の再生のため、モデル地域を指定して、不動産の所有と利用の円滑な分離策を実証的に検討し、その成果を踏まえた制度改善を図られたい。
- ②空き店舗や空き地を有効活用した地域商業の活性化に資する取り組みへの支援を強化し、空き店舗を賃貸するために必要な改築等についても支援の対象とされたい。

(3) 地域商業活性化に資する個店への支援

- ①生鮮食品等における物流と情報の共同化や共同仕入れ等、ボランタリーチェーン方式等の一層の普及を図られたい。
- ②地域商業の生産性向上のため、IT化の一層の推進、小売店等におけるQC運動の啓発、および大手流通業等における研修事業を推進・支援されたい。

(4) 各種施策の啓発・PR事業の強化

地域商業対策に関する過去の先進事例をフォローアップし、その成果を踏まえた「逆引き」事例集の作成による各種施策の啓発・PR事業を一層強化されたい。

3. 地域産業振興策の抜本的拡充

(1) 地域資源を活用した新事業展開に対する支援策の拡充強化

各地域の「強み」である地域資源(産地の技術、地域の農林水産品、観光資源)を活用した中小企業の新商品・新サービスの開発、ブランド力を活かした国内・海外の販路開拓のための支援策を拡充強化されたい。

このため、内外市場で通用する地域のブランド力の育成・強化を目的とする「JAPANブランド育成支援事業」および観光資源開発、特産品開発とその販路開拓などの取り組みを支援する「地域資源∞全国展開プロジェクト(小規模事業者新事業全国展開支援事業)」を拡充するとともに、「中小企業地域資源活用プログラム」の強化を図られたい。

(2) 産地産業・地場産業活性化策の再構築

- ①産地産業・地場産業製品の海外販路開拓、輸送手段の確保等、輸出促進のための支援策を拡充されたい。
- ②地域の優秀な技術を次世代に継承するため、地域ぐるみの人材確保・育成事業に対する支援を拡充・強化されたい。また、地場産業の維持・振興のため、市街地(住工混在地区等)における工場アパート建設のための支援を拡充されたい。

(3) 農商工連携の支援策の拡充

農商工連携の推進のため、連携事例のPRを推進するとともに、関係省庁の各種支援策が効果的に活用されるよう、支援事業の複数年度化、補助金申請手続きや書類の簡素化および柔軟・弾力的な運用、さらには補助下限額の引き下げなどの運用改善を図られたい。

X 地域間格差是正のための地方幹線道路等の早期整備

道路は地域間格差の是正や地域活性化そして国全体の成長力強化のために必要不可欠な社会インフラであるため、道路特定財源制度が平成 21 年度から一般財源化されるとしても、無駄を排し最小限のコストで整備する等の改善を行いつつ、地方幹線道路等の必要と判断される道路については、十分な道路整備予算を確保した上で、着実かつ早急に整備すべきである。なお、新たな整備計画にあたっては、最新の需要予測のデータ等に基づき策定することは当然である。この際、費用対便益だけではなく、幹線道路とそのネットワークが持つ経済性以外の波及効果等の外部効果も重要視すべきである。

以 上

<提出先>

政府、各省庁、政党等

<実現状況>

I 中小企業・小規模事業者対策予算の十分かつ安定的な確保等

- (1) 経営指導員を中心に実践してきた小規模事業者支援や地域活性化
- (2) 都道府県による経営改善普及事業予算の一方的な削減は国の法律・政策体系と整合しない
- (3) 経営改善普及事業予算ならびに経営指導員等の人件費の十分かつ安定的な確保

○平成 21 年度中小企業対策予算 1,890 億円（20 年度予算比 79 億円の大幅増）。

○平成 20 年度中小企業対策予算として 2 回の補正予算（事業規模 30 兆円・財政支出 9,176 億円）が組まれた。1 次補正予算（平成 20 年 10 月 16 日成立）は、「安心実現のための緊急総合対策」（平成 20 年 8 月 29 日）を受け、(i) 中小企業金融対策（事業規模 9 兆円・財政支出 4,140 億円）、(ii) 下請取引の適正化の推進、(iii) 農商工連携・地域資源活用促進、(iv) 海外市場開拓支援、(v) 小規模企業の支援体制の整備等が盛り込まれた。2 次補正予算（平成 21 年 1 月 27 日成立・予算関連法 3 月 4 日成立）は、「生活対策」（平成 20 年 10 月 30 日）を受け、中小企業金融対策の大幅増額（事業規模 21 兆円・財政支出 4,906 億円）や、人材確保・育成のための予算（新規・140 億円）が計上された。

○平成 21 年度の中小・小規模企業対策においては、「安心実現のための緊急総合対策」および「生活対策」に沿って、平成 20 年度補正予算と連結し、切れ目なく緊急の対策が講じられていく。

II 中小企業の生産性向上の推進と事業承継への支援強化等

1. 中小企業の生産性向上の推進等

- (1) 地域力連携拠点事業の拡充・推進

○平成 21 年度政府予算において以下のとおり計上された。

予算額：57.9 億円（20 年度 51.6 億円）

箇所数：350 箇所程度（20 年度 316 箇所）

- (2) 創業・経営革新・新連携支援策の拡充

○平成 21 年度政府予算において以下のとおり計上された。

予算額：13.1 億円（20 年度 13.3 億円）

箇所数：創業塾 208 箇所（20 年度 212 箇所）、経営革新塾 170 箇所（20 年度 170 箇所）

（３）事業承継支援センター事業の拡充と研修・セミナーの強化

○平成 21 年度政府予算において以下のとおり計上された。

予算額：27.0 億円（20 年度 25.0 億円） ※「地域力連携拠点事業」57.9 億円の内数

箇所数：全国 100 箇所程度（平成 20 年度 102 箇所）。

（４）小規模事業者の経営力強化・金融支援との連携のための情報システム整備

○中小企業庁の平成 20 年度予算に基づき、企業の財務情報等を集めて一元管理し、統計データとして経営指導に活用するとともに、マル経業務を効率化することを目的として、新たに「小規模企業経営支援情報システム」の構築が進められている。同システムを構築するにあたり、T O A S や各地商工会議所の独自システムとの接続の可能性についても調査が進められている。（ただし、上記システムの活用により、マル経融資について、融資枠や貸付期間の拡充、金利優遇等金融サポート機能を拡充することは困難）。

（５）S B I R 制度の高度化

○平成 20 年度の特定補助金等の件数は、総務省関係 6 本、文部科学省関係 11 本、厚生労働省関係 3 本、農林水産省関係 4 本、経済産業省関係 64 本、国土交通省関係 2 本、環境省関係 1 本の合計 91 本（18 年度は 89 本）が予定されている。

平成 20 年度の主な「交付の方針」は、(i)支出目標額・実績額の各省別公表、(ii)特定補助金等の交付企業の入札参加機会の拡大、(iii)段階的競争選抜方式の実施、(iv)S B I R データベースの拡充、など。

○支出目標額も、20 年度は 400 億円に拡大（19 年度 390 億円）。

（６）改正独占禁止法案の早期成立・施行

○20 年 3 月に閣議決定された独占禁止法改正案では、当所の要望が反映され、不当廉売や優越的地位の濫用等の不公正な取引方法について抑止力の強化を図るために、これらの違反行為を新たに課徴金の対象とすること等が盛り込まれた。

○同法案は、20 年の通常国会では、継続審議、同年臨時国会においては廃案となったものの、21 年通常国会において新たに提出され審議された結果、21 年 6 月 3 日に可決、6 月 10 日に公布された。

（７）下請取引等の適正化推進

○下請かけこみ寺において、「弁護士無料相談」が開始（平成 21 年 3 月末まで）され、相談体制の機能強化が図られることとなった。

○「原油・原材料高騰に係る下請中小企業向け追加対策」および「安心実現のための総合対策」を受け、中小企業庁により以下の対策が講じられた。

(i) 買ったたきの具体的内容を明示した大臣通達文書を事業者団体等（約 600 の親事業者および下請事業者団体）に発出し、親事業者および下請事業者双方に周知。

(ii) 下請代金法に基づく検査の結果、同様の指摘を 2 回連続で受けている親事業者等に対し、特別に事情聴取を実施。

(iii) 原油・原材料の価格高騰の影響が強い業種に属する約 100 の親事業者に対し、買ったたきを行っていないかをチェックするための立入検査を実施。

○経済産業省により、公正取引委員会・厚生労働省との連携による下請事業者保護のための通報制度が創設・実施された（平成 20 年 12 月 2 日）。

○下請ガイドラインの更なる改善に向けたフォローアップを行うとともに、下請代金支払遅延等防止法の運用強化に向けた取組や、取引慣行等の改善に係る検討を行うため、平成 20 年 11 月から「下請取引適正化推進会議」が開催されることとなった。（同会議の下部の委員会組織として「取引慣行WG」「手形

支払WG」が設置され、下請代金法等の法律上の問題点等を抽出し、通達や運用基準の見直し等が検討されることとなった。

(8) 企業の支払能力を無視した最低賃金の引き上げに反対

○平成20年度地域別最低賃金改定を目安に関する公益委員見解において、全国の都道府県をA、B、C、Dの4つのランクに分け、引上げ額をAランク15円、Bランク11円、Cランク10円、Dランク7円(ランク毎の引上げ額)とするとともに、平成20年7月1日に施行された最低賃金法改正法の趣旨を踏まえ、最低賃金額が生活保護を下回る12都道府県については、これを解消するための期間(年数)で生活保護との乖離額を除して得た額とランク毎の引上げ額とを比較して大きい方の額とされた。なお、生活保護との乖離額を解消するための期間(年数)については、地方最低賃金審議会が定めることとされた。

○平成20年度引上げ額の全国加重平均は16円となった。

○一方、平成19年度から、政府の「成長力底上げ戦略推進円卓会議」において、「生産性の向上を踏まえた最低賃金の中長期的な引上げの方針」について議論が行われており、平成20年6月20日、「社会経済情勢を考慮」「小規模事業所の高卒初任給の最も低位の水準との『均衡を勘案』」「経済・企業・雇用の動向、経営環境の変化等も踏まえる」など、使用者側の意見が大幅に取り入れられたうえで、「中小企業の実産性向上と最低賃金の中長期的な引上げの基本方針について(『円卓合意』)」がとりまとめられた。

2. ものづくり技術力強化支援

(1) ものづくりに対する戦略的・重点的支援の強化

○「中小ものづくり高度化法」に基づき、わが国経済をけん引していく重要産業分野の競争力を支えるものづくり基盤技術(鋳造、鍛造、切削、めっき等)の高度化に向けて、中小・小規模企業が行う研究開発を支援し、地域において、研究開発を起点とした新事業、新産業創出を図っていくため、企業、大学、公設試等の地域のリソースを最適に組み合わせた共同研究体による実用化技術の研究開発を実施する「戦略的技術支援事業」が予算化。(21年度:119.5億円・新規)

(2) 中小企業における円滑な知的財産権の取得等のための環境整備

○平成21年度政府予算において以下のとおり計上された。

- ・アジア等での知的財産保護と模倣品対策の強化 14.8億円(20年度15.4億円)
- ・相談・コンサルティング事業
 - (i)業訪問型の相談事業・全国における説明会等 9.3億円(20年度10.6億円)
 - (ii)地域中小企業知的財産戦略支援事業 3.1億円(新規)
- ・出願支援事業
 - (i)無料の先行技術(特許)調査支援事業 6.4億円(20年度6.4億円)
 - (ii)特許の外国出願助成 1.3億円(20年度1.4億円)
- ・地域知的財産戦略推進事業 6.3億円(20年度6.6円)
- ・地域知財戦略本部を拠点とした施策の実施 6.6億円(20年度6.8億円)

○営業秘密・技術情報の保護

→「14.「営業秘密に係る刑事的措置の見直しの方向性について(案)」に関する意見」参照。

3. 中小企業振興のための環境整備の促進

(1) 裁判員制度の円滑な施行に向けた環境整備

- 辞退事由の判断において、候補者名簿に載った段階で送付される調査票、具体的な事件の裁判員候補者に選ばれた段階で送付される質問票および出頭日当日の説明等により、個々の実情を勘案した柔軟な判断が行われることとなる。
- 裁判員制度の普及浸透のための活動について、引き続き、様々な媒体（新聞・雑誌、テレビ、インターネット等）を通じた広報活動や、各地でフォーラム・映画上映会や、商工会議所等の協力による企業向け説明会などにより、企業を含む国民一般に向けて制度の普及浸透に努める予定としている。
- 裁判員に選ばれた人に対する経済的支援について、裁判員や裁判員候補者等になって裁判所に来られた人には、日当と交通費が支払われる（日当は1日当たり1万円以内、裁判員候補者の場合は1日当たり8,000円以内）。裁判所が自宅から遠い等の理由で宿泊しなければならない場合には、宿泊料が支払われる。
- 裁判員の生命身体安全確保策について、裁判員法は、裁判員の保護のため、(i)裁判員やその親族を脅かしたり、圧力をかけた者を処罰する規定、(ii)裁判員の氏名・住所といった個人を特定できるような情報を公にすることの禁止、(iii)裁判員やその親族に危害が加えられるおそれがあり、裁判員の関与が非常に難しいような事件について、裁判員が加わずに裁判官だけで裁判をする仕組みに関する規定を設けている。また、法廷への入退出については、裁判官と同様に法廷の専用通路等特別なルートが用意されていると同時に、被告人の関係者等が待機しているなどの事情がある場合には、そうした者と接触せずに裁判所に入退出できるような特別の措置を講じることとしている。
- 裁判員の心理的安心の確保については、裁判員であった方で、判決後に、精神面でのアフターケアが必要となる方が出てこられた場合に備えて、(i)電話による健康相談の受付、(ii)臨床心理士等による電話および面談カウンセリング等を実施することを予定している。また、カウンセリング実施後、必要に応じて医療機関の紹介も行う予定。
- 裁判員の拘束時間の短縮化については、裁判における争点を事前に整理して明確にしたり、できるだけ連続して裁判を行ったりするなど、速くて分かりやすい裁判の実現を目指している。現段階の裁判員裁判の審理イメージは、約7割の事件は3日以内、約9割の事件は5日以内に終わらせる方向。
- 裁判員裁判を見据えた法廷における映像設備等として、(i)液晶タブレット、(ii)書画カメラ、(iii)大型ディスプレイ、(iv)裁判員等向けの小型の液晶ディスプレイ、(v)音声認識システムなどを準備しており、法定等における裁判員の負担の軽減に努めている。
- 最高裁判所は、制度運用上の問題点、実施状況に関する資料の公表（裁判員法103条により義務付け）の在り方等について検討するため、「裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会」を設置し、平成21年1月に第1回懇談会を開催した。

(2) ADR（裁判外紛争解決手続）制度の活用促進

- 法務省は、ホームページ（<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/adr01.html>）等において、ADRに関する情報提供を行っている。

(3) 中小企業への緊急時企業存続計画（BCP）の普及

- 「中小企業BCP普及方策に関する検討委員会」が中小企業庁により設置され、(i)BCP普及に対する有効な方策の検討、(ii)小規模企業にもわかりやすい中小企業BCP策定ガイドブックの内容についての検討、が行われた（ガイドブックの最終版は平成21年3月に完成、配布）。

(4) 中小企業における新型インフルエンザ対策支援

- 「新型インフルエンザ対策行動計画（改定版）」「新型インフルエンザ対策ガイドライン」が平成 21 年 2 月 1 日に厚生労働省より公表された。
- 「平成 20 年度 B C P 策定運用指針における新型インフルエンザ対策への対応に関する調査事業 検討委員会」が中小企業庁主催により、平成 20 年 12 月から開催され、「新型インフルエンザに対応した B C P を効率的に策定できる情報提供資料の作成」、「新型インフルエンザに対応した B C P 普及策等の検討」等が実施されている。報告書は平成 21 年 3 月に完成、配布。
- 平成 20 年度 1 次補正予算において、抗インフルエンザウイルス薬（タミフル、リレンザ）やワクチンの備蓄、水際対策等に従事する者に必要な感染防護の資器材の整備等のために 491 億円を計上。
- 平成 20 年度 2 次補正予算において、ワクチンメーカーの製造設備の整備に対する助成のために 15 億円を計上。
- 平成 21 年度予算案において、プレパンデミックワクチン原液の備蓄など更なる新型インフルエンザ対策の推進やパンデミックワクチンの早期確保を図るための研究等のために 225 億円を計上。

(5) 「中小企業の会計に関する指針」の普及

- 中小企業基盤整備機構からの委託により、平成 16 年度から各地商工会議所等において開催している「中小企業会計啓発・普及セミナー」を 21 年度も引き続き開催予定。
- 中小企業庁では、平成 21 年 4 月に公表される予定の「中小企業の会計に関する指針」の改正を踏まえたパンフレットを作成。

Ⅲ 中小企業における I T 利活用の総合的推進

1. 中小企業の I T 化支援

(1) 地域 I T ベンダーの組織化による中小企業の I T 化支援

- 経済産業省の 21 年度「I T 経営実践促進事業」（予算 6.1 億円）ならびに「地域経済情報化基盤整備事業」（予算 2.0 億円）の中で、地域 I T ユーザーである中小・小規模企業等と I T ベンダーとの連携強化により地域経済の活性化を図るとともに、情報交換や情報共有などにより相互協力を強化し、同時に I T 企業同士が連携して I T 供給力を強化する取り組みを支援する「地域イノベーションパートナーシップ」が構築される。

(2) 「オンラインによる I T 支援専門相談体制」の構築

- 経済産業省の 21 年度「中小企業経営革新プラットフォームシステム開発事業」（予算 17.6 億円）において開発された、中小企業の生産性向上による成長を実現するためのインターネット上で提供される財務会計ソフト等のアプリケーションの中で、利用者が相談事項などを「付箋機能」を使って I T 支援専門家にオンラインで相談できるソフトが提供される。

2. I T 活用環境の整備促進

(1) 中小企業の電子政府・電子自治体への取り組み支援

- 経済産業省では 20 年度の「中小企業経営革新プラットフォームシステム開発事業」において、財務会計ソフトから電子申告までスムーズに移行できる機能が搭載された「J-SaaS」が 21 年 3 月末に公開されることとなり、その中小企業・小規模事業者への普及のために、商工会議所職員 158 名を含む全国約 750 名の「J-SaaS 普及指導員」が養成されている。21 年度は引き続き同事業（予算 17.6 億円）において「J-SaaS

普及指導員」等による中小企業・小規模事業者対象のサポート体制の構築が検討されることとなった。

(2) 電子申請等の利用率アップのためのインセンティブの付与

○電子申告におけるインセンティブとして、所得税にかかる確定申告において申告期限までに自己の電子署名を添付して電子申告を行った者を対象に、最高 5,000 円の税額控除（電子証明書等特別控除）を行う措置が、平成 19 年・20 年に続き 2 年間延長され、平成 21 年分または平成 22 年分の所得税にかかる確定申告においても適用されることとなった。また、電子申告を利用して還付申告を行う場合の処理期間も、通常 6 週間程度から 3 週間程度に短縮する運用が引き続き実施されるとともに、確定申告期以外においても月末等の申告期限における受付時間延長について検討されることとなった。なお、電子定款の導入による印紙税 4 万円の免除についても引き続き実施される。

(3) 中小企業の情報セキュリティの向上支援

○経済産業省の 21 年度「コンピュータセキュリティ早期警戒体制の整備事業（中小企業情報セキュリティ対策促進指導事業）」（予算 12.1 億円）において、中小企業の情報セキュリティ対策レベルの向上を図るため、中小企業を支援する商工会議所職員などを対象に情報セキュリティの知識習得と中小企業向け指導法習得を目的としたセミナーが開催され、情報セキュリティ相談事業の相談者として指導にあたる。また、20 年度に独立行政法人情報処理推進機構にて取りまとめられた「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」ならびに「5 分でできる！中小企業のための情報セキュリティ自社診断シート」の普及啓発が図られる。

IV 中小企業金融機能の維持・強化と中小企業の再生

1. 中小企業金融の円滑化

(1) 金融セーフティネットの拡充と資金調達手段の多様化

○平成 20 年度 1 次補正予算が成立し、セーフティネット保証の拡充により緊急保証（下記（3）参照）枠 6 兆円・セーフティネット貸付枠 3 兆円が中小・小規模企業の資金繰り対策枠として確保された。続いて 2 次補正予算および関連法の成立により、同保証枠が 20 兆円に、同貸付枠が 10 兆円に拡大された。

○ABL については平成 20 年 10 月以降、経済産業省主催により、「ABL テキスト作成委員会」「ABL 実態調査委員会」が各 2～3 回開催され、(i) ABL の取組状況の実態把握や ABL を推進するにあたっての課題把握、(ii) 「事業者向けの ABL テキスト」の作成が行われた。

(2) 実効ある地域密着型金融の推進

(3) 信用補完制度の拡充

○平成 20 年 11 月 7 日付で「金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）」が改定され、貸出条件の緩和（毎月の返済額の減額等）を行っても不良債権に格下げしない条件が「概ね 3 年後に正常先となること」から「概ね 5 年の経営再建計画策定（場合によっては 10 年の計画まで認める）」へと緩和された。

○金融庁と中小企業庁が連携し、全都道府県合計 150 カ所の商工会議所や商工会を訪問、各地の事業者等から中小企業金融の実情に関する声や政府への要望などを聴取した。

○事業者からの「貸し渋り・貸し剥がし」に関する情報を聴取する仕組みとして、中小企業庁が各地の経済産業局に「中小企業金融貸し渋り 110 番」を、金融庁が各地の財務局に「検査情報受付窓口」を設置した。

○「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」（略称：緊急保証制度。信用保証協会の 100%保証）が平成 20 年 10 月 31 日に開始された。制度開始当初の保証枠は 6 兆円、対象業種は 545 業種であったが、第 2 次

補正予算の成立により保証枠は 20 兆円に拡大、対象業種もその後徐々に拡大され 760 業種（企業数で中小企業の 81%をカバー）となり、中小企業に対するセーフティネット的役割を十分果たしている。

（４）政策金融改革で発足する新機関の中小企業金融支援機能の発揮についてのフォローアップ

○平成 20 年 10 月 1 日に株式会社化された、株式会社日本政策投資銀行と株式会社商工組合中央金庫においては、平成 20 年 12 月 11 日に財務大臣により「国際的な金融秩序の混乱に関する事案」が危機と認定されて以降、中堅企業に対する「危機対応業務」を実施。

○制度の種類・事業規模は、（i）日本政策投資銀行および商工中金による長期資金の融資枠が 1 兆円、（ii）日本政策投資銀行によるＣＰの買取枠が 2 兆円となっている。

○対象企業は、「国際的な金融秩序の混乱により、一時的に業況または資金繰りの悪化を来たしている中堅企業等で、中長期的には、業況の回復・発展が見込まれる企業、または資金繰りが改善し、経営の安定が見込まれる企業」等とされている。

（５）中小企業・小規模事業者が安心して利用できる電子記録債権制度の創設ならびに環境整備

○電子記録債権制度の利用者である一般企業等のニーズを確認するため、事業会社や有識者等をメンバーとする「電子記録債権利用推進等懇談会」が平成 20 年 5 月に設置され、6 月と 11 月の 2 回、懇談会が開催された。

○電子記録債権利用推進等懇談会委員企業へのニーズ調査の結果を踏まえ、平成 21 年 3 月 24 日に「電子債権記録機関要綱」が公表された。

（６）小規模企業共済制度ならびに中小企業倒産防止共済制度の拡充

○小規模企業共済制度については平成 21 年 2 月から「小規模企業共済制度検討小委員会」において、中小企業倒産防止共済制度については平成 20 年 6 月から「中小企業倒産防止共済制度研究会において、検討されてきた。

○いずれも平成 21 年 6 月 19 日に、中小企業政策審議会経営安定部会に報告された。

2. 中小企業の再生の促進

（１）中小企業再生支援協議会による支援の拡充

（２）地域中小企業再生支援における連携強化

○産業活力再生特別措置法の一部改正法が平成 21 年 4 月 22 日に可決、同 30 日に施行された。中小企業の将来性のある事業部門を別法人（第二会社）に承継させて再生を支援する認定支援制度（中小企業承継事業再生計画）の創設を後押しする制度改正が盛り込まれた

○認定支援制度の支援措置は、旧会社が有する許認可を第二会社が承継できる特例を措置する「許認可承継の特例」のほか、税負担の軽減（登録免許税、不動産取得税の軽減）や金融支援などである。

（３）地域再生・活性化のためのファンドの設立促進

○平成 21 年 4 月に全国向けの中小企業再生ファンドが新設された（出資総額 40 億円・うち中小企業基盤整備機構の出資額は 20 億円）。投資先の企業は、再生可能な事業基盤を持ち、雇用の維持に寄与する中小企業十数社を予定。

V 中小企業の活力増進のための税制改革

1. 事業承継税制の抜本拡充の円滑な施行

○取引相場のない株式に係る相続税の80%納税猶予制度の創設

後継者が、相続・遺贈により、経営承継円滑化法に基づき経済産業大臣の認定を受けた非上場株式・持分（以下、「株式」という。）を取得した場合、発行済株式総数の2/3を上限に、株式の課税価格の80%に対応する相続税額について納税を猶予する。その後継者の死亡など一定の場合に、猶予税額を免除する。平成20年10月1日以後の相続から適用する。

○猶予された相続税額が免除される一定の場合（死亡以外）の具体化

・会社が破産または特別清算した場合

→会社が、債務超過に陥り、破産または特別清算した場合には、猶予税額を免除する。

→ただし、直前の5事業年度において、「後継者および生計を一にしている者」が受け取った配当および過大役員報酬等は納税する。

・事業継続期間（相続・贈与後5年間）経過後に譲渡した株式の時価が猶予税額を下回った場合

→同族関係者以外の者に対して、保有株式の全部を譲渡した場合には、時価を超える猶予税額を免除する（時価または譲渡価額のいずれか高い方を上限として納税）。

→ただし、直前の5事業年度において、「後継者および生計を一にしている者」が受け取った配当および過大役員報酬等は納税する。

・次の後継者に納税猶予対象株式を贈与して、事業の継続を図る場合

→後継者が、次の後継者（経営者の親族）へ対象株式を一括贈与する場合には、相続税の猶予税額を免除する。

○株式の生前贈与を促進するための税制措置

・取引相場のない株式に係る贈与税の100%納税猶予制度の創設

後継者が、株式の一括贈与を受けた場合には、その後継者の贈与税の納税を猶予する（贈与前から後継者が既に保有していた株式を含め発行済株式総数の2/3に達するまでの部分）。なお、経営者が相続税の納税猶予の適用を受けていない場合も利用可能。平成21年4月1日以後の贈与から適用。

・相続時精算課税制度と贈与税の100%納税猶予制度との併用

後継者が、贈与税の納税猶予制度の適用を受けても、後継者を含む推定相続人は相続時精算課税制度の利用が可能。例えば、経営者が発行済株式総数の2/3を超える株式を保有している場合、納税猶予の対象外となる株式を、相続時精算課税制度により贈与を受けることが可能。

○小規模宅地特例と株式に係る相続税の納税猶予制度の「完全」併用

「小規模宅地特例（事業用宅地の場合、400㎡までの課税価格が80%減額）」と「株式に係る相続税の納税猶予制度」との完全併用を認める。

○納税猶予取消しの場合の利子税の特例

納税猶予取消しの場合に猶予税額と併せて納付すべき利子税の税率は、現行の特例の4.0%から2.2%（日銀の基準割引率0.5%の場合。平成20年10月31日現在）とする（利子税の本則税率を6.6%から3.6%に引下げ）。

※利子税の税率の計算式： $3.6\% \times (4.0\% + \text{日銀の基準割引率 } 0.5\%) / 7.3\% = 2.2\%$

○事業継続期間経過後の組織再編を阻害しない措置

事業継続期間（相続・贈与後5年間）経過以降において、後継者が組織再編によって株式を手放した

場合、相手方の会社の株式以外の対価を受け取っていない場合には、納税猶予の対象となった株式を保有し続けているものとみなす（株式の保有義務違反としない）。

○株式の信託を活用した事業承継に係る環境整備

平成 21 年度中に経営承継円滑化法において株式と実質的に同一視できる信託受益権の範囲を法令上明確にした上で、納税猶予制度の適用に係る検討を行う。

2. 中小法人税制等の拡充

（１）中小企業の経営基盤強化のための税制措置

（２）ベンチャー・新規創業支援のための税制措置の拡充

○人材投資促進税制・中小企業等基盤強化税制・中小企業新事業活動促進法に基づく措置の延長（２年間）

○中小企業の軽減税率の時限的引き下げ

中小法人等（※）の年 800 万円以下の所得に対する法人税の軽減税率（22%）を 18%に引き下げる（２年間）。

※資本金 1 億円以下の法人、一般社団法人、協同組合等、公益法人等（商工会議所含む）

○海外子会社配当益金不算入制度の創設

海外子会社からの受取配当の95%が益金不算入される制度（恒久措置）を創設。

○中小企業の欠損金の繰戻し還付の「即時」復活

中小法人等において、今年度の欠損金（赤字）を前年度の所得（黒字）に繰戻（相殺）して、前年度に納付した法人税額を還付する制度を復活（平成21年 2 月決算法人から適用）。

※「平成21年度与党税制改正大綱」（平成20年12月12日）の「税制抜本改革の全体像」において、「社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベースの拡大とともに、法人実効税率の引下げを検討する」こととされた。

（３）役員給与の損金算入制度の見直し

○事前確定届出給与に係る届出の簡素化

・事前確定届出給与（所定の時期に確定額を支給する役員給与）に係る届出について、その役員の前期の給与および他の役員の給与の記載を省略する。

※平成20年12月、国税庁より、「役員給与に関する Q & A」が発表され、業績等の悪化により役員給与の額を減額する場合の取扱いや、臨時改定事由の範囲など、役員給与改定等の判断に当たり参考になると考えられる事例が示された。

例えば、以下の場合には、業績悪化改定事由に該当するとされた。

(i)株主との関係上、業績や財務状況の悪化についての役員としての経営上の責任から役員給与の額を減額せざるを得ない場合

(ii)取引銀行との間で行われる借入金返済のリスケジュールの協議において、役員給与の額を減額せざるを得ない場合

(iii)業績や財務状況または資金繰りが悪化したため、取引先等の利害関係者からの信用を維持・確保する必要性から、経営状況の改善を図るための計画が策定され、これに役員給与の額の減額が盛り込まれた場合

(4) 大規模地震対策の促進

○耐震改修促進税制の拡充・延長

補助対象の拡大や補助金の下限要件を撤廃した上で、5年間延長。

3. 地域の中小企業の活力増進を阻害する税制の是正

＜土地に係る固定資産税＞

○固定資産税の負担調整措置の延長

平成21年度から平成23年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続する

○商業地等に係る固定資産税の条例減額制度の延長（3年間）

○条例による商業地等および住宅用地に係る固定資産税額の上昇を抑制する制度の創設

税負担が大幅に増加する商業地等および住宅用地について、条例の定めるところにより、税額の上昇を抑制できる制度を創設する（21年度～23年度）。

4. 簡素な税制による必要最小限の納税事務負担

○電子証明書を有する個人の電子申告に係る所得税額の特別控除制度の延長（2年間）

※「平成21年度与党税制改正大綱」（平成20年12月12日）の「税制抜本改革の全体像」において、「納税者番号制度については、具体的かつ深度ある議論を関係団体・関係省庁が連携して実施し、国民の理解を得て、早期かつ円滑な導入を目指すべきである。このため、今後、与党内に検討会を立ち上げ、制度の導入に向けて精力的に議論を行う」こととされた。

6. 増税なき財政再建の実現

※「平成21年度与党税制改正大綱」（平成20年12月12日）の「税制抜本改革の全体像」において、「消費税の全額が年金・医療・介護の社会保障給付と少子化対策に充てられることを予算・決算において明確化した上で、消費税の税率を検討する。その際、歳出面も合わせた視点に立って複数税率の検討等総合的な取組みを行うことにより低所得者の配慮について検討する」こと、および、「地方分権の推進と、国・地方を通じた社会保障制度の安定財源確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進める」こととされた。

VI 中小企業の雇用環境整備と人材確保・育成支援等

1. 仕事と子育ての両立支援に取り組む中小企業への支援の拡充

○平成20年度1次補正予算において、子育て支援対策として79億円を計上（厚労省分）

- ・ 保育所の新設や分園の設置促進等の待機児童が多い地域を中心とした保育サービスの充実等(62億円)
- ・ 認定こども園の緊急整備（18億円）

○平成20年度2次補正予算において、出産・子育て支援の拡充として2,400億円を計上（厚労省分）

- ・ 平成22年度までの集中重点期間において15万人分の保育所や認定こども園の整備を推進すること等を目的として都道府県に安心こども基金を創設（1,000億円（厚労省・文科省））
- ・ 幼児教育期（小学校就学前3年間）の第二子以降の子一人あたりにつき、3.6万円の子育て応援特別手当を支給

- ・妊婦が検診の費用を心配せず、必要な回数（14 回程度）を受けられるように、平成 22 年までの公費負担を拡充（790 億円）
- ・育児休業取得者または短時間勤務制度の利用者が初めて出た場合に、中小企業事業主に対する助成金の支給対象範囲を 5 人目まで拡大するとともに、2 人目以降の支給額を増額（育児休業の場合 60 万円→80 万円等）
- ・労働者が利用した育児サービス費用を負担する中小企業事業主に対する助成金について、助成率・助成限度額を引き上げる（助成率：1/2→3/4、限度額：30 万円→40 万円（1 人当たり）、360 万円→480 万円（1 事業主当たり））。

○平成 21 年度少子化社会対策関係予算案 1 兆 6,183 億円（20 年度 1 兆 5,715 億円・約 3%増）

- ・すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の拡充（551 億円）
- ・家庭的保育（保育ママ）の大幅拡充といった新待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実（3,569 億円）
- ・出産育児一時金を 4 万円引き上げ（79 億円）
- ・業界団体による業種の特性に応じた「仕事と生活の調和推進プラン」の策定等を支援する「仕事と生活の調和アドバイザー（仮称）」の養成などの労働時間の見直しに向けた取り組みの推進（31 億円）
- ・次世代育成支援対策推進センターにおける講習会、巡回指導の実施などによる相談援助機能の強化（7.8 億円）

○子育て支援税制（事業所内託児施設に係る法人税の優遇措置（割増償却））の延長（2 年間）

2. 若年者・障害者等の人材育成・就業促進対策の強化

（1）ジョブ・カード制度の拡充・強化

○平成 21 年度予算案には、「ジョブ・カード制度の整備・充実」を目的とした下記の 5 つの施策を実施するための経費として、合計で 206 億円（前年度 174 億円）が計上された。そのうち、ジョブ・カードセンター運営委託費として、30.6 億円が計上された（下記（iv）の内数）。

- （i）訓練期間中の経済的支援等の実施
- （ii）職業能力形成プログラムにおける委託型訓練の実施
- （iii）非正規労働者等に対する導入訓練の実施
- （iv）ジョブ・カード制度の普及促進に向けた取組の強化
- （v）ハローワーク等におけるキャリア・コンサルティング体制等の整備

①訓練実施事業主に対する訓練経費の負担軽減措置と弾力的な運用

○平成 20 年度 2 次補正予算により、「キャリア形成促進助成金制度」が以下のとおり拡充された。

- ・座学等に係る経費・賃金の助成率の引き上げ（中小企業：1/2→3/4、大企業：1/3→2/3）
- ・座学等訓練経費に係る座学実施時間別支給上限額（訓練生 1 人当たり）の拡充（300 時間未満：5 万円→20 万円、300 時間以上 600 時間未満：10 万円→30 万円、600 時間以上：20 万円→40 万円）
※ 1 時間あたりの賃金助成額には上限あり（雇用保険の最高日額（平成 20 年 8 月 1 日現在 7,730 円）を、事業所の所定内労働時間で除した額）
- ・企業実習に係る賃金の助成率の引き上げ（中小企業：助成制度なし→3/4、大企業：助成措置なし→2/3）
※ 1 時間あたりの賃金助成額には上限あり（雇用保険の最高日額（平成 20 年 8 月 1 日現在 7,730

円)を、事業所の所定内労働時間で除した額)

○平成20年度2次補正予算により、年長フリーター支援のための「若年者等正規雇用化特別奨励金」が創設された。支給要件は以下のとおり。

- ・対象年齢…25歳以上40歳未満

※有期実習型訓練開始日(ただし、有期実習型訓練実施事業主と当該正規雇用した事業主が異なる場合は、当該正規雇用した日)現在の満年齢が25歳以上40歳未満の者が対象。

- ・支給対象事業主…有期実習型訓練修了者を正規雇用する場合

- ・支給額…中小企業:100万円、大企業:50万円

※キャリア・アップ型(既に雇用している自社内の非正規労働者(パートやアルバイト、契約社員など)に対して実施した有期実習型訓練)の場合、当該有期実習型訓練を実施した事業主において正規雇用された場合は、支給対象外。

- ・実施期間…平成21年2月6日から平成24年3月31日までの時限措置

○その他の制度改正は下記のとおり。

- ・総訓練時間に占めるべき座学の割合の緩和(2割以上8割以下→原則2割以上8割以下)

※訓練の修了後に正社員として採用する場合は1割以上9割以下に緩和。

- ・座学実施に係る要件の緩和

事業主自らが座学を実施する場合の要件のうち、「外部教育訓練機関によるカリキュラム作成支援が必要」、講師の要件としての「専ら教育訓練に従事」の2つの要件が廃止され、「実習(OJT)を行う事業主の行うものであって、専修学校専門課程教員、職業訓練指導員免許取得者またはこれらと同等以上の能力を有する者により行うもの」に変更された上、当該講師要件が大幅に緩和された。

- ・訓練対象者の要件の緩和

フリーター予備軍を訓練対象者とするため、訓練対象者の要件が「正社員経験が少ない者(学卒2年以内の者を除く)」から「正社員経験が少ない者(学卒6ヵ月以内の者を除く)」に緩和された。

- ・労働者派遣終了後に、派遣先での常用雇用を予定する「紹介予定派遣」について、ジョブ・カード制度の「有期実習型訓練」により、派遣元・派遣先のそれぞれで正社員化に資する訓練を実施した場合、派遣先での正社員化が実現した場合に限り、派遣元・派遣先における訓練経費等を助成。

②キャリア・コンサルティング実施体制の整備

○地域ジョブ・カードセンター等に登録キャリア・コンサルタントを配置する際の経費として、平成20年度1次補正予算に2.6億円、平成21年度予算に5.0億円が計上された。

○平成20年度、財団法人社会経済生産性本部が厚生労働省から受託している登録キャリア・コンサルタントを養成するための「ジョブ・カード講習」について、年度当初予定されていた開催回数に加え、16回(札幌、盛岡、仙台、金沢、松本、館林、東京2回、静岡、名古屋、大阪、岡山、山口、松山、福岡、鹿児島)の追加開催が行われた。

③雇用型訓練を活用した先進的な地域モデル事業の構築支援

○平成21年度予算案に、現行の「実践型人材養成システム普及のための地域モデル事業」に有期実習型訓練の実施のためのモデル構築を加えた「ジョブ・カード制度普及のためのモデル事業」を実施するための経費として1.4億円が計上された。

④関係機関の連携体制の一層の強化

○地域ジョブ・カード（サポート）センター、都道府県労働局（公共職業安定所）、雇用・能力開発機構 都道府県センターにおける相互の連携体制を確保するため、平成 20 年度内に、都道府県ごとの「ジョブ・カード制度の推進に向けた連絡会議」を開催することとなった。

⑤制度の効果的な推進体制の構築とPRの徹底

○厚生労働省は、平成 20 年度に「ジョブ・カードの I C 化調査研究事業」を実施しており、その結果を基に、ジョブ・カードの I C 化について検討することとしている。

○厚生労働省は、現在、求職者が訓練実施企業の訓練コースなどを閲覧できるホームページを構築中である。

○厚生労働省において以下の施策が実施されている。

- ・平成 20 年度に「ジョブ・カードの I C 化調査研究事業」を実施、その結果を基に、ジョブ・カードの I C 化について検討することとされている。

- ・求職者が訓練実施企業の訓練コースなどを閲覧できるホームページを構築中。

- ・ジョブ・カード制度の普及促進を図る観点から、リーフレットやチラシの作成・配布に加え、以下の広報媒体を作成・活用している。

- (i) 平成 20 年 11 月～12 月、民間テレビ局で同制度の CM を放映。あわせて、イベント用ビデオを作成し、各地でのジョブ・カード普及促進フェア等の各種イベントで活用。さらに、平成 21 年 3 月、同省の動画チャンネルに、両方を掲載。

- (ii) 平成 21 年 3 月、県庁所在地・政令指定都市の主要駅にポスターを掲示するとともに、雑誌広告とインターネットバナー広告を実施。

(2) ジョブカフェの機能拡充を通じた若年者雇用の促進

○平成 18 年度より実施されていた「若者と中小企業とのネットワーク構築事業」は平成 20 年度で廃止。

○平成 21 年 3 月より、ジョブカフェが設置する地方拠点に対して、拠点の新設および強化等の支援を行うとともに、ジョブカフェが、お互いのノウハウ共有や地域間雇用ミスマッチの解消に向けた取り組みを支援する「ジョブカフェ・地域ネットワーク強化事業」を開始（平成 20 年度 2 次補正予算 15 億円）。また、同年 6 月より、ジョブカフェの地域拠点の展開に必要な本体機能を強化する取り組みを支援する「中小企業雇用情勢対応人材支援事業」を開始（平成 21 年度補正予算 9 億円）。

(3) トライアル雇用・紹介予定派遣制度の拡充

○紹介予定派遣制度については、厚生労働省労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会における労働者派遣法改正に関する議論の結果、派遣元事業主は、常用雇用を希望する登録型派遣労働者に対し、紹介予定派遣の対象とするなどして、派遣先での直接雇用を推進するなどの努力義務が課されることとなった。

○試行雇用奨励金の予算については、平成 20 年度一人当たり 4 万円×63,000 人のところ、21 年度予算案では 65,000 人に拡充されている。

(4) 産学連携による人材育成の推進

○「産学人材育成パートナーシップ」全体会議および 9 つの分科会では、人材育成における横断的課題や業種・分野的課題等について幅広く対話を行い、7 月に「中間とりまとめ」を公表。平成 21 年度は具体的な取組を推進するため、17.7 億円が計上された。

(5) キャリア教育・職業教育の推進

○厚生労働省は、平成 14 年度から「インターンシップ受入企業開拓事業」を実施しており、21 年度も実施予定。同事業は、多様な業種・規模の企業に対して、インターンシップ受入について理解を求めるとともに、受入企業と大学、学生とのマッチングを促進する事業を都道府県において実施し、それをより効率的なものとするためにインターネットを活用した情報提供のためのホームページの運用を行い、各都道府県での取組みの全国的な連絡調整、必要な支援および周知・啓発活動を行うもの（近年では、18、19 年度に松山商工会議所が受託）。

(6) 障害者雇用促進に対する支援

○障害者をハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れる中小企業の事業主に対する助成金（特定求職者雇用開発助成金）が以下のとおり拡充された。

- ・身体・知的障害者への支給総額の増額（90 万円→135 万円）
- ・身体・知的障害者（重度または 45 歳以上）、精神障害者への支給総額の増額（160 万円→240 万円）
- ・短時間労働者の身体・知的・精神障害者への支給総額の増額（60 万円→90 万円）

○障害者雇用の経験のない中小企業（56～300 人規模の中小企業）において、ハローワークの紹介により身体・知的・精神障害者を初めて雇い入れる事業主に対する奨励金を創設（障害者雇用ファースト・ステップ奨励金）。支給額は、1 人目の障害者を雇用することに対し 100 万円。

○障害者雇用促進法改正法が、平成 20 年 12 月 19 日成立。納付金徴収・調整金支給の 201 人以上への拡大は 22 年 7 月、101 人以上への拡大は 27 年 4 月、短時間労働者の雇用率算入は 22 年 7 月からとされた。

○中小企業の障害者雇用納付金および調整金の額について、厚生労働省労働政策審議会障害者雇用分科会にて議論された結果、納付金額については、301 人以上の企業に適用される 5 万円（不足一人 1 カ月あたり）の 8 割に相当する、4 万円とすることです承された。

また、法定雇用率を超えて障害者を雇用している企業に支給される調整金については、商工会議所の主張が認められ、301 人以上の企業と同額の 2.7 万円（超過一人 1 カ月あたり）とすることです承された。

(7) 労働者派遣制度の拡充

○厚生労働省労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会における労働者派遣法改正に関する議論の結果、平成 20 年 9 月、厚生労働大臣に対し、建議が行われ、同年臨時国会に改正法案が提出された（審査未了で閉会。同法案は廃案。）。

○改正法案の主なポイントは、(i) 日雇派遣（日々または 30 日以内の期間を定めて雇用する労働者の派遣）の原則禁止、(ii) グループ企業内派遣の上限を 8 割とする規制、(iii) 適用除外業務派遣、期間制限違反、無許可・無届け事業所からの派遣、偽装請負の場合で、派遣先に一定の責任があり、派遣労働者が希望する場合における派遣先に対する労働契約申込みの勧告制度創設、など。

3. 不足が想定される分野における外国人労働者受け入れ制度の創設

○政府の規制改革・民間開放推進会議は、「規制改革・民間開放の推進に関する第 3 次答申」（平成 18 年 12 月 25 日発表）の中で、制度の適正化・合理化を図る観点から、実務研修中の研修生に係る法的保護、技能実習生向け在留資格の整備、関係告示等の法令化など既存の規制の見直しについて、遅くとも平成 21 年通常国会に関連法案提出という方針を明らかにした。

○これを受け、法務省は、平成 21 年 3 月 6 日、出入国管理及び難民認定法（入管法）改正法案を国会に提

出し、同年 7 月 8 日、可決成立（施行は、平成 22 年 6 ～ 7 月頃の見込み）。以下の点が盛り込まれた。

- ・不正を行った受入機関の受入れ停止期間を 3 年から 5 年に延長。
- ・現行の「研修 1 年＋技能実習 2 年」が「技能実習 3 年（冒頭 2 か月は座学）」になり、技能実習期間が延長。

○同改正法案の施行時期については、改正法成立から 1 年後の見込み。また、外国人に対する入国手続および関連書類の書式変更などに伴う政省令改正については、改正法の成立から施行までの 1 年の間に、審議・決定・施行される予定。

○一方、政府は、平成 20 年 12 月、高度人材の受入れの拡大に資するため、数値目標の設定や必要な施策について検討する「高度人材受入推進会議」を設置。日商からも委員を派遣し、商工会議所としての意見を主張した。平成 21 年 5 月 29 日に報告書が取りまとめられた。

4. 雇用保険制度における国庫負担の継続および雇用保険二事業の抜本的見直し

○国庫負担の廃止もしくはさらなる減額については、実施が見送られた。

○雇用保険二事業については、厚生労働省における会合において、見直しに関する議論が続けられている。

○厚生労働省労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会における雇用保険法改正に関する議論の結果、平成 20 年 12 月、厚生労働大臣に対し、建議が行われ、21 年通常国会に改正法案が提出された（審議はまだ行われていない）。

○改正法案の主なポイントは、雇用保険の適用基準である「1 年以上雇用見込み」を「6 か月以上雇用見込み」に緩和し適用範囲を拡大、失業等給付に係る雇用保険料率（労使折半）を平成 21 年度に限り 0.4% 引下げ（1.2%→0.8%）など。

5. 中小企業における企業年金制度の充実強化

（１）適格退職年金制度の廃止に伴う退職給付制度の見直しの重要性についての P R 強化
実現せず。

（２）最適な企業年金制度を構築しやすい環境の整備

○確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号）の一部が改正され、企業型確定拠出年金に導入されるマッチング拠出（事業主負担の範囲内でかつ事業主と合わせて拠出限度額の範囲内で行う個人拠出）の掛金は、その全額を所得控除の対象とされる。また、政令が改正され、以下のとおり拠出限度額の引き上げが実施される予定。いずれの改正も平成 22 年 1 月施行の見込み。

		現行（月額）	改正案（月額）
企業型	他の企業年金がない場合	4.6 万円	5.1 万円
	他の企業年金がある場合	2.3 万円	2.55 万円
個人型	企業年金がない場合	1.8 万円	2.3 万円

※「平成 21 年度与党税制改正大綱」（平成 20 年 12 月 12 日）の「検討事項」において、「年金制度改革の議論等を見極めつつ、老後を保障する公的年金と自助努力による私的資産形成の状況、企業年金等における拠出の実態、各制度間のバランスおよび公的年金との関係、ポータビリティ拡充に向けた環境整備の必要性、貯蓄商品に対する課税との関連等に留意して、拠出・運用・給付段階を通じた課税のあり方について抜本的な見直しを行う。この見直しと併せて、個人型確定拠出年金の対象者のあり方についても、引き続き検討を行う」とされた。

(3) 特定退職金共済制度の早急な法的整備の実現

実現せず。

Ⅶ グローバル経済下の中小企業の海外展開支援

1. 海外との経済連携の戦略的展開

○地域・中小企業と、人材・資金等の経営資源とをつなぎ合わせるとともに、地域・中小企業の潜在力を国内外の市場のニーズとつなぐことにより、従来の取引関係を越えた新たなネットワークの構築を図るべく、今年度 316 か所（うち商工会議所は 119 か所）に設置された地域力連携拠点を中核として産学官連携を含むこれまで地域に散在していた支援機関等の連携を進め、中小企業等がワンストップで支援を受けられる体制を整備するとともに、JETRO や中小企業基盤整備機構とも連携を深めつつ中小企業の海外展開への支援を強化するための予算措置が施された。

○平成 21 年度、外務省、経済産業省、財務省、農林水産省とも経済上の国益の確保・増進等の大きな枠組みの中で E P A 関連予算を組んでおり、E P A に特化した普及啓発予算は減少傾向にある。日商としては、締結後のフォローおよび周知・啓発こそが重要との観点から普及広報等の予算拡充を引き続き要望する。

2. 国際ビジネスを展開する中小企業への支援の拡充

○経済連携協定（E P A）の締結交渉では、20 年 12 月に A S E A N との協定およびフィリピンとの協定が発効した。また、同月には日ベトナム間の協定、21 年 2 月には日スイス間の協定への署名が行われた。さらにインド、オーストラリアとの間で政府間交渉が進められた。

○平成 21 年度予算では、昨年度の新規協定発効前セミナー事業にアドバイザー事業も加わる形で約 2000 万円に増額（20 年度約 1500 万円）。

※ジェトロ委託事業（入札案件：日商として申請予定）

3. 中小企業の輸出振興のための各種支援の拡充

○海外市場開拓支援として、21 年度は 40 億円が予算化された（20 年度は 24 億円）。その中において、（i）JETRO による海外展開支援（26.3 億円。20 年度予算）、（ii）日本政策金融公庫による「海外展開資金の拡充」が予算措置されている。

○中小企業の海外市場開拓等の新たなチャレンジに対し、金融支援や経営サポート等の総合的支援を強力に実施するため、26 億円が予算化された。（20 年度 24 億円）

Ⅷ 中小企業の環境問題への取り組み支援

1. 中小企業の地球温暖化防止対策等への取り組みに対する支援

(1) 中小企業による温室効果ガス排出の実態把握の推進

(2) 中小企業による省エネルギー化・温室効果ガス削減の推進

○省エネルギー対策導入促進事業の拡充

平成 21 年度政府予算で 12.5 億円を計上（20 年度 11.1 億円）。省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、省エネルギー効果からその一部を報酬として受取る E S C O 事業の活用促進を図るため、E S C O を活用した省エネルギー事業に係る費用の一部を補助する（1/2 補助）。さらに工場・事業場等

における省エネ対策を促進するため、省エネ技術・設備の導入可能性に関する診断事業、説明会の開催等を実施する。

○エネルギー使用合理化事業者支援事業の継続

省エネルギー効果が高く、費用対効果が優れていると認められる省エネ設備の導入事業に対し、事業費の一部を補助する（1/3 補助）。

○その他、後述の「国内クレジット制度」の項を参照。

（３）国内クレジット制度の利用促進等のための支援措置の拡充

○国内クレジット制度基盤整備事業の拡充

平成 21 年度政府予算で 7.7 億円を計上（20 年度 1 次補正 6 億円）。国内クレジット制度の活用が期待される中小企業等の排出削減の取組を掘り起こし、無料診断や排出削減事業計画作成の支援、事業計画の審査にかかる費用の補助（1/2 補助、上限 50 万円）などを行う。

○中小企業の温室効果ガス排出削減支援の継続

平成 21 年度政府予算で 6 億円を計上（20 年度 7 億円）。先進的な温室効果ガス削減設備を導入する中小企業に対して、設備導入により削減可能な温室効果ガス排出削減量の第三者認証を受けることを条件とし、設備投資の一部を補助する（1/2 補助）。

（４）省エネ・排出削減のための設備等の導入に係る税制措置・融資制度の拡充

○エネルギー需給構造改革投資促進税制（エネルギー需給構造改革推進設備等（※太陽光発電設備、高効率電動熱源機、高断熱窓設備、高性能機械組立設備、等）の取得等をした場合に、取得価額の 30%特別償却を認める（中小企業は 7 %税額控除も選択可能））の適用期限を 2 年間延長するとともに（平成 24 年 3 月 31 日まで）、平成 21 年 4 月 1 日から 2 年間は初年度即時償却（取得価額の全額（100%））ができることとする。

○資源生産性向上促進税制の創設

産業活力再生特別措置法の改正に伴い、同法の施行日から 24 年度末までの間に、以下の設備等を取得した場合、取得価額の 30%特別償却を認める。当初 2 年間は初年度即時償却を認める。

（i）資源生産性革新計画に記載された資源生産性を向上させる設備等（高効率加熱炉、クリーンルーム、物流効率化に資する倉庫、熱電併給設備、等）

（ii）資源制約対応製品生産設備導入計画に記載された省エネ家電製品等（一定以上の省エネ性能を持つテレビ、エアコン、冷蔵庫、照明器具、等）の生産設備等

○環境・エネルギー対策貸付の拡充（日本政策金融公庫）

省エネ設備・機器などを導入する中小企業に対して、政府系金融機関から低利融資（7,200 万円以内）を行う。

（５）技術開発に対する補助制度の利便性向上

○地球温暖化対策技術開発事業（競争的資金）の拡充

平成 21 年度政府予算において 38.1 億円を計上（20 年度 37.1 億円）。

○環境研究・技術開発推進費（競争的資金）の拡充

平成 21 年度政府予算において 11.6 億円を計上（20 年度 8.4 億円）。

（６）新エネルギー等の利用促進

○新エネルギー等事業者支援対策事業の要件緩和

先進的な新エネルギー等利用設備の導入事業に対し、事業費の一部を補助する（1/3 補助）。

特に、中小・小規模企業への新エネルギーの普及を拡大するため、対象設備に係る要件緩和（対象設備規模の下限の引下げ等）を引き続き実施。

○企業が、製造過程にグリーン電力を使用した製品に「グリーン・エネルギー・マーク」を貼付する場合、マーク使用料の税務上の損金算入が可能とされた。

（７）環境負荷の低い自動車の普及促進

○低公害車（電気自動車（燃料電池自動車含む）・天然ガス自動車およびハイブリッド自動車）に係る自動車取得税の特例措置について、以下の見直しを行い、適用期限を３年間延長。

（ⅰ）次世代自動車（電気自動車・ハイブリッド車等）： 免税 （減税額例：▲15万円等）

（ⅱ）平成 22 年度燃費基準＋25％達成車： 75％軽減（▲11万円等）

（ⅲ）平成 22 年度燃費基準＋15％・20％達成車： 50％軽減（▲8万円等）

○電気充電設備・天然ガス充電設備および水素充電設備に対し、取得してから３年間は固定資産税を 2/3 に軽減する特例措置について、所要の見直しを行い、適用期限を２年間延長。

（８）住宅の省エネ改修の促進

○住宅リフォームに係る投資型（現金支出型）減税制度の創設

・一定の省エネの改修工事（※）の工事費用の 10％を所得税額から控除（22 年末まで）。限度額は工事費用 200 万円（太陽光発電設備を設置する場合は 300 万円）。

※全ての居室の窓全部の改修工事、またはその工事と併せて行う床・天井・壁の断熱工事、太陽光発電装置設置工事であって、工事費用が 30 万円超など一定の場合。

・一定の居住者（※１）が、一定のバリアフリー（※２）の改修工事を行った場合、工事費用の 10％を所得税額から控除（22 年末まで）。限度額は工事費用 200 万円。

※１：50 歳以上の者、介護保険法の要介護・要支援認定者・障害者とその同居者

※２：一定の廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室改良、便所改良、手すりの設置、引き戸への取替え等を行う工事であって、工事費用が 30 万円超など一定の場合。

・住宅省エネ改修促進税制・住宅のバリアフリー改修促進税制の延長（５年間）

（９）省エネ型の家電製品やガス・石油機器等の普及促進

○エコポイント等 CO2 削減のための環境行動促進事業の拡充

平成 21 年度政府予算において 3.7 億円を計上（20 年度 3.6 億円）。省エネ型製品等の購入に対してポイントを付与し、獲得したポイントの価値を還元するビジネスモデル事業への支援を行う。

2. 「環境」を名目にした新税導入反対

※平成 21 年度税制改正では環境税の導入は見送られ、「平成 21 年度与党税制改正大綱」（平成 20 年 12 月 12 日）の「検討事項」において、「税制抜本改革に関する議論の中で、税制全体のグリーン化を図る観点から、様々な政策的手法全体の中での位置づけ、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存の税制との関係等に考慮を払いながら、納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討する」とされた。

IX まちづくりの推進と地域産業の振興

1. まちづくりへの支援

(1) コンパクトなまちづくりの推進

- 改正中心市街地活性化法に基づく基本計画の認定数は、平成 21 年 2 月末現在で、67 地域（うち商工会議所管内 66 地域）、同法に基づく中心市街地活性化協議会の設置数は 130 地域（うち商工会議所管内 117 地域）となっており、各地において、中心市街地活性化の動きが進んでいる。
- 中小企業庁は、中心市街地活性化協議会の設立や運営支援のため、中小企業基盤整備機構交付金として 2.7 億円を予算化（20 年度同額）。
- 経済産業省は、「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業」について、経済産業大臣が特別に認定するまちづくり会社に対し、補助率を拡充（1/2 から 2/3 へ拡充）する重点交付を行う。国土交通省は、「暮らし・にぎわい再生事業」について、地方都市における空きビル再生支援についての敷地面積要件の緩和、施設購入方式の導入等を行う。また、「まちづくり交付金」を拡充し、中心市街地の活性化、歴史まちづくり、低炭素型まちづくり等、一定の要件を満たす地区については、交付率上限を 40%から 45%に引き上げる。加えて、「街なか居住再生ファンド」を拡充し、直接支援方式について、一定の条件を満たした場合、地方公共団体の独自の支援なしで出資可能とする。
- 中小企業庁は、低炭素社会、少子高齢化、安全・安心等の社会課題に対応して、商店街等が実施する省エネ型街路灯等のハード事業や空き店舗を活用したコミュニティ施設の設置・運営、リテール・サポート等のソフト事業等を支援する「中小商業活力向上事業」を 42 億円に大幅に拡充する（20 年度約 30 億円）。
- 国土交通省は、地域住民・企業等が主体となったまちづくり事業・活動を推進するため、都市再生特別措置法および都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正し、新たな無利子貸付制度や協定制度を創設するとともに、まちづくり交付金による支援の充実を図る。また、「まち再生出資」の支援対象等を拡充する。

(2) 計画的な土地利用の実現

- 国土交通省は、今後の人口減少・高齢社会において都市計画制度が的確な機能を果たせるものへと再構築することを目的に、都市計画制度の抜本的な見直しのため、すべての事項にわたり検証・検討を行うとともに、22 年通常国会に改正法案を提出する予定としている。
- 農林水産省は、公共転用を含む農地転用規制や農用地区域からの除外の厳格化等を行う農地法等の一部を改正する改正法案を 21 年通常国会に提出、平成 21 年 6 月 17 日に成立した。

(3) 大型店等の社会的責任・地域貢献の確保

- 経済産業省は、4 つの大手流通業界団体に対し、ガイドラインの運用状況についてフォローアップをするよう要請している。
- 日商の調査では、21 年 2 月末現在、大型店の立地規制（ソーニング）に関する条例・ガイドラインを制定している地方自治体は、17 道府県・2 市、地域貢献に関する条例・ガイドラインを制定しているのは、16 道府県・13 市となっている。

2. 地域・商業対策の推進

(1) 福祉・社会政策、安全・安心の観点に立った総合的な地域・商業対策の推進

- 中小企業庁は、イベントなどソフト事業の商店街活動への支援の強化、空き店舗対策の強化、人材育成

支援など、総合的な商店街支援措置を行うことを目的とした「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律案」（地域商業活性化法）を平成 21 年通常国会に提出。本法を踏まえ、中小企業関係 4 団体が一致団結して、地域商業の抱える諸課題を解決するための支援事業実施を目的とした「未来志向型中小商業振興協議会」を設立。その後、地域活商業活性化法の施行に合わせ、商店街支援事業の実施機関たる「株式会社全国商店街支援センター」が 4 月 28 日に設立された。

（２）商店街における新陳代謝の促進

○経済産業省は、まちづくり会社が空洞化の進む中心街に再生区域を設定して、空き店舗・空き地の不動産の所有と利用を分離し、利用権を集約する再生事業等で、経済産業大臣が特別に認定した事業（特別認定まちづくり会社中心市街地再生支援事業）について、戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金の補助率引き上げ（ $1/2 \rightarrow 2/3$ ）や、必要な施設の整備資金および運転資金の長期・低利融資といった重点支援施策を新設する。また、中心街再生事業を進めるまちづくり会社やこれを検討する準備組織等に対して、専門家チームを派遣し、必要な専門知識・情報を提供し、事業計画の作成等を支援する「まちづくり会社等中心地再生パイロット事業支援」を新設（1 億円）。

（３）地域商業活性化に資する個店への支援

○農林水産省は、中小食品小売業が販売食品の付加価値向上や食品販売サービスの機能強化を図る「食品小売機能高度化促進事業」を新設（3.3 億円）。

○経済産業省は、IT を活用した経営革新に取り組む地域・中小企業の支援として、6.1 億円を予算化（20 年度 8.3 億円）。

（４）各種施策の啓発・PR 事業の強化

○中小企業庁は、20 年度、各地における商店街活性化の取組みを支援するため、活性化施策活用事例集『「私たち元気です！商店街」』を作成。「空き店舗等活用・農工商連携編」、「高齢者や社会的弱者のための取組編」、「安全・安心なまちづくりのための取組編」、「商業施設等と合築した街なか居住の推進の取組編」の 4 種類を発行。

○中小企業庁は、平成 18 年 5 月に、事例集「がんばる商店街 77 選」を刊行したが、商店街の一層の活性化に資するため、賑わいやコミュニティの再生に取り組む商店街の事例を集めた「新・がんばる商店街 77 選」が平成 21 年 6 月に発行された。

3. 地域産業振興策の抜本的拡充

（１）地域資源を活用した新事業展開に対する支援策の拡充強化

○中小企業庁は、地域の小規模企業による、全国規模のマーケットを狙った新事業展開を支援するため、商工会・商工会議所が小規模企業と協力して進める特産品開発、観光資源開発およびその販路開拓に対して幅広く支援する「地域資源∞全国展開プロジェクト」について 24.6 億円を予算化（20 年度 24.6 億円）。

○中小企業庁は、これまでの「JAPAN ブランド育成支援事業」を「JAPAN ブランド戦略展開支援事業」と改称し、支援対象を組合、NPO 等に拡大するとともに、12.1 億円に拡充する（20 年度 11.8 億円）。

（２）産地産業・地場産業活性化策の再構築

○上記「JAPAN ブランド戦略展開支援事業」参照。

○厚生労働省は、地域におけるものづくり分野の人材育成に対する支援として、0.6 億円を新たに予算化。

(3) 農商工連携の支援策の拡充

○経済産業省は、「農商工等連携」による新商品・新サービスの開発や、地域産品の国内外への販路開拓を図るための支援を行うため、「新事業活動促進支援補助金」60.2 億円、「中小企業総合経営支援事業」47.5 億円、「地域イノベーション創出研究開発事業」を創設。また、「市場志向型ハンズオン支援事業」を拡充し、24.0 億円を予算化（20 年度 20.3 億円）。

X 地域間格差是正のための地方幹線道路等の早期整備

○道路特定財源制度を廃止し、一般財源化する（予算編成により、揮発油税のうち 1 兆円程度は「地域活力基盤創造交付金」の財源とされる）。

○道路特定財源の一般財源化に伴う関係税制のあり方、特に暫定税率分も含めた税率のあり方については、税制抜本改革の際に検討し、その間、現行の税率水準は原則維持する。

○税制抜本改革時に、揮発油税、地方道路税および石油ガス税と消費税の併課に係る税負担調整の問題の解決を図る。

※「平成 21 年度与党税制改正大綱」（平成 20 年 12 月 12 日）の「税制抜本改革の全体像」において、「税制の簡素化を図るとともに、税制のあり方および暫定税率を含む税率のあり方を総合的に見直し、負担の軽減を検討する」こととされた。

3. 外国人労働者の受け入れのあり方に関する要望

平成 20 年 6 月 19 日

日本商工会議所

わが国が安定的・持続的な経済成長を達成していくためには、国際競争力や労働生産性の向上などとともに、必要とされる人材を確保することが何よりも重要である。このため、若者、女性、高齢者などを含む、すべての人が意欲と能力に応じて働くことができるよう環境整備や就業支援を行うと同時に、少子化対策に全力で取り組むなど、労働力の減少を抑える努力などにより、総人口の減少よりも労働力人口の減少を一定程度抑えることが可能となる。

しかし、こうした対策が功を奏したとしても、労働力不足に直面することは避けられない状況にあり、このため、わが国の労働力不足を補うべく、外国人を労働者として活用することを早急かつ前向きに検討し、抜本的な対策を講じる必要がある。

こうしたことから、当所は、地域や業種によって人材確保が特に困難である中小企業を支援していくことが喫緊の課題であるとの認識のもと、労働力不足解消に向けた外国人労働者の受け入れのあり方について、下記のとおり要望する。

記

1. 専門的・技術的分野における優れた知識・技能を有する外国人労働者については、引き続き積極的

に受け入れるべきである。同時に、国際化を図る中小企業が必要な人材を確保できるようにするため、中小企業への就職を希望する留学生に係る人材確保に対する支援策を拡充すべきである。

2. 現行の研修・技能実習制度は、技術移転により開発途上国における人材育成に貢献するという目的と実態が乖離しているのが現実であり、同制度に代わり、一定の管理のもとに、不足が想定される分野における外国人労働者の就業を認める新たな制度が必要である。この観点から、自民党国家戦略本部「外国人労働者問題」プロジェクト・チームの長勢甚遠座長が試案として提唱している「外国人労働者短期就労制度」の考え方を評価する。

新たな制度設計に当たっては、

- ① 受け入れ機関は、日本国内における職業紹介事業と同様の要件を満たし、かつ法務大臣が認定する団体等に限定すること、
- ② 送り出し国における一定の日本語教育、ならびに就労前における生活習慣等に関する研修を前提とする旨、E P Aなどの協定に盛り込むこと、また、政府において、地方自治体が外国人労働者を生活者として受け入れるための体制を整備できるよう、地方自治体に対しても一定の支援を行うこと、
- ③ 将来的には、一定期間優秀な実績を残した労働者は、引き続き日本に滞在することが可能となるようにすること、
- ④ 現在、法務省・総務省において検討されている、新たな在留管理制度のもとでの台帳制度について、今後の外国人労働者の受け入れに適切に対応できるよう留意すること、

などの考え方を基本とすべきである。

3. 長期的な課題として、移民の受け入れについてどのように考えるか、併せて検討を行うことが必要である。

4. 当面の対策として、現行の外国人研修・技能実習制度を、次の観点を中心に、早急に改善すべきである。

(1) 受け入れ機関

不適正な受け入れに対しては厳正に対処すべきである。

(2) 送り出し機関

受け入れ機関が、適正な制度運営を行っている送り出し機関を選択できるよう、対応策を検討すべきである。

(3) 研修、技能実習期間

実務研修や技能実習の期間の延長、さらには帰国後の再技能実習の制度化について検討すべきである。

(4) 対象業種および職種

対象業種および職種を拡大する方向で見直しを図るべきである。

(5) 社会保険

技能実習生が加入する厚生年金については、わが国と送り出し国との間で社会保障に関する協定の締結を進め、「掛け捨て」の状態を解消すべきであり、協定締結に時間を要する場合には、厚生年

金の本人負担分の帰国時の還付（脱退一時金）に関し、脱退一時金に係る所得税の源泉徴収撤廃や、還付請求の手続きの簡素化を早急に実施すべきである。

（６）受け入れ人数枠

受け入れ人数枠は緩和する方向で見直すべきである。

以 上

＜提出先＞

政府、省庁、政党等

＜実現状況＞

→「２．平成 21 年度中小企業関係施策に関する要望」Ⅵ．３．参照。

外国人労働者の受け入れのあり方に関する報告書

平成 20 年 6 月 19 日

日本商工会議所

外国人労働者小委員会

わが国の人口は、2004 年に 1 億 2,279 万人とピークを迎えた以降減少傾向にあり、それに伴い、労働力人口も、2006 年の 6,657 万人から 2017 年には 440 万人減少、さらに 2030 年には 1,073 万人減少すると推計されている。

一方で、日本が安定的・持続的な経済成長を達成していくためには、国際競争力や労働生産性の向上などとともに、必要とされる人材を確保することが何よりも重要である。当然ながら、わが国の若者、女性、高齢者などを含む、すべての人が意欲と能力に応じて働くことができるよう環境整備や就業支援を行うべきであり、その際、当所が担っている、求職者の就職支援ならびに求人企業の人材確保を目的としたジョブ・カード制度を活用することは有効策の一つである。同時に、少子化対策に全力で取り組むなど、労働力の減少を抑える努力などにより、総人口の減少よりも労働力人口の減少を一定程度抑えることが可能となる。

しかしながら、こうした対策が功を奏したとしても、労働力人口は 2006 年に比べ 2017 年に 101 万人減少、さらに 2030 年には 477 万人減少すると見られており、いずれにしても労働力不足に直面することは避けられない状況にある。このため、わが国の労働力不足を補うべく、外国人を労働者として活用することを早急かつ前向きに検討し、抜本的な対策を講じる必要がある。

わが国では、1990 年に外国人研修・技能実習制度が開始され（技能実習制度は 93 年）、人材育成・技術移転の観点から外国人研修生・実習生の受け入れが行われているところであるが、制度発足後 15 年以上が経過し、近年、当初の目的と実態との乖離が顕在化してきている。

こうしたことから、当所は、わが国の安定的・持続的な経済成長を達成するためには人材確保が不可欠であり、中でも地域や業種によって人材確保が特に困難である中小企業を支援していくことが喫緊の課題であるとの認識のもと、労働力不足解消に向けた外国人労働者の受け入れのあり方について、下記のとおり要望する。

記

1. 外国人労働者の受け入れに関する基本的な考え方

(1) 専門的・技術的分野における優れた知識・技能を有する外国人労働者については、引き続き積極的に受け入れるべきである。また、現在、出入国管理及び難民認定法別表第一に定められた範囲での就労が認められている16の在留資格については、外国人労働者受け入れの観点から、認定要件の緩和や期間延長など、制度の見直しや手続きの合理化・簡素化を行うべきと考える。また、国際化を図る中小企業が必要な人材を確保できるようにするため、外国人留学生による中小企業への就職、および送り出し国に進出している日系企業への就職を支援するなど、中小企業への就職を希望する留学生に係る人材確保に対する支援策を拡充すべきである。

この際、外国人雇用に係るハローワークの拡充・強化についても、併せて検討すべきである。

(2) 他方、わが国で不足が想定される分野における人材の受け入れについては、抜本的な対策が必要であると考ええる。

現行の研修・技能実習制度は、わが国が技術移転により開発途上国における人材育成に貢献することを目的としているが、同制度は現在まで一定の役割を果たしてきたものと評価するものである。しかしながら、総じて、受け入れ側は不足する人材の確保のために研修生・技能実習生を受け入れ、一方、研修生・技能実習生本人は収入を得るために来日しているのが実情となっており、目的と実態が乖離しているのが現実である。

したがって、労働力不足の根本的解決のためには、同制度に代わって、一定の管理のもとに、不足が想定される分野における外国人労働者の就業を認める新たな制度が必要であると考ええる。

このような観点から、自民党国家戦略本部「外国人労働者問題」プロジェクト・チームの長勢甚遠座長が試案として提唱している、専門的・技術的以外の分野で一定の管理のもとに外国人が就労できるという新たな仕組み「外国人労働者短期就労制度」については、基本的に評価するものである。本試案の考え方を基に、まずは、わが国で労働力不足が想定される、製造、農林水産、サービス、看護・福祉などの分野で、業種ごとに不足する労働者の規模の実態を把握すべきである。そのうえで、受け入れ人数の総枠を決め、一定期間（3～5年程度）の就労が可能な査証を発行するという枠組みを前向きに検討すべきであり、経済連携協定（EPA）などの二国間協定を通じて、受け入れる業種や職種、人数を定めることが必要である。

また、長期的な課題として、移民の受け入れについてどのように考えるか、併せて検討を行うことも必要である。

(3) 上記(2)における、一定の管理のもとに外国人が就労できる新たな仕組みを構築するにあたっては、次のような考え方を制度設計の基本とすべきである。

- ① 受け入れ機関については、日本国内における職業紹介事業と同様の要件を満たし、かつ、法務大臣が認定する団体等に限定すべきである。
- ② E P Aなどの協定を締結するに際しては、送り出し国において、日本語能力検定試験の一定レベルの取得を条件とした日本語教育を受けさせること、かつ、就労前に日本の生活習慣等についての研修を受けさせることを前提条件とする旨の規定を盛り込むべきである。また、政府において、地方自治体が外国人労働者を生活者として受け入れるための体制を整備できるよう、地方自治体に対しても一定の支援を行うべきである。
- ③ 将来的には、一定期間、優秀な実績を残した労働者については、本人が希望し、かつ、一定の条件を満たす場合に限り、引き続き日本に滞在することが可能となる制度の創設を検討すべきである。その際、当該労働者の実りある生活を確保するためにも、本人の希望がある場合には、家族の呼び寄せを認めることも併せて検討すべきである。
- ④ 現在、法務省および総務省において、新たな在留管理制度のもとでの台帳制度について検討が行われているが、その際、不法就労を減らし、また、外国人労働者に適切な行政サービスを提供していくとの観点からも、十分に検討を行い、今後の外国人労働者の受け入れに適切に対応できるよう留意すべきである。また、厚生労働省が事業主に課している雇用状況報告制度との整合性を考慮し、事業主による負担ができるだけ軽減されるよう十分に配慮すべきである。

2. 当面の対策

外国人労働者の受け入れについて、外国人が就労できる新たな制度の構築・導入、あるいは、新制度と現行の外国人研修・技能実習制度の併存等について、議論に時間を要する場合には、当面の対策として、現行の外国人研修・技能実習制度を、次の観点を中心に、早急に改善すべきである。

(1) 受け入れ機関

研修・技能実習制度は、受け入れ機関によって団体管理型と企業単独型に大別されるが、本制度は現行通り存続させるべきである。なお、団体管理型について、一部の機関が不適切な受け入れを行っているので、不適正な受け入れに対しては厳正に対処すべきである。

(2) 送り出し機関

送り出し機関の選定方法は受け入れ機関によってさまざまであるが、提出書類の偽造や多額の管理費徴収など、不適正な事業運営を行う送り出し機関が少なくない。送り出し機関の選定に苦勞している、また、送り出し機関の実態や信用度が分からない、という受け入れ機関の要望に答えるべく、受け入れ機関が、適正な制度運営を行っている送り出し機関を選択できるよう、受け入れ・送り出し国双方の政府間取り決めなどによる対応策を検討すべきである。

(3) 研修、技能実習期間

現行の研修1年間、技能実習2年間という受け入れ期間が、研修生・技能実習生および受け入れ機関の双方にとり十分ではないとの指摘がある。このため、送り出し機関における日本語研修の義務付け等の条件を整備したうえで、実務研修や技能実習の期間の延長、さらには帰国後の再技能実習の制度化について検討すべきである。

(4) 対象業種および職種

現行の制度では、研修の対象業種は、「修得しようとする技術、技能又は知識が同一の作業の反復のみによって修得できるものではない」業務と規定されており、業種や職種は明確に指定されていない一方、技能実習については、製造業、建設業、農業等の 63 職種 116 作業に限られており、一人の労働者が複数の業務を担当する多能工化の実態に対応できていない。

については、対象業種および職種を拡大する方向で見直しを図るべきであり、その際、研修および技能実習の対象としない職種・作業を選定し、それ以外はすべて対象とする、所謂ネガティブ・リスト方式を採用することも検討すべきである。

(5) 社会保険

技能実習生は、雇用保険、厚生年金、健康保険への加入が義務付けられているが、わが国における滞在が短期間であるため、厚生年金については受給することができない。そのため、わが国と送り出し国との間で社会保障に関する協定の締結を進め、「掛け捨て」の状態を解消すべきである。なお、協定の締結に時間を要する場合には、厚生年金の本人負担分の帰国時の還付（脱退一時金）に関し、脱退一時金に係る所得税の源泉徴収撤廃や、還付請求の手続きの簡素化を早急に実施すべきである。

(6) 受け入れ人数枠

研修生・技能実習生を受け入れる最大の理由が労働力の確保であることに鑑み、受け入れ人数枠は緩和する方向で見直すべきである。現在、受け入れ人数枠の範囲内で何人受け入れるかは、各商工会議所が主体的に決めており、今後も、それぞれの商工会議所の判断に委ねられるべきである。

以 上

4. 商工会議所環境行動計画

～地域・中小企業における地球温暖化対策の推進～

平成 20 年 6 月 19 日

日本商工会議所

地球温暖化は、生態系に深刻な影響を及ぼすものであり、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つであるため、国民、企業をはじめ社会全体でその対策に取り組む必要がある。国内では、本年 4 月より京都議定書第一約束期間が開始し、目標達成のための取り組みを加速することが喫緊の課題となっている。また、国際的には、2013 年以降のポスト京都議定書の枠組みについて議論が行われるとともに、二酸化炭素等の温室効果ガスの中長期的な削減目標についての議論が進行中である。さらに、7 月には地球温暖化問題を主要テーマとする G 8 サミットが北海道・洞爺湖で開催されることとなってお

り、本年は、世界の地球温暖化対策の今後の方向性を決定する重要な年である。

地球温暖化対策を機に経営の見直しを

1970年代の石油危機を契機に、わが国においては官民を挙げて省エネルギーに取り組み、企業が技術開発を進めた結果、現在では、世界に冠たる省エネ・環境技術を誇るまでになった。このような観点から、人類が直面する地球温暖化は、低炭素社会に移行する契機であり、企業が地球温暖化対策に取り組むことは、とりもなおさず社会に対する貢献となる。同時に、環境への配慮は、もはや避けては通れない重要な経営課題の一つとなっており、取り組みの巧拙が、企業経営にそのまま跳ね返ることとなる。地球温暖化対策への取り組みを通じて、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を抑制する、いわば「低炭素経営」をめざすことは、コスト削減や業績改善などを実現する機会でもある。

大企業は、業種ごとの自主行動計画を通じてさまざまな対策を実施し、本年3月に改訂された「京都議定書目標達成計画」では、一層の強化が盛り込まれ、実行されつつある。また、日本企業数の99.7%を占める中小企業については、「京都議定書目標達成計画」で「中小企業の排出削減対策の推進」が掲げられているが、先進的な取り組みを行う企業がある一方で、多くの場合、地球温暖化対策を重要な課題と考えつつも、厳しい経営環境の中で、人手や資金、情報の不足などにより、必ずしも取り組みが進んでいないのが現状である。

地球温暖化対策への取り組みは、企業にとってイノベーションを行う機会となる。環境関連の技術革新や製品開発はもとより、仕事の過程を見直すことが、企業の成長の原動力となり得る。特に、中小企業は、意思決定の速さや柔軟性などの特徴を活かして、エネルギー消費の節約などによる経費削減や、本業を活かした環境ビジネスへの進出などを実現する可能性があるため、地球温暖化対策に取り組む意義がある。

商工会議所は地球温暖化対策に持続的に取り組む

わが国は、公害問題や二度にわたる石油危機を克服してきた経験がある。その中で、全国の商工会議所は、地域に密着した総合経済団体として、大きな役割を果たしてきた。近年は、容器包装リサイクル制度の推進を中心に、循環型社会の形成をリードしてきた。さらに、地球温暖化対策については、京都議定書が発効した2005年に、日本商工会議所と各地商工会議所は「温室効果ガス排出抑制に関する周知・広報」や「省エネの促進」などに関する「申し合せ」を行い、これに基づき、全国の商工会議所が、さまざまな形で取り組みを進めているところである。さらに、日本商工会議所では、中心市街地活性化を図るため、まちづくり三法の改正に取り組み、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを推進しているが、その一環として、本年3月には「低炭素社会を目指したまちづくりに関するアピール」を発表し、まちづくりの面からも地球温暖化対策に力を入れている。

地域総合経済団体である商工会議所が、さらなる地球温暖化対策に取り組むことにより、地域にイノベーションを引き起こし、新たな価値をもたらすことが可能となる。また、商工会議所とその会員企業、従業員やその家族が、行政による取り組みに積極的に参画・協力することにより、地球温暖化対策についてのビジョンの共有が可能となり、低炭素社会の実現に資することができる。

以上のような観点から、日本商工会議所は、各地商工会議所とともに、商工会議所会員である中小企業等が、イノベーションの絶好の機会として地球温暖化対策に取り組んでいくことを支援することにより、わが国が環境と経済を両立させ、持続的な経済発展を遂げ、環境立国として発展していくことに貢献するべく、ここに「商工会議所環境行動計画」を策定する。この計画により、全国516商工会議所と141万会員事業所、さらにはその従業員・家族に対し、取り組みやすく、継続しやすいメニューを提示し、全国のかつ継続的に、国民運動的な取り組みを展開するとともに、毎年フォローアップを行い、必要に応じて改善を加えながら継続的に実施していくこととする。商工会議所を挙げて、京都議定書の目標達成に貢献することをはじめ、わが国地球温暖化対策の一翼を担うこととする。

I. 行動計画の基本的な考え方

1. 行動計画の目的

「環境と経済の両立」の大原則のもと、会員中小企業等が、二酸化炭素の排出削減・吸収を中心とする地球温暖化対策に、継続的に取り組むことができるよう支援する。

その際、エネルギー消費量や二酸化炭素排出量が少ないため、「省エネルギー法」や「地球温暖化対策推進法」に基づく消費量・排出量の算定・報告義務が課されておらず、これらを算定・把握していない場合が多いと考えられる事業所を主な呼びかけの対象とする。

2. 取り組みの方向性

(1) 「低炭素経営」実現への支援

会員中小企業等が、地球温暖化対策への取り組みを通じて、コスト削減、業績改善（売上増）、イノベーション、技術開発、ビジネス機会の創出、販路拡大、企業イメージや商品・サービスの付加価値の向上などを図る「低炭素経営」を実現するため、これら企業による取り組みを支援する。会員中小企業等のこうした取り組みは、結果として地域における新産業の創出、地域振興などにも資することになる。

また、会員中小企業等には、エネルギー消費量や二酸化炭素排出量の報告義務が課されていない場合が多いことから、そもそも自社の事業活動による消費量や排出量を算定していない場合が多いと考えられる。そのため、中小企業等にとっても取り組みやすい簡易なチェックシートを示すことで、消費量や排出量の把握を可能とし、これに基づき、中小企業等が自ら削減・吸収への取り組みができるよう支援する。

(2) 地域における地球温暖化対策への貢献

地域における地球温暖化対策を進めるため、商工会議所および会員中小企業等は、自らが中心となって取り組みを行う、もしくは地方自治体を中心となって取り組む対策の推進に、積極的に協力する。

(3) 国民の生活スタイルの変革への寄与

会員中小企業等の従業員およびその家族などに、地球温暖化対策への意識喚起を行うことで、国民の生活スタイルの変革に寄与する。その際、事業活動や就業時間中の行動のみならず、通勤手段の選択や家庭での行動に関する意識の変革にも及ぶことが期待される。

なお、サマータイム制度については、省エネルギーおよび経済効果が期待されるが、制度の導入にあたっては、国民生活に大きな影響が及ぶことが予想される課題に配慮し、国民的な議論と理解を前

提として、その円滑な導入のため、行政と緊密な連携を図りながら、商工会議所としても普及啓発に努めていく。

3. 取り組みの実施方法

- (1) 日本商工会議所は、各地商工会議所およびその会員中小企業等が、地球温暖化対策に自主的に取り組むためのメニューおよび情報を提供する。
- (2) 各地商工会議所は、それぞれの自主的な判断により、会員中小企業等による地球温暖化対策を積極的に推進する。その際、地域の実情に応じて、日本商工会議所からのメニューなどを参考にして対策を選択し、計画を策定・実施する。併せて、各地商工会議所は、行政の施策に積極的に協力することにより、地域における地球温暖化対策に参加する。
- (3) 各地商工会議所は、それぞれの対策の結果を毎年取りまとめて、会員にフィードバックするなどフォローアップに努め、日本商工会議所に連絡する。また、各地商工会議所は、可能と判断した場合、エネルギー消費量や二酸化炭素の排出削減・吸収量など定量的な結果についても取りまとめる。日本商工会議所は、毎年、個々の商工会議所の取り組み結果を集約し、環境小委員会で検討することによって環境行動計画の内容を見直し、修正した上で、改めて各地商工会議所に周知することによって、環境行動計画を一層推進する。

4. 期間

環境行動計画の内容は継続的に実施することが重要である。2008 年度から 2010 年度（2008 年 9 月～2011 年 3 月）に実施するとともに、2009 年度以降は、前年までの取り組み内容を検証した上で計画内容を見直し推進する（備考：京都議定書の第一約束期間は 2008 年度～2012 年度）。

Ⅱ. 推進すべき行動計画

1. 日本商工会議所の取り組み

(1) 各地商工会議所に対するメニューの提示

各地商工会議所およびその会員中小企業等が、地球温暖化対策に自主的に取り組むため、対策のメニューを以下のとおり類型化し、提示する（各地商工会議所による取り組み事例集は別添）。

1) 会員中小企業等に対する支援

二酸化炭素の排出削減・吸収（自社の一次エネルギー消費量・二酸化炭素排出量の把握・削減支援、国内クレジット制度推進、緑化活動 等）

コスト削減（エコ相談、省エネ機器への入替推進 等）

認証取得（エコアクション21、ISO14001 等）

ビジネス機会の創出（展示会・見本市の開催、マッチング 等）

企業の取り組みの紹介（表彰制度、ホームページでの事例紹介 等）

環境行動計画の策定支援（中小企業による自主的な計画策定を支援 等）

2) 地域における取り組み

二酸化炭素等温室効果ガスの排出削減・吸収（エコ通勤、緑化活動 等）

低炭素社会を目指したまちづくり（商店街へのソーラーパネル設置 等）
地産地消一輸送に伴うエネルギー消費の減少により二酸化炭素排出を削減
地域通貨（エコポイント、エコマネー 等）
環境教育（会員企業による環境学習事業の実施 等）
循環型社会の構築（エコバッグ、リサイクル事業の推進 等）
認証取得（エコアクション21、ISO14001 等）
商工会議所（事務局としてのクールビズ、ウォームビズ、省エネ等の実施 等）

3）普及啓発

会員中小企業等向け（説明会、視察見学会の実施 等）
従業員およびその家族向け（エコ通勤、1人1日1kgCO₂削減の呼びかけ 等）

4）行政との連携

二酸化炭素等温室効果ガスの排出削減・吸収（排出量把握等への支援、地域計画策定への関与 等）
専門家派遣（エコ相談、専門家派遣 等）
普及啓発支援（説明会開催の支援 等）
国民運動への参加（チーム・マイナス6%、1人1日1kgCO₂削減運動への参加 等）

（2）日本商工会議所としての取り組み

1）一次エネルギー消費量・二酸化炭素排出量の把握への支援

各地商工会議所の会員中小企業等が省エネルギーや二酸化炭素排出の削減・吸収に取り組むため、自社の一次エネルギー（※）消費量と二酸化炭素排出量を簡便に把握できるチェックシートを整備し、普及を図る。

具体的には、会員中小企業等が自社の電力・都市ガス・ガソリン・軽油などのエネルギー消費量を入力することで、自動的に二酸化炭素排出量を算出できるものとする。さらに、会社ごとにエネルギー種別の省エネ効果と自社全体での省エネ効果を測定できるようにするため一次エネルギー消費量も算出できるものとする。

（※）一次エネルギー：石油・石炭・天然ガス・原子力・水力・新エネルギー等の、自然から直接得られるエネルギーのこと。電力・都市ガス・ガソリン・軽油等の二次エネルギーの単位はエネルギー種別ごとにまちまちであるため、一次エネルギーで使用する原油換算キロリットル（または熱量換算ジュール）の単位に換算することによって消費量の比較が可能となる。

2）国内クレジット制度の推進（二酸化炭素排出削減の具体的取り組み）

二酸化炭素排出削減の一環として、大企業が中小企業に資金・技術を提供し、二酸化炭素の排出を削減した場合、削減分を大企業自らが削減したとみなす「国内クレジット制度」（国内版中小企業向けのCDM制度）の導入を推進する。

3）普及啓発

- ・エネルギーの安定供給の確保や環境保全、および地域の振興の観点から、発電過程で二酸化炭素を排出しない原子力発電等の促進のための環境整備に努めるとともに、原子力電源地域等と電力消費地の相互理解の増進・活発化を図る。
- ・会員中小企業等に、省エネルギーや二酸化炭素排出削減・吸収のための具体的な取り組みに関する情報を提供するため、①環境ポータルサイトを開設し、運営して、各種マニュアル、補助金に

関する情報、各地商工会議所・会員企業の取り組み事例などを広く紹介するとともに、②日本商工会議所の「会議所ニュース」（旬刊紙）、「石垣」（月刊誌）、ホームページなどを通じて、省エネルギーや二酸化炭素排出削減・吸収等に関する情報を継続的に発信する。

4) 「環境表彰」の創設

先進的な対策を実施する商工会議所の取り組みをたたえ、広く周知するため、日本商工会議所による各地商工会議所を対象とした表彰制度の対象に、新たに環境分野への取り組みを加える。

5) 日本Y E G（青年部）への支援

各地商工会議所青年部およびその会員中小企業等による、地球温暖化対策への自主的な取り組みを進めるため、日本商工会議所が提示するメニューを活用する。

6) 全商女性連への支援

各地商工会議所女性会およびその会員中小企業等による、地球温暖化対策への自主的に取り組みを進めるため、日本商工会議所が提示するメニューを活用する。

7) 政府等への意見要望

中小企業等による省エネルギーや二酸化炭素排出削減・吸収等に関する取り組みについて、支援策を要望する。

2. 各地商工会議所の取り組み

各地商工会議所は、地域の実情に応じて、それぞれの自主的な判断により、会員中小企業等による地球温暖化対策を積極的に推進する。

（1）会員中小企業等による取り組み推進への支援

1) エネルギー消費量・二酸化炭素排出量の実態把握への支援

会員中小企業等が省エネルギーや二酸化炭素排出の削減・吸収に取り組むため、会員中小企業等が自らエネルギー消費量および二酸化炭素排出量の実態を把握できるよう支援する。その際、日本商工会議所の示す「一次エネルギー消費量・二酸化炭素排出量チェックシート」等を利用することで、二酸化炭素排出削減に加え、省エネ効果の把握が可能となる。

2) 環境行動計画の策定

日本商工会議所が提示する地球温暖化対策のメニューなどを参考にして、会員中小企業等を対象とし、地域の実情に応じて、具体的な対策を選択し、計画を策定する。

3) 環境行動計画を推進するための体制整備

環境行動計画の策定等をはじめとする対策を推進するため、環境委員会等、事業の受け皿となる組織を設置するとともに、事務局の担当部署を設定するなど、体制を整備する。

（2）行政との連携

1) 地球温暖化対策推進法に基づき、地方自治体が策定する地球温暖化対策に関する実行計画の策定への関与など、地方自治体を中心となつて行う地球温暖化対策に、積極的に協力する。

2) 中小企業等による省エネルギーや二酸化炭素排出削減・吸収等に関する取り組みへの支援策を要望する。

(3) 結果の取りまとめ・フォローアップ

実施した対策の結果を毎年取りまとめて、会員企業にフィードバックするなど、それぞれの方法でフォローアップに努め、日本商工会議所に連絡するとともに、各地商工会議所が可能と判断した場合には、一次エネルギー消費や二酸化炭素排出の削減量など、定量的な結果についても取りまとめる。

3. 行動計画を持続的に推進するために

日本商工会議所は、毎年、各地商工会議所の取り組み結果を集約し、環境小委員会で検討することによって環境行動計画の内容を見直し、修正した上で、改めて各地商工会議所に周知するとともに、対外的な情報発信を行う。また、必要に応じて行政に対して支援策を要望していくが、当面、中小企業による一次エネルギー消費量・二酸化炭素排出量および削減余地の把握や専門家派遣などの支援を要望する。

以 上

(別 添)

【各地商工会議所による取り組み事例集】

< () は商工会議所名、Y E Gは青年部>

1. 地域における取り組み

温室効果ガス排出削減

- ・エコドライブの呼びかけ。(福岡、岡崎Y E G)
- ・商工会議所ビルの空調設備について、各部屋の個別空調に取り組むとともに、ビル全体の電力デマンドを設定し、目標デマンド以上に達すると予想される場合、テナント使用を含む空調機の一部を順に自動停止させるシステムを稼動。(高岡)
- ・新会館の建設に当たり、電気とガスエネルギーの効率的な活用を考慮。(尼崎)
- ・コージェネレーション、ヒートポンプなどの導入が見込まれる市内大手企業に対し、勉強会を実施。(富士宮)
- ・「温暖化防止おひさまファン」の募集。(飯田)
- ・太陽光発電パネルの設置 (年間30kw)。(佐久)
- ・県環境局が実施する「STOP温暖化アクションキャンペーン」の地域活動部門において準グランプリを受賞 (ひまわりを使い、地域のイメージアップを図りつつ、二酸化炭素の吸収と新商品開発を実施する事業)。(富士)
- ・本年2月13日から19日を「京都議定書発効3周年を記念した一斉行動週間」とし、期間のうち1回以上、参加事業所の従業員各人が次の行動のいずれかまたはすべてに組み。①ノーマイカー通勤を行う。②午後10時までには家庭の照明及びテレビの電源を切る取り組みを行う。③買い物の際にマイバッグを持参し、レジ袋を使用しない。(飯田)

低炭素社会を目指したまちづくり

- ・打ち水や、商店内の高めの温度設定により、電力使用量を抑制。(串間Y E G)
- ・新エネルギー活用で街づくりを進める組織に呼びかけ、連携を図りアピール。(札幌)
- ・瀬戸市環境パートナーシップ事業者会議で、商工会議所および青年部のメンバー5名が中心となり(会長は青年部メンバー)、本年3月25日にレジ袋有料化を実現。青年部がエコバッグを作製し、産業祭などでPRを行なった。なお、市役所にもエコバッグの寄付を行い、レジ袋有料に関するシンポジウム開催時に無料配布を行なった。(瀬戸)
- ・スーパー協会(当所事務局)では、加盟13社と市、消費者協会の3者で、レジ袋削減に向けた取り組みに関する協定書を締結し、昨年6月よりレジ袋有料化を導入。マイバッグ持参率は、95%に達している。一方、スーパー業者に対しては、レジ袋有料化によるレジ袋のコスト削減分を環境基金に寄付する旨、積極的指導を行なっている。(掛川)
- ・オリジナルのエコバッグを作製し、持参した買い物客にポイントを付与するなどの事業を実施し、持参を呼びかけ。(蔵)
- ・地域の消費者団体、流通(小売)事業者とマイバッグ推進運動に協力。その活動が広がり、本年4月1日より県内一円で大規模小売店舗の食品部門と食品スーパーにおいてレジ袋を有料化し、事実上の配布廃止。地域を挙げて省エネに取り組むことで、省エネに対する意識の浸透につながる。(高岡)
- ・環境都市を強くアピールするため、商店街などで幅広く利用できるデザイン機能性・素材等に優れたエコバッグを作製。環境対策事業の推進と、消費者の環境意識の向上を図るため、中心部商店街の協力を得て、商店街の環境対策事業の取り組みの一環として活用。(仙台女性会)
- ・上記以外のマイバッグ・エコバッグ利用推進の取り組み。(米沢、茅ヶ崎、紀州有田、竹原ほか)
- ・市内大手企業と行政を交えて、「低炭素地域づくり面的対策推進事業」への取り組みを検討中。推進の際には、「エコ通勤」事業に着手する予定。(富士宮)
- ・会員企業と地元大学が屋上緑化の共同研究に取り組み、当所の中小企業支援センターがその取り組みを支援。(東広島)
- ・製造業向けの工場緑化関連のセミナーにおいて、壁面、屋上、駐車場緑化の先進導入事例を紹介。(尼崎)
- ・ビル竣工時(1968年)から屋上緑化に取り組み。(大阪)

地産地消

- ・「道産米」の消費拡大に努めた結果、2004年には60%であった道内消費率が、2007年には70%を達成。(北海道商工会議所連合会)
- ・加工食品業者や飲食店に、地元農産物をより積極的に取り入れてもらうために、「おかざき地産地消セレクション」の認定制度を構築。(岡崎)

地域通貨

- ・エコマネーの運営(環境に配慮した行動に対しエコマネーを付与。たまったエコマネーでエコ商品購入などが可能)。

教育

- ・2002年度より、会員企業と「小学生への環境学習事業」を開催。2007年度は20社、25テーマ、51校で実施。(京都)
- ・小学生を対象に省エネのチェックシートを配布。(横浜)

- ・子供向けアニメで地球温暖化の影響を啓発。(福島Y E G)
- ・幼稚園生、小学生対象の環境・ゴミ問題に関する絵画コンクール。(北見女性会ほか)

循環型社会の構築

- ・新聞、事務用紙類をリサイクルし、ノート、メモ帳、名刺を作製、販売。(春日井Y E G)
- ・機密文書を処理し、リサイクル。(さいたま、千葉、泉大津)
- ・イベントにおけるリサイクル容器の使用。(新発田Y E G)
- ・ペットボトルを利用したイベントによる意識喚起。(藤沢Y E G、下関Y E G)
- ・「廃食用油」のディーゼルエンジン燃料への開発研究。(松戸、龍野女性会)
- ・ペットボトルのキャップを回収し、世界の子供たちにワクチンを送付。(千葉、神岡)
- ・会員向けごみ通信「リサイクリンちば」を発行し、資源の3 R、特に事業所系可燃ゴミのうち約6割を占める紙ごみの3 Rについての取り組みを訴え。(千葉)
- ・会員事業所に呼びかけ、廃棄作業服を利用したエコバッグを商工会議所で作製。会員大会で来場者に配布。(小田原箱根)

認証取得

- ・商工会議所としてエコアクション21を2004年6月に取得。以後、管内の事業所を中心に、同制度の講演・パネルディスカッションなど普及啓蒙に取り組み、本年3月現在、約25社が認証を受けた。(吹田)
- ・北海道環境マネジメントシステムスタンダード(H E S)に登録し、自主目標設定により削減の実施。市による認証取得補助制度の創設要望・実施、および商工会議所の同取得助成金制度創設(H E S)による取得の推進。(石狩)

商工会議所

- ・自家用車のアイドリングを禁止。(宿毛)
- ・会館内の設備は、極力、省エネタイプを使用。(唐津)
- ・利用時間以外の消灯(相談室・コピー室・給湯室・トイレ)。従業員用階段は昼間消灯。残業の際、人のいない場所の消灯。(富士)
- ・事務室内等は昼休み時に消灯。(田川)

2. 中小企業に対する支援

温室効果ガス排出削減

- ・大企業が中小企業に資金・技術を提供し、温室効果ガス排出を削減。削減分を大企業自らが削減したとみなす制度の導入を推進(国内版中小企業向けのCDM)。(名古屋、大阪)
- ・中小企業が、それぞれの立場でできるE C O活動を宣言し、C O₂排出を削減した量を算出。(札幌)
- ・地球温暖化対策あるいは環境配慮型経営等に関する独自目標を設定し、取り組んでもらうため「ストップ地球温暖化宣言事業者」を募集。(松江)
- ・環境貢献型モノづくり産業の振興(C O₂削減に寄与する建物のコンセプトづくり等)。(大阪)

コスト削減

- ・企業と連携(専門家派遣など)し、エコ相談(環境関連の相談)を実施。

- ・白熱電球から省電力の照明への交換の推進。

認証取得

- ・ISO、エコアクション21（中小企業などが対象）などの取得支援。（宇都宮）

ビジネス機会の創出

- ・環境フェアの開催。（神戸）
- ・中小企業が保有する技術や商品、サービスを活用し、環境ビジネスのアドバイザーの助言により、ビジネス機会を発掘する仕組みを制度化。

企業の取り組みを紹介

- ・環境をテーマにした表彰制度の実施。
- ・地域の中小企業の取り組みを表彰。（北大阪）
- ・環境問題に取り組む企業をホームページで周知。（福井）

環境行動計画の策定支援

- ・企業による自主的な環境行動計画策定を支援。

3. 普及啓発

中小企業向け

- ・環境対策専門委員会を設置し、関連施策の説明会を開催。（神戸）
- ・業種別の省エネ・マニュアルを作成、企業に配布。（東京）
 - ・風力発電の視察見学。（高松）
- ・「環境（エコ）」をテーマとして取り組んでいる委員会において「冷房は28℃」等の文言を掲げた環境省のチーム・マイナス6%のロゴマーク入りのステッカーを会員向けに作製し、電気、水道使用量等の削減を呼びかけていく予定。（大東）
- ・電力会社と協力し、節電に関する講演会を開催。（富士）
- ・室内掲示物を製作し、会員事業所等に節電を呼びかけ。（田川YEG）

従業員およびその家族向け

- ・ノー・マイカーデー（福岡）
- ・エコスタイル（クールビズ、ウォームビズ）（福岡ほか）

共通

- ・環境社会検定試験（eco検定）の実施。（東京ほか）
- ・省エネ製品への買い替え促進。

4. 行政との連携

＜上記1. ～3. について、国や自治体と連携して取り組み、自治体に対し積極的に提言するとともに、支援策を要請＞

温室効果ガス排出削減

- ・中小企業による温室効果ガス排出量算定への支援（チェックシートの作成・配布等）。
- ・中小企業による温室効果ガス排出削減への支援（業種別マニュアルの作成・配布等）。
- ・改正温対法に基づく「排出抑制指針」策定にあたっての商工会議所の関与。
- ・改正温対法に基づく「地域推進計画」策定にあたっての商工会議所の関与。

- ・「エコ通勤」（国土交通省）の取り組み。（岡崎）
- ・「エコポイントカード」（環境省）の取り組み。（富良野）
- ・（コージェネレーション、ヒートポンプなどの活用や、太陽光発電、風力発電の利用を）市民が導入しやすいよう、設置者に対する補助金の交付を市に働きかけ。（大府）

専門家派遣

- ・登録制度の整備。
- ・省エネルギー等に関する「エコ相談」に対応する専門家の派遣。
- ・中小企業の業務の環境ビジネスへの応用についてアドバイスする専門家の派遣。

普及啓発支援

- ・商工会議所が実施する温室効果ガス排出削減等に関する説明会等の開催を支援。

国民運動への参加

- ・チーム・マイナス6%への参加。
- ・1人1日1kgのCO₂排出量削減。

以 上

<提出先>

関係省庁等

<実現状況>

本行動計画に基づき、全国の商工会議所にもそれぞれの環境行動計画を策定し、推進することを呼びかけたところ、20年度末現在で110商工会議所が環境行動計画を策定するなど、環境への取り組みを行っており、地域における地球温暖化対策を推進している。

また、会員中小企業等が自社の事業活動による二酸化炭素排出量を把握できるよう、電気・ガス・ガソリン・軽油などの使用量を入力することで、二酸化炭素排出量などを自動計算できる「CO₂チェックシート」をインターネット上で提供し、その普及に努めたところ、20年度末現在で462社が利用登録している。

5. 平成21年度観光振興施策に関する要望

平成20年6月19日

日本商工会議所

政府は昨年6月、観光立国推進基本法に基づく「観光立国推進基本計画」を閣議決定して、観光を21世紀における日本の重要な政策の柱として明確に位置付けるとともに、本年10月に新設される観光庁を中心に、関係省庁が連携して、観光立国実現のための施策を総合的・計画的に推進することとしています。

我々商工会議所は、毎年「全国商工会議所観光振興大会」を開催するほか、従来から全国各地におい

て、観光振興をまちづくり運動の一環として積極的に推進していますが、昨今の内外の動きも踏まえて一層の観光振興を図るため、平成 21 年度観光振興施策として、政府に対し下記事項の実現を要望します。

記

1. 観光立国実現のための連携と協働

(1) 観光庁の機能発揮

本年 10 月に新設される観光庁においては、関係省庁の連携・調整により一元的な観光行政の推進をお願いします。また、観光に関する標準化された基礎データの整備及び迅速な公開や、民間に対するワンストップサービス（窓口の一元化）の機能を発揮するとともに、官民連携協働の中核組織として観光振興を推進されるよう要望します。

(2) 幅広い連携によるニューツーリズム等の観光プロジェクトの推進及び農商工連携による観光振興の支援

幅広い連携による観光プロジェクトを推進するため、各省庁の支援策（「観光産業のイノベーション促進事業」、「観光圏整備事業」、「ニューツーリズム創出・流通促進事業」、「広域・総合観光集客サービス支援事業」、及び農商工連携事業を含む「地域資源∞全国展開プロジェクト」など）の推進・拡充が必要です。また、産業観光に取り組む中小企業、地場産業に対する支援措置が望まれます。

2. インバウンド振興策の推進

インバウンド振興策として、東京オリンピック等の大型イベントや国際会議の開催誘致を進めるとともに、複数の地域にまたがる広域連携によるインバウンド振興事業への支援の拡充を求めます。また、国際競争が激化する中、外国人が旅行しやすい観光地の形成のため、外国人旅行者に対する案内・受入体制（外国語教育、地方空港等における CIQ、健康・災害対応など）の抜本的改善を図られるよう要望します。

3. 観光振興のための基盤整備

(1) 地域における観光振興に係る人材の確保・育成支援

観光地域プロデューサー、ボランティアガイドなど観光振興を担う人材の確保・育成に関する支援策の拡充をお願いします。また、おもてなしや地元学等に係る各種研修・セミナー、ご当地検定の実施に対する支援制度を構築することが必要です。

(2) 観光振興に資する交通システム等の整備

幹線道路網の整備、主要中枢空港の機能強化、及び二次交通アクセスの改善など、観光振興に資する便利な交通システムの整備を図られるようお願いいたします。その際には、地球環境対策に配慮した交通マネジメントの充実に留意することが必要と考えます。

(3) 休暇の分散化等のための環境整備

勤労及び余暇についての基本的考え方を整理するとともに、企業や業界単位で、年間を通じた休暇の取得・分散化を進められるよう環境整備を図られるようお願いいたします。

(4) 有形・無形の文化財等の活用促進

観光資源の開発の観点から、産業文化遺産の保存・活用を促進するとともに、美術品については美

術館等で公開すること等を条件に相続税の納税猶予措置を講じることが望まれます。また、地域固有の伝統文化・祭りなど、地域住民が誇りとする地域資源を活用したイベントの再生・創出事業に対する支援が必要です。

(5) 観光受け入れ施設の再生支援

厳しい経営環境にありながらも、消費者ニーズの変化に適応しようとする旅館・ホテル等の観光受入施設を対象として、再生のための支援措置の拡充・強化をお願いします。

以 上

<提出先>

政府、各省庁、政党等

<実現状況>

1. 観光立国実現のための連携と協働

(1) 観光庁の機能発揮

○国土交通省は、19年6月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」を着実に実施し、観光立国の実現に関する施策を一体的に推進するため、20年10月に「観光庁」を設置した。また、観光庁は観光立国の実現を図るため、内部マネジメントの徹底や対外的な透明性の向上を図り、効果的な取組みを行えるよう21年1月「観光庁アクションプラン」を策定した。

<観光庁アクションプラン7項目>

1. インバウンドの推進：訪日外国人旅行者数を2010年までに1000万人、2020年までに2000万人。
2. アウトバウンドの推進：日本人海外旅行者数を2010年までに2000万人
3. 国内観光旅行の推進：日本人の国内観光旅行による一人あたりの宿泊数を2010年度までに4泊。
4. 国際会議の誘致開催：国際会の開催件数を2011年までに5割増。
5. 観光産業の国際競争力の強化
6. 観光統計の充実
7. 観光庁ビジョンの実現に向けて：新しい意識と組織文化の創造

(2) 幅広い連携によるニューツーリズム等の観光プロジェクトの推進及び農商工連携による観光振興の支援

○経済産業省は、地域の特色ある産業や工場、商店街、異業種等を観光資源として集客強化に結びつけ、観光・集客サービスの競争力の強化する取組みを支援する「広域・観光集客サービス支援事業」として3.2億円を予算化(20年度3.7億円)。

○環境省は、エコツーリズム推進法の成立を踏まえ、地域の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の創意工夫を生かしたエコツーリズムの一層の普及・定着を図るため、普及啓発、法に基づき取組む地域への支援、ノウハウ確立、人材育成等を総合的に実施する「エコツーリズム総合推進事業費」として1.3億円を予算化(20年度同額)。

○国土交通省は、「エコツーリズム」、「産業観光」等のいわゆるニューツーリズムを推進、また、移動制約者(交通弱者)も含め誰もが安心して旅行できる環境づくり、旅行需要の平準化や休暇取得促進等の課題の解決に資する取組に関する実証事業等を促進するため「観光旅行促進のための環境整備」に0.66億円を予算化(20年度0.77億円)。

○観光庁は、観光圏の形成支援等による国際競争力の高い魅力のある観光地づくりの推進のため「観光圏整備事業費補助制度」を拡充し 5.27 億円を予算化(20 年度 2.48 億円)。

2. インバウンド振興策の推進

○観光庁は、2010 年までに訪日外国人旅行者数の増大を図るため、我が国の観光魅力の一層の発信強化・拡大等、IC カードの共通化・相互利用可などの旅行者の利便性の推進、また、国際会議の開催・誘致を推進するため「ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクト等による国際観光の振興」に資する事業として 33 億円を予算化(20 年度 35 億円)。

○法務省は、観光立国の実現と交流人口の拡大を目指し、大都市圏拠点空港の機能強化、空港の利便性向上を図るため、空海港での出入国審査の待ち時間の長期化など、旅行者にとってのマイナス要因を解消するためのソフト・ハードのインフラ整備を推進する「観光立国実現のための出入国審査の事業費」を拡充し 4.6 億円を予算化(20 年度 4.4 億円)。

3. 観光振興のための基盤整備

(1) 地域における観光振興に係る人材の確保・育成支援

○観光庁は、訪日外国人が急速に拡大する中、観光産業の国際競争力を強化するとともに魅力ある観光地づくりを実現するため、観光まちづくり人材育成やガイドを育成する「観光振興に寄与する人材の育成」に資する事業として 0.32 億円を予算化(20 年度 0.54 億円)

(2) 観光振興に資する交通システム等の整備

○国土交通省は、バリアフリー、環境、まちづくり等の観点から利用者本位の交通 LRT システムの整備を推進するため、低床式車両その他 LRT システムの整備に必要な施設整備に要した費用の一部を補助する「LRT システム整備補助費」として 2 億円を予算化(20 年度 5.2 億円)

(3) 休暇の分散化等のための環境整備

○観光庁は、休暇取得を活用し観光振興推進するため「休暇取得に関する有識者委員会」を設け、「国内旅行需要創出・平準化の促進実証事業」について 0.09 億円を予算化。(20 年度 0.19 億円)

(4) 有形・無形の文化財等の活用促進

○文化庁は、重要無形文化財保持者、保持団体及び選定保存技術保持者、保存団体が行う技術の練磨、後継者養成事業及び実技指導者への支援のため「日本の文化遺産保存活用等活性化事業」について 0.24 億円を予算化(20 年度 0.26 億円)

(5) 観光受け入れ施設の再生支援

○観光庁は、訪日外国人旅行者を 2010 年までに 1,000 万人とする目標達成のため、国際観光ホテル整備法登録ホテル・旅館に「ウェルカム税制(特例措置)」(所得税・法人税の特別償却 30%、設備特別償却)を設け、平成 21 年度税制改正において平成 22 年度まで延長された。

6. 2016年第31回オリンピック競技大会の東京招致に関する決議

平成20年6月19日

日本商工会議所

わが国では、1964年の東京大会をはじめ、札幌と長野における冬季大会など、これまで3回のオリンピック競技大会を開催してきた。いずれの大会でもアスリートの最高のパフォーマンスに世界中の人々が喜び、感動をともにした。

次代を担う子どもたちは世界の舞台で活躍するアスリートにあこがれ、自らもスポーツに奮励することで困難に負けない心身や目標を達成することの意義を会得する。オリンピックは、青少年の豊かな人間形成に資するとともに、人間の尊厳と平和に対する世界の人々の共感を呼び起こす。

東京は、成熟都市として新たな発展段階に入りつつある。地球的課題である環境問題や都市問題に果敢に取り組む東京でオリンピックを開催することは、世界に向けて、今後の都市のあり方を示すことになる。わが国の伝統や文化と先端技術を融合させた新しい形のオリンピックは、世界の人々に感動と共感を与えるとともに、日本の産業の活性化や国際交流の促進に寄与するものと確信する。

日本商工会議所としては、先の国際オリンピック委員会による東京の立候補都市承認を受け、全国516商工会議所の総意として、第31回オリンピック競技大会の東京開催を強く希望するとともに、関係機関の招致活動を全面的に支援するものである。

以 上

<実現状況>

平成21年10月2日に開催都市が決定予定。

7. 福田改造内閣に望む

平成20年8月8日

日本商工会議所

米国経済の後退や空前の原油・原材料価格の高騰は、日本経済に深刻な影響を及ぼしている。企業は、仕入価格の高騰により採算や収益が悪化し、なかでも中小企業の経営は一段と厳しさを増している。食品価格をはじめとする諸物価の高騰は個人消費の低迷を招き、国民に先行きや雇用への不安を生じさせている。企業間、地域間の格差は、依然として解消される兆しはみられない。また、資源価格の高騰は、中長期的な基調とみられることから、わが国経済や産業構造もこれに対応するような変革が求められて

いる。

一方、グローバル経済がますます進展し、急激な少子・高齢化社会が加速する中で、わが国は国際競争力強化、社会保障制度改革、財政健全化、地球温暖化防止など、いずれも困難な問題が山積しているが、持続的な経済成長がなければ、わが国が直面している難題の解決は不可能である。

福田改造内閣におかれては、困難な国会運営のなかで、さらなるリーダーシップを発揮され、本年度予算の前倒し執行を早急に実施すると同時に、本年度補正予算の編成に着手することで、非常事態にある日本経済の打開を図り、従来にも増して地域経済や中小企業に配慮した政策に、全力で取り組まれるよう強く期待する。

地域経済を担う全国 516 商工会議所の総意として、活力ある経済社会の実現に向け、下記の事項について要望する。

記

1. 大胆かつ機動的な経済財政運営による経済の活性化

わが国の現下の最大課題は、景気後退を食い止め、再度、景気を回復軌道に乗せていくことにある。政府におかれては、大胆かつ機動的な経済財政運営による経済活性化へ舵を切り、財政・金融・税制等あらゆる政策を総動員して、全力をあげてこれに取り組まれない。特に原油・原材料価格高騰に喘いでいる中小企業に対しては、臨時・異例の緊急措置として、業種の枠組みを超えて個々の中小企業の窮状に応じてセーフティネット保証を拡大するなど、金融セーフティネットの大幅な拡充をはじめ、価格転嫁が極めて困難な事業者への思い切った政策減税や個別対策等、あらゆる対策を早急に実施されたい。

また、資源高に対応した経済・産業構造に移行していく観点から、世界的な国際協調体制へのリーダーシップを発揮するためにも、革新的な省エネ促進策、地球温暖化防止策等への支援策を前倒しも含めて実施していくべきである。

2. 中小企業に対するさらなる支援強化

全企業の 99.7% を占める中小企業および小規模事業者は、雇用者の 7 割を抱えるなど地域経済社会の基盤を支える存在である。中小・小規模事業対策においては、政府が最重要課題として取り組んでいる地域経済の底上げのためにも、国と地方自治体それぞれの責任の所在、役割分担等を改めて明確にするとともに、予算を十分かつ安定的に確保すべきである。とりわけ、小規模対策の柱として商工会議所が約半世紀にわたり信頼と実績を積み重ねてきた経営改善普及事業に対する都道府県の予算措置が十分なものとなるよう強く求める。

また、下請適正取引の推進、資金調達の円滑化、設備投資等を促進する税制や使い勝手のよい事業承継税制の実現、地球温暖化対策への取り組み支援など中小企業の事業基盤強化に対する一層の施策を強力に実施されたい。特に、事業承継税制については、事業継続や雇用の維持等地域経済活性化の観点から極めて重要な施策であるので、納税猶予税額が免除される要件の具体化などに当たっては、真に実効ある制度となるよう要望する。

3. 地域経済の活性化と地域間格差の解消

地域経済社会の活性化なくして、国全体の成長はもとより安心・安全な社会の構築はあり得ない。政府は、地域に蔓延する閉塞感・停滞感の一掃を目指して、実効性ある地域活性化策を早急に打ち出すとともに、地域の創意工夫を活かした自主的な取り組みができるよう、政府は各省庁の枠を超え、また各地方自治体と一体となって取り組むべきである。

とりわけ、低炭素社会の実現にも不可欠なコンパクトなまちづくりの観点に立った中心市街地活性化対策の推進や計画的な土地利用制度の実現化をはじめ、観光立国の観点に立った産業観光などのニューツーリズムやインバウンド観光の振興、また一層の地域資源の活用を図る農商工連携等、地域産業振興策を抜本的に拡充されたい。

さらに、地域間格差の解消のため、必要と判断される地方幹線道路や、整備が極めて遅れている地域の道路については、十分な予算を確保したうえで、着実かつ早期に整備すべきである。

以 上

<提出先>

政府・省庁・政党等

<実現状況>

1. 大胆かつ機動的な経済財政運営による経済の活性化

○経済活性化

世界的な原油・食料価格高騰や生活関連物資の価格上昇という状況の下、生活者の不安の解消、「持続可能社会」への変革加速、新価格体系への移行と成長力強化という「3つの目標」を設定し、将来にわたり日本経済をより強固なものとするため、政府・与党は平成20年8月29日に、「安心実現のための緊急総合対策」（事業規模11.5兆円・財政支出1.8兆円）を取りまとめ、この財源を措置する平成20年度1次補正予算が10月16日に成立した。

○金融セーフティネットの大幅な拡充

→「9. 平成21年度中小・小規模企業対策の拡充強化に関する要望」Ⅰ. 1 参照。

○省エネ促進策、地球温暖化防止策

→「2. 平成21年度中小企業関係施策に関する要望」Ⅷ参照。

2. 中小企業に対するさらなる支援強化

○経営改善普及事業

→「2. 平成21年度中小企業関係施策に関する要望」Ⅰ. (1)～(3) 参照。

○下請適正取引の推進

→「2. 平成21年度中小企業関係施策に関する要望」Ⅱ. 1 (7) 参照。

○資金調達の円滑化

→「2. 平成21年度中小企業関係施策に関する要望」Ⅳ. 1 (1)～(3) 参照。

○事業承継円滑化

→「10. 平成21年度税制改正に関する要望」別紙「平成21年度事業承継円滑化のための税制改正に関

する要望」参照。

3. 地域経済の活性化と地域間格差の解消

○まちづくり、地域産業振興策

→「2. 平成 21 年度中小企業関係施策に関する要望」Ⅸ. 1 (1) ～ (3)、2 (1) ～ (4)、3 (1) ～ (3) 参照。

○幹線道路整備の促進

→「10. 平成 21 年度税制改正に関する要望」Ⅱ. 2 (5) 参照。

8. 国が関与する職業訓練に関する意見

平成 20 年 9 月 12 日

日本商工会議所

雇用・能力開発機構は、独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）において、「法人自体の存廃について 1 年を目途に検討を行う」ことが求められており、現在、その見直しが行われている。

同機構の職業訓練のうち、年長フリーターなど就職が困難な者が、必要な職業能力を身につけるためのセーフティネットとしての機能については、国の関与がなければ実施が困難であると考ええる。

また、多様化する企業ニーズに応える職業訓練とするとの観点からみれば、ものづくりの技術であれば、国としての明確な戦略に基づき、高度な設備を必要とする訓練など、真に国でなければ対応できない職業訓練もある。さらに、仮に他の機関に移管した場合、地域の経済活動や産業振興はもとより、地域社会の発展や活性化に重大な支障が出ることが懸念される場合もある。このような場合には、国が適切に対応すべきである。

職業訓練機能については、可能なものは民間に移管するとともに、国と地方自治体がどのような役割分担で行うべきかを現時点で精査・見直すことが重要であり、国は、その分担に基づいて適切に対応すべきである。

もとより、雇用・能力開発機構が実施する職業訓練は、事業者が全額負担する雇用保険二事業を財源としていることから、事業の無駄を排し、企業ニーズに合わないカリキュラムについて、民間を活用することにより改善するなど、徹底的に見直した上で実施すべきことは言うまでもない。

以 上

<提出先>

政府、省庁等

<実現状況>

○平成 20 年 12 月 24 日、独立行政法人雇用・能力開発機構について 次の点を基に閣議決定された。

- ・雇用・能力開発機構を廃止し、訓練関係業務に特化のうえ、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に移管。
- ・職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）は、県の希望があれば移管。
- ・職業能力開発大学校・附属短期大学校（ポリテクカレッジ）は、県に移管希望調査を実施。
- ・職業能力開発総合大学校は、コストパフォーマンスを見直したうえで、競争力強化への役割を踏まえ再検討。

※高齢・障害者雇用支援機構に移管する業務については、同機構の既存業務とは区分経理し、厚生労働省が、産業政策及び中小企業の競争力強化に係る政策を所管する経済産業省と協議したうえで、中期目標の策定、変更等を行う。

○以上の改革に必要な法制上の措置については、平成 22 年度末までを目途に講じられる予定。また、法改正を待たずに実施可能な事項については、速やかに実行に着手される見込み。

9. 平成 21 年度中小・小規模企業対策の拡充強化に関する要望

平成 20 年 9 月 17 日

日本商工会議所

わが国の経済は停滞し、景気後退の危機に直面している。特に中小企業は、仕入価格の高騰による収益や採算の悪化、資金繰りの悪化に苦しみ、小規模倒産も増加するなど、極めて厳しい状況にある。

他方、環境に配慮した持続可能な経済社会の実現を目指すとともに、新しい価格体系に対応したわが国経済の構造転換を進めることが急務となっている。

このような状況の中で再び景気を回復軌道に戻すには、経済活力の源泉である中小企業の成長力を強化することが不可欠である。とりわけ中小企業の大多数を占める小規模企業の経営力の向上や事業の安定的な継続と発展を支援することがますます重要となっている。

そのため、中小・小規模企業の経営基盤強化に向け、資金繰り対策、下請取引の適正化、事業承継の円滑化などの諸施策を一層強化するとともに、時代の潮流を踏まえた省エネ経営の促進や国際化および企業活動の現場である地域の活性化を支援することが肝要である。

また、商工会議所の経営指導員が直接、小規模企業に対し経営上の相談指導を行う経営改善普及事業は、これまで約半世紀にわたり小規模企業の経営安定や成長力向上に寄与してきた。現在、同事業は都道府県の裁量で予算措置がなされているが、事業の国策的意義や重要性は変わっていない。今後とも各都道府県において十分な予算措置がとられるよう、国は指導力を発揮していただきたい。

以上の観点を踏まえ、日本商工会議所は、平成 21 年度中小・小規模企業対策に関して、下記事項の実

現を強く要望する。

記

<重点要望事項>

I 中小企業の経営基盤強化

1. 中小企業の資金繰り対策の強化・拡充

- セーフティネット保証の拡充等金融セーフティネットの一層の強化
- 資金調達手段の多様化促進

2. 公正な取引を推進する対策の徹底

- 下請取引等の適正化推進
- 改正独占禁止法案の早期審議・成立・施行

3. 新事業創出、事業承継等の円滑な推進

- 新規創業、経営革新等の積極的な推進
- 円滑な事業承継促進のための総合的な支援強化

4. 中小企業におけるIT利活用の促進

- 中小企業にやさしいIT化の支援拡充
- 中小企業が利用しやすい電子行政サービスの整備促進

5. 中小企業の実態を踏まえた最低賃金の設定

II 小規模企業対策予算の確保と多様な経営課題への対応力強化

1. 小規模企業対策予算の安定的な確保

2. 専門的な経営課題等に対応するための地域力連携拠点事業の拡充

III 中小企業の省エネ・低炭素経営への取り組み支援

1. 中小企業の省エネ・低炭素経営の促進に対する支援

- 中小企業による省エネルギー化・温室効果ガス削減の推進
- 国内クレジット制度の利用促進等のための支援措置の拡充

2. 「環境」を名目にした新たな税負担増反対

IV 中小企業の雇用環境整備と人材確保・育成等の支援

1. 仕事と子育ての両立支援に取り組む中小企業への支援の拡充

2. 若年者・女性・障害者を中心とする人材育成・就業促進対策の強化

- ジョブ・カード制度（職業能力形成システム）の拡充・強化
- キャリア教育・職業教育の推進

3. 外国人労働者受け入れ制度の創設

V グローバル経済下の中小企業の国際ビジネス展開への支援等

1. 中小企業の国際ビジネス展開への支援の拡充

2. 海外との経済連携の戦略的推進

- 戦略的かつ早急なEPA（経済連携協定）の拡充
- 特定原産地証明制度の普及と円滑な発給体制への支援

VI まちづくりの推進と地域産業の振興

1. 改正まちづくり3法等を活用したコンパクトなまちづくりの一層の推進

2. 福祉・社会政策の観点に立った総合的な地域・商業対策の推進

3. 観光振興による地域活性化の推進

4. 地域産業振興策の抜本的拡充

VII 地域間格差是正や国際競争力強化のための地方幹線道路等の早期整備

個別要望事項について

I 中小企業の経営基盤強化

1. 中小企業の資金繰り対策の強化・拡充

（1）セーフティネット保証の拡充等金融セーフティネットの一層の強化

臨時の緊急措置としてセーフティネット保証の適用業種を拡大するとともに、原油・原材料価格の高騰が経営に与える影響の大きい中小企業をセーフティネット保証の対象とする等、金融セーフティネットの大幅な拡充を一刻も早く実施されたい。

また、経済情勢の変化に対応し、効果を注視しつつ、適宜・適切な対策を講じられたい。その際は、セーフティネット保証における保証料率の引下げ等についてもご検討いただきたい。

（2）資金調達手段の多様化促進

不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資の積極的な拡大・普及に努め、民間金融機関による

目利き能力の一層の涵養を図るべきである。

具体的には、無担保・無保証人融資制度の促進、A B L（Asset Based Lending＝動産・債権担保融資）や停止条件付連帯保証スキームの活用、売掛債権の早期現金化支援の推進などを行われたい。

また、小口零細企業に対して責任共有制度の例外となる十分な保証枠の確保に留意願いたい。

さらに、同一金融機関からの融資について、中小企業の返済負担を緩和できるよう、制度が異なる複数口の既往保証の一本化が可能となるような、制度改善を図られたい。

（３）実効ある地域密着型金融の推進

金融庁が日常の監督の中で民間金融機関に対し、企業の事業価値等に関する目利き能力を発揮させるよう指導する等、地域中小企業への実効ある地域密着型金融（リレーションシップバンキング）の推進が必要である。

また、金融検査の現場においては、金融検査マニュアル別冊の改正趣旨に則り、「企業の技術力・販売力や経営者の資質といった定性的な情報を含む経営実態」を踏まえた債務者区分の判断を行われたい。

（４）政策金融改革で発足する新機関の中小企業金融支援機能の発揮についてのフォローアップ

政策金融改革で新たに発足する日本政策金融公庫と民営化する商工中金等について、危機対応機能が円滑に実施されるよう常にチェックされたい。

さらに、新機関が新たな中小企業向け貸出残高縮減目標を機械的に設定したり、利用者である中小企業者の利便性を損うような店舗の統廃合などを行うことがないよう監視されたい。

（５）中小・小規模企業が安心して利用できる電子記録債権制度の創設ならびに環境整備

取引している金融機関で資金決済できるような記録機関を設立・運営すべきである。中小企業にとって導入負担が少なく、導入後も低価格で安心して利用できるよう、料金面やセキュリティ面等にも配慮されたい。

また、現在の手形同様の信頼性を確保（記録する企業の事前審査や、債権の期限に支払えない債務者への一定の制裁実施など）し、債権の譲渡が円滑に行われるよう、譲渡禁止特約を設けない制度にすべきである。

さらに、下請代金支払遅延防止法（下請法）上、親事業者が下請事業者に対して行ってはならないと規定している行為を、手形と同様、電子記録債権についても適用対象とすべきである。

（６）小規模企業共済制度ならびに中小企業倒産防止共済制度の拡充

現行の小規模企業共済制度では、事業承継を行う場合の共済金の受取額が、事業を廃止した場合よりも少なく、事業承継という今日的課題に制度が適合していないため、法改正も視野に入れた見直しを図るべきである。また、加入対象者として、配偶者専従者（昭和 57 年まで認められていた）および事業承継予定者（共同経営を行う時点から）を追加されたい。

中小企業倒産防止共済制度については、掛金権利消滅の割合（現行は 10%）の引き下げや共済事由の追加（自然災害に関連した売掛債権の回収困難や買掛債務の支払困難、取引先の私的整理および夜逃げによる売掛債権の回収困難）を実現されたい。また、掛金限度額および共済金貸付限度額の引き上げや、共済貸付金の申請から貸付までの期間の短縮を図られたい。

2. 公正な取引を推進する対策の徹底

(1) 下請取引等の適正化推進

「下請かけこみ寺」については、相談機能の強化はもとより、相談の持込みが後の取引に影響することがないように、中小企業が安心して利用できる仕組みを早急に整備すべきである。

裁判外紛争解決手続き(ADR)の利用促進を図り、下請適正取引等の推進のための推進ガイドライン(下請ガイドライン)の普及啓発などを行うことで、下請取引の適正化を図ることが必要である。

さらに、下請法に基づく立入検査を積極的に実施するとともに、特別事情聴取を行うことで、下請法の厳格な運用を図ることが必要である。

また、下請事業者の保護のため、関係行政機関間の連携強化のための体制を構築すべきである。

併せて、下請ガイドラインについて、親事業者や下請事業者への周知徹底、対象業種の拡大や必要に応じた改訂を行われたい。また、下請ガイドラインの活用状況・効果等については定期的に検証・公表するなどフォローアップを実施すべきである。

(2) 改正独占禁止法案の早期審議・成立・施行

継続審議となっている改正独占禁止法案の早期審議・成立・施行を図られたい。同法案には、差別対価、不当廉売、優越的地位の濫用などの不公正な取引方法に対する課徴金の新設が盛り込まれており、適正な取引の推進に寄与することが大いに期待される場所であるが、この厳格な運用を図るべきである。

また、現行の審判制度は、公正取引委員会がいわば検事と裁判官を兼ねている状態で公平性・中立性に欠けるため、審判制度は廃止し、司法に移管すべきである。

3. 新事業創出、事業承継等の円滑な推進

(1) 新規創業、経営革新等の積極的な推進

平成20年版の中小企業白書によれば、企業ベースでの開業率は3.5%から5.1%に上昇したものの、未だ廃業率との逆転現象は解消されていない。開業率の一層の上昇を図るため、新規創業を促進するとともに、倒産・廃業をくい止めるべく、企業の継続・発展に資する経営革新や新連携を推進するよう支援の強化を図られたい。

〔創業人材育成事業の拡充〕

新規創業や経営革新を強力に支援するため、各地で実施する創業人材育成支援事業(創業塾・経営革新塾)予算の増額を図られたい。また、新規創業や経営革新に対する人々の初期のニーズに応える(ニーズの掘り起こし)ため、「創業・経営革新セミナー」を補助対象とされたい。

〔創業、新技術研究開発等に係る資金調達に対する支援〕

創業時の資金調達が円滑に行われるよう、「創業等関連保証」における自己資金要件(借入額以上の自己資金が必要)等の緩和や保証料率の優遇を図るとともに、国民生活金融公庫の新規開業貸付における実務経験等の要件の緩和を図られたい。

また、新製品・新技術の研究開発補助金に、経営革新承認企業および新連携認定企業に対する特別枠を設けられたい。

〔経営革新計画承認の円滑化〕

中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画の承認については、都道府県により難易度、承認のスピードに大きな差が生じている。承認および各種支援施策の審査等が迅速かつ円滑に行われ

るよう徹底されたい。

(2) 円滑な事業承継促進のための総合的な支援強化

事業承継支援センター事業については、センター数を増加させるとともに、各センターへの十分な予算を確保されたい。

さらに、平成 21 年度税制改正で創設される予定の「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」について、経済産業大臣への確認・認定申請が円滑に進むよう、以下を行われたい。

①制度や申請手続き等の「広報の徹底」

②窓口申請に加え郵送や電子申請も可能とする等の「申請方法の多様化」

③既存書類等を活用した「申請書類の簡素化」

④事業承継支援センター等の活用による申請に向けた「サポート体制の充実」

(3) S B I R 制度の高度化

日本版 S B I R (中小企業技術革新制度) について、応募倍率が高い補助事業に対する予算の拡大、本制度の内容および募集に関する周知徹底 (公募に係る照会窓口開設や説明会開催など) を図られたい。

さらに、技術開発の成果の事業化や、販路拡大につながる取引マッチングなど、参加事業者に対し、新たなビジネス創出に関する意識を向上させる支援を推進されたい。

4. 中小企業における I T 利活用の促進

(1) 中小企業にやさしい I T 化の支援拡充

〔 I T 経営応援隊等の有効活用〕

小規模企業の経営者等を中心として、I T 経営の必要性に“気づき”を持たせる経営者研修会が平成 20 年度から「I T 経営応援隊」事業として実施されているが、現場を支える従業員の I T 活用力の向上を含めた I T 経営力向上のための多角的な支援策を拡充されたい。

〔地域における中小企業の I T 化支援体制の整備〕

商工会議所の経営指導員が中小企業の経営課題等を切り分け、I T 化支援が有効な中小企業に対しては当分野の専門家 (以下「I T 支援専門家」という。例えば I T コーディネータ、地域 I T ベンダー、中小企業診断士など) に引き継げる仕組みを整備するとともに、I T 支援専門家に対しては小規模企業をはじめとする中小企業の経営実態を理解してもらう教育を実施されたい。

〔記帳・会計の効率化の推進および金融サポート機能の整備〕

I T の利活用により、記帳・会計等の効率化を図るとともに、財務データや経営指導情報の自動的な蓄積と分析を進め、マル経融資における融資枠や貸付期間の設定および金利の審査等にかかる業務の簡素化を図るなど、I T による金融サポート機能を整備されたい。

そのためのシステムの設計や運用においては、情報の利用者および管理者の負担に配慮し、既存の商工会議所の各種情報管理システムを活用されたい。

〔オンラインによる I T 支援専門相談体制の構築〕

I T 支援専門家が少ない地域においても、他地域の I T 支援専門家とパソコン等のオンラインを通じた相談が可能な仕組み (「オンラインによる I T 支援専門相談体制」) を構築し、I T 利活用における地域間格差を解消されたい。

(2) 中小企業が利用しやすい電子行政サービスの整備促進

〔電子政府・電子自治体のサービス利用環境の整備促進〕

インターネットを活用したソフトウェア提供サービス（SaaS）により、財務会計や顧客管理等の業務革新、公的手続きの電子申告まで行えるサービスが提供されることになっているが、パソコンやインターネットに関する専門知識の少ない中小企業に対しては、それらの一元的なサポート窓口を整備されたい。一方、中小企業の利用促進を補完する上では、行政書士・税理士等の国家資格を持つ専門家が中小企業の代理で電子申請できる仕組みも推進されたい。

〔電子申請等の利用率アップのためのインセンティブの付与〕

電子行政手続きに関し、印紙税等の免除や手数料等の引き下げ、処理期間の短縮などのインセンティブを積極的に講じられたい。

電子政府・電子自治体サービス普及促進に当たり、電子定款の導入による印紙税4万円の免除あるいは電子署名添付の電子申告者に対する所得税額5千円免除といった施策が利用率の拡大に効果があった前例を踏まえること。

〔中小企業の情報セキュリティの向上支援〕

中小企業では、人的、資金的な経営資源の不足から顧客データ等の管理体制の整備が遅れ、情報漏洩等のリスクを抱えている。このため、広く中小企業の経営者等に情報機器の管理や従業員教育の必要性等に関する情報セキュリティの運営指針を示し、その普及の徹底を図られたい。

5. 中小企業の実態を踏まえた最低賃金の設定

(1) 経済動向等を勘案した中長期的な最低賃金の設定

成長力底上げ戦略推進円卓会議において、中小企業の生産性向上と最低賃金の中長期的な引上げの基本方針に関し「小規模事業所の高卒初任給の最も低位の水準との均衡を勘案」することなどが合意された。今後、この方針に沿った対応が必要とされるが、同合意にもあるように、中長期的な引上げに当たっては、経済・企業・雇用動向、中小企業の生産性向上の進展状況、経営環境の変化等を踏まえた実態を十分に把握した上で進めるべきである。なお、小規模事業者の定義は、中小企業基本法で規定された従業員20人以下とすべきである。

(2) 現下の情勢における最低賃金の大幅引き上げに反対

わが国の景気後退が一層強まり、中小企業がますます厳しい経営環境に置かれている現状では、支払能力や実勢賃金の上昇幅を超えるような、最低賃金の大幅な引き上げを行う状況にはない。

また、今後の最低賃金改定の審議では、生活保護との整合性にも配慮することから、これまで以上に、各地方最低賃金審議会が、地域経済や中小企業の厳しい経営実態等を踏まえ、地域の実情に応じて決定できるようにしていくべきである。

併せて、生活保護以外の要素による引上げについて、その根拠となる考え方や実態を明確に示すべきである。

なお、産業別最低賃金は、法改正により最低賃金法の罰則が適用されないこととなったが、地域別最低賃金が全国47都道府県で設定されている中で、屋上屋を重ねるものであり、早期にこれを廃止すべきである。

6. 中小企業の再生支援促進と企業存続計画（BCP）の普及促進

（１）中小企業再生支援協議会の機能拡充と他の支援事業との連携

中小企業再生支援全国本部については、先進的な再生ノウハウの共有や中小企業再生のための人材確保・派遣等を通じ、各地の再生支援協議会の機能をさらに強化されたい。

さらに、小規模企業の再生については、中小企業再生支援協議会が、信用保証協会との連携を一層強化しつつ、商工会議所等が設置している経営安定特別相談室（倒産防止の取組み）や再チャレンジ相談窓口とも連携することで再生の実効性を高めるべきである。

（２）地域再生・活性化のためのファンドの活用促進

中小企業基盤整備機構の「中小企業再生ファンド」の活用促進と、広域再生ファンド（地方自治体の財政状況や地域中小金融機関の体力から再生ファンドへの資金拠出が難しい地域が対象）の設立により地域再生を図られたい。

（３）中小企業への緊急時企業存続計画（BCP）の普及促進

中小企業においてBCPが一層広く普及するよう諸施策を講じられたい。

具体的には、商工会議所が開催する普及啓発セミナーやBCP策定を支援する経営指導員のノウハウ蓄積のための費用について予算措置を講じられたい。

また、災害等の緊急時に、地域全体でのBCPが図られるよう体制整備を支援されたい。商工会議所などの支援機関により中小企業間の協力・連携を進めることが必要である。

7. ものづくり技術力強化支援

（１）ものづくりに対する戦略的・重点的支援の強化

わが国経済の国際競争力強化、新産業創出、および低炭素社会の実現を図るため、実用化技術の研究開発やものづくり基盤技術の高度化等に向けた研究開発を行う「戦略的技術支援事業」の創設や、「中小企業ものづくり人材育成事業」の予算拡充など、中小企業のものづくりに関する支援措置を一層強化されたい。

（２）中小企業における円滑な知的財産権の取得等のための環境整備

中小企業の利用が急増している先行技術調査制度の対象枠を拡大するとともに、国内外における特許取得費補助の適用要件緩和を通じて、資力の乏しい個人事業者の特許取得を促進されたい。

また、海外における模倣品被害等も含めた総合的な相談窓口の体制強化や、被害実態の調査における費用面からの支援体制の拡充も併せて講じられたい。

さらに、中小企業経営者における営業秘密等の適正な管理のあり方に関する意識向上を図るために、不正競争防止法や営業秘密管理指針などの更なる普及啓発を行うべきである。

併せて、中小企業にとって身近な相談窓口となる「地域知財戦略本部」や「知財駆け込み寺」などの機関について、一層の機能強化を図られたい。

8. 中小企業振興のための環境整備の促進

（１）裁判員制度の円滑な施行に向けた環境整備

裁判員制度の円滑な施行（平成21年5月）に向けて、以下により、中小企業の従事者が対応しやすい制度・運用とされたい。

①施行後も引き続き、中小企業への同制度の普及浸透を図る。

- ②裁判員制度の辞退事由に関し、中小企業の従事者から業務に著しい支障が生じる恐れがあるとの辞退の申立てがあった場合には、弾力的な対応を行う。
- ③裁判に拘束される期間を極力短縮する。
- ④裁判員に選任された者に対する経済的支援、生命身体安全の十分な確保、裁判過程における心理的な安心の確保を図る。

(2) ADR（裁判外紛争解決手続）制度の活用促進

ADR（裁判外紛争解決手続）の活用促進の観点から、調停・仲裁等の業務に対応できる人材の育成や、セミナー・フォーラムの開催等を通じた周知・普及活動を行われたい。

(3) 中小企業における新型インフルエンザ対策支援

新型（鳥由来）インフルエンザの感染懸念に対し、政府は全国民分のワクチンの備蓄を急ぐとともに予防接種体制を整備されたい。

他方、中小企業は大企業のように十分な危機管理体制を整えることが困難であることから、感染拡大の影響を最小限に抑えるべくBCPの策定支援に加え、激甚災害と同様の無利子融資など特別措置の制度を早急に構築されたい。

(4) 「中小企業の会計に関する指針」の普及

中小企業への「中小企業の会計に関する指針」の普及・浸透のため、同指針のパンフレットの作成・配布、セミナー・研修会の開催等を引き続き実施されたい。

Ⅱ 小規模企業対策予算の確保と多様な経営課題への対応力強化

1. 小規模企業対策予算の安定的な確保

(1) 経営改善普及事業は小規模企業対策の基本施策であることを再確認すべき

〔経営改善普及事業予算の安定的確保に国の指導力発揮を望む〕

小規模企業対策事業（経営改善普及事業）については、三位一体改革による国から地方への税源移譲後、ほとんどの都道府県が財政事情等を理由に同事業の予算を縮減している。縮減の程度には都道府県により差があるものの、小規模企業対策の縮小と地域間格差の拡大を招来し、看過できない。

国は、約半世紀にわたり商工会議所等が実施している経営改善普及事業について、小規模企業の経営安定や事業発展に不可欠であることと、国としての小規模企業対策の基本施策であることを改めて明確にすべきである。そうした観点から、各地において同事業の予算が十分かつ安定的に確保されるよう強力な指導力を発揮されたい。

〔人件費の実績払い化は、地域密着型の小規模企業支援を困難にする〕

都道府県の一部で、小規模企業対策の実務を担っている経営指導員の人件費を事業費化して、補助金を労働時間の切り売りに対する実績払いとするところがあるが、問題である。経営改善普及事業は、地域に密着して事業者の経営上の悩みや相談ニーズにきめ細かく対応すること、事業推進の基盤である地域に多面的に関わってその活性化に寄与することが求められている。その人的資源が経営指導員であり、地域や事業者との継続的な信頼関係の上に事業遂行が可能となるものである。人件費の事業費化はこのような継続的な取り組みを困難なものとし、また、給与を減らすという「痛み」を見えなくして安易な補助金削減を行いやすくなることが懸念される。

また、最近、経営改善普及事業の一部に定率補助が制度として導入された地域がある。利用者負

担を求めるものであり、それ自体を否定するものではないが、税制や公的融資の説明会など負担を求めることが適切でない事業の場合には、事業実施に支障が生じる。今後、定率補助が広がらないよう、国に指導力を求めたい。

（２）国と地方は、経営指導員の実績を適正評価する努力を

国は、三位一体改革後もさまざまな中小・小規模企業支援施策（事業費に対する補助金交付等）を打ち出してきたが、各事業の実施主体の多くは商工会議所等であり、その実務は、現場の状況に精通した経営指導員が担ってきたと言っても過言ではない。経営指導員が、然るべき雇用環境のもとで国や都道府県の事業を遂行してはじめて、わが国経済の安定的成長を下支えする小規模企業への支援が成り立っているのであり、支援資金の出元が変わったことによって国家的施策が減退したり歪められたりすることがあってはならない。このことは、中小企業支援法や小規模企業支援促進法など、小規模企業対策を国の重要施策として定めた法制度などを根拠として持ち出すまでもない。

国と都道府県は、わが国においてなされるべき小規模企業対策のあり方と実施方法について、現場の実情を踏まえた検討を行っていただきたい。その際は、過去に支援を得た事業者および現在支援を必要としている事業者等から偏りなく声を拾い上げるべきである。

２．専門的な経営課題等に対応するための地域力連携拠点事業の拡充

地域力連携拠点事業は、中小企業支援に関するワンストップ窓口として重要であり、拠点数の増加ならびに各拠点における支援体制強化のため、予算の一層の確保を図られたい。

同拠点事業は、創業・経営革新、ＩＴの導入・活用、事業承継といった経営課題や、地域資源の活用による農商工連携の推進など、従来経営改善普及事業として行ってきた小規模企業支援を補完するとともに、より高度で専門的なニーズに対応する支援モデルとなるものである。各拠点で実践された好事例の普及を通じて、経営改善普及事業の強化が図られることが期待される。

また、本事業をより円滑かつ効果的に実施できるよう、対象事業費の拡大を図られたい。

Ⅲ 中小企業の省エネ・低炭素経営への取り組み支援

１．中小企業の省エネ・低炭素経営の促進に対する支援

中小企業が資源高時代に対応するためには、省エネルギー化の推進によって生産性の向上や経営基盤の強化を図り、省エネ・低炭素経営を促進することが極めて重要である。また、地球温暖化対策を一層推進するためには、企業や市民が環境に配慮した取り組みを自主的・前向きに行うことが不可欠である。

そのためにも、以下に掲げる支援措置の拡充をはじめ、政府系金融機関の活用による資金面の援助や技術開発面等の支援などを講じられたい。その際、既存の助成金の受付期間を通年化するなど、利用しやすい制度となるよう手続き面についても改善するとともに、各地域において積極的な情報提供等により中小企業の取り組みや環境教育等の推進を図られたい。

（１）中小企業による省エネルギー化・温室効果ガス削減の推進

中小企業が省エネルギー化や温室効果ガスの削減に自主的に取り組むため、以下の措置を講じられたい。また、各中小企業における地球温暖化対策を一層推進するため、商工会議所が自主的に行っている環境に配慮した取り組みを強力に支援されたい。

- ・ 中小企業自らが温室効果ガス排出の実態を把握するための動きに対する積極的な支援。
- ・ 業種別の実施マニュアルの作成、普及。

- ・温室効果ガス排出削減等に関する説明会等の開催支援。
- ・中小企業の省エネルギー化等を促進するため、「エコ相談」に対応する専門家の登録、派遣の支援。
- ・中小企業による環境ビジネスへの進出を促進するため、専門家の登録、派遣の支援。
- ・事業所、住宅等への省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入については、地域協議会を組織して申請することが補助対象要件となっているが、これに個別企業や住宅を追加すべき。
- ・中小企業による「エコ通勤」推進の取り組みを促進するための支援制度の充実。

（２）省エネ・排出削減のための設備等の導入に係る補助・融資制度の拡充

中小企業による省エネルギー化や温室効果ガス排出削減に資する設備・施設の導入を促進するための補助制度や低利融資制度については、恒久措置として抜本的に拡充されたい。

（３）国内クレジット制度の利用促進等のための支援措置の拡充

大企業の資金・技術を活用し、中小企業の二酸化炭素排出削減を進める仕組みである「国内クレジット制度」について、中小企業の利用しやすい仕組みとされたい。また、制度普及・広報のための措置をはじめ、二酸化炭素排出削減量の審査・認証を行う人材育成など、本制度の運用基盤の構築に係る措置を講じられたい。

（４）技術開発に対する補助制度の利便性向上

中小企業による環境・エネルギー分野の技術開発を促進するための補助制度について、公募期間を通年化するなど、利便性の向上を図られたい。

（５）新エネルギー等の利用促進

太陽光発電、太陽熱利用、燃料電池など、先進的な新エネルギー等の導入事業を行う中小企業の取り組みを支援されたい。その際、事業費の一部を補助する「新エネルギー等事業者支援対策事業」について、対象設備の要件である出力規模の下限を引き下げるなど、利用者の利便性の向上を図られたい。

また、中小企業が新エネルギー等設備を導入する際の融資制度の拡充を図られたい。

さらに、温室効果ガスの排出を伴わない風力発電や太陽光発電などの、再生可能エネルギーから電力を得ることによる環境付加価値を証書化した「グリーン電力証書」について、証書の購入を省エネルギー法や温暖化対策法等における省エネルギーや温室効果ガスの排出抑制への取り組みとして位置付けるとともに、その購入費用について、税務上の損金算入を可能とされたい。

2. 「環境」を名目にした新たな税負担増反対

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの総排出量に応じて課税する新たな税は、「環境と経済の両立」を阻害するものであり、「環境」を名目に、事業者・国民に対して新たな税負担増を求めることには反対である。

なお、国内排出量取引制度については、地球温暖化対策のあくまで一手法であり、「環境と経済の両立」を基本とし、政府が今秋に予定している試行的実施の結果も踏まえて慎重に検討されたい。

IV 中小企業の雇用環境整備と人材確保・育成等の支援

1. 仕事と子育ての両立支援に取り組む中小企業への支援の拡充

両立支援に積極的に取り組む中小企業に対する顕彰制度や子育て支援助成金の拡充、税制面での優遇

措置の付与、低利の融資制度の創設、公共事業の入札要件への一定の評価、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「認定マーク」の付与への柔軟な対応等、中小企業の自主的な両立支援への取り組みを支援する政策を拡充されたい。

また、東京都の認証保育所制度等を参考に、都市型の多様な保育ニーズに対応し、保育を必要とするだれもが利用できるよう、現行の認可保育所制度を抜本的に見直し、直接契約制度の導入、保育料設定の原則自由化、地域の実情に応じた面積基準や保育従事者資格基準の緩和、施設設置運営に対する国の財政支援等、政府は、企業の従業員等が仕事と子育てを両立しやすい環境整備を進められたい。

2. 若年者・女性・障害者を中心とする人材育成・就業促進対策の強化

(1) ジョブ・カード制度（職業能力形成システム）の拡充・強化

平成 20 年度からスタートしたジョブ・カード制度については、中小企業における人材の育成・確保に資するよう、引き続き十分な予算措置のもとで継続実施するとともに、本制度をより円滑かつ効率的に実施できるよう、以下の支援措置を講じられたい。

〔職業訓練の実施事業主に対する経費の負担軽減措置と弾力的な運用〕

雇用型訓練を実施する事業主に支給される「キャリア形成促進助成金」については、助成率の引き上げなどの拡充を図られたい。

併せて、中小企業がジョブ・カード制度を活用しやすくするため、総訓練時間に占める座学の割合の短縮など職業訓練の要件の緩和など、より使い勝手がよく、さらに中小企業にとって過大な負担とならないよう、事務手続きの簡素化を含めた弾力的な運用を図られたい。

〔キャリア・コンサルティングの実施体制の整備〕

ハローワークのみならず、ジョブカフェ、民間職業紹介会社および地域ジョブ・カードセンターに登録キャリア・コンサルタントを配置できるよう、養成講習の拡充を含め、キャリア・コンサルティングの実施体制を整備されたい。

〔雇用型訓練を活用した先進的な地域モデル事業の構築への支援〕

地域の業界団体等による有期実習型訓練や実践型人材養成システムを活用した中小企業における人材の育成・確保に取り組む先進的なモデル事業の構築に向けた取り組みを支援されたい。

〔関係各機関の連携体制のより一層の強化〕

ジョブ・カード制度を円滑に推進するため、内閣府、厚生労働省、経済産業省、文部科学省などの関係各省庁の連携体制をより一層強化されたい。

併せて、各地域においても、地域ジョブ・カードセンターや地域ジョブ・カードサポートセンター、都道府県、労働局、雇用・能力開発機構、ハローワーク、教育委員会等との緊密な連携が必要不可欠であることから、関係各省庁から各地の関係機関に対し、十分な情報提供に努めるとともに、必要な連携体制のより一層の徹底を図られたい。

〔ジョブ・カード制度の広報強化〕

各種の広報媒体を積極的に活用し、ジョブ・カード制度を活用することのメリットを含め、求人企業と求職者に向けた簡潔で分かりやすい制度内容の広報を早期に徹底されたい。

〔ジョブ・カードのＩＣカード化〕

ジョブ・カードのＩＣカード化を図るとともに、求職者が職業訓練の実施企業に関する情報を随時入手できるよう、インターネットによる情報提供システムのより一層の整備を図られたい。

(2) ジョブカフェの機能拡充を通じた若年者雇用の促進

ワンストップサービスセンターとしての機能を有するジョブカフェは、人材育成を担う各種教育機関と人材を活用する企業とを結びつけるコーディネーターとしての役割を担っている。また、企業が採用した若者の就業意識の向上を支援する役割を果たす等の取り組みを行っている。こうした取り組みを通じ、ジョブカフェが、地域における産業育成政策と一体となって、地域企業における若年人材の確保・育成の取組を強化する場合には、これらの取り組みを支援されたい。

地方自治体においては、「ジョブカフェモデル事業」や「若者と中小企業とのネットワーク構築事業」の成果を活かし、積極的に、地域の産業育成政策と連携して、地域企業の人材確保・育成や、若年者の就職支援に関する具体的な取り組みを進められたい。

また、若者のコミュニケーション能力不足等に鑑み、大学における社会人基礎力の育成・評価の取り組みを引き続き推進するとともに、高校等の教育段階へも拡大されたい。

(3) トライアル雇用・紹介予定派遣制度の拡充

若年者の就業促進やミスマッチの解消に有効なトライアル雇用、紹介予定派遣などの仕組みについて、中小企業による活用が促進されるよう実施期間の延長や対象の拡大、試行雇用奨励金の増額など、制度を拡充するとともに、あらゆる機会を通じて制度の周知広報を図られたい。

(4) 産学連携による人材育成の推進

中小企業をはじめ社会で活躍する人材の産学連携による育成を強化するため、関係府省が連携して、「産学人材育成パートナーシップ」を着実に推進し、産学間の課題解決に向けた具体的取り組みについてフォローアップを行う体制を作るとともに、モデルプログラムの開発等に必要な予算の拡充を図られたい。

(5) キャリア教育・職業教育の推進

インターンシップや日本版デュアルシステム、実践型人材養成システム（実習併用職業訓練）などの制度について、より一層の周知を図るとともに、教育機関や受け入れ企業が連携してキャリア教育・職業教育を推進できるよう、省庁の壁を越えた政策連携を強化されたい。

また、地域産業の発展、地域の活性化を担う人材を育成していくうえで重要な

役割を果たしている商工会議所のインターンシップ等の事業に対して、予算の拡充を図られたい。

さらに、平成20年度から、人材投資促進税制が改正されたところであり、引き続き中小企業等へ周知・普及されたい。

(6) 障害者雇用促進に対する支援

〔中小企業に対する支援策の拡充〕

企業内施設のバリアフリー化など、雇用に関わる職場環境の整備に関する十分な予算措置をはじめ、障害者の職業能力開発の機会の充実、雇用してからの体制整備など、障害者の雇用環境整備のため、中小企業に対する支援策を拡充されたい。

〔障害者雇用納付金の減額〕

障害者の雇用の促進等に関する法律の政府改正案が審議されているが、法定雇用率に満たない企業に課される障害者雇用納付金制度について、中小企業と大企業との納付金額の差を十分に設けるべきである。また、インセンティブである調整金の額は、企業規模にかかわらず同額とすることを基本に検討すべきである。

同制度は、現在、従業員301人以上の企業に適用されており、改正案には、22年7月には201～300

人、27年4月には101～200人の企業に拡大することが盛り込まれているが、中小企業の支払能力や厳しい経営環境を勘案すれば、納付金や調整金について上記の措置が必要である。

(7) 労働者派遣制度の拡充

労働政策審議会で労働者派遣制度のあり方について審議が行われているが、事前面接の解禁、雇用契約申し込み義務の撤廃など、労使のミスマッチをなくす方向で制度を拡充されたい。「引き続き派遣労働者として働きたい労働者」が一定程度存在していることから、現行制度の維持を基本に、「正社員を希望しながら派遣労働者として働いている労働者」への支援策を講じた上で、制度の拡充を図るべきである。

日雇い派遣については、違法行為を厳正に取り締まることを前提に、制度を全面・一律に禁止するのではなく、「日雇い派遣」という形態が合理性を有する業務であるかどうかを個別に精査した上で対応すべきである。

(8) 育児・介護休業制度の慎重な検討

労働政策審議会で育児・介護休業制度のあり方について審議が行われているが、新たな法規制の導入を前提とするのではなく、各企業の取り組みの実態を十分に把握し、労使による自主的な取り組みを促進・支援することを基本に、慎重に検討すべきである。

3. 外国人労働者受け入れ制度の創設

(1) 不足が想定される分野における新たな制度の導入

わが国の労働力人口減少が見込まれる中、とりわけ中小企業は地域や業種によって人材確保が困難であり、地域経済の維持および発展のためには人手不足に悩む中小企業への支援が必要である。

具体的には、短・中期的な観点から、不足が想定される分野における人材の受け入れについて、一定の管理のもとに外国人労働者の就業を認める制度を導入し、長期的には、移民の受け入れについても検討すべきである。

なお、不足が想定される分野における人材受け入れの実現に時間を要する場合には、当面の対応として、再技能実習制度の導入など現行の研修・技能実習制度の適正化・拡充をすべきである。

(2) 外国人留学生の中小企業への就職支援

専門的・技術的分野の人材受け入れの一環として、国際化を図る中小企業のビジネスの拡大および人材確保を支援するため、日本への外国人留学生の中小企業への就職を支援すべきである。

(3) 地方自治体に対する支援

地方自治体が外国人労働者を生活者として受け入れるための体制を整備できるよう、地方自治体に対しても一定の支援を行うべきである。

4. 雇用保険制度における国庫負担の継続および雇用保険二事業の抜本的見直し

(1) 国庫負担の廃止、減額に反対

雇用保険制度の国庫負担の見直しについては、財政制度等審議会は、「廃止を含めた検討」について、「さらなる見直しをすべき」としているが、現状でも本来の負担額の55%に引き下げられている国庫負担の、廃止もしくはさらなる減額は到底容認できない。

雇用保険制度の保険料は、労使折半による負担とともに国庫負担によりまかなわれているが、これは、失業の予防および対策において、政府がその責任の一端を担うべきであるとの考え方に基づくも

のであり、国は雇用保険制度の安定的運営のために財政的責任を負っている。

(2) 雇用保険二事業の抜本的見直し

雇用保険二事業については、失業の予防や雇用安定に有効に機能しているかどうか等の観点から、引き続き、廃止を原則として徹底的な評価を行い、料率の引き下げを含め、そのあり方について抜本的な見直しを行われたい。

5. 中小企業における企業年金制度の充実強化

(1) 適格退職年金制度の廃止に伴う退職給付制度の見直しの重要性についての広報強化

多くの中小企業が加入している適格退職年金制度は、平成 24 年 3 月末までに廃止し、他の制度に移行しなければならないが、移行期間は残すところ 4 年を切っているにもかかわらず、加入している中小企業の対応は、必ずしも十分とはいえない状況にある。

こうした状況を放置することは、中小企業における退職給付制度を維持、向上させていく観点からマイナスであり、ひいては中小企業の健全な発展に支障をきたし、社会的な不安の増大を招く懸念もあるため、適格退職年金制度の廃止に伴う退職給付制度や退職金・年金規程の見直しの重要性についての周知広報を従来以上に強化されたい。

(2) 最適な企業年金制度を構築しやすい環境の整備

わが国の雇用の 7 割を支えている中小企業における企業年金制度を充実させることは、国民の老後の生活の充実と安定に繋がることに鑑み、中小企業が最適な企業年金制度を構築しやすい環境の整備を図られたい。

具体的には、①特別法人税の撤廃、②確定拠出年金制度の拠出限度額の一段の引き上げ、③中途引き出し要件の一層の緩和、④マッチング拠出の創設、⑤年齢・加入期間による制約の緩和、⑥個人型確定拠出年金の対象拡充などの支援措置を講じられたい。

(3) 特定退職金共済制度の早急な法的整備の実現

現在の特定退職金共済制度は、所得税法施行令を根拠としているが、将来的にも安定した制度とするためにも、受給権の保護等を担保する仕組みなどを盛り込んだ早急な法的整備の実現を図り、適格退職年金からの非課税移換を実現されたい。

V グローバル経済下の中小企業の国際ビジネス展開への支援等

1. 中小企業の国際ビジネス展開への支援の拡充

国内の各地域において、関係機関の連携を促進し、中小企業が国際ビジネスを展開する際に必要な、相談・情報提供などのサポート体制を整備するとともに、そのための人材の育成を図られたい。また、海外においても、在外日本人商工会議所などの関係機関による、同様の体制整備を支援されたい。また、こうした支援制度が有効に活用されるよう一層の周知に努められたい。

2. 海外との経済連携の戦略的推進

(1) 戦略的かつ早急な E P A（経済連携協定）の拡充

東アジア諸国をはじめ、エネルギーおよび食糧の安全保障の観点から重要な国・地域との間で、貿易・サービスの自由化のみならず、投資や知的財産分野の制度整備、中小企業分野での協力などを含み、質

の高いEPAを戦略的かつ早急に拡充されたい。

なお、EPAの進展に伴い、厳しい環境に直面することも予想される地域産業や中小企業が、それに対応できる体質強化のための環境整備に努められたい。

(2) 特定原産地証明制度の普及と円滑な発給体制への支援

EPAが多くの企業に活用され、その便益が享受できるよう、制度の枠組みやその活用方法、特恵関税率適用のために必要な特定原産地証明に関する諸規則など制度の周知・普及を図るとともに、特定原産地証明書のより円滑な発給体制構築のために必要な支援措置を講じられたい。

3. 中小企業の輸出振興のための支援の拡充

輸出取引を図ろうとする中小企業に対して、現地市場等に関する情報提供、日本貿易振興機構（JETRO）など関係機関の専門家等による相談指導、海外見本市への出展助成など、各種支援をさらに拡充されたい。また、それらの措置が有効に活用されるよう一層の周知に努められたい。

VI まちづくりの推進と地域産業の振興

1. 改正まちづくり3法等を活用したコンパクトなまちづくりの一層の推進

政府は、コンパクトで賑わいのあるまちづくりが全国で進められるよう、都道府県、市町村におけるまちづくり3法の改正趣旨の徹底、計画的な土地利用の実現、大型店等の社会的責任・地域貢献の確保を進めるとともに、中心市街地活性化に取り組む地域への支援を一層強化されたい。

(1) 中心市街地活性化の促進

中心市街地活性化と低炭素社会を実現するよう、「戦略的中心市街地商業等活性化事業」の拡充を図るとともに、中心市街地活性化基本計画の策定や中心市街地活性化協議会立ち上げ、運営のための人的・財政的支援を一層強化されたい。

(2) 持続可能なまちづくりの推進

民間・地域・公共が一体となったまちづくりの推進、また、まちなか居住の推進等のため、衰退した駅前商業施設等傷んだまちを再生するための「都市環境改善事業」や、ソフト・ハード一体となった都市環境改善活動に対し、財政上、金融上、税制上の支援措置を創設するとともに、「暮らし・にぎわい再生事業」の拡充、「まちづくり交付金」の拡充、および総合的な都市交通施策の推進等を図られたい。

2. 福祉・社会政策の観点に立った総合的な地域・商業対策の推進

(1) 地域コミュニティを担う商店街活性化への支援

商店街が地域コミュニティの担い手としての役割を高めるよう、防犯カメラ設置や空き店舗を活用した高齢者交流施設の運営などのコミュニティ支援の取り組み、商店街全体の運営管理や個店の経営力強化に対して支援されたい。

また、商店街にとって重要な個性的・魅力的な生鮮食品の店舗づくりを推進するため、「地域流通モデル構築支援事業」「食品小売業コスト縮減・機能強化構造改善事業」「食品流通高付加価値モデル推進事業」等を継続されたい。

(2) 中小小売業物流の生産性向上への支援

中小商業者の連携による生産性向上を図るため、ボランタリーチェーン等を利用したリテールサポートや、高齢者世帯への共同宅配等の取り組みを支援されたい。

(3) 中小商業等の省エネルギー化取り組みへの支援

中小商業者による省エネルギー実施計画の策定および効果検証のモデル研究事業を支援されたい。
また、中小商業全体の省エネルギーおよび温室効果ガスの排出削減が図られるようセミナー等の開催により、普及啓発活動を行われたい。

3. 観光振興による地域活性化の推進

(1) 国際競争力の高い観光地づくりや人材育成への支援

観光圏の形成支援等による国際競争力の高い観光地づくりを推進するとともに、観光地の魅力向上に向けた評価手法の開発を行われたい。また、国際競争力を備えた観光関連事業を担う人材を育成するため、大学等との連携強化を図るための取り組みを推進されたい。

(2) インバウンド振興策の推進

国際観光を振興するため、「ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクト」の拡充を図るとともに、国際会議の開催・誘致等を推進されたい。

(3) ニュートゥリズム等観光旅行促進のための環境整備

誰もが安心して旅行できる環境づくりを進めるため、「ユニバーサルツーリズム促進事業」を創設するとともに、ヘルスツーリズム、産業観光等の「ニュートゥリズム創出・流通促進事業」等を推進されたい。

4. 地域産業振興策の抜本的拡充

(1) 地域資源を活用した新事業展開に対する支援策の拡充強化

地域資源を活用した新事業活動の促進に向け、世界に通用するブランド力の育成・強化を目的とする「JAPANブランド戦略展開支援事業」を創設するとともに、「小規模事業者新事業全国展開支援事業」を拡充されたい。また、生活関連産業（日用品）が世界で通用するブランドを構築する取り組みを支援する「生活関連産業（日用品）ブランド育成事業」を拡充されたい。

(2) 農商工連携、地産地消の取り組み等への支援

地域に根ざした農林水産業と商工業が連携する「農商工連携」や各地域の強みである「地域資源」を活用した、中小企業等の新商品・新サービスの開発や販売促進等の取り組みを支援するよう予算措置を講じられたい。

また、地産地消の推進のため、直売所等を中心とした生産・流通体制づくりのほか、学校給食や社員食堂等に地場農産物を安定的に供給する取り組み等を支援されたい。

(3) 国内外企業の地域への立地促進

企業立地促進法に基づき、地域が自らの強みを活かして取り組む企業誘致・人材育成や施設整備の支援、企業立地の情報を提供するワンストップサービスの提供等を行うとともに、地域と外国企業のマッチングの実施等により、地域における企業立地と雇用創出を促進されたい。

VII 地域間格差是正や国際競争力強化のための地方幹線道路等の早期整備

道路は地域間格差の是正や地域活性化そして国全体の成長力向上のために必要不可欠な社会インフラであり、国際競争力を強化させる上でも極めて重要である。道路特定財源制度が平成 21 年度から一般財源化されるとしても、無駄を排し最小限のコストで整備する等の改善を行い、必要と判断される地方幹線道路や整備が極めて遅れている地域の道路は、十分な道路整備予算を確保した上で、着実かつ早急に整備すべきである。

また、国際競争力強化の観点から、主要な空港・港湾を結ぶ幹線道路等についても併せて整備されたい。

新たな整備計画にあたっては、最新の需要予測に基づき策定するとともに、費用対便益だけではなく幹線道路とそのネットワークが持つ波及効果を重要視すべきである。

以 上

別 紙

平成 21 年度小規模企業対策に関する個別要望事項

極めて厳しい状況にあるわが国経済を再び回復軌道に戻すには、経済活力の源泉である中小企業の成長力を強化することが不可欠であり、とりわけ中小企業の大多数を占める小規模企業を支援することが重要である。

このため、以下の個別要望事項の実現を強く要望する。

なお、経営改善普及事業については、国から地方への税源移譲後、ほとんどの都道府県が予算を縮減しており、看過できない。国は、経営改善普及事業が小規模企業の経営安定や事業発展に不可欠であり、国の小規模企業対策の基本施策であることを改めて明確にし、各都道府県等において十分な予算化が図られるよう指導力を発揮されたい。

(1) 経営力向上・事業承継等先進的支援体制構築事業

6,013,417 千円

創業・経営革新、IT の導入・活用、事業承継といった経営課題や、地域資源の活用による農商工連携の推進など、従来経営改善普及事業として行ってきた小規模企業支援を補完し、より高度で専門的なニーズに対応する支援モデルとなり得る地域力連携拠点事業について、拠点数の増加ならびに各拠点における小規模企業の支援体制強化のため、予算の拡充を図られたい。

(2) 小規模企業経営支援情報・金融連携事業

302,163 千円

小規模企業の資金調達力を高めるため、企業の経営・財務情報およびマル経融資制度に関する情報を広く蓄積・活用できるよう、小規模企業に対する新たな経営支援サービスとして、小規模企業向け経営支援情報システムを構築されたい。

(3) 創業人材育成事業（創業塾・経営革新塾）**1,308,220 千円**

新規創業や経営革新を強力に支援するため、各地で実施する創業人材育成支援事業（創業塾・経営革新塾）の予算の増額を図りたい。また、新規創業や経営革新に対する人々の初期のニーズに応えるため（ニーズの掘り起こし）、「創業・経営革新セミナー」を補助対象とされたい。

(4) 事業承継円滑化関連事業**1,955,409 千円**

経営継続の相談、廃業と開業のマッチング、専門家派遣をはじめ、あらゆる事業承継のニーズに対するワンストップサービスを行う「事業承継支援センター」について、センター数を増加させるとともに、各センターへの十分な予算を確保されたい。

(5) 小規模事業者新事業全国展開支援事業**2,463,356 千円**

地域経済の活性化のためには、地域の小規模企業が全国規模の市場へ向けた事業展開を行うことが重要である。他方、消費者ニーズはますます高度化・多様化しており、これらのニーズを的確に踏まえた製品作りなどを行うことが重要である。

このため、全国団体等と各地の商工会議所等が連携し、小規模企業による全国規模のマーケットを狙った新事業展開に対する支援事業を実施されたい。

(6) JAPANブランド戦略展開支援事業**1,295,646 千円**

地域には、技術、ノウハウ、伝統、文化など、特色ある資源が多数存在しており、こうした資源を活用することにより、世界市場でも通用する製品・サービスの開拓が可能である。それを実現するには、地域の事業者が協働して消費者ニーズを踏まえた製品開発と積極的な情報発信を行いブランド力の育成・強化を図ることが重要である。

このため、地域資源を活用した新事業活動の促進に向け、世界に通用するブランド力の育成・強化を目的とする「JAPANブランド戦略展開支援事業」を創設し、ブランドの創生から発展までの支援を拡充されたい。

(7) 経営改善普及事業に関する指導**315,896 千円**

商工会議所等は、小規模企業からの様々な相談に対するきめ細かな対応をはじめ、ニーズに応じた専門家の派遣や資金繰りへの対応など、小規模企業の経営課題の整理から具体的な改善策の提案および指導を行う経営改善普及事業を各地で展開している。

このような経営改善普及事業をより円滑かつ効果的に実施するため、全国団体を通じた商工会議所等に対する指導や情報提供などの諸事業に関する支援を拡充されたい。

(8) 全国統一演習研修事業**113,805 千円**

小規模事業者の高度化・多様化するニーズに対応するため、商工会議所等に配置された経営指導員の資質のさらなる向上を図ることが必要である。

このような状況に鑑み、全国統一のカリキュラムによるインターネット上での能力開発システムをさらに改善し、全国の商工会議所等の経営指導員を対象にした研修を強化されたい。

(9) 小企業等経営改善資金融資補給金(マル経)**3,600,000 千円**

中小企業のうち特に小規模企業は、経営内容が不安定であること、担保・信用力が乏しいこと等の理由から事業の生命線ともいべき資金繰り確保の面で極めて困難な立場に置かれている。

については、小企業等経営改善資金(マル経)融資制度は、こうした状況に鑑み、制度の円滑な運営のために、十分な財政措置を講じられたい。

(10) 経営安定特別相談事業**37,650 千円**

倒産の危機に直面した中小企業者について、経営的に見込みのあるものについては関係機関等の協力を得て再建の方策を講じ、見込みのないものについては円滑な整理を図ることにより、中小企業の倒産に伴う社会的混乱を未然に防止するため、全国の主要商工会議所等に「経営安定特別相談室」を設置し、中小企業者からの相談に応じる体制を整備している(経営安定特別相談事業)。

経営安定特別相談事業を円滑かつ効率的に実施するため、全国団体が実施する指導や情報提供に対し一層の支援強化をされたい。

以 上

<提出先>

政府、各省庁、政党等

<実現状況>**I 中小企業の経営基盤強化****1. 中小企業の資金繰り対策の強化・拡充****(1) セーフティネット保証の拡充等金融セーフティネットの一層の強化**

- セーフティネット保証の適用業種の拡大については実現(20年9月17日現在170業種→760業種)。
- 「原油・原材料価格の高騰が経営に与える影響の大きい中小企業」が平成20年10月31日に開始された「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」により、セーフティネット保証の対象となった。

(2) 資金調達手段の多様化促進**(3) 実効ある地域密着型金融の推進****(4) 政策金融改革で発足する新機関の中小企業金融支援機能の発揮についてのフォローアップ****(5) 中小・小規模企業が安心して利用できる電子記録債権制度の創設ならびに環境整備****(6) 小規模企業共済制度ならびに中小企業倒産防止共済制度の拡充**

→「2. 平成21年度中小企業関係施策に関する要望」参照。

2. 公正な取引を推進する対策の徹底**(1) 下請取引等の適正化推進****(2) 改正独占禁止法案の早期審議・成立・施行**

→「2. 平成21年度中小企業関係施策に関する要望」参照。

3. 新事業創出、事業承継等の円滑な推進

(1) 新規創業、経営革新等の積極的な推進

〔創業人材育成事業の拡充〕

〔創業、新技術研究開発等に係る資金調達に対する支援〕

〔経営革新計画承認の円滑化〕

→「2. 平成 21 年度中小企業関係施策に関する要望」参照。

(2) 円滑な事業承継促進のための総合的な支援強化

(3) S B I R制度の高度化

→「2. 平成 21 年度中小企業関係施策に関する要望」参照。

4. 中小企業における I T 利活用の促進

(1) 中小企業にやさしい I T 化の支援拡充

〔 I T 経営応援隊等の有効活用〕

○経済産業省の 21 年度「 I T 経営実践促進事業」（予算 6.1 億円）において、中小・小規模企業の経営者等に対し、 I T の利活用を通じた経営革新を促進して生産性の向上を図り、 I T 経営の実践を促進するため、全国各地で商工会議所を中心に「 I T 経営気づき研修会」をはじめとする研修事業や、ベストプラクティスの収集・普及事業等が実施される。

〔地域における中小企業の I T 化支援体制の整備〕

〔記帳・会計の効率化の推進および金融サポート機能の整備〕

〔オンラインによる I T 支援専門相談体制の構築〕

→「2. 平成 21 年度中小企業関係施策に関する要望」参照。

(2) 中小企業が利用しやすい電子行政サービスの整備促進

〔電子政府・電子自治体のサービス利用環境の整備促進〕

→「2. 平成 21 年度中小企業関係施策に関する要望」参照。

○税理士による電子納税証明書の代理請求について、当該代理請求の利用状況を見据え、個人情報保護できる範囲内で、本人の署名の省略について検討されることとなった。

〔電子申請等の利用率アップのためのインセンティブの付与〕

〔中小企業の情報セキュリティの向上支援〕

→「2. 平成 21 年度中小企業関係施策に関する要望」参照。

5. 中小企業の実態を踏まえた最低賃金の設定

(1) 経済動向等を勘案した中長期的な最低賃金の設定

(2) 現下の情勢における最低賃金の大幅引き上げに反対

→「2. 平成 21 年度中小企業関係施策に関する要望」参照。

6. 中小企業の再生支援促進と企業存続計画（ B C P ）の普及促進

(1) 中小企業再生支援協議会の機能拡充と他の支援事業との連携

(2) 地域再生・活性化のためのファンドの活用促進

(3) 中小企業への緊急時企業存続計画（BCP）の普及促進

→「2. 平成 21 年度中小企業関係施策に関する要望」参照。

7. ものづくり技術力強化支援

(1) ものづくりに対する戦略的・重点的支援の強化

(2) 中小企業における円滑な知的財産権の取得等のための環境整備

→「2. 平成 21 年度中小企業関係施策に関する要望」参照。

8. 中小企業振興のための環境整備の促進

(1) 裁判員制度の円滑な施行に向けた環境整備

(2) ADR（裁判外紛争解決手続）制度の活用促進

(3) 中小企業における新型インフルエンザ対策支援

(4) 「中小企業の会計に関する指針」の普及

→「2. 平成 21 年度中小企業関係施策に関する要望」参照。

Ⅱ 小規模企業対策予算の確保と多様な経営課題への対応力強化

1. 小規模企業対策予算の安定的な確保

(1) 経営改善普及事業は小規模企業対策の基本施策であることを再確認すべき

(2) 国と地方は、経営指導員の実績を適正評価する努力を

→「2. 平成 21 年度中小企業関係施策に関する要望」参照。

2. 専門的な経営課題等に対応するための地域力連携拠点事業の拡充

→「2. 平成 21 年度中小企業関係施策に関する要望」参照。

Ⅲ 中小企業の省エネ・低炭素経営への取り組み支援

1. 中小企業の省エネ・低炭素経営の促進に対する支援

(1) 中小企業による省エネルギー化・温室効果ガス削減の推進

(2) 省エネ・排出削減のための設備等の導入に係る補助・融資制度の拡充

(3) 国内クレジット制度の利用促進等のための支援措置の拡充

(4) 技術開発に対する補助制度の利便性向上

(5) 新エネルギー等の利用促進

2. 「環境」を名目にした新たな税負担増反対

→「2. 平成 21 年度中小企業関係施策に関する要望」参照。

Ⅳ 中小企業の雇用環境整備と人材確保・育成等の支援

1. 仕事と子育ての両立支援に取り組む中小企業への支援の拡充

2. 若年者・女性・障害者を中心とする人材育成・就業促進対策の強化

(1) ジョブ・カード制度（職業能力形成システム）の拡充・強化

(2) ジョブカフェの機能拡充を通じた若年者雇用の促進

(3) トライアル雇用・紹介予定派遣制度の拡充

- (4) 産学連携による人材育成の推進
- (5) キャリア教育・職業教育の推進
- (6) 障害者雇用促進に対する支援
- (7) 労働者派遣制度の拡充

→「2. 平成 21 年度中小企業関係施策に関する要望」参照。

(8) 育児・介護休業制度の慎重な検討

○厚生労働省労働政策審議会雇用均等分科会における育児・介護休業法改正に関する議論の結果、平成 20 年 12 月、厚生労働大臣に対し建議が行われ、平成 21 年 6 月 24 日に成立した。

○改正の主なポイントは、育児休業後の育児時間確保（短時間勤務と所定外労働の免除について、3 歳までの子を養育するすべての労働者が選択できる制度とする）、父親の子育て関与（配偶者が専業主婦（夫）であっても、夫（妻）が育児休業を取得できる制度にすることなど）、子の看護休暇の日数増（5 日⇒子が複数の場合は 10 日）、など。

3. 外国人労働者受け入れ制度の創設

- (1) 不足が想定される分野における新たな制度の導入
- (2) 外国人留学生の中小企業への就職支援
- (3) 地方自治体に対する支援

→「2. 平成 21 年度中小企業関係施策に関する要望」参照。

4. 雇用保険制度における国庫負担の継続および雇用保険二事業の抜本的見直し

- (1) 国庫負担の廃止、減額に反対
- (2) 雇用保険二事業の抜本的見直し

→「2. 平成 21 年度中小企業関係施策に関する要望」参照。

5. 中小企業における企業年金制度の充実強化

- (1) 適格退職年金制度の廃止に伴う退職給付制度の見直しの重要性についての広報強化
- (2) 最適な企業年金制度を構築しやすい環境の整備
- (3) 特定退職金共済制度の早急な法的整備の実現

→「2. 平成 21 年度中小企業関係施策に関する要望」参照。

V グローバル経済下の中小企業の国際ビジネス展開への支援等

1. 中小企業の国際ビジネス展開への支援の拡充

2. 海外との経済連携の戦略的推進

- (1) 戦略的かつ早急な E P A（経済連携協定）の拡充
- (2) 特定原産地証明制度の普及と円滑な発給体制への支援

3. 中小企業の輸出振興のための支援の拡充

→「2. 平成 21 年度中小企業関係施策に関する要望」参照。

VI まちづくりの推進と地域産業の振興

1. 改正まちづくり3法等を活用したコンパクトなまちづくりの一層の推進

(1) 中心市街地活性化の促進

(2) 持続可能なまちづくりの推進

→「2. 平成 21 年度中小企業関係施策に関する要望」参照。

2. 福祉・社会政策の観点に立った総合的な地域・商業対策の推進

(1) 地域コミュニティを担う商店街活性化への支援

→「2. 平成 21 年度中小企業関係施策に関する要望」参照。

○農林水産省は、産地の周辺地域やその近隣の中小消費地といった範囲内での効率的な農林水産物流通を実現することを目的とした「地域流通モデル構築支援事業」を、0.17 億円予算化（20 年度 0.2 億円）。また、食品小売業における加工廃棄ロスの低減等、経営コストを縮減させるための新たな取組の実証・普及を行う「食品小売業コスト縮減・機能強化構造改善事業」について、36 百万円を予算化（20 年度 70 百万円）。さらに、食品小売業者や商店街振興組合等が生産者団体等と連携して取り組む、地域農水産物を活用したブランド化やオリジナル商品の開発、商店街全体の品揃えの強化等を支援する「食品流通高付加価値モデル推進事業」を 0.25 億円予算化（20 年度 0.28 億円）。

(2) 中小小売業物流の生産性向上への支援

(3) 中小商業等の省エネルギー化取り組みへの支援

→「2. 平成 21 年度中小企業関係施策に関する要望」参照。

3. 観光振興による地域活性化の推進

(1) 国際競争力の高い観光地づくりや人材育成への支援

○観光圏の形成

→「2. 平成 21 年度中小企業関係施策に関する要望」参照。

○評価手法

観光庁は観光産業の新たなビジネスモデルの構築を支援するとともに、そのノウハウを普及・啓発することを目的として、客室稼働率の向上や業務の共同化・効率化等に関する実証事業を行い、観光産業の生産向上や国際競争力の強化を図るため「観光産業のイノベーションの促進事業」について 0.17 億円を予算化（20 年度 0.2 億円）。

○人材育成

→「2. 平成 21 年度中小企業関係施策に関する要望」参照。

○大学等との連携強化→観光庁は観光分野における国際競争力を高めるためには観光関連人材の育成が喫緊の課題であるとし、大学等と産学連携・協力するため「観光関係人材育成のための産学間連携検討会議」を開催している。

(2) インバウンド振興策の推進

(3) ニューツーリズム等観光旅行促進のための環境整備

→「2. 平成 21 年度中小企業関係施策に関する要望」参照。

4. 地域産業振興策の抜本的拡充

(1) 地域資源を活用した新事業展開に対する支援策の拡充強化

→「2. 平成 21 年度中小企業関係施策に関する要望」参照。

○経済産業省は、「生活関連産業（日用品）ブランド育成事業」を 0.7 億円予算化（20 年度 0.9 億円）。

(2) 農商工連携、地産地消の取り組み等への支援

→「2. 平成 21 年度中小企業関係施策に関する要望」参照。

(3) 国内外企業の地域への立地促進

○経済産業省は、企業立地促進法に基づき「企業立地の促進等のための人材育成等支援」を 22 億円予算化（20 年度 30 億円）するとともに、「企業立地の促進等のための共用施設整備」を 19 億円予算化（20 年度同額）。また、海外からの直接投資の呼び込みを促進する「地域への対内直接投資の呼び込み促進のためのマッチング事業」を 3.8 億円予算化（20 年度 4.0 億円）。

VII 地域間格差是正や国際競争力強化のための地方幹線道路等の早期整備

→「2. 平成 21 年度中小企業関係施策に関する要望」参照。

10. 平成 21 年度税制改正に関する要望

平成 20 年 9 月 17 日

日本商工会議所

わが国の経済は、4－6 月期の GDP 成長率が 4 四半期ぶりにマイナス成長となるなど、米国の景気後退や資源・食料価格の高騰、個人消費の低迷などにより景気後退の危機に直面している。特に、原油・原材料価格高による上昇分の価格転嫁が困難な中小・零細企業は、収益や採算の悪化、資金繰り悪化、小規模倒産の増加など、極めて厳しい状況にある。

グローバル経済・少子高齢化の加速や資源・食料の需給ひっ迫の中、景気後退を食い止め、中小企業の底上げ・生産性向上、個人消費の拡大、地域経済の活性化・地域間格差の是正、環境に配慮した持続可能な経済社会等を実現するためには、今が正念場であり、財政・金融・税制等あらゆる政策手段を総動員して早期に景気を回復軌道に乗せるとともに、イノベーションの加速化や省エネ・省資源化、生産性の向上などにより、世界経済の構造変化に対応したわが国経済の構造転換や企業の体質改善が必要不可欠である。とりわけ、税制は企業や個人の行動に直接的に影響を与えるため、わが国経済の構造転換等を実現するには思い切った税制改正が必要である。

まず、果敢にチャレンジする中小企業の国際競争力の強化や生産性の向上、新しい価格体系に対応した体質改善に資する税制措置が必要である。全企業数の 99%を占め雇用の 7 割を支える中小企業の成長なくして、景気回復やわが国の持続的かつ安定的な経済成長はありえない。また、内需型の中小企業の活力を増進するには、GDP の 6 割を占める個人消費を拡大する税制支援が重要である。

さらに、地域の閉塞感・停滞感を一層するため、政府は省庁の枠を超え、地方自治体と一体となって、

中心市街地等の魅力向上や地域産業の振興など地域経済の活性化に取り組むべきであり、そのための税制措置の実現が必要である。なお、地域間格差の是正や国際競争力強化のためには、必要と判断される地方幹線道路や主要な空港・港湾を結ぶ幹線道路等の早期整備が不可欠である。

一方、財政健全化は重要な政策課題の一つであるが、まずは「無駄ゼロ」や特別会計改革などを通じて、剰余金を捻出したり、効率的な行政サービスを提供する体制を構築するとともに、国民生活に多大な影響を与えないで済む徹底的な歳出削減等を工夫して実施すべきであり、国民や事業者への安易な増税に頼ることなく、2011 年度までの基礎的財政収支の均衡化を堅持すべきである。

現在、今後の社会保障制度のあり方の検討の中で消費税の改正の議論があるが、まずは、将来にわたって国民が安心して暮らせる持続可能で信頼性の高い社会保障制度を設計した上で、その財源のあり方をしっかり議論する必要がある。仮に消費税の検討を行う際には、国・地方合わせた特別会計を含む歳出削減の進捗状況、消費税の改正がわが国の景気に与える影響、消費税の改正に伴う中小企業等への悪影響（価格転嫁が困難、事務負担増大等）の排除措置や逆進性対策等を、国民や事業者に明確に提示し、十分な理解を得ることが必要である。

以上を踏まえ、平成 21 年度税制改正にあたり、国際競争力・成長力の強化や生産性の向上を基本として、自ら努力している中小企業等を支援し、経済成長を促進する観点から、以下の事項の実現を強く要望する。

I. 景気回復に資する特別要望項目

これまでにない困難な状況に直面している日本経済や地域経済を再生させ、景気後退を食い止め、わが国経済を持続的成長軌道に乗せるためには、中小企業が現下の苦境を乗り越え活力を取り戻すとともに、低迷している個人消費の拡大や証券市場を活性化することが必要である。

税制は、新たな消費や投資を呼び起こすための「呼び水」として重要な手段であり、国内需要を喚起し、経済社会の活力を増進するためには、税制面からの支援が欠かせない。

このため、以下については特別な措置を講じられたい。

1. 設備投資・研究開発・耐震化促進等のための税制措置

売上低迷や価格転嫁が困難なことに伴う収益の悪化に追い込まれている中小企業の底上げや生産性向上を図るためには、設備投資を促進する思い切った税制措置や欠損金制度の見直しが必要である。また、頻発する大規模地震に対応するための耐震化を促進する税制措置の拡充は、需要創出効果も期待できる。

- ① 中小企業の少額減価償却資産特例（現行 30 万円未満。即時償却）の時限的拡充
- ② 中小企業投資促進税制や中小企業技術基盤強化税制等の適用対象や税額控除率・特別償却率の時限的拡充
- ③ 設備投資の減価償却期間を、時限的に通常の半分または 3 分の 1 にする。
- ④ 欠損金の繰戻還付措置の適用停止の撤廃
- ⑤ 耐震改修促進法の認定計画に基づく特定建築物について、特別償却率（現行 10%）を時限的に拡充

(100%等)するとともに、特定建築物以外の事務所や工場等の建築物について、特別償却の対象としつつ特別償却率を時限的に100%等とする。

2. 住宅取得・消費拡大のための税制措置

良質な住宅・住環境は安全・安心で豊かな社会を築き上げるためには必要不可欠なものであり、雇用を含め経済波及効果が極めて大きい住宅投資を促進する税制措置を、今こそ促進すべきである。なお、高齢者層の個人金融資産を若年・中堅層に移転させることは、住宅投資や個人消費の拡大などの需要創出効果が期待できることから、資産の世代間移転の円滑化のための税制措置を図ることが併せて必要である。

- ①住宅ローン減税の拡充（省エネ住宅向け優遇措置、セカンドハウス含む）・延長
- ②住宅省エネ改修促進税制の拡充・延長
- ③住宅のバリアフリー改修促進税制の拡充・延長
- ④耐震改修促進税制の拡充・延長
- ⑤住宅取得・改修等に係る費用を現金で支出した場合の税額控除制度の創設
- ⑥住宅等に係る相続時精算課税制度の非課税枠（現行3,500万円）の時限的拡充
- ⑦相続時精算課税制度の非課税枠（現行2,500万円）、年齢要件（65歳以上）の時限的拡充
- ⑧贈与税の基礎控除額（現行年間110万円）の時限的引上げ

3. 証券市場の活性化のための税制措置

わが国の個人金融資産に占める株式等の保有割合は未だ10%程度であり、欧米を大きく下回っている。わが国経済を浮揚させるためには、証券市場の活性化が不可欠であり、「貯蓄から投資」への流れの促進により、1,500兆円に及ぶ個人金融資産の活用が重要である。

- ①高齢者や小口投資家を対象にした「証券マル優制度」（仮称）の創設
- ②確定拠出年金制度における掛金の本人拠出（マッチング拠出）の容認、拠出限度額の一段の引き上げ、中途引き出し要件の一層の緩和等

Ⅱ. 重点要望項目

1. 企業の競争力・成長力の強化

（1）事業承継税制の確実な制度化

事業承継税制の抜本見直しについては、平成20年度税制改正大綱において、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の制定（本年5月成立。本年10月1日施行）を踏まえた上で、平成21年度税制改正時に「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」が創設されることが決定された。本制度が中小企業経営者にとって使いやすい制度となり、本年10月1日から確実に制度化された。

併せて、株式の生前贈与を促進するための税制措置や株式の信託を活用した事業承継に係る環境整備、取引相場のない株式の評価方法の見直しを図られたい。（詳細は別紙「平成21年度事業承継円滑化のための税制改正に関する要望」[19頁]を参照）

(2) 相続税

今秋の税制改正論議において、課税方式を含む相続税の総合的な見直しが検討されることになっているが、今回の見直しは、あくまでも課税上の問題点を是正することを主眼とすべきであり、実務上の混乱を避ける観点からも大幅な制度変更は避けられたい。その際、地域経済と雇用を支える中小企業の事業活動の継続の観点から、中小企業の円滑な事業承継の妨げにならないようにすべきである。なお、わが国の相続税は、相対的に地価の高い大都市部に偏った負担構造となっており、制度変更の内容によってはその偏りを一層増大させかねないことに留意する必要がある。

(3) 中小企業等の経営基盤強化に向けた見直し

わが国の中小企業等は、少子高齢化の進展や経済のグローバル化による国際競争の激化、原油・原材料価格の高騰など、厳しい構造変化に直面しながらも、存続に向けて必死の経営努力を続け、雇用の維持や地域経済の安定化に大きな役割を果たしてきている。しかし、中小企業は経営資源に乏しく、交渉力が弱いため、仕入価格高騰分の転嫁が困難でかつ借入コストが高くなっており、中小企業はこれまで以上に厳しい状況に置かれている。

現在の景気後退を食い止め、早期に景気を回復軌道に乗せるためには、中小企業の経営力向上が必要であり、原油・原材料価格高に適応した体質強化に向けて、以下の点をはじめ、中小企業等の経営基盤強化に資する思い切った税制措置を講じるべきである。

① 中小企業の経営基盤強化に資する税制措置

法人税の中小企業の適用所得金額（現行800万円）の引き上げ等や、中小企業関係特例（人材投資促進税制、中小企業等基盤強化税制、中小企業投資促進税制、中小企業技術基盤強化税制、少額減価償却資産特例、交際費の損金算入特例、設立5年以内の中小企業者等に対する欠損金の1年間の繰戻還付措置等）の拡充・延長・恒久化など、中小企業の経営基盤強化のための税制措置を大胆に講じられたい。

② ベンチャー・新規創業支援のための税制措置の拡充

わが国経済の活力を将来にわたって維持・強化していくためには、ベンチャー・新規創業企業の存在が極めて不可欠である。平成20年度税制改正において、エンジェル税制が大幅に拡充されたところであるが、対象企業要件の緩和など、より一層拡充されたい。

さらに、創業後5年間に生じた欠損金の無期限の繰越控除の創設や、創業後初めて所得が発生した年度とその翌3年間の法人税の50%減免措置など、ベンチャー・新規創業企業のスタートアップを支援するための税制措置を講じられたい。

③ 欠損金制度の改善

課税上の期間損益の通算は、企業が中長期的な視点に立った経営を行う上で極めて重要である。欠損金の繰越期間については、平成16年度税制改正において7年に延長されたことは評価するものの、欧米先進国に比べて依然短く、また一部を除き欠損金の繰戻還付措置の適用が停止されている。グローバル競争がより一層激化する中、わが国企業が果敢にリスクのある事業に挑戦できる環境を整えるため、欠損金の繰越期間の延長や繰戻還付措置の適用停止の撤廃など、欠損金制度の見直しを早期に図るべきである。

④ 役員給与の損金算入制度の見直し

平成18年度税制改正で役員給与の損金算入制度が大幅改正され、原則、役員給与の損金算入を認

めず、法人税法34条（定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与）に規定する役員給与のみ、例外として損金算入を認めるという制度に改正された。そもそも、役員給与は職務執行の対価であり、原則、損金算入すべきものであるため、以下の点を含め、企業の役員給与の実態を踏まえた弾力的な制度となるよう見直すべきである。

- （ア） 法人税法 34 条で定める役員給与を支払う役員に、非常勤役員（監査役等）を加えること。
- （イ） 法人税法 34 条で認められている利益連動給与（第 3 号給与）について、経営者のインセンティブを向上し、企業の活力を高める観点から、一定の要件を満たした同族会社についても認めること。
- （ウ） 法人税法 34 条の規定で損金算入が認められる役員給与改定事由（法人税法施行令 69 条 1 項で定める役員給与改定事由）のうち、イ．通常改定については、事業年度開始から 3 カ月以内に限られており、3 カ月以降は「特別な事情」がない限り認めないものとされているが、年間を通じて好不況の変動が激しい中小企業の実態に鑑み、年度途中改定を広く認めること。
- （エ） 法人税法 34 条の規定で損金算入が認められる役員給与改定事由について、給与額を減額改定する場合はすべて認めること。特にハ．業績悪化事由の場合は、「著しい」悪化でなくとも、社員の給与を減額した場合や業績不振に陥った企業が再建計画に基づいて再建を行う場合、設備投資の増大等により資金繰りが悪化した場合などには、減額改定せざるを得ないのが実態である。そもそも「著しい悪化」状態に陥らないよう先手を打つのが企業経営であり、そのために自らの報酬を切り下げるのは経営者として当然の判断であることから、実態に即して見直すこと。なお、業績悪化改定事由の基準は早急に明確化すること。
- （オ） 「事前確定届出給与」の届出書の記載事項が多く、相当の労力を要する。例えば、非常勤の役員に対する年俸等を支給する場合にも、他の役員全員分の 1 年間の給与をすべて記入しなければならないことになっているが、事務負担軽減のため、記載事項を簡素化すること。

⑤事業再生・再編を支援する税制措置

経営困難に陥っている中小企業が、過剰債務の圧縮や不採算部門からの撤退を図り、採算部門へ経営資源を集中することによって事業再生を進めることは、地域経済の活力維持や雇用確保の観点から重要である。このため、中小企業が一定の私的整理手続きに従って、抜本的な負債の処理を行い、事業再編（事業譲渡や会社分割等）を伴った事業再生を図る場合において、登録免許税や不動産取得税の軽減措置を講じられたい。

また、再生が必要な企業では地方公共団体および金融機関一行のみと取引しているケースも多く、企業再生税制の適用を受けられないことから、債務免除を行う者の対象範囲に地方公共団体を追加する等により、企業再生の加速化を図るべきである。

なお、企業における事業の再構築を支援するため、産業活力再生特別措置法に係る特例措置の延長・拡充・創設を行われたい。

さらに、地域の経済や雇用を支えている中小企業の事業再生の加速化のため、中小企業再生支援協議会等が認定する再建計画に基づき、経営者やその同族関係者が会社に土地等の私財を提供した場合、提供側・受領側ともに課税が発生しないような特例措置を創設すべきである。

⑥社会保険料負担の減免措置等

中小企業は、厳しい環境に置かれている中、必死に経営にあたり、雇用を維持しようと最大限の努力をしているところであるが、企業によっては社会保険料負担が重荷になっているのが実情であ

る。このため、わが国の中小企業や従業員の雇用を守るためにも、一定の中小企業における社会保険料負担の減免措置を検討されたい。

なお、政府は、社会保障関係費抑制の一環で、政府管掌健康保険への国庫負担を削減し、その削減分を民間企業による健康保険組合などに強制的に肩代わりさせる方針が示されたが、歳出削減の名を借りた実質的な増税であり到底許されるものではない。

(4) 省エネ・低炭素経営の促進

恒常的な資源高に対応した省エネ・低炭素経営を促進するためには、省エネルギー化の推進によって生産性の向上や経営基盤の強化を図ることが極めて重要である。また、地球温暖化対策を一層推進するためには、企業や市民が環境に配慮した取り組みを自主的・前向きに行うことが不可欠である。

①省エネ・低炭素経営の促進に対する支援

(ア) 省エネ・生産性向上のための設備等の導入等に係る税制措置の拡充

省エネルギー化や生産性向上に資する設備・施設の導入や研究開発を促進するため、「エネルギー需給構造改革投資促進税制」をはじめ、思い切った税制措置を講じられたい。また、資源生産性向上に向けた企業再編・企業間連携の促進のための税制支援を図られたい。

(イ) 省エネ住宅促進のための税制措置

省エネルギー住宅の取得・改修を促進するため、住宅ローン減税は省エネ住宅向けの優遇措置を講じるなど拡充した上で延長するとともに、「住宅省エネ改修促進税制」は対象住宅・控除額の大幅拡充を行った上で延長されたい。なお、現在、借入が対象要件となっているが、借入以外にも対象を拡充されたい。

(ウ) 省エネ型の家電製品やガス・石油機器、太陽光発電設備等の普及促進

家庭における省エネ型の家電製品や照明器具、ガス・石油機器等への買い替えや、太陽光発電機器の設置を促進するための税制措置を講じられたい。

(エ) 自動車グリーン化税制の推進

自動車の排出ガスのグリーン化および燃費改善を図るため、排出ガス性能や燃費性能に応じて自動車税を軽減する等の自動車グリーン化税制を一層進められたい。

②「環境」を名目にした新たな税負担増反対

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの総排出量に応じて課税する新たな税は、「環境と経済の両立」を阻害するものであり、「環境」を名目に、事業者・国民に対して新たな税負担増を求めることには反対である。

(5) 国際租税改革

現行の国際租税制度（全世界所得方式および外国税額控除制度）の下では、税制が一因となって、海外子会社の利益が過度に海外に留保される恐れがある。長期に亘って過度に海外に資金が留保されると、わが国の成長の源である研究開発や雇用の国外流出の懸念がある。

このため、わが国への海外子会社利益の還流を促進するため、多くの先進諸国と同様に、海外子会社からの配当について、恒久措置として、外国税額控除制度から国外所得免除方式（国外で生じた所得については海外での課税に委ねることとし、わが国では課税しない）に変更すべきである。

(6) 従業員に配慮した企業年金・退職金制度の充実強化

少子高齢化が進み、労働力人口が減少する中、企業においては、従業員の確保・維持に向けて、従業員の福利厚生の実がより一層求められており、従業員の老後生活の実と安定に資する企業年金・退職金制度を構築しやすい環境整備を図る必要がある。

①最適な企業年金制度を構築しやすい環境の整備

最適な企業年金制度を構築するため、確定拠出年金制度においては、掛金の本人拠出（マッチング拠出）の容認や拠出限度額の一段の引き上げ、中途引き出し要件の一層の緩和、年齢・加入期間による制約の緩和、個人型確定拠出年金の対象拡充などの支援措置を講じられたい。

なお、企業年金の運用資産に課税する特別法人税（積立金残高の 1.173%）については、掛金の拠出時および運用時は非課税、給付時は課税という年金税制の原則に立ち返り、凍結の期限（平成 23 年 3 月 31 日）を待つことなく直ちに撤廃すべきである。

②中小企業における退職給付引当金に対する損金算入制度の復活

退職給付引当金に対する損金算入制度は平成14年度に廃止されたが、労働力不足に悩まされている多くの中小企業においては、従業員の確保のため福利厚生の実が求められており、中小企業においては退職給付引当金に対する損金算入制度を復活されたい。

③特定退職金共済制度の早急な法的整備の実現

特定退職金共済制度は、所得税法施行令を根拠としているが、将来的に安定した制度とするためにも、受給権の保護等を担保する仕組みなどを盛り込んだ法的整備を早急に図り、適格退職年金からの非課税移換を実現されたい。

(7) 税と会計の関係

これまで、税と会計間の調整は、①基本的に分離させず、両者の取扱いの差異を小さくする（税会調整方式）、②中小企業・非上場企業を含め、課税所得の大きな変動や事務負担の増大を回避する（確定決算主義）、という方向で対応していたが、会計制度における国際的なコンバージェンス（共通化）のさらなる進展に伴い、今後、税制には馴染まない会計基準の見直しが行われ、税と会計の調整が困難となるケースも想定される。

しかしながら、元来、投資家をはじめ会計情報の利用者が限定的である中小企業・非上場企業においては、投資の意思決定に対する役立ちを重視する国際的なコンバージェンスに伴う会計基準を適用することは適切とはいえない。

そのため、税と会計の関係については、これまでの「確定決算主義」や「税会調整方式」を維持した上で、欧州諸国と同様に、会計基準を「連結」と「単体」に区分し、「連結」については国際的なコンバージェンスに対応していく一方で、「単体」についてはわが国のこれまでの商慣行等を踏まえつつ対応するよう検討されたい。

2. 地域経済の活性化

(1) 土地税制等の見直しと中心市街地等の魅力向上のための税制措置

わが国の地価動向を見ると、都市圏の一部で上昇傾向が見られるものの、全国的には依然として地価の下落が続いており、地域間の格差が広がっている。特に多くの地方都市においては、中心市街地

も含め未だ資産デフレから抜けられず、地域経済に大きな影響を与えている。資産デフレからの脱却を確実なものとし、中心市街地や地域経済を活性化するために、不動産の流動化・有効利用を促進するための税制措置が必要である。

①固定資産税の負担軽減等

(ア) 土地に係る固定資産税

土地の実勢価格は一部の地域を除き下落が続いているにもかかわらず、商業地等における固定資産税の負担は依然として高水準で推移し、評価基準となる公示価格と実勢価格との乖離が続いている。負担水準の高い商業地等について、条例により一律に税額を減額できる制度が創設されたが、実際に条例を制定した地方自治体はわずか数カ所に止まり、期待されたほど実効はあがっていない。また、固定資産税評価は、登録免許税や不動産取得税などの課税標準に援用される重要な評価であるが、その評価のプロセスが不透明であり情報開示が求められている。

平成21年度に固定資産税の評価替えを迎えるにあたり、地域企業の競争力強化、地域経済の活力増進の観点から、商業地等に係る固定資産税の評価方法の改善・情報開示や税率引き下げ、負担水準の上限（現行70%）の引き下げ等により、固定資産税が過度な負担にならないよう適切な措置を講じられたい。少なくとも、現行の商業地等に係る条例減額制度は、その適用期限を延長すべきである。いずれの場合でも、中小企業に対してはさらなる負担軽減措置を講じる必要がある。

(イ) 家屋に係る固定資産税

家屋に係る固定資産税の評価額について、現行では、再建築価格方式によって算出されているが、その算出方法は極めて複雑でありまた建築後の年数が経過しても一向に評価額が下がらない建物がある等、評価額が実態とかけ離れているとの指摘がある。

このため、評価の適正化の観点から、取得価額や収益力等を基準としたり、国税同様に減価償却を認めるなど、評価方法の抜本的な見直しを行うべきである。

(ウ) 償却資産に係る固定資産税

償却資産に係る固定資産税について、国際的にも例外的な制度であり、わが国産業の国際競争力を削ぐことから、即刻、廃止すべきである。

少なくとも、①免税点（現行150万円）を引き上げる、②30万円未満の少額減価償却資産を対象外とする、③備忘価格を残して全額償却とする、等の措置を講じられたい。

②不動産の流動化促進に資する税制措置の実現

土地の取得コストを軽減し、土地の有効利用を通じて新しい産業構造への転換および地域経済の再生を図るため、以下の税制措置を講じるべきである。

(ア) 特定の事業用資産の買換え等の特例措置（平成20年末で期限切れ）について、課税繰延率（現行80%）を100%に時限的に拡充の上、適用期限を延長すること。

(イ) 登録免許税は金額等を課税標準としているが、「登記事務」に要する費用と比較して過重であるため、課税標準の多寡にかかわらず手数料程度（例えば、一律、数千円程度）へ引き下げることを。

(ウ) 上記(イ)の要望が実現するまでの間、最低限、住宅に係る登録免許税の軽減税率（所有権の保存登記0.15%（本則0.4%）、移転登記0.3%（本則2%）、抵当権の設定登記0.1%（本則0.4%））を延長すること。

(エ) 不動産取得税を廃止すること。

(オ) 上記(エ)の要望が実現するまでの間、最低限、土地および住宅用建物に係る不動産取得税の軽減税率3%（本則4%）および土地の課税標準額の半減措置を延長すること。

③中心市街地等の魅力向上のための税制措置

人口減少社会の到来等に対応し、都市の既存ストックを活かしたまちづくりを進めるため、地域経済に影響の大きい衰退した駅前商業施設や虫食い状に発生した空地等について、取得のうえ再整備・集約等を行う都市環境改善事業（仮称）に係る特例措置の創設を図りたい。

さらに、都市や街の魅力を高め、自立した活力ある地域づくりを図るため、都市再生促進税制およびまち再生促進税制を拡充・延長されたい。

（２）住宅税制の拡充

良質な住宅・住環境は、安全・安心で豊かな社会を築き上げるためには必要不可欠なものである。わが国には中古住宅が多数存在しているが、大規模地震への対策、高齢化への対応、地球温暖化対策等の観点からも、その改修・建替えの促進は喫緊の課題である。

また、住宅建設は経済波及効果が大きいため、地域経済の成長・発展に大きな期待が寄せられており、景気が後退する中、GDPの6割を占める個人消費の拡大に向けて、新需要を生み出す観点からも住宅の建設は重要な課題である。

このため、住宅税制が果たす役割の重要性を踏まえ、以下の税制措置を講じるべきである。

- ①住宅ローン減税の拡充（省エネ住宅向け優遇措置、セカンドハウス含む）・延長
- ②住宅省エネ改修促進税制の拡充・延長
- ③住宅のバリアフリー改修促進税制の拡充・延長
- ④耐震改修促進税制の拡充・延長
- ⑤住宅取得・改修等に係る費用を現金で支出した場合の税額控除制度の創設
- ⑥居住用財産の譲渡損失の損益通算および繰越控除における要件の緩和
- ⑦住宅ローン利子所得控除制度の創設

（３）事業所税の廃止

事業所税は、人口の多い都市部にのみ課税され、自治体間の公平性の観点から問題であるとともに、対象都市部への新規開業や事業所の立地を阻害している。事業所床面積を課税標準とする資産割部分は固定資産税・都市計画税との二重課税という問題を抱えているほか、従業員数を課税標準とする従業員割は企業の成長を通じて従業員数を拡大しようという意欲を削ぐ一要因となっている。加えて、市町村合併により、新しい自治体の人口が基準（30万人）を超える場合には、新たに事業所税の課税が可能となる。平成17年4月に施行された合併新法（市町村の合併の特例等に関する法律）では、旧合併特例法と同様、5年間の課税猶予措置等を講じているものの、その期間が過ぎれば課税されることとなるため、市町村合併を阻害する一因にもなっている。

このため、事業所税については、早急に廃止すべきである。特に負担感が大きい中小企業については、直ちに廃止すべきである。

(４) 地域産業の振興に資する税制措置

地域経済は依然として厳しい状況が続いている中、地域の自立的かつ持続的な発展に向けて、中小企業における地域の特産品開発や農商工連携、さらに、企業立地等を促進するため、以下の措置を拡充・延長すべきである。

- ①中小企業地域資源活用促進法に基づく税制措置
- ②農商工等連携促進法に基づく税制措置
- ③企業立地促進法に基づく税制措置

(５) 地域間格差是正や国際競争力強化のための地方幹線道路等の早期整備

道路は地域間格差の是正や地域活性化そして国全体の成長力強化のために必要不可欠な社会インフラであり、国際競争力を強化させる上でも極めて重要である。道路特定財源制度が平成21年度から一般財源化されるとしても、無駄を排し最小限のコストで整備する等の改善を行い、必要と判断される地方幹線道路や整備が極めて遅れている地域の道路は、十分な道路整備予算を確保した上で、着実かつ早急に整備すべきである。

また、国際競争力強化の観点から、主要な空港・港湾を結ぶ幹線道路等についても併せて整備されたい。

新たな整備計画にあたっては、最新の需要予測に基づき策定するとともに、費用対便益だけでなく、幹線道路とそのネットワークが持つ波及効果を重要視すべきである。

(６) 商店街活性化や街づくりに貢献する組織・団体への税制措置

改正まちづくり三法を活用して、コンパクトでにぎわいのある地域づくりに向けて新たな活動が活発化してきており、商工会議所をはじめ街づくり会社、地域商業活性化事業の企画・運営会社、非営利団体（NPO）等が、商店街活性化や街づくりに取り組んできている。こうした取り組みへの支援を強化するため、商店街のマネジメントを継続的に実施する機関等の取り組みに対する支援をはじめ、地域商業を活性化するための税制措置を講ずべきである。

(７) 国と地方のあり方と税制

国・地方ともに厳しい財政状況に置かれている中、地方が主役となる真の地方分権体制を構築する観点から、国および地方が徹底した業務の見直しや歳出削減を行った上で、国から地方へ、官から民への流れを加速させ、個性ある地方の構築に向けた地方の「自主・自立」を確保できる改革が必要である。

①国庫補助負担金改革と税源移譲

国と地方の役割分担を明確化し、国が一定水準の確保に責任を持つべきものは国に残しつつ、地方が担うべき行政サービスについては、地方の行財政改革の徹底を条件に、国庫補助負担金を廃止し、相応の税財源および権限を思い切って地方に移譲すべきである。税源移譲の際には、現行の国と地方の業務比率が「４：６」であるのに対し、税収比率は「６：４」であることから、税収中立を前提として、国税の一定割合を地方税に切り替え、最終的には、財政調整機能に特化した新しい交付税と併せて税源配分も業務配分と同等の比率を確保すべきである。

②法人への安易な超過課税・独自課税導入への反対

地方自治体においては、歳入確保のため、標準税率を超えた税率を設定したり、森林環境税などの独自課税を導入したりするところもあるが、その内容を見ると、法人への課税が多く、「取りやすいところから取る」といった姿勢が否めない。

新たな税負担を求める場合には、まず行政において、人件費を含めた徹底的な歳出を削減することが大前提であり、自治体の財政状況や独自税制の政策目的を住民等に対し十分説明することが、自治体の当然の責務である。

ましてや、十分な説明もなく安易に法人にのみ課税するようなことは到底許されない。

3. 経済社会の変化への対応

(1) 大規模地震対策の促進

近年、わが国において、大規模な地震が頻発しており、日頃の地震対策が大変、重要であることを再認識する必要がある。

現在、耐震改修促進法の認定計画に基づく特定建築物（多数の者が利用する3階かつ1,000平米以上等の建築物）の耐震改修を行った場合には、その工事に伴って取得等をする建物部分について、10%の特別償却ができる措置が講じられているが、特定建築物以外については対象外となっている。

については、耐震改修のより一層の促進や景気浮揚の観点から、特定建築物について、特別償却率（現行10%）を時限的に拡充（100%等）するとともに、特定建築物以外の事務所や工場等の建築物について、特別償却の対象としつつ特別償却率を時限的に100%等とするなど、思い切った措置を講じるべきである。

(2) 個人所得課税

税制は、そのあり様により、個人の生き方や働き方から経済社会にまで大きな影響を及ぼすものであり、経済社会の構造変化や経済情勢に十分配慮して、制度の見直しを行うことが必要である。平成17年6月に政府税制調査会から公表された「個人所得課税に関する論点整理」は、全体に税収確保の観点が色濃く出ており、増税を意図したものと感じられる。

もとより国および地方が自ら徹底した行政経費削減を行うことが必要不可欠であり、これら行政側の取り組みの成果が明らかになっていない段階で、安易に国民に追加負担を求めるようでは、到底国民の理解は得られない。

また、定率減税の廃止や社会保険料の引き上げ等の制度改定に伴う国民の負担増が続く中で、個人所得課税の増税論議は国民に心理的にマイナスの影響を与え、諸物価高騰等により伸び悩んでいる個人消費を冷え込ませ、景気後退に追い打ちを与えかねない。このため、当分の間、諸控除の縮減など、個人消費に水を差すような政策はとるべきではない。

むしろ、景気後退局面に入ったわが国経済を浮揚させるために、GDPの6割を占める個人消費を拡大させるような税制措置を行うべきである。

(3) 少子化対策・子育て支援のための税制の拡充

少子化問題はわが国の将来を決する重要な問題である。第2次ベビーブーマー世代が30歳代半ばにさしかかるここ数年は特に重要な時期であり、少子化対策の早急かつ実効性のある施策を確立し、集

中的に講じる必要がある。少子化対策のための財政支出は、将来の経済社会の維持・発展を支える基盤をつくる先行投資と認識し、最優先で財源を投入すべきである。

このため、子供を持つ個人の経済的負担の軽減の観点から、児童手当や奨学金制度の充実に加え、税制面においても、児童税額控除や給付付き税額控除、ベビーシッター代など子育てに必要な費用の所得控除の創設などを行われたい。

併せて、事業所内託児施設関連資産に係る割増償却制度の拡充・延長や従業員を対象とする育児支援サービスの提供に要する経費に係る法人税等の税額控除制度の創設、奨学金制度の充実に資する企業の設立する育英基金への税制上の支援等を図られたい。

(4)「証券マル優制度」(仮称)の創設および金融所得課税の一元化の推進

わが国の個人金融資産に占める株式等の保有割合は、未だ10%程度であり、欧米を大きく下回っている。わが国経済を浮揚させるためには、証券市場の活性化が不可欠であり、1,500兆円に及ぶ個人金融資産の活用が重要である。

このため、「貯蓄から投資」への流れを促進させるとともに、事業会社への投資資金の供給が拡大されるよう、高齢者や小口投資家を対象とした「証券マル優制度」(仮称)を創設されたい。

また、金融所得に関する課税方式を均衡化し、株式譲渡損益、配当等について損益通算を広く可能とする「金融所得課税の一元化」をより一層、推進されたい。なお、その際、中小・ベンチャー企業などへの資金供給を容易にする観点から、損益通算の対象に非上場株式を含められたい。

(5)日本貿易保険の特殊会社化に伴う税制措置

貿易保険は、企業の輸出代金や投資が、戦争や国連制裁などによる送金禁止などで回収不能となるようなカントリーリスクをカバーしており、日本の企業の輸出や投資には不可欠である。わが国では当初、政府が直接業務を行っていたものの、平成14年より独立行政法人日本貿易保険がその業務を担っている。プラント、船舶・車両、機械などの大型の輸出案件のほとんどが貿易保険を活用しているのに加え、年間で2万件、約6千億円もの中小企業の輸出にも活用されている。

「独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月閣議決定)」において、独立行政法人日本貿易保険については、「経営の自由度と効率性を高めるため、全額政府出資の特殊会社に移行する」ことが決定されたが、その特殊会社は、営利事業ではなく貿易保険という国の事業を行うこととなるため、法人税等は非課税とするなど所要の税制措置を講じられたい。

(6)公平・公正・効率的な納税環境等の整備

①簡素な税制による必要最小限の納税事務負担

申告納税方式を採用しているわが国では、納税者は納税のため多大な事務負担が課せられている。また、近年、税制は簡素であるという基本原則から離れ、複雑化しており、例えば、特殊支配同族会社の役員給与損金不算入制度の所得計算や減価償却制度の減価償却費の計算、研究開発促進税制の増加試験研究費の計算など、納税者にとって非常に複雑かつ煩雑な事務が増えており、納税者の生産性の向上が阻害されている。政府・地方自治体は、納税者の事務負担も徴税費用としてしっかり認識すべきである。

このため、税制改正にあたっては、納税者にとって分かりやすい簡素な税制にするとともに、納税

者に過度な事務負担を強いることは厳に避けなければならない。

②国税・地方税・社会保険料の徴収一元化

国税・地方税・社会保険料の徴収は、国税庁、地方自治体、社会保険庁、労働局など個別の徴収機関によって縦割りで行われているが、課税ベースの多くが重複しているわが国の状況を鑑みると、一体的徴収を進めている欧米諸国と比べて、納税者側・徴収側双方に余計なコストがかかっている。少子高齢化の進展に伴う労働力不足が懸念されるわが国において、経済成長の実現に向けて、中小企業とりわけ小規模企業の生産性向上が強く求められており、企業の発展に資する前向きな活動に労働力・コストを振り向けることができるような環境整備を図るため、納税事務負担を軽減させる必要がある。

このため、まずは国と地方において課税ベースが重複している税目（個人所得税・個人住民税・事業税・社会保険料、法人税・地方法人二税）等の徴収機関を統一するなど、現在、国税と地方税、税と社会保険料に分かれている徴収体制の一元化を進めるべきである。

③納税者番号制度の導入の検討

経済活動のボーダーレス化、金融資本取引の多様化、電子商取引の拡大や電子申告・納税制度の導入などIT化の進展の中で、適正かつ公正、効率的な課税を実現するため、納税者番号制度の導入を検討する時期にきていると考える。

ただし、検討する際は、事業所得など個々の取引の把握に関する限界も念頭に置きつつ、導入する場合のコスト・ベネフィットを十分勘案し、個人のプライバシーが漏れることがないよう情報漏えい防止に万全を図るとともに、目的外利用の範囲の明確化や罰則の設置、目的外利用を監視する第三者機関の創設など、納税者の不安を払拭できる十分な措置を講じるべきである。なお、税と社会保険料の徴収一元化の観点からの検討も視野に入れるべきである。

④国・地方自治体における企業会計並みの情報開示の徹底

財政再建はわが国にとって重要な政策課題の一つではあるが、まずは、国・地方自治体は、負債ばかり強調せず、資産も含め、一般会計・特別会計双方とも、企業会計並みの情報開示を迅速に実施すべきである。その際、企業と同様、監査法人等による会計監査を受けるのは当然のことである。

その上で、行財政のスリム化を図り、効果的・効率的な行政運営を展開し、より質の高い国民・住民サービスの提供を行うべきである。

⑤利子税・延滞税の軽減

現行の利子税は、①所得税・法人税については年7.3%と特例基準割合（現行4.7%）のいずれか低い割合、②相続税・贈与税については原則、年6.6%と特例割合（現行4.2%）のいずれか低い割合、で計算している。

一方、現行の延滞税は、（A）納期限の翌日から2カ月を経過する日までは年7.3%または特例基準割合（現行4.7%）のいずれか低い方、（B）2カ月経過以後は年14.6%で計算している。

しかし、いずれの割合も、昨今の金利情勢に照らしてあまりにも高率であり、資金繰りの厳しい中小企業に過酷な負担を強いている。利子税は延納期間の約定利息の性質を有し、延滞税は遅延利息に相当するものであるため、市中金利との格差を踏まえ、利子税・延滞税の利率を軽減すべきである。また、延滞税の軽減割合の適用期間（現行2カ月）は拡大されたい。

予定納税に関して、予定納税時期の納税が遅れた場合にも延滞税が課せられているが、予定納税は前払い的な性格を有するものであるため、予定納税時期の納税が遅れた場合の延滞税の課税を廃

止すべきである。

(7) 活動実態を踏まえた非営利法人課税の実施

中小企業・小規模事業者の振興や地域の再生・活性化に取り組んでいる商工会議所など特別法に基づいて設立された特に公益性の高い非営利法人については、その公益的な活動を促進するために、現行の課税制度を維持した上で、むしろ、特定公益増進法人等以上の寄附金優遇を認めるなど寄附金制度を拡充すべきである。

Ⅲ. 要望項目

1. 所得税関係

- (1) 企業の株式発行・譲渡による資本調達力を強化するため、個人段階における配当二重課税を是正すること。
- (2) 個人が負担する介護に要する費用について、現在、医療費控除の対象外となっている介護費用も含め、介護費用に係る所得控除制度を創設すること。
- (3) 将来の介護資金の確保に備え、介護保険への加入を促す観点から、現行の生命保険料控除と区別して、介護保険料を創設すること。
- (4) 給与所得者が職業能力の開発・向上に資する自己啓発を行った場合の費用を特定支出控除の対象とすること。
- (5) 個人事業主の事業承継や事業主報酬に係る勤労性に配慮した所要の税制措置の実現を図ること。

2. 法人税関係

- (1) 特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限措置については、平成 19 年度税制改正の見直し後の適用状況等を踏まえ、廃止も含めてそのあり方を十分検討すること。
- (2) 中小企業等の貸倒引当金に関する特例措置について、適用期限を延長すること。
- (3) 事業協同組合等の留保所得の特別控除について、適用期限を延長すること。
- (4) 企業経営に係る費用的性格の高い支出である交際費については、全額損金算入するのが筋であり、特に中小企業においては早急に全額損金算入を認めること。
- (5) 中小企業における従業員の安定的な確保のため、職場環境の充実や能力向上に資する施設の設置・運営経費等に係る減税措置を創設すること。
- (6) 法人の青色申告承認申請書や棚卸資産の評価方法の変更承認申請書などの提出期限を、前事業年度に係る確定申告書の提出期限までとすること。
- (7) 外客旅行容易化法の宿泊拠点地区における国際観光ホテル整備法登録ホテル・旅館に係る特例措置（ウェルカム税制）について、延長すること。
- (8) 法人の土地譲渡益重課制度を廃止すること。

3. 所得税・法人税共通関係

- (1) 減価償却制度について、以下の措置を講じること。

- ①平成 19～20 年度で大幅な改正がなされたが、技術革新等に対応するため、さらに耐用年数の短縮化を図る。
- ②平成 10 年 4 月以降に取得した建物については、償却方法が定額法に限定されており、定率法も選択できるようにする。
- ③償却可能限度額の廃止に伴い、平成 19 年 3 月末以前に取得した減価償却資産について、償却可能限度額（取得価額の 95%）まで償却した場合、残存簿価 5 %分をその後 5 年間で均等償却できることになったが、企業の事務負担軽減の観点から、中小企業や小規模企業を中心に、一括償却できるよう見直しを行う。
- (2) 中小企業の成長力強化に資する費用（知的財産権の取得費用、経営コンサルティング費用、ISO取得費用、BCP作成費用等）の税額控除制度を創設すること。
- (3) 中小企業等が排出する機密書類を再生紙としてリサイクルする「エコマーカ事業」について、紙の焼却を行わないことによる二酸化炭素の排出削減と紙リサイクルの推進の観点から、本事業の利用促進に資する税制措置を講じること。
- (4) 都市の緑の創出に資する緑化施設に係る特別償却制度の創設及び固定資産税の課税標準の特例措置について、適用期限を延長すること。
- (5) 同族会社等の行為計算否認規定における「税の負担を不当に減少させる結果」の意義を、法令で明確に規定すること。
- (6) 一般公害防止用設備投資について特別償却制度の特例措置について、適用期限を延長すること。
- (7) 固定資産の減損会計の適用による減損損失について、損金算入を認めること。
- (8) 経営革新計画の承認を受けた中小企業者等に対する特例措置について、適用期限を延長すること。
- (9) 「民間が担う公共」への資金面での支援を促す観点から、寄附金控除限度額の大幅な引き上げや適用下限額の撤廃など、寄附金税制のさらなる充実を図ること。

4. 消費税関係

- (1) リース取引を賃貸借処理している場合には、消費税の仕入税額控除は、初年度一括控除とリース期間中分割控除との選択性とする。
- (2) 請求書等の内容を補う記載がある帳簿は、消費税の仕入税額控除を適用できる帳簿とみなすこと。
- (3) 滞納防止の観点から、前事業年度の消費税額が 60 万円以下の事業者でも、自ら希望する場合は中間申告ができ、その回数も任意に選択できるよう制度を改めること。
- (4) 納税者の利便性を図る観点から、消費税においても 1 カ月間の申告期限の延長制度を創設すること。
- (5) 消費税と以下の税との二重課税を解消すること。
 - ①石油に課せられる税（揮発油税、地方道路税、石油ガス税、石油石炭税など）
 - ②自動車に課せられる税（自動車取得税）
 - ③嗜好品に課せられる税（酒税、たばこ税、たばこ特別税）
 - ④その他の税（印紙税、ゴルフ場利用税、建物に係る不動産取得税、入湯税、法人事業税の外形標準課税）

5. 地方税関係

- (1) 法人住民税均等割額の損金算入を認めること。
- (2) 法人事業税への外形標準課税を撤廃すること。ましてや将来、外形標準課税の対象範囲が拡大されることは、絶対にあってはならない。
- (3) 低公害車の燃料供給設備に係る固定資産税等の課税標準の特例について、所要の見直しを行った上で、延長すること。
- (4) 低公害車にかかる自動車取得税の特例について、所要の見直しを行った上で、延長すること。
- (5) 自動車 Nox・PM法にかかる自動車取得税の特例について、所要の見直しを行った上で、延長すること。
- (6) 都市の緑の創出に資する緑化施設に係る特別償却制度の創設及び固定資産税の課税標準の特例措置について、適用期限を延長すること。
- (7) スーパー中枢港湾の特定国際コンテナ埠頭において、港湾管理者の認定を受けた民間事業者(認定運業者)が国の無利子貸付制度の適用を受けて取得する荷さばき施設等に係る特例措置について、延長すること。
- (8) 法人住民税の均等割課税標準となる資本金等の額について、欠損填補による無償減資を行った法人に対し、資本金等の金額から無償減資等の額を控除する措置を講ずること。
- (9) 「森林環境・水源税」の導入は行わないこと。
- (10) 平成10年より課税が凍結されている地価税は、直ちに撤廃すべきである。

6. その他

- (1) 信用保証協会の抵当権設定登記等に伴う登録免許税の軽減措置を延長すること。
- (2) 印紙税を廃止すること。
- (3) 少なくとも、不動産売買契約書などの印紙税の軽減措置を延長すること。

7. 納税環境整備関係

- (1) 税制改正に関し、税制改正大綱の公表前に、税制改正内容を広く一般に公開し、納税者の意見を反映させる仕組みを導入すること。
- (2) 「事前照会に対する文書回答手続」について、税務当局の執行体制の強化を図りつつ、対象取引要件の緩和等所要の改善を図ること。
- (3) 更正の請求をすることができる期間を5年とすること。
- (4) 法人の青色申告承認申請書や棚卸資産の評価方法の変更承認申請書などの提出期限を、前事業年度に係る確定申告書の提出期限までとすること。
- (5) 納税事務負担に配慮して、個人事業者の確定申告手続については、平日夜間や休日にも税務署において受け付けること。
- (6) 苦情処理機関の中立性の確保・整備のため、以下の措置を講じること。
 - ① 審判官の中立性・公平性・法律専門性を確保するために、法曹有資格者を増加させ、関係省庁の人事ローテーションから切り離すなどして第三者性を高める。
 - ② 取り扱う事件の範囲を、国税に限定することなく地方税にも拡大する。
- (7) 国税・地方税等の徴収一元化が実現できるまでの間、納税事務負担の軽減、徴収事務の効率化、

税務職員の削減に向けて、順次、以下の取り組みを行うこと。

- ①国税・地方税の書類の様式や納付期限、納付窓口等を統一する。
- ②地方自治体毎に異なる書類の様式や手続、納付期限、納付窓口等を統一する。
- ③e-tax（国税）と eLTax（地方税）を統合し、恒常的な税額控除制度を創設する。
- ④上記③が実現するまでの間、以下の装置を講じる。
 - （ア） e-tax（国税）について、税額控除額（5,000 円）を拡充し、一度限りでない恒常的な制度とする。なお、操作を簡便化した使い勝手のよいソフトを開発されたい。
 - （イ） eLTax（地方税）について、導入自治体の一層の拡大や税額控除制度を創設する。
- ⑤コンビニエンスストア収納、クレジットカード決済、電子収納など支払方法の多様化を進める。
- ⑥法人による法人税や消費税の振替納税を導入する。
- ⑦中間申告および予定納税について、選択により申告できるようにする。

別 紙

平成21年度事業承継円滑化のための税制改正に関する要望

平成 20 年 9 月 17 日

日本商工会議所

中小企業の事業承継問題は、単に一企業の経営者の交代だけにとどまらず、雇用や従業員の生活、取引先や関連企業の事業・経営、さらには地域社会にも多大な影響を及ぼすものである。このため、中小企業およびその経営者が事業承継対策に過度に悩まされることなく、技術革新や新規分野へのチャレンジに専念し、ダイナミックに事業発展を遂げたり、後継者が承継した経営資源を活用して、思う存分、第二創業などに取り組むことができる環境整備が必要である。

商工会議所は昭和39年以来、事業承継税制の確立・拡充の実現に向けて粘り強く要望してきた。その結果、事業承継の円滑化に向けた累次の税制措置等が講じられてきたことに加え、平成20年度税制改正大綱において、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の制定（本年5月成立。本年10月1日施行）を踏まえた上で、平成21年度税制改正時に「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」が創設されるという「事業承継税制の抜本的拡充」が行われることとなった。全国の中小企業においては、本制度の創設・運用に大いに期待しているところである。

ついては、今後、本制度が中小企業経営者にとって使いやすい制度となり本年10月1日から確実に制度化されるなど、事業承継の円滑化に向けた支援策が拡充されるよう、下記事項の実現を強く要望する。

なお、今秋の税制改正論議において、課税方式を含む相続税の総合的な見直しが検討されることになっているが、今回の見直しは、あくまでも課税上の問題点を是正することを主眼とすべきであり、実務上の混乱を避ける観点からも大幅な制度変更は避けられたい。その際、地域経済と雇用を支える中小企業の事業活動の継続の観点から、中小企業の円滑な事業承継の妨げにならないようにすべきである。

1. 「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」の確実な制度化

(1) 猶予税額の免除要件

①猶予された相続税額が免除される場合の明確化

平成 20 年度税制改正大綱によると、5 年間の事業継続期間経過以降、後継者（事業承継相続人）が相続税の納税猶予の対象となった株式等を死亡の時まで保有し続けた場合等の一定の場合には、猶予税額が免除されることになっているが、その「一定の場合」に、①会社が倒産した場合、②次の後継者に納税猶予対象株式を生前贈与して事業の継続を図る場合、を含められたい。

②事業継続期間経過後に譲渡した株式の時価が猶予税額等を下回った場合の措置

平成 20 年度税制改正大綱によると、事業継続期間経過後において、納税猶予の対象となった株式等を譲渡等した場合には、その時点で納税猶予の対象となった株式の総数等に対する譲渡株式の総数等の割合に応じた猶予税額および相続税の法定申告期限からの利子税を納付することになっているが、株式の時価が猶予税額と利子税の合計額よりも下落している場合には、その時価を納付額の上限とするよう措置されたい。

(2) 「特定同族会社事業用宅地特例」と本制度の併用

被相続人が所有し会社の事業に供していた一定の土地（特定同族会社事業用宅地）が円滑に後継者に承継されることは、事業承継にとり極めて重要である。このため、特定同族会社事業用宅地特例（400 平米までの事業用宅地について相続税の課税価格を 80%減額）と本制度の併用を、是非とも認められたい。

(3) 本制度の適用対象外となる資産管理会社等の要件

経営承継円滑化法省令（本年 9 月公布）において、資産管理会社等が定められたが、今後、税法において、本制度の適用対象外となる資産管理会社等が同省令において定められた内容にさらに要件が付加される場合には、持株会社あるいは不動産管理会社であるからといって一律に資産管理会社等に該当すると整理しないなど、中小企業の経営実態に即して定められたい。

(4) 事業継続期間経過後の組織再編を阻害しない措置

経営承継円滑化法省令において、事業継続期間内において、納税猶予制度を選択した企業が組織再編を行う際に、一定要件を満たす場合には、納税猶予の対象となった株式等を保有し続けているものとみなすことになっているが、事業継続期間経過以降においては、事業承継相続人が組織再編に係る相手方の会社の株式以外の対価を受け取っていない場合には、納税猶予の対象となった株式等を保有し続けているものとみなすなど、本制度が当該企業の自由な組織再編を阻害することがないように配慮されたい。

(5) 利子税の十分な軽減

平成 20 年度税制改正大綱によると、①事業継続期間内に経営承継円滑化法に基づき経済産業大臣の認定が取り消された場合等には、猶予税額の全部および利子税を、また、②同期間経過後において納

税猶予の対象となった株式等を譲渡等した場合には、その時点で納税猶予の対象となった株式の総数等に対する譲渡株式の総数等の割合に応じた猶予税額および利子税を、それぞれ納付することになっているが、利子税の負担を危惧するあまり後継者が納税猶予制度の活用を躊躇することがないよう、利子税については十分な軽減措置を講じられたい。

(6) 雇用要件が未達となった場合の猶予期間の設定等

雇用の8割維持について、雇用人数に欠員を生じた場合、その時点の雇用情勢や景気情勢によっては迅速な人員補充が難しいことも考えられる。8割を下回った場合、即座に要件未達と判断することなく一定の猶予期間を設けるなどの措置を検討されたい。また会社分割等の組織再編があった場合、一社だけでなく全体の雇用数で判断するよう検討されたい。

2. 株式の生前贈与を促進するための税制措置

中小企業における計画的な事業承継の促進のため、「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」の適用対象に、相続時精算課税制度を利用して生前贈与した自社株式や今後生前贈与する自社株式を含めるなど、株式の生前贈与を促進するための税制措置を講じられたい。

3. 株式の信託を活用した事業承継に係る環境整備

中小企業の事業承継の一層の促進のため、事業承継手段の選択肢を増やす観点から、「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」の適用対象に、株式の信託を活用した場合を含めるなどの措置を講じられたい。

4. 取引相場のない株式の評価方法の見直し

取引相場のない株式は、中小企業が経営努力により企業価値を向上させればさせるほど評価額が高くなる一方で換金性がないことから、後継者の相続税負担が重くなり、事業者の意欲を阻害する要因となっている。

今般、創設が決定した「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」は、このような相続税負担を軽減する画期的な制度であるが、同制度の施行後といえども、親族間等で分散した株式の後継者による買い戻し、後継者以外に自社株式を相続する共同経営者の相続税負担など、過大な株式評価が支障となる場合がある。

このため、円滑な事業承継を可能とする観点から、引き続き、取引相場のない株式の評価方法の見直しを検討されたい。

以 上

<提出先>

政府、各省庁、政党等

<実現状況>

I. 景気回復に資する特別要望項目

1. 設備投資・研究開発・耐震化促進等のための税制措置

→「2. 平成 21 年度中小企業関係施策に関する要望 2. (2) 参照。

2. 住宅取得・消費拡大のための税制措置

・住宅ローン減税の延長・拡充等

住宅ローン減税制度について、借入金残高の原則 1 %を所得税から税額控除（所得税で控除しきれない残額は住民税から控除）。一般住宅については、最高 500 万円、長期優良住宅については最高 600 万円。平成 21 年から平成 25 年までに入居した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額および控除率は次のとおり。控除期間は 10 年間。

入居年	一般住宅			長期優良住宅		
	借入金限度額	控除率	最高控除額	借入金限度額	控除率	最高控除額
平成 21 年	5,000 万円	1.0%	500 万円	5,000 万円	1.2%	600 万円
平成 22 年	5,000 万円	1.0%	500 万円	5,000 万円	1.2%	600 万円
平成 23 年	4,000 万円	1.0%	400 万円	5,000 万円	1.2%	600 万円
平成 24 年	3,000 万円	1.0%	300 万円	4,000 万円	1.0%	400 万円
平成 25 年	2,000 万円	1.0%	200 万円	3,000 万円	1.0%	300 万円

・長期優良住宅の新築に係る投資型減税制度の創設

長期優良住宅普及促進法の施行日から 23 年末までに入居した場合、一般住宅よりも性能を強化した分、追加的にかかった費用（かかり増し費用。最大 1000 万円）の 10%をその年の所得税額から控除。控除しきれない分は翌年の所得税額から控除できる。

・住宅リフォームに係る投資型減税制度の創設

→「2. 平成 21 年度中小企業関係施策に関する要望Ⅷ. 1. (8) 参照。

3. 証券市場の活性化のための税制措置

・現行証券優遇税制の延長

→現行の上場株式等の配当所得および譲渡所得等に対する 10%軽減税率（本則 20%）を 3 年延長。

・少額投資優遇措置の創設

→10%軽減税率（上記）が廃止され、20%本則税率が実現する際（平成 24 年予定）、5 年間毎年 100 万円までの株式投資の譲渡益・配当を非課税とする。

・金融所得課税の一体化

※与党税制改正大綱に、「金融商品間の課税方式の均衡化や上場株式等の配当所得と譲渡所得等との間における損益通算の範囲の拡大を踏まえ、今後、税の中立性を勘案しつつ、その他の金融資産性所得も対象とした一体化について、引き続き検討を行う」ことが盛り込まれた。

Ⅱ. 重点要望項目

1. 企業の競争力・成長力の強化

(1) 事業承継税制の確実な制度化

別紙「平成 21 年度事業承継円滑化のための税制改正に関する要望」参照。

(2) 相続税

※与党税制改正大綱に、「相続税の課税方式の見直し（法定相続分課税方式→遺産取得課税方式）については、さらに議論を深める必要がある。相続税の基礎控除額・税率の見直しについては、さらに検討を進め、税制抜本改革の際に実現を図るものとする」ことが盛り込まれた。

(3) 中小企業等の経営基盤強化に向けた見直し

①中小企業の経営基盤強化に資する税制措置

- ・中小企業に対する軽減税率の 2 年間引き下げ

中小法人等（※）の年 800 万円以下の所得に対する法人税の軽減税率（22%）を 18% に引き下げ（2 年間）。※資本金 1 億円以下の法人、一般社団法人、協同組合等、公益法人等（商工会議所含む）

- ・人材投資促進税制・中小企業等基盤強化税制・中小企業新事業活動促進法に基づく措置の延長（2 年間）。

②ベンチャー・新規創業支援のための税制措置の拡充

実現せず。

③欠損金制度の改善

→ I. 1. 参照。

④役員給与の損金算入制度の見直し

→「2. 平成 21 年度中小企業関係施策に関する要望」V. 2. (3) 参照。

⑤事業再生・再編を支援する税制措置

→「2. 平成 21 年度中小企業関係施策に関する要望」IV. 2. (2) 参照。

⑥社会保険料負担の減免措置等

※「与党税制改正大綱」（平成 21 年 12 月 12 日）の「検討項目」において、「社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベースの拡大とともに、法人実効税率の引下げを検討する」とこととされた。

(4) 省エネ・低炭素経営の促進

①省エネ・低炭素経営の促進に対する支援

→「2. 平成 21 年度中小企業関係施策に関する要望」Ⅷ. 1. (4)、(7)、(8) 参照。

②「環境」を名目にした新たな税負担増反対

→「2. 平成 21 年度中小企業関係施策に関する要望」Ⅷ. 2 参照。

(5) 国際租税改革

- ・海外子会社配当益金不算入制度の創設

海外子会社からの受取配当の 95% が益金不算入される制度（恒久措置）を創設。

(6) 従業員に配慮した企業年金・退職金制度の充実強化

①最適な企業年金制度を構築しやすい環境の整備

→「2. 平成 21 年度中小企業関係施策に関する要望」VI. 5. (2) 参照。

②中小企業における退職給付引当金に対する損金算入制度の復活

実現せず。

③特定退職金共済制度の早急な法的整備の実現

実現せず。

(7) 税と会計の関係

金融庁の企業会計審議会・企画調整部会で議論が進められており、今年6月を目途に結論を出す予定。

2. 地域経済の活性化

(1) 土地税制等の見直しと中心市街地等の魅力向上のための税制措置

①固定資産税の負担軽減等

→「2. 平成21年度中小企業関係施策に関する要望」V. 3. 参照。

②不動産の流動化促進に資する税制措置の実現

- ・平成21～22年中に取得した土地等の長期譲渡所得の1,000万円特別控除制度の創設

個人・法人が、平成21～22年に取得した土地を譲渡した場合（所有期間5年超のものに限る）には、1,000万円を特別控除（所得控除）する。

- ・平成21～22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の創設

事業者が、平成21～22年に土地等を取得し、その後10年以内に他の土地等の譲渡をして譲渡益が発生した場合は、その譲渡益の8割（22年取得分については6割）を限度に、先行取得した土地の帳簿価額を圧縮記帳（課税の繰り延べ）できることとする。

- ・土地の売買等に係る登録免許税の軽減措置の据置き

土地の売買による所有権の移転登記および土地の所有権の信託の登記の登録免許税の軽減税率について、平成21年4月1日以後に引き上げるとされていた税率を2年間据え置き、平成23年4月1日から段階的に引き上げる。

	土地の売買による所有権の移転登記 (本則2.0%。軽減1.0%)	土地の所有権の信託の登記 (本則0.4%。軽減0.2%)
21年度～22年度	1.0%	0.2%
23年度	1.3%	0.25%
24年度	1.5%	0.3%
25年度	2.0% (本則)	0.4% (本則)

- ・事業用の長期保有土地等の買換え特例の延長

所有期間10年超の事業用土地・建物等を譲渡し、土地・建物・機械装置等を取得して事業の用に供した場合、その譲渡益の80%の圧縮記帳を認める特例を3年延長。

- ・住宅および土地の取得に係る不動産取得税の標準税率（4%）を3%とする特例の延長（3年間）。
- ・宅地の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の1/2とする特例の延長（3年間）

③中心市街地等の魅力向上のための税制措置

実現せず。

(2) 住宅税制の拡充

→I. 2. 参照。

(3) 事業所税の廃止

実現せず。

(4) 地域産業の振興に資する税制措置

- ・中小企業地域資源活用・農商工連携に係る特例の延長（２年間）
- ・企業立地促進に係る特例の拡充・延長

液晶用ガラス基盤、炭素繊維等を対象業種に追加した上で、２年延長。

（５）地域間格差是正や国際競争力強化のための地方幹線道路等の早期整備

- ・政府・与党による「経済危機対策」（平成 21 年 4 月 10 日）において、「国土ミッシングリンクの結合（三大都市圏環状道路整備、主要都市間の規格の高い道路等）」が盛り込まれた。
- ・国土交通省は平成 21 年 4 月 27 日、高速道路の建設計画などを審議する、国土開発幹線自動車道建設会議を開催、東京外かく環状道路の関越（練馬）－東名（世田谷）間 16km（事業費 1 兆 2820 億円）など 4 路線 71km を基本計画区間から整備計画対象区間に格上げすることを決めた。このほか、交通量が多く渋滞や事故が多発している暫定 2 車線区間である 6 路線 190km の 4 車線化も決定した。

（６）商店街活性化や街づくりに貢献する組織・団体への税制措置

- ・商店街の活性化に向けた税制支援の拡充

地域商店街活性化法（平成 21 年 7 月 8 日成立、同 15 日公布）の制定に伴い、土地等を譲渡した場合の 1,500 万円特別控除の適用対象に、同法の認定を受けた「商店街活性化事業計画」または「商店街活性化支援事業計画」に基づく事業の用に供するために土地等を譲渡した場合を追加。

（７）国と地方のあり方と税制

①国庫補助負担金改革と税源移譲

→「２．平成 21 年度中小企業関係施策に関する要望」Ⅴ．６．参照。

②法人への安易な超過課税・独自課税導入への反対

全国の自治体における法定外税は 44 都道府県、12 市町村（平成 21 年 4 月現在）。

３．経済社会の変化への対応

（１）大規模地震対策の促進

→Ⅰ．１．参照。

（２）個人所得課税

※与党税制改正大綱に、「各種控除や税率構造を見直す。最高税率や給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除の検討を含む歳出面もあわせた総合的取組みの中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討する。金融所得課税の一体化を更に推進する」ことが盛り込まれた。

（３）少子化対策・子育て支援のための税制の拡充

- ・事業所内託児施設等の割増償却制度を 2 年延長。
- ・また、与党税制改正大綱に、「税制面での少子化対策支援も重要課題であり、そのため、扶養控除のあり方を検討するとともに、少子化対策のための必要な財源の確保について、税制抜本改革の中で検討する」ことが盛り込まれた。

（４）「証券マル優制度」（仮称）の創設および金融所得課税の一元化の推進

→Ⅰ．（３）参照。

（５）日本貿易保険の特殊会社化に伴う税制措置

- ・独立行政法人日本貿易保険が特殊会社化されることに伴い、①印紙税の非課税法人に株式会社日本貿易保険を加える、②貿易保険に係る責任準備金の損金算入制度を創設するとともに、国庫納付金の損

金算入ができることとする等、所要の措置を講ずる。

(6) 公平・公正・効率的な納税環境等の整備

①簡素な税制による必要最小限の納税事務負担

実現せず。

②国税・地方税・社会保険料の徴収一元化

実現せず。

③納税者番号制度の導入の検討

→「2. 平成 21 年度中小企業関係施策に関する要望」V. 4. 参照。

④国・地方自治体における企業会計並みの情報開示の徹底

18 年 5 月に公表された、総務省・新地方公会計制度研究会「新地方公会計制度研究会報告書」は、地方自治体に対し、「貸借対照表」「行政コスト計算書」「資金収支計算書」「純資産変動計算書」の 4 つの表を整備するよう、また国に対しては、自治体への支援策を求めている。ただし、法的拘束力はなし。

⑤利子税・延滞税の軽減

実現せず。

(7) 活動実態を踏まえた非営利法人課税の実施

※「平成 21 年度与党税制改正大綱」（平成 20 年 12 月 12 日）の「検討事項」において、「寄附金税制のあり方を総合的に検討する」こととされた。

Ⅲ. 要望項目

1. 所得税関係

(1) 配当二重課税の是正

実現せず。

(2) 介護費用の所得控除制度の創設

※与党税制改正大綱の検討事項に、「要援護高齢者等の介護費用に係る税制上の措置については、介護保険の実施状況や介護保険制度改革に向けた検討状況を勘案しつつ、税制抜本改革における特別な人的控除の見直しとの関係等も踏まえ、具体的な検討を行う」ことが盛り込まれた。

(3) 介護保険料の創設

現行の「生命保険料控除」・「個人年金保険料控除」（それぞれの上限額は国税 5 万円、地方税 3 万 5 千円。控除合計額国税 10 万円、地方税 7 万円）を再編し、新たに介護医療保険料控除を設け、それぞれの上限が国税 4 万円、地方税 2 万 8 千円である「一般生命保険料控除」・「介護医療保険料控除」・「個人年金保険料控除」を設けることとされた。これに伴い、生命保険料控除等の合計額については、国税は 12 万円に拡充されるとともに、地方税は 7 万円とされた。

また、新たな制度については、平成 24 年 1 月から実施することとし、制度移行に伴う諸課題の検討・準備を進め、平成 22 年度改正により法制上の措置を行うこととされた。

(4) 給与所得者の職業能力の自己啓発費用の特定支出控除

実現せず。

(5) 個人事業主の事業主報酬に係る勤労性に配慮した所要の税制措置

実現せず。

2. 法人税関係

(1) 特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限措置

- ・与党税制改正大綱に、「適用状況を引き続き注視する」ことが盛り込まれた。

(2) 貸倒引当金の適用期限延長（2年間）

(3) 事業協同組合等の留保所得に関する特別控除の適用期限延長

- ・対象となる協同組合等につき次のとおり見直しを行ったうえ、その適用期限を2年延長。

創立10年以内の協同組合等に限定。ただし、その設立が各都道府県または全国につき一に限定されているものについては、引き続き適用を認める。漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合および森林組合連合会を除外。

(4) 交際費の損金算入特例

政府・与党による「経済危機対策」（平成21年4月10日）において、交際費等の損金不算入制度について、資本金1億円以下の法人（中小法人）の定額控除限度額が、400万円から600万円に引き上げられた。

(5) 職場環境の充実や能力向上に資する施設の設置・運営経費等に係る減税措置の創設

実現せず。

(6) 青色申告承認申請書や棚卸資産の評価方法の変更承認申請書などの提出期限延長

実現せず。

(7) 外客旅行容易化法の特例措置（ウェルカム税制）の延長

2年延長。

(8) 法人の土地譲渡益重課税制度の廃止

一般の土地譲渡益に対する追加課税の適用除外措置（優良住宅地等のための譲渡等に係る適用除外）の範囲から大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の認定および開発許可を受けて行われる複合的宅地開発事業の事業者に対する譲渡を除外したうえ、適用除外措置の期限を5年延長。

3. 所得税・法人税共通関係

(1) 減価償却制度の拡充等

実現せず。

(2) 中小企業の成長力強化に資する費用の税額控除制度創設

実現せず。

(3) エコマーカ事業の利用促進に資する税制措置

実現せず。

(4) 都市緑化施設に係る特別償却制度の創設および固定資産税の課税標準の特例措置

→都市緑地法に規定する緑化施設整備計画に基づき設置される一定の緑化施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長。

(5) 同族会社等の行為計算否認規定における「税の負担を不当に減少させる結果」の意義の明確化

実現せず。

(6) 一般公害防止用設備の特別償却制度の延長

公害防止用設備の特別償却制度について、指定物質回収設備の適用期限を2年、揮発性有機化合物排出抑制設備の適用期限を1年、それぞれ延長する。

(7) 固定資産の減損会計の適用による減損損失の損金算入措置

実現せず。

(8) 経営革新計画の承認を受けた中小企業者等に対する特例措置の適用期限延長

実現せず。

(9) 寄付金税制の充実化

→Ⅱ. 3. (7) 参照。

4. 消費税関係

(1) リース取引を賃貸借している場合の消費税の仕入税額控除の選択性

実現せず。

(2) 請求書等の内容を補う記載がある帳簿を消費税の仕入税額控除を適用できる帳簿とみなす

実現せず。

(3) 前事業年度の消費税額が 60 万円以下の事業者の中間申告および回数の選択

実現せず。

(4) 1 カ月の申告期限の延長制度の創設

実現せず。

(5) 消費税との二重課税の解消

※「平成 21 年度与党税制改正大綱」(平成 20 年 12 月 12 日)の「検討事項」において、「税制抜本改革時に、揮発油税、地方道路税および石油ガス税と消費税の併課に係る税負担調整の問題の解決を図る」こととされた。

5. 地方税関係

(1) 法人住民税均等割額の損金算入

実現せず。

(2) 法人事業税への外形標準課税の撤廃

実現せず。

(3) 低公害車の燃料供給設備に係る固定資産税等の課税標準の特例

(4) 低公害車に係る自動車取得税の特例

→「2. 平成 21 年度中小企業関係施策に関する要望」Ⅷ. 1. (7) 参照。

(5) 自動車 NO_x・PM 法にかかる自動車取得税の特例

自動車 NO_x・PM 法対策地域内における廃車代替に係る自動車取得税の特例措置を廃止。

(6) 都市緑化施設に係る特別償却制度の創設および固定資産税の課税標準の特例措置

→Ⅲ. 3. (4) 参照。

(7) スーパー中樞港湾の特定国際コンテナ埠頭における特例措置

スーパー中樞港湾の特定国際コンテナ埠頭において、アジアの主要港を凌ぐ低廉で高水準なサービスの提供を促進するため、港湾管理者の認定を受けた民間事業者(認定運営者)が国の無利子貸付制度の適用を受けて取得する荷さばき施設等に係る特例措置を 2 年延長。

(8) 欠損填補による無償減資を行った法人に対する資本金等の金額から無償減資等の額の控除措置

実現せず。

(9) 森林環境・水源税の非導入

実現せず。

6. その他

(1) 信用保証協会の抵当権設定登記等に伴う登録免許税の軽減措置の延長

2年延長。

(2) 印紙税の廃止

※与党税制改正大綱の検討事項に、「印紙税のあり方を総合的に検討する」ことが盛り込まれた。

(3) 不動産売買契約書などの印紙税の軽減措置の延長

2年延長。

7. 納税環境整備関係

(1) 税制改正内容を一般に公開し、納税者の意見を反映させる仕組みの導入

実現せず。

(2) 「事前照会に対する文書回答手続」について、税務当局の執行体制強化と対象取引要件の緩和等所要の改善

実現せず。

(3) 更正の請求をすることができる期間を5年とすること

実現せず。

(4) 法人の青色申告承認申請書や棚卸資産の評価方法の変更承認申請書などの提出期限を、前事業年度に係る確定申告書の提出期限までとすること。

実現せず。

(5) 納税事務負担に配慮して、個人事業者の確定申告手続については、平日夜間や休日にも税務署において受け付けること。

実現せず。

(6) 苦情処理機関の中立性の確保・整備のため、以下の措置を講じること。

実現せず。

(7) 国税・地方税等の徴収一元化が実現できるまでの間、納税事務負担の軽減、徴収事務の効率化、税務職員の削減に向けて取り組みを行うこと。

実現せず。

別 紙

平成21年度事業承継円滑化のための税制改正に関する要望

1. 「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」の確実な制度化

2. 株式の生前贈与を促進するための税制措置

3. 株式の信託を活用した事業承継に係る環境整備

→「2. 平成21年度中小企業関係施策に関する要望」V. 1. 参照。

4. 取引相場のない株式の評価方法の見直し

実現せず。

11. 観光庁に望む ～観光振興による地域の活性化を～

平成 20 年 10 月 1 日

日本商工会議所

政府は、観光振興を 21 世紀におけるわが国の重要な政策の柱として位置付け、観光立国推進基本法に基づく積極的な観光振興政策を推進している。これにより、国民の観光に対する意識が高まるとともに、「2010 年外国人観光客 1,000 万人」の目標が射程距離に入るなど、大きな成果をあげつつある。

また、政府の動きと並行して、全国 516 の商工会議所においても、まちづくりや地域活性化の観点から観光振興事業に取り組んでいるのをはじめ、全国的に観光振興に向けた動きが活発化・多様化している。

しかし、伸び悩む国内観光へのてこ入れ、国際競争力のある観光地づくりなど、早急な取り組みが必要な課題も多い。また、地域経済社会における閉塞感の打破のため、観光振興に対する期待も急速に高まっている。

今般、観光庁が創設されたことは画期的であり、わが国が真の「観光立国」に踏み出した象徴として歓迎するとともに、特に、地域における商工会議所などの観光振興への取り組みが一層活発化し、地域の活性化につながる契機となることが大いに期待される。こうした認識のもと、新たに発足した観光庁が、下記事項に早急に取り組み、一層の観光振興を実現するよう要望する。

記

1. 地域密着型の積極的な観光行政の推進を

- (1) 観光振興のプロモーターとして、関係省庁の政策等、各種取り組みを総合調整するとともに、内需拡大・地域活性化の観点に立って、地域密着型の積極的な観光行政を推進されたい。
- (2) 官民連携・協働の中核組織として、地方自治体や民間観光関係団体等に対するワンストップサービス（窓口の一元化）機能を発揮するとともに、観光に関する基礎データの整備と迅速な公開を行われたい。
- (3) 観光立国推進基本計画の達成状況を常に点検し、問題点があれば、適時、必要な改善を行い、目標の着実な達成を期されたい。そうした点検等のために、中央及び地域経済界と関係省庁による協議の場の設置を検討されたい。

2. 国際競争力のある観光地づくりのための環境整備を

- (1) 広域観光の重要性に留意した交通、宿泊、案内・情報提供等、ハード・ソフトの両面で、国際競争力の高い観光地づくりを一層推進されたい。特に、観光振興のための人材育成を進めるため、大学等との連携を強化されたい。
- (2) 誰もが安心して旅行できる環境づくりのため、「ユニバーサルツーリズム促進事業」を創設するとともに、産業観光、ヘルスツーリズム等の「ニューツーリズム創出・流通促進事業」等を推進されたい。

3. 「訪日観光客 2000 万人」実現のためのさらなる取り組みを

- (1) 東アジア諸国等を対象にしたインバウンド振興を一層推進するため、「ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクト」の拡充を図られたい。このため、地方における国際会議の開催・誘致等の推進、日本政府観光局（J N T O）の機能強化等を図られたい。
- (2) 「2010 年訪日観光客 1000 万人」の目標の確実な達成に全力をあげるとともに、次の目標として、「2020 年訪日観光客 2000 万人」実現のための中期戦略を打ち立てられたい。その際には、国民に対し、「訪日観光客 2000 万人」の持つ大きな影響力を明示する一方、案内標示の統一等を含めた受け入れのためのさらなるインフラ整備やおもてなし力の強化など、課題となる事項を洗い出すとともに、それらへの対応策に早急に着手されたい。

以 上

<提出先>

政府、各省庁、政党等

<実現状況>

「5. 平成 21 年度観光振興施策に関する要望」参照。

12. 「わが国の社会保障制度改革のあり方」～「持続可能な社会保障制度」の実現に向けて～提言

2008 年 10 月 2 日

日本商工会議所

I. 基本認識

わが国の社会保障制度については、年金、医療、介護の一体改革を通して、少子高齢化社会に対応した国民が信頼できる「持続可能な制度」を実現することが求められている。年金、医療、介護の制度改革にあたっての当所の基本認識は、「社会保険方式の自助と共助を基本とする」という考え方の堅持であり、自己負担と保険料負担で足りない部分を公的負担で補うということである。ただ、社会保障制度を支えるわが国経済は足許の景気停滞や中長期的にも潜在成長率の低下が予想され、公的負担の前提である安定的な財源確保が難しい状況にある。

当面は、増税の前に、政府は行財政改革の徹底により歳出削減を図り、2011 年度のプライマリーバランスの黒字化という目標を達成するよう努力すべきである。それまでは、社会保障制度の自然増分の縮減は既定路線通り着実に実行するとともに、効率化による医療・介護費総額の伸びの抑制を加速すべきである。それでも増大する社会保障費への公的負担を支える安定財源の検討にあたっては、広く手段を求めるとともに、景気が安定成長軌道に乗った段階で消費税を含む税体系の抜本的改革を行うことを、考えるべきであり、安易な増税には反対である。

また、年金の給付と負担のバランスや、医療、介護との公的負担の優先度などについて国民的議論を

通して、人口動態がほぼ正確に予想できる今後 30 年間の枠組みでの新たな社会保障制度の抜本的制度改革を行うことが肝要である。

1. 少子高齢化社会の進行

高齢化の進行により社会保障費用の増大が予想される一方、少子化の進行により、高齢者を支える現役世代人口（20 歳～64 歳）は減少していくことや社会保障制度を支えるわが国の潜在経済成長力や企業活力を低下させる可能性があることから、少子高齢化は、社会保障制度の安定性と持続性を脅かしている。このため、少子高齢化社会に対応した社会保障制度の再構築が求められている。また、長期的には、少子高齢化の進行に伴う人口ピラミッドの歪みを是正していくことが求められる。当面、思い切った少子化対策の拡充により出生率の向上を図り、人口減少に歯止めをかけることや外国人の受け入れ対策について早急に検討を行うことが必要である。

2. 現行の社会保障制度に対する国民の不信と不安の増大

上記の少子高齢化の進行に伴う公的年金制度における世代間の給付と負担の不公平感の拡大を背景に国民年金の未納率が拡大している他、最近における消えた年金記録問題や後期高齢者医療制度をはじめ、厚労行政の不手際などにより、国民の社会保障制度に対する不信と不安が増大している。それはもはや社会保障制度の維持が困難になるほど極めて危機的な状況にある。

3. 働き方や家族のあり方の構造変化への対応

現在の社会保障制度は、終身雇用や年功序列、男性が世帯主で専業主婦の妻と子どもを養うという雇用・家族形態を標準モデルとしてきた。しかし、雇用慣行や労働市場が激変する中で、働き方や家族のあり方も大きく変化している。それらに柔軟に対応できる社会保障制度を構築する必要がある。その場合でも、社会保障制度はあくまでも自助と共助（自己負担と保険）をベースとして、それで足りない部分を補う公助（公的負担）を組み合わせしていくべきと考える。

4. 公的負担の増大要請

少子高齢化の進行に伴う社会保障費の増大が見込まれているが、これを現役世代並びに企業が保険料の増大により支援していくことは既に限界に来ており、公的負担の依存度を極力抑制していくにしても、将来的には公的負担の増大により対応していくことが必要になっている。しかし、公的負担の依存度が高まる場合、社会保障制度を全体としてとらえ、国民の生命・健康に係る医療・介護に公的負担の優先度を与えることが必要である。他方、年金は、自助と共助の基本に則り極力対応すべきである。

5. 新たな財源の必要性和国民の理解について

抑制を行っても、医療・介護を中心に新たな公的負担が必要となってくるが、新たな財源（増税）が必要なことについては、国民の間に理解が徐々に広まってきている。しかしながら、増税の前に、政府は行財政改革の徹底により歳出削減を図り、社会保障制度については自然増分の削減を着実に実行することにより、2011 年度のプライマリーバランスの黒字化を増税に頼ることなく達成するよう努力することが必要である。その上で、将来の改革された社会保障給付のために必要最小限の財源について検討すべきである。

6. 新たな負担に対する中小企業の危機の払拭と景気への配慮

社会保障財源確保のための選択肢の一つとして消費税の引き上げも議論されているが、まずは当所の提言する改革を着実に実行すべきである。改革を実行し、社会保障給付費の伸びを抑制してもなおかつ高まる負担増への対応については、消費税を含む税体系の抜本的改革の議論において、検討すべきである。その中で、仮に将来、社会保障費の財源確保のために消費税の引き上げが不可避となった場合には、増税幅は最小限に止めるとともに、景気が十分に安定成長軌道に乗ってから行うべきである。その際、中小企業者、特に小規模事業者が直面する、価格転嫁の困難性、売上の減少や事務負担の増大といった諸懸念を払拭することが大前提となる。また、将来的に消費税率が一定水準を超える場合には、低所得者への給付や戻し税方式の導入等、逆進性の軽減策などについて十分な配慮が必要である。

Ⅱ. 改革の方向

1. 年金改革について

年金は、公助の仕組みである生活保護とは一線を画し、自助及び共助の仕組みである保険方式の基本的枠組みを維持すべきである。ただ、基礎年金は「国民のすこやかで安心できる生活を保障する」セーフティネットとしての性格から、公的責任での給付支援は必要であり、当面は、2004年の法改正で決まった基礎年金の国庫負担割合の2分の1引き上げを2009年度に完成することが重要である。今後の少子高齢化社会に対応できる「持続可能な国民皆年金」については、今後30年間を見据えた制度設計を講ずる必要がある、その場合、政府は給付と負担のバランスについての選択肢を提示するなど、国民的議論を通じた改革が必要となる。基礎年金改革のポイントは以下に示す通りである。

<ポイント>

1. 一定の保険料納付を義務付ける枠組み（社会保険方式）は維持
2. 無年金問題の解消
 - (ア) 給付の最低加入年数を現行25年から10年に短縮
 - (イ) 年金未納（未加入）期間は、受給資格者に2分の1を限度に年金を支給
3. 納税者番号（社会保障番号）制度の導入

(1) 枠組み

そもそも年金制度は、老後の生活に備えるため全ての国民が現役時代に保険料を拠出することが基本となるべきである。したがって、一人ひとりの自助と共助をベースとして足りない部分を公助で補うという仕組みは、将来にわたり維持していくべきであり、基礎年金についても一定の保険料納付を義務付ける枠組み（社会保険方式）は維持すべきである。基礎年金の全額税方式化についても検討を行ったが、①これを仮に消費税に頼るとすれば、最低でも3.5%相当の増税が必要（社会保障国民会議の試算）となるが、国際的にも比較的低率であること、広く大衆課税であることなどから、将来にわたり安易にこの税に頼ることになる、②これまで保険料を納付してきた人々との不公平感をどう是正するのか、③税方式化への移行に長期間を要するなどの理由から、今のわが国の経済情勢を鑑みると、現実的ではないとした。当面は、基礎年金の国庫負担2分の1を2009年度に完成することが重要である。

(2) 給付のあり方

① 今後の 30 年を見据えた制度設計

現役世代（20 歳～64 歳）と受給世代（65 歳以上）の年齢構成や、将来の現役世代（0 歳～19 歳）の人口動態がほぼ正確に把握でき、少子化対策の効果がある程度見える今後 30 年間を見据えて、負担と給付の再計算に基づく制度設計を考えるべきである。

＜将来推計人口（出生、死亡ともに中位推計。単位：千人、％）＞

	2008	2018	2028	2038
総人口	127,568	123,915	116,904	107,733
65 歳以上	28,211	35,380	36,438	38,087
20～64 歳	76,180	68,893	64,470	55,715
0～19 歳	23,177	19,642	15,996	13,932
65 歳以上比率	22.1%	28.6%	31.2%	35.4%
20～64 歳	59.7%	55.6%	55.1%	51.7%
0～19 歳	18.2%	15.9%	13.7%	12.9%

（出所） 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口平成 18 年 12 月」より作成

② 無年金問題の解消

（ア）給付の最低加入年数を現行 25 年から 10 年に短縮

給付の最低加入年数を現行の 25 年から 10 年に短縮し、無年金者の縮減を図るべきである。また、未納者には経済的余裕ができた時に後納することも認め、事後救済を行うことも必要である。

（イ）保険料の未納（未加入）期間については、受給資格者に 2 分の 1 を限度に支給

2004 年の法改正による 2 分の 1 国庫負担は、免除者について免除期間は満額の 2 分の 1 の年金を受け取れる設計となっていることを勘案し、年金未納（未加入）期間については、受給資格者に 2 分の 1 を限度に年金を支給すべきである。例えば、10 年加入・30 年未納（未加入）の場合の基礎年金額は $66,000 \text{ 円/月} \times \{10/40 + (30/40 \times 1/2)\} = 41,250 \text{ 円/月}$ となる。

③ 在職老齢年金の見直し

働きながら老齢厚生年金を受け取る高齢者の年金額を調整する「在職老齢年金」については、働く意欲のある人々の勤労意欲を減退させないように、総報酬月額に応じて年金額が削減される仕組みについて、減額幅を縮小するなど見直すべきである。特に、60 歳以上 65 歳未満の高齢者については、月額賃金が 48 万円を超えると超えた分だけ年金が停止し、労働意欲を削いでしまう。少なくとも、この部分は 65 歳以上の高齢者に対する現行制度と同じに、月額賃金が 48 万円を超えても賃金の増加 2 に対して年金額の停止を 1 の減額に止める仕組みに制度改定すべきである。

④ 年金受給開始年齢の引き上げ

厚生年金の定額部分の 60 歳から 65 歳への引き上げを決めた 1994 年から 13 年間で 65 歳時の平均余命が約 2 歳伸びていること（1994 年：男性＝16.67 年、女性＝20.97 年、2007 年：男性＝18.56 年、女性＝23.59 年）並びに諸外国との比較（アメリカ：2027 年までに 67 歳に引き上げ、ドイツ：2012 年から 2029 年までに 67 歳に引き上げ）から年金受給開始年齢の引上げを検討すべきであり、将来的に 65 歳→67 歳に引き上げることも止むを得ないと考ええる。その場合、民間企業の雇用延長制度もこれに合わせて、雇用年齢を引き上げるなど、高齢者の雇用促進策を講ずることも必要であるが、政府においても税制上の優遇措置など企業の負担軽減策を講じる必要がある。

⑤高所得者に対する基礎年金減額措置の導入

高所得者については、所得額に応じて基礎年金額を減額すべきである。例えば、一定年収を超えた場合には、年収に応じて徐々に基礎年金を減額していく措置を検討するべきである。

(3) 負担のあり方

①納税者番号（社会保障番号）制度の導入と保険料と税の徴収一元化

年金記録漏れの防止や年金記録管理の徹底、所得に応じてきめ細かな給付の対応を行うには、社会保険料と税を公正かつ効率的、確実に徴収し、適正に給付を行う必要があることから、納税者番号（社会保障番号）制度の早期導入を図るべきである。なお、公正・簡素な納付・納税体制を構築するため、保険料と税の徴収一元化を進める必要がある。

②年金積立金の取り崩し

年金積立金は2004年の法改正で100年後を見通した枠組みで取り崩し、給付に充てることが決まっているが、基礎年金部分の積立金60兆円については30年を見据えた枠組みで取り崩し給付に充てるべきである。また、年金積立金の運用利回りの一層の向上も必要である。

③保険料免除制度の拡充

低所得者等に対する保険料免除制度を拡充するべきである。例えば、所得基準（現行単身世帯57万円以下/年）の引上げなどである。

2. 医療・介護改革について

社会保障給付費のうち、医療・介護は、少子高齢化社会の到来で年金を上回る伸びが予想される。特に、医療は、国民の関心が高く、また、景気動向とは無関係に増大し「経済規模に見合った社会保障給付費に抑制する」という枠組みでは対処できない。このため、社会保障制度の一体改革の中で、年金よりも医療・介護に公的負担増大の優先度を与えることが必要である。一方で、医療・介護制度はIT化や競争原理の導入などによる効率化の余地が大きいことも指摘されており、例えば、レセプトの完全オンライン化などは前倒しして、早期実現が図られるべきである。また、介護においては、質の高い介護サービスが提供される環境整備が重要であり、介護報酬の引き上げや民間事業者の参入促進、介護人材の資質向上などが図られるべきである。医療・介護改革のポイントは以下の通りである。

<ポイント>

1. 効率化等による給付総額の抑制
2. 社会保障番号制度の導入

(1) 医療・介護保険の効率化等による給付総額の抑制

出来高払いから包括払いへの移行、混合診療など公的医療保険の守備範囲の見直し、後発医薬品の使用促進、保険者機能の強化、医療情報の保険者に対する開示や情報・サービスのIT化など競争促進による効率化により医療給付費の伸びを抑制する。また、介護システムの改革（医療保険との適切な機能分担による介護保険の効率化と介護従事者の確保のため介護報酬の見直しによる引き上げ、民間事業者の更なる参入促進など）を行う。

(2) 社会保障番号制度の導入

社会保障制度の一体的管理・効率化を促進するために、社会保障番号制度の早期導入が図られるべきである。また、納税者番号制度と一体と考えるべきである。

(3) 医療従事者不足対策など

医師の絶対数を増やすとともに、医師不足地域での診療報酬の加算並びに救急医療、産科・小児科、僻地診療所の勤務医の待遇改善等を行い、医師不足の解消をはかるべきである。また、医師、看護師や介護職員の不足問題には外国人の活用や派遣労働の許容の拡大を含めた対策が講じられるべきである。

(4) 後期高齢者医療制度の見直し

75 歳以上の高齢者を特別視することを改め、前期（65～74 歳）・後期（75 歳以上）高齢者医療制度を見直し、改善すべきである。その際に、低所得者に対する保険料軽減措置（所得割額の軽減など）、広域連合と市町村の役割と責任の明確化などを図るとともに、公的負担を増やし、健保組合や共済組合が負担する高齢者納付金の軽減措置が図られるべきである。

(5) 全国健康保険協会管掌健康保険における都道府県別保険料率の格差の激変緩和措置の導入

全国健康保険協会管掌健康保険（現行の政府管掌健康保険から 10 月に移行）における都道府県別保険料率の設定に当たっては、格差の激変緩和措置を導入すべきである。

また、政府管掌健康保険に対する国庫負担を削減し、その削減分を健保組合・共済組合に負担転嫁（肩代わり）することについては反対である。それぞれの健保組合・共済組合は自主・自立により運営されており、国庫負担の削減分を肩代わりさせることは制度の趣旨に反しており、許されるものではない。

なお、政府管掌健康保険は財政力が乏しいことから国庫補助が行われていることに鑑み、国庫補助は引き続き国の責任として継続すべきである。

以 上

<提出先>

政府、省庁、政党等

<実現状況>

- 「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保へ向けた『中期プログラム』」が平成 20 年 12 月 24 日に閣議決定され、安心強化と財源確保のため、経済状況の好転後に税制抜本改革を行うこととされた。
- 年金については、国庫負担割合を 2 分の 1 に引き上げる法律が 6 月 19 日に成立、6 月 26 日に公布された。平成 21 年度は財政投融资特別会計を財源に充当する。
- 介護については、報酬改定により 3 % 引き上げられた（制度導入後、初の引き上げ）。
- 医療については、平成 21 年度予算に医師確保、救急医療対策として 78 % 増の措置がされ、医師派遣等推進事業、産科医療確保対策などが盛り込まれた。

- 少子化対策については、平成 20 年度補正予算（第 1 次、第 2 次）により、予算が大幅に増額（約 2 兆 3,000 億円）された。また、21 年度予算では新たに出産育児一時金の 4 万円引き上げられた。
- 納税者番号については、中期プログラム（平成 21 年 12 月 24 日）および所得税法等の一部を改正する法律（平成 21 年 3 月 27 日成立）の附則において、「納税者番号制度の導入を含め、納税者の利便の向上と課税の適正化を図る」とされた。
- 「20. 当面の経済運営に関する緊急提言」参照。

以 上

13. 麻生新内閣に望む

平成 20 年 10 月 9 日

日本商工会議所

グローバル化、少子高齢化が一層加速するなかで、わが国は、原油・原材料価格の高騰等による景気後退の危機に直面しており、さらには米国における未曾有の金融不安の拡大は、わが国実体経済に大きな影響を与えている。

また、世界的な資源高による新しい価格体系への対応という新たな構造改革に取り組みながら、国際競争力強化、社会保障制度改革、抜本的な税制改革、財政健全化、低炭素社会の実現など、二律背反的な問題を並行して解決していかなければならない。

経済成長なくして国家的課題の解決はあり得ず、わが国が内外の厳しい環境のもとで経済成長を達成するためには、日本経済の屋台骨を支えている中小企業の活力強化のため大胆な政策を展開し、各地域において光り輝く中小企業を着実に育成していくことが極めて重要である。同時に、地域間格差の是正の観点から、地方幹線道路等の整備など成長に不可欠な社会的インフラの整備や、農商工連携、観光振興などの一層の推進によって地域を活性化していくことが、持続的成長を実現していく道である。

麻生新内閣におかれては、新総理大臣の強力なリーダーシップのもと全閣僚が一致団結し、非常事態にあるわが国経済の打開を図るため総力をあげて取り組まれるとともに、世界的な金融不安等に対応するため、実効ある国際的協調体制の構築に向け、主導的な役割を果たされたい。さらに、世界に先駆けて人口減少社会でも十分な成長が遂げられるような経済・社会構造の実現に向けて邁進されることを強く期待する。また、国会においては、与野党が国民の目線に立って議論を尽くし、わが国の将来に明るい展望が持てるよう、国家的課題の解決に向けてご尽力賜りたい。

ついては、141 万の会員企業を擁する全国 516 の商工会議所を代表し、下記事項の実現を要望する。

記

1. 緊急総合対策の速やかな実施と機動的な経済財政運営

地域経済を支え、日本経済の屋台骨である中小企業は、自助努力を超えた経済環境に喘ぎ、厳しい経営状況が続いている。このままでは各地域はますます疲弊し、国民生活にも多大な影響を及ぼす。

政府においては、わが国経済の実態に鑑み、8月末にとりまとめた緊急総合対策の裏付けとなる補正予算を早期に成立させ、資金繰りに苦しむ中小企業の支援に万全を期すべきである。

その上で、臨時・緊急的な措置として、機動的な経済財政運営により企業活動の生産性・成長力向上に資する大規模な投資減税や経済成長に不可欠な社会インフラの整備等にも大胆に取り組むべきである。

2. 中小企業の成長力と活力強化

経済成長の源泉は、中小企業の活力にある。経営基盤強化のため、金融支援の強化・拡充、下請け取引の適正化の推進、円滑な事業承継のための税制等総合的な支援強化、IT利活用の促進、知的財産支援、グローバル化への対応などの諸施策を一層強化すべきである。特に、金融支援については、セーフティネット保証制度の抜本的拡充や返済負担の緩和等によりきめ細かな対応を行っていくべきである。

また、環境に配慮した省エネ・低炭素経営や原油・原材料価格の上昇に伴う新たな価格体系への構造転換を実現するため、大胆な政策支援が不可欠である。

なお、中小・小規模企業の経営安定や成長力向上のため商工会議所が担っている経営改善普及事業は、国策的意義や重要性に鑑み、国・都道府県の役割と責任をより明確化し、十分な予算措置を講じらるべきである。

3. 地域活性化と地域間格差の是正

地域経済の閉塞感を打破するため、コンパクトなまちづくりの一層の推進、福祉・社会政策の観点にたった総合的な地域・商業対策の推進、観光振興・農商工連携等による地域産業の振興などの地域活性化策を、総合的にスピード感を持って推進すべきである。その際、国は省庁の枠を超えて連携し、地方自治体とともに実効のあがるよう一致協力して展開されたい。

また、地域間格差の是正は、地方活性化の観点から極めて重要な課題であるので、必要と判断される地方幹線道路や整備が極めて遅れている地域の道路については、道路特定財源制度が平成21年度から一般財源化されるとしても、十分な予算を確保したうえで着実かつ早期に整備すべきである。さらに、経済成長に不可欠で国際競争力の強化に資する幹線道路、主要な空港・港湾等の戦略的・社会的インフラについても、早期に整備していくべきである。

4. 持続可能社会の実現に向けて

グローバル化と少子高齢化の急速な進展のなかで、中長期的にわが国が経済成長を遂げていくには、信頼できる社会保障制度の確立、抜本的な税制改革、次世代を担う人材の育成、国際競争力の強化、海外との経済連携の拡充など国の骨格を形成する諸問題を解決していくことが極めて重要である。また、資源・食料の需給逼迫や地球温暖化問題など長期にわたる構造問題への取り組みも喫緊の課題である。

特に社会保障制度は、年金、医療、介護の一体改革を通して少子高齢化に対応した国民が信頼できる「持続可能な制度」を実現するため、「社会保険方式の自助と共助を基本」とし、最低加入年数の短縮など無年金問題の解消を図りつつ、自己負担と保険料負担で足りない部分を公的負担で補うべきである。その財源確保には、当面、増税の前に行財政改革の徹底により歳出削減を図り、2011年度の基礎的財政収支の黒字化という目標を達成するよう努力するとともに、併せて、効率化による医療・介

護費総額の伸びの抑制を加速すべきである。それでも増大する社会保障費の公的負担を支える安定財源の検討にあたっては、景気が安定成長軌道に乗った段階で消費税を含む税体系の抜本改革を行うことを考えるべきであり、安易な増税には反対である。

新政権におかれては、国家的課題の解決のため、大胆な成長戦略ビジョンのもと、果敢に取り組まれることを強く要望する。

以 上

＜提出先＞

政府・省庁・政党等

＜実現状況＞

1. 緊急総合対策の速やかな実施と機動的な経済財政運営

生活者の不安の解消、「持続可能社会」への変革加速、新価格体系への移行と成長力強化、の3つを目標とした「安心実現のための緊急総合対策」（平成20年8月29日）が取りまとめられ、この財源を措置するための平成20年度1次補正予算（事業規模11.5兆円・財政支出1.8兆円）が平成20年10月16日に成立した。また、生活者、金融対策と中小企業零細企業等企業活力向上、地方の3つを重点分野とした「生活対策」が平成20年10月30日に取りまとめられ、平成20年度2次補正予算（事業規模27兆円・財政支出6兆円）が平成21年1月27日に成立した。さらに、「生活防衛のための緊急対策」（事業規模37兆円・財政支出4兆円）が平成20年12月19日にとりまとめられ、平成21年度当初予算および税制改正等で措置された。

これら平成20年度内にとりまとめられた3つの緊急経済対策は、事業規模総額75兆円・財政支出総額12兆円となる。

2. 中小企業の成長力と活力強化

○金融支援の強化・拡充

→「9. 平成21年度中小・小規模企業対策の拡充強化に関する要望」Ⅰ. 1 参照。

○下請け取引の適正化の推進

→「2. 平成21年度中小企業関係施策に関する要望」Ⅱ. 1（7）参照。

○事業承継円滑化

→「10. 平成21年度税制改正に関する要望」別紙「平成21年度事業承継円滑化のための税制改正に関する要望」参照。

○環境対策

→「2. 平成21年度中小企業関係施策に関する要望」Ⅷ参照。

○経営改善普及事業

→「2. 平成21年度中小企業関係施策に関する要望」Ⅰ.（1）～（3）参照。

3. 地域活性化と地域間格差の是正

○地域活性化

→「2. 平成21年度中小企業関係施策に関する要望」Ⅸ. 1（1）～（3）、2（1）～（4）、3（1）

～（３）参照。

○幹線道路整備の促進

→「10. 平成 21 年度税制改正に関する要望」Ⅱ. 2（５）参照。

4. 持続可能社会の実現に向けて

○社会保障制度

→「12. 「わが国の社会保障制度改革のあり方」～「持続可能な社会保障制度」の実現に向けて～提言」参照。

○消費税を含む税体系の抜本改革

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 21 年 3 月 27 日成立）の附則第 104 条において、「平成 20 年度を含む 3 年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成 23 年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする」「施行期日等を法制上定めるに当たっては、景気回復過程の状況、国債経済の動向等を見極め、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとするものとし、当該改革は、不断に行政改革を推進すること及び歳出の無駄の排除を徹底することに一段と注力して行われるものとする」ことが盛り込まれた。

14. 「営業秘密に係る刑事的措置の見直しの方向性について（案）」に関する意見

平成 21 年 1 月 30 日

日本商工会議所

産 業 政 策 部

わが国経済は危機的状況にある中、景気を早期に回復軌道に乗せるためには、企業における新技術、新商品開発などイノベーションの加速化が不可欠である。その際、企業とりわけ中小企業が生み出した革新的技術・ノウハウ等の営業秘密は、中小企業等の技術戦略・経営戦略における貴重な資産であることから、その適切な保護が極めて重要である。

近年、営業秘密が社外に不正に流出する事案が生じており、企業は大きなダメージを受けていることに加え、特に中小企業にとっては経営の根幹を揺るがすことになるため、技術情報の保護や抑止力の強化と不正流出を防ぐために必要な法整備を早急に図ることが喫緊の課題となっている。

このような中、今般、産業構造審議会知的財産部会技術情報保護等の在り方に関する小委員会において、報告書「営業秘密に係る刑事的措置の見直しの方向性について（案）」が取りまとめられたことは、誠に時宜を得たものと高く評価するとともに、一刻も早く制度化すべきである。

以下、報告書に盛り込まれた、企業の営業秘密を不正に「窃取・領得」した段階での処罰および法廷で営業秘密が公開されないための刑事裁判手続のあり方について、下記の通り意見する。

1. 「第2章 構成要件の見直しについて」

(1) 第1. 営業秘密侵害罪の保護法益と法益侵害行為のとらえ方について、および

第2. 目的要件の在り方について

○不正行為に対する抑止力の強化の観点から、保有者の営業秘密管理体制を侵害して営業秘密を取得する行為の当罰性を重視するとともに、営業秘密侵害罪の目的要件を「不正の競争の目的」から「図利加害目的」とすべきである。

(2) 第3. 営業秘密の不正な取得行為・領得行為について

○営業秘密の不正な取得行為については、営業秘密記録媒体を介しない方法による場合についても刑事罰の対象とすべきである。また、営業秘密を管理する責任を負う者が、不正の目的でその管理任務に背く行為により、営業秘密が記録された記録媒体等を領得する方法またはその複製を作成する方法で営業秘密を領得する行為および営業秘密の記録等を消去しない方法で営業秘密を領得する行為を刑事罰の対象とすべきである。

(3) 第4. 不正使用・不正開示罪の在り方について

○不正使用または不正開示を、領得とは別に刑事罰の対象とすべきである。また、不正使用・不正開示罪の目的要件について、営業秘密を領得した時点で不正の目的を有していなくても、使用または開示の時点で不正の目的を有していれば、これを刑事罰の対象とすべきである。

2. 第3章. 刑事訴訟手続きの在り方について

○今回、秘匿決定や期日外証人尋問、公開停止などの措置が検討されたことは企業の営業秘密の保護がなされる上で大変重要なことであり、今後行われる法務省との協議において、スピーディに具体策な成案を取りまとめるべきである。

以 上

<提出先>

経済産業省経済産業政策局知的財産政策室

<実現状況>

産業構造審議会知的財産政策部会の下に設置された「技術情報の保護等の在り方に関する小委員会」（委員である日商宮城常務理事は中小企業の声を代弁）は平成21年1月、報告書を取りまとめた。同報告書には、(i)営業秘密侵害罪の目的要件を「不正の競争の目的」から「図利加害目的」（営利目的や加害目的）とする、(ii)営業秘密の不正な取得行為・領得行為については、営業秘密を管理する任務を負う者が、不正の目的で、その管理任務に背く行為により、営業秘密が記録等された記録媒体等を領得する方法またはその複製を作成する方法で営業秘密を領得する行為を刑事罰の対象とする等が盛り込まれた。これを受け、「不正競争防止法の一部を改正する法律」が平成21年4月21日に成立、4月30日に公布（1年以内に施行の見込み）され、以下の点が盛り込まれた。

○営業秘密侵害罪の目的要件の変更

営業秘密侵害罪における「不正の競争の目的」を改め、不正の利益を得たり、保有者に損害を加えたりする目的をもってなされる行為を処罰の対象に含める。

○営業秘密の領得自体への刑事罰の導入

営業秘密の管理に係る任務に背いて営業秘密を領得する行為を新たに刑事罰の対象とし、処罰の隙をなくす。

15. 当面の雇用問題に関する意見

平成 21 年 2 月 4 日

日本商工会議所

今般の非正規労働者をはじめとする雇用をめぐる問題は、セーフティーネットが十分に整備されていない状況において、需要が急激かつ大幅に激減したために発生した。

雇用の安定は、国民の生活を支える根幹であり、官民あげて最大限の努力を払うべきであり、まずは、未整備や不十分と指摘されている問題について、速やかにセーフティーネットを構築、拡充すべきである。

一方で、労働者派遣制度等の非正規雇用は、産業人口の流動性や多様な働き方を担保する機能を有することから導入された経緯があり、こうした雇用形態は一概に否定されるべきではなく、一律に規制すれば、かえって雇用機会が喪失される恐れがある。

他方、本問題の根本的な解決のためには、雇用や仕事の増大をもたらす新たな需要の創出を進めることが極めて重要である。例えば、わが国の持続的成長や国民生活の観点から、必要不可欠な社会資本整備の前倒しや、地球温暖化問題に資する環境分野への積極的な投資の拡大をスピーディーに実施していくべきである。米国のオバマ新大統領が掲げた「グリーン・ジョブ(再生可能エネルギーへの投資等)」による 500 万人の雇用創出などの取り組みは世界的な潮流になりつつあり、わが国においても成長戦略の観点から、早期に、中期的な視野に立った需要創出政策を策定、実施していくべきである。

なお、現下の非常事態を打開するためには、第二次補正予算の早期執行、さらには、21 年度予算の早期成立を図り、切れ目なく機動的に経済対策・雇用対策を実行すべきである。

ついては、当面の雇用問題に関して、下記のとおり強く要望する。

記

I. セーフティーネットの拡充

1. 非正規労働者を中心としたセーフティーネット

(1) 雇用保険制度の見直し

現在国会に提出されている雇用保険法改正案については、早期に、成立および執行を図るべきである。また、同法改正案に盛り込まれている受給資格要件の緩和および所定給付日数の拡充などについては、雇用情勢の実態に合わせて、年度末までに離職した労働者についても適切に対応すべき

である。

(2) 雇用調整助成金制度の見直し

- ①雇用調整助成金の申請に際し、企業は事前に休業計画を届け出る必要があるが、受注状況によって左右される中小企業においては、休業計画を立案し、事前に届けることが難しいため、事前の休業計画届け出を省略するなど、柔軟に対応すべきである。
- ②事業所単位ではなく企業単位での申請手続きを可能にすること、および申請書類の一層の簡素化を図るべきである。併せて、審査に要する時間を短縮すべきである。
- ③出向先事業所の休業に伴い出向者が休業した場合であって、出向先事業所が当該出向者に対して雇用保険関係がない場合においては、出向元自らが休業を実施したものではないため、当該出向元は、現行制度上、受給することができない。ついては、出向者に係る受給要件の制度を改善すべきである。
- ④今般、休業する従業員の割合要件が撤廃されることになったことは前向きに評価したい。今後は、支給限度日数などについて、実態を踏まえ、さらなる改善を講じていくべきである。
- ⑤雇用に係る各種助成金について、国・地方公共団体等関係機関が連携して窓口相談に応じられるような体制を整備するとともに、制度改正内容を分かりやすく迅速に周知されたい。

(3) 各種施策の普及促進

ハローワークのみならず、ジョブカフェや民間職業紹介会社等においてもジョブカード制度の普及促進を行うべきである。また、政府の各種雇用施策を普及促進するため商工会議所等が実施する事業者向けの説明会等の取組みへの支援を拡充すべきである。

2. 労働者派遣制度の見直し

製造業派遣については、中途解約の場合の一定期間以上前の告知など、一定のセーフティーネット整備は必要と考えるが、産業人材の流動性と多様な働き方を確保する観点から、禁止には反対である。

また一方、労働者派遣制度そのものに対する規制が強化されれば、需要が急激に減少した場合に雇用調整することが困難になり、現下の労働法制の下では、企業は正社員の雇用に一層慎重になる。さらに、結果として企業経営が困難に陥る懸念が生じ、海外移転、廃業などにより、その地域の雇用喪失につながる恐れがある。

従って、労働者派遣制度の規制強化を検討する場合には、慎重に議論を進めるべきである。

II. 雇用の創出

1. ミスマッチングの解消

介護、農林水産業など人材が不足している分野については、人材の確保の観点から、マッチングシステムの拡充を積極的に図るべきである。また、これらニーズの高い分野に対する職業訓練を拡充するとともに、職業価値を高めるための取り組みを行うべきである。

2. 新たな需要の創出

新たな需要を創出するため、地方の活力向上、および、経済成長に不可欠な国際競争力の強化に資する幹線道路、鉄道、主要な空港・港湾等の戦略的・社会的インフラの整備については、前倒し発注を行うなどの措置を大胆に講じるべきである。

また、省エネ家電、電気自動車、新エネルギー等の環境分野に対する投資を積極的に推進すべきである。

さらに、第二次補正予算に盛り込んでいる「ふるさと雇用再生特別交付金」および「緊急雇用創出事業」については、地方自治体との緊密な連携のもと、事業主、労働者にとって使いやすい制度にするとともに、事業の進捗状況を勘案したうえで、必要に応じて基金の積み増しを検討すべきである。

3. 日系外国人労働者に対する支援

日系外国人労働者がわが国で安定的に就労できるよう、国と地方自治体との緊密な連携のもと、日本語研修、職業訓練、医療、教育など、総合的な支援を一層推進すべきである。

以 上

<提出先>

政府、省庁、政党等

<実現状況>

【Ⅰ－１－（１）雇用保険制度の見直し】

- 「雇用保険法等の一部を改正する法律」の施行日（当初案平成 21 年 4 月 1 日）が 1 日前倒しされ、同年 3 月 31 日に施行された。
- 雇用保険の適用基準である「1 年以上雇用見込み」が「6 か月以上雇用見込み」に緩和された。
- 労働契約が更新されなかったため離職した有期契約労働者について、受給資格要件が緩和された（被保険者期間 12 か月→6 か月に）
- 労働契約が更新されなかったため離職した有期契約労働者について、給付日数が倒産・解雇等による離職者並みに充実された。※ 3 年間の暫定措置。

〔参考〕倒産・解雇等による離職者（特定受給資格者）の場合には、年齢・被保険者期間の区分に応じて 90～330 日、一般の離職者の場合には、全年齢一律被保険者期間に応じて 90～150 日。

【Ⅰ－１－（２）雇用調整助成金制度の見直し】

- 申請書類の様式が簡素化された。事業主が記入する項目が 2／3 程度に削減され、また、支給申請書の説明書きが分かりやすく書き改められた。
- 賃金と同額の休業手当を支払う事業主について、提出書類が簡素化された。また、一部の書類様式について、事業主の作成した独自の様式が認められるようになった（中小企業のみ）。
- 助成金の利用の多い労働局に助成金支給申請アドバイザー計 60 名が配置された。
- 支給限度日数について、1 年間 200 日、3 年間 300 日に拡大された。
- 制度利用後 1 年経過した後でなければ再度利用することができない、とされていたクーリング期間が廃止された。

【Ⅱ－２．新たな需要の創出】

- 「ふるさと雇用再生特別交付金（雇用期間 1 年以上の雇用創出策）」の事業要件が緩和された（従来の 2

つの要件を1つにし、全体の委託費のうち新規に雇用した失業者の人件費割合が1／2を超えれば、残額については、物件費〔消費的性質をもつ経費－賃金、旅費、交際費、委託料、使用料など〕、その他の人件費〔事業に全面的に携わる自社社員の分、他に雇い入れた者の分〕で使用可能にした。

- 「緊急雇用創出事業（雇用期間6か月未満の失業対策）」の事業要件が緩和された（「事業費に占める人件費割合8割以上」が「7割以上」とされた）。

【Ⅱ－3．日系外国人労働者に対する支援】

- 平成21年度より、厚生労働省が、日系人の集住する地域において、安定就労への意欲およびその必要性の高い日系人求職者を対象に、日本語コミュニケーション能力の向上、我が国の労働法令、雇用慣行、労働・社会保険制度等に関する知識の習得に係る講義・実習を内容とした就労準備研修を財団法人日本国際協力センターへの業務委託により実施（平成21年度予算額約10.8億円、対象人数5000人）。実施地域は、静岡県浜松市、愛知県豊田市、神奈川県大和市、愛知県岡崎市、岐阜県美濃加茂市・可児市の5地域。

16. 第2次補正予算の速やかな執行について（緊急要望）（中小企業関係4団体）

平成21年2月4日
全国商工会連合会
会 長 清 家 孝
日本商工会議所
会 頭 岡 村 正
全国中小企業団体中央会
会 長 佐 伯 昭 雄
全国商店街振興組合連合会
理事長 桑 島 俊 彦

平素より、中小企業の支援・育成に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般の世界同時不況の影響により、我が国経済は極めて深刻な状況に陥っております。これまでわが国の経済を下支えしてきた中小・零細事業者は、必死に事業の継続や雇用の維持に努めておりますが、受注の激減や個人消費の低迷等により、企業経営は危機的状況にあります。これを打開するためには、国の財政出動による景気浮揚策の速やかな実施以外、有効な方策は存在いたしません。

先日成立した第2次補正予算においては、疲弊した地域経済の立て直しのための臨時交付金など、「生活対策」等の実施に必要となる総額5兆円規模の関連予算が含まれております。日々増加の一途をたどっている中小企業の倒産に歯止めをかけるためにも、その実施が渴望されております。

つきましては、関連法案の迅速な審議により、第2次補正予算を速やかに執行し、これらの対策を一刻も早く地域に展開されますよう、お願い申し上げます。

以 上

<提出先>

政党各党

<実現状況>

平成21年3月4日に平成20年度第2次補正予算関連法が成立。予算が速やかに執行に移された。

17.『商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律』(案)の
速やかなる成立について(要望)(中小企業関係4団体)

平成21年2月12日
全国商店街振興組合連合会
理事長 桑 島 俊 彦
全国商工会連合会
会 長 清 家 孝
日本商工会議所
会 頭 岡 村 正
全国中小企業団体中央会
会 長 佐 伯 昭 雄

現下の急速な景気の悪化、消費の減速の中であって、地域商業は、大型店等の郊外への積極的な出店の影響、魅力ある店舗の減少、後継者不足など様々な問題を抱え、厳しい経営を強いられています。このため、地域商業者自らが再生・活性化に向けて活路を見出し、変革を目指さなければ、その存在も危ぶまれる状況にあります。

また、人口減少・少子高齢化社会を迎えて、全国津々浦々の地域商業者は、防犯・防災、生活者にとって安全・安心で環境に優しいまちづくり、高齢者など住民のための地域コミュニティ拠点づくりなど地域全体の公共的な役割・機能を果たすことが求められています。

このような状況の下、現在、政府において『商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律』(案)を今国会に提出する方向で準備中と承知しており、地域商業者が商店街マネジメントの強化や個店の経営力向上、地域コミュニティを担う商店街の機能強化など、活性化に向けた支援事業が一刻も早く地域において展開されるよう、同法案の速やかな審議及び成立をお願い申し上げ

げます。

以 上

<提出先>

政府、政党

<実現状況>

「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律」は、平成 21 年 7 月 8 日、参議院本会議にて可決、成立した。これにより、従来のハード中心だった商店街支援策に加えて、商店街が手掛ける高齢者・育児支援サービスなどソフト面の支援策も充実することとなった。なお、同法は同年 7 月 15 日に公布、同年 8 月 1 日に施行された。

18. 「リコール促進の共通指針（案）」に関する意見

平成 21 年 2 月 18 日

日本商工会議所

産 業 政 策 部

リコールの円滑化の観点から、リコールに関する共通指針を策定されることは、中小企業にとっても参考になるものである。

多くの中小企業は、人的・資金的な経営資源に乏しく、リコール実施体制の早期の構築が困難であるのが実情であり、本指針が実効性を高めるためには、中小企業が本指針の重要性を認識し、適切な対策を講じられるような環境整備が不可欠である。

このため、今後、政府におかれては、全国の中小企業に対する本指針の普及啓発や指導を徹底されるとともに、中小企業者向けの相談体制の整備を行われたい。

なお、リコールを行うには、リコールを実施する費用があつてはじめて実施可能となる。経営資源に乏しい中小企業においては、予めリコール実施に要する費用を考慮し保険制度の利用等を検討することが重要であり、本指針の「3. 実施体制」にその旨を記載するなど十分に周知する必要がある。

以 上

<提出先>

内閣府

<実現状況>

全国の中小企業に対する普及啓発や指導については、各省庁で策定・改訂される予定のハンドブックにつ

いて、中小企業を意識した内容や書き方にしよう働きかけが行われることとなった。

中小企業者向けの相談体制の整備については、今後、検討されることとなった。

19. 持続的なまちづくりに資する農地政策の見直しに関する要望

平成 21 年 2 月 19 日

日本商工会議所

日本商工会議所はかねてより、農地転用等を伴う大型集客施設の立地などの無秩序な郊外開発が中心市街地の衰退をもたらす一因となっており、改正まちづくり 3 法を活用してコンパクトで賑わいあふれるまちづくりを持続的に進めるためには、中心市街地の活性化を図る一方で、無秩序な郊外開発を抑制し、総合的で計画的な土地利用を進めることが必要であること、また、このためには、省庁間の縦割りを廃することが不可欠であること、等を訴えてきた。

まちづくり 3 法の一つである都市計画法の平成 18 年改正により、郊外開発の抑制とまちなか開発への誘導のためのゾーニング規制が強化され、他方、農地に関しては、農林水産省がガイドラインを改正し、優良農地としての農業振興地域からの除外規定について厳格化を進めている。また、同省は、食料供給力の強化などの農業振興の観点から農地政策の見直しに入り、昨年末には「農地改革プラン」を取りまとめ、今後、制度改正等を行うこととしている。「農地改革プラン」においては、農業の基礎的資源である農地を確保し、その有効利用を促進していくため、①農地転用規制の厳格化等を図り「農地面積の減少を抑制する等により農地を確保」、②「農地制度の基本を『所有』から『利用』に再構築」、を 2 本柱として食料の安定供給を確保するとしており、方向性としては概ね首肯し得る内容となっている。

しかしながら、農地転用等の問題については、農林水産省調査でも明らかなように、自治体によっては「疑義が生じる農地転用」を行っていると言われる案件も指摘されており、農地法等に係る制度上・運用上の問題が未だ残っていると見られる。従って、農地転用等を伴う無秩序な郊外開発が進む恐れは依然あり、農地の面で、各地のまちづくりが持続的かつ円滑に推進できる環境を整備していく必要性はなお高いと考えられる。

このため、当所として、今般の農林水産省による農地政策の見直しのタイミングに合わせ、下記事項の実現を改めて要望する。なお、都市計画法については、国土交通省が抜本改正の検討作業に入っており、当所としては、その検討状況を注視しつつ、適宜、要望を行う方針である。

記

1. 農業振興のみならず地域振興の観点に立って農地政策を見直されたい

国は、農業振興のために農業生産の基礎的な資源としての農地を確保する観点のみならず、まちづ

くりをはじめとする地域振興の推進の観点に立って、農地政策を見直されたい。

2. 農振除外・農地転用に関する制度・運用を一層厳格化されたい

- (1) 農業振興地域農用地区域からの除外(農振除外)を一層厳格化することとし、「農業振興地域制度に関するガイドライン」を見直すとともに、いわゆる「27号計画」制度を見直されたい。

※27号計画：地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（農振法施行規則第4条の4第1項第27号）において定められた施設は、公益性が特に高いものとして、農用地区域とすることが適当な土地には含まれない(農振除外すべき土地となる)。

- (2) 農地に県庁や市役所等の公共施設が立地する場合に農地転用の許可手続きが不要とされる「公共転用」を農地転用許可の対象とするとともに、農地転用の連鎖を促進する恐れのある例外規定を見直されたい。

※例外規定：同一の事業のために一体として転用する農地が複数の農地区分にまたがる場合、その面積が広大であっても、全体の2分の1を超える農地区分を全体に適用する規定、など。

- (3) 安易な農地転用等を防ぐため、農振除外や農地転用等に係る制度の運用面についても一層の厳格化を図られたい。

3. 大規模な農地転用案件については引き続き国の許可権限とされたい

大規模な農地転用（4ヘクタール超）の許可権限の国から地方への移譲については、大規模な転用が県や市町村の行政区域を超えた広域的な影響を与える恐れが大きいことに鑑み、引き続き農林水産大臣を許可権者とするとともに、運用の厳格化を図られたい。また、大規模な農地転用の影響が農業のみならずまちづくりや環境など多面的に及ぶことから、許可審査における関係省庁との協議を行われたい。

以 上

<提出先>

政府、省庁、政党等

<実現状況>

「農地法等の一部を改正する法律案」が平成21年6月17日に、参議院本会議にて可決、成立し、商工会議所が要望していた農振・農地転用に関する制度・運用の厳格化については、以下の措置が講じられた。

- ・農地の公共転用について、都道府県知事等との協議を行う仕組みを設ける
- ・違反転用が行われた場合において、都道府県知事等による行政代執行制度を創設するとともに、違反転用に対する罰則強化（6か月以下の懲役/30万円以下の罰金⇒3年以下の懲役/300万円以下の罰金）
- ・農地の農業上の利用を確保する必要がある場合において、農林水産大臣は、都道府県知事に対し、農地転用許可事務の適切な執行を求めることができる

20. 当面の経済運営に関する緊急提言

平成 21 年 3 月 6 日

日本商工会議所

世界同時不況下にあつて、わが国経済は、戦後最大の危機に直面し、地域経済を支えている中小企業の倒産も増加の一途にある。平成 20 年 10－12 月期の実質 GDP の伸び率が、年率換算▲12.7%と 35 年ぶりの落ち込みを記録し、その後も経済指標が悪化しており、わが国経済は、一刻の猶予も許されない厳しい状況に陥っている。

今回の未曾有の経済危機による受注・売上の急激な減少は、とりわけ経営体力の弱い中小企業に壊滅的な打撃を与えており、中小企業の業況の先行きに明るい見通しは全く立っておらず、不況を乗り切るための民間サイドの体力は限界にきていると言っても過言ではない。特に、わが国の輸出の中核である自動車・電子・電機産業等を支えてきている、ものづくり中小・小規模企業は、存亡の危機にある。

わが国の新たな最優先課題は、「雇用や仕事の増大をもたらす新たな有効需要の創出」である。同時に、政府は、わが国が将来目指すべき「中期的な成長シナリオ」を明確に提示し、企業や国民に明るい将来展望を抱かせ、潜在活力を引き出して、わが国経済を「内外需バランスのとれた成長」に導くことが重要である。もとより、平成 21 年度当初予算案と税制法案を含む予算関連法案を早期に成立させ、盛り込まれた施策をスピーディーに実施することが求められる。

日本商工会議所は、日々の経営に奮闘し雇用維持に最大限努力している多くの中小企業を会員とする全国の 516 商工会議所から届いた声を、緊急提言として取りまとめた。

ついては、政府・国会におかれては、中小企業の実態・地域経済の窮状を十分ご賢察いただき、下記事項を何卒実現されたい。

記

I. 経済・財政・金融・税制対策の大胆な総動員

1. 30 兆円規模の大型景気対策のスピード実施

わが国の新たな最優先課題である「雇用や仕事の増大をもたらす新たな有効需要の創出」のため、少なくとも 2 年以内にはわが国経済の完全復活を果たす決意を持って、経済・財政・金融・税制対策など、あらゆる政策手段をスピード感をもって実行していく必要がある。

わが国の需給ギャップは、平成 20 年 10－12 月期に GDP 比▲4.3%となり、足元では GDP 比▲7%程度に拡大している可能性が高い。今こそ、「新たな有効需要の創出」のための施策として、30 兆円規模の財政措置を伴う大型景気対策を直ちに策定し、実行すべきである。少なくとも、年間 50～70 万人程度の雇用創出が求められているほか、米国の総額約 79 兆円の景気対策予算のうち 90%以上は財政措置とされており、わが国においても、今こそ思い切った財政措置が必要である。

その財源として、政府は国債の発行をためらうことなく、また日本銀行による国債の積極的な買い入れを行うこともやむを得ないとする。

また、年度末に向けた株価対策は、株式の買い取り等による株式市場の下支えとともに、金融システムの安定化の観点から早急な実施が不可欠である。

2. 「中期的な成長シナリオ」の策定・実行

需給ギャップを埋める景気対策によって、日本経済を景気回復のレベルに戻すだけでなく、イノベーションの創出・促進により持続的な2%程度のGDP成長を達成しうる「中期的な成長シナリオ」を策定し、実行する必要がある。企業や国民は、将来不安が払拭され、明るい展望が見えて初めて、自らの設備投資や消費活動に力強さと自信が戻り、持続的・継続的な「内外需バランスのとれた成長」が実現する。そして、このような持続的な成長を実現することが、財政の健全化にもつながる。併せて、東アジア地域の経済統合の推進を通じて、アジアの経済発展を、わが国の成長力強化に有効に活用する施策も求められる。

今回の大型景気対策は、一時的な需要創出ではなく、「日本経済の成長力強化」や「国民生活の安心・安全の確保」を柱とした「中期的な成長シナリオ」を見据えた上で、「新たな有効需要の創出」を目指すものであると考える。

Ⅱ. スピード感をもって実施すべき具体的な即効策

1. 「中期的な成長シナリオ」につながる施策の迅速な実行

(1) 社会インフラ整備の複数年度前倒し執行

大きな雇用創出効果が期待される社会インフラ整備においても、上記の「中期的な成長シナリオ」につなげる視点が必要である。その上で、ここ3～4年で予定されている具体的なプロジェクトを、「選択と集中」を図った上で、前倒しで執行すべきである。

<具体的な優先分野>

- ①交通・物流効率化のための整備新幹線・リニア新幹線・大都市の環状道路や、ハブ空港・ハブ港湾などグローバル経済を勝ち抜くための、国際競争力の強化に資する社会インフラの整備。
- ②地域間格差の是正や地域活性化のための、地方幹線道路や整備が極めて遅れている地域の道路整備。
- ③老朽化した道路・橋梁や上下水道管の長寿命化に向けた計画的な取組みの加速および着手している補修事業の前倒し実施。
- ④大規模地震に備えた学校や病院、事務所・工場、住宅等の耐震化の加速。
- ⑤ITを駆使した社会全体の高度情報基盤整備の加速。

社会インフラ整備を大規模かつ迅速に行うため、国の直轄事業は地方自治体の負担を前提とせずに時限的に全額国庫負担とすべきである。また、国が補助し地方自治体が行っている事業については、地方の裁量の幅を拡大すべきである。

地域では、各省庁の縦割りによる事業の実施が行われており、連携がとれていないため、折角の政策の効果が出にくいとの指摘がある。この機会に、官邸主導の下、各省庁の枠を超えた一体的な政策の推進に本腰を入れることが重要である。

(2) 革新的技術開発・普及による低炭素社会の構築

低炭素社会の構築は、将来にわたる「成長力強化」には、避けて通れない課題であると同時に、「独創的な技術」を持つわが国にとって大きなチャンスにもなる。わが国が世界の最先端の地位を確保で

きるよう、以下の事項に早急に取り組む必要がある。

第一に、省エネルギー・新エネルギー技術の加速的普及を図るためには、企業等への助成制度や長期低利融資制度等による思い切った支援が不可欠である。特に、プラグインハイブリッド自動車・電気自動車などの次世代自動車の普及やそのためのインフラ整備、省エネ家電・LED（発光ダイオード）の普及、住宅・事務所・工場・学校・公的施設の省エネ化や太陽光発電の導入などに対し、徹底的に支援する必要がある。さらに、住宅をはじめとする各分野の省エネ・新エネ化の普及を促進する大胆な税制措置も求められる。

第二に、温室効果ガスの削減効果の大きい革新的なプロジェクトに集中した投資が重要である。環境関連製品の試作品作成など中小企業の研究開発への支援も強化すべきである。中期目標（2020年）の達成には、52兆円の負担が必要との試算もあるが、早期の集中投資によりその負担を減らすことが可能となる。

第三に、中小企業におけるエネルギー消費量・二酸化炭素排出量の削減に向け、国内クレジット制度の活用、設備導入の拡充、排出量診断企業数の拡大などを大胆に支援すべきである。

（３）「国民生活の安心・安全の確保」に資する政策の推進

「国民生活の安心・安全の確保」には、生活の根幹を支える雇用の安定や住宅取得・改修の促進、将来にわたり信頼できる社会保障制度（年金、医療、介護）、充実した少子化対策、国内の安定した食料供給が不可欠である。国民の将来不安が払拭できれば、GDPの6割を占める個人消費が増加し、内需拡大による持続的な経済成長の実現が期待できる。

雇用の安定のためには、まず、セーフティネットの速やかな構築・拡充が求められる。具体的には、受給資格要件の緩和などを盛り込んだ雇用保険法改正案の早期成立・執行（平成20年度末までの離職者への対応を含む）や、雇用調整助成金制度における申請書類の簡素化、審査に要する時間の短縮などの改善を速やかに行うべきである。また、農業・介護など雇用吸収力のある分野への労働移動を促進するため、失業者等への職業訓練や雇用のミスマッチ解消のための抜本的な施策などの大幅な拡充が必要である。

住宅取得・改修の促進について、これまで講じられてきた税制措置に加え、時限的にさらに思い切った税制措置を講じるべきである。

社会保障制度については、「持続可能な国民皆年金」の早急な制度構築、地域における医師不足の解消や偏在性の是正、介護報酬の引上げや介護人材の確保・資質向上、介護施設の充実等が必要である。

少子化対策については、児童・家族関係予算を少なくとも現行の2倍とするなど予算を大幅に拡充すべきである。特に、児童手当の増額・支給期間の延長、待機児童の解消に取り組むべきである。また、産婦人科の医師不足の解消は急務である。

さらに、農業政策については、農地制度の基本を「所有」から「利用」に転換させるとともに、農業生産法人への企業の出資比率の引上げ等、企業など多様な主体の参入を促す政策を進めるべきである。

2. 中小企業の金融対策を柱とする事業継続支援の大幅な拡充

政府による緊急保証制度および政府系金融機関の貸付制度は、中小企業経営への大きな支援となっているが、最近の急激な受注・売上の減少により、借入金返済の見通しが立たなくなっているのが現実で

あり、中堅企業も厳しい状況が続いている。このままでは、日本経済を下支えしている多くの中小企業の経営が行き詰まり、雇用の喪失や地域経済の疲弊が深刻化する。

こうした事態を防ぐためには、借入金が膨らんだ中小企業の資金繰りを改善することが喫緊の課題であり、中堅企業への対応も含めて、次の新たな措置が早急に必要である。

- ①今後も、総額 30 兆円の緊急保証制度および政府系金融機関の貸付制度の規模および対象業種の拡大等を行うこと。また、雇用の維持・拡大に努める中小企業に対する貸付の優遇措置を講ずること。
- ②緊急保証制度や政府系金融機関の貸付に加え、民間金融機関の貸付についても、借入金返済の猶予を可能とすること。「返済期限を延長する」「残債の期日一括返済を認める」「返済据置期間の再設定を認める」などの条件変更を認めること。併せて、返済を猶予した中小企業への追加保証および融資を弾力的に実施すること。
- ③既往貸付については、制度や保証枠の種類に拘らず、その借換や複数債務の一本化を促進することにより、中小企業の返済負担を軽減すること。
- ④マル経融資（小規模事業者経営改善資金融資）など政府系金融機関の貸付の金利の引下げ等貸出条件の緩和および借換の促進を図ること。
- ⑤各地から「厳しい」との声も聞かれる信用保証協会の審査の一層の弾力化を促すため、信用保証協会や日本政策金融公庫の経営基盤の充実など信用補完制度の強化を図ること。緊急保証制度の保証料率を引き下げること。
- ⑥信用保証協会の無担保枠（一般保証枠、緊急保証枠とも）の上限（現行 8,000 万円）を引き上げること。
- ⑦特定社債保証制度の「純資産額」に係る基準（現行 1 億円以上）を引き下げること。

さらに、中堅企業も含めた資金繰り支援を大幅に拡充するため、政策金融機能の強化に向け、日本政策金融公庫等に対して万全の措置を講ずるべきである。

わが国産業競争力の源泉となる自動車・電子・電機部品等のものづくり中小・小規模企業の技術力の向上や人材の確保が不可欠である。中小・小規模企業が取り組む、ものづくりの基盤となる製品開発や試作品開発等の技術の実用化、新製品の販路開拓支援の強化など、地域中小企業の経営安定に向け、中小・小規模企業予算を思い切って拡充すべきである。同時に、地方自治体においても、中小・小規模企業予算の大幅な拡充が必要である。

3. 地方の実情に応じた地域の再生・活性化

地方では長期にわたる緊縮財政から、大型のプロジェクトや社会資本整備計画が少なくなっている。地方が、個々の実情に応じた地域の再生・活性化に向けて、民間投資を誘発するようなプロジェクトを策定・実行できるよう、上記「1.（1）社会インフラ整備の複数年度前倒し執行」との整合性を図りながら、この大型景気対策の予算の相当分で思い切った財政支援を行うべきである。例えば、整備新幹線の駅前整備事業、電線地中化等まちづくりの観点からの景観整備事業、LRT（次世代型路面電車）を含む公共交通整備事業など、官民の複合的な計画推進を円滑に進めることにより、事業の前倒し執行に取り組むことも考えられる。その際、地域の実情を最もよく知る地方自治体に基本的に任せるような仕組みとし、迅速に事業を実施できるようにする必要がある。

また、民間の投資マインドの落ち込みや採算性の低下を考慮し、地域の実情により、行政の役割や負担を緊急的に引き上げるなどの弾力的対応を認めることも重要である。

同時に、「限界的な」集落市街地におけるライフライン（最低限の生活サービス）の確保や、まちぐるみでの地域・コミュニティの再生・活性化対策の実施、地域コミュニティの担い手である商店街への支援、中心市街地活性化法に基づく活性化への取り組みの促進など、総合的な対策が不可欠である。

また、地域経済の担い手である中小企業や農林漁業の振興を図るため、農商工連携事業をより一層推進するとともに、地域産品の国内外市場への販路開拓支援の強化が必要である。

さらには、経済波及効果が高い観光の振興も、本格的な景気対策の一つとして活用すべきと考える。

以 上

<提出先>

政府・省庁・政党等

<実現状況>

I. 経済・財政・金融・税制対策の大胆な総動員

1. 30兆円規模の大型景気対策のスピード実施

○政府の「経済危機対策」（平成 21 年 4 月 10 日）において、内需下支えによる「底割れ」の防止、財政出動に関する国際協調の実践、予想される失業率悪化への対処、民需主導経済への円滑な移行などを考慮し、多年度による対応も視野に入れ、補正予算により、国費 15.4 兆円程度（事業費 56.8 兆円程度）の対応が行われることとなった。

○本対策の総合的な経済効果としては、平成 21 年度実質 GDP 成長率の 2 %程度の押上げ、また、需要拡大による 40～50 万人程度（1 年間）の雇用創出が見込まれている。

○財政の持続可能性を確保する観点から、累次の経済対策として実施される措置を踏まえ、「中期プログラム」（平成 20 年 12 月 24 日）について、必要な改訂が早急に行われることとなった。

○銀行等保有株式取得機構の活用

金融機関が保有する優先株（優先出資証券）、ETF 及び J-REIT、並びに事業法人が保有する金融機関の優先株（優先出資証券）を買取対象に加えられる（そのための法律改正を与党において検討）こととなった。

○株式市場への対応

市場の価格発見機能に重大な支障が生じる状況が継続するような例外的な場合に備えて、臨時・異例の措置として、政府の関係機関が市場から株式等を買取する仕組みが整備される（そのための法律改正を与党において検討）こととなった。また、借入に係る政府保証枠を 50 兆円とするなど、所要の予算措置を講じられることとなった。

2. 「中期的な成長シナリオ」の策定・実行

○わが国の強みを発揮すれば明るい未来が開けることを国民各層と共有すべく、「危機対策」と並行して、今月中に新たな「成長戦略」を取りまとめられることとなった。

○中長期的な成長を図るため、新たな経済成長戦略等を踏まえ、3つのプロジェクト（「低炭素革命」、「健康長寿・子育て」、「底力発揮・21 世紀型インフラ整備」）のうち、本対策において、特に緊急に実施す

べき施策が実行されることとなった。

Ⅱ. スピード感をもって実施すべき具体的な即効策

1. 「中期的な成長シナリオ」につながる施策の迅速な実行

(1) 社会インフラ整備の複数年度前倒し執行

○公共事業に係る平成 21 年度当初予算の上半期の契約率については、特別な事情があるものを除き、入札改革の進展も勘案して、実質的に過去最高水準の前倒しである 8 割を目指し、最大限努力されることとなった。

<具体的な優先分野>

①交通・物流効率化のための整備新幹線・リニア新幹線・大都市の環状道路や、ハブ空港・ハブ港湾などグローバル経済を勝ち抜くための、国際競争力の強化に資する社会インフラの整備。

- 「国土ミッシングリンク」の結合（三大都市圏環状道路整備、主要都市間の規格の高い道路等）
 - ・三大都市圏環状道路、主要都市間の規格の高い道路、拠点間・地域都市間のアクセス改善となる道路、スマートインターチェンジの整備等
 - ・国幹会議の議論を経て外環等を整備計画に位置づけられることとなった。
- 港湾・空港インフラの強化（スーパー中枢空港の機能強化、羽田空港の容量拡大・機能強化）が行われることとなった。
 - ・スーパー中枢港湾の機能強化〔2010 年度までに港湾コストの約 3 割を低減〕（鉄道や内航海運とのシームレス化等）
 - ・大型船舶に対応した産業港湾インフラの刷新
 - ・羽田空港の容量拡大・機能強化（C 滑走路の延伸、総合的容量拡大調査等）
- 首都圏国際ハブ空港の実現のための総合的調査が行われることとなった。
- 整備新幹線の着実な整備が行われることとなった。
- 世界からのアクセスの抜本的な改善（成田・羽田間アクセス改善、査証審査体制整備を踏まえた訪日査証の見直し、空港入国審査待ち時間の大幅短縮等）が行われることとなった。
 - ・東京駅～成田空港間 30 分台、東京駅～羽田空港間 20 分台。その結果、成田-羽田両空港間の鉄道アクセスを 100 分程度→50 分台、梅田-関空間は 30 分台が実現されることとなった。

②地域間格差の是正や地域活性化のための、地方幹線道路や整備が極めて遅れている地域の道路整備。

→（再掲）「国土ミッシングリンク」の結合（三大都市圏環状道路整備、主要都市間の規格の高い道路等）

③老朽化した道路・橋梁や上下水道管の長寿命化に向けた計画的な取組みの加速および着手している補修事業の前倒し実施。

- 社会資本ストックの耐震化・予防保全対策（道路橋・堤防・上下水道施設等の耐震化、道路構造物・河川管理施設・公園施設等の予防保全・機能向上、官庁施設の耐震化等安全対策等）

④大規模地震に備えた学校や病院、事務所・工場、住宅等の耐震化の加速。

- 「スクール・ニューディール」構想（学校耐震化の早期推進、太陽光パネルをはじめとしたエコ改修、ICT 環境の整備等を一体的に実施）〔うち、3 年間で公立をはじめとする学校施設に一体的実施を抜本拡大〕
- 住宅、建築物、災害拠点病院等の耐震化等が促進されることとなった。

⑤IT を駆使した社会全体の高度情報基盤整備の加速。

○地上デジタル放送への完全移行に向けた対策の強化

- ・デジタル・ディバイド解消（ブロードバンド・ゼロ地域の解消、携帯不感エリアの解消加速等）
- ・電子政府・電子自治体の加速（国民電子私書箱の推進等）
- ・グリーンITで世界を牽引
- ・ITを活用したリーディング産業の競争力強化と地域・中小企業の活性化
- ・ICTを活用した地域の活性化等（ユビキタスタウンの構築等） 等

○地方公共団体への配慮

- ・本対策における公共事業等の追加に伴う地方負担の軽減を図るため、「地域活性化・公共投資臨時交付金」（1.4兆円）が交付されることとなった。
- ・地方公共団体において、地域の実情に応じるきめ細かな事業を積極的に実施できるようにするため「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」（1兆円）が交付されることとなった。

（２）革新的技術開発・普及による低炭素社会の構築

○環境対応車への買換えなど普及促進（平成21年4月10日遡及適用）

- ・経年車の廃車を伴う新車購入補助（スクラップインセンティブ）

要 件	補助額	
	登録車	軽自動車
車齢13年超から2010年度燃費基準達成車へ	25万円	12.5万円

- ・新車購入補助（経年車の廃車を伴わないもの）

要 件	補助額	
	登録車	軽自動車
4☆かつ2010年度燃費基準+15%以上	10万円	5万円

（注）上記の補助単価は乗用車の場合（トラック・バス等の重量車にも補助実施）

○太陽光発電

- ・「スクール・ニューディール」構想（学校耐震化の早期推進、太陽光パネルをはじめとしたエコ改修、ICT環境の整備等を一体的実施）〔うち、3年間で公立をはじめとする学校施設に一体的実施を抜本拡充〕（再掲）
- ・太陽光発電の導入抜本加速
 - （i）家庭等で発電した太陽光電力の電力会社による新たな買取制度導入〔既存施策とも併せた技術革新・需要拡大により、3～5年間で半額程度の価格に低減〕
 - （ii）公共建築物・住宅等への太陽光発電の導入促進等
- ・中小企業における太陽光発電設置

○グリーン家電（テレビ・エアコン・冷蔵庫）の普及加速（「エコポイント」の活用等）

＜エコポイントの付与に関する考え方＞

要 件	付与されるポイント		
	エアコン	冷蔵庫	テレビ
統一省エネラベル4☆以上の製品の購入	5%相当	5%相当	5%+5%（地デジ対策）相当
さらに、リサイクル（買換）を伴う場合	リサイクル料金相当	リサイクル料金相当	リサイクル料金相当（平均3%）

○公共建築物や民間ビルのうち、省エネ効果が高いものにつき、省エネ診断及び改修を促進（当面３年間、重点実施）、住宅等の省エネ化（エコハウス化）加速〔当面３年間で３００万戸〕、長寿命化等の促進、研究開発や設備投資等への支援、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車、充電インフラのモデル事業による実証実験、環境・エネルギー革新技術等の開発・実証の集中実施、国内クレジット制度を活用した中小企業等における省エネ設備等の普及促進が図られることとなった。

（３）「国民生活の安心・安全の確保」に資する政策の推進

○雇用調整助成金の拡充等

解雇等を行わない場合の助成率の上乗せ、残業を大幅に削減して解雇等を行わない場合の助成対象への追加に加え、大企業に対する教育訓練費の引上げ、１年間の支給限度日数が撤廃されることとなった。

○再就職支援・能力開発対策

「緊急人材育成・就職支援基金」による職業訓練、再就職、生活への総合的な支援が行われることとなった。

職業能力開発支援の拡充・強化、ハローワーク機能を抜本的強化されることとなった。

○雇用創出対策

更なる雇用創出等を図るため、緊急雇用創出事業（基金）の積み増し等がされることとなった。

○住宅取得のための時限的な贈与税の軽減

生前贈与の促進により高齢者の資産を活用した需要の創出を図るため、平成２２年末までの時限措置として、直系尊属から居住用家屋の取得に充てるために金銭の贈与を受けた場合には、５００万円まで贈与税を課さないこととされた。この特例は、暦年課税又は相続時精算課税の従来の非課税枠にあわせて適用可能とすることとなった。

○社会保障

年金記録問題の解決促進に向けた体制の整備、高齢者医療の安定的な運営の確保等（長寿医療制度の均等割保険料８.５割減の平成２１年度における継続、健保組合のＩＴ化推進のための財政支援、失業者に係る国保・長寿医療制度の保険料減免の推進）がされることとなった。

○医療

- ・都道府県が地域の医療課題の解決に向けて策定する「地域医療再生計画」に基づいて行う、医療圏単位での医療機能の強化、医師等の確保等の取組が支援されることとなった。
- ・地域内において医療機関の機能強化、機能・役割分担を進めるための連携が強化されることとなった。

○介護職員の処遇改善・介護拠点整備

- ・介護職員の処遇改善やスキルアップの取組を行う事業者に対し、３年間助成。
- ・介護施設や地域介護拠点の整備に対する助成及び融資の３年間拡大。
- ・福祉・介護人材の資格取得等のキャリア・アップ支援等が行われることとなった。
- ・離職者等への無料の職業訓練が行われることとなった。
- ・個々の求職者にふさわしい職場紹介と定着支援が行われることとなった。

○不況下の子育て世代支援

現下の不況下で、全体の個人所得が減少しつつあることに鑑み、臨時異例の措置である子育て応援特別手当（３歳から５歳、年３.６万円）を、平成２１年度に限り、第一子まで拡大。

○地域における子育て支援の拡充等（保育サービス等の充実、地域子育て支援の充実等）

保育サービス等の充実（保育の広域的な利用の促進、賃借物件の対象拡大、保育所の耐震整備等）、地

域の子育て力をはぐくむ取組等の拡充、不妊治療の助成拡充が図られることとなった。

○ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充

母子家庭等への資格取得支援、在宅就業支援等、生活保護制度における子どもの健全育成支援、児童養護施設等の生活環境改善、退所児童の生活・就業支援等が図られることとなった。

○教育費負担への支援（経済情勢の悪化により修学が困難な学生・生徒に対する授業料減免・奨学金事業等への緊急支援等）

○「平成の農地改革」の断行と担い手の育成（農地の集積化、耕作放棄地の解消、農業経営体の育成）

2. 中小企業の金融対策を柱とする事業継続支援の大幅な拡充

○緊急保証の規模拡大

緊急保証枠 20 兆円を 30 兆円に拡大し、ハイリスク対応も踏まえた日本政策金融公庫・信用保証協会の財務基盤が強化されることとなった。

○緊急保証等の改善

据置期間の延長、普通保険を活用した無担保保証への対応等がされることとなった。

○セーフティネット貸付の規模拡大

貸付枠の 3 兆円追加及びハイリスク対応も踏まえた日本政策金融公庫等の財務基盤の強化がされることとなった。

○セーフティネット貸付等の改善

無担保・無保証貸付、倒産対応貸付、雇用関連貸付の金利引下げ。

○元本返済猶予など既往債務の条件変更への積極的な対応

日本政策金融公庫・商工中金において 1.5 兆円を目処に対応されることとなった。

○マル経融資など政府系金融機関の貸付の金利の引下げ等貸出条件の緩和

マル経融資について融資限度 1, 000 万円が 1, 500 万円に拡大され、融資期間・据え置き期間が延長された。

○商工中金の貸付（危機対応）の規模拡大

- ・商工中金の貸付枠 0.9 兆円に 2.4 兆円追加し 3.3 兆円に拡大されることとなった。また、日本政策金融公庫・商工中金の財務基盤が強化されることとなった。

○中堅・大企業の資金繰り支援等

- ・日本政策投資銀行・商工中金の現行の長期資金貸付枠 2 兆円に 8 兆円を追加し 10 兆円に拡大。
- ・民間金融機関の貸出額を確保するため、日本政策投資銀行の保証が活用されることとなった。
- ・あわせて日本政策金融公庫による損害担保枠が拡充されることとなった。
- ・日本政策投資銀行が、危機対応業務を円滑に行えるよう財務基盤の強化（追加出資）等が行われることとなった。
- ・産業活力再生特別措置法に基づく出資円滑化のための損害担保制度の創設・拡充及び中堅企業に対する中小企業基盤整備機構による債務保証制度が拡充されることとなった。

○ものづくり基盤技術や次世代産業を支える技術の開発等を行う中小企業への支援

ものづくり中小企業の試作品開発、販路開拓等への支援が行われることとなった。

○中小企業事業再生支援の強化（中小企業再生支援協議会の支援体制強化等）

○中小企業の国内外市場開拓支援

海外見本市への出展支援や国内主要市場での販路拡大支援が行われることとなった。

3. 地方の実情に応じた地域の再生・活性化

○地方公共団体への配慮（再掲）

- ・本対策における公共事業等の追加に伴う地方負担の軽減を図るため、「地域活性化・公共投資臨時交付金」（1.4兆円）が交付されることとなった。
- ・地方公共団体において、地域の実情に応じるきめ細かな事業を積極的に実施できるようにするため「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」（1兆円）が交付されることとなった。

○商店街の活性化支援の強化（空き店舗を活用した子育て支援等）

○農商工連携事業の推進

国産農林水産物等の海外販路の維持・充実、農商工連携、都市農村交流、学校給食の活用をはじめとする地産地消の促進などによる地域活性化が行われることとなった。

○中小企業の国内外市場開拓支援（再掲）

海外見本市への出展支援や国内主要市場での販路拡大支援が行われることとなった。

○観光

国際競争力の高い魅力ある世界有数の観光地の形成（観光圏整備（当面約30地域）、景観形成や歴史まちづくりの加速〔景観計画に基づき取組を進める地域を2012年度までに500地域へ〕、無電柱化の加速、旅館街再生支援等）、2泊3日以上滞在型観光促進のための観光圏整備の実施（当面約30地域の観光圏を支援）、無電柱化の加速、旅館街の面的な再生を図るための観光産業イノベーション促進事業の実施が図られることとなった。

以 上

21. 緊急決議

平成 21 年 3 月 19 日

日本商工会議所

世界同時不況下にあつて、わが国経済は、戦後最大の危機に直面し、地域経済を支えている中小企業の倒産は増加の一途にあり、一刻の猶予も許されない厳しい状況に陥っている。今回の未曾有の経済危機による受注・売上の急激な減少は、とりわけ経営体力の弱い中小企業に壊滅的な打撃を与えており、中小企業の業況の先行きに明るい見通しは全く立っていない。

日本商工会議所および全国の 516 商工会議所は、日々の経営に奮闘し雇用維持に最大限努力している会員の中小企業から届いた声を、緊急決議として取りまとめた。

ついては、政府および国会、都道府県および議会におかれては、中小企業の実態・地域経済の窮状を十分ご賢察いただき、下記事項を早急に実現されたい。

記

1. 30 兆円規模の財政措置を伴う大型景気対策のスピード実施を

- 「雇用や仕事の増大をもたらす新たな有効需要の創出」のため、2 年以内のわが国経済の完全復活に向け、30 兆円規模の財政措置を伴う大型景気対策を直ちに策定し、実行すること。
- 「中期的な成長シナリオ」を早急に提示し、企業や国民に明るい将来展望を抱かせ、わが国経済を「内外需バランスのとれた成長」に導くこと。

2. 社会インフラ整備の複数年度前倒し執行を

- 幹線道路、整備新幹線、国際国内拠点空港・港湾等の整備、老朽化した橋梁・上下水道管等の補修、学校や病院等の耐震化など、インフラ整備の複数年度前倒し執行を行うこと。
- 国の直轄事業は地方自治体の負担を前提とせず、時限的に全額国庫負担とすること。また、国が補助し地方自治体が行っている事業については、地方の裁量の幅を拡大すること。
- 電気自動車や省エネ家電等の加速的普及、住宅・事務所等の省エネ化や太陽光発電の早期導入に向けた大胆な支援により低炭素社会を構築すること。また、国民生活の安心・安全の確保に向け、雇用の安定、社会保障制度や少子化対策の充実、食料供給力の向上を図ること。

3. 中小企業の金融対策を柱とする事業継続支援の大幅な拡充を

- 今後も、緊急保証制度や政府系金融機関の貸付制度の規模・対象業種の拡大等を行うこと。信用保証協会の審査の一層の弾力化を促すため、信用補完制度の強化を図りつつ、無担保枠の上限を引き上げること。また、中堅企業も含めた資金繰り支援を大幅に拡充するため、政策金融機能の強化に向け、日本政策金融公庫等に対して万全の措置を講ずること。
- 借入金返済の猶予や既往貸付についての借換、複数債務の一本化を促進し、返済負担を軽減すること。追加保証・融資も弾力的に行うこと。また、保証料率や政府系金融機関の貸付金利を引き下げ

ること。

○国・都道府県は、中小企業の経営安定に向け、中小・小規模企業予算を大幅に拡充すること。

4. 地方の実情に応じた地域の再生・活性化を

○景気対策予算の相当分を地方に配分し、地方の裁量による社会資本整備を可能とすること。

○地域コミュニティを支える商店街への支援や中心市街地活性化への取り組みを促進すること。

○ものづくり中小企業への特段の支援や、農商工連携の推進、地域産品の国内外市場への販路開拓支援の強化を図ること。また、観光の振興を大胆に行うこと。

以 上

<提出先>

国会議員・都道府県知事・都道府県議会等

<実現状況>

「20. 当面の経済運営に関する緊急提言」参照。

(3) 刊行物等

- ビジネス認証サービスタイプ1-A 総合パンフレット（3月）
- 販売士メールマガジン 第21号～第32号
- 日商 ニュース・ファイル第623号～第707号
- Eメール通信 第499号～第543号
- メールマガジン「まちづくりニュース」 第78号～第90号
- メールマガジン「全国展開ナカマガ」 第13号～第36号
- メールマガジン「Q u a l i」 第91号～第104号
- DCプランナー（企業年金総合プランナー）メールマガジン 第129号～第152号
- 日商PC通信 第53号～第62号
- 会議所ニュース（旬刊）第2284号～第2314号
- 石垣（月刊）第335号～第346号
- 所報サービス（月刊）2008/4～2009/3

<資料サービス>

資 料 名	送 付 月 日
商工会議所 中期行動計画 商工会議所 中期行動計画（概要版） 「全国商工会議所 観光振興大会 2008 in 南九州」 「J A P A N B R A N D 2008」 「卸・小売 連携による物流コストの削減 ～物流サービスの適正化～」 日本商工会議所 平成20年度「商工会議所政策・調査担当職員研修会」のご案内	H. 20. 7
各地商工会議所環境行動計画 策定・推進マニュアル 「商工会議所の現状に関する調査（組織・財政）」前回のご回答内容 これからのボランティアチェーンの役割と機能開発の方向 「私たち元気です！」商店街 地域活性化シンポジウム開催のご案内 「天皇陛下御即位二十年奉祝記念特別カレンダー」予約受付のご案内	H. 20. 10
「平成20年度全国商工会議所業務・検定担当者会議」資料集 検定パンフレット（企業向け） 「私たち元気です！」商店街	H. 20. 11
ボランティアチェーン 2009年1月号 全国商工会議所観光振興大会 2009 in 神戸 21世紀のリーディング産業へ（日本ツーリズム産業団体連合会 冊子） 日本政策金融公庫 セーフティーネット貸付のご案内 消防団入団促進DVD	H. 21. 1

「私たち元気です！」商店街・商業施設等と合築した街なか居住の推進の取組編 「私たち元気です！」商店街・安全・安心なまちづくりのための取組編 「2015/2019 ラグビーワールドカップ日本招致活動」 「I R B ジュニアワールドチャンピオンシップ 2009 日本大会 (U20 世界ラグビー選手権)」	H. 21. 3

(4) 技術・技能の普及

① 検 定

ア. 珠 算

(i) 珠算能力検定試験（文部科学省後援）

珠算能力検定試験は、6月22日(第183回1級～3級)、10月26日(第184回1級～3級)、21年2月8日(第185回1級～3級)の3回施行した。その結果、受験者数は、1級25,420名、2級39,413名、3級55,591名の合計120,424名で、前年度(114,602名)と比較して5,822名の増加(前年度比5.1%増)となった。合格者数は、1級6,931名、2級14,778名、3級28,025名の合計49,734名であった。

○第183回珠算能力検定試験

(6月22日(日)、424商工会議所で施行)

級	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1級	7,871	7,710	2,026	26.3
2級	12,688	12,363	5,060	40.9
3級	18,781	18,338	9,803	53.5
合計	39,340	38,411	16,899	—

○第184回珠算能力検定試験

(10月26日(日)、414商工会議所で施行)

級	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1級	7,913	7,715	2,296	29.8
2級	12,111	11,762	4,316	36.7
3級	17,708	17,543	8,912	50.8
合計	37,732	37,020	15,524	—

○第185回珠算能力検定試験

(21年2月8日(日)、414商工会議所で施行)

級	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1級	9,636	9,001	2,609	29.0
2級	14,614	13,513	5,402	40.0
3級	19,102	17,181	9,310	54.2
合計	43,352	39,695	17,321	—

○珠算能力検定試験1級満点合格者

各回の満点合格者数は、以下のとおり。

- 1) 第 183 回 27 名
- 2) 第 184 回 13 名
- 3) 第 185 回 33 名

(ii) 視覚障害者珠算検定試験

当所ならびに全国盲学校長会主催による第 44 回視覚障害者珠算検定試験は、11 月 14 日～21 年 1 月 31 日までの間に、全国 40 盲学校等で施行した。受験者数は 178 名で、合格者数は 84 名であった。

○第 44 回視覚障害者珠算検定試験

(11 月 14 日 (金) ～20 年 1 月 31 日 (土)、40 盲学校等で施行)

クラス	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
A クラス	6	6	1	16.7
B クラス	20	19	3	15.8
C クラス	29	28	7	25.0
D クラス	37	35	17	48.6
E クラス	40	38	24	63.2
F クラス	46	46	32	70.0
合 計	178	172	84	—

イ. 簿記検定試験

簿記検定試験は、6 月 8 日 (第 119 回 1 級～4 級)、11 月 16 日 (第 120 回 1 級～4 級)、21 年 2 月 22 日 (第 121 回 2 級～4 級) の 3 回施行した。その結果、受験者数は、1 級 37,125 名、2 級 234,151 名、3 級 376,275 名、4 級 3,619 名の合計 651,170 名で、前年度と比較して 46,848 名の増加 (前年度比 7.8%増) となった。合格者数は、1 級 2,584 名、2 級 60,135 名、3 級 121,273 名、4 級 1,335 名の合計 185,327 名であった。

○第 119 回簿記検定試験

(6 月 8 日 (日)、493 商工会議所で施行)

級	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1 級	16,605	123,043	1,105	8.5
2 級	68,962	50,573	15,830	31.3
3 級	118,477	91,522	26,985	29.5
4 級	1,523	1,287	699	54.3
合計	205,567	156,425	44,619	—

○第 120 回簿記検定試験

(11 月 16 日 (日)、494 商工会議所で施行)

級	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率 (%)
1 級	20,520	15,889	1,479	9.3
2 級	83,573	61,662	18,252	29.6
3 級	135,515	103,333	41,509	40.2
4 級	1,026	791	311	39.3
合計	240,634	181,675	61,551	—

○第 121 回簿記検定試験

(21 年 2 月 22 日 (日)、492 商工会議所で施行)

級	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率 (%)
2 級	81,616	60,475	26,053	43.1
3 級	122,283	93,453	52,779	56.5
4 級	1,070	831	325	39.1
合計	204,969	154,759	79,157	—

ウ. 販売士検定試験(全国商工会連合会との共催、経済産業省・中小企業庁後援)

販売士検定試験は、1 級を 21 年 2 月 18 日 (第 36 回)、2 級を 10 月 1 日 (第 36 回)、3 級を 7 月 12 日 (第 62 回) と 21 年 2 月 18 日 (第 63 回) に施行した。

その結果、受験者数は、1 級 1,373 名、2 級 12,173 名、3 級 33,264 名の合計 46,810 名で、前年度 (47,305 名) と比較して 495 名の減少 (前年度比 1.0%減) となった。合格者数は、1 級 297 名、2 級 4,981 名、3 級 18,489 名の合計 23,767 名であった。

昭和 48 年度に第 1 回試験 (3 級のみ) を施行して以来、これまでに、のべ 1,582,939 名が受験し、781,175 名が合格している。21 年 3 月末日現在の販売士資格登録者数は、1 級 4,706 名、2 級 89,250 名、3 級 210,739 名の合計 304,695 名となった。

また、18 年度の 3 級、19 年度の 2 級に引き続き、20 年度から 1 級試験を新しい科目体系で施行した。

○平成 20 年度結果

級	施行会議所数	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率 (%)
1 級	151 (第 36 回)	1,373 (3)	1,178 (3)	297 (0)	25.3 (0.0)
2 級	283 (第 36 回)	12,173 (172)	11,024 (168)	4,981 (43)	45.2 (25.6)
3 級	307 (第 62 回)	16,169 (221)	14,919 (211)	8,145 (85)	54.6 (40.3)
3 級	316 (第 63 回)	17,095 (478)	15,786 (453)	10,344 (196)	65.5 (43.3)
合計	—	46,810 (874)	42,907 (835)	23,767 (324)	—

※ () は、各地商工会連合会の受験者数等 (内数で表示)。

エ. キーボード操作技能認定試験

(i) キータッチ 2000 テスト (文部科学省後援)

キータッチ 2000 テストは、合格・不合格を判定するものではなく、試験時間の 10 分間に入力できた文字数でタッチタイピング技能を証明するもの。試験時間の 10 分間以内に 2,000 字全ての入力を終えた受験者には、「ゴールドホルダー」の称号を付与している。

20 年度の受験者数は、2,000 名（ゴールドホルダー 215 名）であった。

(ii) ビジネスキーボード認定試験

ビジネスキーボード認定試験は、基本的なタイピング技能を認定する「キータッチ 2000 テスト」の中・上級試験にあたり、ビジネス実務で要求される速くて正確なキーボードの操作技能を証明する試験。試験は、日本語、英語、数値の 3 科目で構成されており、3 科目すべてにおいて最上位の S 評価を取得した者は、ビジネスキーボードマスターとして認定する。

20 年度の受験者数は 1,076 名であった。

オ. DCプランナー（企業年金総合プランナー）認定試験（社団法人金融財政事情研究会との共催）

DCプランナー（企業年金総合プランナー）認定試験は、9月21日（第13回1級、第14回2級）に施行した。

受験者数は、1級 1,120 名、2級 3,860 名の合計 4,980 名で、前年度と比較して 1 級は、122 名の減少（前年度比 11.0%減）、2 級は 421 名の減少（前年度比 11.0%減）となった。合格者数は、1 級が 308 名、2 級は 1,166 名の合計 1,474 名であった。

○平成 20 年度結果

級	受験者数(名)	実受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1 級 (第 13 回)	1,120	833	308	37.0
2 級 (第 14 回)	3,860	3,092	1,166	37.7
合計	4,980	3,925	1,474	—

合格者のうち、希望者は DCプランナー（企業年金総合プランナー）としての資格（1 級、2 級とも）を登録（資格の有効期間は 2 年間）できる。1 級の登録者は「1 級 DCプランナー（企業年金総合プランナー）」、2 級の登録者は「2 級 DCプランナー（企業年金総合プランナー）」の称号を付与しており、21 年 3 月末日現在の「1 級 DCプランナー（企業年金総合プランナー）」は 2,071 名、「2 級 DCプランナー（企業年金総合プランナー）」は 4,551 名である。

カ. 計算力・思考力検定試験（日本数学協会後援）

計算力・思考力検定試験は、次代を担う子供たちの基礎能力の育成のみならず、社会人として必要な職業能力の 1 つとしての計算能力や計数感覚、論理的思考力を向上させることを目的に施行している。レベルは、1 級～10 級までの 13 段階（準級含む）あり、5 月 24 日（第 12 回 3 級～4 級、第 14 回 5 級～8 級、第 9 回 9 級～10 級）と 11 月 1 日（第 11 回 1 級～準 2 級、第 13 回 3 級～4 級、第 15 回 5 級～8 級、第 10 回 9 級～10 級）の年 2 回施行した。

受験者数は合計 829 名で、合格者数は合計 557 名であった。

○平成 20 年度結果

級	施行 会場数	受験者数 (名)	実受験者数 (名)	合格者数 (名)	合格率 (%)
1 級～準 2 級 (第 11 回)	76	9	9	準 1 級 : 1 準 2 級 : 1	準 1 級 : 11.1 準 2 級 : 11.1
3 級 (第 12 回)	71	10	10	0	0.0
3 級 (第 13 回)	76	3	3	0	0.0
準 3 級 (第 12 回)	71	6	6	1	16.7
準 3 級 (第 13 回)	76	1	1	0	0.0
4 級 (第 12 回)	71	19	17	2	11.8
4 級 (第 13 回)	76	4	4	1	25.0
5 級 (第 14 回)	71	15	15	4	26.7
5 級 (第 15 回)	76	21	20	4	20.0
6 級 (第 14 回)	71	46	45	27	60.0
6 級 (第 15 回)	76	50	47	26	55.3
7 級 (第 14 回)	71	100	97	73	75.3
7 級 (第 15 回)	76	59	54	40	74.1
8 級 (第 14 回)	71	113	108	52	48.1
8 級 (第 15 回)	76	76	75	52	69.3
9 級 (第 9 回)	71	126	121	112	92.6
9 級 (第 10 回)	76	69	65	65	100.0
10 級 (第 9 回)	71	54	54	52	96.3
10 級 (第 10 回)	76	48	46	44	95.7
合計	—	829	796	557	—

キ. 電子メール活用能力検定試験

電子メール活用能力検定試験は、電子メールの利用に際し、必要とされる知識や能力の習得・育成を図り、その適切かつ有効な利用を推進するため、平成 15 年 7 月に創設したもの。試験の実施から採点までの全てを、インターネットを介してダウンロードした自動実行プログラムで行うネット試験で施行している。

20 年度の受験者数は合計 382 名で、合格者数は合計 166 名であった。

ク. 日商ビジネス英語検定試験（日本貿易振興機構（ジェトロ）後援）

日商ビジネス英語検定試験は、企業実務で日常的に使用する英語のビジネス文書（計画書や企画書、報告書、契約書、提案書、履歴書、電子メールによる文書など）の作成および海外取引に関する知識を有し、IT 時代に対応した国際ビジネスコミュニケーション手段として、英語を活用できる人材を育成するために、15 年 9 月に創設し、現在は 1 級～3 級の試験を施行している。

20 年度の受験者数は、1 級 38 名、2 級 217 名、3 級 619 名の合計 874 名で、合格者数は、1 級 19 名、2 級 25 名、3 級 157 名の合計 201 名であった。

ケ. EC 実践能力検定試験（財団法人日本情報処理開発協会・電子商取引推進協議会後援）

EC 実践能力検定試験は、社会のあらゆる分野で情報ネットワークの利用が基盤となる本格的なネット社会が到来する中、企業においてネット社会への対応を推進する、幅広い知識と実践的なスキルをもつ人材の育成に資することを目的とし、ネット試験により平成 16 年より施行している。

20 年度の受験者数は、1 級 28 名、2 級 34 名、3 級 309 名の合計 371 名。合格者数は、1 級 19 名、

2級 25名、3級 157名の合計 201名であった。

なお、最上級のECマスターについては、20年度、新たに5名のECマスター（累計 11名）が誕生した。

また、実際に電子証明書を取得・利用し、電子商取引やネットワーク運用等を体験するスクーリングによる研修（認定講師による「EC実践研修基礎コース」「EC実践研修応用コース」が、それぞれ同検定2級、1級試験の受験要件となっている）の指導にあたる講師の養成・認定を行っており、21年3月時点で174名（基礎コース講師：133名、応用コース講師：41名）が認定講師として認定されている。

コ. 電子会計実務検定試験（日本公認会計士協会・日本税理士会連合会後援）

電子会計実務検定試験は、本格的なネット社会を迎え、会計実務においても、パソコンソフト等の活用による電子会計が、業種・業態、企業規模を問わず普及していることから、企業、特に中小企業における電子会計の実践およびこれに対応できる人材の育成に資することを目的に、17年6月に創設された。現在、初級・中級・上級を施行しており、試験対応会計ソフトは「勘定奉行」「弥生会計」「会計王」「PCA会計」の4種類となっている。

20年度の受験者数は上級9名、中級325名、初級2,297名の合計2,631名、合格者数は上級2名、中級260名、初級1,741名の合計2,003名であった。

サ. 日商PC検定試験

日商PC検定試験は、ITを活用した昨今の企業実務の実態を踏まえ、単にパソコンの操作スキルだけではなく、どのように活用すれば効率的・効果的に業務を遂行できるかを問う検定で、文書作成、データ活用の2分野からなり、18年度より1～3級、Basic（基礎級）を施行している。

受験者数は文書作成分野が合計19,940名、合格者数は合計12,892名であった。データ活用分野の受験者数は合計11,958名、合格者数は合計8,160名であった。

また、本検定試験の普及を図るため、公式テキストを出版しているほか、商工会議所ネット試験会場に対して、全国各地で説明会や指導者研修会を開催した。

○20年度試験結果

<文書作成>

級	受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1級	63	22	34.9
2級	2,968	1,403	47.3
3級	15,059	9,779	64.9
Basic	1,850	1,688	91.2
合計	19,940	12,892	—

<データ活用>

級	受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
1級	34	14	41.2
2級	1,752	1,072	61.2
3級	8,605	5,863	68.1
Basic	1,567	1,211	77.3
合計	11,958	8,160	—

また、指導者説明会の実績は、次のとおり。

○日商 P C 検定試験指導者説明会

日商 P C 検定試験を施行しているネット試験機関を対象に、指導、運営方法を中心とした説明会を開催した。具体的には日商 P C 検定試験の上位級取得に導く学習指導方法の説明に加えて、日商 P C 検定の資格取得や学習歴が記載できる「ジョブ・カード」制度の概要およびこれを活用した受講生（学生）の就職支援、キャリア形成支援について紹介した。

日付	開催地	開催場所	対象ブロック	試験機関数
7 月 30 日	福岡会場	福岡商工会議所	九州	58
8 月 1 日	神戸会場	神戸商工会議所	関西・中国・四国	80
8 月 7 日	東京会場	NEC ブロードバンドソリューションセンター	関東	71
8 月 22 日	名古屋会場	名古屋商工会議所	東海	46
9 月 9 日	富山会場	富山商工会議所	北陸信越	31
9 月 12 日	秋田会場	秋田商工会議所	北海道・東北	16

上記のア～サの各種検定試験等の認知度の向上及び普及を図るために、主に以下の媒体により、受験者をはじめ関係機関（学校や企業）等に対して P R を行った。

種 別	部 数 等
検定ホームページ http://www.kentei.ne.jp/ (携帯サイト) http://www.kentei.ne.jp/mobile/	3,000 万ビュー ※のべ 1,550 万人（見込み）が利用
商工会議所検定試験ガイド(20 年度版)	200,000 部
P R ポスター（6 種）	125,000 枚
P R ポスター（日商 P C 検定）	10,000 部
パンフレット ・販売士検定 ・計算力・思考力検定	15,000 部 5,000 部
リーフレット ・日商 P C 検定 ・e ラーニング	50,000 部 5,000 部
検定情報ダイヤル（NTT ハローダイヤル） TEL:03-5777-8600	19,023 件

このほか、新聞や資格関連雑誌・ガイドブック等に各種検定試験の紹介記事を掲載した。

② 各種検定試験最優秀者の表彰

20 年度に施行した各種検定試験の 1 級合格者のうち、各回の最優秀者を表彰した。

なお、表彰式は 21 年 6 月 11 日（木）に行った。

次の表の（ ）内は、受験した商工会議所名。

第 119 回簿記	池 田 亮 平 氏（京都）
第 120 回簿記	齋 藤 雅 明 氏（市川）
第 36 回販売士	片 岡 沙央里 氏（東京）
日商 P C 検定試験（文書作成）	室 川 英 人 氏（諏訪）
日商 P C 検定試験（データ活用）	藤 森 俊 樹 氏（松本）
日商ビジネス英語検定試験	安 田 茂 樹 氏（東京）

③ 日商マスター認定制度

日商マスター認定制度は、企業や教育現場において、求められるニーズに対応した質の高い指導ができる指導者を育成・認定する制度である。

全国各地の教育機関、企業等で I T 指導にあたっている日商マスターを対象とした、第 11 回日商マスター研究学会を 8 月 2 日（土）～ 3 日（日）に神戸商工会議所において開催した。同研究学会では、日商マスターが日頃の研究成果の発表や情報・意見交換を通して自己研鑽を行った。

また、新たに日商マスターを目指している指導者を対象とした「日商マスター認定制度集合研修」を 9 月 13 日（土）～ 15 日（月）に開催した。同研修会では、中小企業の I T 化支援に向けた知識や、指導者として身につけるべき教育技法、キャリアコンサルタントの役割、e ラーニングの指導法について説明した。

【登録者数、研修会の実施状況等】

○日商マスター数（21 年 3 月末日現在）：270 名

○日商アソシエイトマスター（21 年 3 月末日現在）：20 名

○指定教育機関（21 年 3 月末日現在）：107 機関

○日商マスター認定制度集合研修（第 1 段階）

平成 20 年 9 月 13 日（土）～ 14 日（日）（於：日商研修室）

○日商マスター認定制度集合研修（第 2 段階）

平成 20 年 9 月 14 日（日）～ 15 日（月）（於：日商研修室）

○日商マスター認定試験

2 月 14 日（土）12 名受験（合格者 11 名）

○その他

・第 10 回日商マスター研究学会（当所後援）

8 月 2 日（土）～ 3 日（日）（於：兵庫県神戸市（神戸商工会議所）・70 名参加）

・マスタークラブ代表者会議

平成 21 年 2 月 21 日（土）（於：日商研修室・8 クラブ 10 名参加）

・e ラーニング受講申込者数 のべ 220 名

④ 商工会議所 e ラーニング事業

当所ではネット試験会場を対象に、試験のみならず学習支援ツールとして e ラーニングを提供すべく

配信システムの整備およびコンテンツ収集などを準備してきたが、20年6月より本格的にeラーニングコンテンツの提供を開始した。提供するコンテンツは日商P C検定や販売士検定など各種検定試験の学習、ビジネスにおいて必要不可欠なマナーやコミュニケーション能力の向上、営業職や販売職として必要な知識の修得、パソコンの基本的なスキルの修得など16種類におよぶ。

ネット試験会場に商工会議所eラーニングの特徴を周知するため、7月から9月に全国各地で開催した日商P C検定試験指導者説明会において、各種eラーニングコンテンツの概要および資格取得に結びつくeラーニングの活用方法について説明した。

また、各学習センターで充実した受講者支援サービスが提供できるよう、ネット試験会場の指導者や日商マスターを対象とした「eラーニング指導法研修会」を開催し、eラーニングを有効活用するために、対面指導と異なるeラーニングの特徴・留意点を踏まえた、受講者へのメンタリング手法等について研修した。

さらに、産学連携事業の一環として、法政大学キャリアセンターの「トータルキャリア教育」において、転職・再就職希望者を対象にした職業能力の向上支援ツールとしてeラーニングを活用した。また、光産業創成大学院大学「起業講座」において、創業を目指す受講生が経営者として必要なビジネススキルを醸成するプログラムの一部として商工会議所eラーニングが組み込まれた。

(5) 経営改善普及事業

① 小規模事業者経営改善資金融資制度

関係方面への働きかけの結果、平成20年度からは、貸付限度額が1,000万円(19年度までの本枠550万円および別枠450万円(経済環境変化経営改善貸付：変経)が統合されたもの)となり、融資期間は運転資金5年、設備資金7年(19年度までの特例措置が恒久化されたもの)となった。また、生活衛生関係営業者に対する設備資金が融資対象として追加され名称も「小規模事業者経営改善資金融資制度」(旧名称：小企業等経営改善資金融資(マル経)制度)に変更された。

20年度の商工会議所における推薦実績は26,269件(前年度比99.98%)、117億9,072万円(同121.5%)となった(表1)。

これによって、商工会を含めた融資実績は45,948件(同99.9%)、1,856億2,500万円(同117.2%)となり、貸付規模3,900億円に対する消化率は47.6%となった(表2)。

この結果、昭和48年10月の制度発足以来の商工会を含めた融資累計は、468万5,346件、11兆2109億7,995万円となった。

一方、事故率(金額ベース)については、3年度を底に上昇傾向にあったが、13年2月の中小企業庁通達「小企業等経営改善資金融資制度の貸付事故の防止等について」に基づき事故防止対策に取り組んだことなどにより、17年度に入り減少傾向に転じ、20年度末においては4.84%となっている(ピークは16年12月末の5.53%)。

表1 推薦実績

件数(件)	金額(百万円)
26,269 (99.98)	117,590.7 (121.5)

()内は前年度比(%)

表2 融資実績（含商工会）

融資規模 （億円）①	融 資		消化率（％） ③／①	平均融資額 （万円）③／②
	件 数②	金額（百万円）③		
3,900	45,948	185,625	47.6	404.0

図1 金額ベースの構成比（含商工会）

(1) 用途別構成比 (単位：％)

運 転 資 金	設 備 資 金
79.3	20.7

(2) 新再別構成比

新 規 貸 付	再 貸 付
28.2	71.8

(3) 業種別構成比

小 売 業	建 設 業	製 造 業	サービス業	卸 売 業	その他
26.5	25.9	16.2	15.1	9.3	7.0

(4) 商工会議所・商工会別構成比

商 工 会 議 所	商 工 会
57.6	42.4

② 小規模事業対策関連会議関係

三位一体の改革での税源移譲により、経営改善普及事業をはじめとする各種の小規模事業対策は各都道府県の裁量により実施されているが、各都道府県の厳しい財政事情等を受け多くの地域で小規模事業対策予算の縮小が行われている。商工会議所等による小規模事業対策が円滑に遂行され、地域商工業の総合的な発展が推進されるよう、各都道府県においては、小規模事業対策予算ならびに経営指導員等補助対象職員の人件費の安定的かつ十分な確保が求められる。商工会議所では、小規模事業者の自助努力や再生を支援するため、創業・経営革新への支援に取り組むほか、経営改善普及事業をはじめとする小規模事業対策の一層の拡充・強化を図るとともに、経営指導員等の資質向上を図ることが求められている。このため当所では、各地商工会議所等主催による諸会議、研修会等に参加し、支援・連絡を行うとともに、各ブロックの商工会議所連合会と共催でブロック別の中小企業相談所長会議を開催した。また、当所主催により特定商工会議所中小企業相談所直面問題会議、政令指定都市および都道府県庁所在地商工会議所中小企業相談所長会議等を開催した。

<小規模企業対策関連会議>

開催期日	会 議 名	場 所
10. 7～8	特定商工会議所中小企業相談所直面問題会議	浜松
10. 9～10	北海道ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	帯広
10. 21～22	北陸信越ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	松本
10. 31	関東ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	東京
11. 10	九州ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	長崎
11. 11	中国ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	三原
11. 12	東海ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	名古屋
11. 14	四国ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	徳島
11. 25	近畿ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	大阪
11. 27	東北六県ブロック商工会議所中小企業相談所長会議	弘前
21. 2. 2	政令指定都市および都道府県庁所在地商工会議所中小企業相談所長会議	東京

<各地商工会議所主催研修会・諸会議での指導・連絡>

開催期日	会 議 名	場 所
9. 25	19 大都市商工会議所中小企業相談所金融担当課長会議	高松
10. 23～24	19 大都市商工会議所中小企業相談所運営相談課長会議	静岡
12. 18～19	19 大都市中小企業相談所長会議	仙台
21. 2. 20	会議所運営事務連絡会議	札幌
21. 3. 18	19 大都市商工会議所中小企業相談所金融担当課長会議	京都

(6) 研修会等

期 日	研修会等の名称	参加者数	開催場所	主 な 内 容
4.14～15	特定原産地証明書発給事務に係る研修会	18名	東京	○経済連携協定と原産地証明制度の概要 ○原産地証明法に基づく特定原産地証明書の発給事務について ○効果測定 (東京商工会議所・証明センター主任調査役 柳本満生氏)
4.21～22	特定原産地証明書発給事務に係る研修会	7名	大阪	○経済連携協定と原産地証明制度の概要 ○原産地証明法に基づく特定原産地証明書の発給事務について ○効果測定 (東京商工会議所・証明センター主任調査役 柳本満生氏)
4.11	日本商工会議所各種保険制度担当者研修会	61名	東京	○各保険制度の現状(加入件数の推移等)(日本商工会議所 産業政策部) ○各保険制度の概要説明について(東京海上日動火災保険㈱、三井住友海上火災保険㈱、㈱損害保険ジャパン) ○コンプライアンスについて(日本商工会議所 総務部(組織・運営)) ○「リコール費用担保特約」の概要と販売促進方法(東京海上日動火災保険㈱) ○商工会議所と損保会社の連携による好取組事例紹介(東京海上日動火災保険㈱、三井住友海上火災保険㈱、㈱損害保険ジャパン、富士火災海上保険(株)) ○グループ討議 ○各保険会社からの提案(東京海上日動火災保険㈱、三井住友海上火災保険㈱、㈱損害保険ジャパン、富士火災海上保険(株))
5.7～9	平成20年度商工会議所会報編集担当研修会	58名	カリアック 中日新聞社東海本社	○取材・インタビューの心得(「商業界」編集長 笹井清範氏) ○会報編集の基礎・実践(日本エディタースクール講師 西村良平氏) ○中日新聞社東海本社見学
5.14	平成19年度「早期転換・再挑戦支援窓口事業」説明会	171名	東京	○「早期転換・再挑戦支援窓口事業」の概要について ○再チャレンジのための融資制度・支援策について ○「早期転換・再挑戦支援窓口事業」Q&A・帳票等について ○その他
5.15	特定原産地証明書発給事務に係る研修会	8名	東京	○経済連携協定と原産地証明制度の概要 ○原産地証明法に基づく特定原産地証明書の発給事務について ○効果測定 (東京商工会議所・証明センター主任調査役 柳本満生氏)

5. 26～28	ジョブ・カード事業 担当者研修会（職員 向け）	80 名	キャリアック	○各種事業の進め方 ○担当者および企業開拓推進員、訓練コーディネーターの主な業務 ○委託費の取り扱い ○ジョブ・カード制度の概要 ○ジョブ・カード制度の普及推進策 ○有期実習型訓練とキャリア形成促進助成金 ○業務日誌等の各種書類の作成 ○意見交換 等
5. 28～30	平成 20 年度商工会 議所職員研修会	85 名	キャリアック	○「最近の商工会議所を巡る諸課題と職員に期待されること」（日本商工会議所 理事・事務局長 坪田秀治） ○「コンプライアンス運営に不可欠な職場内コミュニケーション」（有限会社キャリア・アップ代表取締役 須山由佳子氏） ○「浜松商工会議所の概要」（浜松商工会議所事務局長 森重信氏） ○「商工会議所の歴史・役割・現状・課題について」「商工会議所運営におけるコンプライアンス上の諸課題およびその対応について」（日本商工会議所事務局） ○分科会「商工会議所運営のコンプライアンスに対する体制整備や意識改革をどのように進めていけばよいか」
5. 30～31	平成 19 年度創業人 材育成事業担当者 説明会	191 名	キャリアック	○創業人材育成事業趣旨説明（中小企業庁経営支援部課長補佐 佐藤恭一氏） ○精算等の事務手続き全般について ○グループ別ディスカッション ○事例発表（相模原商工会議所経営支援課主幹 布施昭愛氏、豊中商工会議所中小企業相談所 山城一仁氏） ○パネルディスカッション（ビジネスコアカンサルティング 坂本篤彦氏、静岡県中部地区ＳＯＨＯ推進協議会 小出宗昭氏、ビジネスサポートファーム 松雪文彦氏）

6.2～3	平成 20 年度まちづくり・観光振興担当者研修会	105 名	全国町村議員会館	○開会挨拶・商工会議所のまちづくりへの取り組み状況について（日本商工会議所理事・流通・地域振興部部长 高橋和憲） ○中小小売商業をとりまく環境と中心市街地活性化策について（中小企業庁商業課中心市街地活性化チーム係長 吉峰秀樹氏） ○改正都市計画法全面施行後の地方公共団体の動きについて（国土交通省都市・地域整備局都市計画課課長補佐 淡中泰雄氏） ○事例発表（会津若松商工会議所企業振興課長補佐 栗城洋氏、藤枝商工会議所中小企業相談所長 小口章治氏、豊田商工会議所まちづくり振興部 小田康夫氏） ○今後の観光政策について（国土交通省総合政策局観光政策課企画室課長補佐 輕部努氏） ○日台観光事情及び誘致策について（台湾観光協会東京事務所所長 江明清氏） ○産業観光の推進について（財団法人日本交通公社研究調査部主任研究員 牧野博明氏） ○農商工連携による商店街と農山漁村の活性化（ハッピーロード大山商店街振興組合顧問・とれたて村コーディネーター 木川健氏）
6.2～4	ジョブ・カード事業担当者研修会（職員向け）	98 名	キャリアック	○各種事業の進め方 ○担当者および企業開拓推進員、訓練コーディネーターの主な業務 ○委託費の取り扱い ○ジョブ・カード制度の概要 ○ジョブ・カード制度の普及推進策 ○有期実習型訓練とキャリア形成促進助成金 ○業務日誌等の各種書類の作成 ○意見交換 等
6.11～13	ジョブ・カード事業担当者研修会（企業開拓推進員向け）	80 名	キャリアック	○ジョブ・カード事業の概要 ○助成金制度 ○委託費の取り扱い ○訓練実施計画の作成・訓練指導手法 ○評価シートの作成・評価の実施 ○業務日誌等の各種書類の作成 ○訓練指導・評価担当者講習 ○職場見学・体験講習 ○意見交換 等
6.24	特定原産地証明書発給新システム操作およびインドネシア協定に係る発給事務担当者研修会	15 名	大阪	○日インドネシア経済連携協定について ○判定審査の留意事項について（以上、東京商工会議所・証明センター主任調査役 柳本満生氏） ○特定原産地証明書発給新システムの流れについて（日本商工会議所国際部主査 原伸一）

6. 25	平成 20 年度 全国商 工会議所事務局長 研修会	108 名	東京	○開会挨拶・問題提起（日本商工会議所常務理事 篠原徹） ○商工会議所運営におけるコンプライアンスの徹底について（日本商工会議所総務部課長 篠原崇、日本商工会議所総務部課長 稲垣明美） ○経営改善普及事業をはじめとする商工会議所事業、組織のあり方について（日本商工会議所中小企業振興部長 五十嵐克也、日本商工会議所総務部長 朽原克彦） ○商工会議所検定を核とした産業人材育成・確保事業の推進について（日本商工会議所事業部長 小野明） ○商工会議所の組織運営について（日本商工会議所理事・事務局長 坪田秀治） ○質疑応答ほか
6. 25	特定原産地証明書 発給事務に関する 研修会（初級担当 者）	5 名	浜松	○特定原産地証明書発給事務およびシステム操作研修会について （以上、東京商工会議所・証明センター主任調査役 柳本満生氏）
6. 26	特定原産地証明書 発給システム操作 およびインドネシア 協定に係る発給事 務担当者研修会	10 名	東京	○日インドネシア経済連携協定について ○判定審査の留意事項について （以上、東京商工会議所・証明センター主任調査役 柳本満生氏） ○特定原産地証明書発給新システムの流れについて（日本商工会議所・国際部主査 原伸一）
6. 26	平成 20 年度 全国商 工会議所事務局長 研修会	96 名	東京	○開会挨拶・問題提起（日本商工会議所常務理事 篠原徹） ○商工会議所運営におけるコンプライアンスの徹底について（日本商工会議所総務部課長 篠原崇、日本商工会議所総務部課長 稲垣明美） ○経営改善普及事業をはじめとする商工会議所事業、組織のあり方について（日本商工会議所中小企業振興部長 五十嵐克也、日本商工会議所総務部長 朽原克彦） ○商工会議所検定を核とした産業人材育成・確保事業の推進について（日本商工会議所事業部長 小野明） ○商工会議所の組織運営について（日本商工会議所理事・事務局長 坪田秀治） ○質疑応答ほか
6. 30～ 7. 2	ジョブ・カード事業 担当者研修会（企業 開拓推進員向け）	52 名	カリアック	○ジョブ・カード事業の概要 ○助成金制度 ○委託費の取り扱い ○訓練実施計画の作成・訓練指導手法 ○評価シートの作成・評価の実施 ○業務日誌等の各種書類の作成 ○訓練指導・評価担当者講習 ○職場見学・体験講習 ○意見交換 等

7.3～4	平成 20 年度地域資源∞全国展開プロジェクト（小規模事業者新事業全国展開支援事業）セミナー	92 名	全国町村議員会館	○平成 20 年度地域資源∞全国展開ぷろじえくについて（中小企業庁経営支援部経営支援課課長補佐 荒井敏光氏） ○地域資源∞全国展開プロジェクトにおける観光振興について「ニューツーリズムの広がりとその可能性～産業観光を中心に～」（社団法人日本観光協会常務理事・総合研究所所長 丁野朗氏） ○地域資源∞全国展開プロジェクトにおける特産品開発について「売れない時代に提供できる価値」（株式会社三越日本橋本店副店長 坂井文枝氏） ○地域ブランドづくりのプロセスと手法（株式会社日本総合研究所総合研究部門上席主任研究員 金子和夫氏） ○事例発表（平戸商工会議所事務局長 松山芳弘氏） ○地域資源テストマーケティング・ショップ R i n の紹介（独立行政法人中小企業基盤整備機構地域活性化グループ課長代理 鈴木信也氏） ○展示会の有効活用について（株式会社ビジネスガイド社） ○事務局説明（事業遂行、予算執行に係る留意事項、今年度のスケジュール等）（日商事務局） ○視察「サンプル・ラボ」
7.7～9	ジョブ・カード事業担当者研修会（企業開拓推進員向け）	51 名	キャリアック	○ジョブ・カード事業の概要 ○助成金制度 ○委託費の取り扱い ○訓練実施計画の作成・訓練指導手法 ○評価シートの作成・評価の実施 ○業務日誌等の各種書類の作成 ○訓練指導・評価担当者講習 ○職場見学・体験講習 ○意見交換 等
7.7～9	ジョブ・カード事業担当者研修会（訓練コーディネーター向け）	51 名	キャリアック	○ジョブ・カード事業の概要 ○助成金制度 ○委託費の取り扱い ○企業開拓・コーディネートの手法 ○訓練実施計画の作成・訓練指導手法 ○評価シートの作成・評価の実施 ○業務日誌等の各種書類の作成 ○訓練指導・評価担当者講習 ○職場見学・体験講習 ○意見交換 等
7.14～16	ジョブ・カード事業担当者研修会（訓練コーディネーター向け）	33 名	キャリアック	○ジョブ・カード事業の概要 ○助成金制度 ○委託費の取り扱い ○企業開拓・コーディネートの手法 ○訓練実施計画の作成・訓練指導手法 ○評価シートの作成・評価の実施 ○業務日誌等の各種書類の作成 ○訓練指導・評価担当者講習 ○職場見学・体験講習 ○意見交換 等

7.18	平成 20 年度 J A N 企業（メーカー）コード登録受付業務担当者説明会	79 名	(財)流通システム開発センター会議室	○流通情報のシステム化の最近の動向について（(財)流通システム開発センター流通コードサービス部部長 齊藤静一氏） ○J A N 企業（メーカー）コード登録受付業務の手順等の説明とコンプライアンス徹底のお願い（日商事務局） ○J A N 企業（メーカー）コード登録受付事務処理のチェックポイント（(財)流通システム開発センター流通コードサービス部課長代理 門脇美智江氏、研究員 小川勝氏、河野亜冴子氏）
7.23	JAPAN ブランド育成支援事業に係る担当者研修会	69 名	青山こどもの城研修室	○JAPAN ブランド育成支援事業の事業評価調査から見た成功のカギについて（株式会社日本総合研究所 総合研究部門 新社会システム創成クラスター 上席主任 金子和夫氏） ○プロデューサーから見た JAPAN ブランド育成支援事業成功のポイント「海外におけるマーケティング活動」について（有限会社アートリソース代表取締役 北河原純也氏） ○中小企業の輸出促進について（日本貿易振興機構 輸出促進・農水産部 輸出促進課長 浜野京氏） ○CUUSOO JAPAN BRAND 参加企業の募集について（エレファントデザイン株式会社 コミュニティメディア Div. 営業グループ 伊藤宗方氏） ○アンテナショップ「RIN」の概要について RIN エグゼクティブディレクター 本多栄一氏）
7.25	商工会議所貿易証明業務に関する新任担当職員勉強会	40 名	日本商工会議所	○「貿易取引の基礎（貿易取引の仕組みと貿易書類の基礎）（国際商業会議所・日本委員会・シニアアドバイザー 小林達明氏） ○「貿易登録」「原産地証明書」「実習」「インボイス証明、サイン証明」（東京商工会議所証明センター所長 赤木剛氏）

9.1～3	平成 20 年度検定試験担当者研修会	49 名	キャリアック	○「商工会議所検定を核とした産業人材育成・確保事業の推進について」 ○「商工会議所におけるコンプライアンスの徹底、および商工会議所検定試験の厳正施行等について」 ○「商工会議所検定の活用・普及推進に関する事例発表等」 ・「簿記検定試験に関する社会的評価と今後の推進について」（城南静岡高等学校・久保田和夫教諭） ・「販売士検定試験の普及推進に当たって商工会議所に期待すること」（浜松大学・酒巻貞夫教授） ・「日商 P C 検定試験を活用した就業能力の向上について」（東京経営短期大学・石井典子准教授） ○「簿記」・「販売士」・「日商 P C」検定の普及推進に関する意見交換 ○「推進しよう検定試験！～プレゼンテーション能力の向上～」(株)アイル・キャリア代表取締役 五十嵐康雄氏) ○分科会討議 ・受験者拡充の方策等について ・コンプライアンスの徹底、検定試験の厳正施行について（管理規則の遵守、クレーム対応等） ・商工会議所検定に係る業務上の問題点（疑問点）や解決策等について ・その他 ○「分科会報告」 ○「平成 21 年度各種検定試験施行日等に関するアンケート調査」および『検定拡充 5 % 運動』の展開等に関するアンケート調査」中間集計結果について
9.30	平成 20 年度 I T 経営応援隊事業「I T 経営気づき研修会事業説明会」	41 名	大阪商工会議所	○「I T 経営応援隊事業の概要と趣旨説明」（日本商工会議所） ○「I T 経営の基礎知識 ～I T 経営で中小企業の経営力をアップ！～」(1 日経営者研修会インストラクター・浜松総務部有限会社 代表取締役 木村玲美氏) ○「W e b マーケティングによる I T 経営活用事例について～地域 I T 経営応援隊事業の実施事例～」(横須賀商工会議所 情報企画課主任 工藤幸久氏、横須賀 I T 活性化プロジェクトリーダー・G M O ホスティング & セキュリティ株式会社 中小企業 I C T 活性化支援事業企画室室長 大澤貴行氏) ○「研修カリキュラムの説明」（気づき研修会インストラクター・特定非営利活動法人 O C P 総合研究所理事長 桑山義明氏) ○「中小企業 I T 経営力大賞受賞企業における実践事例について」（I T 経営力大賞選考作業部会委員・T I M 主宰・特定非営利活動法人 I T コーディネータ協会副会長・社団法人中小企業診断協会副会長 高島利尚氏) ○「I T コーディネータの活用について」（特定非営利活動法人 I T コーディネータ協会 前原実氏)

9.30	JAPAN ブランド・フォーラム in 仙台	73 名	ホテルメトロポリタン仙台	○「プロデューサーからみた JAPAN ブランド成功のポイント」(株式会社 TRUNK 代表取締役 桐山登士樹氏) ○「山形発『カロツェリア型ものづくり』のブランド展開」(株式会社 菊地保寿堂 代表取締役社長 菊地規泰氏) ○流通からみた JAPAN ブランドの課題～売れるものづくり」(メイド・イン・ジャパン・プロジェクト株式会社 代表取締役社長 赤瀬浩成氏) ○「JAPAN ブランドの取り組みプロセスと成功条件」
9.29～10.3	(財)日本容器包装リサイクル協会からの委託業務に関する研修会	260 名	カリアック	○容器包装リサイクル法と容リ協会の役割・業務について(財)日本容器包装リサイクル協会) ○委託業務(普及啓発業務)について(財)日本容器包装リサイクル協会) ○委託業務(申込受付業務)について(財)日本容器包装リサイクル協会) ○オンラインシステム(REINS)について(財)日本容器包装リサイクル協会) ○商工会議所環境行動計画について(日本商工会議所 産業政策部) ○DVD上映(なぜ?なに?リサイクル)(財)日本容器包装リサイクル協会) ○リサイクル施設(㈱グリーンループ)視察(㈱グリーンループ)
10.3	平成 20 年度 I T 経営応援隊事業「I T 経営気づき研修会事業説明会」	13 名	盛岡商工会議所	○「I T 経営応援隊事業の概要と趣旨説明」(日本商工会議所) ○「I T 経営の基礎知識 ～I T 経営で中小企業の経営力をアップ!～」(1 日経営者研修会インストラクター・浜松総務部有限会社代表取締役 木村玲美氏) ○「Web マーケティングによる I T 経営活用事例について～地域 I T 経営応援隊事業の実施事例～」(横須賀商工会議所 情報企画課主任 工藤幸久氏、横須賀 I T 活性化プロジェクトリーダー・GMO ホスティング & セキュリティ株式会社 中小企業 I C T 活性化支援事業企画室室長 大澤貴行氏) ○「研修カリキュラムの説明」(気づき研修会インストラクター・有限会社ビジネス・サポートエム代表取締役) 御田村瑞恵氏) ○「中小企業 I T 経営力大賞受賞企業における実践事例について」(I T 経営力大賞選考作業部会委員・独立行政法人情報処理推進機構 IT 人材育成企画部企画グループ研究員 小野省氏) ○「I T コーディネータの活用について」(特定非営利活動法人 I T コーディネータ協会 前原実氏)

10.8～10	平成 20 年度商工会議所経理担当職員研修会	64 名	カリアック	○商工会議所中期行動計画について (日本商工会議所事務局) ○商工会議所の会計実務 ・各地会議所の事例と商工会議所会計基準 (公認会計士 伊藤嘉基氏) ・収益事業の概要および地方税の解説 ・税務上の諸問題および収益事業における法人税の申告書作成 (公認会計士・税理士 齋藤力夫氏) ○新しい公益法人制度改革 ・新公益法人会計基準について (公認会計士 伊藤嘉基氏) ○消費税の実務と決算処理のポイント (公認会計士・税理士 城所弘明氏) ○情報交換会(分科会)
10.7	平成 20 年度 I T 経営応援隊事業「I T 経営気づき研修会事業説明会」	59 名	東京商工会議所	○「I T 経営応援隊事業の概要と趣旨説明」 (日本商工会議所) ○「I T 経営の基礎知識 ～I T 経営で中小企業の経営力をアップ!～」(1 日経営者研修会インストラクター・浜松総務部有限会社 代表取締役 木村玲美氏) ○「We b マーケティングによる I T 経営活用事例について～地域 I T 経営応援隊事業の実施事例～」(横須賀商工会議所 情報企画課主任 工藤幸久氏、横須賀 I T 活性化プロジェクトリーダー・GMOホスティング & セキュリティ株式会社 中小企業 I C T 活性化支援事業企画室室長 大澤貴行氏) ○「研修カリキュラムの説明」(気づき研修会インストラクター・特定非営利活動法人 O C P 総合研究所 理事長 桑山義明氏) ○「中小企業 I T 経営力大賞受賞企業における実践事例について」(I T 経営力大賞選考作業部会委員・T I M 主宰・特定非営利活動法人 I T コーディネータ協会副会長・社団法人中小企業診断協会副会長 高島利尚氏) ○「I T コーディネータの活用について」(特定非営利活動法人 I T コーディネータ協会 前原実氏)

10. 8	平成 20 年度 I T 経営応援隊事業「I T 経営気づき研修会事業説明会」	17 名	福岡商工会議所	○「I T 経営応援隊事業の概要と趣旨説明」(日本商工会議所) ○「I T 経営の基礎知識 ～I T 経営で中小企業の経営力をアップ!～」(1 日経営者研修会インストラクター・無限責任中間法人イー・ケイ・エイ 代表社員 小林英二氏) ○「We b マーケティングによる I T 経営活用事例について～地域 I T 経営応援隊事業の実施事例～」(横須賀商工会議所 情報企画課主任 工藤幸久氏、横須賀 I T 活性化プロジェクトリーダー・GMO ホスティング & セキュリティ株式会社 中小企業 I C T 活性化支援事業企画室室長 大澤貴行氏) ○「研修カリキュラムの説明」(気づき研修会インストラクター・株式会社 Beecide 代表取締役 藤村昭文氏) ○「中小企業 I T 経営力大賞受賞企業における実践事例について」(I T 経営力大賞選考作業部会委員・T I M 主宰・特定非営利活動法人 I T コーディネータ協会副会長・社団法人中小企業診断協会副会長 高島利尚氏) ○「I T コーディネータの活用について」(特定非営利活動法人 I T コーディネータ協会 前原実氏)
10. 17	平成 20 年度全国商工会議所業務・検定担当者会議 (広島)	42 名	メルパルク広島	○商工会議所検定を核とした産業人材育成・確保事業の推進とジョブ・カード制度について ○平成 21 年度各種検定試験の受験料・施行日・制度改正および検定試験の厳正施行等について ○事例発表(広島商工会議所 中小企業振興部 人材開発チーム主幹 小林隆次氏) ○検定試験別意見交換会 ○検定試験別意見交換会総括
10. 21～22	TOAS/Web コード等の設定研修会 (「組織団体・会費/データ活用編」)	24 名	富士通オフィス機器株式会社研修室	○TOAS/Web 版の初期設定、組織団体への加入処理と会費の請求、検索機能等について (松本商工会議所 上原勇氏、松澤剛氏)
10. 22	TOAS/Web コード等の設定研修会 (「経理編」)	24 名	富士通オフィス機器株式会社研修室	○TOAS/Web 版の初期設定や伝票処理、年度繰越方法等について (松本商工会議所 上原勇氏、松澤剛氏)
10. 24	平成 20 年度全国商工会議所業務・検定担当者会議 (仙台)	35 名	ホテルコムズ仙台	○商工会議所検定を核とした産業人材育成・確保事業の推進とジョブ・カード制度について ○平成 21 年度各種検定試験の受験料・施行日・制度改正および検定試験の厳正施行等について ○事例発表(郡山商工会議所 中小企業相談所 まちづくり課主事 宮島恵夢氏) ○検定試験別意見交換会 ○検定試験別意見交換会総括

10. 24	JAPAN ブランド・フォーラム in 金沢	50 名	ホテル日航金沢	○「プロデューサーからみた JAPAN ブランド成功のポイント」(株式会社ゼロファーストデザイン 代表取締役社長 佐戸川清氏) ○「‘Fuji Façonné (フジファソネ)’ ブランドの開発と展開」(富士吉田商工会議所主事 小野雄一氏) ○「JAPAN ブランドにおけるデザインの重要性」(日経 BP 社 日経デザイン編集長下川一哉氏) ○パネルディスカッション「JAPAN ブランドの取り組みプロセスと成功条件」
10. 28	日アセアン協定に係る特定原産地証明発給事務担当職員研修会	20 名	東京	○日アセアン EPA の概要および原産地規則について(経済産業省・原産地証明室 出雲晃氏) ○「発給システム操作および留意事項について」(日本商工会議所国際部主査 原伸一)
10. 30	JAPAN ブランド・フォーラム in 京都	54 名	ハイアットリージェンシー京都	○「プロデューサーからみた JAPAN ブランド成功のポイント」(有限会社クルツ代表取締役 島村卓実氏) ○「香りの文化を演出する～‘あわじ島の香司’ブランドの確立」(株式会社大発代表取締役 下村暢作氏) ○「‘売る’商品づくりのために」(株式会社トゥイン 代表取締役 山田節子氏) ○パネルディスカッション「JAPANブランドの取り組みプロセスと成功条件」
10. 29～31	平成 20 年度 商工会議所政策・調査担当職員研修会	46 名	カリアック	○講義および演習 「地域活性化ビジョンのまとめ方『知産創育』地域を目指し、地域価値倍増を」 (日本能率協会コンサルティング 最高顧問・シニアコンサルタント、北陸先端科学技術大学院大学 教授 近藤修司氏) ○講義 「『磨き屋シンジケート』の構築についてー知産創育ネットワークで得たもの」 (燕商工会議所地域振興課磨き屋シンジケートお客様窓口 高野雅哉氏) ○講義 「政策・調査担当職員に求められるリサーチ能力ー経済調査のポイント」 (日本銀行調査統計局地域経済担当企画役 天野徹氏) ○演習 「データの分析ならびにレポート作成の実務演習(グループ別)」 (日本銀行調査統計局地域経済担当企画役 天野徹氏)
11. 5	日アセアン協定に係る特定原産地証明発給事務担当職員研修会	11 名	大阪	○日アセアン EPA の概要および原産地規則について(経済産業省原産地証明室 出雲晃氏) ○「発給システム操作および留意事項について」(日本商工会議所国際部課長 山内清行)

11. 7	JAPAN ブランド・フォーラム in 広島	43 名	ホテルグランヴィア広島	○プロデューサーからみた JAPAN ブランド成功のポイント」(有限会社クルツ代表取締役 島村卓実氏) ○「熊野(化粧筆)の取り組みについて」(有限会社竹田ブラシ製作所 代表取締役社長 竹田史朗氏) ○「流通からみた JAPAN ブランドの課題～売れるものづくり」(メイト・イン・ジャパン・プロジェクト株式会社 代表取締役社長 赤瀬浩成氏) ○パネルディスカッション「JAPAN ブランドの取り組みプロセスと成功条件」
11. 10～12	平成 20 年度第 1 回商工会議所貿易証明業務担当者研修会	44 名	キャリアック	○「商工会議所貿易関係証明発給業務の現状と課題」(日本商工会議所国際部主査 原伸一) ○「貿易取引の仕組み」「貿易書類の基礎」(貿易アドバイザー協会・貿易アドバイザー 鈴木貞雄氏) ○「商工会議所の証明制度とは」「証明発給業務のチェックポイント」「日本証明発給業務実習」「証明業務のレビュー」「一般証明と E P A 特定原産地証明」「習熟度チェック」(大阪商工会議所・国際部証明センター・所長 麻野良二氏)
11. 18	JAPAN ブランド・フォーラム in 東京	110 名	品川プリンスホテル	○「今治タオルブランディングプロジェクト～JAPAN ブランドの可能性～」(SAMURAI アートディレクター 佐藤可士和氏) ○「NUSSHA-YAMANAKA ブランドの確立」(山中商工会経営指導員 鹿野雄一氏) ○「JAPAN ブランドのデザインおよびプロモーション戦略について」(インテリアスタイリスト 長山智美氏) ○パネルディスカッション「JAPAN ブランドの取り組みプロセスと成功条件」
11. 20	JAPAN ブランド・フォーラム in 福岡	46 名	ホテル日航福岡	○「プロデューサーからみた JAPAN ブランド成功のポイント」(株式会社クリエイティブ・ワイズ 代表取締役 三宅曜子氏) ○「JAPAN ブランド事業から生れた・薩摩の黒切子」(合同会社地域ブランド創造代表社員 上水流溜氏) ○「マーケットトレンドから見た売れる商品作り」(有限会社 T POT 代表取締役御手洗照子氏) ○パネルディスカッション「JAPAN ブランドの取り組みプロセスと成功条件」
11. 27～28	TOAS/Web コード等の設定研修会(「組織団体・会費/データ活用編」)	23 名	富士通オフィス機器株式会社研修室	○TOAS/Web 版の初期設定、組織団体への加入処理と会費の請求、検索機能等について(松本商工会議所 上原勇氏、松澤剛氏)
11. 28	TOAS/Web コード等の設定研修会(「経理編」)	20 名	富士通オフィス機器株式会社研修室	○TOAS/Web 版の初期設定や伝票処理、年度繰越方法等について(松本商工会議所 上原勇氏、松澤剛氏)

12. 2	商工会議所 I T 経営サポーターズ研修会	39 名	キャリアック	○開会挨拶（日本商工会議所） ○I T 経営の概論について（浜松総務部有限会社代表取締役 木村 玲美 氏） ○各地商工会議所における中小企業の I T 支援事例の紹介について（札幌商工会議所 部会・産業部 産業 2 課 山田泰之氏、横須賀商工会議所 情報企画課 主任 工藤幸久氏、浜松商工会議所 会員サービス部 情報サービス課長 松尾秀樹氏、大阪商工会議所 経営情報センター 古川佳和氏） ○意見交換会 ○中小企業の I T 経営実践事例の紹介について（特定非営利活動法人 O C P 総合研究所 理事長 桑山義明氏） ○中小企業におけるモバイル活用事例について（モバイルコンピューティング推進コンソーシアム 顧客・ソリューション支援推進委員会副委員長 永野斉氏） ○意見交換報告会 ○電子政府・電子自治体の現状等について（日本商工会議所） ○情報セキュリティの必要性について（財団法人日本情報処理開発協会 プライバシーマーク推進センター 主任研究員 武井毅氏）
12. 5	地域活性化シンポジウム～農商工連携は新たなステージへ～		法政大学市ヶ谷キャンパスポアソナードタワー	○基調講演 地域再生と農商工連携（法政大学学事顧問（元総長） 清成忠男氏） ○事例発表（一関まちづくり（株）代表取締役 千葉幸七氏、石岡商工会議所 専務理事 山中英夫氏、米沢商工会議所 事務局長 柴田正孝氏、法政大学社会学部メディア社会学科 相沢加奈子氏、池田菜穂氏、柴真希子氏） ○パネルディスカッション（コーディネーター：法政大学大学院教授・地域研究センター副所長 岡本義行氏、パネリスト：一関まちづくり（株）代表取締役 千葉幸七氏、石岡商工会議所 専務理事 山中英夫氏、米沢商工会議所 事務局長 柴田正孝氏、コメンテーター：法政大学現代福祉学部教授 岡崎昌之氏、特許庁総務部長（前地域活性化統合事務局次長） 黒岩進氏）
21. 1. 22 ～23	TOAS/Web コード等の設定研修会（「組織団体・会費／データ活用編」）	23 名	日商アキバオフィス研修室	○TOAS/Web 版の初期設定、組織団体への加入処理と会費の請求、検索機能等について（松本商工会議所 上原勇氏、松澤剛氏）
1. 23	TOAS/Web コード等の設定研修会（「経理編」）	19 名	日商アキバオフィス研修室	○TOAS/Web 版の初期設定や伝票処理、年度繰越方法等について（松本商工会議所 上原勇氏、松澤剛氏）

(第1班) 1. 27～28 (第2班) 1. 28～29	平成 20 年度マル経 総合研修会	(第1班) 71 名 (第2班) 77 名	キャリアック	○小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経）について（講師：中小企業庁経営支援部経営支援課課長補佐 刀禰正樹氏） ○小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経）の事務処理上および審査上の留意点について（日本政策金融公庫国民生活事業本部企業融資部経営改善貸付課長 井上健氏） ○小企業等経営改善資金融資制度（マル経）の不正貸付事故の防止について ○グループ別討議 ○グループ別討議結果報告および全体意見交換 ○ケーススタディ解説
3. 27	特定原産地証明書 発給事務に係る研 修会（未経験者およ び経験者対象）	8 名	東京	○E P A 制度の概要について ○原産地規則について ○発給システム操作説明等について ○日本化学繊維協会との意見交換 ○輸出品の原産判定に係る問題と対応策について （日本商工会議所・国際部課長 山内清行）

(7) 後援・協賛事業

開催期日	名 称	主催者名	部
4. 1～5. 20	第 21 回日経ニューオフィス賞	日本経済新聞社、(社)ニューオフィス推進協議会	総
4. 4	第 3 回「式年遷宮について語るタベ」	伊勢神宮式年遷宮広報本部	総
4. 15～4. 17	韓国ビジネスミッション	日本貿易振興機構	国
4. 21	「2008 韓国投資環境セミナー」	大韓貿易投資振興公社	国
5. 3～4	第 51 回全日本こけしコンクール	第 51 回全日本こけしコンクール事務局	流
5. 5～11	第 63 回児童福祉週間	厚生労働省、社会福祉法人全国社会福祉協議会、財団法人こども未来財団	企
5. 8～11. 6	平成 20 年度グッドデザイン賞	(財)日本産業デザイン振興会	事
5. 21～22	SCM ソリューションフェア 2009	(社)日本ロジスティクスシステム協会	流
5. 22～23	第 5000 回記念 QC サークル全国大会（東京）第 1 回事務・販売・サービス部門全日本選抜 QC サークル大会	(財)日本科学技術連盟	事
5. 25	平成 21 年度外国人留学生就職指導ガイダンス	(独)日本学生支援機構	産
5. 27	日豪シンポジウム	日豪経済委員会	国
5. 28	中小企業総合展（大阪会場）	(独)中小企業基盤整備機構	中
6. 1～ 21. 3. 31	第 16 回社会に開かれた大学・大学院 ～Web 大学・大学院展 2008」	社会に開かれた大学・大学院展実行委員会	事
6. 3～6	第 29 回台湾貿易・技術・投資商談訪日団	台日経済貿易発展基金会	国
6. 4～5	大阪ビジネス EXP02009	大阪ビジネス EXP02009 運営委員会	流
6. 4～5	香港貿易発展局・香港工業総会主催視察団・講演会	香港貿易発展局	国
6. 4～10	第 30 回アメリカ最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会	流
6. 5	トルコ・日本ビジネスフォーラム	駐日トルコ共和国大使館	国
6. 5～7	BOWLEX JAPAN 2008 in AICHI	(社)日本ボウリング場協会	総
6. 14～15	第 7 回産学官連携推進会議	内閣府政策統括官/参事官	中
6. 16～18	安全 健康 快適フェア 2009－安全衛生総合展－	中央労働災害防止協会	産
6. 17	中国煙台市政府駐日本商務代表処	中国煙台市政府駐日本商務代表処	国
6. 17～25	第 11 回欧州最新物流・流通視察	日本小売業協会	流

6. 20	唐山市投資環境説明会	中華人民共和国唐山市人民政府	国
6. 21、6. 28	キャリア教育等推進のための地域連携セミナー	内閣府	企
6. 30	インドネシア・シンガポール合同投資セミナー」	国際機関日本アセアンセンター	国
6. 30	社会保険労務士制度創設 40 周年記念国際シンポジウム	全国社会保険労務士会連合会	産
7. 1	第 61 回広告電通賞	広告電通賞審議会	広
7. 3	地域の活力！農商工連携フォーラム	独立行政法人中小企業基盤整備機構	流
7. 4～7	第 58 回湘南ひらつか七夕まつり竹飾りコンクールに対する会頭賞	神奈川県平塚市	流
7. 5	留学生の就職活動支援事業	NPO 法人 国際教育文化交流協会	国
7. 5	東日本地区経営指導員サミット	東日本地区経営指導員サミット運営委員会	中
7. 8	CRM 協議会エグゼクティブ Forum Tokyo 2008 GIS FORUM TOKYO 62	CPM 協議会	情
7. 8～9	第 53 回全国和裁技術コンクール	(社) 日本和裁士会	事
7. 9	日本クリエイション大賞 2008	(財) 日本ファッション協会理事長	流
7. 9	観光立国を推進する集い	(社) 日本ツーリズム産業団体連合会	流
7. 13	第 37 回全国氷彫刻展夏季大会	特定非営利活動法人 日本氷彫刻会	中
7. 15～17	企業誘致フェア 2009	(社) 日本経営協会	流
7. 15～17	いきいき移住交流フェア 2009	(社) 日本経営協会	流
7. 16	香港・深圳：融合に向かう中国の近未来都市	香港貿易発展局	国
7. 17～19	第 2 回日比 NGO シンポジウム	第 2 回日比 NGO シンポジウム	国
7. 25～28	環境・エネルギー・まちづくりサミット	札幌商工会議所	産
7. 26	平成 20 年度近代産業遺産アート再生による地域再生と活性化シンポジウム	近代産業遺産アート再生学会 京都造形芸術大学	流
7. 30	特別セミナー 中小企業の CO ₂ 削減と国内 CDM 制度について	(株) 日本環境取引機構	産
7. 30～31	平成 20 年度沖縄県企業誘致セミナー	沖縄県知事	流
7 月	蓄熱月間	(財) ヒートポンプ・蓄熱センター	産
8. 1～12. 13	eco japan cup 2008	有限責任中間法人環境ビジネスウィメン 他	産
8. 3	第 24 回わんぱく相撲全国大会	(財) 日本相撲協会、(社) 東京青年商工会議 所	総
8. 5～6	新連携/モノ作り中小企業全国フォーラム	(独) 中小企業基盤整備機構	中
8. 7(8. 1～7)	機械の日・機械週間	(社) 日本機械学会	中
8. 9～14	第 6 回学生のための国際ビジネスコンテスト OVAL Tokyo 2008	学生シンクタンク WAAV 内 OVAL 実行委員会	中
8. 10～16	第 14 回ふくろい遠州の花火	ふくろい遠州の花火実行委員会	流
8. 20～21	明治大学経営品質科学研究所「夏季公開講座 2008」	明治大学商学部	事
8. 24～31	学生のためのビジネスコンテスト KING2008	学生シンクタンク WAAV	総
8. 26～27	明治大学オープンキャンパス 2008 での「なごみま鮮果」 出展	明治大学商学部	事
8. 27	第 4 回教育旅行シンポジウム	(財) 日本修学旅行協会	流
8. 27～8. 29	ジャパン・ジュエリー・フェスティバル 2008	(社) 日本ジュエリー協会	流
9. 1～10. 31	第 35 回「屋外広告の日」キャンペーン	(社) 全日本屋外広告業団体連合会	産
9. 1～7	東京発 日本ファッション・ウィーク事業	有限責任中間法人 日本ファッション・ウ ィーク推進機構	流
9. 2	第 5 回 アジアカラーフォーラム	(財) 日本ファッション協会理事長	流
9. 2～5	第 66 回東京インターナショナル・ギフト・ショー秋 2008	(株) ビジネスガイド社	流
9. 2～8	第 3 回米国商業施設・物流センター視察会	日本小売業協会	流
9. 5～7	第 4 回アジア海洋映画祭イン幕張	アジア海洋映画祭イン幕張実行委員会	総
9. 9～10	SCM フォーラム 2008	(社) 日本ロジスティクスシステム協会	流
9. 13～14	2008 発明くふう展覧会	2008 発明くふう展覧会事務局	事

9. 13～17	第3回 モンゴル・日本 ビジネス交流会 in ウランバートル 2008	モンゴル国商工会議所・日本	国
9. 19	日本・ベトナムビジネスフォーラム	日本貿易振興機構	国
9. 19～25	第5回中国最新物流施設視察会	日本小売業協会	流
9. 20	若ものを考えるつどい	(社)日本勤労青少年団体協議会	産
9. 20～21	第17回全国ボランティアフェスティバルにいがた	第17回全国ボランティアフェスティバル推進協議会 第17回全国ボランティアフェスティバルにいがた実行委員会	企
9. 22～ 21. 1. 19	明治大学 2008 年度後期学部間総合講座「クオリティ志向型人材育成と技術経営 (MOT)」	明治大学商学部	事
9. 24～26	第11回チャイナファッションフェア	日中経済貿易センター	国
9. 24～10. 1	環境衛生週間	環境省	産
9. 24～ 21. 1. 14	明治大学 2008 年度後期学部間総合講座「地域連携支援学」	明治大学商学部	事
9. 25	第62回伊勢神宮式年遷宮奉賛記念公演「日本神話への誘い」	伊勢神宮式年遷宮広報本部	総
9. 25～26	全国産業観光フォーラム in とやま 2008	全国産業観光フォーラム in とやま 2008	流
9. 27～28	第16回ナマステ・インド 2008	NPO 法人日印交流を盛り上げる会	国
9. 28～ 21. 3. 8	九州観光マスター検定試験	福岡商工会議所	事
9. 30～10. 4	CEATEC JAPAN (シーテックジャパン) 2008	(社)電子情報技術産業協会	産
10. 1	第49回海外日系人大会	財団法人海外日系人協会	国
10. 1	第27回工場緑化推進全国大会	(財)日本緑化センター	産
10. 1	平成20年度「事業承継シンポジウム」	(独)中小企業基盤整備機構	産
10. 1～12. 30	商店街応援キャンペーン	(社)全国信用金庫協会	流
10. 3	第5回全国県境地域シンポジウム	社団法人東三河地域研究センター	流
10. 5、11. 29 ～30	平成20年度消費生活アドバイザー試験	(財)日本産業協会	事
10. 7～11	2008 東京国際包装展 (東京パック 2008)	(社)日本包装技術協会	事
10. 8～10	危機管理産業展 2008	(株)東京ビッグサイト	産
10. 8～11. 26	明治大学リバティアカデミー2008 年度後期「地域経済連携支援講座4」	明治大学商学部	事
10. 9～10	2008 経営者イノベーション・コンファレンス	(財)社会経済生産性本部	総
10. 10～11	ITC Conference 2008	特定非営利活動法人 IT コーディネータ協会、ITC Conference 2008 実行委員会	情
10. 10～11	上田地域総合産業展 2008	上田地域総合産業展運営委員会	流
10. 11～12	地域総合防災力展	財団法人日本消防協会	企
10. 11～12	特定非営利活動法人危機管理対策機構 NPO 認証10周年記念演習・セミナー	財団法人日本消防協会	企
10. 15	中国ビジネスにおけるリスクマネジメント～ビジネス成功の方程式 (仮題)	日本経済新聞社	国
10. 16～18	諏訪圏工業メッセ 2008	諏訪圏工業メッセ 2008 実行委員会	流
10. 17	企業の留学生雇用促進セミナー	NPO 法人 国際教育文化交流協会	国
10. 17	第4回新事業創出全国フォーラム in 仙台	社団法人東北ニュービジネス協議会	中
10. 20、 10. 27、10. 31	中小企業向け「欧州の新しい化学品規制 (REACH 規制) 解説セミナー」	経済産業省製造産業局	中
10. 20～21	標準化と品質管理全国大会 2008	(財)日本規格協会	事
10. 21～22	第22回東京ビジネス・サミット 2008	第22回東京ビジネス・サミット 2008 実行委員会	
10. 22	インド投資セミナー	日印経済委員会	国
10. 22、10. 24	第4回日独経済フォーラム 2008 in Japan	インヴェスト・イン・ジャーマニー	国
10. 23～27	工芸都市高岡 2008 クラフトコンペティション	工芸都市高岡 2008 クラフトコンペ実行委員会	流

10. 28	2008 全日本洋装技能コンクール	(社)全日本洋裁技能協会	事
10. 28～29	ロジスティックス全国大会 2008	(社)日本ロジスティックスシステム協会	流
10. 28～29	2008 年度流通大会	(財)流通経済研究所	流
10. 30	第 29 回「緑の都市賞」	(財)都市緑化基金	産
10. 31	国際ビジネスでのトラブルにおける商事仲裁の活用	香港貿易発展局	国
10. 31	日本インドネシア友好年記念事業「日本インドネシア経済フォーラム」	(社)日本経済団体連合会	国
10. 31	土地月間講演会「魅力あるまちづくりのための土地有効活用」	(財)都市みらい推進機構 (財)土地総合研究所	流
11. 1	香港金融セミナー	香港貿易発展局	国
11. 1	第 50 回日本民芸公募展	(財)日本工芸館	流
11. 1～ 21. 3. 31	キャリア・スタート・ウィーク・キャンペーン	文部科学省	企
11. 1～22	TOKYO URBAN LIFE 2008	TOKYO URBAN LIFE 2008 実行委員会 財団法人店舗システム協会	流
11. 1～22	第 7 回ドリーム夜さ来い祭り	第 7 回ドリーム夜さ来い祭り実行委員会	流
11. 1～30	第 49 回品質月間	(財)日本規格協会 (財)日本科学技術連盟	事
11. 4	平成 20 年度中小企業経営診断シンポジウム	(社)中小企業診断協会	中
11. 4	2008 年 NDC モードコレクション	(社)日本デザイナークラブ	事
11. 5～7	2008 特許・情報フェア・コンファレンス	日本工業新聞社事務局事業部内(フジサンケイビジネアスアイ石原)	中
11. 6	小売業・経営戦略&IT戦略フォーラム 2008	日本小売業協会	流
11. 7～13	第 29 回米国最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会	流
11. 8	ビジネスコンテスト TRIGGER2008	特定非営利法人スプリングウォーター	中
11. 8	きものサミット IN 結城	きものサミット IN 結城開催委員会	流
11. 11	唐山市及び曹妃甸新区投資環境説明会	中国煙台市政府駐日本商務代表処	国
11. 11	変革するアジアの流通	日本小売業協会	流
11. 12	第 7 回「産業廃棄物と環境を考える全国大会」	(社)全国産業廃棄物連合会	産
11. 12～14	ジャパン・テキスタイル・コンテスト 2008	ジャパン・テキスタイル・コンテスト開催委員会	国
11. 13～14	Creative Japan 全国大会 2008 in 奈良	(財)日本ファッション協会理事長	流
11. 13～ 12. 23	つながる進む日本のライフスタイル	東電ピーアール株式会社	流
11. 14	中小企業のための知的資産経営フォーラム	独立行政法人中小企業基盤整備機構	中
11. 14～15	第 19 回就職フォーラム	全国私立大学就職指導研究会	産
11. 15～16	日本ベンチャー学会第 11 回全国大会	日本ベンチャー学会	中
11. 17	第 18 回マレーシア総合セミナー 「アジアの光栄」地球環境を守るための植林活動を考えるシンポジウム	(社)日本マレーシア協会	国
11. 17	平成 20 年度全国職業能力開発促進大会・職業能力開発推進者経験交流プラザ	中央職業能力開発協会	事
11. 17	愛知県産業立地セミナー	愛知県知事 神田真秋	流
11. 19	2008 CRM ベストプラクティス賞	CRM 協議会	情
11. 19～22	IFFT/インテリア ライフスタイル リビング	(社)国際家具産業振興会	国
11. 21	第 47 回電話応対コンクール全国大会	(財)日本電信電話ユーザ協会	総
11. 26	第 3 回モノづくり連携大賞	日刊工業新聞社	広
11. 26	平成 20 年度あしたのまち・くらしづくり活動賞	(財)あしたの日本を創る協会	流
11. 26～28	中小企業総合展 2008 in Tokyo	(独)中小企業基盤整備機構	中
11. 28	JISA コンベンション 2008	(社)情報サービス産業協会	情
11. 29、1. 17	AIBA 認定貿易アドバイザー試験 2009	有限責任中間法人貿易アドバイザー協会 (AIBA)	国

11. 30、1. 18	AIBA 認定貿易アドバイザー試験	有限責任中間法人貿易アドバイザー協会 (AIBA)	国
12. 1	第 57 回全国小紋友禅染色競技会	全国染色協同組合連合会	事
12. 1～31	平成 20 年度大気汚染防止推進月間	環境省	産
12. 2	第 4 回「式年遷宮について語るタベ」	伊勢神宮式年遷宮広報本部	総
12. 2	ミャンマー投資セミナー	国際機関日本アセアンセンター	国
12. 3	第 13 回全国中小小売商サミット	全国中小小売商サミット	流
12. 4～6	日本農作物競技会 in 中国	日本貿易振興機構	国
12. 9～10	第 46 回全日本包装技術研究大会	(社) 日本包装技術協会	事
12. 9～10	平成 20 年度あしたのまち・くらしづくり全国フォーラム	(財) あしたの日本を創る協会	流
12. 10	経済産業省「アジア人材資金構想シンポジウム」	(財) 企業活力研究所	国
12. 10～11	「SaaS World/Tokyo2008」に対する当所の後援名義の使用について	SaaS World 実行委員会	情
12. 10～12	2008 年第 50 回全国カタログ・ポスター展	(社) 日本印刷産業連合会 (株) 印刷出版研究所	事
12. 11～13	エコプロダクツ 2008	(社) 産業環境管理協会	産
12. 11～13	地域食とものづくり総合展 2008	株式会社日本経済新聞社	流
12. 16	AUTO COLOR AWARDS 2009	(財) 日本ファッション協会	流
12. 18～30	平成 20 年度全国伝統的工芸品公募展	(財) 伝統的工芸品産業振興協会	流
20. 1. 9	2009 年新年賀詞交歓会	日本国際貿易促進協会	国
1. 14	2009 年・第 60 回全国カレンダー展	(社) 日本印刷産業連合会 (株) 日本印刷新聞社	事
1. 14～20	第 9 回ニューヨーク最新小売業態視察ツアー	日本小売業協会	流
1. 14～23	第 3 回米国魅力の三都市最新流通視察ツアー	日本小売業協会	流
1. 15～16	第 5 回みやげ品見本市ジャパン 2009	全国観光土産品連盟	流
1. 20～22	ベンチャーフェア Japan2009	(独) 中小企業基盤整備機構	中
1. 20～22	第 33 回日本ショッピングセンター全国大会	(社) 日本ショッピングセンター協会	流
1. 21～2. 24	クリエイティブ・オフィス・セミナー	(社) ニューオフィス推進協議会、(社) 日本オフィス家具協会	総
1. 27	中心市街地活性化促進シンポジウム	(独) 中小企業基盤整備機構	流
1. 28～2. 25	下請適正取引セミナー	財団法人中小企業取引振興協会	中
2. 3～6	第 67 回東京インターナショナル・ギフトショー春 2009	(株) ビジネスガイド社	流
2. 3～6	Kyoto Style Cafe 2009	ファッション京都推進協議会	流
2. 5～11	第 6 回伊勢神宮展	伊勢神宮式年遷宮広報本部	総
2. 5	地域発技術シーズ	独立行政法人科学技術振興機構	中
2. 6	関東 IT 経営応援隊 DAY2009	経済産業省	情
2. 8	地域に根ざした食育コンクール 2008	(社) 農山漁村文化協会	流
2. 10～12、 2. 19～21	ENEX2009「第 33 回地球環境とエネルギーの調和展」	(財) 省エネルギーセンター	産
2. 11～13	地域資源セレクション 2009	(独) 中小企業基盤整備機構	流
2. 16	2009 全国異業種交流・連携フェア	財団法人中小企業異業種交流財団	中
2. 16	環境マネジメント研究会特別セミナー	日本小売業協会	流
2. 17	中華人民共和国 香港特別行政区 行政長官曾蔭權 (ドナルド・ツァン) 訪日昼食講演会	香港経済貿易代表部	国
2. 19	EPA シンポジウム	外務省経済局経済連携課	国
2. 19	産学連携オープンセミナー	(社) 日本ツーリズム産業団体連合会	流
2. 20～21	第 8 回たま工業交流展	たま工業交流展実行委員会	流
2. 23～26	第 18 回インド国際産業&技術フェア (IETF2009)	日本貿易振興機構	国
2. 24～27	「ペルー展」	日本貿易振興機構	国
2. 24～27	第 30 回フード・ケータリングショー	(社) 日本能率協会	流
2. 24～27	第 9 回厨房設備機器展	(社) 日本能率協会	流

2. 26	地域再生フォーラム in 東京 - 農商工等連携によるまちづくり -	特定非営利活動法人 TOM ネット	流
2. 26～3. 3	伝統的工芸品展 WAZA2009	(財)伝統的工芸品産業振興協会	流
2. 26～3. 4	第 42 回なるほど展	(社)婦人発明家協会	事
3. 3	第 19 回流通交流フォーラム	日本小売業協会	流
3. 3～6	JAPAN SHOP 2009 (第 38 回店舗総合見本市)	日本経済新聞社 (財)店舗システム協会	流
3. 3～6	リテールテック JAPAN 2009(第 25 回流通情報システム総合展)	日本経済新聞社	流
3. 3～6	SECURITY SHOW 2009(第 17 回セキュリティ・安全管理総合展)	日本経済新聞社	流
3. 3～6	ライティング・フェア 2009(第 9 回国際照明総合展)	(社)日本照明器具工業会 日本経済新聞社	流
3. 4	企業の森づくりフェア 2009	(社)国土緑化推進機構	産
3. 5	第 5 回キャンパスベンチャーグランプリ (CVG) 全国大会	日刊工業新聞社	広
3. 7	地域発技術シーズ (茨城)	独立行政法人科学技術振興機構	中
3. 7～15	第 1 回ドバイ・トルコ最新流通視察会	日本小売業協会	流
3. 9	トップセミナー ～次世代スーパーコンピュータの活用～	(財)計算科学振興財団	総
3. 9～10	第 9 回 GSC シンポジウム	グリーン・サステイナブル ケミストリー	総
3. 10～12	フランチャイズ・ショー 2009(第 25 回)	日本経済新聞社	流
3. 13～15	NIPPON MONO ICHI - 和のある暮らしのカタチ展 -	(独)中小企業基盤整備機構	流
3. 16	第 34 回 (平成 20 年度) 発明大賞表彰事業	(財)日本発明振興協会 (株)日刊工業新聞社	事
3. 16～17	観光・集客サービス産業創造フォーラム 2009	特定非営利活動法人サービス産業振興機構	流
3. 17	高齢者就業のあり方を考えるシンポジウム	高齢社会 NGO 連携協議会	産
3. 17	第 6 回「国内観光活性化フォーラム	(社)全国旅行業協会	流
3. 19	中小企業問題に関する無料法律相談及びシンポジウム	日本弁護士連合会	中
3. 19	ソーシャルビジネス全国フォーラム	経済産業省	流
3. 19～22	第 5 回エコプロダクツ国際展	国際機関 APO (アジア生産性機構)	国
3. 23～29	東京発 日本ファッション・ウィーク事業	有限責任中間法人 日本ファッション・ウィーク推進機構	流
3. 27	平成 20 年度財団法人日本英語検定協会成績優秀者・優秀団体表彰式	(財)日本英語検定協会	事
3. 31	日経ビジネスイノベーションフォーラム『事業承継セミナー2009in 東京～企業を永続的に発展させる戦略的事業承継とは～』	日本経済新聞社クロスメディア営業局	中
3 月	中小企業向け指導者育成セミナー	経済産業省	情
平成 20 年度	平成 20 年度赤十字法人社資 (赤十字事業資金) 募集	日本赤十字社	総
平成 20 年度	渋沢栄一賞実施事業	埼玉県庁	総
平成 20 年度	平成 20 年度国旗のある自由画コンクール	(社)国旗協会	総
20. 4. 1～ 21. 3. 31	身近な子育て応援活動の推進	(財)こども未来財団	企
4. 1～ 21. 3. 31	明治大学「子育て、親育ち」共育支援プロジェクト	明治大学商学部	事
4. 1～ 21. 3. 7	第 48 回防錆技術学校	(社)日本防錆技術協会	事

9. 対処すべき課題

(1) 過年度の事業実施状況

18年度は「政策提言活動とその実現」、「中小企業の健全な成長・発展と、創業・経営革新への挑戦支援」、「コンパクトでにぎわいのあるまちづくりの推進と地域産業の振興」、「諸外国とのF T A・E P Aの推進と国際ビジネス活動支援」、「新時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営」、「新時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化、事業の展開」を重点項目として活動した。

19年度は「わが国の基本政策に関する政策提言活動とその実現」「中小企業の健全な成長・発展と、創業・経営革新・再チャレンジへの挑戦支援」、「まちづくりの推進と地域資源を活かした地域産業振興」、「グローバル経済戦略の推進と国際ビジネス活動支援」、「新時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化、事業の展開」を重点項目として活動した。

(2) 対処すべき課題

世界同時不況下にあつて、わが国経済は戦後最大の危機に直面し、地域経済を支えている中小企業の倒産も増加の一途にある。中小・小規模企業は、これまで経験したことがない苦境に立たされており、雇用面においても、製造業を中心として雇用調整が急速に進んでおり、地域経済は落ち込み、先行きにも不安感が強まっている。

わが国経済がこの危機的局面を克服して活力を取り戻し、新たな成長を実現するためには、あらゆる政策手段を総動員して、スピーディーに地域経済を活性化させ、それを支える中小・小規模企業が元気を取り戻すことが不可欠である。また、日本の強みである「独創的な技術」とそれを支える「高度な人材」を活かしながら、日本経済の競争力の強化や内需主導型経済への構造改革、少子高齢化や地球環境問題への対応など、持続可能な経済社会の構築に向けた中長期的な取り組みを着実に推進していく必要がある。

日本商工会議所は20年7月に、政策提言活動の強化・実現と中小企業・各地商工会議所の支援を2本柱とする3カ年の商工会議所中期行動計画「勇気ある挑戦～イノベーションによる中小企業と地域の再生を目指して～」を策定した。中期行動計画の2年目となる21年度においては、上記のような厳しい認識に立ち、全国商工会議所間のネットワークを強固にし、総力を結集して国や自治体に取り組むべき施策を積極的に提言・実現するとともに、商工会議所、会員企業、そこで働く人々の「勇気ある挑戦」（イノベーション）を絶え間なく引き起こし、それぞれが「個の光」を十分に輝かすための取り組みを強化しなければならない。

当所では、本年2月に「緊急行動計画」を策定し、日本商工会議所に「各地商工会議所緊急支援本部」を設置した。直面する最大の課題である早期の景気回復の実現、地域経済の再生、苦境にある中小・小規模企業の経営改善・経営基盤強化、さらには厳しい経営に直面している各地商工会議所の積極的な支援などに緊急かつ、集中的に取り組んでいる。引き続き、全国の商工会議所間のネットワークとコミュニケーションを強化し、総力を結集して取り組んでいく。また、急激な環境変化の背景にある構造的な中長期的課題にもしっかりと対応し、時代を切り開く原動力となるとともに、日本商工会議所自らがイノベーションと改革に取り組むことを基本方針とする。

こうした基本方針を踏まえ、21年度においては、全国の商工会議所と連携して「現場」に立脚したき

め細かな活動に努める。そして、これまで経験をしたことのない苦境を「ピンチはチャンス」と捉え、できることは何でも取り組むという気概で「信頼される商工会議所」「役に立つ商工会議所」「なくてはならない商工会議所」となることを目指し、下記の諸事業を強力に推進する。

○平成 21 年度事業活動項目

1. 国や自治体に取り組むべき施策の積極的な提言・実現
2. 中小企業の経営課題へのきめ細やかな支援
3. 急速に進む国際化・グローバル化への対応
4. ビジネス現場に大きな変革をもたらすデジタル化・ネットワーク化への対応
5. 中小企業の人材育成と雇用の確保
6. まちづくり・観光・ものづくり等地域資源を活かした地域活性化への取り組み支援の強化
7. 地域・中小企業における地球温暖化対策の推進
8. 新時代に対応した商工会議所の組織・財政・運営基盤の強化施策の積極的な提言

Ⅲ 関係団体等

1. (財)全国商工会議所共済会

会 長 中村 利雄（当所専務理事） 専務理事 宮城 勉（当所常務理事）
事 務 局 東京都千代田区内神田 1-17-9 TCUビル6階 TEL (03)3518-0181
職 員 数 2名 基本財産 700 万円（当所出捐額 50 万円）

(1) 退職年金共済制度（昭和 38 年 9 月実施）

- ① 本共済制度については、キャッシュバランス型（給付が予め定められた指標利率＝10 年国債 5 年平均利回り＝に連動する）の枠組みにより、前年度に引き続き「予定利率 1.5%・指標利率(上限)1.2%・掛金率 68‰(千分率)」で運営された。なお、予定利率・指標利率(上限)については、3 年ごとの財政再計算の都度、必要に応じて見直すこととしており、直近再計算（平成 18 年 12 月：第 14 回）の結果、現行どおりとなっている。
- ② 年金資産の運用については、バランス型（国内債券・国内株式・外国債券・外国株式の伝統 4 資産で構成）、かつ低リスクを基本方針とし、信託銀行と投資顧問会社に委託している。本年度は米国の金融危機から波及した世界的な経済悪化の影響を受けて、内外株式相場の急落、為替相場の大幅な変動により、2 年連続で予定利率を大きく下回る実績となった。
また、年金資産運用の一環として、「年金資産運用評価・検討会議」を開催し、運用実績の評価、運用委託先機関、運用計画等についてのチェックを行い、理事会・年金委員会における審議の効率化を図った。
- ③ 本制度の新規加入者は 177 名、退職者は 249 名で、本年度末現在の加入商工会議所等は 204 カ所 3,599 名となった。本年度末基金現在高（時価総額）は、158 億 1 百万円となった。
- ④ 年金基金からの退職一時金給付は、本年度給付ベースで 238 名（うち、年金受給資格者で一時金とした者 123 名）に対して 15 億 76 百万円であった。年金給付は 561 名（退職年金 540 名・遺族年金 21 名）に対して 5 億 44 百万円であった。

(2) 保健・福利厚生に関する事業

- ① 労働災害保障特約付福祉団体定期保険（昭和 48 年 4 月実施）の加入商工会議所は 258 カ所 4,676 名、死亡・高度障害保険金給付額は 4 件 1,100 万円で、掛金額の 47.7%が契約者配当金として還付された。
- ② 災害保障特約付福祉団体定期保険（昭和 42 年 8 月実施）の加入商工会議所は 383 カ所 4,566 名、入院・死亡・災害保険金給付額は 17 件 5,745 万円で、掛金額の 38.1%（本人・配偶者加入）が契約者配当金として還付された。
- ③ 総合傷害補償制度（昭和 55 年 1 月実施）には傷害保険と所得補償保険があり、傷害保険のオプションとして、「携行品損害補償」と「住宅内生活用動産損害補償」も付加されている。傷害保険の加入商工会議所は 94 カ所 785 名、支払保険金は 28 件 74 万円であった。また、所得補償保険の加入商工会議所は 23 カ所・38 名、支払保険金は 0 件・0 円で、無事故払戻保険料は 17 万円であった。
- ④ 成人病特約付医療保険（無配当保険）（平成 4 年 8 月実施）には保険期間によって 80 歳型（定期医療保険）と終身Ⅱ型（終身医療保険）があり、80 歳型の加入商工会議所は 190 カ所 536 名、支払保険金は 29 件 511 万円であった。また、終身Ⅱ型の加入商工会議所は 38 カ所 52 名、支払保険金は 6 件 105 万円であった。

- ⑤ 休業補償プラン(平成 11 年 9 月実施)の加入商工会議所は 12 カ所 48 名、給付は 0 件 0 円であった。
- ⑥ 福利厚生施設(宿泊施設)については、「豊友倶楽部メンテルス大塚・巣鴨」のほか、「マロウドイン赤坂」、「芝弥生会館」と法人会員契約し、各地商工会議所役職員 146 名の利用に供した。

(3) その他

本共済会のホームページにより情報公開を行うとともに、教養の向上に関する事業の一環として経済・景気情報等の提供を行った(アドレス <http://www.cin.or.jp/kyosaitop/>)。

また、新公益法人制度が平成 20 年 12 月 1 日に本格スタートしたことにより、本共済会は特例民法法人として存続し、平成 25 年 11 月末までに、公益財団法人または一般財団法人への移行・登記を改めて行うこととなった。

(4) 債権・債務状況

当所と本共済会との間に記載すべき債権・債務関係はない。

2. 日本珠算連盟

理事長 森友 建

事務局 東京都千代田区内神田 1-17-9 TCUビル6階
TEL (03) 3518-0188 (代) FAX (03) 3518-0189

事務局員数 5名

(1) 組 織

連盟会員 263 団体、その会員は 4,289 名、特別会員 8 団体、正会員 40 団体、賛助会員 22 社
役員は、理事長 1 名、副理事長 4 名、専務理事 1 名、ブロック主席理事 3 名、常任理事 5 名、理事 36 名、
監事 2 名、職員 4 名

(2) 事業概況

① 検定試験（受験者数）

○珠算能力検定試験（1級－3級 1,252 カ所 118,383 名）

＜日商からの事務委託＞

○珠算能力検定試験（4級－6級 1,549 カ所 51,001 名）

＜日商からの事務委託＞

○珠算能力検定試験（7級－10級 1,229 カ所 32,116 名）

○暗算検定試験（1級－6級 1,286 カ所 64,282 名）

○暗算検定試験（7級－10級 561 カ所 4,770 名）

○段位認定試験（準初段－十段 713 カ所 12,058 名）

○読上算検定試験（1級－6級 45 カ所 2,231 名）

○読上暗算検定試験（1級－6級 44 カ所 1,911 名）

② 競技大会等

○十七代珠算名人位決定戦

参加選手 149 名（7/20 於：岐阜県岐阜市「長良川国際会議場メインホール」）

○2008 社会人計算技能コンテスト～魅せろ！大人の脳力戦～

参加選手 35 名（10/4 於：東京都江東区有明「パナソニックセンター東京」）

○2008 年全国あんざんコンクール 134 団体 16,229 名

○2008 年全国そろばんコンクール 154 団体 20,075 名

○各地珠算競技大会の支援・後援 148 カ所、賞状 617 枚、メダル 681 個

③ 珠算指導者講習会

＜基礎＞2 カ所 70 名 ＜低学年＞5 カ所 195 名 ＜応用＞7 カ所 761 名

＜暗算＞6 カ所 293 名 計 20 カ所 1,319 名

④ 研修会等

○幼児・暗算セミナー 参加者 60 名（7/6 於：千葉県千葉市 「千葉市中央生涯学習センター」）

○幼児・暗算セミナー 参加者 53 名（8/24 於：富山県富山市 「富山商工会議所」）

○幼児・暗算セミナー 参加者 81 名（9/7 於：大分県別府市 「ビーコンプラザ」）

○珠算指導者講習会 参加者 23 名（9/28～29 於：福島県郡山市 「磐梯熱海温泉ホテル華の湯」）

- 塾見学研修会 参加者 44 名（3/22～23 於：岡山県岡山市 「未来塾」）
- ⑤ 珠算指導者養成講習会 参加者 30 名（8/9～11 於：大阪市
淀川区「トーコーシティホテル新大阪」）
- ⑥ 優良生徒表彰 139 団体／賞状 4,345 枚、メダル 1,710 個
- ⑦ PR チラシ（第 29 号）63 万枚
- ⑧ そろばんPR リーフレット 10 万 4 千部
- ⑨ 刊 行 物 『日本珠算』（年 6 回発行）第 606 号～第 611 号

3. 国際珠算協会日本国内委員会

会 長 中村 利雄（当所専務理事）

事 務 局 東京都千代田区神田須田町2丁目3番 NBF 須田町ヴェルデビル9階
日本商工会議所事業部内

国際珠算協会は、1961年（昭和36年）11月、日本、韓国、台湾の3ヵ国の商工会議所、珠算関係団体を構成機関として設立され、各国にはそれぞれ「国内委員会」が設置された。

日本国内委員会においては、珠算振興の一環として、日本商工会議所会頭および国際珠算協会日本国内委員会会長名による「珠算技能国際認定証」を交付している。

○珠算技能国際認定証の交付

珠算能力検定試験の1級～3級の合格者のうち、希望者に対し、日本商工会議所会頭および国際珠算協会日本国内委員会会長名による英文の「珠算技能国際認定証」を交付している。20年度は、1級～3級までの合計で847名に交付した。

（備考） 国際珠算競技大会

国際珠算競技大会は、1961年（昭和36年）から日本、韓国、台湾の3ヵ国持ち回りで開催（1964年（昭和39年）までは毎年、以降隔年で開催）していたが、第23回大会（2001年（平成13年）8月に神戸市で開催）以降、当面の間、開催を見送ることとした。これは、各国の珠算界を取り巻く環境が厳しくなっており、特に韓国では2001年から珠算検定を廃止したことや本大会に出場できる選手がいなかったことから、従来の名称や実施方法のままであれば参加することは不可能であると表明しているため。

4. (社)日本販売士協会

会 長 小柳 重隆

事 務 局 東京都千代田区内神田 1-17-9 TCUビル 6 階 TEL (03)3518-0191

(1) 会員の状況

正会員 31 団体、特別会員 109 団体、賛助会員（登録講師）684 名

(2) 事業の概要

1. 販売士制度の普及および振興

一般向けをはじめ、小売店、販売士検定試験受験希望者、資格取得者向けに次のような P R 事業を実施したほか、販売士制度表彰の第 2 回表彰式を実施した。

①販売士検定試験リーフレット「小売業で即戦力となる知識を修得できる！」の作成・配布（15,000 部）

②“販売士のいる優良店” 標示登録制度の推進

③優れた販売士、販売士制度に積極的に取り組んでいる企業等に対する表彰制度の推進

・団体・法人表彰の部 6 社 ・個人表彰の部 14 名

④通信教育講座の開講

・2 級更新 2,825 名 ・3 級更新 3,792 名 ・2 級養成 186 名 ・3 級養成 191 名

2. 各地販売士協会等との連携事業および交流活動の推進

①販売士交流会の開催

各地販売士協会会員の研修を目的として、各地販売士協会との共催により、「北陸 3 県販売士交流会」を開催した。

②流通・接客セミナーの開催支援

流通業の新しい動向や販売促進のための接客のあり方等をテーマにした各地販売士協会主催の「流通・接客セミナー」を支援した。（計 11 回）

③各地販売士協会事業への後援

④販売士養成講習会および販売士資格更新講習会の開催に対する助成（計 29 カ所）

3. 講習会等講師の養成と視察研修事業

①講師登録研修会の開催

「平成 20 年度販売士養成講習会等講師登録研修会」を平成 20 年 8 月 4 日（月）・5 日（火）、東京・品川区の日精ホールにおいて開催し、全国各地から 1 級販売士をはじめとする 54 名が参加した。

②登録講師研修会の開催

当協会登録講師（賛助会員）の資質の向上と相互交流を図るため、平成 21 年 3 月 27 日（金）、東京・港区の虎ノ門パストラルホテルにおいて、一般の参加者を含め 32 名の参加のもと、「小売・流通業の経営戦略研修会（兼第 30 回登録講師研修会）」を開催した。

③最新商業施設等視察会の実施

当協会と日本小売業協会との共催により、平成 20 年 11 月 25 日（火）・26 日（水）に富山・金沢地域、平成 21 年 2 月 19 日（木）・20 日（金）に鹿児島・宮崎地域を対象に視察会を実施した。

4. 人材育成事業等の実施

①販売士アカデミーの開講

明治大学商学部と連携して、販売士をはじめ小売・流通業に従事する者を対象に、高度な専門知識の修得を目指す連続講座「販売士アカデミー」を10月9日(木)～11月27日(木)の間で8回開講した。

②研修会・セミナーの開催

小売・流通業における優秀な人材の育成、確保を図るため、研修会を開催した。

○「小売・流通業の経営戦略研修会」

(日 程) 平成21年3月27日(金)

(場 所) 虎ノ門パストラルホテル

(参加者数) 32名

5. 広報活動

当協会会員をはじめとする全国の販売士資格取得者に対する情報提供とともに、広く社会に販売士制度を周知させるため、ホームページやメールマガジンによる情報発信、会報「販売士」の発行などの広報活動を行った。

5. 全国観光土産品連盟

会 長 細田安兵衛（東京ブランドみやげ品協会会長）
副 会 長 宮城 勉（当所常務理事） 他 10 名
事 務 局 東京都千代田区内神田 1-17-9 TCUビル 6 階 TEL (03) 3518-0193～4
職 員 数 2 名

(1) 第 49 回全国推奨観光土産品審査会の実施

日本商工会議所と共催で 12 月 5 日、東商ビル国際会議場で開催。全国各地から応募の観光土産品の中から公正表示、郷土色、食品衛生、品質、デザイン等の審査基準に基づいて審査し、全国推奨観光土産品を選定した。この中から特に優れたものに大臣賞、日商会頭賞などの各賞を授与した。出品点数は 46 都道府県の 565 社より 1,226 点（菓子 428 点、食品 677 点、民芸品 121 点）。入賞品の表彰式は 21 年 2 月 10 日、東商スカイルームで開催した。

<大臣賞入賞作品>

菓子の部<厚生労働大臣賞>ずんだ餅 5 個入 化粧箱入、食品の部<農林水産大臣賞>高野山特産ごま豆腐 5 本入、民芸の部<国土交通大臣賞>くじらの貯金箱、工芸の部<経済産業大臣賞>黒檀箸置き「ミックス」。他に日商会頭、全観連会長、全国連会長、日観協会長、全振連理事長、日専連理事長、日本商店連盟会長の各賞と日商会頭並びに全観連会長努力賞が各部門ごとに授与された。

(2) 展示会等の開催・斡旋

①「第 5 回みやげ品見本市ジャパン 2009」の開催

標記見本市（主催：当連盟、後援：日本商工会議所、全国商工会連合会、協力：土産品新聞社）が 1 月 15 日（木）、16 日（金）の両日、東京・浅草の都立産業貿易センター台東館で開催された。菓子・食品、民芸・雑貨関係の 27 社（30 小間）が出展し、春夏シーズンに向けた新商品を中心に展示・紹介された。2 日間の来場者（関係業者）は 572 名（初日 274、2 日目 298）であった。

②「旅フェア 2008」への参加

6 月 19 日～22 日に旅フェア実行委員会（(社)日本観光協会）主催の「旅フェア 2008」が神奈川県・パシフィコ横浜で開催され、上記第 48 回審査会入賞品を展示 P R すると同時に会員含む 10 社が出店、販売を行った。

(3) 補助対象セミナーの開催

全国観光土産品公正取引協議会共催により観光土産品等事業者セミナーを開催。① 6 月 25 日に山形県山形市・山形グランドホテルにて開催、参加者 29 名、講演テーマ「食品表示問題から見えること」（農林水産省東北農政局山形農政事務所消費・安全部表示・規格課課長 江崎益男氏）。② 6 月 27 日に香川県高松市・高松商工会議所会館にて開催、参加者 12 名、講演テーマ「安全で安心な食品の管理」（システム企画代表 植村忠夫氏）。③ 8 月 28 日に大分県大分市・大分第一ホテルにて開催、参加者 18 名、講演テーマ「JAS 法について」（大分農政事務所表示・規格指導官 安部両司氏・大分農政事務所指導係長 藤田敦士氏）。④ 9 月 3 日に千葉県千葉市・千葉商工会議所にて開催、参加者 26 名、講演テーマ「JAS 法に基づく食品の表示について」（独立行政法人農林水産消費安全技術センター本部横浜事務所消費安全情報課専門調査官 齋藤広伸氏）、「食品衛生法に基づく食品添加物・アレルギー表示について」（千葉県健康福祉部衛生指導課副主幹 福原誠氏）。⑤ 9 月 12 日に長野県長野市・長野県中小企業指導センターにて開催、参加者 36 名、

講演テーマ「統一審査会に伴う加工食品の一括表示について」（関東農政局長野農政事務所消費・安全部表示規格課表示規格指導官 藤縄一典氏）。⑥10月17日に石川県金沢市・石川県地場産業振興センターにて開催、参加者22名、講演テーマ「JAS法に基づく表示について～思わぬ表示違反を防ぐために～」(北陸農政局消費・安全部表示・規格課 山森次郎氏)。⑦10月17日に鳥取県倉吉市・ホテルセントパレス倉吉にて開催、参加者31名、講演テーマ「JAS法に基づく食品表示について」(独立行政法人農林水産消費安全技術センター神戸センター表示指導課専門調査官 苗床義隆氏)。⑧10月24日に福岡県福岡市・ソラリア西鉄ホテルにて開催、参加者33名、講演テーマ「JAS法と表示法規について」(福岡農政事務所表示・規格指導官 山野英喜氏)。⑨11月20日に栃木県宇都宮市・マロニエプラザ大会議室にて開催、参加者42名、講演テーマ「産地間競争に生き残る流通・消費対策」(株式会社日本コンサルタントグループ地域経営研究所経営コンサルタント 南澤健次氏)。⑩11月25日に兵庫県神戸市・神戸東急インにて開催、参加者60名、講演テーマ「老舗における経営と心」(全国観光土産品公正取引協議会会長 細田安兵衛氏)。⑪1月20日に徳島県徳島市・徳島県立興業技術センターにて開催、参加者26名、講演テーマ「JAS法に基づく加工食品の表示について」(徳島農政事務所表示・規格課係長 小西晴生氏)。⑫2月17日に沖縄県那覇市・沖縄産業支援センターにて開催、参加者52名、講演テーマ「加工食品品質表示基準について」(独立行政法人農林水産消費安全技術センター福岡センター門司事務所主任調査官 土屋寛道氏)。

(4) 第19回全国観光土産品連盟会長表彰

群馬県前橋市新堀町 399-6 株式会社 旅がらす清月堂 代表取締役社長 石原 良二 氏

(5) 広 報

「観光土産品ニュース」第48、49号を刊行。全国推奨シールの作成・頒布。第49回全国推奨観光土産品名簿を作成・配布するとともにホームページ、会議所ニュース等で全国推奨品を紹介した。

6. 全国観光土産品公正取引協議会

会 長 細田 安兵衛（東京ブランドみやげ品公正取引協議会会長）

副 会 長 片谷秋田県協議会会長 他 8 名

事 務 局 東京都千代田区内神田 1-17-9 TCUビル 6 階 TEL (03)3518-0193～4

(1) 公正競争規約の遵守励行と周知徹底

地方・地区協議会の認定審査会、試買検査会等の実施を奨励し、規約の遵守励行を呼びかけると同時に違反商品については改善するよう指導した。また、消費者センターや一般消費者から寄せられた苦情を処理するとともに規約の解釈等についての質問に対応した。

(2) 審査会等の実施

地方・地区協議会では認定審査会、試買検査会を実施し、公正競争規約に基づき必要表示事項、過大包装、特定事項の表示基準などについて審査している。本協議会では、認定審査会で合格した商品に認定証を交付しているが、20 年度認定数は 27 協議会 3,060 点であった。

(3) 第 43 回全国大会（島根大会）の開催

本協議会主催・島根協議会の主管で 10 月 2 日～3 日の 2 日間、島根県松江市・ホテル一畑で開催。参加者 125 名。最近の景品表示法の運用状況等について（公正取引委員会事務総局中国支所取引課長・松原慎二氏）。「NEW 松江菓子」の海外事業展開事業について（NEW 松江菓子実行委員会委員長・山口研二氏）。また、島根県立短期大学名誉教授／荒神谷博物館館長・藤岡大拙氏による「出雲の魅力について」と題する講演を聴取した。

(4) 第 34 回事務担当者研修会の開催

全国協議会の主管により 7 月 24 日～25 日の 2 日間、静岡県浜松市・カリアックで開催。参加者 13 名。独立行政法人農林水産消費安全技術センター本部横浜事務所消費安全情報課主任調査官・豊田敏男氏から「JAS 法における食品の表示について」、全国観光土産品公正取引協議会事務局長から「公正競争規約等について」を聴講した。

(5) 補助対象セミナーの開催

全国観光土産品連盟共催により観光土産品等事業者セミナーを開催。全国観光土産品連盟（3）補助対象セミナーの開催の項参照。

(6) 表 彰

全国協議会表彰規程に基づく 20 年度の表彰。

＜特別功労者 2 名＞ ＜永年勤続者 会員の部 7 名、職員の部 1 名＞

(7) 広 報

「会報」第 65 号、第 66 号を発行するとともに、ホームページにて協議会事業、観光土産品公正競争規約の内容などを紹介した。

7. (財)伊勢神宮式年遷宮奉賛会

会 長 岡村 正 (当所会頭)

事 務 局 東京商工会議所ビル 3 階 T E L (03) 3283-7048

(1) 概 要

平成 19 年 10 月 29 日付けをもって、全国 47 都道府県において「地区本部」の設立が完了したことに伴い、各地区本部内の支部組織の結成も進むなど、全国的な募金体制が整い、募金活動が本格化した。本年度の募金目標額は年次別事業計画（平成 18 年度～平成 25 年度）の中で、前年度に次いで大きい 40 億円であったが、募金活動が全国的に展開され、所期の目標額を上回ることが出来た。

(2) 募金活動

募金総額 220 億円のうち、75 億円は業界団体等を中心に実施する中央募金で、145 億円は 47 都道府県の地区本部を通じて実施する地区募金で調達することになっており、本年度の募金目標額は中央募金 16 億円、地区募金 24 億円の合計 40 億円であった。

中央募金については、前年度同様、業界団体に加えて、主要企業に対する募財活動を積極的に展開した。個別企業を順次、訪問のうえ、募金の趣旨・式年遷宮の意義等を説明し、奉賛協力をお願いした。

一方、地区募金については、平成 19 年 10 月末で、地区募金の推進母体となる「地区本部」が全国 47 都道府県のすべてに設立を見て、併せて、各地区本部における支部組織の結成も進み、全国での募金活動が本格化した。奉賛金実績は中央募金が 2,031,014,776 円、地区募金が 2,756,137,272 円の合計 4,787,152,048 円となった。

(3) 広報活動

前年度に引き続き、募金趣意書や『伊勢神宮式年遷宮 Q&A』等の各種資料を通じて、遷宮の文化的意義・重要性について広くご理解を得るための周知・広報活動を積極的に展開した。更には、伊勢神宮式年遷宮広報本部（本部長：田中恆清氏）との緊密な連携の下、講演会「式年遷宮について語る夕べ」（於：東京、大阪）や式年遷宮を紹介する「伊勢神宮展」（於：甲府）等に積極的に協賛協力した。

(4) 免税措置

平成 19 年 2 月 23 日に指定寄附の告示があった第 62 回神宮式年遷宮の費用」に充てるための寄附金は平成 21 年 2 月 20 日付け（財務省告示第 46 号）で、1 年間の期間延長（平成 21 年 2 月 23 日～平成 22 年 2 月 22 日）が許可された。募財計画に基づいて、以後、2 年間の募金についても、同様の指定寄附金の取扱いを期待している。

8. (財)日本産業協会

会 長 歌田 勝弘（味の素㈱特別顧問）

理 事 11 名 監 事 2 名 評 議 員 12 名

事 務 局 東京都千代田区内神田 2-11-1 島田ビル 3 階 T E L (03)3256-7731

職 員 数 33 名（非常勤嘱託を含む） 基本財産 5 億 3 千万円

当協会は、大正 10 年 3 月にその前身である（社）博覧会協会と（財）国産奨励会の合併により発足し、第 2 次大戦後は社会情勢の変化に伴い活動を停止していたが、昭和 55 年 10 月に通商産業大臣（当時）の事業認定を得て「消費生活アドバイザー試験」の実施機関として活動を再開した。

(1) 「消費生活アドバイザー制度」は、消費者と企業・行政などのかけ橋として、消費者の意向を企業経営に反映させるとともに、消費者からの苦情相談などに対して迅速かつ適切なアドバイスができる人材を「消費生活アドバイザー」として認定し、産業界の消費者志向体制の整備に役立てようとするものである。本資格試験（第 1 次試験：択一、第 2 次試験：面接・論文）は、経済産業大臣の事業認定を受け、日本商工会議所ならびに札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・高松・福岡の各商工会議所の協力を得て実施している（仙台・広島・高松は、本年度から第 1 次試験のみ実施）。平成 20 年度の試験の概況は、次のとおりである。

① 受験申請者数は 2,955 名（前年度比 6.8%増）で、538 名が合格（合格率 20.1%）した。申請者数の内訳は男性 1,487 名（前年度比 5.8%増）、女性 1,468 名（同 7.9%増）となった。

② 合格者数 538 名の内訳は男性 279 名、女性 259 名で、女性の比率が前年度の 43.6%から 48.1%へと上昇した。年齢別構成では 30 歳未満 72 名、30 歳代 166 名、40 歳代 199 名、50 歳代以上が 101 名となっており、合格者の平均年齢は 41.8 歳で、前年度比で 0.1 歳下回った。職業別構成では有職者が 460 名で 85.5%を占め、無職者は 71 名で 13.2%となり、有職者の比率が若干減少した。また、業種別では運輸・通信業（21.2%）が最も多く、以下製造業（19.0%）、金融・保険業（18.8%）、国・地方公共団体（7.8%）、サービス業（6.1%）、卸・小売業（5.6%）などとなっている。

③ 合格者のうち、称号付与申請のあった 510 名（前年度合格者を含む）に対しては平成 21 年 4 月 1 日付けで消費生活アドバイザーの称号を付与し、これにより本制度実施以来の認定者数は 12,323 名となった。

(2) 消費生活アドバイザー資格保有者が更新の要件として受講する更新講座は、従来の集合講座（6 都市で開催）に加えて、昨年度から新たに導入したインターネットを利用した e ラーニング講座を引き続き開講し、受講者の利便性を高めた。なお、e ラーニング講座の開講にあたっては、講座数を拡大したほか学習コンテンツや運営・管理の仕組みを再構築した。また、受講者数は、集合講座で延べ 8,326 名、e ラーニング講座で延べ 1,970 名の計 10,296 名であった。

(3) 消費者教育・啓発事業の一環として通信講座を実施しているが、本年度新規受講者数は 2,694 名（講座開講以来の累計は 145,191 名）であった。なお、通信講座で使用する平成 21 年度版テキストは、受講者の学習意欲・効果を高めるべく 10 年ぶりの大幅改訂を行い、平成 21 年 4 月の新規開講より配本を開始した。

(4) 昨年度に引き続き経済産業省より、情報化の進展に伴い社会問題化しているさまざまな消費者問題に対応するための「電子商取引モニタリング事業」および、特定商取引法に基づく指定法人としての責務を果

たすための「特定商取引適正化事業」をそれぞれ受託し、これを実施した。

「電子商取引モニタリング事業」では、当協会内に設置した「電子商取引モニタリングセンター」において、インターネット通信販売・迷惑メールに係る広告・表示やインターネットオークションにおける法令遵守状況などに関する調査を行い、その結果を経済産業省に報告した。また、「特定商取引適正化事業」については、特定商取引法の規定に基づく主務大臣に対する申出制度の活用との推進と、特定商取引の適正化に資することを目的として、本制度に係る指導・助言や啓発活動などを展開した。

- (5) 消費生活アドバイザー制度の普及・促進を図るため、広報誌「あどばいざあ」（季刊）の刊行やポスター・パンフレットの作成・配布、経済産業省中小企業庁によるネットマガジン配信のほか、新聞、雑誌などを活用して全国的にPRを展開した。加えて、本年度は、パンフレットを主要書店で配布し、本制度の周知に努めた。また、（社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会に本制度の普及事業を委託し、仙台、広島、高松をはじめ、各地で説明会などを開いた。さらに、本制度や当協会の事業活動をより広く紹介するため、ホームページの改善を行うとともに、情報提供の強化・充実を図った。

9. (財)日本産業デザイン振興会

会 長 岡村 正 (当所会頭)

事 務 局 東京都港区赤坂 9-7-1 ミッドタウン・タワー 5階 TEL (03) 6743-3772

職 員 数 15名 基金財産 9 億9,000万円 (内基本財産 4 億4,000万円)

(1) Gマーク事業

20 年度のグッドデザイン賞事業は、国内外の企業・団体等から 3,023 件の応募を受付けた。1 次審査および 2 次審査を 4 カ月間かけて厳密に行い、最終的には 1,067 件 (635 社) をグッドデザイン賞として選出した。受賞対象のなかから、特に優れたものに対するグッドデザイン大賞をはじめとするグッドデザイン特別賞に 35 件、ロングライフデザイン賞に 19 件が選ばれた。8 月下旬に東京ビックサイトで行った 2 次審査会場を一般に公開するデザインフェア「グッドデザイン・エキスポ」を開催し約 4.1 万人の来場者を集めたほか、イヤーズブックや G D 関連書籍の刊行、歴代の全受賞データー (3 万件以上) のインターネットによる公開等、様々な振興活動を展開した。

(2) 東京ミッドタウン デザイン・ハブの展開

平成 19 年「東京ミッドタウン」への移転を機に、関係機関とともに設立した「東京ミッドタウン・デザイン・ハブ」において、次の事業を展開した。

① 展示事業…展示スペース (約 450 平方メートル) では様々な領域にわたるデザイン情報の受発信基地としての役割を果たすべく、テーマを設けた企画展を延べ 10 回開催した。

② 人材育成事業…海外の優秀な教育研究機関と国内大学の参加によって、産学連携による新しいデザイン開発をテーマとした人材育成を図るための施設 (インターナショナル・デザイン・リエゾンセンター) を設けており、国際シンポジウムをはじめ、セミナー等を合わせて 6 回開催した。

(3) 地域デザイン振興事業

国内各地域におけるデザイン振興施策の情報交換を行うため「全国デザイン振興会議」を開催した。

(4) 国際デザイン交流事業

I C S I D (国際インダストリアルデザイン団体協議会) 等海外デザイン関係機関との情報交流を行った。また、連携協定を締結したタイの D E 賞のフェアに G マークの展示を行った。

(5) 「デザイン月間」推進事業

10 月をデザイン月間とし、全国の地方自治体、経済団体、デザイン団体等で実施する事業を「デザイン月間」記念事業として登録し、支援した。

10. (社)日本商事仲裁協会 (平成 21 年 4 月 1 日から一般社団法人に移行)

会 長 岡村 正 (当所会頭)

(平成 21 年 4 月 1 日からの代表者は、代表理事・理事長 山本幸助)

(岡村会頭は 4 月 1 日に理事・会長を退任、6 月 2 日から最高顧問に就任)

事 務 局 東京都千代田区有楽町 1-9-1 日比谷サンケイビル 4 階 TEL (03) 3287-3051

(平成 21 年 6 月 1 日から 東京都千代田区神田錦町 3-17 廣瀬ビル 3 階 TEL (03) 5280-5200)

職 員 数 17 名

(1) 商事紛争に関する仲裁・調停・斡旋

①国際商事調停規則の制定・施行

国際商事紛争当事者の利便性向上のため、平成 21 年 1 月 1 日新たに国際商事調停規則を制定・施行し、解決手段の多様化を図った。

②仲裁

1) 仲裁事件：平成 20 年度に取扱った件数は、継続的売買・物品販売・建設請負・ライセンス等に関して、新規申立て 17 件、前年度からの継続 10 件の合計 27 件であった。その内 3 件については仲裁判断が出され、2 件は取下げにより 3 件はその他の理由により終了した。この結果、21 年度への継続事件は 19 件となった。

2) 仲裁人：名簿掲載者の見直しと拡充を行い、日本人 89 名・外国人 60 名から成る仲裁人名簿を作成するとともに、11 月 26 日に掲載者の交流会を開催し意見交換・情報交換を行った。

③調停

1) 国内調停事件：ADR 法に基づく法務大臣による業務認証を平成 19 年 12 月 27 日に取得したものの、平成 20 年度に取扱った件数は、いずれも物品販売に関してで、新規申立て 2 件、前年度からの継続 1 件の合計 3 件と低調であった。その内 1 件は取下げられ、2 件は不応諾により終了した。この結果、21 年度への継続事件は 0 件となった。

2) 国際調停事件：国際商事調停規則に基づく取扱い件数は、新規申立て 1 件で、21 年度へ継続となった。

④斡旋

斡旋事件：平成 20 年度に取扱った申立て斡旋件数は、1 件であった。

(2) 商事紛争に関する相談事業

①一般相談：相談・問合わせのうち、国際取引契約や紛争に関するものは 428 件であり、国内商事紛争に関するものは 20 件であった。

②法律相談：渉外弁護士による無料法律相談は、東京・大阪および名古屋の各事務所で開催し、その相談件数は合計 69 件であった。また、日本貿易振興機構と共催の貿易実務相談および中国専門法律相談を東京事務所で開催し、その相談件数は、それぞれ 69 件および 25 件であった。

(3) 調査研究および普及活動

①図書収集閲覧・刊行：商事仲裁・国際取引関連図書等を収集・閲覧、仲裁法規集第 38 回追録を刊行した。

②調査研究：「国際取引研究会」を、大阪事務所ではウィーン売買条約と国際商事仲裁をテーマに 4 回、名古屋事務所では仲裁条項や準拠法等をテーマに 6 回開催し、メンバー相互による調査・研究を行った。

③普及活動

- 1) 国際商事仲裁・調停推進事業：国際取引とその紛争解決の契約上の留意点について事前啓発のための無料セミナーを、協会単独ならびに各地商工会議所・外国法事務弁護士事務所・(社)日本仲裁人協会・(財)日中経済協会などの関係団体や海外の大学・弁護士会などとも共同して開催した。
- 2) 国内ADR推進事業：ADRに関する出張講演、機関紙(誌)への寄稿、パンフレットの送付を各地商工会議所や関係団体等の要請に応じて行ったほか、東京商工会議所中小企業相談センターにおいてADR相談を12回開催した。また、平成16年度より3ヵ年にわたり経済産業省から委託を受け作成した「調停人養成教材(基礎編・中級編・法的知識編)」を引続きホームページに掲出し、普及に努めた。
- 3) 広報活動：月刊機関誌「JCAジャーナル」・英文広報紙「JCAA Newsletter 第20号・21号」の発行のほか、ホームページを刷新し、仲裁・ADRなど本協会の諸事業の広報普及活動を実施した。
- 4) 有料講習会：東京・名古屋・大阪・神戸の各都市で、仲裁・取引契約・紛争予防・輸出入の実務、外為・貿易決済等をテーマに計19回のセミナー・講習会を開催し、仲裁・調停制度の普及活動を行うとともに国際契約等に関する各種情報提供を行った。

(4) カルネ事業

日本商工会議所の委託を受け発給しているカルネ(免税扱一時輸入通関手帳)の発給件数は、昨秋の世界金融恐慌の影響で前年度比約600件減少し8,254件であったが、依然平年並みの水準を維持した。また、日本発給のATAカルネ通用国・地域は「モンテネグロ」が加わり66ヵ国・地域に拡大した。

なお、カルネ事業の普及推進のため、「JCAジャーナル」誌に『カルネ便り』欄を連載し毎号トピックを紹介するとともに、日本商工会議所発行「会議所ニュース」「石垣」、大阪商工会議所発行「大商ニュース」、日本貿易振興機構発行「2009 貿易ハンドブック」「ジェトロセンサー」誌にカルネに関する広告および紹介記事を掲載したほか、成田空港第1ターミナルビルにおける大型PR看板掲出を通年継続した。

(5) 一般社団法人への移行と東京事務所の移転

公益法人制度改革にいち早く対応し、平成20年12月12日に内閣総理大臣宛に一般社団法人への移行認可申請を行い、平成21年3月18日に認可を受けて、平成21年4月1日から新法人としての活動を行うとともに、東京事務所を平成21年6月1日に千代田区神田錦町3丁目17番地へ移転し、業務を行うことにした。

11. (財)日本ファッション協会

理事長 馬場 彰
副理事長 平井 克彦、畑崎 重雄、古屋 勝彦、滝 茂夫、中村 利雄（当所専務理事）
理事 29名 監事 2名 評議員 56名 顧問 5名 参与 14名
相談役 岡田 卓也、山口 信夫（当所名誉会頭）
事務局 東京都中央区日本橋室町1-5-3 福島ビル6階 TEL (03)3242-1677
職員数 26名（契約社員等含む） 設立 平成2年4月4日（通商産業大臣認可）
基本財産 16億1,600万円（平成21年3月31日現在） 出捐企業・団体数 163 賛助会員数 571

(1) 協会の役割

本協会は、ファッションが多くの人々の共感を得て広がり、生活文化へと発展する源であるとの認識に基づき、ファッションの向上を図ることを目的として、平成2年4月に設立された。ファッションの向上を図るため具体的な事業として、アジア地域との相互理解・交流とファッションビジネスの促進支援、心の豊かさを育む都市の再生プロジェクトの推進、新たな生活文化の創造に貢献する活動に対する顕彰、世界的なトレンドカラーに関する普及啓発など豊かな生活文化の創造を目指した事業を実施している。

(2) 事業概要

- ① アジア各国との生活文化・ファッションに関する相互理解と相互交流を図り、豊かな生活文化の創造を推進するために平成15年度に設立した「アジアファッション連合会」の第5回大会を8月にバンコクで開催した。
- ② “「生活文化創造都市」創生プロジェクト”を引き継ぎ、平成18年度から3カ年計画で、“生活文化創造都市拡充プロジェクト”を推進し、「生活文化創造都市の指標化」に取り組んだ。有識者による「生活文化創造都市推進会議」を3回開催し、指標化に向け定量的な調査だけでなく、定性的な視点からも各都市の特性を明確化するため札幌市、沖縄市、小豆島で「地域会議」を開催。さらに、「Creative Japan 全国大会 2008 in 奈良」を11月に開催した。
- ③ 映画のすばらしさを与えてくれた作品と多くの上質な映画を公開した配給会社を表彰する「ベストシネマ賞」と「シネマ夢倶楽部賞」のほか、映画を通して生活文化や社会の発展などに貢献のあった団体、行政を表彰する「シネマ文化賞」の表彰式を2月に開催した。さらに、未来に向けて新たな足跡を残しうる優秀なクリエイションワークを顕彰する「日本クリエイション大賞」の表彰式を3月に開催した。自動車のカラーデザインの向上を図る目的にオートカラーアワード2009の表彰式を12月に開催した。
- ④ アジア・オリジナル・カラーデザインのあり方の調査研究ならびに相互交流を図るべく、日本・中国・韓国により設立した「アジア・カラー・コミッティー（ACC）」では、世界に向けたアジアのファッションカラーの発信、日・中・韓の国際会議としてアジアカラーフォーラムを東京で開催した。
- ⑤ 色彩情報に関する理解を深めるため、色彩の基礎から応用やカラー・デザイン・トレンド等の切り口で「色彩講座ベーシックコース」「カラーデザイン塾」「カラートrendセミナー」を開催した。
- ⑥ 東京の5地点（原宿、渋谷、代官山、表参道、銀座）のストリートファッションを紹介するウェブサイト「Tokyo Street Style」が260万ページビュー／月、21万ユニークブラウザと日本最大級のファッション・ウェブマガジンとなり、またアジアを中心に欧米各国からもアクセスが増加した。

12. (株)キャリアック (商工会議所福利研修センター)

代表取締役 坪田 秀治 (当所理事・事務局長)

所在地 静岡県浜松市西区村櫛町 4597 浜名湖頭脳公園内 TEL (053) 484-4155

(1) 会社設立の目的

全国の商工会議所の役職員や会員事業所の経営者・従業員等の研修やリフレッシュのための施設である(株)キャリアック (商工会議所福利研修センター) の運営・管理を行うため、日本商工会議所が各地商工会議所の協力のもとに設立。

(2) 会社の概要

①設立登記日 平成4年6月10日 ②本店所在地 静岡県浜松市 ③資本金 5,000万円

④役員 取締役8名 監査役1名 (21年3月31日現在)

代表取締役: 坪田 秀治 (当所理事・事務局長)

常務取締役: 藤井 史朗

取締役: 茂木 洋

取締役: 灘本 正博

取締役: 工藤 尚武

取締役: 赤堀 眞一郎

取締役: 坂本 裕

取締役: 安永 裕相

監査役: 中島 芳昭

⑤従業員数 16名

(3) 事業概要

①稼働状況

20年度の利用者は、宿泊利用が17,560人、日帰り利用が1,289人で、合計18,849人となった。宿泊利用者は、昨年度に比べ3,858人減、稼働率では5ポイント減の22.8%となった。利用者のうち研修利用は71%、福利利用は29%で、企業等の研修利用が減少しました。

また、本年度の主だった利用者の内訳は、商工会議所・企業・教育機関・医療機関・労働組合・趣味の会など幅広く、特に大学・高等学校等の教育機関等の利用が多くなっている。

②営業活動・各種イベント等の実施

稼働率UPをはかるため、日本商工会議所・各地商工会議所、アクサ生命保険(株)の協力のもとに、企業、業界団体、教育機関等への訪問、ダイレクトメールやEメールによるPR・営業活動を精力的に展開した。また、インターネットやマスコミなどのメディアを通じて施設のPRを行ったほか、インターネットで宿泊を受け付ける企業との連携強化や各地商工会議所の機関紙やHPへの施設紹介記事の掲載を行った。さらに、利用促進を図るため、「季節限定・四季彩りプラン」、「新・研修プラン」、「キャリアックプラン」、「バーベキュープラン」等の独自企画を実施するとともに、各団体・機関の行うセミナー、イベント等の誘致を積極的に実施した。また、商工会議所関係では、日本商工会議所が主催する商工会議所役職員を対象とした各種研修会の受け入れを行った。

③債権・債務状況

当所とキャリアックの間に記載すべき債権・債務関係はない。

13. (財)日本容器包装リサイクル協会

理事長 佐々木 謙二（当所副会頭） 副理事長 山本 和夫 専務理事 石井 節
理事 45名 評議員 51名
事務局 東京都港区虎ノ門1-14-1 郵政福祉琴平ビル2階 TEL (03)5532-8597
職員数 35名 基本財産 1億2,028万5千円

当協会は、平成20年度において、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下、「容リ法」）に基づく指定法人として、①ガラスびん（無色・茶色・その他の色の3種）、②PETボトル、③紙製容器包装（除、紙パック・段ボール）、④プラスチック製容器包装、の再商品化（リサイクル）を実施した。

(1) 当協会は、最適な“リサイクルの環”づくりのコーディネータ

・20年度は、71,329 特定事業者から、容器包装のリサイクル義務履行を受託・

① 特定事業者から預かった費用でリサイクルを実施

ガラスびん、PETボトル、紙、プラスチックなどの「容器」や「包装」を利用して商品を販売・輸入している事業者および「容器」を製造している事業者（以下、「特定事業者」という）は、それら容器や包装が各家庭から分別排出された後は、容リ法の定めで、リサイクル（＝容リ法では「再商品化」という）の義務を負っている。

しかしながら、現実問題として全国の家から排出される使用済みの「容器」や「包装」を、個別の事業者が自主的に回収しリサイクルすることは難しいケースが圧倒的に多い。このため、当協会は、最適な“リサイクルの環”づくりのコーディネータとして、特定事業者からリサイクルに必要な費用として支払われた“再商品化委託料金”を預かり、当該事業者が負っている自ら果たすべき使用済み容器包装のリサイクルを当協会において行った。20年度に、当協会にリサイクルの義務履行を委託した特定事業者は、71,329 社（19年度は、71,409 社）であった。

② 特定事業者からのリサイクルを受託する業務は、各地商工会議所・商工会の協力で実施

当協会では、政令（H7.12.14、容リ法施行令）に基づいて、主に全国の都市部に拠点を置く日本商工会議所と全国の町村部に拠点を置く全国商工会連合会に業務委託を行い、その全国ネットワークの中で、特定事業者からの再商品化委託の申込受付業務を実施した。

併せて、各地商工会議所・商工会の協力を得て、容リ法に係る説明会の開催や相談窓口での個別事業者への周知、施設見学会の実施、会報やホームページを通じた関連情報の提供など、両団体が所在する地域特性に応じた方法で、容器包装リサイクル制度の普及啓発に取り組んだ。

③ 分別収集物を保管する全国1,668ヶ所の施設ごとに、電子入札でリサイクル業者を選定

当協会では、全国1,811市町村（20年4月1日現在）のうち、約87%にあたる1,582市町村と20年度業務実施契約（引取契約）を締結した。同市町村が各家庭から排出された使用済み容器包装を分別収集・保管している1,668（19年度1,604）の保管施設ごとに、再商品化事業者（リサイクラーとも言う）からの電子入札を受け付け、その入札結果によって、4素材ごとに選定された再商品化事業者229社（同238社）にリサイクル業務を委託した。

④ 国内のリサイクルシステム維持を目的として、PETボトルで期中追加入札を実施

20年9月の米国の金融危機に端を発した世界同時不況で、原油市況あるいは原材料価格は大幅に下落

し、一時急騰していた使用済みPETボトルの価格も、中国経済の急激な悪化を受けて市況が暴落するなど、PETボトル再商品化事業者を取り巻く経済環境は急激に悪化した。当協会では国内のPETボトルリサイクルシステムの崩壊を回避すべく、20年12月25日～21年1月6日まで使用済みPETボトルの期中追加入札を実施するとともに、既存の20年度契約単価の調整、委託料の支払いの一時猶予などの緊急措置を実施した。

(2) リサイクル費用を前年度実績比で 62 億円削減

① プラ製容器包装のリサイクルの平均落札単価はダウン

当協会では、健全なリサイクルのための社会的コストは、より適正であることが求められるとの基本認識のもとで、種々の工夫を重ねている。とりわけ、量・費用ともに圧倒的なシェアを占めるプラスチック製容器包装のリサイクル業務に関して、20年度の再商品化事業者の入札選定に際しては、上限値の設定（20年度97,000円＜19年度105,000円＞）、落札可能量の10%削減等の措置を講ずる事により、平均落札単価（3月31日現在の契約時点のもの、以下同じ）は64,494円（19年度76,440円）と19年度比で15.6%の減となり、高止まり傾向は、19年度に引き続き是正された。

これに加えて、市町村から当協会へのプラスチック製容器包装の引き渡し量が、当初見込みを大きく下回る等の要因もあり、20年度の4素材合計のリサイクル費用（約414億円）は、19年度実績（約476億円）に比べて、約62億円の大幅減となった。

② PETボトルの有償入札に伴う市町村への拠出金額は、約49億円

20年度におけるPETボトルおよびガラスびんの一部の有償入札（注：有償入札＝再商品化事業者が当協会にお金を払ってリサイクル業務を受託する場合の入札）に伴う、当協会の収入は、従来から、主務省庁見解に基づいて、消費税相当額を除く全額を、対象市町村からの引取量および落札単価に応じて拠出した。20年度中の拠出実績は、前述のPETボトルの期中追加入札分と合わせて、738市町村・48億9千700万円（19年度740市町村・48億1千500万円）となった。

(3) 市町村で、プラ製容器包装収集物の品質改善のための“出前講座”を実施

容器包装リサイクルの対象素材の中でも、圧倒的なボリュームを占めるプラスチック製容器包装収集物の品質改善は、容器包装リサイクル制度が適正に機能するための重要課題の一つである。

このため、当協会では分別収集物の引取り・再生処理を委託している再商品化事業者の協力を得て、特に、プラスチック製容器包装のベール（注：ベール＝分別収集したものを圧縮し、結束材で梱包して俵状にしたもの）の品質調査の厳正な実施と品質改善に向けたアプローチに力を注いだ。

こうした中で各市町村には分別収集物の品質改善の必要性が理解されつつあるが、当協会では、市町村における品質改善に向けた取り組みをさらに支援していくための新たな活動として、プラスチック製容器包装収集物の品質改善等をテーマとした勉強会を「出前講座」として企画し、20年度は15市町村・一部事務組合からの要請で開催した。

(4) ただ乗り事業者対策を自主的に継続

特定事業者でありながら容器包装のリサイクル義務を果たしていない「ただ乗り事業者」への対策は、当協会が、国との連携を密にしながら継続的に取り組んでいる重要な課題である。

このため、当協会では、自主的な取り組みとして(1)前年度申込（契約）事業者のうち、当年度未申込事

業者に対して、文書により再商品化義務履行を要請(年4回)、(2)当年度申込(契約)事業者のうち、過年度(12年度～19年度)分の申込等が漏れている事業者(4,107事業者)に対して文書により未申込年度のリサイクル義務履行を要請、(3)全国各地の関係事業者に義務履行を呼びかけるため、商工会議所・商工会の相談窓口等を通じて普及啓発活動を行った。さらには、20年10月からは協会ホームページに“委託料金事業者リスト”の掲載も開始した。こうした取り組みにより、20年度は1,626社(前年度754社)から過年度分の申込を受け付け、その金額は7億9千300万円(同6億4千300万円)となった。

(5) 市町村への資金拠出の実施に向けた体制を整備

改正容リ法第10条の2に基づく「市町村への資金拠出制度」が、20年4月から施行されたことを受け、資金拠出制度の運用手順を確定し、21年9月に予定している資金拠出に向けた事務処理システムの開発等、実施に向けた体制を整備した。また、本制度は、市町村の品質改善努力によって低減された成果に応じて資金拠出される仕組みとなっており、その内容について、特定事業者や市町村の関係者への周知を図るため、当協会の諸会議での説明、各種広報媒体でのPR等を通じて、特定事業者・市町村担当者等への周知に努めた。

(6) 容器包装リサイクル制度の理解促進に向けて、広報活動と情報公開を充実

当協会の広報活動全般について、市町村、消費者など幅広い立場の方々からご意見をいただくために「広報懇談会」を設置するとともに、ホームページの全面リニューアル、会報「協会ニュース」の充実などに努めた。また、容器包装リサイクル制度に対する一般の方々の理解を深めていただくための活動として、講演会やセミナーへの講師派遣を積極的に行うとともに、各種イベントへの後援・協力・出展などを行った。さらに、容器包装リサイクルについての理解促進のため、リサイクル製品の利用・用途情報等の発信に取り組んだ。

(7) リスク発生時の事務局の行動マニュアルを作成

地震などの自然災害や新型インフルエンザの発生・感染拡大等の危機的事象が生じた場合の当協会業務の正常化を念頭におき、その際の事務局の行動指針や要領等をまとめた①地震など自然災害時における事務局行動マニュアル、②新型インフルエンザ発生時における事務局行動マニュアルを21年1月に作成し、役職員全員への徹底を図った。

(8) 公益認定申請に向けた諸準備を実施

20年度は、21年度中の公益財団への移行を目標に掲げ、公益認定申請に向けた諸準備に取り組んだ。新法が施行された20年12月の理事会・評議員会では、制度改革に対応するための組織の再編の方向性について了解を得るとともに、新法人格取得後の最初の評議員の選任について、国の指導に基づいて第三者機関「最初の評議員選定委員会」を設置して行うことを決定した(21年3月12日主務省認可)。

21年3月の理事会・評議員会では、組織再編の方向性の最終確認、最初の評議員の原案作成、「諸規程管理規則」および「役員区分に基づく報酬等基準」の新規制定、「委員会設置規則」の一部改正など規程整備を進めた。また、21年秋に予定する公益認定申請に向けて、定款変更案の原案作成などの準備に入った。

14. 商工会議所年金教育センター

理事長 中村 利雄（当所専務理事）

理事 9名 監事 2名 顧問 2名

事務局 東京都千代田区神田美土代町7 東英美土代ビル2階

職員数 2名 設立 平成13年9月12日

（ホームページ <http://www.cci-nenkin.jp>）

（1）設立の目的

商工会議所の会員企業を中心とした中小企業や個人事業主等が、安心して企業年金や退職金制度等を導入できる社会環境を整えるために、各地商工会議所等の中小企業団体が行う企業年金・退職金制度、ライフ・プランニング、金融商品、投資等に関する各種教育、啓発・普及活動を側面から支援することを目的とする。

（2）事業概要

①教育研修事業

○平成21年3月31日で資格の有効期間（2年間）が満了する1級DCプランナー（企業年金総合プランナー）を対象として、平成20年11月8日（土）および同22日（土）に東京都千代田区で1級資格更新研修会を開催した。これは、従来からの資格更新のための通信教育講座に加えて、昨年に引き続き開催したもので、157人が参加した。

○各地商工会議所が開催する企業年金・退職金制度に関するセミナーに対し、企画、助言および講師の紹介、教材の提供等によって支援した。

②出版・企画事業

○「適年対策実務マニュアル」（2,725部）をはじめ、「個人型確定拠出年金Q&A（制度編）」（2,117部）や「確定拠出年金法関連条文集」（1,258部）、「個人型確定拠出年金Q&A（運用編）」（819部）などの書籍等を作成、頒布した。

③IT活用事業

○日本証券業協会証券教育広報センターと連携し、確定拠出年金制度や資産運用などについてインターネットで学習できる投資教育ネット・プログラム「お金と暮らしのウェブ・プログラム」の普及推進に努めた。

○ホームページのコンテンツを充実させ、企業年金・退職金制度に関するトピック的なニュースや解説等、タイムリーな情報提供に努めた。

④DCプランナー（企業年金総合プランナー）支援事業

○1級または2級のDCプランナー（企業年金総合プランナー）としての資格を登録している者に対する情報提供サービスの一環として、メールマガジンを毎月2回（1日・15日）定期的に配信したほか、会報「DCプランナー」を年2回（8月・2月）発行した。

○資格の有効期間（2年間）が平成21年3月31日で満了する1級または2級のDCプランナー（企業年金総合プランナー）を対象とした資格更新通信教育講座を開講した。受講者数は、1級（818人）と2級（1,608人）の合計で2,426人。

○より実践的な知識が求められる1級については、資格の登録者から、「通信教育講座だけではなく、退

職給付制度改革のケーススタディや法令等の動向などに関する最新の情報を内容とした集合研修を開催してほしい」との意見が寄せられていたことから、1級の資格登録者を対象とした資格更新のための研修会を、昨年引き続き東京で開催した（平成20年11月8日（土）および同22日（土）、参加者数は157人）（前掲）。

○受験者数の拡大のために、ホームページ等の各種広報媒体を活用してDCプランナー（企業年金総合プランナー）認定試験のPRに努めた。特に、メールマガジンでも、1級の資格登録者からの投稿記事を基に、「合格体験記」として紹介した。

⑤調査・研究事業

○企業年金・退職金制度の改善要望として、適格退職年金制度（適年）から特定退職金共済制度への年金資産の非課税での移換措置、適年の廃止に伴う退職給付制度の見直しの重要性についての広報強化、特別法人税の撤廃、確定拠出年金制度の拠出限度額の一段の引き上げ、中途引き出し要件の一層の緩和、本人拠出（マッチング拠出）の創設、年齢・加入期間による制約の緩和、個人型確定拠出年金の対象拡充等を日本商工会議所に提言した。

⑥その他

○国や関係諸団体、各種マスコミ機関等と連携し、商工会議所年金教育センターの活動を各方面に広くPRした。